

年 報

や ま び こ 3 5

—— 2023年度情報公開・個人情報保護・会議公開制度運用実績報告書 ——

町田市総務部市政情報課

目次

第1章	情報公開請求の状況	2
1	2023年度の経過	2
2	情報公開請求・決定の内容	5
3	年度・実施機関別情報公開請求の件数	277
第2章	個人情報開示等請求の状況	278
1	2023年度の経過	278
2	個人情報開示等請求・決定の内容	280
3	年度・実施機関別個人情報開示等請求の件数	314
第3章	情報公開・個人情報保護審査会の状況	315
1	情報公開・個人情報保護審査会	315
2	情報公開・個人情報保護審査会の開催状況	315
3	不服申立て（審査請求）の状況	317
4	答申の状況	317
5	審査会事件一覧	318
第4章	情報公開・個人情報保護運営審議会の状況	390
1	情報公開・個人情報保護運営審議会	390
2	情報公開・個人情報保護運営審議会の開催状況	390
第5章	審議会等の会議公開の状況	392
1	2023年度の経過	392
2	審議会等の会議の開催状況	393
第6章	市長の資産等公開の状況	396
1	2023年度の経過	396
第7章	情報提供の状況	397
1	情報公開と情報提供	397
2	刊行物の販売	398
3	町田市ホームページでの情報提供	400
第8章	個人情報の漏えい事故ゼロを目指して	401
1	個人情報漏えい事故の概要と再発防止策の実施状況	401
2	研修・説明会等の開催	403
3	PIニュースの発行	404
第9章	その他	405
1	予算執行状況	405
2	出資等団体の情報公開制度化の取り組み状況	405
3	他の自治体等からの視察	406

第1章 情報公開請求の状況

市政に関する知る権利の保障として、町田市情報公開条例に基づき、市が保有する情報の公開を求める制度です。

1 2023年度の経過

1年間の請求件数は722件（うち、取り下げ16件、情報提供への切り替え3件）でした。その内訳及び決定の状況は以下のとおりです。

(1) 2023年度実施機関別情報公開請求件数

実施機関	主管部	課	件数	小計
市	政策経営部	企画政策課	47	667 (うち、取り下げ15件)
		経営改革室	1	
		デジタル戦略室	19	
		秘書課	35 (うち、取り下げ1件)	
		広聴課	6	
	総務部	総務課	84	
		法制課	3	
		職員課	12	
		市政情報課	38 (うち、取り下げ6)	
	財務部	市有財産活用課	45	
		営繕課	3	
		資産税課	1	
		納税課	1	
	防災安全部	防災課	2	
	市民部	市民総務課	1	
		市民協働推進課	111 (うち、取り下げ4件)	
	文化スポーツ振興部	スポーツ振興課	4	
	地域福祉部	福祉総務課	5	
		指導監査課	3 (うち、取り下げ1件)	
		生活援護課	1	
		障がい福祉課	5	
	いきいき生活部	いきいき総務課	1	
		保険年金課	1 (取り下げ1件)	
高齢者支援課		6		
介護保険課		1		
保健所	保健総務課	1		

		健康推進課	4	
		保健予防課	8	
		生活衛生課	15	
	子ども生活部	児童青少年課	1	
		保育・幼稚園課	1	
		子ども発達支援課	2	
	環境資源部	環境政策課	1	
		環境共生課	2	
	道路部	道路政策課	29	
		道路管理課	1	
	都市づくり部	都市政策課	76	
		土地利用調整課	1	
		地区街づくり課	15	
		建築開発審査課	6	
	下水道部	公園緑地課	63 (うち、取り下げ2件)	
下水道経営総務課		2		
	下水道管理課	1		
	会計課	2		
教育委員会	学校教育部	教育総務課	4	45 (うち、取り下げ1件)
		新たな学校づくり推進課	5	
		施設課	8	
		学務課	2	
		保健給食課	3	
		指導課	18 (うち、取り下げ1件)	
		教育センター	2	
	生涯学習部	生涯学習総務課	1	
		図書館	2	
選挙管理委員会		1	1	
監査委員		2	2	
農業委員会		0	0	
固定資産評価審査委員会		0	0	
病院事業管理者	医 事 課	1	1	
議 会		3	3	
合 計		719 (うち、取り下げ16件)	719 (うち、取り下げ16件)	

(2) 請求者区分別請求件数

請求者区分	市内に住所を有する個人	市内に事務所または事業所を有する法人その他の団体	市外に住所を有する個人	市外に事務所または事業所を有する法人その他の団体	合計
請求者数	14人	4人	18人	7人	43人
請求件数	674件	7件	29件	9件	719件

※1人当たりの請求件数約17.1件、1人最大請求件数597件(市内に住所を有する個人)

(3) 請求に対する決定区分別件数

決 定 区 分					合計
公開決定		非公開決定			
公開	一部公開	非公開	不存在	存否応答拒否	
204件	158件	18件	399件	4件	783件

※1件の請求に対して複数の決定があるため、請求件数の合計と決定件数の合計は一致しません。
 ※公開決定等の期限の特例を利用しているため、2024年12月1日現在、決定していないものがあります。

(4) 非公開（一部公開を含む）情報の適用除外事項別内訳

適 用 除 外 事 項					合計
条例5条第1項				条例7条 存否応答拒否	
第1号 個人情報	第2号 法人情報	第3号 審議・検討等 に関する情報	第4号 事務又は事業 に関する情報		
136件	45件	2件	56件	4件	243件

※1件の非公開（一部公開）決定に複数の適用除外事項が該当する場合があります。

非公開情報

情報公開制度では、実施機関の保有している公文書は、非公開情報を除いて、原則としてすべて公開します。

情報公開条例第5条第1項

- | | | |
|-----------------|---|---------------------|
| 1号 個人情報 | → | 個人に関する情報 |
| 2号 法人情報 | → | 企業等の法人に関する情報 |
| 3号 審議・検討等に関する情報 | → | 行政上の意思が最終決定されていない情報 |
| 4号 事務又は事業に関する情報 | → | 行政の事務・事業の運営に関する情報 |

2 情報公開請求・決定の内容

表 記 内 容 の 説 明

整理番号 請求年月日 (主管部課名)

■請求内容

決定年月日 決定内容

・対象公文書の件名

理由：(一部公開、非公開、不存在、存否応答拒否、決定延期の理由)

※備考

2023-1 2023年4月4日 (都市づくり部建築開発審査課)

■作業所建物に係る建築確認情報書類

2023年4月12日 不存在決定

理由：当該地番の建築確認申請書は受理しておらず、不存在であるため

2023-2 2023年4月6日 (市民部市民協働推進課)

■2023年3月1日から4月5日までに (1) ○○○○自治会から市が取得した書類すべて

(2) 市が○○○○自治会に発行した書類すべて (市民協働推進課で調査してください。

なお、公文書に該当しない市が発行した掲示物は請求対象ではないことを留意して、速やかに開示してください。)

2023年4月19日 決定延期

理由：公文書公開請求件数が重なり、対象文書の特定に時間を要するため。

2023年5月17日 一部公開決定

・2023年3月1日から4月5日までに

(1) ○○○○自治会から市が取得した書類すべて

・2023年3月17日付 町田市補助金等精算書

(2) 市が○○○○自治会に発行した書類すべて

・2023年3月15日付 書類発送のご案内

・2023年3月17日付 22町市協第687号

町田市補助金交付額確定通知書

・2023年4月3日付 書類発送のご案内

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

・(1)のうち、会長の住所、氏名、印影

(2)のうち会長の氏名

2023-3 2023年4月11日 (いきいき生活部高齢者支援課)

■町トレ参加者の体力測定データと介護認定データ

2023年4月25日 一部公開決定

・町トレの参加者の体力測定データ

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。

・生年月日、年齢、会場、日付、グループ名

2023-4 2023年4月12日 (保健所保健予防課)

■健康づくりのうち運動に関するもの(保健所・インターネット上に動画が上げられているもの)

2023年4月26日 **決定延期**

理由：対象文書の特定と精査に時間を要するため。

2023年5月11日 **一部公開決定**

- ・「誰でも簡単！おうちでできる血糖値改善運動講座」（糖尿病予防講習会）における動画撮影の実施について
- ・「誰でも簡単！おうちでできる血糖値改善運動講座」（糖尿病予防講習会）における動画撮影について（報告）
- ・町田市ホームページの更新について（動画～血糖値が気になる方へ～）
- ・オーラルフレイル対策の動画作成について

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。

- ・外部講師の氏名

2023-5 2023年4月14日(総務部職員課)

■町田市ハラスメント防止対策委員会に付議する際に必要となる申請書類とその説明文書のすべて

2023年4月26日 **一部公開決定**

- ・各窓口が部内対応後、対応内容について報告票により委員会へ報告・付議するための以下の受付票、確認票、報告票
 - ・「ハラスメントに係る苦情・相談の申出への内部対応報告票」
 - ・「事実確認票（相手方・第三者用）」
 - ・「ハラスメントに係る苦情・相談受付票（本人用）」
 - ・「ハラスメントに係る苦情・相談受付票（第三者用）」
- ・説明に関する文書
 - ・「町田市職員ハラスメント防止のためのマニュアル（2021年4月1日改訂）」
 - ・「町田市職員ハラスメント防止のためのマニュアル（2023年4月13日改訂）」
 - ・「町田市職員ハラスメント防止のためのマニュアル（概要版）」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人が契約している団体との連絡専用の電話番号・URL（契約団体である旨の識別コードを含む）であり、公開するにより、当該電話番号・URLの使用目的を失わせ、当該法人の事業運営に著しい支障が生じると認められるため。

- ・電話番号・URL（契約団体である旨の識別コードを含む）

2023-6 2023年4月14日(財務部市有財産活用課)

■森野市庁舎の地下駐車場と市庁舎内部の間の職員カード（ICカード）を使って開ける扉の警備員以外の出入りの記録（2022年3月20日分の午前8時半から午後5時までの分）

2023年4月28日 **非公開決定**

- ・ICカードリーダーシステムログ（2022年3月20日）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○執務室等に入室する際にドアの電気錠を開錠するために使用しているICカードシステムの記録を公開することにより、市庁舎管理事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。

なお、請求人はシステムログのすべてではなく、「警備職員以外の出入りの記録（2022年3月20日分の午前8時半から午後5時までの分）」に限定した公開を求めている「出入りの記録」とは当該記録の記載事項のうち、電気錠を開錠した日付、時刻、出入りをした職員の所属や氏名等の情報を指す。警備職員の記録を除き、特定の日時に限定したとしても、同様の情報公開請求が別の日時に請求された場合、これらの情報を公開することにより、職員の出入りの頻度が判明し、人気のない時間帯を推測することが可能になることから保安上の支障が生じる恐れがあるため、公開することができない。

2023年5月11日 **審査請求**

2023-7 2023年4月14日 …………… (財務部資産税課)

■2022年中の登記異動反映済の地番図 shape データ。字界、字名、家屋（外形・家屋番号）の情報もあれば対象とする。

2023年4月26日 **公開決定**

- ・電子地番図（2023年1月1日現在）

（町田市全域における、2023年1月1日現在の土地の現況図で、「登記異動修正済データ」の複製物。）

※地番、字名を含み、字界、家屋（外形・家屋番号）は含みません。

2023-8 2023年4月14日 …………… (文化スポーツ振興部スポーツ振興課)

■健康づくりのうち運動に関するもの スポーツ振興課（インターネット上にあがっている動画等に関するもの）

2023年4月27日 **一部公開決定**

- ・下記動画作成の仕様書（起案書）及び報告書

1

- ・ゼルビーもチャレンジ！お家でできる！ちょっぴりながら運動

2

- ・パート1「ゼルビーもチャレンジ！お家でできる親子のちょっぴりダンス～2さい・3さいのダンス前のウォーミングアップ」
- ・パート2「ゼルビーもチャレンジ！お家でできる親子のちょっぴりダンス～2さい・3さいのダンス前のジャンプ&ステップ」

3

- ・【4歳～5歳向けダンス前のウォーミングアップ】
- ・【4歳～5歳向けステップ&ダンス】
- ・【小学1年生から3年生のびのびストレッチ】ゼルビーもチャレンジ！お家でできる親子のちょっぴり運動・おうちでできる運動をゼルビーと一緒に紹介

7

- ・子ども、親子、シニアに向けたストレッチ&トレーニング動画で運動不足解消！③子ども向け運動ストレッチ編
- ・子ども、親子、シニアに向けたストレッチ&トレーニング動画で運動不足解消！④子ども向け運動筋力トレーニング編
- ・子ども、親子、シニアに向けたストレッチ&トレーニング動画で運動不足解消！⑤親子体操・脚じゃんけん
- ・子ども、親子、シニアに向けたストレッチ&トレーニング動画で運動不足解消！⑥親子体操・とんねるごっこ
- ・子ども、親子、シニアに向けたストレッチ&トレーニング動画で運動不足解消！⑦親子体操・ジャンプ遊び

4

- ・男前プチ筋トレ

5

- ・⑤目指せ MAKE THE 美ボディ！ウォームアップストレッチ編～曲に合わせて楽しくエクササイズ
- ・目指せ MAKE THE 美ボディ！1曲エクササイズ～曲に合わせて楽しくエクササイズ～アームエクササイズ
- ・④目指せ MAKE THE 美ボディ！～腹筋編
- ・目指せ MAKE THE 美ボディ！1曲エクササイズ～曲に合わせて楽しくエクササイズ～バックアンドエクササイズ
- ・③目指せ MAKE THE 美ボディ！コンビネーション編～曲に合わせてエクササイズ

6

- ・運動教室①どこでも。簡単に行えるエクササイズ・お腹引き締め運動・ドローイン（引き締める、吸い込む）
- ・運動教室②どこでも簡単に行えるエクササイズ・お腹引き締め運動・ドローイン（引き締める、吸い込む）

7

- ・子ども、親子、シニアに向けたストレッチ&トレーニング動画で運動不足解消！①シニアに向けたストレッチ編

8

- ・運動不足解消！お家で簡単椅子エクササイズ動画（高齢者向け）

7

- ・子ども、親子、シニアに向けたストレッチ&トレーニング動画で運動不足解消！②シニア向け運動筋力トレーニング編

9

- ・一緒に身体を動かそう！リズム体操！！
- ・誰でも5分で簡単にできるリズム体操
- ・頑固なコリにデスク周りで簡単ストレッチ

10

- ・「誰でもできる☆ながらストレッチ」動画（全世代向け）

11

- ・【ポールストレッチ・ストレッチポールを使った全身ストレッチ】
- ・【椅子を使ったタバタトレーニング】
- ・【お家でできるタバタトレーニング初級編】
- ・【お家でできるタバタトレーニング中級編】
- ・【お家でできるタバタトレーニング上級編】

※上記の動画タイトルは市ホームページに掲載している順番に記載しています。なお、動画タイトル上の番号は公開する文書に付番した資料番号です。

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。

- ・外部講師の氏名

町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。

- ・法人の印影

2023-9 2023年4月20日 ……………（学校教育部指導課）

■町田市教育委員会研究（運動と健康に関するもの）及び研究の一覧

2023年5月2日 **決定延期**

理由：請求に係る公文書の量が多く、精査に時間を要するため。

2023年5月25日 **公開決定**

- ・研究推進校一覧（2018年度、2019年度、2020年度、2021年度、2022年度）
- ・研究紀要（2019年度南第一小学校、2020年度町田第二小学校、2020年度小山中央小学校、2022年度忠生中学校）

2023-10 2023年4月21日 ……………（都市づくり部公園緑地課）

■野津田公園「湿性植物園」開設にあたっての資料すべて。（仕上り図面、設計者、コンセプトを含む概要について 環境調査書書ほか全て）

2023年5月8日 **取下げ**

2023-11 2023年4月21日 ……………(都市づくり部公園緑地課)
■2013年から9回にわたって行った「町田市第二次野津田公園整備計画懇談会」の最終回の議事録。議事要旨ではなく会議の中で発言した内容そのまま。
2023年5月8日 取下げ

2023-12 2023年4月27日 ……………(いきいき生活部高齢者支援課)
■健康づくりのうち栄養に関するもの(インターネット上にあげているもの)
2023年5月11日 公開決定
・フレイル予防の栄養に関する普及啓発ツール(Eトレ)の作成について

2023-13 2023年4月27日 ……………(保健所保健予防課)
■健康づくりのうち栄養に関するもの(インターネット上にあげているもの)
タイトルがわかるもの 5/1 補正
2023年5月11日 公開決定
・町田市ホームページ「栄養に関する情報」

2023-14 2023年4月28日 ……………(財務部市有財産活用課)
■森野市庁舎の地下駐車場と市庁舎内部の間の職員カードを使って開ける扉の市と委託の警備職員以外の出入りの記録(2022年3月20日分の午前8時半から午後5時までの分)
2023年5月12日 非公開決定

・ICカードリーダーシステムログ(2023年3月20日)
理由:町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○執務室等に入室する際にドアの電気錠を開錠するために使用しているICカードシステムの記録を公開することにより、市庁舎管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

なお、請求人はシステムのログすべてではなく、「市と委託の警備職員以外の市職員の出入りの記録(2022年3月20日分の午前8時半から午後5時までの分)」に限定した公開を求めている。「出入りの記録」とは該当記録の記載事項のうち、電気錠を開錠した日付、時刻、出入りをした職員の所属や氏名等の情報を指す。警備職員の記録を除き、特定の日時に限定したとしても、同様の情報公開請求が別の日時に請求された場合、これらの情報を公開することにより、職員の出入りの頻度が判明し、人気のない時間帯を推測することが可能になることから保安上の支障が生じる恐れがあるため、公開することができない。

2023年5月18日 審査請求

2023-15 2023年5月2日 ……………(財務部市有財産活用課)
■森野市庁舎の地下駐車場と市庁舎内部の間の職員カードを使って開ける扉の警備職員以外の市職員の時刻を除く出入りの記録(2022年3月20日分の午前8時半から午後5時までの分)
2023年5月15日 非公開決定

・ICカードリーダーシステムログ(2022年3月20日)
理由:町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○執務室等に入室する際にドアの電気錠を開錠するために使用しているICカードシステムの記録を公開することにより、市庁舎管理事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。

なお、請求人はシステムログすべてではなく、「警備職員以外の市職員の時刻を除く出入りの記録(2022年3月20日分の午前8時半から午後5時までの分)」に限定した公開を求めている「出入りの記録」とは当該記録の記載事項のうち、電気錠を開錠した日付、時刻、出入りをした職員の所属や氏名等の情報を指す。特定の日時に限定して、警備職員の記録を除き、さらに時刻欄を除いたとしても、同様の情報公開請求が別の日時に請求された場合、これらの情報を公開することにより、職員の出入りの頻度が判明

し、人気のない時間帯を推測することが可能になることから保安上の支障が生じる恐れがあるため、公開することができない。

2023年5月25日 **審査請求**

2023-16 2023年5月11日 ……………(都市づくり部公園緑地課)

- ①平成30年度に公募した「町田都市公園」の指定管理者選定における、「町田市中央公園グループ（町田中央公園・木曽山崎公園・日向山公園・忠生公園）の指定管理者選定された候補者の事業計画書・収支計画書一式（企業・団体書類のぞく（定款等））
- ②過去6か年分の事業報告書及び収支報告書（H29・H30・R1・R2・R3）
- ③選定委員会における、選定された候補者の評価結果（採点済の採点表）
- ④プレゼンテーションにおいて使用した資料（例：投影資料等）
- ⑤令和4・5年度事業計画書（収支計画を含む）

2023年5月25日 **決定延期**

理由：請求に係る公文書の量が多く、精査に時間を要するため。

2023年6月20日 **一部公開決定**

・町田市中央公園グループにおける下記の文書

- 【1】 町田市都市公園事業計画書
- 【2】 2017年上期事業報告書
- 【3】 2017年下期事業報告書
- 【4】 2018年上期事業報告書
- 【5】 2018年下期事業報告書
- 【6】 2019年度事業報告書
- 【7】 2020年度事業報告書
- 【8】 2021年度事業報告書
- 【9】 指定管理者候補者選考委員会選考結果
- 【10】 プレゼンテーション資料
- 【11】 2022年度事業計画書
- 【12】 2023年度事業計画書

理由：（1）町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別され、または識別されうるものであるため。

：（2）町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開、情報が流出することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあることから、法人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

：（3）町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○評価による順位が記載されており、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

	公文書の件名	公開しない部分	公文書の一部を公開しない理由
1	【1】	・（様式4-1）のメールアドレス及び氏名 ・（様式4-3）P18～P22、P32、 P84～P86、P90、P93の写真	(1)
2	【2】	・印影	(2)
		・P9、P31、P40の写真	(1)
3	【3】	・P32の写真	(1)
4	【4】	・印影	(2)
		・P14、P15、P16、P18の写真	(1)

		・ P 16、 P 18 の講師氏名	
5	【5】	・ P 10、 P 19、 P 30 の写真	(1)
6	【6】	・ 印影	(2)
		・ P 1 - 2 付箋の氏名 ・ P 1 - 4 ~ P 1 - 6 の写真	(1)
7	【7】	・ 印影	(2)
		・ P 1 - 2 付箋の氏名 ・ P 1 - 4 ~ P 1 - 5 の写真	(1)
8	【8】	・ 印影	(2)
		・ P 3 - 1、 P 3 - 2 の写真	(1)
9	【9】	・ 項目のうち、選定された候補者以外の法人名	(3)
10	【10】	・ P 10、 P 13、 P 15、 P 21、 P 24 の写真	(1)
11	【11】	・ 印影	(2)

2023-17 2023年5月15日 …………… (市民部市民協働推進課)

■一人ひとりがその人らしく生きる町田プラン (第5次町田市男女平等推進計画) の策定の検討段階から策定までのすべての文書 (決裁文書含)、議事録、実施機関が送受信したメール。他の部署との調整があったのであれば当該部署の保管するすべての文書 (決裁文書含) 議事録。実施機関が送受信したメール。議事録は要約する前の文字起こしのものとする。

2023年5月29日 **特例延期**

理由: 公開請求に係る公文書が著しく大量であり、公開請求があった日から44日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるため。

2023年5月29日 **不存在決定**

- ・一人ひとりがその人らしく生きる町田プラン (第5次町田市男女平等推進計画) の作成の検討段階から策定までのすべてののうち
- 1 議事録 (要約する前の文字起こししたもの)
- 2 実施機関が送受信したメール

理由: 1 議事要旨を作成するための文字起こしは行っておらず、存在しないため。他部署においても、議事要旨及び議事録を作成していないことを確認しました。

2 メールは、年度切り替え時の他、空き容量が不足した際に適宜整理を行い、破棄したため存在しません。他部署においても、同様の取り扱いであることを確認しました。

2023年6月28日 **一部公開決定**

- ・ 1 20210414_「町田市男女平等参画に関するアンケート調査」調査票の校了について
- ・ 2 20210421_2021年度第1回町田市男女平等推進会議の開催について (通知)
- ・ 3 20210421_2021年度第1回町田市男女平等推進会議専門部会開催に伴う職員の出席について (依頼)
- ・ 4 20210426_2021年度第1回町田市男女平等推進会議幹事会の開催について (通知)
- ・ 5 20210524_第4回経営調整会議の結果について
- ・ 6 20210601_第1回町田市男女平等参画協議会開催のお知らせについて
- ・ 7 20210604_令和3年 (2021年) 第2回町田市議会定例会に係る議案資料の提出等について (回答・行政報告資料)
- ・ 8 20210616_第1回男女平等参画協議会の開催について (通知)
- ・ 9 20210625_第5回経営会議の結果報告について
- ・ 10 20210701_第1回町田市男女平等参画協議会の開催結果について
- ・ 11 20210726_第4回運営委員会の開催通知について (委員送付用)
- ・ 12 20210802_第2回町田市男女平等参画協議会開催のお知らせについて

- ・13 20210811_「(仮称)第5次男女平等推進計画」策定に係る事業調査について(依頼)
- ・14 20210811_「(仮称)第5次男女平等推進計画」策定に係る事業調査について(回答)
- ・15 20210811_第2回男女平等参画協議会の開催について(通知)
- ・16 20210819_第2回町田市男女平等推進会議の開催について(通知)
- ・17 20210820_第5回運営委員会の開催通知について(委員送付用)
- ・18 20210825_第2回町田市男女平等参画協議会の開催結果について
- ・19 20210909_情報誌「あなたと・・・」第51号の布置について(依頼)
- ・20 20210921_2021年度 第2回町田市男女平等推進会議専門部会の開催の案内について(通知)
- ・21 20210922_第2回町田市男女平等参画協議会の議事録について
- ・22 20210922_第3回町田市男女平等推進会議の開催について(通知)
- ・23 20211007_第3回町田市男女平等参画協議会の開催のお知らせについて
- ・24 20211014_第3回町田市男女平等参画協議会の開催について(通知)
- ・25 20211104_第3回町田市男女平等参画協議会の開催結果について
- ・26 20211111_第10回経営調整会議の結果について
- ・27 20211117_第8回運営委員会の開催通知について(委員送付用)
- ・28 20211201_【差し替え2】令和3年(2021年)第4回町田市議会定例会に係る議案資料の提出等について(提出・行政報告資料)
- ・29 20211208_第11回経営会議の結果報告について
- ・30 20211213_「(仮称)一人ひとりがその人らしく生きる町田プラン(第5次町田市男女平等推進計画)」(素案)におけるパブリックコメントへの協力について(依頼)
- ・31 20211217_第9回運営委員会の開催通知について(委員送付用)
- ・32 20211228_「(仮称)一人ひとりがその人らしく生きる町田プラン(第5次町田市男女平等推進計画)」(素案)の内容確認について(依頼)
- ・33 20211228_「(仮称)一人ひとりがその人らしく生きる町田プラン(第5次町田市男女平等推進計画)」(素案)の内容確認について(回答)
- ・34 20220128_第10回運営委員会の開催通知について(委員送付用)
- ・35 20220210_パブコメ実施状況・計画策定延期について(報告)
- ・36 20220307_町田市男女平等参画に関するアンケート調査報告書の確定及び製本依頼について
- ・37 20220308_令和4年(2022年)第1回町田市議会定例会に係る議案資料の提出等について(行政報告資料)
- ・38 20220314_第5次町田市男女平等推進計画策定に係るパブリックコメントの実施経過及び今後の計画策定スケジュールについて
- ・39 20220405_「(仮称)一人ひとりがその人らしく生きる町田プラン(第5次町田市男女平等推進計画)」に掲載する市長挨拶の確認について(依頼)
- ・40 20220422_【秘書課確認】第5次町田市男女平等推進計画_市長挨拶
- ・41 20220513_「一人ひとりがその人らしく生きる町田プラン(第5次町田市男女平等推進計画)」の策定に係るパブリックコメントの実施結果について
- ・42 20220513_「一人ひとりがその人らしく生きる町田プラン(第5次町田市男女平等推進計画)」の策定に係るパブリックコメントの実施結果の公表について(依頼)
- ・43 20220513_一人ひとりがその人らしく生きる町田プラン(第5次町田市男女平等推進計画)の策定について

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○市の事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

- ・「14 20210811_「(仮称)第5次男女平等推進計画」策定に係る事業調査について(回答)」のうち35ページ
- ・「33 20211228_「(仮称)一人ひとりがその人らしく生きる町田プラン(第5次町田市男女平等推進計画)」(素案)の内容確認について(回答)」のうち37ページ

2023-18 2023年5月15日 ……………(都市づくり部都市政策課)

■町田市教育環境整備地区建築条例の制定について検討の段階から交付に至るまでの関連するすべての文書（決裁文書含）議事録、実施機関の送受信したメール。他の部署との調整があったのであれば当該部署の保管するすべての文書（決裁文書含）議事録、実施機関の送受信したメール。

2023年5月29日 **特例延期**

理由：公開請求に係る公文書が著しく大量であり、公開請求があった日から44日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるため。

2023年6月23日 **不存在決定**

理由：他部署が保管する文書は、条例の保管部署である都市づくり部建築開発審査課が保管する文書のみです。当該文書は、都市づくり部建築開発審査課が公開します。

町田市教育環境整備地区建築条例に関して、他部署と会議を行っていないため、議事録は存在しません。

メールは年度切り替えの時の他、空き容量が不足した際に適宜整理を行い廃棄しています。請求日時点で他部署が保管しているメールは存在せず、メールがあったかを確認することもできませんでした。

2023年6月23日 **一部公開決定**

- ・ 1 20201120_第1回協議
- ・ 2 20201216_第1回協議時の回答
- ・ 3 20210112_回答に対する指摘
- ・ 4 20210127_第2回協議
- ・ 5 20210318_第3回協議
- ・ 6 20210512_第4回協議
- ・ 7 20210728_第5回協議
- ・ 8 20211014_申請書受領
- ・ 9 20211027_申請書送付（当初）
- ・ 10 20211129_申請書追加・修正送付
- ・ 11 20211130_第6回協議
- ・ 12 20220201_第7回協議
- ・ 13 20220218_申請書追加・修正送付
- ・ 14 20220310_送付資料（22022 指摘回答）
- ・ 15 20220318_関東地整から返信
- ・ 16 20220330_確認事項への回答（220318 指摘回答）
- ・ 17 20220518_関東地整から指摘
- ・ 18 20220711_関東地整から指摘
- ・ 19 20220725_大臣承認申請
- ・ 20 20220729_大臣承認

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○非公開とした部分は、業務上必要な連絡にのみ使用しており、これを公開することによって、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

- ・「15 20220318_関東地整から返信」のうち「RE_【町田市緩和型都市計画】特別用途地区と地区計画の関係性について」、20220518_関東地整からの指摘」のうち「【町田市緩和型都市計画】特別用途地区の制限緩和に係る申請書（理由書）の確認について」及び「18 20220711_関東地整からの指摘」のうち「【関東地整（検討依頼）】都市計画特別用途地区内における建築物の制限の緩和にかかる申請書（案）について」内に記載された個人メールアドレス、直通電話番号及び内線番号

2023-19 2023年5月15日 ……………(都市づくり部建築開発審査課)

■町田市教育環境整備地区建築条例の制定について、検討段階から交付に至るまでの関連するすべての文書（決裁文書含）議事録、実施機関が送受信したメール。他の部署との調整が

あったのであれば当該部署の保管するすべての文書（決裁文書含）議事録、実施機関の送受信したメール。

2023年5月29日 **特例延期**

理由：公開請求に係る公文書が著しく大量であり、公開請求があった日から44日以内にその全
てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるため。

2023年6月28日 **公開決定**

- ・ 1 2021年11月30日__町田市教育環境整備地区建築条例の事前審査申請について
- ・ 2 条例制定のためのパブリックコメント
- ・ 3 2022年行政報告
- ・ 4 2022年8月3日__例規起案
- ・ 5 2022年8月5日__教育環境整備地区条例の提案理由説明書

2023年6月28日 **不存在決定**

- ・ 町田市環境整備地区建築条例の制定について、検討の段階から交付に至るまでの関連するすべての文書のうち、
 - 1 議事録
 - 2 実施機関の送受信したメール
 - 3 他の部署との調整があったのであれば、当該部署の保管するすべての文書（決裁文書含）、議事録、実施機関の送受信したメール

理由：1 町田市教育環境整備地区建築条例の制定に関して、会議をおこなっていないため存在
しません。

2 メールは年度切り替えの時の他、空き容量が不足した際に適宜整理を行い、破棄して
います。請求日時点で該当するメールは存在せず、メールがあったかを確認すること
もできません。

3 他部署が保管する調整に関する文書は、条例の審査を法制課、パブリックコメントに
関することを広聴課に送った文書（2023年6月28日付け23町都開第74号[公開決定
通知書]で公開決定した文書）のみで、これらの部署が独自に作成したものはありませ
ん。他部署が保管する議事録及びメールについては、前記1及び2と同様の理由によ
り存在しません。

2023-20 2023年5月18日 (政策経営部広聴課)

■代表電話の対応フロー

2023年5月31日 **非公開決定**

- ・ 町田市代表電話イベントダイヤル業務マニュアル

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○標記の資料は、委託先が様々な知見を集約し、円滑に代表電話業務を実施するために作
成された業務マニュアルである。本マニュアルを公開することが、委託先の権利や競争
上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

2023-21 2023年5月18日 (監査委員事務局)

■食事提供加算 食事提供加算を含む福祉サービスの報酬 市内外の全施設

2023年5月29日 **不存在決定**

理由：請求内容に合致する公文書の作成または取得のいずれも行っていないため。

2023-22 2023年5月18日 (議会事務局)

■食事提供加算 食事提供加算を含む福祉サービスの報酬 市内の全施設

2023年5月23日 **不存在決定**

理由：請求内容に合致する公文書の作成又は取得のいずれも行っていないため。

2023-23 2023年5月18日 (子ども生活部子供発達支援課)

■食事提供加算 食事提供加算を含む福祉サービスの報酬 市内外の全施設

2023年6月1日 **不存在決定**

理由：請求内容に合致する公文書は保有しておらず、過去における作成又は取得の有無を確認しうる記録も存在しないため。

2023-24 2023年5月18日 ……………(地域福祉部障がい福祉課)

■**食事提供加算 食事提供体制加算を含む福祉サービスの報酬 市内外の全施設**

2023年6月1日 **不存在決定**

理由：食事提供加算・食事提供体制加算を含め給付に関する審査は、請求審査ソフトにより実施し、不備のあったもののみ、資料として表示される。過去5年間に、食事提供加算・食事提供体制加算に関して不備が表示された資料は存在しないため。

2023-25 2023年5月18日 ……………(いきいき生活部高齢者支援課)

■**明治安田生命 タニタ 竹井機器に関すること**

2023年6月1日 **決定延期**

理由：対象文書の検索に時間を要するため

2023年6月23日 **一部公開決定**

- ・2023年度「健康寿命を延ばそう！フレイルチェック会」業務委託契約書
- ・上記契約に関する機器の説明資料

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。

- ・法人の印影

2023-26 2023年5月18日 ……………(保健所健康推進課)

■**明治安田生命に関すること**

2023年5月23日 **一部公開決定**

- ・健康づくりに向けた包括的連携に関する協定書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○印影部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、これを公開し、情報が流通することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・法人の代表者印

2023-27 2023年5月18日 ……………(地域福祉部福祉総務課)

■**社会福祉主事 福祉事務所の長 現業員 査察指導員(庶務) いきいき生活部 子ども生活部の部長職の立場 各総務課 法制課 職員課 福祉事務所全課**

2023年5月1日 **公開決定**

- ・町田市福祉事務所処務規定

2023-28 2023年5月19日 ……………(都市づくり部建築開発審査課)

■**令和5年2月1日以降、本受理日までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)のうち別紙「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の全てにおいて提出書が提出されているものとは限りません。届出のあるものを請求するものです。また、対象物件の「工事の種類」は全て、「建築物の解体」です。公開請求の対象は様式第一号の「届出書」、いわゆる頭紙のA4用紙1枚です。付随する別紙や様式第2号の工程表などは不要です。**

2023年6月1日 **一部公開決定**

- ・令和5年2月1日以降、公文書公開請求受理日(令和5年5月19日)までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による

解体等の届出書（様式第一号）。

〈対象住所〉

東京都町田市〇〇町〇〇〇〇番地（4件）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項1号に該当

○個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別されうるため。

・発注者名または自主施工者の氏名、印影、郵便番号、電話番号、住所

2023年6月1日 **不存在決定**

理由：別紙の住所（49件）については届け出がないため。

2023-29 2023年5月25日 ……………（市民部市民協働推進課）

■2023年4月6日から5月25日までに（1）〇〇〇〇自治会から市が取得した書類すべて
（2）市が〇〇〇〇自治会に発行した書類すべて

2023年6月7日 **一部公開決定**

・2023年4月6日から5月25日までに

（1）〇〇〇〇自治会から市が取得した書類すべて

① 2023年5月7日付 2023年度町内会・自治会等活動届

② 2023年度町内会・自治会活動補助金に係る事業計画書

③ 令和5年度 定期総会開催（書面開催）について

④ 総会資料 第1号議案 令和4（2022）年度 〇〇〇〇自治会 活動報告

⑤ 総会資料 第2号議案 2022年度（令和4年）度・決算書

⑥ 総会資料 第2号議案 2022年度（令和4年）度・財産目録（現金・預貯金・不動産）

⑦ 総会資料 第3号議案 令和5（2023）年度 〇〇〇〇自治会 役員選出の件（案）

⑧ 総会資料 第4号議案 令和5（2023）年度 〇〇〇〇自治会活動計画（案）

⑨ 総会資料 第5号議案 2023年（令和5年）度・予算書（案）（2023年4月1日～2024年3月31日）

⑩ 令和5年度〇〇〇〇自治会 定期総会 議決権行使書

⑪ 令和5年度 〇〇〇〇自治会定期総会資料議事録（書面決議結果）

（2）市が〇〇〇〇自治会に発行した書類すべて

・2023年4月17日付 書類発送のご案内

・2023年5月1日付 書類発送のご案内

・2023年5月15日付 書類発送のご案内

理由：ア 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

イ 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の権利、その他正当な利益を害するおそれがあるため。

非公開とした部分と非公開にした理由

種類	非公開と部分	理由
(1) ①	会長の氏名・住所・電話番号・生年月日・E-mail, 会長の印影、会委員の氏名・住所・電話番号	ア
(1) ③	会長の氏名	ア
(1) ④	会員の氏名、会長の氏名	ア
(1) ⑥	会長の氏名・印影・会員の氏名・印影	ア
(1) ⑥	現金預金の預入先・貸出先。第2号議案の土地についての備考欄	イ
(1) ⑦	会長の氏名、会員の氏名	ア
(1) ⑪	会員の氏名・印影、会長の氏名	ア

2023-30 2023年5月29日 …………… (財務部市有財産活用課)

■2022年3月20日の森野市庁舎と地下駐車場との間の職員カードで開く扉の出入り記録 (市民課マイナンバー係職員 (62号車運転者〇〇、〇〇、60号車運転者〇〇分))

2023年6月6日 非公開決定

- ・ICカードリーダーシステムログ (2022年3月20日市民課マイナンバー係職員〇〇、〇〇、〇〇分)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○執務室等に入室する際にドアの電気錠を開錠するために使用しているICカードシステムの記録を公開することにより、市庁舎管理事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。

なお、請求人はシステムのログすべてではなく、{2022年3月20日の出入りの記録 (市民課マイナンバー係職員 (62号車運転者〇〇、〇〇、60号車運転者〇〇分))} に限定した公開を求めている。「出入りの記録」とは当該記録の記載事項のうち、電気錠を開錠した日付、時刻、出入りをした職員の所属や氏名等の情報を指す。特定のにちじ、職員に限定したとしても、同様の情報公開請求がべつので請求された場合、これらの情報を公開することにより、職員の出入りの頻度が判明し、人気のない時間帯を推測すること可能になることから保安上の支障が生じる恐れがあるため、公開することができない。

2023年6月15日 審査請求

2023-31 2023年5月26日 …………… (地域福祉部福祉総務課)

■東京都町田市が公示した企画競争による委託業務「(仮称) 町田ユニバーサル社会推進計画 (第3次町田市福祉のまちづくり推進計画) 策定事業支援業務委託」(公示日：2022年2月2日)に係る文書の内、当該案件を落札・受注した法人がプロポーザル参加にあたって市へ提出した提案書ならびにそれらに添付される別紙等の文書。すなわち、落札業者の提案内容がわかるような文書。

2023年6月8日 一部公開決定

- ・「(仮称) 町田ユニバーサル社会推進計画 (第3次町田市福祉のまちづくり推進計画) 策定事業支援業務委託」の落札業者の提案内容がわかる文書

- ① 提案書の写し
- ② 見積書の写し
- ③ 企画書の写し
- ④ 業務責任者実績書の写し
- ⑤ 業務担当者実績書の写し (B～Dの4人分)
- ⑥ 類似契約実績書の写し
- ⑦ 契約書の写し (5件分)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益害するおそれがあるため。

- ・①提案書の写し
 - ・提出者の代表者印
- ②見積書の写し
 - ・代表者印
- ③企画書の写し
 - ・Ⅲ個人情報保護体制の1. 体制図における部署名及び2. 情報セキュリティに関する対応におけるサーバー管理業者名
- ⑦契約書の写し
 - ・代表者印

：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別されうるため。

- ・①提案書の写し
 - ・担当者の所属・氏名、電話番号、FAX 番号、メールアドレス
- ③企画の写し
 - Ⅱ 業務実施体制の実務実績（経験年数）
- ⑦契約書の写し
 - 内容調査を行った者の印

2023-32 2023年5月26日(道路部道路管理課)

**■平成27年(2015年)10月、小野路町字黒川境における樹木越境等をめぐる指導または
受付番号15-3336に関する一切の資料**

2023年6月9日 一部公開決定

- ・受付番号15-336に関する要望対応票

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

文書	公開しない部分	公開しない理由
受付	要望者の名前	(1)
	要望者の電話番号	(1)
	土地所有者の住所	(1)
経過1	5～7行目	(1)
	9行目	(1)
経過2	2行目	(1)
	9行目	(1)
経過3	3～6行目	(1)
	8行目	(1)
	10～11行目	(1)
経過5	2～5行目	(1)
経過6	2～4行目	(1)
	8行目	(1)
経過7	1～3行目	(1)
	4行目	(1)
	7行目	(1)
経過8	1～2行目	(1)
経過10	1行目	(1)
	3～4行目	(1)
	6行目	(1)
	9行目	(1)
経過11	1行目	(1)
経過12	1行目	(1)
	4～10行目	(1)
経過14	1行目	(1)

2023-33 2023年6月8日(いきいき生活部介護保険課)

■メディカルフィットネス

べるフィット×べるフリーに関するもの

2023年6月21日 一部公開決定

- ・給付実績照会

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものであるため。

- ・被保険者番号、被保険者氏名及び利用者負担額情報

2023-34 2023年6月9日 ……………(地域福祉部障がい福祉課)

■忠生地域障がい者支援センターの職員と勤務予定と実績 令和3年度～

2023年6月23日 一部公開決定

- ・忠生地域障がい者支援センター職員配置届出書 2021年度～2023年度

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されえるものであるため。

- ・職員の氏名

2023年6月23日 不存在決定

- ・忠生地域障がい者支援センターの勤務予定と実績 令和3年度～

理由：請求内容に合致する公文書を取得しておらず、作成もしていないため。

2023-35 欠番

2023-36 2023年6月12日 ……………(財務部市有財産活用課)

■2022年3月20日の森野市庁舎と地下駐車場との間の職員カードで開く扉の出入り記録 (指導課 〇〇分)

2023年6月21日 不存在決定

- ・ICカードリーダーシステムのログ(2022年3月20日地下駐車場出入口の指導課〇〇分)

理由：該当する職員の記録が存在しないため。

2023-37 2023年6月12日 ……………(財務部市有財産活用課)

■2022年3月20日の森野市庁舎と地下駐車場との間の職員カードで開く扉の出入り記録 (市政情報課 〇〇分)

2023年6月21日 不存在決定

- ・ICカードリーダーシステムログ(2022年3月20日地下駐車場出入口の市政情報課〇〇分)

理由：該当する職員の記録が存在しないため。

2023-38 2023年6月15日 ……………(保健所保健総務課)

■薬剤師氏名「〇〇〇〇」が記載された文書 例えば、変更届出書。

2023年6月23日 存否応答拒否決定

理由：町田市情報公開条例第7条に該当

○公開請求書に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を公開することとなるため

2023-39 2023年6月16日 ……………(地域福祉部福祉総務課)

■町田市福祉事務所の職員名簿のうち長、庶務 社会福祉主事(現業員 査察指導員 全課・支援センター等を含む)

2023年6月29日 決定延期

理由：対象文書の検索には複数課に照会をかける必要があり、時間を要するため。

2023年7月21日 公開決定

- ・町田市福祉事務所処務規程

2023年7月21日 一部公開決定

- ・町田市福祉事務所生活保護関係職員名簿

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

- ・社会福祉士資格及び備考の一部

2023-40 2023年6月15日 ……………(都市づくり部公園緑地課)

■令和4年度に公園緑地課が、(1)〇〇〇〇自治会から取得した書類すべて、〇〇〇〇自治会に発行した書類すべて

2023年6月29日 **不存在決定**

理由：請求内容に該当する公文書の取得及び作成は行っていないため存在しません。

2023-41 2023年6月16日 ……………(市民部市民協働推進課)

■〇〇〇〇自治会の地方自治法260条の2の11項の告示事項変更届出すべて

2023年6月30日 **一部公開決定**

- ・〇〇〇〇自治会の地方自治法260条の2の11項の告示事項変更届出すべて

- ① 平成30年5月30日付 告示事項変更届出書
- ② 平成30年4月1日付 定期総会開催のお知らせ(総会資料含む)(①の添付資料)
- ③ 平成30年度〇〇〇〇自治会定期総会議事録
- ④ 平成30年4月15日付 会長就任承諾書
- ⑤ 2019年5月14日 告示事項変更届出書
- ⑥ 定期総会資料(第1号議案～第5号議案)(⑤の添付資料)
- ⑦ 平成元年31年度〇〇〇〇自治会定期総会議事録
- ⑧ 平成31年4月14日付 会長就任承諾書
- ⑨ 2020年4月9日付 告示事項変更届出書
- ⑩ 令和2年3月吉日付 〇〇〇〇・令和2年度定期総会開催(書面決議)について(定期総会資料含む)
- ⑪ 令和2年度 〇〇〇〇自治会定期総会議事録(書面決議結果)
- ⑫ 令和2年4月5日付 会長就任承諾書
- ⑬ 2021年4月13日付告示事項変更届出書
- ⑭ 定期総会資料(第1号議案～第5号議案、令和3年3月25日付 通知含む)(⑬の添付資料)
- ⑮ 令和3年度 〇〇〇〇自治会定期総会議事録(書面決議結果)
- ⑯ 2022年4月11日付 告示事項変更届出書
- ⑰ 定期総会資料(第1号議案～第5号議案、令和3年3月25日付 通知含む)(⑯の添付資料)
- ⑱ 令和4年度 〇〇〇〇自治会定期総会議事録(書面決議結果)(⑰の添付資料)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

- ・①⑤⑨⑬⑯のうち、会長の氏名、会長の住所
- ・②⑥⑩⑭⑰のうち会長の氏名、会員の氏名、会長の印影、会員の印影、第2号議案の土地についての備考欄
- ・③⑦⑪⑮⑱のうち、会長の氏名、会員の氏名、会員の印影
- ・④⑧⑫のうち、会長の氏名、会長の住所、会長の印影
- ・⑩のうち、第1号議案 5④の2行目
- ・⑯のうち、会長の印影
- ・⑰のうち、4(3)の15行目

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人に関する情報であって、公開することにより、当該法事にの事業運営上の地位が著しく損なわれると認められるため。

- ・②⑥⑩⑭⑰のうち、預入先・貸出先

2023-42 **欠番**

2023-43 2023年6月22日 …………… (市民部市民協働推進課)

■2023年5月8日付け23町市協第28号公文書部分公開決定に関する起案書類すべて

2023年7月3日 一部公開決定

- ・2023年5月8日付け23町市協第28号公文書部分公開に関する起案書類すべて
起案書 起案日：2023年5月8日

件名：公文書部分公開決定通知書【2023年3月10日（22町市協第684号）受付分】

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

- ・請求書の氏名、代表者の氏名

2023-44 2023年6月27日 …………… (財務部市有財産活用課)

■2022年3月20日の市庁舎と地下駐車場の間の職員カードを使って開ける扉の出入り記録
(市民部市民協働推進課職員〇〇〇〇分)

2023年7月3日 不存在決定

理由：該当する職員の記録が存在しないため。

2023-45 2023年6月28日 …………… (文化スポーツ振興部スポーツ振興課)

■インターネット上の検査測定、行動介入、トレーニング介入に関するエビデンス
タバタトレーニングを含む

2023年7月12日 不存在決定

理由：公開請求に係る公文書を保有していないため。

2023-46 2023年6月28日 …………… (学校教育部指導課)

■教育研究のエビデンス タバタ式トレーニングを含む 関与した職員、教員

2023年7月11日 決定延期

理由：対象文書の検索に時間を要するため。

2023年8月4日 一部公開決定

- ・2022年度の忠生中学校の教職員名簿

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。

- ・用務、施設管理員、図書指導員及びボランティアコーディネーターの氏名、
69～71の学年組欄

2023年8月4日 不存在決定

理由：教育研究のエビデンスの文書は存在しません。

2023-47 2023年6月29日 …………… (環境資源部環境共生課)

■次の東京都環境確保条例に基づく届出一式（設置・変更・承継・廃止）

1. ■■■■ 〇〇町〇〇〇〇番地
2. □□□□ 〇〇町〇〇〇〇番地、
個人情報及び第三者照会のある情報は除く

2023年7月13日 一部公開決定

- ・東京都環境確保条例に基づく「■■■■（東京都町田市〇〇町〇〇〇〇番地）」
「□□□□（東京都町田市〇〇町〇〇〇〇番地（住居表示）」に関する届出書。

■■■■

① 工場台帳

□□□□

② 指定作業場承継届出書一式（2015年2月27日受付分）

③ 指定作業場承継届出書（2018年2月23日受付分）

④ 有害物質及び有害ガス等の取り扱いに関する報告書一式

⑤ 指定作業場起案書一式

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

- ・②指定作業場承継届出書一式（2015年2月27日受付分）のうち、被承継人氏名
- ・⑥指定作業場起案書一式のうち、担当者氏名、電子メールアドレス、電話番号

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用されるおそれがあり、法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・②指定作業場承継届出書一式（2015年2月27日受付分）、③指定作業場起案書（2018年2月23日受付分）、④有害物質及び有害ガス等の取り扱いに関する報告書一式、⑤指定作業場起案書一式のうち代表者印

2023-48 2023年6月30日 ……………（環境資源部環境共生課）

■次の水質汚濁防止法に基づく届出書一式（設置・変更・承継・廃止）事業所名：〇〇〇〇

（承継前：〇〇〇〇）〇〇町〇〇〇〇番地、個人情報及び第三者照会のある情報は除く

2023年7月13日 一部公開決定

・水質汚濁防止法に基づく「〇〇〇〇（東京都町田市〇〇町〇〇〇〇番地（住居表示））に関する届出書。

- ① 特定施設使用廃止届出書
- ② 承継届出書
- ③ 特定施設使用届出書一式

理由：町田市情報公開条例第5条第1項1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

- ・③特定施設使用届出書一式のうち、担当者氏名
- ：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用されるおそれがあり法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・①特定施設使用廃止届出書、②承継届出書、③特定施設使用届出書一式のうち代表者印

2023-49 2023年7月3日 ……………（市民部市民協働推進課）

■町内会・自治会から取得した文書を格納する簿冊すべて

（1）2022年10月31日から12月31日までの分、（2）2022年3月20日分

2023年7月6日 取下げ

2023-50 2023年7月3日 ……………（いきいき生活部高齢者支援課）

■フレイルチェック会の実績 2022, 2023年度

2023年7月18日 一部公開決定

・2022年度、2023年度フレイルチェック会の実績

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。

- ・氏名、生年月日、年齢、身長、体重

2023-51 2023年7月6日 ……………（都市づくり部公園緑地課）

■〇〇〇〇自治会の寄付申出への対応について（起案日：2022年8月25日）

2023年7月19日 公開決定

・2022年8月25日付起案文書「〇〇〇〇の寄付申出について（回答）」

2023-52 2023年7月6日 ……………（市民部市民協働推進課）

■2023年5月26日から7月5日までに市が〇〇〇〇自治会に通知した情報・発行した書類すべて

2023年7月6日 取下げ

2023-53 2023年7月6日 ……………（市民部市民協働推進課）

■2023年5月26日から7月5日までに市が〇〇〇〇自治会から取得した情報・書類すべて

2023年7月6日 取下げ

2023-54 2023年7月6日 ……………（市民部市民協働推進課）

■市と〇〇〇〇自治会がやりとりした情報すべて（既に私に公開したものは除く）

2023年7月18日 特例延期

理由：対象文書の量が多く、内容の精査に時間がかかるため。

2023年8月3日 取下げ

2023-55 2023年7月7日 ……………（総務部法制課）

■法制課が市民協働推進課から受けた行政法律相談の文書すべて

2023年7月21日 一部公開決定

・行政法律相談記録（2022年度）（市民部市民協働推進課分）

・行政法律相談記録（2023年度）（市民部市民協働推進課分）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○非公開とした部分は、個別具体的な事案に係る、相談者からの相談内容及びそれに対する法制課の法的助言が記載されており、これらを公開すると、行政法律相談において相談者と法制課の間で率直かつ十分な情報共有がなされなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

行政法律相談記録(2022年度)（市民部市民協働推進課分）

連番	非公開とした部分	
1	2022/4/7の行	相談内容の1行目から6行目後半まで
2	2022/5/13の行	相談内容の2行目後半から7行目途中まで 回答内容の4行目途中から14行目
3	2022/5/24の情報分野の行	相談内容の1行目から4行目前半まで
4	2022/5/24の民事（総則・財産法）分野の行	相談内容欄の1行目から4行目前半まで 及び5行目後半から6行目前半まで 回答内容欄の1行目から3行目途中まで
5	2022/6/29の行	相談内容欄の1行目から6行目前半まで
6	2022/8/5の行	相談内容の1行目から5行目後半まで
7	2022/8/9の行	相談内容の1行目から3行目前半まで 回答内容の1行目途中から8行目
8	2022/10/17のリーガルチェック分野の行	相談内容欄の全て

9	2022/10/21 の行	相談内容欄の1行目から7行目 回答内容欄の16行目前半から25行目
10	2023/3/10 の債権以外の財産分野の行	相談内容欄及び回答内容欄の全て
11	2023/3/10 の市民対応分野の行	相談内容欄及び回答内容欄の全て

2023-56 2023年7月10日 …………… (財務部市有財産活用課)

■2022年3月20日の市庁舎と地下駐車場の間の職員カードを使って開ける扉の出入りの記録
(2022年3月20日が週休日の職員の出入りの分)

2023年7月24日 **不存在決定**

理由：該当する職員の記録が存在しないため。

2023-57 **欠番**

2023-58 2023年7月11日 …………… (都市づくり部公園緑地課)

■「町田市中央公園グループ(町田中央公園・木曾山崎公園・日向山公園・忠生公園)」の
令和4年度の事業報告書及び収支報告書

※再度の請求申請となります。

2023年7月24日 **一部公開決定**

・2022年度町田中央公園グループ事業報告書

理由：(1) 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流出することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあることから、法人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

：(2) 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

非公開とした部分

公開しない部分	公文書の一部を公開しない理由
・印影	(1)
・P 56、P57、P58 の写真 ・P87 の講師氏名	(2)

2023-59 2023年6月9日 …………… (いきいき生活部高齢者支援課)

■明治安田生命に関する文書(協定及び派生した事業について)

2023年6月21日 **決定延期**

理由：対象文書の検索に時間を要するため。

2023年7月24日 **一部公開決定**

・2023年度「健康寿命を延ばそう！フレイルチェック会」業務委託契約書

・上記契約に関する機器の説明資料

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。

・法人の印影

2023-60 2023年6月9日 …………… (保健所健康推進課)

■明治安田生命に関する文書

(協定及び派生した事業について)

2023年6月21日 **決定延期**

理由：対象文書の検索に時間を要するため。

2023年7月20日 **一部公開決定**

- ・①健康づくりに向けた包括的連携に関する協定の締結について
- ②健康づくりに向けた包括的連携に関する協定書
- ③2023年度がん検診等のご案内チラシの配布について（依頼）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○印影部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、これを公開し、情報が流通することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・②法人の代表者印

：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。

- ・③担当者名

2023-61 2023年6月9日 …………… (保健所予防課)

■**明治安田生命に関する文書**

(協定及び派生した事業について)

2023年6月21日 **決定延期**

理由：対象文書の検索に時間を要するため。

2023年7月24日 **公開決定**

- ・からだ測定会×運動プログラムについて（実施）
- ・7/14 からだ測定会×運動プログラムについて（報告）
- ・2/9 からだ測定会×運動プログラムについて（報告）

2023-62 2023年7月12日 …………… (総務部市政情報課)

■**2022年3月20日に市政情報課職員〇〇〇〇が取得または作成した文書すべて**

2023年7月24日 **不存在決定**

理由：2022年3月20日に該当する職員が作成または取得した文書は存在しません。

2023-63 2023年7月12日 …………… (学校教育部指導課)

■**2022年3月20日に指導課職員〇〇〇〇が取得または作成した文書すべて**

2023年7月25日 **不存在決定**

理由：2022年3月20日に該当する職員が作成または取得した文書は存在しません。

2023-64 2023年7月13日 …………… (財務部市有財産活用課)

■**市庁舎と地下駐車場の間の職員カードを使って開ける扉の出入り記録（通常の決まった業務のため以外の目的で出入りした職員の2022年3月20日の出入りの記録）**

2023年7月25日 **不存在決定**

理由：該当する職員の記録が存在しないため。

2023-65 2023年7月18日 …………… (議会事務局)

■**町田市議会会派 備品管理票 2017年度以降2023年度まで**

2023年7月31日 **決定延期**

理由：対象文書の集約に時間を要するため。

2023年8月31日 **一部公開決定**

- ・町田市議会会派 備品管理票 2017年度以降2023年度まで

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○公開することにより、偽造又はなりすまし等による不正使用で個人の財産の保護に支障

が生じる恐れがあるため。
非公開とした部分

公文書の件名	公開しない部分
備品管理票 購入年月日が「H29年12月21日」のもの	議員の印影
備品管理票 購入年月日が「2018年7月30日」のもの	議員の印影
備品管理票 購入年月日が「2022年7月23日」のもの	議員の印影
備品管理票 購入年月日が「2022年10月26日」のもの	議員の印影
備品管理票 購入年月日が「2022年12月31日」のもの	議員の印影
備品管理票 購入年月日が「2017年7月11日」のもの	議員の印影

2023-66 2023年7月20日(都市づくり部公園緑地課)

■公園緑地課が、〇〇〇〇自治会からの寄付申出について、取得または作成した情報すべて

2023年8月1日 **公開決定**

- ・2022年8月25日付起案文書「〇〇〇〇の寄付申出について（回答）」

2023-67 2023年7月27日(市民部市民協働推進課)

■市民協働推進課所管の「町田市ボランティア活動災害補償制度」に係る令和5年度契約の

以下の保険契約関係書類

①保険証券一式

②保険契約申込書一式

③保険約款（特約を含む）

2023年8月10日 **一部公開決定**

- ・令和5年度の「町田市ボランティア活動災害補償制度」に係る下記の文書

- ① 保険証券（特約を含む）
- ② 保険申込書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

- 「印影」部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・① 代表者印

：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- 個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。

- ・② 担当者氏名

2023-68 2023年7月27日(財務部市有財産活用課)

■市庁舎と地下駐車場の間の職員カードを使って開ける扉の出入りの記録（通常の決まった業務の決った時間の出入り以外の出入りの記録（2022年3月20日分）

2023年8月8日 **非公開決定**

- ・ICカードリーダーシステムログ（2022年3月20日地下駐車場出入口分）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

- 執務室等に入室する際にドアの電気錠を開錠するために使用しているICカードシステムの記録を公開することにより、市庁舎管理事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。

なお、請求人はシステムのログすべてではなく、「通常の決まった業務、決まった時間の出入り以外の記録（2022年3月20日分）に限定した公開を求めている。「出入りの記録」とは当該記録の記載事項のうち、電気錠を開錠した日付、時刻、出入りをした職員の所属や氏名等の情報を指す。特定の業務、日時に限定したとしても、同様の情報公開請求が別の日時に請求された場合、これらの情報を公開することにより、職員の出入りの頻度が判明し、人気のない時間帯を推測することが可能になることから保安上の支障が生じる恐れがあるため、公開することができない。

2023年8月24日 **審査請求**

2023-69 2023年7月27日 ……………(総務部法制課)

■行政法律相談記録の文書保管年限が1年である根拠となる情報すべて。なお、削除する旨の職員間の共有情報も含まれます。(情報がない場合は、要理由付記)

2023年8月9日 **不存在決定**

理由：法制課では、弁護士資格を持つ職員が、業務上の法的問題について各課から相談を受けており、その相談を「行政法律相談」と称しています。

本件文書は、相談を受けた弁護士の職員が、その事案の概要を随時記録しているものであり、課のファイルサーバー内に保管しています。行政法律相談記録の保存年限を定める意思決定は文書で行っていないため、保存年限を定めた文書は存在しませんが、実態としては、町田市文書管理規定第33条第1項をふまえ、保存年限を1年として運用しています。

2023-70 2023年7月28日 ……………(政策経営部デジタル戦略室)

■2022年3月20日のコンピューターシステムのログイン記録（市政情報課〇〇〇〇分）

2023年8月10日 **不存在決定**

理由：コンピューターシステム（行政）のログは、システム提供業者がシステムの運用・保守のために取得しているものであり、職員が組織的に利用できる状態にはありません。よって、請求された公文書は存在いたしません。

2023-71 2023年7月28日 ……………(学校教育部指導課)

■2022年3月20日のコンピューターシステムのログイン記録（指導課〇〇〇〇分）

2023年8月10日 **不存在決定**

理由：コンピューターシステム（学校）のログは、システム提供業者がシステムの運用・保守のために取得しているものであり、職員が組織的に利用できる状態にはありません。よって、請求された公文書は存在いたしません。

2023-72 2023年7月28日 ……………(財務部市有財産活用課)

■2022年3月20日の市庁舎と地下駐車場の間の職員カードを使って開ける扉の出入りの記録（同日の入退庁記録簿に記入した各職員分。記録がない場合は、各職員毎に要理由付記）

2023年8月8日 **非公開決定**

・ICカードシステムログ（2022年3月20日地下駐車場出入口分のうち①市民課職員〇〇〇〇分②同日の入退庁管理簿に記入した市職員100名分）

①理由：町田市情報公開条例第5条第1項4号に該当

執務室等に入室する際にドアの電気錠を開錠するために使用しているICカードシステムの記録を公開することにより、市庁舎管理事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。なお、請求人はシステムのログすべてではなく、「2022年3月20日分の入退庁記録簿に記入した職員分」に限定した公開を求めている。「出入りの記録」とは当該記録の記載事項のうち、電気錠を開錠した日付、時刻、出入りした職員の所属や氏名等の情報を指す。特定の職員に限定したとしても、同様の情報公開請求が別の日時に請求された場合、これらの情報を公開することにより、職員の出入りの頻度が判明し、人気のない時間帯を推測することが可能になることから保安上の支障が生じる恐れがあるため、公開することができない。

2023年8月8日 **不存在決定**

②理由：該当する職員の記録が存在しないため

2023-73 2023年7月28日 ……………(財務部市有財産活用課)

■**2022年3月20日の市庁舎と地下駐車場の間の職員カードを使って開ける扉の出入りの記録(同日の入退庁記録簿に記入した各職員以外分)**

2023年8月8日 **不存在決定**

理由：該当する職員の記録が存在しないため。

2023-74 2023年7月31日 ……………(市民部市民協働推進課)

■**住居表示(〇〇町〇〇〇〇番地)が13町市協第485号の規約変更認可の対象である根拠情報すべて(2023年5月8日の〇〇〇〇の起案書に承認署名した〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇らの職員の共有情報)**

2023年8月14日 **不存在決定**

理由：2023年5月8日付起案書の承認にあたって、〇〇町〇〇〇〇番地の現在の住居表示の位置を確認する必要があったが、これについては、口頭で市民課に確認した情報を課内で共有しており、文書を作成、または取得していないため、存在しません。

2023-75 2023年7月31日 ……………(学校教育部学務課)

■**①2018～2021年度の各年度ごとの町田市立小・中学校の通常の児童・生徒数及び学級数の一覧表**

②**2018～2021年度の各年度ごとの町田市立小・中学校の特別支援学級(知的・情緒・肢体)の児童・生徒数及び学級数の一覧表**

2023年8月10日 **公開決定**

- ・2018年度 町田市立小・中学校の学級編制
- ・2019年度 町田市立小・中学校の学級編制
- ・2020年度 町田市立小・中学校の学級編制
- ・2021年度 町田市立小・中学校の学級編制
- ・2018年度 児童数・生徒数・学級数(学校基本調査用)
- ・2019年度 児童数・生徒数・学級数(学校基本調査用)
- ・2020年度 児童数・生徒数・学級数(学校基本調査用)
- ・2021年度 児童数・生徒数・学級数(学校基本調査用)

2023-76 2023年8月1日 ……………(財務部市有財産活用課)

■**町田市〇〇町〇〇〇〇番地の土地について 町田市との売買(平成4年4月2日)に関する書類一式**

2023年8月14日 **公開決定**

- ・①登記嘱託書
- ・②登記簿謄本
- ・③規則認証書
- ・④土地開発基金の運用の承認について

2023年8月14日 **一部公開決定**

- ・①土地売買契約書
- ・②土地境界承諾書
- ・③道路境界図
- ・④同意書
- ・⑤起案書
- ・⑥基金購入公有財産の買戻しについて
- ・⑦公共用地の買収契約依頼について
- ・⑧印鑑証明書交付申請書

・⑨承認書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別され、または識別され得るものであるため。

・②のうち、個人の住所、氏名、印影。③のうち、個人の氏名。

・④のうち、個人の住所、氏名、印影。

：町田市情報公開条例第5条情報公開条例第1項第2号に該当

○公開することにより、印鑑偽造等不正使用される恐れがある等、事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため。

・①のうち、法人の印影。⑧のうち、法人の印影。⑨のうち、法人の印影

：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○市の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

・①のうち、収入印紙の価格、土地の価格・単価。⑤のうち、土地の価格・単価。

・⑥のうち、土地の価格。⑦のうち、土地の価格・単価。

2023-77 2023年7月28日 ……………(政策経営部デジタル戦略室)

■2022年3月20日のコンピューターシステムのログイン記録（指導課〇〇〇〇分）

2023年8月10日 不存在決定

理由：コンピューターシステム（行政）のログは、システム提供業者がシステムの運用・保守のために取得しているものであり、職員が組織的に利用できる状態にはありません。よって、請求された公文書は存在いたしません。

2023-78 2023年8月3日 ……………(市民部市民協働推進課)

■市民協働推進課が行った行政法律相談のすべて（相談案件の事実関係と起案書、法制課のアドバイス、意思決定された処分の起案書など相談案件の意思決定の過程がわかるすべての情報）（〇〇〇〇自治会に関する分）

2023年8月17日 不存在決定

理由：行政法律相談については口頭で行っており、請求件名に該当する文書は存在しないため。

2023-79 2023年8月3日 ……………(総務部市政情報課)

■公文書不存在決定された処分について、決定を知ってから3カ月以上経過した後で公文書が存在する事実を知った場合、行政不服審査請求を行うことができるかがわかる情報すべて。

2023年8月15日 不存在決定

理由：審査請求期間については、行政不服審査法第18条に基づいて判断しています。本請求の事例について、請求を行うことができるかがわかる公文書は作成していないため、存在しません。

2023-80 2023年8月3日 ……………(市民部市民協働推進課)

■2023年5月26日から8月3日までに市と〇〇〇〇自治会がやりとりした情報すべて。（〇〇〇〇自治会に関連した、市が作成した情報を含む）

2023年8月17日 一部公開決定

・①23町市協第98号 2023年6月14日付け町田市補助金等交付決定通知書

・②2023年6月16日付け2023年度町田市町内会・自治会補助金交付決定及び交付請求について（ご案内）

・③支払い口座振替依頼書（記入例）

・④2023年6月21日付け 支払口座振替依頼書

・⑤2023年6月21日付け 町田市補助金等概算払交付請求書

・⑥2023年7月3日付け 告示事項変更届出書

・⑦書類発送のご案内（2023年6月1日、6月15日、7月3日、7月18日、8月1日発送

分)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の事業運営上の地位が著しく損なわれると認められるため。

・④のうち、振込先情報

：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○印影を公開することにより、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、個人の財産の保護に支障が生じると認められるため。

・⑤のうち、会長の印影

2023-81 2023年8月3日 ……………(都市づくり部公園緑地課)

■2022年8月25日の〇〇〇〇の寄付申出についての起案書の添付資料に記載された自治会の移管希望対象地の「法人化した自治会に払い下げられたもの」について誰から払い下げられたものであるのかわかる情報すべて

2023年8月17日 **不存在決定**

理由：添付資料から引用された一文については、自治会から口頭で聞き取った内容です。

誰から払い下げられたものかについて、文書を取得及び作成していないため、請求内容に該当する公文書は存在しません

2023-82 2023年8月4日 ……………(市民部市民協働推進課)

■〇〇〇〇自治会の寄付申し出の寄付対象地に関して、市が保有する情報すべて。

(市民協働推進課分)

2023年8月17日 **決定延期**

理由：対象文書の検索に時間を要するため。

2023年9月15日 **一部公開決定**

・①2017年度(平成29年)度・財産目録 (預金・預貯金・不動産)

・②2018年度(平成30年)度・財産目録 (預金・預貯金・不動産)

・③2019年度(令和元年)度・財産目録 (預金・預貯金・不動産)

・④2020年度(令和2年)度・財産目録 (預金・預貯金・不動産)

・⑤2021年度(令和3年)度・財産目録 (預金・預貯金・不動産)

・⑥2022年度(令和4年)度・財産目録 (預金・預貯金・不動産)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

・①②③④⑤⑥のうち、会員の氏名、会長の印影、会員の印影、第2号議案の土地についての備考欄

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の事業運営上の地位が著しく損なわれると認められるため。

・①②③④⑤⑥のうち、預入先・貸出先

2023-83 2023年8月4日 ……………(市民部市民協働推進課)

■市民協働推進課経由の〇〇〇〇自治会の寄付申し出に関して、市と自治会がやり取りした情報すべて(市民協働推進課分)

2023年8月17日 **不存在決定**

理由：市民協働推進課は〇〇〇〇自治会の寄付申し出に関して、公園緑地課に取り次ぎを行いました。そのため、市民協働推進課は請求件名に関する文書を作成、または取得していないため、存在しません。

2023-84 2023年8月4日 ……………(市民部市民協働推進課)

■〇〇〇〇自治会の寄付の申し出の議案書に記載された内容「法人化した自治会所有の公園用地」を確認できる市が保有する情報すべて（市民協働推進課）

2023年8月17日 **決定延期**

理由：対象文書の検索に時間を要するため。

2023年9月15日 **一部公開決定**

- ・①2017年度（平成29年）度・財産目録（預金・預貯金・不動産）
- ・②2018年度（平成30年）度・財産目録（預金・預貯金・不動産）
- ・③2019年度（令和元年）度・財産目録（預金・預貯金・不動産）
- ・④2020年度（令和2年）度・財産目録（預金・預貯金・不動産）
- ・⑤2021年度（令和3年）度・財産目録（預金・預貯金・不動産）
- ・⑥2022年度（令和4年）度・財産目録（預金・預貯金・不動産）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

- ・①②③④⑤⑥のうち、会員の氏名、会長の印影、会員の印影、第2号議案の土地についての

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の事業運営上の地位が著しく損なわれると認められるため。

- ・①②③④⑤⑥のうち、預入先・貸出先

2023-85 2023年8月14日 ……………（市民部市民協働推進課）

■13町市協第485号の認可対象の「住居表示（〇〇町〇〇〇〇番地）の変更」の規約変更認可の住居表示（〇〇町〇〇〇〇番地）が記載された書類すべて

2023年8月25日 **決定延期**

理由：対象文書の検索に時間を要するため。

2023年9月20日 **一部公開決定**

- ・①2017年度（平成29年）度・財産目録（預金・預貯金・不動産）
- ・②2018年度（平成30年）度・財産目録（預金・預貯金・不動産）
- ・③2019年度（令和元年）度・財産目録（預金・預貯金・不動産）
- ・④2020年度（令和2年）度・財産目録（預金・預貯金・不動産）
- ・⑤2021年度（令和3年）度・財産目録（預金・預貯金・不動産）
- ・⑥2022年度（令和4年）度・財産目録（預金・預貯金・不動産）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため

- ・①②③④⑤⑥のうち、会員の氏名、会長の印影、会員の印影、第2号議案の土地についての備考欄

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の事業運営上の地位が著しく損なわれると認められるため。

- ・①②③④⑤⑥のうち、預入先・貸出先

2023-86 2023年8月17日 ……………（財務部市有財産活用課）

■2022年3月20日の市庁舎と地下駐車場の間の職員カードを使って開ける扉の①出の記録②入の記録（職員分、通常の決まった業務の決まった時間の記録以外の記録）

2023年8月31日 **非公開決定**

- ・2022年3月20日の市庁舎と地下駐車場の間の職員カードを使って開ける扉の記録（職員分、通常の決まった業務の決まった時間の記録以外の記録）
- ・ICカードリーダーシステムログ（2022年3月20日地下駐車場出入口分）のうち

(市民課職員〇〇〇〇分)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○執務室等に入室する際にドアの電気錠を開錠するために使用しているICカードシステムの記録を公開することにより、市庁舎管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。なお、請求人はシステムのログすべてではなく、「通常の決まった業務、決まった時間の記録以外の入りの記録(2022年3月20日の地下駐車場分)」に限定した公開を求めている。「入りの記録」とは当該記録の記載事項のうち、電気錠を開錠した日付、時刻、入室をした職員の所属や氏名等の情報を指す。特定の日時、場所及び業務に限定したとしても、同様の情報公開請求が別の日時、場所で請求された場合、これらの情報を公開することにより、職員の出入りの頻度が判明し、人気のない時間帯を推測することが可能になることから保安上の支障が生じる恐れがあるため、公開することができない。

2023年9月7日 **審査請求**

2023年8月31日 **不存在決定**

・2022年3月20日の市庁舎と地下駐車場の間の職員カードを使って開ける扉の①出の記録

理由：各扉の電子錠は、入室時のみICカードを使用する構造であり、退出時はICカードを使用しないことから、出の記録は存在しないため。

2023-87 2023年8月17日 ……………(政策経営部デジタル戦略室)

■①コンピューターシステム(行政)のログ記録が市が持っている記録であることを確認できる情報

② ①の市が持っている記録に対して、市の求めに応じ、システム提供者から提供されることを確認できる情報

2023年8月31日 **不存在決定**

理由：①コンピューターシステム(行政)は、システム提供者が提供するサービスを利用しております。ログはシステム提供者がシステムの運用・保守のために取得しているものであり、職員が組織的に利用できる状態にはありません。よって、請求された公文書は存在いたしません。

②ログ記録は市が保有している情報ではないため、請求内容に合致する情報はありません。

2023年11月30日 **審査請求**

2023-88 2023年8月17日 ……………(政策経営部デジタル戦略室)

■(1) 市政情報課〇〇〇〇がコンピューターシステムにログインした端末のログ記録

(2022年3月20日のログイン中の記録)(2) 指導課〇〇〇〇がコンピューターシステムにログインした端末のログ記録(2022年3月20日のログイン中の記録)

2023年8月31日 **不存在決定**

理由：(1)(2)コンピューターシステム(行政)は、システム提供者が提供するサービスを利用しております。端末のログは、システム提供者がシステムの運用・保守のために取得しているものであり、職員が組織的に利用できる状態にはありません。

よって、請求された公文書は存在いたしません。

2023年11月30日 **審査請求**

2023-89 2023年8月17日 ……………(学校教育部指導課)

■指導課〇〇〇〇がコンピューターシステムにログインした端末のログ記録

(2022年3月20日のログイン中の記録)

2023年8月31日 **不存在決定**

理由：コンピューターシステム(学校)の端末のログは、システム提供者がシステムの運用・保守のために取得しているものであり、職員が組織的に利用できる状態にはありません。よって、請求された公文書は存在いたしません。

2023年11月30日 審査請求

2023-90 2023年8月17日 ……………(政策経営部デジタル戦略室)

■(1)市の電子情報システムに関する運用規程、管理規定、セキュリティに関する規程などすべて (2)(1)のうち、ログを記録すべきことを定めた情報すべて

2023年8月31日 公開決定

- ・(1)市の電子情報システムに関する運用規程、セキュリティに関する規程等
 - ・町田市情報セキュリティ基本方針
 - ・町田市コンピュータシステム等の管理運営に関する規程

2023年8月31日 非公開決定

- ・(1)市の電子情報システムに関する運用規程、管理規程、セキュリティに関する規程等
 - ・町田市情報セキュリティ対策基準
 - ・町田市情報セキュリティ実施手順(117件)
- ・(2)ログを記録すべきことを定めた規程等
 - ・町田市情報セキュリティ対策基準

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○町田市情報セキュリティ対策基準及び町田市情報セキュリティ実施基準を公開することで、情報資産の有無や具体的なセキュリティ対策等、秘匿すべき情報が明らかになることにより、重要情報の流出や外部からの攻撃につながり、市の情報セキュリティ確保に悪影響を及ぼし、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

2023-91 2023年8月18日 ……………(市民部市民協働推進課)

■住居表示(〇〇町〇〇〇〇番地)が13町市協第485号の規約変更認可の対象である根拠情報すべて(2023年5月8日の〇〇〇〇の起案書に承諾署名した〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇らの職員の共有情報。位置の共有情報ではなく、住居表示(〇〇町〇〇〇〇番地)が認可の対象かどうかの共有情報のこと)

2023年9月1日 不存在決定

理由:2023年5月8日付起案書の承認にあたって、〇〇町〇〇〇〇番地の現在の住居表示の位置を確認する必要があったが、これについては、口頭で市民課に確認した情報を課内で共有しており、文書を作成、または取得していないため、存在しません。

2023-92 2023年8月18日 ……………(都市づくり部公園緑地課)

■起案書「〇〇〇〇自治会の寄付申し出への対応について」の添付文書に記載された下記内容について確認できる情報すべて(1)「法人化した自治会所有の公園用地」、(2)「法人化した自治会に払い下げられたもの」、(3)「公衆用道路(6)過去の団地内道路移管の際、道路部移管は不可とされた。」(寄付対象地は、計2590.31平方メートルの広大で評価数億円単位と推定される土地ですので、客観的情報の開示を求めます。)(公園緑地課)

2023年8月31日 不存在決定

理由:添付資料から引用された項目については、自治会から口頭で聞き取った内容です。この内容を確認するための文書の取得及び作成は行っていないため、請求内容に該当する公文書は存在しません。

2023-93 2023年8月21日 ……………(市民部市民協働推進課)

■住居表示(〇〇町〇〇〇〇番地)が13町市協第485号の規約変更認可の対象である根拠のうち適法な情報すべて(2023年5月8日の〇〇〇〇の起案書に承認署名した〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇ら市民協働推進課内の口頭の主観的な共有情報ではなく、適法で客観的な根拠情報のこと)

2023年9月1日 不存在決定

理由:2023年5月8日付起案書の承認にあたって、〇〇町〇〇〇〇番地の現在の住居表示の位置を確認する必要があったが、これについては、口頭で市民課に確認した情報を課内

で共有しており、文書を作成、または取得していないため、存在しません。

2023-94 2023年8月21日 ……………(市民部市民協働推進課)

■住民表示(〇〇町〇〇〇〇番地)が13町市協第485号の規約変更認可の対象である根拠情報すべて(2023年5月8日の〇〇〇〇の起案書に承認署名した〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇ら市民協働推進課内の口頭の主観的な共有情報ではなく、行政上必要な客観的な根拠情報のこと)

2023年9月1日 不存在決定

理由:2023年5月8日付起案書の承認にあたって、〇〇町〇〇〇〇番地の現在の住居表示の位置を確認する必要があったが、これについては、口頭で市民課に確認した情報を課内で共有しており、文書を作成、または取得していないため、存在しません。

2023-95 2023年8月21日 ……………(市民部市民協働推進課)

■住居表示(〇〇町〇〇〇〇番地)が13町市協第485号の規約変更認可の対象である根拠のうち客観的な情報すべて(2023年5月8日の〇〇〇〇の起案書に承認署名した〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇らの職員の共有情報)

2023年9月1日 不存在決定

理由:2023年5月8日付起案書の承認にあたって、〇〇町〇〇〇〇番地の現在の住居表示の位置を確認する必要があったが、これについては、口頭で市民課に確認した情報を課内で共有しており、文書を作成、または取得していないため、存在しません。

2023-96 2023年8月21日 ……………(市民部市民協働推進課)

■住居表示(〇〇町〇〇〇〇番地)が13町市協第485号の規約変更認可の対象である根拠のうち適法な情報すべて(2023年5月8日の〇〇〇〇の起案書に承認署名した〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇らの職員の共有情報)

2023年9月1日 不存在決定

理由:2023年5月8日付起案書の承認にあたって、〇〇町〇〇〇〇番地の現在の住居表示の位置を確認する必要があったが、これについては、口頭で市民課に確認した情報を課内で共有しており、文書を作成、または取得していないため、存在しません。

2023-97 2023年8月21日 ……………(市民部市民協働推進課)

■非公開決定通知23町市協第195号の2の非公開の理由欄記載の「2023年5月8日付起案書の承認にあたって、〇〇町〇〇〇〇番地の現在の住居表示の位置を確認する必要があったが、これについては、口頭で市民課に確認した情報を課内で共有しており、文書を作成、または取得していないため、存在しません。」のうち、どの位置なら規約変更認可の対象であるかが確認できる客観的な情報すべて。

2023年9月1日 公開決定

- ・地図情報まちだ 町内会・自治会区域図
- 町内会・自治会名 〇〇〇〇自治会

2023-98 2023年8月23日 ……………(生涯学習部図書館)

■町田市立図書館指定管理者協定書(基本協定書と年度別協定書の直近のもの)

2023年8月31日 一部公開決定

- ・①町田市立鶴川駅前図書館の管理運営に関する基本協定書
- ・②町田市立鶴川駅前図書館の管理運営に関する2023年度協定書
- ・③町田市立鶴川駅前図書館の管理運営に関する変更基本協定書

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

- 「印影」部分は、公開し、情報が流通することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に支障が生じると認められるため。

- ・①～③のうち、法人の印影

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報で特定の個人が識別できるため。

- ・①の様式2-1 2-1-(2)のうち、司書資格有・無、図書館経験年数、備考欄

2023-99 2023年8月24日 ……………(学校教育部保健給食課)

■2023年7月学校教育部保健給食課で実施した「鶴川エリア中学校給食センター運営等業務委託」の委託候補者の提案書(正本)一式

2023年9月5日 非公開決定

・「鶴川エリア中学校給食センター運営等業務委託」の委託候補者の提案書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○委託契約の締結前であり、公開することで市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

2023-100 2023年8月24日 ……………(総務部職員課)

■2023年度の職員名簿

2023年9月7日 一部公開決定

・2023年6月1日現在 職員名簿

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であり、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

- ・P. 1、1行目の職員番号、住所、電話番号
- ・P. 1、2行目～P. 143の職員番号、本姓(旧姓使用 職員のみ)、生年月日、住所、電話番号、採用年月日

2023-101 2023年8月28日 ……………(生涯学習部生涯学習総務課)

■2022年3月17日の生涯学習総務課で行われた金森での調査内容すべて

2023年9月4日 不存在決定

理由：2022年3月17日に生涯学習総務課が行った金森(遺跡番号1002)での調査は、「埋蔵文化財発掘の届出」に基づく土木工事時の工事立会です。「埋蔵文化財発掘の届出」とは、埋蔵文化財(地中に埋まっている文化財のことで、住居・墓の跡や土器・石器などを指します)が埋まっていると知られている土地で土木・建築工事等を実施する場合は、埋蔵文化財に影響がないか確認するため、文化財保護法93条に基づき工事着手前に工事内容について町田市教育委員会(生涯学習総務課)を通じて東京都教育委員会へ届出することをいいます。「埋蔵文化財の発掘の届出」が提出されると、届出内容に基づき、東京都教育委員会が地下の埋蔵文化財への影響に応じて必要となる対応を決定します。対応は以下のいずれかとなり、実施主体は町田市教育委員会(生涯学習総務課)となります。

- 1 試掘調査
地面を掘削し、埋蔵文化財の状況を確認する調査
- 2 工事立会
試掘調査は行いませんが、基礎工事等の掘削を伴う工事の際に職員が立会い、埋蔵文化財への影響がないかどうか確認します。
- 3 慎重に施工
試掘調査や職員による立会等は行わず、工事を慎重に施工するように指示

工事立会では、生涯学習総務課の職員が埋蔵文化財への影響について目視で確認を行います。埋蔵文化財への影響がないことが確認できた場合には特に文書での記録は行っておりません。2022年3月17日に行った金森での工事立会についても埋蔵文化財への影響がないことが確認できたため、その内容が記載されている文書はありません。

2023-102 2023年8月28日 …………… (地域福祉部生活援護課)

■町田市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する公文書 職員配置 委託を含む「支給のお知らせ」を送付する際の起案書の鑑文 9/13 補正

2023年9月7日 決定延期

理由：請求に係る公文書の量が多く、精査に時間を要するため。

2023年10月5日 一部公開決定

・町田市電力・ガス・食料品等重点支援給付金のお知らせの発送について

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。

・あて先欄の氏名

2023-103 2023年8月29日 …………… (都市づくり部公園緑地課)

■起案書「〇〇〇〇自治会の寄付申し出への対応について」の添付文書の下記記載内容について確認できる情報(1)自治会の移管希望対象地 1)面積等 マル2 9号 1308-56 937.28平方メートル(緑地帯：中央分離帯状の植栽帯)、マル3 10号 1380-50 63.17平方メートル(同上)(2)(1)のうち、「9号」、「10号」とは何のことかがわかる情報(公園緑地課、口頭で聞き取った内容ではなく、客観的な情報)

2023年9月8日 不存在決定

理由：添付資料から引用された項目については、自治会から口頭で聞き取った内容です。この内容を確認するための文書の取得及び作成は行っていないため、請求内容に該当する公文書は存在しません。

※当該起案書は「寄付を受納しない」旨の意思決定を目的としています。その為、移管希望地の地番・面積・字名等の確認・情報収集は行っておりません。

2023-104 2023年9月1日 …………… (学校教育部施設課)

■2021～2023年度 南第二小学校と南成瀬小学校の「公立学校施設等の総括表」の書類一式

2023年9月7日 公開決定

・令和3年度～令和5年度 公立学校施設等の総括表(南第二小学校・南成瀬小学校)

2023-105 2023年9月4日 …………… (保健所保健予防課)

■町田市の新型コロナウイルス感染者数：期間は2022年9月1日～2023年3月までの感染者数(陽性者数)。年月日と毎日の感染者数(数値)(例；9月1日 100)サイズA4。1枚に1か月もしくは2か月で表記を希望。

2023年9月11日 公開決定

・新型コロナウイルス感染症の日別陽性者数(2022年9月1日から2023年3月31日まで)

2023-106 2023年9月4日 …………… (議会事務局)

■廃棄となった備品についての「廃棄証明書」

2023年9月19日 不存在決定

理由：請求内容に該当する書類を保有していないため。

2023-107 2023年9月5日 …………… (財務部市有財産活用課)

■2022年3月20日の市庁舎と地下駐車場の間の職員カードを使って開ける扉の入りの記録(職員分、通常の決まった業務の決まった時間の記録以外の人気のある時間帯の記録)

2023年9月19日 非公開決定

・ICカードリーダーシステムログ(2022年3月20日 地下駐車場出入口分)

理由：町田市情報公開条例5条第1項第4号に該当

○執務室等に入室する際にドアの電気錠を開錠するために使用しているICカードシステムの記録を公開することにより、市庁舎管理事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。なお、請求人はシステムのログすべてではなく、「通常の決まった業務、決まっ

た時間の記録以外の人気のある時間帯の記録（2022年3月20日の地下駐車場分）」に限定した公開を求めている。「入りの記録」とは当該記録の記載事項のうち、電気錠を開錠した日付、時刻、入室をした職員の所属や氏名等の情報を指す。特定の日時、場所及び業務に限定したとしても、同様の情報公開請求が別の日時、場所で請求された場合、これらの情報を公開することにより、職員の出入りの頻度が判明し、人気のない時間帯を推測することが可能になることから保安上の支障が生じる恐れがあるため、公開することができない。

2023年10月12日 **審査請求**

2023-108 2023年9月5日 ……………（政策経営部デジタル戦略室）

■（1）コンピュータシステム（行政）のシステム提供者と市との約款の類すべて（2）1）のうち、システムログ記録は市に所有権があることを確認できる情報（3）1）のうち、システム提供者は市の求めに応じ、システムログ記録を市に提供すべきことを確認できる情報（4）町田市情報セキュリティ対策基準のうち、ログを記録すべきことを定めた情報だけ（5）システムログ記録を見ることのできる職員（6）システムログ記録をシステムの運用上利用することのできる職員

2023年9月15日 **決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため。

2023年10月19日 **公開決定**

- ・（3）「町田市総合行政情報システム（第二次仮想化基盤サービス）」契約書（契約番号2021005451）の仕様書個別仕様の項目2

2023年10月19日 **一部公開決定**

- ・（1）「町田市総合行政情報システム（第二次仮想化基盤サービス）」契約書（契約番号2021005451）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人が代表者印として使用している印鑑の印影で、公開されることにより印鑑偽造等の不正使用の恐れがあり、法人の財産の保護に支障が生じると認められるため

- ・契約相手方が代表者印として使用している印鑑の印影

：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○町田市のシステム環境の詳細を公開することで、情報資産の有無や具体的なセキュリティ対策等、秘匿すべき情報が明らかになることにより、重要情報の流出や外部からの攻撃につながり、市の情報セキュリティ確保に悪影響を及ぼし、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

- ・仕様書個別仕様の1.1「RDS環境」表2行目から5行目及び1.2「ファイルサーバ環境」表2行目から6行目

2023年10月19日 **非公開決定**

- ・（4）町田市情報セキュリティ対策基準
- ・（5）町田市情報セキュリティ実施手順
- ・（6）町田市情報セキュリティ実施手順

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○町田市情報セキュリティ対策基準及び町田市情報セキュリティ実施手順を公開することで、情報資産の有無や具体的なセキュリティ対策等、秘匿すべき情報が明らかになることにより、重要情報の流出や外部からの攻撃につながり、市の情報セキュリティ確保に悪影響を及ぼし、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

2023年10月19日 **不存在決定**

理由：システムログ記録の所有権が市にあることを確認できる情報は、「町田市総合行政情報システム（第二次仮想化基盤サービス）」契約書の文書中にありません。よって、請求された公文書は存在いたしません。

2023-109 2023年9月6日 ……………（選挙管理委員会事務局）

■令和4年2月20日執行町田市長選挙に立候補した〇〇〇〇の立候補の届出書類及びこれと共に提出した一切の書類と、選挙の収支報告書及び収支報告書に添付する領収書の写し等の一切の書類

2023年9月19日 公開決定

- ・選挙運動用ビラの写し
- ・つばさの党規約

2023年9月19日 一部公開決定

対象文書	公開しない部分	公開しない理由
町田市市長選挙候補者届出書 (本人届出)	個人の印影、職員の印影	②
	本籍地、住所、生年月日(月・日)、性別	①
宣誓書	住所	①
	個人の印影	②
所属党派証明書	個人の印影	②
	住所	①
戸籍謄本	枠線内全て、発行番号後段、3ページ目最終行	①
候補者氏名等字画	個人の印影	②
通称認定申請書	住所	①
	個人の印影	②
受領書(1)	個人の印影	②
受領書(2)	個人の印影	②
選挙公報掲載申請書	個人の印影	②
	連絡先住所、連絡先電話	①
点字版及び音声版「選挙のお知らせ」掲載申請書	候補者住所、電話番号	①
	個人の印影	②
選挙運動用ビラ届出書	候補者住所、電話番号	①
	個人の印影	②
選挙運動用ビラ証紙交付申請書	個人の印影	②
	電話番号、証紙責任者氏名、証紙責任者の印影	①
選挙事務所設置届	候補者住所、電話番号	①
	個人の印影	②
出納責任者選任届	選任者住所・電話番号、出納責任者の職業・生年月日	①
	個人の印影	②
選挙運動事務員等届出書	個人の印影	②
	年齢、性別	①
政治団体確認申請書	個人の印影	②
政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書	個人の印影	②
政治団体設立届	個人の印影	②
	代表者の住所・電話、生年月日(月・日)	①
	会計責任者の住所・生年月日	
	会計責任者の職務代行者の氏名、ふりがな、住所、電話、生年月日	
届出事項等の異動届(428号)	個人の印影、訂正印	②
	代表者の住所(新・旧)・電話	①
	会計責任者の住所(新・旧)・電話、生年月日	①
国会議員関係政治団体に該当	個人の印影	②

対象文書	公開しない部分	公開しない理由
する旨の通知	住所	①
つばさの党 規約	訂正印	②
届出事項等の異動届 (429 号)	個人の印影、訂正印	②
国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知	個人の印影	②
つばさの党 役員名簿	住所	①
	個人の印影	②
	会計責任者の職務代行者氏名	①
収支報告書 (つばさの党令和 2 年分)	金融機関名、支店番号、口座番号、口座名義人	①
	個人の印影、代表者個人の印影	②
	金融機関名・支店番号・口座番号	③
選挙運動用収支報告書	出納責任者の印影	②
選挙運動用収支報告書添付の領収書	個人の印影	②

理由：①町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。

：②町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当

○個人が使用している印鑑であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、個人の財産保護に著しい支障が生じると認められるため。

：③町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 2 号に該当

○金融機関名及び口座情報部分は、法人等の事業活動において取引関係者に対し必要な場合のみ示されるものであり、公開すると不正引出し等第三者に悪用される恐れがあり、法人等の財産の保護に支障が生じると認められるため。

2023 年 9 月 19 日 **不存在決定**

理由：立候補届出時に受付した供託書をもとに供託の払い戻しを行ったため、原本・写しともにありません。

2023-110 2023 年 9 月 7 日 …………… (都市づくり部土地利用調整課)

■「非公開決定通知 23 町市協第 195 号の 2 の非公開の理由欄記載の「2023 年 5 月 8 日付起案書の承認にあたって、〇〇町〇〇〇番地の現在の住居表示の位置を確認する必要があったが、…、口頭で市民課に確認した情報を課内で共有しており、文書…、存在しません。」のうち、どの位置なら規約変更認可の対象であるかが確認できる客観的な情報すべて」の公開請求に対する 23 町市協第 220 号の 2 の公開請求に係る公文書「地図情報まちだ」の利用規約

2023 年 9 月 12 日 **公開決定**

・地図情報まちだ利用規約

2023-111 2023 年 9 月 8 日 …………… (総務部市政情報課)

■(1) 市政情報課〇〇〇〇がコンピュータシステムの端末を操作して、事務を処理した内容すべて (2022 年 3 月 20 日分)

2023 年 9 月 21 日 **不存在決定**

理由：2022 年 3 月 20 日に該当する職員が作成または取得した文書は存在しません。このため、該当する職員が事務を処理した内容がわかる公文書は存在しません。

2023-112 2023 年 9 月 8 日 …………… (学校教育部指導課)

■(2) 指導課〇〇〇〇がコンピュータシステムの端末を操作して、事務を処理した内容すべて (2022 年 3 月 20 日分)

2023 年 11 月 13 日 **公開決定**

・2022 年度臨時校長連絡会の開催について

- ・2022年度教育管理職辞令交付式、臨時校長連絡会の開催について
- ・教職員の服務事故について【220317公表】
- ・ふくむニューズレターの送付について

2023-113 2023年9月14日 …………… (都市づくり部公園緑課)

■起案書「〇〇〇〇自治会の寄付申し出への対応について」のうち、起案者が記載した「自治会の移管希望対象地」の項内の、(1)「9号」、「10号」とは何の表示なのかがわかる情報(23町都公第615号の非公開の理由欄記載の地番・面積・字名の類)、(2)(1)の表示の仕方がわかる情報(「9号」、「10号」が記載されている客観的な図表や文書類のこと。例えば、「1308-56」が地番であれば「1308-56」が記載されている地番の図表や文書類のこと)

2023年9月25日 不存在決定

理由：起案書から引用された項目については、自治会から口頭で聞き取った内容です。この内容を確認するための文書の取得及び作成は行っていないため、請求内容に該当する公文書は存在しません。

2023-114 2023年9月14日 …………… (総務部職員課)

■財務部営繕課設備係〇〇〇〇、財務部資産税課土地係〇〇〇〇、環境資源部ごみ収集課収集対策係〇〇〇〇、道路部道路整備課工事係〇〇〇〇、道路部道路管理課管理係〇〇〇〇、都市づくり部建築開発審査課〇〇〇〇、都市づくり部建築開発審査課建築指導係〇〇〇〇、都市づくり部公園緑地課公園管理係〇〇〇〇、生涯学習部図書館企画・地域支援係〇〇〇〇ら職員の2022年3月20日の出勤簿

2023年9月27日 一部公開決定

・令和3年度年間出勤簿(環境資源部循環型施設整備課 〇〇〇〇、道路部道管理課財産係 〇〇〇〇、環境資源部3R推進課対策係 〇〇〇〇、道路部道路整備課用地係 〇〇〇〇、道路部道路政策課計画係 〇〇〇〇、財務部営繕課 〇〇〇〇、都市づくり部建築開発審査課建築指導係 〇〇〇〇、下水道部下水道管理課水路係 〇〇〇〇、教育委員会生涯学習部図書館企画・地域支援係 〇〇〇〇)(3月20日分のみ)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であり、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

- ・職員番号、年次有給休暇各月計、年次有給休暇累計、減額対象休暇累計、本年の年次有給休暇総日数、内繰越分、本年の年次有給休暇使用日数、本年の年次有給休暇未使用日数、前年の減額対象休暇による総欠勤日数

2023-115 2023年9月22日 …………… (市民部市民協働推進課)

■「「法人化した自治会所有の公園用地」を確認できる」と「〇〇〇〇自治会の寄付申し出の寄付対象地に関して」、市が保有する情報すべての開示請求で2023年9月15日付けで開示された、財産目録記載の土地について、法人化した自治会が単独で所有していることを市が確認した客観的で適法な情報

2023年10月5日 不存在決定

理由：市は当該土地の情報について、〇〇〇〇自治会から提出を受けた財産目録のみ所有しております。また、〇〇〇〇自治会が単独で当該土地を所有していることを確認できる情報を保有しておりません。

2023-116 2023年9月22日 …………… (学校教育部施設課)

■2021~2023年度 南第二小学校と南成瀬小学校の「公立学校施設等の総括表」等(施設台帳)の書類一式

2023年9月26日 公開決定

- ・2021年度~2023年度 公立学校施設台帳(南第二小学校・南成瀬小学校)

2023-117 欠番

2023-118 2023年9月26日 …………… (総務部市政情報課)

■市政情報課〇〇〇〇がコンピュータシステムの端末を操作して送受信した2022年3月内のすべての電子メールの日時と相手の役職と部署

2023年10月10日 不存在決定

理由：電子メールについては、年度切り替え時や空き容量が不足した際等に適宜整理を行い、廃棄していました。請求日時時点で2022年3月のメールは存在せず、メールがあったかを確認することもできません。

2023-119 2023年9月26日 …………… (学校教育部指導課)

■指導課〇〇〇〇がコンピュータシステムの端末を操作して送受信した2022年3月内のすべての電子メールの日時と相手の役職と部署

2023年10月10日 不存在決定

理由：電子メールについては、年度切り替え時や空き容量が不足した際等に適宜整理を行い、廃棄していました。請求日時時点で2022年3月のメールは存在せず、メールがあったかを確認することもできません。

2023-120 2023年9月28日 …………… (子ども生活部保育・幼稚園課)

■いつもお世話になっております、保育・幼稚園課です。2023年8月23日に、件名「「保育士不足及び保育士確保に関する陳情書」に関する発言の真偽と趣旨、責任者についての問い合わせ」でいただきました電子メールについて、以下のとおり回答いたします。ご質問の件につきましては、2023年8月23日に〇〇〇〇様に回答済みです。以上メール文中の「2023年8月23日に〇〇〇〇様に回答済み」の文書

2023年10月4日 不存在決定

理由：請求対象の回答については口頭のみで行っており、文書は存在しないため。

2023-121 2023年10月6日 …………… (財務部営繕課)

■財務部営繕課〇〇〇〇が、2022年3月中に署名した起案書のうち、総合文書管理システムに登録されている最初の日付のもの1日分及び最後の日付のもの1日分。手書きで署名されているものを求める。手書きで署名している文書が無い場合は、電子決裁文書でも可とする。署名が確認できるものであれば、一枚目のみでよい。

2023年10月20日 公開決定

- ・【起案書】2022年3月1日付「町田市民ホール電気設備改修工事に伴う保安管理業務について」(1枚目のみ)
- ・【起案書】2022年3月30日付「町田市大賀藕絲館改修工事に伴う「景観計画区域内における行為の完了届出書」の提出について」(1枚目のみ)

2023-122 2023年10月6日 …………… (都市づくり部建築開発指導課)

■2022年3月1日及び2022年3月31日に起案された文書のうち、総合文書管理システムに登録されているもので、都市づくり部建築開発審査課建築指導係主任〇〇〇〇が、提起ないし署名した起案書。手書きで署名されているものを求める。手書きで署名している文書が無い場合は、電子決裁文書でも可とする。署名が確認できるものであれば、一枚目のみでよい。

2023年10月20日 公開決定

- ・【起案書】2022年3月1日付「【収受】市議市長選挙事務にかかる旅費額について(照会)」(1枚目のみ)
- ・【起案書】2022年3月31日付「【収受】共済貯金払戻・解約の申込締切日及び払戻日について(通知)」(1枚目のみ)

2023-123 2023年10月6日 …………… (下水道部下水道管理課)

■下水道部下水道管理課水路係〇〇〇〇が2022年3月中に提起した起案書のうち、総合文書管理

システムに登録されているもの全部。署名が確認できるものであれば、一枚目のみでよい。

2023年10月20日 公開決定

- ・【起案書】2022年3月10日付「2021年度第4回下水道部契約事務適正化委員会の審議結果について（通知）」（1枚目のみ）
- ・【起案書】2022年3月16日付「道路整備に伴う堂谷戸川付替えについて（回答）」（1枚目のみ）

2023-124 2023年10月6日 ……………（生涯学習部図書課）

■生涯学習部図書館企画・地域支援係係長〇〇〇〇が2022年3月中に提起した起案書のうち、総合文書管理システムに登録されているもの全部。手書きで署名されているものを求める。手書きで署名している文書が無い場合は、電子決裁文書でも可とする。署名が確認できるものであれば、一枚目のみでよい。

2023年10月20日 公開決定

- ・【起案書】2022年3月25日付「令和4年度「高齢者向けスマートフォン利用普及啓発事業」に係る意向調査について（回答）」（1枚目のみ）
- ・【起案書】2022年3月28日付「「メールフォーム：鶴川図書館は無くなってしまうのですか？」への回答について（報告）」（1枚目のみ）

2023-125 2023年10月6日 ……………（総務部市政情報課）

■2022年3月に市政情報課に所属していた〇〇〇〇が2022年3月1日以降に送受信したすべての電子メールの日時と相手の所属と名前

2023年10月20日 不存在決定

理由：2022年3月1日以降において当該職員が送受信した電子メールは存在しません。

2023-126 2023年10月6日 ……………（学校教育部指導課）

■2022年3月に指導課に所属していた〇〇〇〇が2022年3月1日以降に送受信したすべての電子メールの日時と相手の所属と名前

2023年10月20日 不存在決定

理由：2022年3月1日以降において当該職員が送受信した電子メールは存在しません。

2023-127 2023年10月12日 ……………（総務部職員課）

■2022年3月に市政情報課に所属していた〇〇〇〇の2022年3月と2022年4月の出勤簿

2023年10月20日 一部公開決定

- ・令和3年度年間出勤簿（市政情報課 〇〇〇〇）（3月分のみ）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であり、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

- ・職員番号、休暇事由、年次有給休暇各月計、年次有給休暇累計、減額対象休暇累計、本年の年次有給休暇総日数、内繰越分、本年の年次有給休暇使用日数、本年の年次有給休暇未使用日数、前年の減額対象休暇による総欠勤日数

2023年10月20日 不存在決定

- ・2022年4月の出勤簿（市政情報課 〇〇〇〇）

理由：職員として在籍していないため、請求内容の出勤簿は存在しません。

2023-128 2023年10月12日 ……………（総務部職員課）

■2022年3月に指導課に所属していた〇〇〇〇の2022年3月と2022年4月および2023年4月と10月の出勤簿

2023年10月20日 一部公開決定

- ・令和3年度年間出勤簿（指導課 〇〇〇〇）（3月分のみ）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であり、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

- ・職員番号、休暇事由、年次有給休暇各月計、年次有給休暇累計、減額対象休暇累計、本年

の年次有給休暇総日数、内繰越分、本年の年次有給休暇使用日数、本年の年次有給休暇未使用日数、前年の減額対象休暇による総欠勤日数

2023年10月20日 **不存在決定**

・2022年4月および2023年4月と10月の出勤簿（指導課 ○○○○）

理由：職員として在籍していないため、請求内容の出勤簿は存在しません。

2023-129 2023年10月12日 ……………（会計課）

■2022年3月に市政情報課に所属していた○○○○の2023年4月と10月の出勤簿

2023年10月25日 **一部公開決定**

・会計年度任用職員出勤簿（○○○○）（2023年4月及び10月分※10月17日までの分）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であり、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

・休暇の申請内容

：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○「印影」部分を公開することにより、偽造又はなりすまし等による不正使用の恐れがあり、個人の財産の保護に支障が生じると認められるため。

・個人の印影

2023-130 2023年10月6日 ……………（会計課）

■2022年3月に市政情報課に所属していた○○○○が2022年3月1日以降に送受信したすべての電子メールの日時と相手の所属と名前

2023年10月20日 **不存在決定**

理由：2022年3月1日以降において当該職員が送受信した電子メールは存在しません。

2023-131 2023年10月17日 ……………（総務部市政情報課）

■2022年3月15日から同年3月25日の間に総合文書管理システムで起案された文書で○○○○が署名したもの。署名した日付がわかる部分。（CSVデータを含む）

2023年10月31日 **決定延期**

理由：対象文書の探索に時間を要するため。

2023年11月20日 **公開決定**

・2022年3月25日起案「情報公開ハンドブックの改正について」起案書鑑のみ

2023-132 2023年10月17日 ……………（学校教育部指導課）

■2022年3月15日から同年3月25日までの間に総合文書管理システムで起案された文書で指導課○○○○が署名したもの。署名した日付がわかる部分。（CSVデータを含む）

2023年10月31日 **決定延期**

理由：対象文書の探索に時間を要するため。

2023年11月30日 **公開決定**

番号	公開請求に係る公文書の名称等		
	文書番号	件名	起案/收受日
1	21 町教学指 第 5775 号	発令通知書の送付について	2022年3月15日
2	21 町教学指 第 5969 号	発令通知書の送付について	2022年3月24日
3	21 町教学指 第 5977 号	臨時的任用教職員採用のための欠格事由照会について（依頼）	2022年3月24日
4	21 町教学指 第 5973 号	児童手当・特例給付支給事由消滅通知書について（通知）	2022年3月24日

番号	公開請求に係る公文書の名称等		
	文書番号	件名	起案／收受日
5	21 町教学指 第 5959 号	行政系都費学校職員（事務・栄養士）の昇給号数の決定及び令和 4 年 4 月 1 日付昇給に係る具申の提出について（通知）	2022 年 3 月 23 日
6	21 町教学指 第 5864 号	健康保険資格喪失証明書の交付について<3 月中途および年度末分>	2022 年 3 月 17 日
7	21 町教学指 第 5923 号	社会保険料納付金報告書等（2 月分）の提出について	2022 年 3 月 22 日
8		令和 3 年度教職員旅費の過誤払いによる戻入処理について（報告）	2022 年 3 月 17 日
9	21 町教学指 第 5893 号	教員等の兼務について（内申）【ゆくのき学園】	2022 年 3 月 18 日
10	21 町教学指 第 5948 号	担任課程名簿の提出について（校内教科変更追加分）	2022 年 3 月 23 日
11	21 町教学指 第 6010 号	担任課程名簿の提出について（校内教科変更追加分）	2022 年 3 月 25 日
12	21 町教学指 第 5983 号	担任課程名簿（第 4 回カード提示分）の提出について	2022 年 3 月 24 日
13	21 町教学指 第 5880 号	担任課程名簿（第 3 回カード提示分）の提出について	2022 年 3 月 18 日
14	21 町教学指 第 5867 号	養護教諭の兼務について（内申）	2022 年 3 月 17 日
15	21 町教学指 第 6013 号	担任課程名簿の提出について【新規採用分・小・第四回分】	2022 年 3 月 25 日
16	21 町教学指 第 5774 号	担任課程名簿の提出について 病気休職からの復帰者	2022 年 3 月 15 日
17	21 町教学指 第 5888 号	教員等の兼務について（内申）【巡回指導教員分・解除分】	2022 年 3 月 18 日
18	21 町教学指 第 5932 号	教員等の兼務について（内申）【令和 4 年度分】【臨時的任用教職員】	2022 年 3 月 22 日
19	21 町教学指 第 5887 号	教員等の兼務について（内申）【巡回指導教員分・指定分】	2022 年 3 月 18 日
20	21 町教学指 第 5800 号	自家用自動車通勤の許可について	2022 年 3 月 15 日
21	21 町教学指 第 5847 号	令和 4 年 4 月 1 日付行政系都費学校職員（事務・栄養士）の異動内示について	2022 年 3 月 17 日
22	21 町教学指 第 5786 号	教員の採用について（内申）	2022 年 3 月 15 日
23	21 町教学指 第 6014 号	新規採用教員関係書類の作成について（依頼）	2022 年 3 月 25 日
24	21 町教学指 第 5788 号	2022（令和 4）年度 新任・転任校長辞令交付式について	2022 年 3 月 15 日
25	21 町教学指 第 5820 号	2022（令和 4）年度 新任・転任副校長辞令交付式について	2022 年 3 月 16 日
26	21 町教学指 第 5858 号	2022 年度 臨時校長連絡会の開催について	2022 年 3 月 17 日

番号	公開請求に係る公文書の名称等		
	文書番号	件名	起案／收受日
27	21 町教学指 第 5875 号	教職員の服務事故について【220317 公表】	2022 年 3 月 18 日
28	21 町教学指 第 5876 号	ふくむニュースレターの送付について	2022 年 3 月 18 日
29	21 町教学指 第 5938 号	昇任選考合格者の昇任保留について（通知）	2022 年 3 月 22 日
30	21 町教学指 第 5963 号	教員を指導主事に充てる場合の同意について（回答）	2022 年 3 月 23 日
31	21 町教学指 第 6003 号	令和 3 年度末及び令和 4 年度当初の辞令交付式等の 視聴方法について	2022 年 3 月 25 日
32	21 町教学指 第 6011 号	令和 4 年度統括校長設置校の指定等に係る報告につ いて（收受及び回答）	2022 年 3 月 25 日
33		「臨時校長連絡会」への市長の出席について（依頼）	2022 年 3 月 24 日
34		2022 年度教育管理職辞令交付式、臨時校長連絡会の 開催について	2022 年 3 月 17 日

2023 年 11 月 30 日 一部公開決定

番号	公開請求に係る公文書の名称等			非公開と した部分
	文書番号	件名	起案／收受日	
1	21 町教学指 第 5924 号	臨時的任用教職員の採用につ いて（内申）【令和 4 年度分】	2022 年 3 月 22 日	該当者の氏 名
2	21 町教学指 第 6005 号	臨時的任用教職員の採用につ いて（内申）	2022 年 3 月 25 日	該当者の氏 名
3	21 町教学指 第 6015 号	臨時的任用教職員の採用につ いて（取消内申）	2022 年 3 月 25 日	該当者の氏 名
4	21 町教学指 第 5814 号	臨時的任用教職員の採用につ いて（内申）【令和 4 年度分】【教員 免許状取得見込者】	2022 年 3 月 16 日	該当者の氏 名
5	21 町教学指 第 5813 号	臨時的任用教職員の採用につ いて（内申）【令和 4 年度任用分】	2022 年 3 月 16 日	該当者の氏 名
6	21 町教学指 第 5968 号	給与所得の源泉徴収票について （再交付）	2022 年 3 月 24 日	該当者の氏 名
7	21 町教学指 第 6006 号	校長の任命（新任）について（内 申）	2022 年 3 月 25 日	内申の理由
8	21 町教学指 第 6007 号	東京都町田市公立学校長の任命 について（内申）	2022 年 3 月 25 日	内申の理由
9	21 町教学指 第 5776 号	休職期間満了報告について	2022 年 3 月 15 日	該当者の勤 務先及び氏 名
10	21 町教学指 第 5900 号	休職期間満了報告について	2022 年 3 月 18 日	該当者の勤 務先、教科 及び氏名
11	21 町教学指 第 5898 号	教員等の休職について（内申）	2022 年 3 月 18 日	該当者の勤 務先、勤務 年数、教科 及び氏名

番号	公開請求に係る公文書の名称等			非公開とした部分
	文書番号	件名	起案/收受日	
12	21 町教学指 第 5777 号	休職期間満了報告について	2022 年 3 月 15 日	該当者の勤務先及び氏名
13	21 町教学指 第 5908 号	教員等の休職について (内申)	2022 年 3 月 22 日	該当者の勤務先、教科及び氏名
14	21 町教学指 第 5769 号	教員等の年度末退職 (普通退職) について (内申) -○○○○○	2022 年 3 月 15 日	該当者の勤務先
15		メールフォーム「○○○○○教員である先生が暴言を吐いたり差別的行動をしていました」の收受及び回答について	2022 年 3 月 23 日	学校名

理由：町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当

- 個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別されうるため (番号 1～5、15)
- 職員の個人情報であり、プライバシーを侵害するおそれがあるため (番号 6～14)

2023-133 2023 年 10 月 19 日 (総務部市政情報課)

■2023 年 9 月 1 日～10 月 19 日までの市政情報課○○○○が送受信したメールすべて

2023 年 11 月 2 日 **一部公開決定**

- ・2023 年 10 月 19 日木曜日 9：31 送信メール【町田市】株式会社 N T T マーケティングアクト ProCX 子会社による本市個人情報の不正流出について

理由：町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 4 号に該当

- 市の機関が行う事務又は事業で使用するメールアドレスであって、公にすることにより、電子メールアドレスの使い分けや目的を失わせることとなり、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため
- ・2 ページの 5 行目～7 行目

2023-134 2023 年 10 月 19 日 (市民部市民協働推進課)

■2022 年 3 月に市民協働推進課に所属していた○○○○の 2022 年 1 月～2023 年 10 月 19 日までの送受信した電子メールのすべて

2023 年 10 月 27 日 **不存在決定**

理由：市民協働推進課に所属していた○○○○が送受信したメールについて、保有していないため。

2023-135 2023 年 10 月 19 日 (政策経営部企画政策課)

■2022 年 3 月に市民協働推進課に所属していた○○○○の 2022 年 1 月～2023 年 10 月 19 日までの送受信した電子メールのすべて

2023 年 11 月 1 日 **一部公開決定**

- ・①2023 年 7 月 14 日 11：28 受信電子メール
- ・②2023 年 7 月 18 日 9：40 受信電子メール
添付文書ア 「関係人口とともに創る地域づくりに関する調査研究」に係る自治体アンケート調査への御協力について (依頼)
- 添付文書イ 「関係人口とともに創る地域づくりに関する調査研究」に関する自治体アンケート調査
- ・③2023 年 7 月 18 日 9：47 受信電子メール
- ・④2023 年 7 月 20 日 14：53 受信電子メール
- ・⑤2023 年 7 月 21 日 16：06 受信電子メール

- ・⑥2023年7月21日 19:54 受信電子メール
- ・⑦2023年7月28日 11:02 受信電子メール
添付文書 「「関係人口とともに創る地域づくりに関する調査研究」に関する自治体アンケート調査
- ・⑧2023年7月28日 11:55 受信電子メール
- ・⑨2023年8月1日 8:09 受信電子メール
添付文書ア 「地域の未来予測を踏まえた多様な主体との広域的な協働のあり方に関する調査研究」に関する自治体アンケート調査への御協力について（依頼）
添付文書イ 多摩・島しょ地域における自治体広域連携に関するアンケート調査概要
- ・⑩2023年8月3日 14:37 受信電子メール
- ・⑪2023年8月22日 19:00 受信電子メール
- ・⑫2023年8月22日 19:19 受信電子メール
- ・⑬2023年8月23日 7:21 受信電子メール
- ・⑭2023年8月28日 8:59 受信電子メール
- ・⑮2023年8月31日 15:03 受信電子メール
添付文書ア 平和首長会議加盟自治体アンケート調査について（依頼）
添付文書イ アンケート項目
添付文書ウ 調査票
- ・⑯2023年9月4日 11:16 受信電子メール
- ・⑰2023年9月14日 21:20 受信電子メール
- ・⑱2023年10月2日 14:15 受信電子メール
- ・⑲2023年10月18日 19:13 受信電子メール

理由：（１）町田市情報公開条例５条第１項第１号に該当

○個人に関する情報であり、特定の個人が識別されるため。

：（２）町田市情報公開条例５条第１項第２号に該当

○法人の特定のやり取りのために使用される非公表の電話番号や電子メールアドレス、パスワード等であり、公開することにより当該法人の事業運営上の支障が生じる恐れがあるため。

：（３）町田市情報公開条例５条第１項第４号に該当

○企画政策課では調整業務が行われており、公開することにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

：（４）町田市情報公開条例５条第１項第４号に該当

○公開することにより当該電子メールアドレスの使い分けの目的を失わせることになり、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

公文書	公開しない部分	公開しない理由
①	7行目、19行目	(1)
①	1行目	(2)
①	3～4行目、8～18行目	(3)
②	1行目、8行目、22行目、26～27行目 添付文書ア 34～35行目 添付文書イ 15行目、24～25行目、29～31行目	(1)
②	3行目 添付文書ア 29行目、36行目 添付文書イ 14行目、26行目	(2)
③	1行目、7行目、15行目、19～20行目	(1)
③	3行目、9行目	(2)
④	51行目、55～56行目	(1)
④	2行目、15～17行目、40行目、52行目	(2)

公文書	公開しない部分	公開しない理由
⑤	4～5行目、7行目～42行目、添付文書	(3)
⑥	1行目	(1)
⑥	4行目、7行目～34行目	(3)
⑦	1行目、8行目、26行目、30～31行目 添付文書15行目、24～25行目、29～31行目	(1)
⑦	3行目 添付文書14行目、26行目	(2)
⑧	1行目、7行目、15行目、19～20行目	(1)
⑧	3行目、11行目	(2)
⑨	52行目 添付文書ア32行目、34行目	(1)
⑨	1行目、29行目、53～4行目 添付文書ア26～27行目、35～36行目 添付文書イ9行目、12～13行目	(2)
⑩	1行目、3行目	(1)
⑩	5行目、7～49行目	(3)
⑪	1行目、4～5行目、8～27行目	(3)
⑫	1行目	(1)
⑫	3～5行目、7～9行目、添付文書	(3)
⑬	8行目、36行目	(1)
⑬	1行目、37～38行目	(2)
⑭	30行目	(4)
⑭	添付文書	(1)
⑮	23行目 添付文書ア31行目	(1)
⑮	1行目、18行目、26行目 添付文書ア19行目、22行目、33行目 添付文書ウ6行目	(2)
⑯	30行目	(4)
⑯	添付文書	(1)
⑰	1行目、3～26行目	(3)
⑱	9～13行目、16～34行目 添付文書	(3)
⑲	1行目、4行目	(1)
⑲	5行目、7～31行目	(3)

2023年11月16日 **審査請求**

2023-136 2023年10月19日 ……………(財務部納税課)

■2023年7月3日に公表された「町田市市税等徴収補助業務受託候補者選定のためのプロポーザル」において、参加企業から提出された「提案書」「見積書」「企画書」「工程計画表」の公開を請求させていただきます。

2023年11月2日 **一部公開決定**

・2023年7月3日に公表された「町田市市税等徴収補助業務受託候補者選定のためのプロポーザル」の参加企業による提出書類一式(提案書、見積書、企画書及び工程計画表)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。

- ・法人担当者の氏名、携帯電話番号、電子メールアドレス、印影
- ：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当
- 法人が実印として使用している印鑑の印影を公開し、情報が流出することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。
- ・法人の印影
- ：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
- 本件業務に係る受託候補者選定は、今後も公募型プロポーザルにより行う予定であり、公開することによって、今後の契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
- ・参加者番号

2023-137 2023年10月20日 ……………(学校教育部新たな学校づくり推進課)

■2023年6月25日・7月14日本町田地区新たな学校づくり説明会の配布資料

2023年11月6日 **公開決定**

- ・本町田地区新たな学校づくり説明会 資料

2023-138 2023年10月23日 ……………(財務部市有財産活用課)

■2022年3月の市長用特殊車両の運転日誌すべて

2023年11月1日 **公開決定**

- ・理事者用運転日誌 (No. 201号車)
 - ・2022年3月1日分
 - ・2022年3月2日分
 - ・2022年3月4日分
 - ・2022年3月7日分
 - ・2022年3月8日分
 - ・2022年3月9日分
 - ・2022年3月11日分
 - ・2022年3月14日分
 - ・2022年3月15日分
 - ・2022年3月16日分
 - ・2022年3月17日分
 - ・2022年3月18日分
 - ・2022年3月19日分
 - ・2022年3月21日分
 - ・2022年3月22日分
 - ・2022年3月23日分
 - ・2022年3月24日分
 - ・2022年3月25日分
 - ・2022年3月27日分
 - ・2022年3月28日分
 - ・2022年3月29日分
 - ・2022年3月30日分
 - ・2022年3月31日分

2023-139 2023年10月23日 ……………(総務部職員課)

■町田市役所職員におけるコンプライアンスに関する取り決め、ガイドライン、マニュアル、規程、またはそれに類する文書

2023年10月26日 **公開決定**

- ・町田市職員服務規程
- ・町田市職員の懲戒処分に関する指針

2023-140 2023年10月24日(政策経営部デジタル戦略室)

- (1) システムログ記録は市が保有する情報資産であることを確認できる情報すべて (2) システムログ記録はシステム提供業者が保有する情報資産であることを確認できる情報すべて
- (3) コンピュータシステム (行政) は市が保有する情報資産であることを確認できる情報すべて
- (4) コンピュータシステム (行政) はシステム提供業者が保有する情報資産であることを確認できる情報すべて

2023年11月6日 **決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023年12月7日 **公開決定**

- ・(1) 町田市情報セキュリティ基本方針

2023年12月7日 **一部公開決定**

- ・(2)

文書番号	公開請求に係る公文書の名称等
1	「町田市総合行政情報システム(第四次庁内仮想化基盤)」契約書 (契約番号 2023006301)
2	「町田市総合行政情報システム(第二次仮想化基盤サービス)」契約書 (契約番号 2023006297)
3	「町田市総合行政情報システム(第三次メールシステム)」契約書 (契約番号 2023006293)
4	「町田市総合行政情報システム(職員認証基盤)」契約書 (契約番号 2023006299)
5	「町田市総合行政情報システム(ディレクトリサービス)」契約書 (契約番号 2023005761)
6	「町田市総合行政情報システム(新庁舎システム基盤)」契約書 (契約番号 2023006291)
7	「町田市総合行政情報システム(第三次仮想化基盤サービス)」契約書 (契約番号 2023006296)
8	「町田市総合行政情報システム」契約書 (契約番号 2023006305)
9	「職員認証基盤 IC カードシステム賃貸借」契約書 (契約番号 2023003721)
10	「町田市総合行政情報システム(ファイル転送システムバージョンアップ)」契約書 (契約番号 2023006322)
11	「第一次クラウドサーバープラットフォーム (基盤サービス)」契約書 (契約番号 2023006325)
12	「デスクトップ・OAプラットフォーム (セキュリティ)」契約書 (契約番号 2023006329)
13	「デスクトップ・OAプラットフォーム (デスクトップクライアント)」契約書 (契約番号 2023006326)
14	「デスクトップ・OAプラットフォーム (オフィスツール)」契約書 (契約番号 2023006328)
15	「デスクトップ・OAプラットフォーム (ネットワークサーバー)」契約書 (契約番号 2023006324)
16	「デスクトップ・OAプラットフォーム (ファイルサーバ)」契約書 (契約番号 2023006330)
17	「デスクトップ・OAプラットフォーム (職員認証基盤)」契約書 (契約番号 2023006327)
18	「基幹業務システム (戸籍) 賃貸借」契約書 (契約番号 2023000565)
19	「基幹業務システム (税務) 給与報告書読取端末賃貸借」契約書 (契約番号

文書番号	公開請求に係る公文書の名称等
	2023001863)
20	「町田市総合行政情報システム(地方税ポータルシステム)」契約書(契約番号2023006316)
21	「コミュニケーション支援システム賃貸借」契約書(契約番号2023001025)
22	「電子会議システム賃貸借」契約書(契約番号2023001217)
23	「ビジネスチャットシステム賃貸借」契約書(契約番号2023001498)
24	「内部管理システム(財務会計)賃貸借」契約書(契約番号2023005356)
25	「子育てサイト賃貸借」契約書(契約番号2023000333)
26	「メール配信システム賃貸借」契約書(契約番号2023000497)
27	「防災システム賃貸借」契約書(契約番号2023000984)
28	「公式ホームページキャッシュサイトシステム賃貸借」契約書(契約番号2023005357)
29	「オンライン行政手続システム賃貸借」契約書(契約番号2023000642)
30	「オンライン行政手続サービス賃貸借(単価契約)」契約書(契約番号2023001251)
31	「インターネットFAXサービス賃貸借(単価契約)」契約書(契約番号2023002005)
32	「町田市総合行政情報システム(長期継続契約・2018年度ネットワークサーバ更改)」契約書(契約番号2019002891)
33	「町田市総合行政情報システム(長期継続契約・2019年度ネットワークサーバ更改)」契約書(契約番号2019010728)
34	「町田市総合行政情報システム(長期継続契約・第五次庁内仮想化基盤)」契約書(契約番号2019016630)
35	「町田市総合行政情報システム(長期継続契約・第5次ウイルス対策システム)」契約書(契約番号2020002081)
36	「町田市総合行政情報システム(長期継続契約・第四次端末資源管理システム)」契約書(契約番号2020002193)
37	「統合文字管理基盤(第3次)システム賃貸借(長期継続契約)」契約書(契約番号2021002031)
38	「町田市総合行政情報システム(長期継続契約・統合連携基盤)」契約書(契約番号2021013461)
39	「基幹業務システム(第四次住記)賃貸借(長期継続契約)」契約書(契約番号2019014598)
40	「給食費管理システム賃貸借(長期継続契約)」契約書(契約番号2020000249)
41	「第三次証明書等のコンビニ交付システム賃貸借(長期継続契約)」契約書(契約番号2020013052)
42	「基幹業務システム(学務)賃貸借(長期継続契約)」契約書(契約番号2021013090)
43	「町田市総合行政情報システム(長期継続契約・家屋評価システム)」契約書(契約番号2020002195)
44	「町田市総合行政情報システム(長期継続契約・家屋評価システム)(第1回変更契約)」契約書(契約番号2020002195)
45	「基幹業務システム(児童等相談)賃貸借(長期継続契約)」契約書(契約番号2018016784)
46	「基幹業務システム(学童保育)賃貸借(長期継続契約)」契約書(契約番号2018016728)

文書番号	公開請求に係る公文書の名称等
47	「基幹業務システム（福祉）賃貸借（長期継続契約）」契約書（契約番号 2019003912）
48	「基幹業務システム（健康管理）賃貸借（長期継続契約）」契約書（契約番号 2021003991）
49	「市有建築物図面管理用 CAD システム賃貸借（長期継続契約）」契約書（契約番号 2019007899）
50	「市有建築物図面管理用 CAD システム賃貸借（長期継続契約）（第 1 回変更契約）」契約書（契約番号 2019007899）
51	「内部管理システム（第四次人事給与）賃貸借（長期継続契約）」契約書（契約番号 2020002972）
52	「町田市総合行政情報システム（長期継続契約・第四次文書管理システム）」契約書（契約番号 2020003824）
53	「町田市総合行政情報システム（長期継続契約・第四次文書管理システム）（第 1 回変更契約）」契約書（契約番号 2020003824）
54	「町田市総合行政情報システム（長期継続契約・図書館ハンディキャップシステム）」契約書（契約番号 2019017439）
55	「コンテンツマネジメントシステム（第 4 次）賃貸借（長期継続契約）」契約書（契約番号 2020003113）
56	「地理情報システム（統合型）賃貸借（長期継続契約）」契約書（契約番号 2021002111）
57	「地理情報システム（道路情報管理）賃貸借（長期継続契約）」契約書（契約番号 2021001102）
58	「地理情報システム（建築確認情報管理）賃貸借（長期継続契約）」契約書（契約番号 2021001104）

- ・（４）「町田市総合行政情報システム（第二次仮想化基盤サービス）」
契約書（契約番号 2021005451）

理由：（２）①町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当

○個人に関する情報で、公開されることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。

：②町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 2 号に該当

○法人が代表者印として使用している印鑑の印影で、公開されることにより印鑑偽造等の不正使用の恐れがあり、法人の財産の保護に支障が生じると認められるため。

：③町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 4 号に該当

○町田市のシステム環境の詳細を公開することで、情報資産の有無や具体的なセキュリティ対策等、秘匿すべき情報が明らかになることにより、重要情報の流出や外部からの攻撃につながり、市の情報セキュリティ確保に悪影響を及ぼし、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
1	1	印影		②
1	17	表		③
1	31	表		③
1	32	印影		②
2	1	印影		②
2	17	本文	13 行目	③

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
2	19	本文	2行目	③
2	19	本文	8行目	③
2	19	表	1.1	③
2	19	表	1.2	③
2	22	印影		②
3	1	印影		②
3	13	本文	2行目	③
3	13	表		③
3	21	表		③
3	21	本文	10行目	③
3	24	印影		②
4	1	印影		②
4	13	表	サーバ構成	③
4	24	印影		②
5	1	印影		②
5	17	表		③
5	21	本文	5行目	③
5	21	本文	11行目	③
5	21	本文	12行目	③
5	25	本文	4行目	③
5	25	本文	13行目	③
5	31	図		③
5	31	表		①
5	32	印影		②
6	1	印影		②
6	13	表	表④	③
6	27	表	別表1	③
6	27	表	別表2	③
6	28	表	(2) 入退室管理設備	③
6	28	表	(3) 監視カメラ	③
6	28	表	(4) 電力監視	③
6	29	表	別表4	③
6	31	図	監視カメラ配置図	③
6	32	印影		②
7	1	印影		②
7	15	表		③
7	17	表		③
7	21	本文	15行目	③
7	21	本文	16行目	③
7	23	表	上部	③
7	23	表	中部	③
7	23	表	下部	③
7	26	印影		②
8	1	印影		②
8	13	表		③
8	15	表	上部	③

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
8	15	表	下部	③
8	24	印影		②
9	1	印影		②
9	11	本文	13 行目	③
9	11	本文	14 行目	③
9	11	本文	17 行目	③
9	18	印影		②
10	1	印影		②
10	25	表		③
10	27	図		①
10	28	印影		②
11	1	印影		②
11	11	本文	5 行目	③
11	13	本文	3 行目	③
11	13	本文	4 行目	③
11	13	本文	5 行目	③
11	13	本文	6 行目	③
11	13	本文	13 行目	③
11	13	本文	14 行目	③
11	13	本文	18 行目	③
11	13	本文	27 行目	③
11	14	本文	13 行目	③
11	19	表		③
11	20	表		③
11	21	図		①
11	23	本文	12 行目	③
11	23	本文	13 行目	③
11	23	本文	14 行目	③
11	23	本文	15 行目	③
11	23	本文	25 行目	③
11	23	本文	26 行目	③
11	27	本文	29 行目	③
11	27	本文	30 行目	③
11	27	本文	32 行目	③
11	28	本文	22 行目	③
11	28	本文	23 行目	③
11	28	本文	25 行目	③
11	28	本文	26 行目	③
11	28	本文	28 行目	③
11	37	表		③
11	38	本文	5 行目	③
11	38	本文	7 行目	③
11	39	表		③
11	40	本文	3 行目	③
11	40	本文	5 行目	③
11	40	本文	6 行目	③

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
11	40	本文	7行目	③
11	40	本文	8行目	③
11	40	本文	10行目	③
11	40	表		③
11	41	表		③
11	42	本文	2行目	③
11	42	本文	4行目	③
11	42	本文	6行目	③
11	42	表		③
11	43	本文	1行目	③
11	43	表	表 3.1.2-2	③
11	43	表	表 3.1.2-3	③
11	44	本文	1行目	③
11	44	本文	2行目	③
11	44	表	表 3.1.2-2	③
11	44	表	表 3.1.2-4	③
11	44	本文	3行目	③
11	45	本文	4行目	③
11	45	本文	6行目	③
11	45	本文	7行目	③
11	45	表		③
11	46	本文	2行目	③
11	46	本文	4行目	③
11	46	本文	6行目	③
11	46	本文	7行目	③
11	46	表		③
11	48	印影		②
12	1	印影		②
12	13	本文	3行目	③
12	13	本文	8行目	③
12	13	本文	30行目	③
12	14	本文	21行目	③
12	17	本文	1行目	③
12	17	本文	11行目	③
12	17	本文	12行目	③
12	17	本文	13行目	③
12	17	本文	14行目	③
12	17	本文	15行目	③
12	17	本文	23行目	③
12	17	本文	25行目	③
12	18	本文	2行目	③
12	18	本文	3行目	③
12	18	本文	4行目	③
12	23	本文	1行目	③
12	23	本文	2行目	③
12	23	本文	4行目	③

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
12	23	本文	18行目	③
12	28	本文	1行目	③
12	33	本文	1行目	③
12	37	本文	3行目	③
12	37	本文	4行目	③
12	37	本文	6行目	③
12	37	本文	7行目	③
12	37	本文	8行目	③
12	37	本文	9行目	③
12	37	本文	10行目	③
12	37	本文	11行目	③
12	38	本文	2行目	③
12	38	本文	3行目	③
12	38	表		③
12	38	本文	4行目	③
12	38	本文	5行目	③
12	39	表		③
12	40	本文	4行目	③
12	40	本文	5行目	③
12	40	本文	6行目	③
12	40	表		③
12	41	本文	1行目	③
12	41	本文	2行目	③
12	41	表		③
12	42	表		③
12	44	表		③
12	45	図		①
12	46	印影		②
13	1	印影		②
13	11	本文	15行目	③
13	11	本文	16行目	③
13	13	本文	3行目	③
13	13	本文	8行目	③
13	13	本文	30行目	③
13	14	本文	21行目	③
13	15	本文	6行目	③
13	15	本文	7行目	③
13	15	本文	10行目	③
13	15	本文	15行目	③
13	16	本文	7行目	③
13	16	本文	8行目	③
13	17	本文	1行目	③
13	17	本文	11行目	③
13	17	本文	12行目	③
13	17	本文	13行目	③
13	17	本文	14行目	③

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
13	17	本文	23 行目	③
13	17	本文	25 行目	③
13	18	本文	3 行目	③
13	18	本文	4 行目	③
13	20	本文	15 行目	③
13	23	本文	1 行目	③
13	23	本文	2 行目	③
13	23	本文	4 行目	③
13	23	本文	18 行目	③
13	28	本文	1 行目	③
13	33	本文	2 行目	③
13	37	本文	3 行目	③
13	37	本文	6 行目	③
13	37	本文	7 行目	③
13	37	本文	8 行目	③
13	37	本文	10 行目	③
13	38	本文	2 行目	③
13	38	表	表 1-1	③
13	38	本文	5 行目	③
13	39	表	表 2-1	③
13	40	本文	4 行目	③
13	40	本文	5 行目	③
13	40	本文	6 行目	③
13	40	表	表 3. 1. 2-1	③
13	41	本文	1 行目	③
13	41	表	表 3. 1. 2-2	③
13	42	表	表 3. 1. 2-3	③
13	44	表	別紙 2	③
13	45	図	別紙 3	①
13	46	印影		②
14	1	印影		②
14	13	本文	3 行目	③
14	13	本文	8 行目	③
14	13	本文	16 行目	③
14	13	本文	17 行目	③
14	13	本文	30 行目	③
14	14	本文	21 行目	③
14	15	本文	7 行目	③
14	17	本文	1 行目	③
14	17	本文	11 行目	③
14	17	本文	12 行目	③
14	17	本文	13 行目	③
14	17	本文	14 行目	③
14	17	本文	15 行目	③
14	17	本文	24 行目	③
14	17	本文	26 行目	③

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
14	18	本文	3行目	③
14	23	本文	1行目	③
14	23	本文	2行目	③
14	23	本文	4行目	③
14	23	本文	18行目	③
14	28	本文	1行目	③
14	33	本文	3行目	③
14	33	本文	5行目	③
14	37	本文	3行目	③
14	37	本文	6行目	③
14	37	本文	7行目	③
14	37	本文	8行目	③
14	37	本文	10行目	③
14	38	本文	2行目	③
14	38	表	表1-1	③
14	38	本文	5行目	③
14	39	表	表2-1	③
14	40	本文	4行目	③
14	40	本文	5行目	③
14	40	本文	6行目	③
14	40	表	表3.1.2-1	③
14	41	本文	1行目	③
14	41	本文	2行目	③
14	41	表	表3.1.2-2	③
14	42	表	表3.1.2-3	③
14	44	表	表	③
14	45	図	図	①
14	46	印影		②
15	1	印影		②
15	13	本文	9行目	③
15	13	本文	10行目	③
15	13	本文	11行目	③
15	13	本文	13行目	③
15	13	本文	14行目	③
15	13	本文	15行目	③
15	13	本文	16行目	③
15	13	本文	18行目	③
15	13	本文	19行目	③
15	14	本文	30行目	③
15	16	表		③
15	19	表		③
15	21	図		①
15	22	印影		②
16	1	印影		②
16	13	本文	2行目	③
16	13	本文	7行目	③

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
16	13	本文	19行目	③
16	13	本文	31行目	③
16	14	本文	13行目	③
16	14	本文	26行目	③
16	15	本文	13行目	③
16	17	本文	1行目	③
16	17	本文	10行目	③
16	17	本文	11行目	③
16	17	本文	12行目	③
16	17	本文	13行目	③
16	17	本文	22行目	③
16	17	本文	24行目	③
16	18	本文	3行目	③
16	20	本文	15行目	③
16	23	本文	1行目	③
16	23	本文	2行目	③
16	23	本文	4行目	③
16	23	本文	18行目	③
16	28	本文	1行目	③
16	33	本文	2行目	③
16	37	本文	3行目	③
16	37	本文	6行目	③
16	37	本文	7行目	③
16	37	本文	8行目	③
16	37	本文	10行目	③
16	38	本文	2行目	③
16	38	本文	5行目	③
16	38	表		③
16	39	表		③
16	40	本文	4行目	③
16	40	本文	5行目	③
16	40	本文	6行目	③
16	40	表		③
16	41	本文	1行目	③
16	41	本文	2行目	③
16	41	表		③
16	42	表		③
16	44	表		③
16	45	図		①
16	46	印影		②
17	1	印影		②
17	13	本文	3行目	③
17	13	本文	4行目	③
17	13	本文	5行目	③
17	13	本文	6行目	③
17	13	本文	8行目	③

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
17	13	本文	30 行目	③
17	14	本文	12 行目	③
17	14	本文	24 行目	③
17	15	本文	10 行目	③
17	17	本文	1 行目	③
17	17	本文	11 行目	③
17	17	本文	12 行目	③
17	17	本文	13 行目	③
17	17	本文	14 行目	③
17	17	本文	23 行目	③
17	17	本文	25 行目	③
17	18	本文	2 行目	③
17	18	本文	3 行目	③
17	18	本文	4 行目	③
17	20	本文	15 行目	③
17	23	本文	1 行目	③
17	23	本文	2 行目	③
17	23	本文	4 行目	③
17	23	本文	18 行目	③
17	28	本文	1 行目	③
17	33	本文	2 行目	③
17	37	本文	3 行目	③
17	37	本文	6 行目	③
17	37	本文	7 行目	③
17	37	本文	8 行目	③
17	37	本文	10 行目	③
17	38	本文	2 行目	③
17	38	表		③
17	38	本文	5 行目	③
17	39	表		③
17	40	本文	4 行目	③
17	40	本文	5 行目	③
17	40	本文	6 行目	③
17	40	表		③
17	41	本文	1 行目	③
17	41	表		③
17	42	表		③
17	44	表		③
17	45	図		①
17	46	印影		②
18	1	印影		②
18	18	印影		②
19	1	印影		②
19	20	印影		②
20	1	印影		②
20	16	印影		②

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
21	1	印影		②
21	11	本文	6行目	③
21	11	本文	13行目	③
21	16	印影		②
22	1	印影		②
22	10	本文	19行目	③
22	14	印影		②
23	1	印影		②
23	14	印影		②
24	1	印影		②
24	18	印影		②
25	1	印影		②
25	20	印影		②
26	1	印影		②
26	22	印影		②
27	1	印影		②
27	18	印影		②
28	1	印影		②
28	11	本文	7行目	③
28	11	本文	10行目	③
28	17	本文	6行目	③
28	18	表		③
28	19	表		③
28	20	表		③
28	21	表		③
28	22	表		③
28	23	表		③
28	24	表		③
28	25	表		③
28	26	表		③
28	27	表		③
28	28	表		③
28	37	本文	4行目	③
28	38	本文	3行目	③
28	38	本文	4行目	③
28	38	本文	5行目	③
28	39	本文	20行目	③
28	39	本文	21行目	③
28	39	本文	25行目	③
28	39	本文	26行目	③
28	39	本文	27行目	③
28	51	本文	1行目	③
28	51	本文	6行目	③
28	51	本文	7行目	③
28	51	本文	10行目	③
28	51	本文	11行目	③

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
28	51	本文	14行目	③
28	51	本文	18行目	③
28	51	本文	19行目	③
28	51	本文	22行目	③
28	52	本文	2行目	③
28	52	本文	3行目	③
28	52	本文	5行目	③
28	52	本文	9行目	③
28	52	本文	17行目	③
28	52	本文	18行目	③
28	52	本文	19行目	③
28	52	本文	22行目	③
28	52	本文	27行目	③
28	53	本文	5行目	③
28	53	本文	8行目	③
28	53	本文	9行目	③
28	53	本文	12行目	③
28	53	本文	13行目	③
28	53	本文	14行目	③
28	53	本文	19行目	③
28	53	本文	20行目	③
28	53	本文	24行目	③
28	53	本文	26行目	③
28	54	本文	1行目	③
28	54	本文	4行目	③
28	54	本文	5行目	③
28	54	本文	6行目	③
28	54	本文	7行目	③
28	54	本文	14行目	③
28	54	本文	17行目	③
28	54	本文	21行目	③
28	54	本文	24行目	③
28	57	本文	1行目	③
28	57	本文	8行目	③
28	57	表	オプションサービス	③
28	58	表	表	③
28	58	本文	2行目	③
28	58	印影		②
29	1	印影		②
29	11	本文	5行目	③
29	11	本文	11行目	③
29	13	本文	2行目	③
29	20	印影		②
30	1	印影		②
30	13	本文	2行目	③
30	13	本文	5行目	③

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
30	18	印影		②
31	1	印影		②
31	13	表		③
31	20	印影		②
32	1	印影		②
32	13	表		③
32	29	表		③
32	30	印影		②
33	1	印影		②
33	13	表		③
33	29	表		③
33	31	表		③
33	32	印影		②
34	1	印影		②
34	13	表	①	③
34	13	表	①	③
34	13	表	②	③
34	13	表	④	③
34	13	表	⑤	③
34	13	表	⑥	③
34	15	表	⑦	③
34	15	表	(3)	③
34	29	表		③
34	33	表	上	③
34	36	印影		②
35	1	印影		②
35	21	本文	21 行目	③
35	21	本文	22 行目	③
35	32	印影		②
36	1	印影		②
36	19	本文	9 行目	③
36	25	表		③
36	26	印影		②
37	1	印影		②
37	16	表	3 段目の表	③
37	17	本文	3 行目	③
37	17	本文	4 行目	③
37	17	本文	7 行目	③
37	17	本文	8 行目	③
37	17	本文	9 行目	③
37	17	本文	11 行目	③
37	20	印影		②
38	1	印影		②
38	13	表	統合連基盤	③
38	23	本文	34 行目	③
38	25	表	別表 1	③

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
38	29	表	(1) ソフトウェア費用	③
38	29	表	(1) ソフトウェア提供費用	③
38	29	表	(2) システム保守費用	③
38	31	表	別紙	③
38	32	印影		②
39	1	印影		②
39	19	本文	3 行目	③
39	20	本文	3 行目	③
39	20	本文	5 行目	③
39	20	本文	6 行目	③
39	20	表	上の表	③
39	20	本文	10 行目	③
39	20	本文	13 行目	③
39	20	表	下の表	③
39	21	本文	2 行目	③
39	21	本文	3 行目	③
39	21	本文	4 行目	③
39	21	図	上の図	③
39	21	図	下の図	③
39	22	本文	1 行目	③
39	22	本文	5 行目	③
39	22	本文	6 行目	③
39	22	本文	8 行目	③
39	22	本文	9 行目	③
39	22	表		③
39	23	本文	2 行目	③
39	23	表		③
39	24	本文	2 行目	③
39	25	本文	2 行目	③
39	25	表	上の表	③
39	25	表	下の表	③
39	26	表		③
39	26	本文	5 行目	③
39	26	本文	11 行目	③
39	26	本文	13 行目	③
39	26	本文	17 行目	③
39	26	本文	23 行目	③
39	26	本文	25 行目	③
39	26	本文	27 行目	③
39	26	本文	29 行目	③
39	26	本文	31 行目	③
39	26	本文	33 行目	③
39	26	本文	46 行目	③
39	29	表		③
39	29	本文	5 行目	③

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
39	29	本文	14行目	③
39	29	本文	16行目	③
39	29	本文	22行目	③
39	29	本文	26行目	③
39	33	本文	2行目	③
39	33	本文	3行目	③
39	36	図		③
39	38	表	下の表	③
39	39	本文	2行目	③
39	39	表		③
39	40	本文	5行目	③
39	40	本文	6行目	③
39	40	表		③
39	42	表	表 a	③
39	42	表	表 b	③
39	42	表	表 c	③
39	44	本文	4行目	③
39	54	本文	3行目	③
39	55	表		③
39	56	表		③
39	59	本文	5行目	③
39	61	本文	1行目	③
39	62	印影		②
40	1	印影		②
40	34	印影		②
41	1	印影		②
41	11	本文	2行目	③
41	11	本文	4行目	③
41	11	本文	5行目	③
41	19	表	最上段の表	③
41	19	表	2段目の表	③
41	21	表	最上段の表	③
41	24	印影		②
42	1	印影		②
42	22	印影		②
43	1	印影		②
43	25	表	1. ソフトウェア費用	③
43	25	表	2. 導入費用	③
43	26	印影		②
44	1	印影		②
44	20	印影		②
45	1	印影		②
45	22	印影		②
46	1	印影		②
46	36	印影		②
47	1	印影		②

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
47	17	表		③
47	18	表		③
47	30	印影		②
48	1	印影		②
48	20	印影		②
49	1	印影		②
49	16	印影		②
50	1	印影		②
50	16	印影		②
51	1	印影		②
51	18	印影		②
52	1	印影		②
52	13	表		③
52	15	表		③
52	31	表	2	③
52	31	表	3	③
52	32	印影		②
53	1	印影		②
53	22	印影		②
54	1	印影		②
54	13	表		③
54	31	表		③
54	37	表		③
54	40	印影		②
55	1	印影		②
55	22	印影		②
56	1	印影		②
56	24	印影		②
57	1	印影		②
57	22	印影		②
58	1	印影		②
58	20	印影		②

理由：(4) 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人が代表者印として使用している印鑑の印影で、公開されることにより印鑑偽造等の不正使用の恐れがあり、法人の財産の保護に支障が生じると認められるため

- ・契約相手方が代表者印として使用している印鑑の印影

：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○町田市のシステム環境の詳細を公開することで、情報資産の有無や具体的なセキュリティ対策等、秘匿すべき情報が明らかになることにより、重要情報の流出や外部からの攻撃につながり、市の情報セキュリティ確保に悪影響を及ぼし、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

- ・仕様書個別仕様の1. 1「RDS環境」表2行目から5行目及び1. 2「ファイルサーバ環境」表2行目から6行目

2023年12月7日 **不存在決定**

理由：コンピュータシステム（行政）は市が保有する情報資産ではないため、市が保有する情報資産であることを確認できる文書はありません。よって、請求された公文書は存在い

たしません。

2023-141 2023年10月24日 ……………(政策経営部デジタル戦略室)

■ (5) システムログの所有者は誰なのかがわかる情報すべて (6) コンピュータシステム (行政) の所有者は誰なのかがわかる情報すべて

2023年11月6日 **決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023年12月7日 **公開決定**

・(5) 町田市情報セキュリティ基本方針

2023年12月7日 **一部公開決定**

・(5)

文書番号	公開請求に係る公文書の名称等
1	「町田市総合行政情報システム(第四次庁内仮想化基盤)」契約書 (契約番号 2023006301)
2	「町田市総合行政情報システム(第二次仮想化基盤サービス)」契約書 (契約番号 2023006297)
3	「町田市総合行政情報システム(第三次メールシステム)」契約書 (契約番号 2023006293)
4	「町田市総合行政情報システム(職員認証基盤)」契約書 (契約番号 2023006299)
5	「町田市総合行政情報システム(ディレクトリサービス)」契約書 (契約番号 2023005761)
6	「町田市総合行政情報システム(新庁舎システム基盤)」契約書 (契約番号 2023006291)
7	「町田市総合行政情報システム(第三次仮想化基盤サービス)」契約書 (契約番号 2023006296)
8	「町田市総合行政情報システム」契約書 (契約番号 2023006305)
9	「職員認証基盤 IC カードシステム賃貸借」契約書 (契約番号 2023003721)
10	「町田市総合行政情報システム(ファイル転送システムバージョンアップ)」契約書 (契約番号 2023006322)
11	「第一次クラウドサーバープラットフォーム (基盤サービス)」契約書 (契約番号 2023006325)
12	「デスクトップ・OA プラットフォーム (セキュリティ)」契約書 (契約番号 2023006329)
13	「デスクトップ・OA プラットフォーム (デスクトップクライアント)」契約書 (契約番号 2023006326)
14	「デスクトップ・OA プラットフォーム (オフィスツール)」契約書 (契約番号 2023006328)
15	「デスクトップ・OA プラットフォーム (ネットワークサーバー)」契約書 (契約番号 2023006324)
16	「デスクトップ・OA プラットフォーム (ファイルサーバ)」契約書 (契約番号 2023006330)
17	「デスクトップ・OA プラットフォーム (職員認証基盤)」契約書 (契約番号 2023006327)
18	「基幹業務システム (戸籍) 賃貸借」契約書 (契約番号 2023000565)
19	「基幹業務システム (税務) 給与報告書読取端末賃貸借」契約書 (契約番号 2023001863)

文書番号	公開請求に係る公文書の名称等
20	「町田市総合行政情報システム(地方税ポータルシステム)」契約書(契約番号2023006316)
21	「コミュニケーション支援システム貸借」契約書(契約番号2023001025)
22	「電子会議システム貸借」契約書(契約番号2023001217)
23	「ビジネスチャットシステム貸借」契約書(契約番号2023001498)
24	「内部管理システム(財務会計)貸借」契約書(契約番号2023005356)
25	「子育てサイト貸借」契約書(契約番号2023000333)
26	「メール配信システム貸借」契約書(契約番号2023000497)
27	「防災システム貸借」契約書(契約番号2023000984)
28	「公式ホームページキャッシュサイトシステム貸借」契約書(契約番号2023005357)
29	「オンライン行政手続システム貸借」契約書(契約番号2023000642)
30	「オンライン行政手続サービス貸借(単価契約)」契約書(契約番号2023001251)
31	「インターネットFAXサービス貸借(単価契約)」契約書(契約番号2023002005)
32	「町田市総合行政情報システム(長期継続契約・2018年度ネットワークサーバ更改)」契約書(契約番号2019002891)
33	「町田市総合行政情報システム(長期継続契約・2019年度ネットワークサーバ更改)」契約書(契約番号2019010728)
34	「町田市総合行政情報システム(長期継続契約・第五次庁内仮想化基盤)」契約書(契約番号2019016630)
35	「町田市総合行政情報システム(長期継続契約・第5次ウイルス対策システム)」契約書(契約番号2020002081)
36	「町田市総合行政情報システム(長期継続契約・第四次端末資源管理システム)」契約書(契約番号2020002193)
37	「統合文字管理基盤(第3次)システム貸借(長期継続契約)」契約書(契約番号2021002031)
38	「町田市総合行政情報システム(長期継続契約・統合連携基盤)」契約書(契約番号2021013461)
39	「基幹業務システム(第四次住記)貸借(長期継続契約)」契約書(契約番号2019014598)
40	「給食費管理システム貸借(長期継続契約)」契約書(契約番号2020000249)
41	「第三次証明書等のコンビニ交付システム貸借(長期継続契約)」契約書(契約番号2020013052)
42	「基幹業務システム(学務)貸借(長期継続契約)」契約書(契約番号2021013090)
43	「町田市総合行政情報システム(長期継続契約・家屋評価システム)」契約書(契約番号2020002195)
44	「町田市総合行政情報システム(長期継続契約・家屋評価システム)(第1回変更契約)」契約書(契約番号2020002195)
45	「基幹業務システム(児童等相談)貸借(長期継続契約)」契約書(契約番号2018016784)
46	「基幹業務システム(学童保育)貸借(長期継続契約)」契約書(契約番号2018016728)
47	「基幹業務システム(福祉)貸借(長期継続契約)」契約書(契約番号

文書番号	公開請求に係る公文書の名称等
	2019003912)
48	「基幹業務システム（健康管理）賃貸借（長期継続契約）」契約書（契約番号 2021003991）
49	「市有建築物図面管理用 CAD システム賃貸借（長期継続契約）」契約書（契約番号 2019007899）
50	「市有建築物図面管理用 CAD システム賃貸借（長期継続契約）（第 1 回変更契約）」契約書（契約番号 2019007899）
51	「内部管理システム（第四次人事給与）賃貸借（長期継続契約）」「契約書（契約番号 2020002972）」
52	「町田市総合行政情報システム（長期継続契約・第四次文書管理システム）」契約書（契約番号 2020003824）
53	「町田市総合行政情報システム（長期継続契約・第四次文書管理システム）（第 1 回変更契約）」契約書（契約番号 2020003824）
54	「町田市総合行政情報システム（長期継続契約・図書館ハンディキャップシステム）」契約書（契約番号 2019017439）
55	「コンテンツマネジメントシステム（第 4 次）賃貸借（長期継続契約）」契約書（契約番号 2020003113）
56	「地理情報システム（統合型）賃貸借（長期継続契約）」契約書（契約番号 2021002111）
57	「地理情報システム（道路情報管理）賃貸借（長期継続契約）」契約書（契約番号 2021001102）
58	「地理情報システム（建築確認情報管理）賃貸借（長期継続契約）」契約書（契約番号 2021001104）

(6) 「町田市総合行政情報システム(第二次仮想化基盤サービス)」
契約書（契約番号 2021005451）

理由：(5) ①町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当

○個人に関する情報で、公開されることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため

：②町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 2 号に該当

○法人が代表者印として使用している印鑑の印影で、公開されることにより印鑑偽造等の不正使用の恐れがあり、法人の財産の保護に支障が生じると認められるため。

：③町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 4 号に該当

○町田市のシステム環境の詳細を公開することで、情報資産の有無や具体的なセキュリティ対策等、秘匿すべき情報が明らかになることにより、重要情報の流出や外部からの攻撃につながり、市の情報セキュリティ確保に悪影響を及ぼし、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

文書番号	ページ番号	非公開とした部分		非公開理由
		本文・図・表	行・図表番号	
1	1	印影		②
1	17	表		③
1	31	表		③
1	32	印影		②
2	1	印影		②
2	17	本文	13 行目	③
2	19	本文	2 行目	③

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
2	19	本文	8行目	③
2	19	表	1.1	③
2	19	表	1.2	③
2	22	印影		②
3	1	印影		②
3	13	本文	2行目	③
3	13	表		③
3	21	表		③
3	21	本文	10行目	③
3	24	印影		②
4	1	印影		②
4	13	表	サーバ構成	③
4	24	印影		②
5	1	印影		②
5	17	表		③
5	21	本文	5行目	③
5	21	本文	11行目	③
5	21	本文	12行目	③
5	25	本文	4行目	③
5	25	本文	13行目	③
5	31	図		③
5	31	表		①
5	32	印影		②
6	1	印影		②
6	13	表	表④	③
6	27	表	別表1	③
6	27	表	別表2	③
6	28	表	(2) 入退室管理設備	③
6	28	表	(3) 監視カメラ	③
6	28	表	(4) 電力監視	③
6	29	表	別表4	③
6	31	図	監視カメラ配置図	③
6	32	印影		②
7	1	印影		②
7	15	表		③
7	17	表		③
7	21	本文	15行目	③
7	21	本文	16行目	③
7	23	表	上部	③
7	23	表	中部	③
7	23	表	下部	③
7	26	印影		②
8	1	印影		②
8	13	表		③
8	15	表	上部	③
8	15	表	下部	③

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
8	24	印影		②
9	1	印影		②
9	11	本文	13行目	③
9	11	本文	14行目	③
9	11	本文	17行目	③
9	18	印影		②
10	1	印影		②
10	25	表		③
10	27	図		①
10	28	印影		②
11	1	印影		②
11	11	本文	5行目	③
11	13	本文	3行目	③
11	13	本文	4行目	③
11	13	本文	5行目	③
11	13	本文	6行目	③
11	13	本文	13行目	③
11	13	本文	14行目	③
11	13	本文	18行目	③
11	13	本文	27行目	③
11	14	本文	13行目	③
11	19	表		③
11	20	表		③
11	21	図		①
11	23	本文	12行目	③
11	23	本文	13行目	③
11	23	本文	14行目	①
11	23	本文	15行目	③
11	23	本文	25行目	③
11	23	本文	26行目	③
11	27	本文	29行目	③
11	27	本文	30行目	③
11	27	本文	32行目	③
11	28	本文	22行目	③
11	28	本文	23行目	③
11	28	本文	25行目	③
11	28	本文	26行目	③
11	28	本文	28行目	③
11	37	表		③
11	38	本文	5行目	③
11	38	本文	7行目	③
11	39	表		③
11	40	本文	3行目	③
11	40	本文	5行目	③
11	40	本文	6行目	③
11	40	本文	7行目	③

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
11	40	本文	8行目	③
11	40	本文	10行目	③
11	40	表		③
11	41	表		③
11	42	本文	2行目	③
11	42	本文	4行目	③
11	42	本文	6行目	③
11	42	表		③
11	43	本文	1行目	③
11	43	表	表 3.1.2-2	③
11	43	表	表 3.1.2-3	③
11	44	本文	1行目	③
11	44	本文	2行目	③
11	44	表	表 3.1.2-2	③
11	44	表	表 3.1.2-4	③
11	44	本文	3行目	③
11	45	本文	4行目	③
11	45	本文	6行目	③
11	45	本文	7行目	③
11	45	表		③
11	46	本文	2行目	③
11	46	本文	4行目	③
11	46	本文	6行目	③
11	46	本文	7行目	③
11	46	表		③
11	48	印影		②
12	1	印影		②
12	13	本文	3行目	③
12	13	本文	8行目	③
12	13	本文	30行目	③
12	14	本文	21行目	③
12	17	本文	1行目	③
12	17	本文	11行目	③
12	17	本文	12行目	③
12	17	本文	13行目	③
12	17	本文	14行目	③
12	17	本文	15行目	③
12	17	本文	23行目	③
12	17	本文	25行目	③
12	18	本文	2行目	③
12	18	本文	3行目	③
12	18	本文	4行目	③
12	23	本文	1行目	③
12	23	本文	2行目	③
12	23	本文	4行目	③
12	23	本文	18行目	③

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
12	28	本文	1行目	③
12	33	本文	1行目	③
12	37	本文	3行目	③
12	37	本文	4行目	③
12	37	本文	6行目	③
12	37	本文	7行目	③
12	37	本文	8行目	③
12	37	本文	9行目	③
12	37	本文	10行目	③
12	37	本文	11行目	③
12	38	本文	2行目	③
12	38	本文	3行目	③
12	38	表		③
12	38	本文	4行目	③
12	38	本文	5行目	③
12	39	表		③
12	40	本文	4行目	③
12	40	本文	5行目	③
12	40	本文	6行目	③
12	40	表		③
12	41	本文	1行目	③
12	41	本文	2行目	③
12	41	表		③
12	42	表		③
12	44	表		③
12	45	図		①
12	46	印影		②
13	1	印影		②
13	11	本文	15行目	③
13	11	本文	16行目	③
13	13	本文	3行目	③
13	13	本文	8行目	③
13	13	本文	30行目	③
13	14	本文	21行目	③
13	15	本文	6行目	③
13	15	本文	7行目	③
13	15	本文	10行目	③
13	15	本文	15行目	③
13	16	本文	7行目	③
13	16	本文	8行目	③
13	17	本文	1行目	③
13	17	本文	11行目	③
13	17	本文	12行目	③
13	17	本文	13行目	③
13	17	本文	14行目	③
13	17	本文	23行目	③

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
13	17	本文	25 行目	③
13	18	本文	3 行目	③
13	18	本文	4 行目	③
13	20	本文	15 行目	③
13	23	本文	1 行目	③
13	23	本文	2 行目	③
13	23	本文	4 行目	③
13	23	本文	18 行目	③
13	28	本文	1 行目	③
13	33	本文	2 行目	③
13	37	本文	3 行目	③
13	37	本文	6 行目	③
13	37	本文	7 行目	③
13	37	本文	8 行目	③
13	37	本文	10 行目	③
13	38	本文	2 行目	③
13	38	表	表 1-1	③
13	38	本文	5 行目	③
13	39	表	表 2-1	③
13	40	本文	4 行目	③
13	40	本文	5 行目	③
13	40	本文	6 行目	③
13	40	表	表 3.1.2-1	③
13	41	本文	1 行目	③
13	41	表	表 3.1.2-2	③
13	42	表	表 3.1.2-3	③
13	44	表	別紙 2	③
13	45	図	別紙 3	①
13	46	印影		②
14	1	印影		②
14	13	本文	3 行目	③
14	13	本文	8 行目	③
14	13	本文	16 行目	③
14	13	本文	17 行目	③
14	13	本文	30 行目	③
14	14	本文	21 行目	③
14	15	本文	7 行目	③
14	17	本文	1 行目	③
14	17	本文	11 行目	③
14	17	本文	12 行目	③
14	17	本文	13 行目	③
14	17	本文	14 行目	③
14	17	本文	15 行目	③
14	17	本文	24 行目	③
14	17	本文	26 行目	③
14	18	本文	3 行目	③

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
14	23	本文	1行目	③
14	23	本文	2行目	③
14	23	本文	4行目	③
14	23	本文	18行目	③
14	28	本文	1行目	③
14	33	本文	3行目	③
14	33	本文	5行目	③
14	37	本文	3行目	③
14	37	本文	6行目	③
14	37	本文	7行目	③
14	37	本文	8行目	③
14	37	本文	10行目	③
14	38	本文	2行目	③
14	38	表	表1-1	③
14	38	本文	5行目	③
14	39	表	表2-1	③
14	40	本文	4行目	③
14	40	本文	5行目	③
14	40	本文	6行目	③
14	40	表	表3.1.2-1	③
14	41	本文	1行目	③
14	41	本文	2行目	③
14	41	表	表3.1.2-2	③
14	42	表	表3.1.2-3	③
14	44	表	表	③
14	45	図	図	①
14	46	印影		②
15	1	印影		②
15	13	本文	9行目	③
15	13	本文	10行目	③
15	13	本文	11行目	③
15	13	本文	13行目	③
15	13	本文	14行目	③
15	13	本文	15行目	③
15	13	本文	16行目	③
15	13	本文	18行目	③
15	13	本文	19行目	③
15	14	本文	30行目	③
15	16	表		③
15	19	表		③
15	21	図		①
15	22	印影		②
16	1	印影		②
16	13	本文	2行目	③
16	13	本文	7行目	③
16	13	本文	19行目	③

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
16	13	本文	31行目	③
16	14	本文	13行目	③
16	14	本文	26行目	③
16	15	本文	13行目	③
16	17	本文	1行目	③
16	17	本文	10行目	③
16	17	本文	11行目	③
16	17	本文	12行目	③
16	17	本文	13行目	③
16	17	本文	22行目	③
16	17	本文	24行目	③
16	18	本文	3行目	③
16	20	本文	15行目	③
16	23	本文	1行目	③
16	23	本文	2行目	③
16	23	本文	4行目	③
16	23	本文	18行目	③
16	28	本文	1行目	③
16	33	本文	2行目	③
16	37	本文	3行目	③
16	37	本文	6行目	③
16	37	本文	7行目	③
16	37	本文	8行目	③
16	37	本文	10行目	③
16	38	本文	2行目	③
16	38	本文	5行目	③
16	38	表		③
16	39	表		③
16	40	本文	4行目	③
16	40	本文	5行目	③
16	40	本文	6行目	③
16	40	表		③
16	41	本文	1行目	③
16	41	本文	2行目	③
16	41	表		③
16	42	表		③
16	44	表		③
16	45	図		①
16	46	印影		②
17	1	印影		②
17	13	本文	3行目	③
17	13	本文	4行目	③
17	13	本文	5行目	③
17	13	本文	6行目	③
17	13	本文	8行目	③
17	13	本文	30行目	③

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
17	14	本文	12行目	③
17	14	本文	24行目	③
17	15	本文	10行目	③
17	17	本文	1行目	③
17	17	本文	11行目	③
17	17	本文	12行目	③
17	17	本文	13行目	③
17	17	本文	14行目	③
17	17	本文	23行目	③
17	17	本文	25行目	③
17	18	本文	2行目	③
17	18	本文	3行目	③
17	18	本文	4行目	③
17	20	本文	15行目	③
17	23	本文	1行目	③
17	23	本文	2行目	③
17	23	本文	4行目	③
17	23	本文	18行目	③
17	28	本文	1行目	③
17	33	本文	2行目	③
17	37	本文	3行目	③
17	37	本文	6行目	③
17	37	本文	7行目	③
17	37	本文	8行目	③
17	37	本文	10行目	③
17	38	本文	2行目	③
17	38	表		③
17	38	本文	5行目	③
17	39	表		③
17	40	本文	4行目	③
17	40	本文	5行目	③
17	40	本文	6行目	③
17	40	表		③
17	41	本文	1行目	③
17	41	表		③
17	42	表		③
17	44	表		③
17	45	図		①
17	46	印影		②
18	1	印影		②
18	18	印影		②
19	1	印影		②
19	20	印影		②
20	1	印影		②
20	16	印影		②
21	1	印影		②

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
21	11	本文	6行目	③
21	11	本文	13行目	③
21	16	印影		②
22	1	印影		②
22	10	本文	19行目	③
22	14	印影		②
23	1	印影		②
23	14	印影		②
24	1	印影		②
24	18	印影		②
25	1	印影		②
25	20	印影		②
26	1	印影		②
26	22	印影		②
27	1	印影		②
27	18	印影		②
28	1	印影		②
28	11	本文	7行目	③
28	11	本文	10行目	③
28	17	本文	6行目	③
28	18	表		③
28	19	表		③
28	20	表		③
28	21	表		③
28	22	表		③
28	23	表		③
28	24	表		③
28	25	表		③
28	26	表		③
28	27	表		③
28	28	表		③
28	37	本文	4行目	③
28	38	本文	3行目	③
28	38	本文	4行目	③
28	38	本文	5行目	③
28	39	本文	20行目	③
28	39	本文	21行目	③
28	39	本文	25行目	③
28	39	本文	26行目	③
28	39	本文	27行目	③
28	51	本文	1行目	③
28	51	本文	6行目	③
28	51	本文	7行目	③
28	51	本文	10行目	③
28	51	本文	11行目	③
28	51	本文	14行目	③

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
28	51	本文	18行目	③
28	51	本文	19行目	③
28	51	本文	22行目	③
28	52	本文	2行目	③
28	52	本文	3行目	③
28	52	本文	5行目	③
28	52	本文	9行目	③
28	52	本文	17行目	③
28	52	本文	18行目	③
28	52	本文	19行目	③
28	52	本文	22行目	③
28	52	本文	27行目	③
28	53	本文	5行目	③
28	53	本文	8行目	③
28	53	本文	9行目	③
28	53	本文	12行目	③
28	53	本文	13行目	③
28	53	本文	14行目	③
28	53	本文	19行目	③
28	53	本文	20行目	③
28	53	本文	24行目	③
28	53	本文	26行目	③
28	54	本文	1行目	③
28	54	本文	4行目	③
28	54	本文	5行目	③
28	54	本文	6行目	③
28	54	本文	7行目	③
28	54	本文	14行目	③
28	54	本文	17行目	③
28	54	本文	21行目	③
28	54	本文	24行目	③
28	57	本文	1行目	③
28	57	本文	8行目	③
28	57	表	オプションサービス	③
28	58	表	表	③
28	58	本文	2行目	③
28	58	印影		②
29	1	印影		②
29	11	本文	5行目	③
29	11	本文	11行目	③
29	13	本文	2行目	③
29	20	印影		②
30	1	印影		②
30	13	本文	2行目	③
30	13	本文	5行目	③
30	18	印影		②

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
31	1	印影		②
31	13	表		③
31	20	印影		②
32	1	印影		②
32	13	表		③
32	29	表		③
32	30	印影		②
33	1	印影		②
33	13	表		③
33	29	表		③
33	31	表		③
33	32	印影		②
34	1	印影		②
34	13	表	①	③
34	13	表	②	③
34	13	表	③	③
34	13	表	④	③
34	13	表	⑤	③
34	13	表	⑥	③
34	15	表	⑦	③
34	15	表	⑧	③
34	29	表		③
34	33	表	上	③
34	36	印影		②
35	1	印影		②
35	21	本文	21 行目	③
35	21	本文	22 行目	③
35	32	印影		②
36	1	印影		②
36	19	本文	9 行目	③
36	25	表		③
36	26	印影		②
37	1	印影		②
37	16	表	3 段目の表	③
37	17	本文	3 行目	③
37	17	本文	4 行目	③
37	17	本文	7 行目	③
37	17	本文	8 行目	③
37	17	本文	9 行目	③
37	17	本文	11 行目	③
37	20	印影		②
38	1	印影		②
38	13	表	統合連基盤	③
38	23	本文	34 行目	③
38	25	表	別表 1	③
38	29	表	(1) ソフトウェア費用	③

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
38	29	表	(1) ソフトウェア提供費用	③
38	29	表	(2) システム保守費用	③
38	31	表	別紙	③
38	32	印影		②
39	1	印影		②
39	19	本文	3行目	③
39	20	本文	3行目	③
39	20	本文	5行目	③
39	20	本文	6行目	③
39	20	表	上の表	③
39	20	本文	10行目	③
39	20	本文	13行目	③
39	20	表	下の表	③
39	21	本文	2行目	③
39	21	本文	3行目	③
39	21	本文	4行目	③
39	21	図	上の図	③
39	21	図	下の図	③
39	22	本文	1行目	③
39	22	本文	5行目	③
39	22	本文	6行目	③
39	22	本文	8行目	③
39	22	本文	9行目	③
39	22	表		③
39	23	本文	2行目	③
39	23	表		③
39	24	本文	2行目	③
39	25	本文	2行目	③
39	25	表	上の表	③
39	25	表	下の表	③
39	26	表		③
39	26	本文	5行目	③
39	26	本文	11行目	③
39	26	本文	13行目	③
39	26	本文	17行目	③
39	26	本文	23行目	③
39	26	本文	25行目	③
39	26	本文	27行目	③
39	26	本文	29行目	③
39	26	本文	31行目	③
39	26	本文	33行目	③
39	26	本文	46行目	③
39	29	表		③
39	29	本文	5行目	③
39	29	本文	14行目	③
39	29	本文	16行目	③

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
39	29	本文	22行目	③
39	29	本文	26行目	③
39	33	本文	2行目	③
39	33	本文	3行目	③
39	36	図		③
39	38	表	下の表	③
39	39	本文	2行目	③
39	39	表		③
39	40	本文	5行目	③
39	40	本文	6行目	③
39	40	表		③
39	42	表	表 a	③
39	42	表	表 b	③
39	42	表	表 c	③
39	44	本文	4行目	③
39	54	本文	3行目	③
39	55	表		③
39	56	表		③
39	59	本文	5行目	③
39	61	本文	1行目	③
39	62	印影		③
40	1	印影		②
40	34	印影		②
41	1	印影		②
41	11	本文	2行目	③
41	11	本文	4行目	③
41	11	本文	5行目	③
41	19	表	最上段の表	③
41	19	表	2段目の表	③
41	21	表	最上段の表	③
41	24	印影		②
42	1	印影		②
42	22	印影		②
43	1	印影		②
43	25	表	1. ソフトウェア費用	③
43	25	表	2. 導入費用	③
43	26	印影		②
44	1	印影		②
44	20	印影		②
45	1	印影		②
45	22	印影		②
46	1	印影		②
46	36	印影		②
47	1	印影		②
47	17	表		③
47	18	表		③

非公開とした部分				非公開理由
文書番号	ページ番号	本文・図・表	行・図表番号	
47	30	印影		②
48	1	印影		②
48	20	印影		②
49	1	印影		②
49	16	印影		②
50	1	印影		②
50	16	印影		②
51	1	印影		②
51	18	印影		②
52	1	印影		②
52	13	表		③
52	15	表		③
52	31	表	2	③
52	31	表	3	③
52	32	印影		②
53	1	印影		②
53	22	印影		②
54	1	印影		②
54	13	表		③
54	31	表		③
54	37	表		③
54	40	印影		②
55	1	印影		②
55	22	印影		②
56	1	印影		②
56	24	印影		②
57	1	印影		②
57	22	印影		②
58	1	印影		②
58	20	印影		②

理由：(6) ①町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人が代表者印として使用している印鑑の印影で、公開されることにより印鑑偽造等の不正使用の恐れがあり、法人の財産の保護に支障が生じると認められるため

：②町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○町田市のシステム環境の詳細を公開することで、情報資産の有無や具体的なセキュリティ対策等、秘匿すべき情報が明らかになることにより、重要情報の流出や外部からの攻撃につながり、市の情報セキュリティ確保に悪影響を及ぼし、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

・①契約相手方が代表者印として使用している印鑑の印影

・②仕様書個別仕様書の1. 1「RDS環境」表2行目から5行目及び1. 2「ファイルサーバ環境」表2行目から6行目

2023-142 2023年10月24日(政策経営部デジタル戦略室)

■(7) コンピュータシステム(行政)のシステムログ記録は、記録の発生時点からシステム提供者から提供を受けるまでは、町田市情報セキュリティ基本方針の適応範囲の市が保有する情報資産ではないことを示す根拠情報すべて(8) コンピュータシステム(行政)のシステム

ログ記録は、記録の発生時点からシステム提供者から提供を受けるまでの間、町田市情報セキュリティ基本方針の適応範囲の市が保有する情報資産であることを示す根拠情報すべて

2023年11月6日 **決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023年12月7日 **一部公開決定**

- ・(7)「町田市総合行政情報システム（第二次仮想化基盤サービス）」契約書（契約番号2021005451）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人が代表者印として使用している印鑑の印影で、公開されることにより印鑑偽造等の不正使用の恐れがあり、法人の財産の保護に支障が生じると認められるため

- ・契約相手方が代表者印として使用している印鑑の印影

：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○町田市のシステム環境の詳細を公開することで、情報資産の有無や具体的なセキュリティ対策等、秘匿すべき情報が明らかになることにより、重要情報の流出や外部からの攻撃につながり、市の情報セキュリティ確保に悪影響を及ぼし、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

- ・仕様書個別仕様書の1. 1「RDS環境」表2行目から5行目及び1. 2「ファイルサーバ環境」表2行目から6行目

2023年12月7日 **不存在決定**

理由：コンピュータシステム（行政）はシステム提供者が所有するシステムであり、システム提供者から提供を受けるまでは、システムログ記録は市の保有する情報資産ではありません。よって、(8)につきましては、請求された公文書は存在いたしません。

2023-143 2023年10月25日 ……………(環境資源部環境政策課)

■「町田市リサイクル文化センター周辺地域の整備推進に関する覚書」（2018年1月に市と町田市バイオエネルギーセンター周辺地域まちづくり協議会が締結したもの）

2023年11月2日 **一部公開決定**

- ・町田市リサイクル文化センター周辺地域の整備推進に関する覚書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。

- ・氏名及び個人の印影

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○「印影」部分は、公開し、情報が流出することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に支障が生じると認められるため。

- ・法人の印影

2023-144 2023年10月26日 ……………(学校教育部指導課)

■本年5月中旬、文部省より校庭の釘に関し、安全点検をするよう要請がありました。この要請に応じ貴町田市教育委員会が、各小中学校に釘、その他危険物の点検を要請しました文書の開示をお願い致します。

2023年11月6日 **公開決定**

- ・校庭等における危険物の確認・除去等について

2023-145 2023年10月26日 ……………(総務部職員課)

■（1）2022年3月に秘書課に所属した〇〇〇〇の出勤簿（2022年3月分）

2023年11月1日 **一部公開決定**

- ・令和3年度年間出勤簿（秘書課〇〇〇〇）（3月分のみ）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の詳細な私生活に関する情報であり、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

- ・職員番号、休暇事由、年次有給休暇各月計、年次有給休暇累計、減額対象休暇累計、本

年の年次有給休暇総日数、内繰越分、本年の年次有給休暇使用日数、本年の年次有給休暇未使用日数、前年の減額対象休暇による総欠勤日数

2023-146 2023年10月26日 ……………(政策経営部秘書課)

■「2022年3月～4月に秘書課職員が処理をした「〇〇〇〇自治会」に係る文書全て

2023年11月8日 **特例延期**

理由：公開請求に係る公文書が著しく大量であり、精査に時間を要するため。

2023年11月27日 **不存在決定**

理由：当該期間に秘書課職員が取得等、処理をした文書はありません。

2023-147 2023年10月26日 ……………(保健所生活衛生課)

■公用車250号車の運転日誌(2022年3月分すべて)

2023年11月6日 **不存在決定**

理由：運転日誌は、生活衛生課長が町田市文書管理規定第33条に基づき、保存年限を1年と定めております。そのため、2022年3月分の運転日誌については、保存年限が終了し、同規定第39条に基づき廃棄済みであるため、存在いたしません。

2023年11月16日 **審査請求**

2023-148 2023年10月27日 ……………(市民部市民協働推進課)

■町内会・自治会担当職員として起案した文書及び送受信した文書すべて 町内会への回覧は対象外としてよい。(〇〇〇〇自治会に関するもの) 全町内会・自治会を対象として送付する文書は対象外としてよい。〇〇〇〇自治会以外の特定の町内会・自治会に対する文書は対象外としてよい。

2023年11月9日 **特例延期**

理由：公開請求に係る公文書が著しく大量であるため。

2023年12月11日 **一部公開決定**

- ・①2023年5月7日付 2023年度町内会・自治会等活動届
- ・②2023年度町内会・自治会活動補助金に係る事業計画書
- ・③令和5年度 定期総会開催(書面開催)について
- ・④総会資料 第1号議案 令和4(2022)年度 〇〇〇〇自治会 活動報告
- ・⑤総会資料 第2号議案 2022年度(令和4年)度・決算書
- ・⑥総会資料 第2号議案 2022年度(令和4年)度・財産目録(現金・預貯金・不動産)
- ・⑦総会資料 第3号議案 令和5(2023)年度 〇〇〇〇自治会 役員選出の件(案)
- ・⑧総会資料 第4号議案 令和5(2023)年度 〇〇〇〇自治会活動計画(案)
- ・⑨総会資料 第5号議案 2023年(令和5年)度・予算書(案)
(2023年4月1日～2024年3月31日)
- ・⑩令和5年度〇〇〇〇自治会 定期総会 議決権行使書
- ・⑪令和5年度 〇〇〇〇自治会定期総会資料議事録(書面決議結果)
- ・⑫2023年7月3日付告示事項変更届出書
- ・⑬2023年度地縁団体台帳の変更について

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

・会長の住所、電話番号、生年月日、eメールアドレス、会長の氏名

：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○「印影」部分を公開することにより、偽造又はなりすまし等による不正使用の恐れがあり、個人の財産の保護に支障が生じると認められるため。

・印影

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の事業運営上の地位が著し

く損なわれると認められるため。

- ・⑥のうち、預入先・貸出先

2023年12月26日 **一部公開決定**

- ・①2010年3月18日付 認可申請書
- ・②2010年3月30日付 起案書
件名 地縁による団体の認可について
- ・③平成25年4月19日付 規約変更認可申請書
- ・④2013年5月29日付 起案書
件名 規約変更認可について(〇〇〇〇自治会)
- ・⑤平成28年4月17日付 規約変更認可申請書
- ・⑥2016年4月17日付 起案書
件名 規約変更認可について(〇〇〇〇自治会)
- ・⑦平成30年5月30日付 告示事項変更届出書
- ・⑧2018年6月11日付 起案書
認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更について
- ・⑨2018年6月15日付 起案書
地縁団体台帳の変更について(〇〇〇〇自治会)
- ・⑩2019年5月14日付 告示事項変更届出書
- ・⑪2019年5月14日付 起案書
認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更について
- ・⑫2019年5月27日付 起案書
地縁団体台帳の変更について(〇〇〇〇自治会)
- ・⑬2020年4月9日付 告示事項変更届出書
- ・⑭2020年4月13日付 起案書
認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更について
- ・⑮2020年4月17日付 起案書
地縁団体台帳の変更について(〇〇〇〇自治会)
- ・⑯2021年4月13日付 告示事項変更届出書
- ・⑰2021年4月15日付 起案書
認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更について
- ・⑱2021年4月19日付 起案書
地縁団体台帳の変更について(〇〇〇〇自治会)
- ・⑲2022年4月11日付 告示事項変更届出書
- ・⑳2022年4月15日付 起案書
認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更について
- ・㉑2022年4月22日付 起案書
地縁団体台帳の変更について(〇〇〇〇自治会)
- ・㉒2018年度 補助金申請資料一式
 - ◆平成30年5月30日付 町田市補助金等交付申請書
 - ・2018年度 町内会・自治会 活動届
 - ・2018年度 町内会・自治会活動補助金に係る事業計画書
 - ・定期総会資料(第1～5号議案)
 - ◆2018年度6月4日付 起案書
町田市補助金等交付決定通知書について
 - ◆平成30年6月18日付 支払金口座振替依頼書
 - ◆2019年2月28日付 町田市補助事業等実績報告書
 - ・2018年度 町内会・自治会活動補助金に係る会計報告
 - ◆2019年度3月20日付 起案書
町田市補助金等交付額確定通知書
 - ◆2019年度3月29日付 町田市補助金清算書

※添付資料は例年同内容であるため、2019年度以降は標記を省略します。

- ・㉓2019年度 補助金申請資料一式
- ・㉔2020年度 補助金申請資料一式
- ・㉕2021年度 補助金申請資料一式
- ・㉖2022年度 補助金申請資料一式
- ・㉗2023年度 補助金申請資料一式

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

- ・会長の住所、電話番号、生年月日、eメールアドレス、会員の氏名
- ・任意団体の会長名

：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○「印影」部分を公開することにより、偽造又はなりすまし等による不正使用の恐れがあり、個人の財産の保護に支障が生じると認められるため。

- ・印影

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の事業運営上の地位が著しく損なわれると認められるため。

- ・預入先・貸出先情報・〇〇〇〇自治会の取引先企業の法人名

2023-149 2023年10月26日 ……………(学校教育部教育総務課)

■(1) 2022年3月に秘書課に所属した〇〇〇〇の出勤簿(2023年10月分)

2023年11月8日 一部公開決定

- ・出勤簿(〇〇〇〇)(2023年10月分)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であり、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

- ・休暇の申請内容

：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○「印影」部分を公開することにより、偽造又はなりすまし等による不正使用の恐れがあり、個人の財産の保護に支障が生じると認められるため。

- ・個人の印影

2023-150 2023年10月30日 ……………(都市づくり部建築開発審査課)

■令和5年4月1日以降、本書受理日までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)のうち、別紙「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の全てにおいて届出書が提出されているとは限りません。届出のあるものを請求するものです。また、対象物件の「工事の種類」は全て、「建築物の解体」です。公開請求の対象は様式第一号の「届出書」、いわゆる頭紙のA4用紙1枚です。付随する別表や様式第2号の工程表などは不要です。

2023年11月13日 一部公開決定

- ・令和5年4月1日以降、公文書公開請求書受理日(令和5年10月30日)までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)。

<対象住所>

東京都町田市〇〇-〇〇-〇〇 (7件)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。

- ・発注者名または自主施工者の氏名、印影、郵便番号、電話番号、住所
- ・転居予定先の住所
- ・1. 工事の概要の①工事の名称のうち個人名

- ・ 2. 元請業者の③許可番号（登録番号）のうち主任技術者（監理技術者）氏名、技術管理者氏名（ただし、元請業者の代表者と異なる場合）

2023年11月13日 **不存在決定**

理由：別紙の住所（51件）については届出がないため。

2023-151 2023年11月1日 ……………（地域福祉部福祉総務課）

■町田市福祉事務所の長、庶務、社会福祉主事候補者と任命しない理由

2023年11月14日 **公開決定**

- ・町田市福祉事務所処務規程

2023年11月14日 **不存在決定**

- ・社会福祉主事候補者と任命しない理由

理由：公文書が存在しないため

2023-152 2023年11月2日 ……………（政策経営部秘書課）

■秘書課〇〇〇〇に部課内で配信したすべての文書と〇〇〇〇が署名したすべての文書と〇〇〇〇が発信したすべての文書

2023年11月9日 **取下げ**

2023-153 2023年11月9日 ……………（総務部総務課）

■総合文書管理システムで「〇〇〇〇自治会」で検索した結果リストすべて

2023年11月24日 **公開決定**

- ・総合文書管理システムで「〇〇〇〇自治会」で検索した結果リスト

2023-154 2023年11月9日 ……………（政策経営部広聴課）

■2022年4月20日付け22町政聴要第11号の2の起案書すべて

2023年11月20日 **一部公開決定**

- ・市政要望No.1331及びNo.11の報告についての起案書一式

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当。

○個人に関する情報であり、特定の個人が識別されうるため。

- ・非公開とした部分

- ①市政要望No.1331及びNo.11の報告についての起案書鑑
- ②2022年4月20日付け22町政聴要第11号の2 ご要望について
- ③2022年4月18日付け22町政聴要第11号 市政要望への対応について(報告)
- ④要望について(回答)
- ⑤2022年3月16日受付21町政聴要第1331号
- ⑥2022年4月4日受付22町政聴要第11号

	非公開とした部分
①	あて先
②	3行目、11行目の前半、14行目の後半から15行目の前半、17行目の前半、22行目、23行目の前半
③	氏名、住所
④	2行目、9行目の前半、11行目の後半から12行目の前半、13行目の前半、17行目、18行目の前半
⑤	1ページ目の受付印以外、2ページ目から3ページ目、4ページ目の1行目から17行目、5ページ目の配達証明の番号、6ページ目の差出人住所・氏名
⑥	1ページ目の受付印以外、2ページ目の1行目から21行目、3ページ目の配達証明の番号、4ページ目の差出人住所・氏名

2023-155 2023年11月9日 …………… (総務部総務課)

■2022年3月の町田市長本人限定受取郵便(お知らせの郵便を含む)に関する起案書すべて

2023年11月24日 一部公開決定

- ・本人限定受取郵便物(特例型)到着のお知らせ

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○特定の個人が識別され、または識別される情報であるため。

- ・整理番号、お名前、お問い合わせ番号

2023-156 2023年11月9日 …………… (総務部市政情報課)

■市政情報課〇〇〇〇が配信したすべての文書と〇〇〇〇が署名したすべての文書と〇〇〇〇が発信したすべての文書(2022年3月以降総合文書管理システムの文書リストでよい)

2023年11月24日 決定延期

理由:文書の特定に時間を要するため

2023年12月25日 一部公開決定

- ・(1)総合文書管理システムで検索した2022年度市政情報課の文書リスト(〇〇〇〇が起案・承認・供覧のいずれかをしたもののみ)
- ・(2)総合文書管理システムで検索した2023年度市政情報課の文書リスト(〇〇〇〇が起案・承認・供覧のいずれかをしたもののみ)

理由:理由:町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため。

- ・(1)のうち、以下の起案件名に含まれる氏名
 - ・2022年6月3日付け22町総市第114号
 - ・2022年7月7日付け22町総市第183号
 - ・2022年10月3日付け22町総市第347号
 - ・2023年2月8日付け22町総市第524号の2
 - ・2022年12月26日付け22町総市第526号
 - ・2023年1月24日付け22町総市第526号の2
 - ・2023年2月13日付け22町総市第611号の2
 - ・2023年2月13日付け22町総市第611号の3
 - ・2023年2月20日付け22町総市第634号
- ・(2)のうち、以下の起案件名に含まれる氏名
 - ・2023年4月25日付け23町総市第61号

2023年12月25日 不存在決定

- ・2022年3月分のリスト

理由:該当する文書がないため。

2023-157 2023年11月10日 …………… (政策経営部企画政策課)

■企画調整課の電子メールアドレスを開示した特定の個人との間で業務又は事業の調整業務を行っている市の業務と事業のすべて(市のどのような業務内容や事業内容なのか分かる情報すべて)

2023年11月21日 公開決定

- ・町田市組織規則 別表第1 政策経営部企画政策課欄((4)、(11)~(17)を除く)

2023-158 2023年11月13日 …………… (政策経営部企画政策課)

■令和2年11月30日に町田市の自宅で自死した小学六年生に関する全ての文書。町田市と東京都のやり取りに関する全ての文書。町田市と警察のやり取りに関する全ての文書。対象の文書の期間は、令和2年11月30日から12月1日の2日間のみとする。

2023年11月22日 公開決定

- ・「重大事態調査経過報告書」のうち6ページ目 該当箇所

2023年11月22日 非公開決定

- ・令和2年11月30日に町田市の自宅で自死した小学六年生に関する全ての文書。町田市と東京都のやり取りに関する全ての文書。町田市と警察のやり取りに関する全ての文書。対象の文書の期間は、令和2年11月30日から12月1日の2日間のみとする。（「重大事態調査経過報告書」を除く）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○町田市いじめ問題調査委員会の会議に関する情報であって、公開することにより町田市いじめ問題調査委員会の公正かつ適正な運営を著しく困難にすると認められるため。

2023-159 2023年11月13日 ……………（学校教育部指導課）

■令和2年11月30日に町田市の自宅で自死した小学六年生に関する全ての文書。町田市と東京都のやり取りに関する全ての文書。町田市と警察のやり取りに関する全ての文書。対象の文書の期間は、令和2年11月30日から12月1日の2日間のみとする。

2023年11月22日 **公開決定**

- ・「重大事態調査経過報告書」のうち6ページ目 該当箇所

2023年11月22日 **非公開決定**

- ・令和2年11月30日に町田市の自宅で自死した小学六年生に関する全ての文書。町田市と東京都のやり取りに関する全ての文書。町田市と警察のやり取りに関する全ての文書。対象の文書の期間は、令和2年11月30日から12月1日の2日間のみとする。（「重大事態調査経過報告書」を除く）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○町田市いじめ問題調査委員会の会議に関する情報であって、公開することにより町田市いじめ問題調査委員会の公正かつ適正な運営を著しく困難にすると認められるため。

2023-160 2023年11月13日 ……………（地域福祉部障がい福祉課）

■都営交通乗車証の事務処理手順を定めた文書

2023年11月22日 **公開決定**

- ・東京都精神障害者都営交通乗車証発行事務の手引き

2023-161 2023年11月14日 ……………（財務部市有財産活用課）

■201号車の仕業点検表・1か月点検表・運行前点検表（チェックリスト）・運転日誌すべて・法定点検の記録

2023年11月28日 **公開決定**

- ・201号車の仕業点検表（2020年4月～2023年11月）
- ・201号車の1か月点検表（2020年4月～2023年11月）
- ・201号車の運転日誌（2020年4月1日～2023年11月28日）

2023年11月28日 **一部公開決定**

- ・201号車の法定点検の記録
- ・201号車のメンテナンスノート

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

- ・整備主任者の氏名

2023年11月28日 **不存在決定**

- ・201号車の運行前点検表（チェックリスト）

理由：運行前点検表の作成は任意のため、201号車については作成していません。そのため文書不存在です。

2023-162 2023年11月14日 ……………（保健所生活衛生課）

■250号車の仕業点検表・1か月点検表・運行前点検表（チェックリスト）・運転日誌すべて・法定点検の記録

2023年11月28日 **公開決定**

- ・250号車の仕業点検表（2022年4月～2023年11月）
- ・250号車の1か月点検表（2022年4月～2022年12月）
- ・250号車の運転日誌（2022年4月6日～2023年11月28日）
- ・250号車の運転日誌・アルコール検査記録簿（保1：クリッパー 4302）（2023年1月分～2023年11月分）
- ・250号車の車体点検表（2022年4月～2023年11月）

2023年11月28日 **一部公開決定**

- ・250号車の法定点検の記録
- ・250号車のメンテナンスノート

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

- ・点検者、整備主任者、自動車検査員、及び作業者の氏名

2023年11月28日 **不存在決定**

- ・250号車の1か月点検表（2023年1月分以降）

理由：1か月点検は任意のため、実施しておりません。そのため、当該文書は存在いたしません。

2023-163 2023年11月14日 ……………（財務部市有財産活用課）

■公用車の車両管理規定すべて

2023年11月28日 **公開決定**

- ・町田市車両管理規程

2023-164 2023年11月14日 ……………（学校教育部施設課）

■2022～2023年度 町田第三小学校と本町田東小学校と本町田小学校の「公立学校施設等の総括表」等（施設台帳）の書類一式

2023年11月21日 **公開決定**

- ・2022年度～2023年度 公立学校施設台帳（町田第三小学校・本町田東小学校・本町田小学校）

2023-165 2023年11月16日 ……………（政策経営部秘書課）

■本年7月4日の渋谷部区長の町田市訪問について

- 一．渋谷区及び渋谷区長から町田市および町田市長へ渡した（送付）の文書、図画、メール
- 二．町田市および町田市長から渋谷区及び渋谷区長に渡した（送付）の文書、図画、メール
- 三．一また二で市と区とで当日の前後にやり取りされた文書、図画、メール

2023年11月27日 **不存在決定**

理由：当該面会時に文書及び資料等の受領は無かったことから、本件公開請求に係る公文書は存在しない。なお、面会のアポイントメントは、電話にて調整したため、メール等の文書も存在しない。

2023-166 2023年11月20日 ……………（財務部市有財産活用課）

■（1）道路交通法に基づく安全運転管理者届出書すべて

（2）安全運転管理のための文書すべて

2023年12月4日 **公開決定**

- ・（2）安全運転管理のための文書すべて
- ・町田市車両管理規程

2023年12月4日 **一部公開決定**

- ・（1）道路交通法に基づく安全運転管理者届出書すべて
- ・安全運転管理者に関する届出書（財務部長分）
- ・安全運転管理者に関する届出書（道路部長分）

- ・安全運転管理者に関する届出書（環境資源部長分）
- 理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
- 職員の私生活に関する情報であり、個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため。
 - ・安全運転管理者の生年月日及び年齢、安全運転管理者の免許の種別・免許年月日・免許番号・免許の交付年月日・免許の交付を受けた交付公安委員会、運転記録証明書の写し（表題以外）、免許証の写し、住民票の写し（表題以外）

2023-167 2023年11月20日 ……………（下水道部下水道経営総務課）

■（１）道路交通法に基づく安全運転管理者届出書すべて
（２）安全運転管理のための文書すべて

2023年12月4日 一部公開決定

- ・（１）道路交通法に基づく安全運転管理者届出書すべて

- ・安全運転管理者に関する届出書（下水道部長分）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であり、個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため。

- ・安全運転管理者の生年月日及び年齢、安全運転管理者の免許の種別・免許年月日・免許番号・免許の交付年月日・免許の交付を受けた交付公安委員会、運転記録証明書の写し（表題以外）、免許証の写し、住民票の写し（表題以外）

2023年12月4日 不存在決定

- ・（２）安全運転管理のための文書すべて

理由：財務部市有財産活用課で定めた「町田市車両管理規程」に基づき管理しているため、下水道部で独自の規定は作成していません。

2023-168 2023年11月20日 ……………（学校教育部新たな学校づくり推進課）

■2023年6月27日・7月9日 南成瀬地区新たな学校づくり説明会の配布資料

2023年12月1日 公開決定

- ・南成瀬地区新たな学校づくり説明会 資料

2023-169 2023年11月21日 ……………（学校教育部指導課）

■R4年9～10月 ○○中学校に提出されたいじめといわれている報告書の公開請求。

2023年12月4日 決定延期

理由：対象文書の精査に時間を要するため。

2023年12月18日 取下げ

2023-170 2023年11月27日 ……………（政策経営部秘書課）

■2022年3月の町田市市長本人限定受取郵便のお知らせ通知に関する起案書すべて（秘書課）

2023年12月6日 不存在決定

理由：2022年3月に総務課は、町田市市長宛の本人限定受取郵便の到着通知書が届いた旨の照会を秘書課にしました。秘書課は、市長自らが受け取ることが事務処理上困難であることを総務課へ口頭にて回答しました。よって、秘書課に起案書はありません。

2023-171 2023年11月27日 ……………（財務部市有財産活用課）

■（１）保健所管理の公用車の道路交通法に基づく安全運転管理者届出書すべて（２）保健所管理の公用車の安全運転管理のための文書すべて（３）保健所管理の公用車の車両管理規定すべて（４）保健所管理の公用車の運転日誌すべて

2023年12月11日 公開決定

- ・（３）保健所管理の公用車の車両管理規定すべて

- ・町田市車両管理規程

- ・（４）保健所管理の公用車の運転日誌すべて

- ・34号車の運転日誌（2023年1月6日～2023年11月24日）

- ・82号車の運転日誌（2023年1月6日～2023年11月27日）
- ・103号車の運転日誌（2023年1月5日～2023年11月27日）
- ・109号車の運転日誌（2023年1月11日～2023年11月27日）
- ・130号車の運転日誌（2023年1月10日～2023年11月27日）
- ・136号車の運転日誌（2023年1月4日～2023年11月27日）
- ・250号車の運転日誌（2023年1月10日～2023年11月22日）
- ・4443号車の運転日誌（2023年1月16日～2023年11月27日）
- ・8655号車の運転日誌（2023年1月4日～2023年11月22日）
- ・8656号車の運転日誌（2023年1月16日～2023年11月24日）
- ・8657号車の運転日誌（2023年1月5日～2023年11月27日）
- ・8658号車の運転日誌（2023年1月4日～2023年11月27日）
- ・9229号車の運転日誌（2023年1月4日～2023年11月27日）

2023年12月11日 **一部公開決定**

- ・（1）保健所管理の公用車の道路交通法に基づく安全運転管理者届出書すべて
 - ・安全運転管理者に関する届出書（財務部長分）
- ・（2）保健所管理の公用車の安全運転管理のための文書すべて
 - ・安全運転管理者に関する届出書（財務部長分）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であり、個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため。

- ・安全運転管理者の生年月日及び年齢、安全運転管理者の免許の種別・免許年月日・免許番号・免許の交付年月日・免許の交付を受けた交付公安委員会、運転記録証明書の写し（表題以外）、免許証の写し、住民票の写し（表題以外）

2023-172 2023年11月27日 ……………（保健所保健予防課）

■（1）保健所管理の公用車の道路交通法に基づく安全運転管理者届出書すべて（2）保健所管理の公用車の安全運転管理のための文書すべて（3）保健所管理の公用車の車両管理規定すべて（4）保健所管理の公用車の運転日誌すべて

2023年12月11日 **公開決定**

- ・（4）保健所管理の公用車の運転日誌すべて
 - ・82号車の運転日誌（2022年4月4日～2023年10月6日）
 - ・103号車の運転日誌（2022年4月4日～2023年11月28日）
 - ・109号車の運転日誌（2022年4月1日～2023年11月27日）
 - ・130号車の運転日誌（2022年4月1日～2023年11月27日）
 - ・136号車の運転日誌（2022年4月4日～2023年11月29日）
 - ・8658号車の運転日誌（2022年4月1日～2023年11月28日）
 - ・9229号車の運転日誌（2022年4月1日～2023年11月28日）
 - ・803号車の運転日誌（2020年4月2日～2020年6月18日）
 - ・34号車の運転日誌（2020年6月18日～2023年11月24日）
 - ・2167号車の運転日誌（2020年4月3日～2020年9月4日）
 - ・ホ2（4443）号車の運転日誌（2020年9月7日～2023年11月27日）

2023年12月11日 **不存在決定**

- ・（1）保健所管理の公用車の道路交通法に基づく安全運転管理者届出書すべて
- ・（2）保健所管理の公用車の道路交通法に基づく安全運転管理のための文書すべて
- ・（3）保健所管理の公用車の車両管理規定すべて

理由：（1）保健所管理の公用車は財務部長が安全運転管理者となっていて、当課には安全運転管理者届出書が無いため

：（2）保健所管理の公用車は財務部長が安全運転管理者となっていて、当課には該当する文書が無いため

：（3）市有財産活用課が各課共通の規定として「車両管理規程」を作成しており、当課で作成していないため

2023-173 2023年11月27日 …………… (保健所生活衛生課)

■(1)保健所管理の公用車の道路交通法に基づく安全運転管理者届出書すべて(2)保健所管理の公用車の安全運転管理のための文書すべて(3)保健所管理の公用車の車両管理規定すべて(4)保健所管理の公用車の運転日誌すべて

2023年12月11日 公開決定

- ・(4)保健所管理の公用車の運転日誌すべて
 - ・250号車の運転日誌(2022年4月6日～2023年11月28日)
 - ・8655号車の運転日誌(2022年4月1日～2023年11月22日)
 - ・8656号車の運転日誌(2022年4月1日～2023年11月24日)
 - ・8657号車の運転日誌(2022年4月1日～2023年11月28日)
 - ・250号車の運転日誌・アルコール検査記録簿(2023年1月分～2023年11月分)
 - ・8655号車の運転日誌・アルコール検査記録簿(2023年1月分～2023年11月分)
 - ・8656号車の運転日誌・アルコール検査記録簿(2023年1月分～2023年11月分)
 - ・8657号車の運転日誌・アルコール検査記録簿(2023年1月分～2023年11月分)

2023年12月11日 不存在決定

- (1)保健所管理の公用車の道路交通法に基づく安全運転管理者届出書すべて
- (2)保健所管理の公用車の安全運転管理のための文書すべて
- (3)保健所管理の公用車の車両管理規定すべて

理由:(1)保健所管理の公用車は財務部長が安全運転管理者となっていて、当課には安全運転管理者届出書が無いため
:(2)保健所管理の公用車は財務部長が安全運転管理者となっていて、当課には該当する文書が無いため
:(3)市有財産活用課が各課共通の規定として「車両管理規程」を作成しており、当課で作成していないため

2023-174 2023年11月14日 …………… (財務部市有財産活用課)

■250号車の仕業点検表・運行前点検表(チェックリスト)・運転日誌すべて

2023年11月28日 決定延期

理由:文書の探索に時間を要するため

2023年11月29日 公開決定

- ・250号車の仕業点検表(2020年4月～2021年8月)
- ・250号車の1か月点検表(2020年4月～2021年8月)
- ・250号車の運転日誌(2020年4月1日～2021年8月23日)

2023-175 2023年11月29日 …………… (政策経営部企画政策課)

■2023年11月1日付け23町政企第929号の2の一部公開決定の非公開部分の送信者すべてについて、町田市組織規則別表第1政策経営部企画政策課欄の業務の一員であることを示す情報すべて メールアドレスを提供した送信者へ案内状、辞令、提供文書

2023年12月12日 不存在決定

理由:2023年11月1日付け23町政企第929号の2で一部公開決定した文書において非公開となっている差出人に対して、企画政策課のメールアドレスを通知する案内状、辞令、提供文書を作成していないため

2023-176 2023年11月30日 …………… (学校教育部指導課)

■指導課〇〇〇〇がコンピュータシステムにログインした端末のログ記録(2022年3月20日のログイン中の記録)

2023年12月14日 不存在決定

理由:コンピューターシステム(学校)の端末のログは、システム提供業者がシステムの運用・保守のために取得しているものであり、職員が組織的に利用できる状態にはありませ

ん。よって、請求された公文書は存在いたしません。

2023-177 2023年11月30日 …………… (政策経営部デジタル戦略室)

- (1) 市政情報課〇〇〇〇がコンピュータシステムにログインした端末のログ記録 (2022年3月20日のログイン中の記録)
- (2) 指導課〇〇〇〇がコンピュータシステムにログインした端末のログ記録 (2022年3月20日のログイン中の記録)

2023年12月14日 **不存在決定**

理由：(1)(2) コンピューターシステム(行政)は、システム提供業者が提供するサービスを利用しております。端末のログは、システム提供業者がシステムの運用・保守のために取得しているものであり、職員が組織的に利用できる状態にはありません。よって、請求された公文書は存在いたしません。

2023-178 2023年11月30日 …………… (総務部職員課)

■2023年8月の出勤簿 (〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の分)

2023年12月8日 **一部公開決定**

- ・令和5年度年間出勤簿 (〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇) ※8月分のみ

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であり、個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

- ・職員番号、休暇事由、年次有給休暇各月計、年次有給休暇累計、減額対象休暇累計、本年の年次有給休暇総日数、内繰越分、本年の年次有給休暇使用日数、本年の年次有給休暇未使用日数、前年の減額対象休暇による総欠勤日数

2023-179 2023年11月30日 …………… (都市づくり部公園緑地課)

■公園緑地課〇〇〇〇が署名または発信した文書管理システムの鑑文書のうち企画政策課から收受及び企画政策課へ発信したものすべて (2022年3月から2023年11月分)

2023年12月13日 **決定延期**

理由：文書收受、発信件数が膨大であり、その中から対象文書抽出する作業に時間を要するため

2024年1月15日 **一部公開決定**

- ・別紙1

連番	年度	所属	文書番号	件名	起案/收受日
1	2021年度	公園緑地課		町田市5カ年計画22-26原案の確認について【收受及び回答】	2022.3.1
2	2021年度	公園緑地課		東日本大震災発生十一年となる3月11日における弔意表明について(依頼)	2022.3.2
3	2021年度	公園緑地課		令和4年度東京都予算に係る東京都議会自由民主党への要望事項について(報告)	2022.3.3
4	2021年度	公園緑地課		令和5年度東京都予算編成に対する市長会(市町村企画研究会)要望事項について(その1)(依頼)	2022.3.4
5	2021年度	公園緑地課		令和4年地方分権改革に関する提案募集の実施について(依頼)	2022.3.10
6	2021年度	公園緑地課		【ウクライナ情報の集約】企画政策課へ情報提供をお願いし	2022.3.22

				ます！について	
7	2021 年度	公園緑地課		厚木飛行場周辺自治体における 2022 年 7 月から 9 月までの静寂を要する地元行事等調査について（依頼）	2022. 3. 22
8	2021 年度	公園緑地課		町田市災害時受援応援計画の策定について（通知）	2022. 3. 22
9	2021 年度	公園緑地課		2022 年度町田市市民意識調査の内容確認について（依頼）	2022. 3. 23
10	2022 年度	公園緑地課		「町田市国土強靱化地域計画」計画書のホームページ掲載及びファイルサーバの保管について（通知）	2022. 4. 8
11	2022 年度	公園緑地課		地方公共団体における成果連動型民間委託契約方式（PFS）事業の実施状況に係る調査について（照会）	2022. 4. 25
12	2022 年度	公園緑地課		東京市町村自治調査会の 2023 年度調査研究テーマに関する調査等について（依頼）	2022. 5. 11
13	2022 年度	公園緑地課		「8 市連携スタディミーティング～“2040 年の未来”を考えてみませんか～」の開催について（収受および依頼）	2022. 5. 13
14	2022 年度	公園緑地課		町田市学長懇談会幹事会の開催に伴う大学・短期大学・高等専門学校との連携に関する調査について（依頼）	2022. 5. 24
15	2022 年度	公園緑地課		8 市連携会議における研修「土木関係法令の基礎知識（技術研修）」について（収受および照会）	2022. 5. 25
16	2022 年度	公園緑地課		高齢者、障害者等当事者参加による施設づくり、まちづくり実態調査【追跡調査】について（収受）	2022. 5. 25
17	2022 年度	公園緑地課		【情報提供】花王ケミカル事業部主催の「廃プラスチックの一つである廃 PET を活用したアスファルト改質剤セミナー	2022. 5. 26
18	2022 年度	公園緑地課		令和 4 年度子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業に係る事前協議書類の提出について（依頼）	2022. 5. 26
19	2022 年度	公園緑地課		SDGs 研修の実施について（照会）	2022. 5. 30
20	2022 年度	公園緑地課		「2021 年度都市自治体の調査研究活動に関するアンケート調査」について（依頼）	2022. 6. 1

21	2022 年度	公園緑地課		【企画政策課・情報提供】令和3年 住基データに基づく特別集計表のご提供について	2022. 6. 2
22	2022 年度	公園緑地課		令和5年度東京都予算に係る東京都議会自由民主党への要望事項について(依頼)	2022. 6. 6
23	2022 年度	公園緑地課		【再送】令和4年度地域活性化事例集に係る事例推薦について(依頼)	2022. 6. 10
24	2022 年度	公園緑地課		「未来づくりプロジェクト」の取り組み実績調査について(依頼)	2022. 6. 13
25	2022 年度	公園緑地課		企業版ふるさと納税制度の活用に向けた説明会について(依頼)	2022. 6. 15
26	2022 年度	公園緑地課		第10回プラチナ大賞の募集について(收受および庁内依頼)	2022. 6. 15
27	2022 年度	公園緑地課		厚木飛行場周辺自治体における2022年10月から12月までの静寂を要する地元行事等調査について(依頼)	2022. 6. 23
28	2022 年度	公園緑地課		2022年度町田市市民意識調査の修正等について(依頼)【收受兼回答】	2022. 7. 4
29	2022 年度	公園緑地課		東京市町村自治調査会・2023年度ニューズレター調査研究テーマについて	2022. 7. 5
30	2022 年度	公園緑地課		2023年度市政運営の基本的な考え方について(通知)【全庁通知用】	2022. 7. 6
31	2022 年度	公園緑地課		企業版ふるさと納税リーフレット作成に向けた事業エントリーについて(依頼)	2022. 7. 6
32	2022 年度	公園緑地課		令和4年度東京都市町村総合交付金まちづくり振興対策地域特選事業枠に係る市町村選定事業様式の提出について(依頼)	2022. 7. 8
33	2022 年度	公園緑地課		「まちだ未来づくりプラン」及び「町田市5カ年計画17-21」取り組み結果の原稿確認について(修正回答)	2022. 7. 13
34	2022 年度	公園緑地課		令和4年度ふるさとづくり大賞の候補団体及び個人の推薦依頼について(收受および庁内照会)	2022. 7. 13
35	2022 年度	公園緑地課		市町村共同事業助成報告会(令和3年度実施報告)の視聴について(收受および庁内	2022. 7. 25

				依頼)	
36	2022 年度	公園緑地課		公民連携に関するアンケート調査について(依頼)	2022. 8. 1
37	2022 年度	公園緑地課		計画等の状況調査の実施について(依頼)	2022. 8. 2
38	2022 年度	公園緑地課		公民連携に関するアンケート調査について(回答)	2022. 8. 5
39	2022 年度	公園緑地課		「行政視察の受入れ実態と先進施策に関する調査」ご協力のお願い(収受兼報告)	2022. 8. 8
40	2022 年度	公園緑地課		令和 5 年度自治総合センターの助成事業等の実施について(依頼)	2022. 8. 10
41	2022 年度	公園緑地課		「町田駅周辺市有地及び学校跡地(予定)に係る庁内需要調査」について(依頼)	2022. 8. 12
42	2022 年度	公園緑地課		「第 27 回ふるさとイベント大賞」の対象イベント募集について(収受及び庁内依頼)	2022. 8. 17
43	2022 年度	公園緑地課		2022 年度第 1 回まちづくり調整協議会(書面会議)の開催について(通知)	2022. 9. 8
44	2022 年度	公園緑地課		令和 4 年度「地域運営組織の形成及び持続的な運営」に関する実態把握調査の実施について	2022. 9. 13
45	2022 年度	公園緑地課		「町田市公共施設等総合管理計画(基本計画)」一部改訂に係るデータ更新について(依頼)	2022. 9. 15
46	2022 年度	公園緑地課		市町村共同事業「多摩・島しょ広域連携活動助成金(令和 5 年度分)」に係る申請手続について(依頼)	2022. 9. 15
47	2022 年度	公園緑地課		日本経済新聞社 全国市区「SDGs 先進度調査」について(収受)	2022. 9. 16
48	2022 年度	公園緑地課		令和 4 年度(2022 年度)東京都市町村企画研究会全体研修会の開催について(依頼)	2022. 9. 16
49	2022 年度	公園緑地課		「官民共創デジタルプラットフォーム創出事業」に係る調査について(依頼)	2022. 9. 20
50	2022 年度	公園緑地課		令和 5 年度コミュニティ助成事業(地域づくり助成事業)の募集について(収受および庁内照会)	2022. 9. 22
51	2022 年度	公園緑地課		企業版ふるさと納税の事業エントリーの選定結果及び掲載内容の最終確認について(依	2022. 9. 29

				頼)	
52	2022 年度	公園緑地課		「地域人材ネット」の更新に係る人材の推薦について (収受および庁内依頼)	2022. 9. 30
53	2022 年度	公園緑地課		町田市学長懇談会幹事会への担当者の出席について (依頼)	2022. 10. 3
54	2022 年度	公園緑地課		第 58 回構造改革特別区域計画認定申請のための意向調査の実施について (依頼)	2022. 10. 4
55	2022 年度	公園緑地課		企業版ふるさと納税の事業エントリーの選定結果及び掲載内容の最終確認について (回答)	2022. 10. 5
56	2022 年度	公園緑地課		厚木飛行場周辺自治体における 2023 年 1 月から 3 月までの静寂を要する地元行事等調査について (依頼)	2022. 10. 5
57	2022 年度	公園緑地課		8 市合同研修「PACIFICO Yokohama North 視察会」について (照会)	2022. 10. 11
58	2022 年度	公園緑地課		崖防災に関する技術・法務研修について (照会)	2022. 10. 12
59	2022 年度	公園緑地課		新型コロナウイルス感染症等に関する支援制度について (収受)	2022. 10. 18
60	2022 年度	公園緑地課		他自治体との連携調査について (依頼)	2022. 10. 21
61	2022 年度	公園緑地課		郵便局に求める地域貢献に関するアンケート調査について (収受)	2022. 10. 27
62	2022 年度	公園緑地課		絹の道都市間連携研究会における公共施設の共同管理・再編等に向けた検討のための調査について (依頼)	2022. 10. 28
63	2022 年度	公園緑地課		包括連携協定の活用について	2022. 10. 31
64	2022 年度	公園緑地課		絹の道都市間連携研究会における公共施設の共同管理・再編等に向けた検討のための調査について (回答)	2022. 11. 2
65	2022 年度	公園緑地課		水道事業に係る要望事項について (依頼)	2022. 11. 4
66	2022 年度	公園緑地課		2022 年度第 2 回まちづくり調整協議会 (書面会議) の開催について (通知)	2022. 11. 7
67	2022 年度	公園緑地課		2022 年度第 2 回まちづくり調整協議会 (書面会議) の開催について (回答)	2022. 11. 11

68	2022 年度	公園緑地課		令和 5 年度一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)地域再生マネージャー事業・地域イノベーション連携モデル事業の募集について(依頼)	2022. 11. 17
69	2022 年度	公園緑地課		包括連携協定に基づく 2023 年度の連携事業調査について(依頼)	2022. 11. 18
70	2022 年度	公園緑地課		令和 5 年度移住・定住・交流関連助成事業に係る申請について(依頼)	2022. 12. 7
71	2022 年度	公園緑地課		令和 4 年度東京都市町村総合交付金まちづくり振興対策地域特選事業枠に係る市町村選定事業の執行状況の確認について(依頼)	2022. 12. 12
72	2022 年度	公園緑地課		令和 5 年度一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団) 公民連携アドバイザー派遣事業の募集について(依頼)	2022. 12. 13
73	2022 年度	公園緑地課		令和 5 年度人生 100 年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金の交付申請について(依頼)	2022. 12. 16
74	2022 年度	公園緑地課		令和 4 年度都内区市町村公共施設における公衆 Wi-Fi 整備状況調査の実施について(依頼)	2022. 12. 20
75	2022 年度	公園緑地課		全国市長会関東支部総会への提出議案<国の施策・予算への要望>について(依頼)	2022. 12. 21
76	2022 年度	公園緑地課		町田市公共施設再編計画「短期再編プログラム」の進捗状況調査(2022 年度末報告)について	2022. 12. 21
77	2022 年度	公園緑地課		(仮称) 町田市子ども・子育てサポート等複合施設整備事業において民間機能に期待する効果等に関する調査の実施について(依頼)	2022. 12. 22
78	2022 年度	公園緑地課		厚木飛行場周辺自治体における 2023 年 4 月から 6 月までの静寂を要する地元行事等調査について(依頼)	2023. 1. 6
79	2022 年度	公園緑地課		ワーケーション施設等の情報提供について(収受)	2023. 1. 10
80	2022 年度	公園緑地課		国土強靱化基本計画の変更の案の作成に係る意見聴取について(依頼)	2023. 1. 30

81	2022年度	公園緑地課		他自治体との連携調査について（通知）	2023. 1. 30
82	2022年度	公園緑地課		令和5年度子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業の実務者説明会の開催について（通知）【収受兼回答】	2023. 1. 30
83	2022年度	公園緑地課		区市町村と東京都公立大学法人との連携推進に向けたニーズ調査の実施について（依頼）	2023. 2. 21
84	2022年度	公園緑地課		令和6年度東京都予算編成に対する市長会（市町村企画研究会）要望事項について（その1）（依頼）	2023. 2. 28
85	2022年度	公園緑地課		公共施設の再編及び整備並びに土地の活用に関する内容を含む計画の策定予定等に係る調査について（依頼）	2023. 3. 2
86	2022年度	公園緑地課		令和5年地方分権改革に関する提案募集の実施について（依頼）	2023. 3. 3
87	2022年度	公園緑地課		「町田市公共施設等総合管理計画（基本計画）」一部改訂に係る公共施設データの確認について（依頼）【収受兼回答】	2023. 3. 9
88	2022年度	公園緑地課		東日本大震災発生十二年となる3月11日における弔意表明について（通知）	2023. 3. 9
89	2022年度	公園緑地課		令和5年度東京都予算に係る東京都議会自由民主党への要望事項について（報告）	2023. 3. 9
90	2022年度	公園緑地課		町田市未来づくり研究所 研究報告会の開催について	2023. 3. 10
91	2022年度	公園緑地課		「孤独・孤立対策に関する地域連携推進モデル調査事業」（令和5年度地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業）の募集について（依頼）	2023. 3. 17
92	2022年度	公園緑地課		令和5年度「地域づくり表彰」表彰候補事例の推薦について（依頼）	2023. 3. 20
93	2023年度	公園緑地課		「まちだ未来づくりビジョン2040」及び「町田市5ヵ年計画22-26」に係る取り組み状況調査の実施について（依頼）	2023. 4. 5
94	2023年度	公園緑地課		令和5年度「外部専門家短期	2023. 4. 5

				派遣事業」の再募集について (通知)	
95	2023 年度	公園緑地課		厚木飛行場周辺自治体における 2023 年 7 月から 9 月までの 静寂を要する地元行事等調 査について (依頼)	2023. 4. 7
96	2023 年度	公園緑地課		令和 5 年度子供・長寿・居場 所区市町村包括補助事業に係 る事前協議書等の提出及び協 議におけるヒアリングについ て (通知)	2023. 4. 7
97	2023 年度	公園緑地課		「出張フォーラム」の実施募集 について (通知)	2023. 4. 11
98	2023 年度	公園緑地課		令和 6 年度東京都予算に係る 東京都議会自由民主党への要 望事項について (依頼)	2023. 4. 13
99	2023 年度	公園緑地課		東京市町村自治調査会の 2024 年度調査研究テーマに関する 調査等について (依頼)	2023. 5. 1
100	2023 年度	公園緑地課		「学校跡地 (本町田小学校、町 田第三小学校、南成瀬小学 校) 活用に関する調査につい て (依頼)	2023. 5. 8
101	2023 年度	公園緑地課		第 60 回構造改革特別区域計画 認定申請のための意向調査に ついて (収受)	2023. 5. 11
102	2023 年度	公園緑地課		令和 4 年度東京都市町村総合 交付金まちづくり振興対策地 域特選事業枠に係る市町村選 定事業の執行状況の確認書類 の追加提出について (依頼)	2023. 5. 15
103	2023 年度	公園緑地課		「土木関係法令の基礎知識 (技 術研修)」について (照会)	2023. 5. 17
104	2023 年度	公園緑地課		「土木関係法令の基礎知識 (技 術研修)」について (回答)	2023. 5. 23
105	2023 年度	公園緑地課		(企画政策課 6.7㍻) 【東急リ バブル】会議室の無償貸出に ついて	2023. 5. 24
106	2023 年度	公園緑地課		「第 11 回プラチナ大賞」の募 集について (依頼)	2023. 5. 24
107	2023 年度	公園緑地課		町田市学長懇談会幹事会の開 催に伴う大学等との連携に関 する調査について (依頼)	2023. 5. 24
108	2023 年度	公園緑地課		令和 5 年度ふるさとづくり大 賞の候補団体及び個人の推薦 依頼について (照会)	2023. 5. 26
109	2023 年度	公園緑地課		「まちづくり」にスポーツの力 を活用しませんか! 意見交換 会の実施について	2023. 5. 30

110	2023 年度	公園緑地課		包括連携協定に基づく連携事業調査について（依頼）	2023. 5. 30
111	2023 年度	公園緑地課		「多摩東京移管 130 周年記念」ロゴマークピンバッジの配布について（依頼）	2023. 6. 1
112	2023 年度	公園緑地課		「まちだ未来づくりビジョン 2040」及び「町田市 5 カ年計画 22-26」2022 年度の主な成果の確認について（依頼）	2023. 6. 2
113	2023 年度	公園緑地課		厚木飛行場周辺自治体における 2023 年 10 月から 12 月までの静寂を要する地元行事等調査について（依頼）	2023. 6. 16
114	2023 年度	公園緑地課		まちだ未来づくりビジョン 2040・町田市 5 カ年計画 22-26 2022 年度の取り組み結果」原稿確認について（依頼）	2023. 6. 29
115	2023 年度	公園緑地課		デジタル田園都市国家構想交付金及び財団助成事業に関する出張相談の実施について（照会）	2023. 6. 29
116	2023 年度	公園緑地課		企業版ふるさと納税寄付募集活動に係る取り組み状況調査の実施について（依頼）	2023. 6. 30
117	2023 年度	公園緑地課		2024 年度市政運営の基本的な考え方について（通知）【全庁通知】	2023. 7. 4
118	2023 年度	公園緑地課		スマートシティに関する取組等に対する支援について（照会）	2023. 7. 4
119	2023 年度	公園緑地課		2024 年度「政策イチオシ事業」のエントリーについて（依頼）	2023. 7. 5
120	2023 年度	公園緑地課		国家戦略特区に係る新規提案及び既存メニューの活用について（照会）	2023. 7. 5
121	2023 年度	公園緑地課		令和 5 年度東京都市町村総合交付金まちづくり振興対策地域特選事業枠に係る市町村選定事業様式の提出について（依頼）	2023. 7. 12
122	2023 年度	公園緑地課		「8 市連携スタディミーティング」の参加者募集について（依頼）	2023. 7. 14
123	2023 年度	公園緑地課		市町村共同事業助成事業報告会（令和 4 年度実施報告）の視聴について（照会）	2023. 7. 14
124	2023 年度	公園緑地課		2024 年度「政策イチオシ事	2023. 7. 24

				業」のエントリーについて (回答)	
125	2023 年度	公園緑地課		「行政視察の受入れ実態と先進 施策に関する調査」について (收受)	2023. 8. 2
126	2023 年度	公園緑地課		「地域課題の解決に向けた e ス ポーツの可能性に関する調査 研究」に係る自治体アンケート 調査について (依頼)	2023. 8. 2
127	2023 年度	公園緑地課		子供の遊び場等整備事業補助 金及びプレーパーク等の遊び 場に関するアンケート調査に ついて (依頼)	2023. 8. 2
128	2023 年度	公園緑地課		令和 5 年度地方公共団体間の 事務の共同処理の状況調につ いて (依頼) (收受)	2023. 8. 4
129	2023 年度	公園緑地課		使用料受益者負担適正化に係 る調査について (依頼)	2023. 8. 4
130	2023 年度	公園緑地課		使用料受益者負担適正化に係 る調査について (依頼)	2023. 8. 7
131	2023 年度	公園緑地課		「第 28 回ふるさとイベント大 賞」の対象イベント募集につ いて (依頼)	2023. 8. 9
132	2023 年度	公園緑地課		令和 6 年度自治総合センター の助成事業等の実施について (依頼)	2023. 8. 9
133	2023 年度	公園緑地課		「地域の未来予測を踏まえた多 様な主体との広域的な協働の あり方に関する調査研究」に 関する自治体アンケート調査 への御協力について (依頼) 【收受兼回答】	2023. 8. 21
134	2023 年度	公園緑地課		令和 6 年度コミュニティ助成 事業 (地域づくり助成事業) について (依頼)	2023. 8. 24
135	2023 年度	公園緑地課		市町村共同事業「多摩・島し ょ広域連携活動助成金 (令和 6 年度分)」に係る事前申請 について (依頼)	2023. 8. 28
136	2023 年度	公園緑地課		令和 5 年度東京都市町村企画 研究会全体研修会の開催につ いて (依頼)	2023. 8. 30
137	2023 年度	公園緑地課		令和 6 年度コミュニティ助成 事業 (一般・ほか) について (依頼)	2023. 8. 31
138	2023 年度	公園緑地課		第 61 回構造改革特別区域計画 認定申請のための意向調査に ついて (依頼)	2023. 9. 7
139	2023 年度	公園緑地課		令和 6 年度一般財団法人地域	2023. 9. 11

				総合整備財団（ふるさと財団）地域再生マネージャー事業の募集について（依頼）	
140	2023年度	公園緑地課		郵便ポストの地域貢献への活用に関するアンケート調査について（依頼）	2023. 9. 12
141	2023年度	公園緑地課		2024年度政策イチオシ事業の選定結果について（通知）	2023. 9. 14
142	2023年度	公園緑地課		令和5年度「地域運営組織の形成及び持続的な運営」に関する実態把握調査の実施について（依頼）	2023. 9. 26
143	2023年度	公園緑地課		子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業に係る令和5年度アンケートについて（依頼）（収受）	2023. 9. 27
144	2023年度	公園緑地課		厚木飛行場周辺自治体における2024年1月から3月までの静寂を要する地元行事等調査について（依頼）（収受）	2023. 10. 2
145	2023年度	公園緑地課		「崖防災に関する技術・法務研修」について（照会）	2023. 10. 5
146	2023年度	公園緑地課		企業版ふるさと納税パンフレット等掲載事業に係る事業エントリーについて（依頼）	2023. 10. 6
147	2023年度	公園緑地課		貸出施設現況把握調査について（照会）	2023. 10. 6
148	2023年度	公園緑地課		「崖防災に関する技術・法務研修」について（回答）	2023. 10. 16
149	2023年度	公園緑地課		「政策スクールin2023」の参加者募集について（依頼）	2023. 10. 17
150	2023年度	公園緑地課		※再送「町田市5カ年計画22-26」の事業に係る中間確認について（通知）	2023. 10. 18
151	2023年度	公園緑地課		日本経済新聞社アンケート調査について（依頼）	2023. 10. 18
152	2023年度	公園緑地課		「地域人材ネット」の更新に係る人材の推薦について（依頼）	2023. 11. 1
153	2023年度	公園緑地課		「提案募集方式に関する説明会」の開催について（照会）	2023. 11. 9
154	2023年度	公園緑地課		令和6年度一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）地域イノベーション連携モデル事業の募集について（依頼）	2023. 11. 10
155	2023年度	公園緑地課		水道事業に係る要望事項について（依頼）	2023. 11. 16
156	2023年度	公園緑地課		公共施設に附帯する利用者用駐車場の有料化の状況について（依頼）	2023. 11. 21

157	2023 年度	公園緑地課		調査事項(細野議員)への回答 内容の確認について(依頼)	2023. 11. 24
158	2023 年度	公園緑地課		公共施設に附帯する利用者用 駐車場の有料化の状況について(回答)	2023. 11. 28
159	2023 年度	公園緑地課		プロポーザル評価委員の委嘱 及び第1回プロポーザル評価 委員会の開催について(通知) 【野津田公園スケートパーク 基本設計業務委託】	2023. 5. 10
160	2023 年度	公園緑地課		みどり活用連携担当者の選出 について(依頼)	2023. 4. 3
161	2023 年度	公園緑地課		第2回プロポーザル評価委員 会の開催について(通知)【野 津田公園スケートパーク基本 設計業務委託】	2023. 6. 19
162	2022 年度	公園緑地課		みどり空間活用検討会作業グ ループのメンバー選出につい て(依頼)	2022. 4. 15

- 理由：(1) 町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
○一般に公開していない情報であり、公開することにより業務上支障がある恐れがあると認められるため。
- ：(2) 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当
○一般に公開していない情報であり、公開することにより業務上支障がある恐れがあると認められるため。
- ：(3) 町田市情報公開条例第5条第1項第3号に該当
○検討中の内容であり、公開することにより業務上支障がある恐れがあると認められるため。

公開しない部分		
・リスト連番 21 件名「【企画政策課・情報提供】令和3年 住基データに基づく特別集計表のご提供について」裏面メールアドレス	・リスト連番 43 件名「2022年度第1回まちづくり調整協議会(書面会議)の開催について(通知)」裏面 メールアドレス	(1)
・リスト連番 29 件名「東京市町村自治調査会・2023年度ニュースレター調査研究テーマについて」裏面 メールアドレス、ファックス番号		(2)
・リスト連番 100 件名「学校跡地(本町田小学校、町田第三小学校、南成瀬小学校)活用に関する調査(依頼)」裏面 当課関連跡地の内容		(3)

2023-180 2023年11月30日 (政策経営部企画政策課)

■町田市立の小学校に在籍していた女子児童が2020年11月30日に自殺した問題について取材しています。この児童の遺書を公開していただきたいです。

2023年12月6日 一部公開決定

・「遺書の写し」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	

1	1	5	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
2	1	7~8	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
3	1	8	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
4	1	16	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
5	1	17	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
6	1	19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
7	1	20	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
8	1	20	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
9	1	21	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
10	1	21	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
11	1	21	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
12	1	23	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
13	1	24	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
14	1	25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
15	1	27	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
16	2	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
17	2	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
18	2	3	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
19	2	3	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
20	2	4	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
20	2	5	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
21	2	7	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
22	2	8	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
23	2	8	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
24	2	9	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
25	2	9	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
26	2	10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
27	2	11	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
28	2	11	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
29	2	23	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

30	2	25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
31	2	25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
32	2	25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
33	2	25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
34	3	5	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
34	3	7	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
35	3	9	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
36	3	9	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
37	3	10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
38	3	11	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
39	3	14	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
39	3	20	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

2023-181 2023年12月1日 …………… (総務部総務課)

■(1) 2022年3月の町田市長本人限定受取郵便のお知らせの郵便について、市が作成した適法な文書すべて(2) 2022年3月の町田市長本人限定受取郵便のお知らせの郵便に対しての市長の意思を確認したことを示す適法な情報すべて(3) これまでに市が受け取った町田市長本人限定受取郵便のお知らせの郵便すべてとそれらのお知らせの郵便に対して市が作成した文書すべて

2023年12月7日 一部公開決定

・本人限定受取郵便物(特例型)到着のお知らせ

理由: 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○特定の個人が識別され、または識別されうる情報であるため。

・整理番号、お名前、お問い合わせ番号、付箋に記載された郵便局員の名前

2023-182 2023年12月1日 …………… (政策経営部企画政策課)

■〇〇〇〇自治会が含まれる文書すべて(企画政策課)

2023年12月11日 不存在決定

理由: 〇〇〇〇自治会が含まれる文書を作成又は取得していないため。

2023-183 2023年11月30日 …………… (総務部総務課)

■総合文書システムで「〇〇〇〇自治会」が含まれる文書のすべて(リストでもよい)

2023年12月7日 公開決定

・総合文書管理システムの件名に「〇〇〇〇自治会」が含まれる文書リスト

・総合文書管理システムの添付文書名に「〇〇〇〇自治会」が含まれる文書リスト

2023-184 2023年12月1日 …………… (政策経営部経営改革室)

■〇〇〇〇自治会が含まれる文書すべて(経営改革室)

2023年12月8日 不存在決定

理由: 〇〇〇〇自治会が含まれる文書を作成又は取得していないため。

2023-185 2023年12月1日 …………… (政策経営部広聴課)

■〇〇〇〇自治会が含まれる文書すべて(広聴課)

2023年12月13日 **決定延期**

理由：外部倉庫から取り寄せる必要があるため

2024年1月11日 **一部公開決定**

- ・①-1 2015年6月9日付け 15 町政聴要第 104 号 市政要望への対応について(報告)
 - ・①-2 2015年5月21日受付 15 町政聴要第 104 号
 - ・①-3 15 町政聴要第 104 号の 3 の起案書鑑
 - ・①-4 2015年7月7日付け 15 町政聴要第 104 号の 3
 - ・①-5 2015年6月24日付け 15 町政聴要第 104-2 号 市政要望への対応について(報告)
 - ・①-6 2015年7月7日付け 15 町政聴要第 104 号の 3 の回答文案
 - ・①-7 2015年6月10日受付 15 町政聴要第 104-2 号
 - ・①-8 15 町政聴要第 104 号の 5 の起案書鑑
 - ・①-9 2015年8月4日付け 15 町政聴要第 104 号の 5
 - ・①-10 2015年7月27日付け 15 町政聴要第 104-4 号 市政要望への対応について(報告)
 - ・①-11 2015年8月4日付け 15 町政聴要第 104 号の 5 の回答文案
 - ・①-12 2015年7月10日受付 15 町政聴要第 104-4 号
 - ・②-1 15 町政聴要第 186 号の 2 の起案書鑑
 - ・②-2 2015年7月16日付け 15 町政聴要第 186 号の 2
 - ・②-3 2015年7月7日付け 15 町政聴要第 186 号 市政要望への対応について(報告)
 - ・②-4 2015年7月16日付け 15 町政聴要第 186 号の 2 の回答文案
 - ・②-5 2015年6月24日受付 15 町政聴要第 186 号
 - ・②-6 15 町政聴要第 186 号の 4 の起案書鑑
 - ・②-7 2015年8月18日付け 15 町政聴要第 186 号の 4
 - ・②-8 2015年7月30日付け 15 町政聴要第 186-3 号 市政要望への対応について(報告)
 - ・②-9 2015年8月18日付け 15 町政聴要第 186 号の 4 の回答文案
 - ・②-10 2015年7月22日受付 15 町政聴要第 186-3 号
 - ・②-11 15 町政聴要第 186 号の 6 の起案書鑑
 - ・②-12 2015年9月9日付け 15 町政聴要第 186 号の 6
 - ・②-13 2015年9月2日付け 15 町政聴要第 186-5 号 市政要望への対応について(報告)
 - ・②-14 2015年9月9日付け 15 町政聴要第 186 号の 6 の回答文案
 - ・②-15 2015年8月21日受付 15 町政聴要第 186-5
 - ・②-16 15 町政聴要第 186 号の 9 の起案書鑑
 - ・②-17 2016年2月23日付け 15 町政聴要第 186 号の 9
 - ・②-18 2016年2月8日付け 15 町政聴要第 186-7 号 市政要望への対応について(報告)
 - ・②-19 2016年2月23日付け 15 町政聴要第 186 号の 9 の回答文案
 - ・②-20 2015年9月30日付け 15 町政聴要第 186-7 号 市政要望への対応について(報告)
- 中間報告
- ・②-21 2015年9月14日受付 15 町政聴要第 186-7 号
 - ・②-22 15 町政聴要第 186 号の 11 の起案書鑑
 - ・②-23 2016年7月6日付け 15 町政聴要第 186 号の 11
 - ・②-24 2016年6月22日付け 15 町政聴要第 186-10 号 市政要望への対応について(報告)
 - ・②-25 2016年7月6日付け 15 町政聴要第 186 号の 11 の回答文案
 - ・②-26 2016年3月10日付け 15 町政聴要第 186-10 号 市政要望への対応について(報告)
- 中間報告
- ・②-27 2016年2月26日受付 15 町政聴要第 186-10 号
 - ・②-28 2016年2月22日付け 15 町政聴要第 186-8 号 市政要望への対応について(報告)
- 中間報告
- ・②-29 2016年2月8日受付 15 町政聴要第 186-8 号
 - ・②-30 2016年6月10日受付 16 町政聴要第 161 号
 - ・③-1 2018年3月28日付け 17 町政聴要第 541 号 市政要望への対応について(報告)

- ・③-2 2018年3月23日付け 17 環推第 709 号
- ・③-3 2018年3月19日受付 17 町政聴要第 541-4 号
- ・③-4 2018年2月23日付け 17 町政聴要第 541 号 市政要望への対応について(報告)
- ・③-5 市政要望への対応について
- ・③-6 2018年2月8日受付 17 町政聴要第 541-3 号
- ・③-7 2017年12月14日付け 17 町政聴要第 541 号 市政要望への対応について (報告)

中間報告

- ・③-8 2017年12月4日受付 17 町政聴要第 541-2 号
- ・③-9 2017年11月30日受付 17 町政聴要第 541 号
- ・④-1 17 町政聴要第 740 号の 2 の起案書鑑
- ・④-2 2018年4月9日付け 17 町政聴要第 740 号の 2
- ・④-3 2018年4月2日付け 17 町政聴要第 740 号 市政要望への対応について (報告)
- ・④-4 2018年4月9日付け 17 町政聴要第 740 号の 2 の回答文案
- ・④-5 2018年3月26日受付 17 町政聴要第 740 号
- ・⑤-1 2018年4月9日受付 18 町政聴要第 20 号
- ・⑤-2 2018年4月27日受付 18 町政聴要第 20-2 号
- ・⑤-3 2018年4月27日受付 メール
- ・⑤-4 2018年5月1日受付 18 町政聴要第 20-3 号
- ・⑤-5 2018年5月2日受付 18 町政聴要第 20-4 号
- ・⑥-1 市政要望No.1331 及びNo.11 の報告についての起案書鑑
- ・⑥-2 2022年4月20日付け 22 町政聴要第 11 号の 2
- ・⑥-3 2022年4月18日付け 22 町政聴要第 11 号 市政要望への対応について (報告)
- ・⑥-4 2022年4月20日付け 22 町政聴要第 11 号の 2 の回答文案
- ・⑥-5 2022年3月16日受付 21 町政聴要第 1331 号
- ・⑥-6 2022年4月4日受付 22 町政聴要第 11 号

理由：町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当

○個人に関する情報であり、特定の個人が識別されるため。

	非公開とした部分
①-1	氏名、住所、電話番号、その他欄
①-2	本文、住所、氏名、電話
①-3	あて先
①-4	氏名、8行目以降
①-5	氏名、住所、電話番号、文書回答理由欄
①-6	氏名、8行目以降
①-7	本文、住所、氏名、電話
①-8	あて先
①-9	氏名、8行目以降
①-10	氏名、住所、電話番号、メールアドレス
①-11	氏名、8行目以降
①-12	氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、年齢、ご意見の内容
②-1	あて先
②-2	氏名、8行目以降
②-3	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他欄
②-4	氏名、6行目以降
②-5	氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、年齢、ご意見の内容
②-6	あて先
②-7	氏名、8行目以降
②-8	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他欄
②-9	氏名、4行目以降

②-10	氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、年齢、ご意見の内容
②-11	あて先
②-12	氏名、8行目以降
②-13	氏名、住所、電話番号、メールアドレス
②-14	氏名、6行目以降
②-15	氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、年齢、ご意見の内容
②-16	あて先
②-17	氏名、8行目以降
②-18	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他欄
②-19	氏名、7行目以降
②-20	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他欄の2行目以降
②-21	氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、年齢、ご意見の内容
②-22	あて先
②-23	氏名、9行目以降
②-24	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、文書回答理由欄、その他欄
②-25	氏名、7行目以降
②-26	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他欄
②-27	氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、年齢、ご意見の内容
②-28	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他欄
②-29	氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、年齢、ご意見の内容
②-30	氏名、住所、電話、内容以降
③-1	氏名、住所、電話番号、文書回答理由欄
③-2	氏名、8行目の後半以降
③-3	氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、年齢、ご意見の内容
③-4	氏名、住所、電話番号
③-5	氏名、4行目以降
③-6	氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、年齢、職業、ご意見の内容
③-7	氏名、住所、電話番号、その他欄
③-8	氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、年齢、職業、ご意見の内容
③-9	氏名、住所、電話、6行目以降
④-1	あて先
④-2	氏名、8行目以降
④-3	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、文書回答理由欄
④-4	氏名、7行目以降
④-5	氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、年齢、職業、ご意見の内容
⑤-1	氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、年齢、職業、ご意見の内容
⑤-2	氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、年齢、職業、ご意見の内容
⑤-3	2行目～5行目、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、年齢、職業、ご意見の内容
⑤-4	氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、年齢、職業、ご意見の内容
⑤-5	氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、年齢、職業、ご意見の内容

⑥-1	あて先
⑥-2	氏名、9行目以降
⑥-3	氏名、住所
⑥-4	氏名、9行目以降
⑥-5	1ページ目の受付印以外、2ページ目から3ページ目、4ページ目の1行目から17行目、5ページ目の配達証明の番号、6ページ目の差出人住所・氏名
⑥-6	1ページ目の受付印以外、2ページ目の1行目から21行目、3ページ目の配達証明の番号、4ページ目の差出人住所・氏名

2023-186 2023年12月1日 …………… (総務部総務課)

■〇〇〇〇自治会が含まれる文書すべて(総務課)

2023年12月7日 一部公開決定

・公文書公開請求に対する開示決定について(2023年11月9日付公文書公開請求)

理由: 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるため。

・請求者の氏名

2023-187 2023年12月1日 …………… (総務部法制課)

■〇〇〇〇自治会が含まれる文書すべて(法制課)

2023年12月14日 公開決定

・2018年6月15日付け町田市告示第106号の告示文及び告示番号簿

・2019年5月24日付け町田市告示第93号の告示文及び告示番号簿

・2020年4月17日付け町田市告示第53号の告示文及び告示番号簿

・2021年4月20日付け町田市告示第45号の告示文及び告示番号簿

・2022年4月22日付け町田市告示第68号の告示文及び告示番号簿

・2023年7月31日付け町田市告示第138号の告示文及び告示番号簿

2023年12月14日 一部公開決定

・行政法律相談記録(2022年度)(〇〇〇〇自治会が含まれる記録)

理由: 町田市情報公開条例第5条第4項に該当

○非公開とした部分は、個別具体的な事案に係る、相談者からの相談内容及びそれに対する法制課の法的助言が記載されており、これらを公開すると、行政法律相談において相談者と法制課の間で率直かつ十分な情報共有がなされなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

・行政法律相談記録(2022年度)(〇〇〇〇自治会が含まれる記録)

連番	非公開とした部分	
1	2022/4/7の行	相談内容欄の1行目から6行目後半まで
2	2022/5/24の行	相談内容欄の1行目から4行目前半まで
3	2022/6/29の行	相談内容欄の1行目から6行目前半まで
4	2022/8/3の行	相談内容欄の1行目から5行目後半まで
5	2022/8/5の行	相談内容欄の1行目から5行目後半まで
6	2022/8/9の行	相談内容欄の1行目から3行目前半まで 回答内容欄の1行目途中から8行目
7	2022/9/2の行	相談内容欄の1行目から5行目後半まで
8	2022/10/21の行	相談内容欄の1行目から7行目途中まで 回答内容欄の1行目途中から途中から2行目後半まで及び4行目前半から6行目前半まで
9	2023/3/10の行	相談内容欄及び回答内容欄の全て

2023-188 2023年12月1日 …………… (道路部道路政策課)

■〇〇〇〇自治会が含まれる文書すべて(道路政策課)

2023年12月15日 一部公開決定

- ・(1) 2016年10月5日付けの件名『「市長と語る会」で寄せられた地域からの要望(依頼)』の起案一式
- ・(2) 市長と語る会要望一覧

理由: 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるものであるため。

- ・(1) ②「〇〇〇〇地区連合町内会(〇〇地区)」、「〇〇〇〇町内会」の会長名及び、すべての町内会等の会長の連絡先

: 町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○「市長と語る会」の事業に関する情報であって、公にすることにより、事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

- ・(1) ①起案書伺い文中の課名
- ・(1) ③表頭、No.欄及び番号以外
- ・(2) ④表頭、日付及び町内会・自治会名以外

2023-189 2023年12月1日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■〇〇〇〇自治会が含まれる文書すべて(都市政策課)

2023年12月14日 不存在決定

- ・11町都第125号 〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶

理由: 当該文書は2011年度に収受したもので、町田市文書管理規程第33条により1年保存となっており、保存年限が終了しています。そのため、同規程39条に基づき廃棄しており、存在いたしません。

2023-190 2023年12月1日 …………… (都市づくり部公園緑地課)

■〇〇〇〇自治会が含まれる文書すべて(公園緑地課)

2023年12月15日 公開決定

- ・〇〇〇〇〇〇の寄付申出について(回答)

2023年12月15日 一部公開決定

- ・【1】町内会・自治会等からの要望書の対応について(依頼)〈要第20号 〇〇町内会〉【都市づくり部】【文化スポーツ振興部】【防災安全部】
- ・【2】町内会・自治会等からの要望書の対応について(回答)〈要第20号 〇〇町内会〉【都市づくり部】【文化スポーツ振興部】【防災安全部】
- ・【3】〇〇〇〇における公園整備に関する地元町内会との協議(第1回)議事要旨(報告及び地元町内会への共有)
- ・【4】〇〇〇〇における公園整備に関する地元町内会との協議(第2回)議事要旨(報告及び地元町内会への共有)
- ・【5】〇〇〇〇における公園整備に関する地元町内会との協議(第3回)議事要旨(報告)
- ・【6】〇〇〇〇における公園整備基本計画説明会の開催について(お知らせ)※2022年12月16、17日実施分
- ・【7】〇〇〇〇における公園整備基本計画説明会の開催について(お知らせ)※2023年3月17日実施分
- ・【8】〇〇〇〇における公園整備基本計画説明会の開催について(お知らせ)※2023年12月15日実施分

理由: 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別され、または識別されうるものであるため。

公文書の件名	公開しない部分
【1】	・〇〇〇〇町内会会長・〇〇スポーツ広場管理運営委員会委員長・町田市〇

	○互助会会長の氏名
【2】	・報告書に記載された要望者氏名
【3】	・起案書に記載された○○○○町内会会長の氏名 ・議事要旨に記載された町内会出席者の氏名
【4】	・起案書に記載された○○○○町内会会長の氏名 ・議事要旨（第2回）に記載された町内会出席者の氏名 ・議事要旨（第1回修正）に記載された町内会出席者の氏名
【5】	・起案書に記載された○○○○町内会会長の氏名 ・議事要旨に記載された町内会出席者の氏名
【6】	・依頼書に記載された氏名 ・配布リストに記載された郵便番号及び住所 ・配布先リストに記載された○○○○地区連合会・○○○○町内会・○○○ ○互助会・○○○○町内会の会長氏名
【7】	・依頼書に記載された氏名 ・配布リストに記載された郵便番号及び住所 ・配布先リストに記載された○○○○地区連合会・○○○○町内会・○○○ ○互助会・○○○○町内会の会長氏名
【8】	・依頼書に記載された氏名 ・配布リストに記載された郵便番号及び住所 ・配布先リストに記載された○○○○地区連合会・○○○○町内会・○○○ ○互助会・○○○○町内会の会長氏名

2023-191 2023年12月1日 ……………（監査委員会事務局）

■○○○○自治会が含まれる文書すべて（監査事務局）

2023年12月8日 **不存在決定**

理由：請求内容に合致する公文書の作成または取得のいずれも行っていないため。

2023-192 2023年12月4日 ……………（財務部市有財産活用課）

■（1）公用車250号車の使用者並びに管理者ないし管理責任者または安全運転管理者（2）250号車を対象とする車両管理規定とその車両管理規定の定める書類（安全運転指導記録・運転者台帳・車両管理台帳などの類）のすべて

2023年12月13日 **公開決定**

- ・（2）250号車を対象とする車両管理規定とその車両管理規定の定める書類のすべて
 - ・車両管理規定
 - ・保健所職員に対する出張安全運転実技講習の開催について
 - ・保健所保健予防課安全運転実技講習について

2023年12月13日 **一部公開決定**

- ・（1）公用車250号車の使用者並びに管理者ないし管理責任者または安全運転管理者のすべて
 - ・安全運転管理者に関する届出書（財務部長分）
- ・（2）250号車を対象とする車両管理規定とその車両管理規定の定める書類のすべて
 - ・車歴台帳

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であり、個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため。

- ・（1）安全運転管理者の生年月日及び年齢、安全運転管理者の免許の種別、免許年月日、免許番号、免許の交付年月日、免許の交付を受けた交付公安委員会、運転記録証明書の写し（表題以外）、免許証の写し、住民票の写し（表題以外）

：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○鍵番号で鍵を作製することができるため。

- ・（2）車歴台帳の鍵番号

2023年12月13日 **不存在決定**

- ・(2) 250号車を対象とする車両管理規定とその車両管理規定の定める書類のすべて
- ・運転者台帳

理由：作成していないため

2023-193 2023年12月4日 …………… (保健所生活衛生課)

■(2) 250号車を対象とする車両管理規定とその車両管理規定の定める書類(仕業点検表、運行前点検表、1ヵ月点検表、運転日誌、法定点検記録などの類)のすべて

2023年12月18日 **公開決定**

- ・(2) 250号車を対象とする車両管理規定の定める書類(仕業点検表、運行前点検表、1ヵ月点検表、運転日誌、法定点検記録などの類)のすべて
- ・仕業点検表(2022年4月～2023年12月)
- ・車体点検表(2022年4月～2023年12月)
- ・1ヵ月点検表(2022年4月～2022年12月)
- ・運転日誌(2022年4月6日～2023年12月13日)
- ・運転日誌・アルコール検査記録簿(保1:クリッパー 4302)(2023年1月～2023年12月分)

2023年12月18日 **一部公開決定**

- ・(2) 250号車を対象とする車両管理規定の定める書類(仕業点検表、運行前点検表、1ヵ月点検表、運転日誌、法定点検記録などの類)のすべて
- ・メンテナンスノート

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

- ・点検者、整備主任者、自動車検査員、及び作業者の氏名

2023年12月18日 **不存在決定**

- ・(2) 250号車を対象とする車両管理規定

理由：市有財産活用課が各課共通の規定として「車両管理規程」を作成しており、当課で作成していないため。

2023-194 2023年12月4日 …………… (学校教育部教育センター)

■学校別不登校者人数の分かる書類(市内小中学校 私立国立含む)

2023年12月18日 **非公開決定**

- ・不登校児童・生徒及び新型コロナウイルスの不安による出席停止児童・生徒の状況調査

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述により、特定の個人を識別することができるため。また、不登校の情報は当該児童・生徒にとって人に知られたくない機微な情報であるため。

：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○学校別に不登校者等の人数が公開されるとなると、各学校が予期せぬ比較にさらされ、学校運営や通学している児童・生徒に影響が生じる可能性が危惧されること。また本調査の正常な実施が困難となり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

2023年12月18日 **不存在決定**

- ・学校別不登校者人数の分かる書類(私立・国立)

理由：請求内容に該当する書類を保有していないため

2023-195 2023年12月5日 …………… (学校教育部新たな学校づくり推進課)

■審議会の構成。審議会が18～24学級を適正とした議論の経過と、その根拠がわかるもの。

- ・市民アンケートで2学級17%、4学級13%だったが、多数だった2学級希望が採用されなかった理由がわかるもの。
- ・高台にある南成瀬小が残らず、廃校と決まった理由がわかるもの。

2023年12月19日 **公開決定**

- ・町田市立学校適正規模・適正配置等審議会 議事録
「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について（答申）」
「町田市新たな学校づくり推進計画」の策定について（答申）

2023-196 2023年12月7日 ……………（都市づくり部都市政策課）

■2011年度都市政策課の文書 11町都第125号のすべて

2023年12月14日 **不存在決定**

- ・11町都第125号 ○○○○自治会・会長交代のご挨拶
- 理由：当該文書は2011年度に収受したもので、町田市文書管理規程第33条により1年保存となっており、保存年限が終了しています。そのため、同規程39条に基づき廃棄しており、存在いたしません。

2023-197 2023年12月7日 ……………（防災安全部防災課）

■2011年2月9日付防災安全課○○○○が収受した「○○○○自治会、○○○○自治会合同のミニ懇談会の要望」のすべてとそれに係わる文書すべて

2023年12月19日 **不存在決定**

理由：文書保存年限を経過し、現存していないため。

2023-198 2023年12月7日 ……………（道路部道路政策課）

■2016年10月5日付道路政策課○○○○の起案書「市長と語る会」で寄せられた地域からの要望（依頼）のすべてとそれに係わる文書すべて

2023年12月18日 **一部公開決定**

- ・（1）2016年10月5日付けの件名『「市長と語る会」で寄せられた地域からの要望（依頼）』の起案一式
 - （2）市長と語る会要望一覧
- 理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
- 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるものであるため。
 - ・（1）②「○○○○地区連合町内会（○○地区）」、「○○○○町内会」の会長名及び、すべての町内会等の会長の連絡先
 - ：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
 - 「市長と語る会」の事業に関する情報であって、公にすることにより、事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
 - ・（1）①起案書伺い文中の課名
 - ・（1）③表頭、No.欄及び番号以外
 - ・（2）④表頭、日付及び町内会・自治会名以外

2023-199 2023年12月8日 ……………（財務部市有財産活用課）

■（1）250号車の車両管理規程第3条の車両の区分（2）車両250号車の管理者（3）250号車の車歴台帳（4）車両管理規定第15条の定める書類すべて（5）250号車の車両管理規定第16条の車両の管理に関し必要な事項（6）250号車の整備管理者（7）250号車の運転者台帳すべてないし共用車両かどうかわかるもの（8）車両台帳すべてないし250号車が特定車両かどうかわかる台帳（9）特定車両すべてないし250号車が特定車両かどうかわかるもの

2023年12月22日 **公開決定**

- ・（8）車両台帳すべてないし250号車が特定車両かどうかわかる台帳
 - ・2023年度庁用自動車一覧表（財務部所管）
- ・（9）特定車両すべてないし250号車が特定車両かどうかわかるもの
 - ・2023年度庁用自動車一覧表（財務部所管）

2023年12月22日 **一部公開決定**

- ・（3）250号車の車歴台帳

- ・車歴台帳

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○鍵番号で鍵を作製することができるため

- ・車歴台帳の鍵番号

2023年12月22日 **不存在決定**

- ・(1) 250号車の車両管理規定第3条の車両の区分

理由：区分の書類はないため

- ・(2) 車両250号車の管理者

理由：車両管理規程に定められているため文書としてはないため

- ・(4) 車両管理規程第15条の定める書類すべて

理由：定めていないため

- ・(5) 250号車の車両管理規程第16条の車両の管理に関し必要な事項

理由：定めていないため

- ・(6) 250号車の整備管理者

理由：250号車は、整備管理者の整備を要しない車両であるため

- ・(7) 250号車の運転者台帳すべてないし共用車両かどうかわかるもの

理由：運転台帳は作成していないため

：共用車両一覧は、作成していないため

2023-200 欠番

2023-201 2023年12月8日 …………… (総務部総務課)

■これまでのすべての市民協働推進課の課長が署名または発信した総合文書管理システムの文書のうち、下記の課ないし室から收受または同課ないし室に発信した文書のリストすべて。担当は総務課としてください。(企画政策課、経営改革室、秘書課、広聴課、総務課、法制課、市政情報課、道路政策課、都市政策課、公園緑地課)

2023年12月22日 **決定延期**

理由：請求が一度に重なり、対応に時間を要するため。

2024年1月22日 **公開決定**

- ・総合文書管理システムにより市民協働推進課が発送し総務課が收受した文書リスト

2024年1月22日 **非公開決定**

- ・これまでのすべての市民協働推進課の課長が署名または発信した総合文書管理システムの文書のうち、下記の課ないし室から收受または同課ないし室に発信した文書のリストすべて。担当は総務課としてください。(企画政策課、経営改革室、秘書課、広聴課、総務課、法制課、市政情報課、道路政策課、都市政策課、公園緑地課)

理由：請求者様は、これまでのすべての市民協働推進課の課長が署名または発信した文書のうち企画政策課外9課から收受した文書または企画政策課外9課に発信した文書のリストの公開を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取扱いについての決定を行うものです。そのため、企画政策課外9課が発送した文書のうち、市民協働推進課が收受した文書は保有しておりません。市民協働推進課が発送した文書のうち、総務課以外の課が收受した文書についても、保有しておりません。

2023-202 2023年12月11日 …………… (政策経営部秘書課)

■2022年3月の町田市長本人限定受取郵便(特例型)到着のお知らせ郵便に対して、秘書課が作成した文書すべて(本人限定受取郵便(特例型)到着のお知らせの郵便物のことではない。)(担当課は秘書課)

2023年12月25日 **不存在決定**

理由：請求対象文書について、作成・取得のいずれも行っていないため。

2023-203 2023年12月11日 …………… (政策経営部秘書課)

■2022年3月の町田市長本人限定受取郵便(特例型)到着のお知らせ郵便に対して、市長の意思を確認したことを示す適法な文書(担当課は秘書課)

2023年12月25日 不存在決定

理由: 請求対象文書について、作成・取得のいずれも行っていないため。

2023-204 2023年12月11日 …………… (総務部総務課)

■2022年3月の町田市長本人限定受取郵便(特例型)到着のお知らせ郵便に対して、総務課が作成した文書すべて(本人限定受取郵便(特例型)到着のお知らせの郵便物のことではない。)(担当課は総務課)

2023年12月22日 決定延期

理由: 請求が一度に重なり、対応に時間を要するため。

2024年1月22日 一部公開決定

・「本人限定受取郵便(特例型)到着のお知らせ」の保管について

理由: 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○特定の個人が識別され、または識別されうる情報であるため。

・整理番号、お名前、お問い合わせ番号、起案書の伺い文」及び付箋に記載された郵便局員の名前

2023-205 2023年12月11日 …………… (総務部総務課)

■総務課郵便物担当職員が署名した総合文書管理システムの2022年3月分の文書リストすべて(担当課は総務課)

2023年12月22日 決定延期

理由: 請求が一度に重なり、対応に時間を要するため。

2024年1月22日 公開決定

・総務課郵送担当職員が起案した総合文書管理システムの2022年3月分の文書リスト

2023-206 2023年12月11日 …………… (総務部総務課)

■総務課郵便物担当職員が起案した総合文書管理システムの2022年3月分の鑑文書すべて(担当課は総務課)

2023年12月22日 決定延期

理由: 請求が一度に重なり、対応に時間を要するため。

2024年1月22日 一部公開決定

・総務課郵便物担当職員が起案した総合文書管理システムの2022年3月分の鑑文書

理由: 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○特定の個人が識別され、または識別されうる情報であるため。

・起案日2022年3月1日 件名「市政要望への対応について(依頼)No.1274-2」の伺い文3行目後段から4行目

・起案日2022年3月7日 件名「2022年度会計年度任用職員【産休代替】への採用内定者(採用選考合格者)の決定について」の採用内定者の名前

・起案日2022年3月8日 件名「会計年度任用職員採用予定者報告書の提出について」の採用内定者の名前

・起案日2022年3月9日 件名「会計年度任用職員(職員課予算)の社会保険・雇用保険加入状況調査について【収受・回答】」の退職予定者の名前

・日2022年3月9日 件名「2022年度会計年度任用職員採用内定説明会への出席について【産休代替】」の採用内定者の名前

・起案日2022年3月14日 件名「2022年度臨時的任用職員等のコンピュータ利用申請について(依頼)[収受・回答]」の採用内定者の名前

・起案日2022年3月23日 件名「代表電話から取次ぐ際の内線・外線番号の調査について(依頼)」の休職者の名前

- ・起案日 2022 年 3 月 29 日 件名「職員認証基盤 ID 発行通知書について」の採用予定者の名前
- ：町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 4 号に該当
- 公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
- ・起案日 2022 年 3 月 7 日 件名「2021 年度第 6 回まちづくり調整協議会（リモート回議）の開催について（通知）」の課のメールアドレス
- ・起案日 2022 年 3 月 11 日 件名「2021 年度第 3 回町田市省エネルギー等対策会議の書面開催について（通知）」の課のメールアドレス
- ・起案日 2022 年 3 月 28 日 件名「令和 4 年度私立学校等主管部署及び担当者名簿の更新について（収受・回答）」のパスワード

2023-207 2023 年 12 月 11 日 ……………（総務部総務課）

■秘書課職員〇〇〇〇が署名した総合文書管理システムの 2022 年 3 月分の文書すべて（担当は総務課）

2023 年 12 月 25 日 **不存在決定**

理由：請求者様は、秘書課職員〇〇〇〇が署名した総合文書管理システムの 2022 年 3 月分の文書のうち、総務課が保有している文書のリストの公開を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、秘書課職員が署名した文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-208 2023 年 12 月 11 日 ……………（総務部総務課）

■秘書課職員〇〇〇〇が起案した総合文書管理システムの 2022 年 3 月分の鑑文書すべて（担当は総務課）

2023 年 12 月 25 日 **不存在決定**

理由：請求者様は、秘書課職員〇〇〇〇が起案した総合文書管理システムの 2022 年 3 月分の文書のうち、総務課が保有している鑑文書の公開を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、秘書課職員が起案した文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-209 2023 年 12 月 8 日 ……………（市民部市民協働推進課）

■これまでのすべての市民協働推進課の課長が署名または発信した文書管理システムの文書のうち、企画政策課から収受または企画政策課に発信した文書すべて

2024 年 3 月 18 日 **公開決定**

- ・これまで市民協働推進課で収受した企画政策課からの文書リスト

2023-210 **欠番**

2023-211 2023 年 12 月 12 日 ……………（政策経営部秘書課）

■2023 年 12 月 6 日付け 23 町政秘第 609 号の 2 の非公開の理由欄記載の「2022 年 3 月に総務課は、町田市長宛の本人限定受取郵便の到着通知書が届いた旨の照会を秘書課にしました。秘書課は、市長自らが受け取ることが事務処理上困難であることを総務課へ口頭にて回答しました。よって秘書課に起案書はありません。」において、本人限定受取郵便の到着通知書が届いた旨の照会を受けた秘書課職員の 2022 年 3 月の起案書の鑑文書すべて（担当は秘書課）

2023 年 12 月 25 日 **決定延期**

理由：確認に時間を要するため。

2024 年 1 月 25 日 **一部公開決定**

・秘書課職員が2022年3月に起案した鑑文書すべて

理由：町田市町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって特定の個人を識別できるため。

- ・2022年3月15日起案「死亡叙勲、死亡叙位概要連絡表の送付について（收受）兼（提出）」のうち、伺い文中の亡くなった日及び氏名
- ・2022年3月15日起案「証明書類の交付について（依頼）」のうち、伺い文中の氏名
- ・2022年3月17日起案「死亡叙位、叙勲の辞退について（報告）」のうち、伺い文中の氏名

2023-212 2023年12月12日 ……………（政策経営部秘書課）

■2023年12月6日付け23町政秘第609号の2の非公開の理由欄記載の「2022年3月に総務課は、町田市長宛の本人限定受取郵便の到着通知書が届いた旨の照会を秘書課にしました。秘書課は、市長自らが受け取ることが事務処理上困難であることを総務課へ口頭にて回答しました。よって秘書課に起案書はありません。」において、口頭にて回答した秘書課職員の2022年3月の起案書の鑑文書すべて（担当は秘書課）

2023年12月25日 決定延期

理由：確認に時間を要するため。

2024年1月25日 一部公開決定

・秘書課職員が2022年3月に起案した鑑文書すべて

理由：町田市町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって特定の個人を識別できるため。

- ・2022年3月15日起案「死亡叙勲、死亡叙位概要連絡表の送付について（收受）兼（提出）」のうち、伺い文中の亡くなった日及び氏名
- ・2022年3月15日起案「証明書類の交付について（依頼）」のうち、伺い文中の氏名
- ・2022年3月17日起案「死亡叙位、叙勲の辞退について（報告）」のうち、伺い文中の氏名

2023-213 2023年12月12日 ……………（総務部総務課）

■2023年12月6日付け23町政秘第609号の2の非公開の理由欄記載の「2022年3月に総務課は、町田市長宛の本人限定受取郵便の到着通知書が届いた旨の照会を秘書課にしました。秘書課は、市長自らが受け取ることが事務処理上困難であることを総務課へ口頭にて回答しました。よって秘書課に起案書はありません。」において、本人限定受取郵便の到着通知書が届いた旨の照会を秘書課にした総務課職員の2022年3月の起案書の鑑文書すべて（担当は総務課）

2023年12月22日 決定延期

理由：請求が一度に重なり、対応に時間を要するため。

2024年1月22日 一部公開決定

・総務課郵送担当職員が起案した総合文書管理システムの2022年3月分の鑑文書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○特定の個人が識別され、または識別されうる情報であるため。

- ・起案日2022年3月1日 件名「市政要望への対応について（依頼）No.1274-2」の伺い文3行目後段から4行目
- ・起案日2022年3月7日 件名「2022年度会計年度任用職員【産休代替】への採用内定者（採用選考合格者）の決定について」の採用内定者の名前
- ・起案日2022年3月8日 件名「会計年度任用職員採用予定者報告書の提出について」の採用内定者の名前
- ・起案日2022年3月9日 件名「会計年度任用職員（職員課予算）の社会保険・雇用保険加入状況調査について【收受・回答】」の退職予定者の名前
- ・起案日2022年3月9日 件名「2022年度会計年度任用職員採用内定説明会への出席について【産休代替】」の採用内定者の名前
- ・起案日2022年3月14日 件名「2022年度臨時的任用職員等のコンピュータ利用申請について（依頼）[收受・回答]」の採用内定者の名前

- ・起案日 2022 年 3 月 23 日 件名「代表電話から取次ぐ際の内線・外線番号の調査について（依頼）」の休職者の名前
- ・起案日 2022 年 3 月 29 日 件名「職員認証基盤 ID 発行通知書について」の採用予定者の名前
- ：町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 4 号に該当
- 公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
- ・起案日 2022 年 3 月 7 日 件名「2021 年度第 6 回まちづくり調整協議会（リモート会議）の開催について（通知）」の課のメールアドレス
- ・起案日 2022 年 3 月 11 日 件名「2021 年度第 3 回町田市省エネルギー等対策会議の書面開催について（通知）」の課のメールアドレス
- ・起案日 2022 年 3 月 28 日 件名「令和 4 年度私立学校等主管部署及び担当者名簿の更新について（収受・回答）」のパスワード

2023-214 2023 年 12 月 12 日（総務部総務課）

■2023 年 12 月 6 日付け 23 町政秘第 609 号の 2 の非公開の理由欄記載の「2022 年 3 月に総務課は、町田市長宛の本人限定受取郵便の到着通知書が届いた旨の照会を秘書課にしました。秘書課は、市長自らが受け取ることが事務処理上困難であることを総務課へ口頭にて回答しました。よって秘書課に起案書はありません。」において、秘書課の回答を受けた総務課職員の 2022 年 3 月の起案書の鑑文書すべて（担当は総務課）

2023 年 12 月 22 日 決定延期

理由：請求が一度に重なり、対応に時間を要するため。

2024 年 1 月 22 日 一部公開決定

・総務課郵送担当職員が起案した総合文書管理システムの 2022 年 3 月分の鑑文書

理由：町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当

○特定の個人が識別され、または識別されうる情報であるため。

- ・起案日 2022 年 3 月 1 日 件名「市政要望への対応について（依頼）No. 1274-2」の伺い文 3 行目後段から 4 行目
- ・起案日 2022 年 3 月 7 日 件名「2022 年度会計年度任用職員【産休代替】への採用内定者（採用選考合格者）の決定について」の採用内定者の名前
- ・起案日 2022 年 3 月 8 日 件名「会計年度任用職員採用予定者報告書の提出について」の採用内定者の名前
- ・起案日 2022 年 3 月 9 日 件名「会計年度任用職員（職員課予算）の社会保険・雇用保険加入状況調査について【収受・回答】」の退職予定者の名前
- ・起案日 2022 年 3 月 9 日 件名「2022 年度会計年度任用職員採用内定説明会への出席について【産休代替】」の採用内定者の名前
- ・起案日 2022 年 3 月 14 日 件名「2022 年度臨時的任用職員等のコンピュータ利用申請について（依頼）[収受・回答]」の採用内定者の名前
- ・起案日 2022 年 3 月 23 日 件名「代表電話から取次ぐ際の内線・外線番号の調査について（依頼）」の休職者の名前
- ・起案日 2022 年 3 月 29 日 件名「職員認証基盤 ID 発行通知書について」の採用予定者の名前

：町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 4 号に該当

○公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

- ・起案日 2022 年 3 月 7 日 件名「2021 年度第 6 回まちづくり調整協議会（リモート会議）の開催について（通知）」の課のメールアドレス
- ・起案日 2022 年 3 月 11 日 件名「2021 年度第 3 回町田市省エネルギー等対策会議の書面開催について（通知）」の課のメールアドレス
- ・起案日 2022 年 3 月 28 日 件名「令和 4 年度私立学校等主管部署及び担当者名簿の更新について（収受・回答）」のパスワード

2023-215 2023年12月12日 …………… (総務部総務課)

■2023年12月6日付け23町政秘第609号の2の非公開の理由欄記載の「2022年3月に総務課は、町田市長宛の本人限定受取郵便の到着通知書が届いた旨の照会を秘書課にしました。秘書課は、市長自らが受け取ることが事務処理上困難であることを総務課へ口頭にて回答しました。よって秘書課に起案書はありません。」において、口頭にて回答した秘書課職員の2022年3月の起案書の総合文書管理システムの鑑文書すべて (担当は総務課)

2023年12月25日 不存在決定

理由：請求者様は、総務課へ口頭にて回答した秘書課職員の2022年3月の文書のうち、総務課が保有している鑑文書の公開を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、秘書課職員が起案した文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-216 2023年12月12日 …………… (都市づくり部建築開発審査課)

■宅地造成規制法台帳 昭和47年～の成瀬西土地区画整理組合が82/8/21付申請記載欄

2023年12月15日 公開決定

・宅地造成等規制法台帳の写し (昭和47年度以降に成瀬西土地区画整理組合が1982年8月21日付で申請した許可)

2023-217 2023年12月12日 …………… (政策経営部秘書課)

■2023年12月6日付け23町政秘第609号の2の非公開の理由欄記載の「2022年3月に総務課は、町田市長宛の本人限定受取郵便の到着通知書が届いた旨の照会を秘書課にしました。秘書課は、市長自らが受け取ることが事務処理上困難であることを総務課へ口頭にて回答しました。よって秘書課に起案書はありません。」において、市長自らが受け取ることが事務処理上困難であることを示す適法な根拠情報すべて (担当は秘書課)

2023年12月25日 不存在決定

理由：請求対象文書について、作成・取得のいずれも行っていないため。

2023-218 2023年12月13日 …………… (総務部総務課)

■企画政策課から市民協働推進課に配信された文書のうち、市民協働推進課のこれまでのすべての課長が署名した文書の総合文書管理システムの文書リストすべて (担当は総務課)

2023年12月25日 不存在決定

理由：請求者様は、企画政策課から市民協働推進課に配信された文書で、市民協働推進課のこれまでのすべての課長が署名した文書のうち、総務課が保有している文書のリストの公開を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、市民協働推進課のこれまでのすべての課長が署名した文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-219 2023年12月13日 …………… (総務部総務課)

■市民協働推進課のこれまでのすべての課長が企画政策課に発信した文書の総合文書管理システムの文書リストすべて (担当は総務課)

2023年12月25日 不存在決定

理由：請求者様は、市民協働推進課のこれまでのすべての課長が企画政策課に発信した文書のうち、総務課が保有している文書のリストの公開を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、市民協働推進課のこれまでのすべての課長が企画政策課に発信した文書を保有して

おりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-220 2023年12月13日 (総務部総務課)

■都市政策課から市民協働推進課に配信された文書のうち、市民協働推進課のこれまでのすべての課長が署名した文書の総合文書管理システムの文書リストすべて (担当は総務課)

2023年12月25日 **不存在決定**

理由：請求者様は、都市政策課から市民協働推進課に配信された文書で、市民協働推進課のこれまでのすべての課長が署名した文書のうち、総務課が保有している文書のリストの公開を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、市民協働推進課のこれまでのすべての課長が署名した文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-221 2023年12月13日 (総務部総務課)

■市民協働推進課のこれまでのすべての課長が都市政策課に発信した文書の総合文書管理システムの文書リストすべて (担当は総務課)

2023年12月25日 **不存在決定**

理由：請求者様は、市民協働推進課のこれまでのすべての課長が都市政策課に発信した文書のうち、総務課が保有している文書のリストの公開を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、市民協働推進課のこれまでのすべての課長が都市政策課に発信した文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-222 2023年12月13日 (総務部総務課)

■道路政策課から市民協働推進課に配信された文書のうち、市民協働推進課のこれまでのすべての課長が署名した文書の総合文書管理システムの文書リストすべて (担当は総務課)

2023年12月25日 **不存在決定**

理由：請求者様は、道路政策課から市民協働推進課に配信された文書で、市民協働推進課のこれまでのすべての課長が署名した文書のうち、総務課が保有している文書のリストの公開を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、市民協働推進課のこれまでのすべての課長が署名した文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-223 2023年12月13日 (総務部総務課)

■市民協働推進課のこれまでのすべての課長が道路政策課に発信した文書の総合文書管理システムの文書リストすべて (担当は総務課)

2023年12月25日 **不存在決定**

理由：請求者様は、市民協働推進課のこれまでのすべての課長が道路政策課に発信した文書のうち、総務課が保有している文書のリストの公開を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、市民協働推進課のこれまでのすべての課長が道路政策課に発信した文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-224 2023年12月14日 …………… (市民部市民協働推進課)

■これまでのすべての市民協働推進課の課長が署名または発信した文書管理システムの文書のうち、企画政策課から収受した文書リスト

2024年3月18日 **公開決定**

- ・これまで市民協働推進課で収受した企画政策課からの文書リスト

2023-225 2023年12月15日 …………… (学校教育部施設課)

■校舎建て替えに伴う国への国庫補助申請書の説明書(手引き)一式(書類)(最新版)

2024年1月4日 **決定延期**

理由：請求に係る公文書の量が多く、精査に時間を要するため。

2024年1月15日 **一部公開決定**

- ・次年度事業量調べについて(依頼)(建築計画ファイル送付)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○関係者のみが使用するメールアドレス、サイトID、パスワードであり、公開することにより当該事務または事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

- ・東京都業務用メールアドレス
- ・建築計画パスワード
- ・Microsoft Access Runtime 関連 Web サイト ID・パスワード
- ・サポートサイト ID・パスワード

2023-226 2023年12月18日 …………… (総務部総務課)

■2022年3月分の都市づくり部部長が署名した文書の総合文書管理システムの文書リストすべてと鑑分書すべて(担当は総務課)

2024年1月4日 **不存在決定**

理由：請求者様は、2022年3月分の都市づくり部部長が署名した文書のうち、総務課が保有している文書リストと鑑文書の公開を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、都市づくり部部長が署名した文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-227 2023年12月18日 …………… (総務部総務課)

■2022年3月分の政策経営部部長が署名した文書の総合文書管理システムの文書リストすべてと鑑分書すべて(担当は総務課)

2024年1月4日 **不存在決定**

理由：請求者様は、2022年3月分の政策経営部部長が署名した文書のうち、総務課が保有している文書リストと鑑文書の公開を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、政策経営部部長が署名した文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-228 2023年12月18日 …………… (総務部総務課)

■2020年3月分の都市づくり部部長が署名した文書の総合文書管理システムの文書リストすべてと鑑分書すべて(担当は総務課)

2024年1月4日 **不存在決定**

理由：請求者様は、2020年3月分の都市づくり部部長が署名した文書のうち、総務課が保有している文書リストと鑑文書の公開を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取扱

いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、都市づくり部部長が署名した文書を保有しておりません。以上のおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-229 2023年12月18日 …………… (総務部総務課)

■2020年3月分の政策経営部部長が署名した文書の総合文書管理システムの文書リストすべてと鑑文書すべて (担当は総務課)

2024年1月4日 **非公開決定**

理由：請求者様は、2020年3月分の政策経営部部長が署名した文書のうち、総務課が保有している文書リストと鑑文書の公開を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取扱いについての決定を行うものです。そのため、政策経営部部長が署名した文書を保有しておりません。以上のおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-230 2023年12月18日 …………… (総務部総務課)

■2013年5月から6月分の都市づくり部部長が署名した文書の総合文書管理システムの文書リストすべてと鑑文書すべて (担当は総務課)

2024年1月4日 **不存在決定**

理由：請求者様は、2013年5月から6月分の都市づくり部部長が署名した文書のうち、総務課が保有している文書リストと鑑文書の公開を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、都市づくり部部長が署名した文書を保有しておりません。以上のおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-231 2023年12月18日 …………… (総務部総務課)

■2013年5月から6月分の政策経営部部長が署名した文書の総合文書管理システムの文書リストすべてと鑑文書すべて (担当は総務課)

2024年1月4日 **不存在決定**

理由：請求者様は、2013年5月から6月分の政策経営部部長が署名した文書のうち、総務課が保有している文書リストと鑑文書の公開を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取扱いについての決定を行うものです。そのため、政策経営部部長が署名した文書を保有しておりません。以上のおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-232 2023年12月18日 …………… (総務部総務課)

■2011年4月から5月分の都市づくり部部長が署名した文書の総合文書管理システムの文書リストすべてと鑑文書すべて (担当は総務課)

2024年1月4日 **不存在決定**

理由：請求者様は、2011年4月から5月分の都市づくり部部長が署名した文書のうち、総務課が保有している文書リストと鑑文書の公開を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、都市づくり部部長が署名した文書を保有しておりません。以上のおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-233 2023年12月18日 …………… (総務部総務課)

■2011年4月から5月分の政策経営部部長が署名した文書の総合文書管理システムの文書リスト

すべてと鑑文書すべて（担当は総務課）

2024年1月4日 **不存在決定**

理由：請求者様は、2011年4月から5月分の政策経営部部長が署名した文書のうち、総務課が保有している文書リストと鑑文書の公開を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取扱いについての決定を行うものです。そのため、政策経営部部長が署名した文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-234 2023年12月18日 ……………（総務部総務課）

■2010年3月分の都市づくり部部長が署名した文書の総合文書管理システムの文書リストすべてと鑑文書すべて（担当は総務課）

2024年1月4日 **不存在決定**

理由：請求者様は、2010年3月分の都市づくり部部長が署名した文書のうち、総務課が保有している文書リストと鑑文書の公開を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、都市づくり部部長が署名した文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-235 2023年12月18日 ……………（総務部総務課）

■2010年3月分の政策経営部部長が署名した文書の総合文書管理システムの文書リストすべてと鑑文書すべて（担当は総務課）

2024年1月4日 **不存在決定**

理由：請求者様は、2010年3月分の政策経営部部長が署名した文書のうち、総務課が保有している文書リストと鑑文書の公開を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取扱いについての決定を行うものです。そのため、政策経営部部長が署名した文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-236 2023年12月19日 ……………（総務部総務課）

■総合文書管理システム内の11町都第125号（〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶）についての情報すべて（担当は総務課）

2024年1月4日 **不存在決定**

理由：請求者様は、総合文書管理システム内の11町都第125号についての情報のうち、総務課が保有している情報を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、11町都第125号についての文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-237 2023年12月19日 ……………（市民部市民協働推進課）

■市民協働推進課が収受した11町都第125号（〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶）のすべて（担当は市民協働推進課）

2023年12月28日 **不存在決定**

理由：既に保存年限が満了しており、現在市民協働推進課では保有をしていないため。

2023-238 2023年12月19日 ……………（都市づくり部都市政策課）

■都市政策課が発信した11町都第125号（〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶）のすべて（担

当は都市政策課)

2024年1月4日 **不存在決定**

理由：当該文書は2011年度に受け取った紙文書で、町田市文書管理規程第33条により1年保存となっており、保存年限が終了しています。そのため、同規定39条に基づき廃棄しており、存在いたしません。

2023-239 2023年12月19日 (都市づくり部都市政策課)

■都市づくり部長と都市政策課長がともに署名した保存年限が永年の文書リストすべて (担当は都市政策課)

2024年1月4日 **特例延期**

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書が著しく大量で、精査に時間を要するため。

2024年1月31日 **公開決定**

・総合文書管理システムの、都市づくり部長と都市政策課長がともに署名した保存年限が永年の文書リストのうち、2022年4月～2023年12月分

2023-240 2023年12月19日 (都市づくり部都市政策課)

■都市づくり部長と都市政策課長がともに署名した保存年限が10年の文書リストすべて (担当は都市政策課)

2024年1月4日 **特例延期**

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書が著しく大量で、精査に時間を要するため。

2024年1月31日 **公開決定**

・総合文書管理システムの、都市づくり部長と都市政策課長がともに署名した保存年限が10年の文書リストのうち、2023年10月～12月分

2023-241 2023年12月19日 (都市づくり部都市政策課)

■都市づくり部長と都市政策課長がともに署名した保存年限が5年の文書リストすべて (担当は都市政策課)

2024年1月4日 **特例延期**

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書が著しく大量で、精査に時間を要するため。

2024年1月31日 **公開決定**

・総合文書管理システムの、都市づくり部長と都市政策課長がともに署名した保存年限が5年の文書リストのうち、2023年11月～12月分

2023-242 2023年12月19日 (都市づくり部都市政策課)

■都市政策課が作成または収受した保存年限が永年の文書リストすべて (担当は都市政策課)

2024年1月4日 **特例延期**

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書が著しく大量で、精査に時間を要するため。

2024年1月31日 **公開決定**

・総合文書管理システムの保存年限が永年の文書リストのうち、2022年4月～2023年12月分

2023-243 2023年12月19日 (総務部総務課)

■総合文書管理システム内の都市政策課が作成または収受した保存年限が永年の文書リストと鑑文書すべて (担当は総務課)

2024年1月4日 **不存在決定**

理由：請求者様は、総合文書管理システム内の都市政策課が作成または収受した文書のうち、総務課が保有している文書リストと鑑文書を求めているものと思われませんが、総合文書管理

システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取り扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、都市政策課が作成または収受した文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-244 2023年12月19日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■都市政策課が作成または収受した保存年限が10年の文書リストすべて (担当は都市政策課)

2024年1月4日 特例延期

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書が著しく大量で、精査に時間を要するため。

2024年1月31日 公開決定

・総合文書管理システムの保存年限が10年の文書リストのうち、2023年10月～12月分

2023-245 2023年12月19日 …………… (総務部総務課)

■総合文書管理システム内の都市政策課が作成または収受した保存年限が10年の文書リストと鑑文書すべて (担当は総務課)

2024年1月4日 不存在決定

理由：請求者様は、総合文書管理システム内の都市政策課が作成または収受した文書のうち、総務課が保有している文書リストと鑑文書を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取り扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、都市政策課が作成または収受した文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-246 2023年12月19日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■都市政策課が作成または収受した保存年限が5年の文書リストすべて (担当は都市政策課)

2024年1月4日 特例延期

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書が著しく大量で、精査に時間を要するため。

2024年1月31日 公開決定

・総合文書管理システムの保存年限が5年の文書リストのうち、2023年11月～12月分

2023-247 2023年12月19日 …………… (総務部総務課)

■総合文書管理システム内の都市政策課が作成または収受した保存年限が5年の文書リストと鑑文書すべて (担当は総務課)

2024年1月4日 不存在決定

理由：請求者様は、総合文書管理システム内の都市政策課が作成または収受した文書のうち、総務課が保有している文書リストと鑑文書を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取り扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、都市政策課が作成または収受した文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-248 2023年12月19日 …………… (市民部市民協働推進課)

■市民協働推進課が作成または収受した保存年限が永年の文書リスト (担当は市民協働推進課)

2024年3月11日 特例延期

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書が著しく大量で、精査に時間を要するため。

2024年3月14日 公開決定

・2008年度の文書リスト (永年)

2023-249 2023年12月19日 …………… (総務部総務課)

■総合文書管理システム内の市民協働推進課が作成または収受した保存年限が永年の文書リストと鑑文書すべて (担当は総務課)

2024年1月4日 不存在決定

理由：請求者様は、総合文書管理システム内の市民協働推進課が作成または収受した文書のうち、総務課が保有している文書リストと鑑文書を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取り扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、市民協働推進課が作成または収受した文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-250 2023年12月19日 …………… (市民部市民協働推進課)

■市民協働推進課が作成または収受した保存年限が10年の文書リスト (担当は市民協働推進課)

2024年3月11日 特例延期

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書が著しく大量で、精査に時間を要するため。

2024年3月14日 公開決定

・2013年度の文書リスト (10年) 4月分

2023-251 2023年12月19日 …………… (総務部総務課)

■総合文書管理システム内の市民協働推進課が作成または収受した保存年限が10年の文書リストと鑑文書すべて (担当は総務課)

2024年1月4日 不存在決定

理由：請求者様は、総合文書管理システム内の市民協働推進課が作成または収受した文書のうち、総務課が保有している文書リストと鑑文書を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取り扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、市民協働推進課が作成または収受した文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-252 2023年12月19日 …………… (市民部市民協働推進課)

■市民協働推進課が作成または収受した保存年限が5年の文書リスト (担当は市民協働推進課)

2024年3月11日 特例延期

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書が著しく大量で、精査に時間を要するため。

2024年3月14日 公開決定

・2018年度4月1日の文書リスト (5年)

2023-253 2023年12月19日 …………… (総務部総務課)

■総合文書管理システム内の市民協働推進課が作成または収受した保存年限が5年の文書リストと鑑文書すべて (担当は総務課)

2024年1月4日 不存在決定

理由：請求者様は、総合文書管理システム内の市民協働推進課が作成または収受した文書のうち、総務課が保有している文書リストと鑑文書を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取り扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、市民協働推進課が作成または収受した文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-254 2023年12月19日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■都市政策課が作成または收受した保存年限が3年の文書リストすべて (担当は都市政策課)

2024年1月4日 特例延期

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書が著しく大量で、精査に時間を要するため。

2024年1月31日 公開決定

・総合文書管理システムの保存年限が3年の文書リストのうち、2023年11月～12月分

2023-255 2023年12月19日 …………… (総務部総務課)

■総合文書管理システム内の都市政策課が作成または收受した保存年限が3年の文書リストすべて (担当は総務課)

2024年1月4日 不存在決定

理由：請求者様は、総合文書管理システム内の都市政策課が作成または收受した文書のうち、総務課が保有している文書リストのリストの公開を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取り扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、都市政策課が作成または收受した文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-256 2023年12月19日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■都市政策課が作成または收受した保存年限が1年の文書リストすべて (担当は都市政策課)

2024年1月4日 特例延期

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書が著しく大量で、精査に時間を要するため。

2024年1月31日 公開決定

・総合文書管理システムの保存年限が1年の文書リストのうち、2023年9月～12月分

2023-257 2023年12月19日 …………… (総務部総務課)

■総合文書管理システム内の都市政策課が作成または收受した保存年限が1年の文書リストすべて (担当は総務課)

2024年1月4日 不存在決定

理由：請求者様は、総合文書管理システム内の都市政策課が作成または收受した文書のうち、総務課が保有している文書のリストの公開を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取り扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、都市政策課が作成または收受した文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-258 2023年12月19日 …………… (市民部市民協働推進課)

■市民協働推進課が作成または收受した保存年限が3年の文書リスト (担当は市民協働推進課)

2024年3月11日 特例延期

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書が著しく大量で、精査に時間を要するため。

2024年3月14日 公開決定

・2020年度4月1日の文書リスト (3年)

2023-259 2023年12月19日 …………… (総務部総務課)

■総合文書管理システム内の市民協働推進課が作成または收受した保存年限が3年の文書リストすべて (担当は総務課)

2024年1月4日 不存在決定

理由：請求者様は、総合文書管理システム内の市民協働推進課が作成または収受した文書のうち、総務課が保有している文書のリストの公開を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取り扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、市民協働推進課が作成または収受した文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-260 2023年12月19日 …………… (市民部市民協働推進課)

■市民協働推進課が作成または収受した保存年限が1年の文書リスト (担当は市民協働推進課)

2024年3月11日 特例延期

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書が著しく大量で、精査に時間を要するため。

2024年3月14日 公開決定

- ・2022年度4月1日の文書リスト (1年)

2023-261 2023年12月19日 …………… (総務部総務課)

■総合文書管理システム内の市民協働推進課が作成または収受した保存年限が1年の文書リストすべて (担当は総務課)

2024年1月4日 不存在決定

理由：請求者様は、総合文書管理システム内の市民協働推進課が作成または収受した文書のうち、総務課が保有している文書のリストの公開を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取り扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、市民協働推進課が作成または収受した文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-262 2023年12月19日 …………… (文化スポーツ振興部スポーツ振興課)

■町田市総合体育館外3施設における以下の書類

- ・令和6年度から指定期間に係る指定管理者の選定において選定事業者が提出した事業計画書と収支計画書一式及びプレゼンテーション資料

2024年1月4日 一部公開決定

- ・町田市総合体育館外3施設における指定期間に係る指定管理者の選定事業者が提出した事業計画書と収支計画書一式及びプレゼンテーション資料

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○特定の個人が識別され、又は識別され得るため。

- ・事業計画書P1の個人名
- ・プレゼンテーション資料中の「施設利用率向上の重点施策①」の写真

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第3号に該当

○検討段階の内容であって、公にすることにより、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため

- ・事業計画書のP22, 25, 30, 35, 64のトップアスリーの個人名

2023-263 2023年12月21日 …………… (都市づくり部公園緑地課)

■都市づくり部長と公園緑地課長がともに署名した保存年限が永年の文書管理システムのリストすべて (担当は公園緑地課)

2024年1月4日 特例延期

理由：請求に係る公文書の量が多く、精査に時間を要するため。

2024年2月5日 一部公開決定

- ・総合文書管理システムの甲・乙・丙決裁の永年保存リストのうち、2023年度文書の2023年4月～5月分

理由：町田市町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
 ○個人に関する情報であって、特定個人が識別され得るため。
 ・リストのうち、次の表に挙げた件名の一部

文書番号	件名	起案／收受日
23 町都公 第 96 号	税務署事前協議書類の提出について（租税特別措置法施行規則第 17 条第 1 項第 3 号ロ）【成瀬山吹特別緑地保全地区・■■■■】	2023. 4. 21
23 町都公 第 211 号	代行取得用地の買戻しについて（依頼）【町田都市計画緑地事業第 34 号蓮田緑地用地（旧地権者：■■■■）】	2023. 5. 18
23 町都公 第 212 号	代行取得用地の買戻しについて（依頼）【町田都市計画緑地事業第 34 号蓮田緑地用地（旧地権者：■■■■）】	2023. 5. 18
23 町都公 第 213 号	代行取得用地の買戻しについて（依頼）【町田都市計画緑地事業第 34 号蓮田緑地用地（旧地権者：■■■■）】	2023. 5. 18
23 町都公 第 214 号	代行取得用地の買戻しについて（依頼）【町田都市計画緑地事業第 34 号蓮田緑地用地（旧地権者：■■■■）】	2023. 5. 18
23 町都公 第 244 号	代行取得用地の買戻しについて（依頼）【町田都市計画緑地事業第 35 号相原大谷戸緑地（旧地権者：■■■■）】	2023. 5. 29
23 町都公 第 245 号	代行取得用地の買戻しについて（依頼）【町田都市計画緑地事業第 35 号相原大谷戸緑地（旧地権者：■■■■）】	2023. 5. 29
23 町都公 第 247 号	代行取得用地の買戻しについて（依頼）【町田都市計画緑地事業第 35 号相原大谷戸緑地（旧地権者：■■■■）】	2023. 5. 29
23 町都公 第 248 号	代行取得用地の買戻しについて（依頼）【町田都市計画緑地事業第 35 号相原大谷戸緑地（旧地権者：■■■■）】	2023. 5. 29
23 町都公 第 249 号	成瀬山吹特別緑地保全地区用地の土地売買契約書について（締結）【■■■■】	2023. 5. 29
	三輪緑地用地の土地売買契約について（締結）【町田市土地開発公社からの買戻し】【旧所有者 ■■■■】	2023. 5. 12
	三輪緑地用地の土地売買契約について（締結）【再起案】【町田市土地開発公社からの買戻し】【旧所有者 ■■■■】	2023. 5. 25

2023-264 2023 年 12 月 21 日 ……………（都市づくり部公園緑地課）
■都市づくり部長と公園緑地課長がともに署名した保存年限が 10 年の文書管理システムのリストすべて（担当は公園緑地課）
 2024 年 1 月 4 日 **特例延期**
 理由：請求に係る公文書の量が多く、精査に時間を要するため。
 2024 年 2 月 5 日 **一部公開決定**
 ・総合文書管理システムの甲・乙・丙決裁の 10 年保存リストのうち、2023 年度文書の 2023 年 4 月～5 月分
 理由：町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別され得るため。

・リストのうち、次の表に挙げた件名の一部

文書番号	件名	起案／收受日
23 町都公 第 339 号 の 2	公園施設管理許可書【薬師茶屋：母子福祉会 ■■■■】	2023. 4. 1

2023-265 2023 年 12 月 21 日 …………… (都市づくり部公園緑地課)

■都市づくり部長と公園緑地課長がともに署名した保存年限が5年の文書管理システムのリストすべて (担当は公園緑地課)

2024 年 1 月 4 日 **特例延期**

理由：請求に係る公文書の量が多く、精査に時間を要するため。

2024 年 2 月 5 日 **公開決定**

・総合文書管理システムの甲・乙・丙決裁の5年保存リストのうち、2023 年度文書の 2023 年 4 月～5 月分

2023-266 2023 年 12 月 21 日 …………… (都市づくり部公園緑地課)

■公園緑地課が作成または收受した保存年限が永年の文書管理システムのリストと文書管理台帳すべて (担当は公園緑地課)

2024 年 1 月 4 日 **特例延期**

理由：請求に係る公文書の量が多く、精査に時間を要するため。

2024 年 2 月 5 日 **一部公開決定**

・総合文書管理システムの永年保存文書リストのうち、2023 年度文書の 2023 年 4 月～5 月

・ファイル基準表 (1998～2004 年度)

・引継予定表 (2005～2021 年度) の保存期間永年分

理由：町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別され得るため。

・リストのうち、次の表に挙げた件名の一部

文書番号	件名	起案／收受日
23 町都公 第 8 号	2023 年度土地賃貸料について (通知)【薬師池公園北第二駐車場用地：■■■■■】	2023. 4. 3
23 町都公 第 9 号	2023 年度土地賃貸料について (通知)【野津田公園用地：■■■■■】	2023. 4. 3
23 町都公 第 96 号	税務署事前協議書類の提出について (租税特別措置法施行規則第 17 条第 1 項第 3 号ロ)【成瀬山吹特別緑地保全地区・■■■■■】	2023. 4. 21
23 町都公 第 211 号	代行取得用地の買戻しについて (依頼)【町田都市計画緑地事業第 34 号蓮田緑地用地 (旧地権者：■■■■■)】	2023. 5. 18
23 町都公 第 212 号	代行取得用地の買戻しについて (依頼)【町田都市計画緑地事業第 34 号蓮田緑地用地 (旧地権者：■■■■■)】	2023. 5. 18
23 町都公 第 213 号	代行取得用地の買戻しについて (依頼)【町田都市計画緑地事業第 34 号蓮田緑地用地 (旧地権者：■■■■■)】	2023. 5. 18
23 町都公 第 214 号	代行取得用地の買戻しについて (依頼)【町田都市計画緑地事業第 34 号蓮田緑地用地 (旧地権者：■■■■■)】	2023. 5. 18
23 町都公 第 233 号	用地取得に伴う取得価格の提示について【成瀬山吹特別緑地保全地区・■■■■■】	2023. 5. 24

23 町都公 第 244 号	代行取得用地の買戻しについて（依頼）【町田都市計画緑地事業第 35 号相原大谷戸緑地（地権者：■■■■）】	2023. 5. 29
23 町都公 第 245 号	代行取得用地の買戻しについて（依頼）【町田都市計画緑地事業第 35 号相原大谷戸緑地（地権者：■■■■）】	2023. 5. 29
23 町都公 第 247 号	代行取得用地の買戻しについて（依頼）【町田都市計画緑地事業第 35 号相原大谷戸緑地（地権者：■■■■）】	2023. 5. 29
23 町都公 第 248 号	代行取得用地の買戻しについて（依頼）【町田都市計画緑地事業第 35 号相原大谷戸緑地（地権者：■■■■）】	2023. 5. 29
23 町都公 第 249 号	成瀬山吹特別緑地保全地区用地の土地売買契約について（締結）【■■■■■】	2023. 5. 29
	三輪緑地用地の土地売買契約について（締結）【町田市土地開発公社からの買戻し】【旧所有者 ■■■】	2023. 5. 12
	三輪緑地用地の土地売買契約について（締結）【再起案】【町田市土地開発公社からの買戻し】【旧所有者 ■■■■】	2023. 5. 25

2023-267 2023 年 12 月 21 日 ……………（都市づくり部公園緑地課）

■公園緑地課が作成または収受した保存年限が 10 年の文書管理システムのリストすべて（担当は公園緑地課）

2024 年 1 月 4 日 **特例延期**

理由：請求に係る公文書の量が多く、精査に時間を要するため。

2024 年 2 月 5 日 **一部公開決定**

・総合文書管理システムの 10 年保存文書リストのうち、2023 年度文書の 2023 年 4 月～5 月分
理由：町田市町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別され得るため。

・リストのうち、次の表に挙げた件名の一部

文書番号	件名	起案／収受日
23 町都公 第 208 号	公園内工事届出書【東光寺公園：■■■■■】（収受及び許可）	2023. 5. 18
23 町都公 第 208 号の 2	公園内工事完了届【東光寺公園：■■■■■】	2023. 5. 30
23 町都公 第 339 号	公園施設管理許可申請書【薬師茶屋：母子福祉会 ■■■■】（収受）	2023. 4. 1
23 町都公 第 339 号の 2	公園施設管理許可書【薬師茶屋：母子福祉会 ■■■■】	2023. 4. 1
	工事完了検査の報告について（報告）〔事業主 ■■■■21 町都土宅第 44 号の 2〕	2023. 4. 14

2023-268 2023 年 12 月 21 日 ……………（都市づくり部公園緑地課）

■公園緑地課が作成または収受した保存年限が 5 年の文書管理システムのリスト文書すべて（担当は公園緑地課）

2024 年 1 月 4 日 **特例延期**

理由：請求に係る公文書の量が多く、精査に時間を要するため。

2024 年 2 月 5 日 **一部公開決定**

・総合文書管理システムの5年保存文書リストのうち、2023年度文書の2023年4月～5月分
理由：町田市町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別され得るため。

・リストのうち、次の表に挙げた件名の一部

文書番号	件名	起案／収受日
23 町都公 第 198 号	公文書公開請求書【町田中央公園／請求者：■■■■■ ■】	2023. 5. 15
23 町都公 第 198 号	公文書公開請求書【町田中央公園／請求者：■■■■■ ■】	2023. 5. 15
23 町都公 第 339 号 の 2	公開決定等期限延長通知書について【町田中央公園 ／請求者：■■■■■】	2023. 5. 23
	メールフォームの収受及び回答（■■■■■）	2023. 4. 11

2023-269 2023年12月21日 ……………（都市づくり部公園緑地課）

■公園緑地課が作成または収受した保存年限が3年の文書管理システムのリスト文書すべて（担当は公園緑地課）

2024年1月4日 特例延期

理由：請求に係る公文書の量が多く、精査に時間を要するため。

2024年2月5日 一部公開決定

・総合文書管理システムの3年保存文書リストのうち、2023年度文書の2023年4月～5月分
理由：町田市町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別され得るため。

・リストのうち、次の表に挙げた件名の一部

文書番号	件名	起案／収受日
23 町都公 第 67 号	町田市行政財産目的外使用許可申請書（成瀬山吹特別緑地保全地区）（■■■■■）	2023. 4. 12
23 町都公 第 67 号	町田市行政財産目的外使用許可申請書（成瀬山吹特別緑地保全地区）（■■■■■）	2023. 4. 11
23 町都公 第 91 号	特定都市施設整備計画検査済証の交付について 【開発行為：■■■■■】	2023. 4. 14
	メールフォームの収受及び回答【三輪緑地：■■■■■ ■■■】	2023. 4. 7
	町田市行政財産目的外使用許可届出書について （成瀬山吹特別緑地保全地区）（新規）（■■■■■ ■）	2023. 4. 13

2023-270 2023年12月21日 ……………（都市づくり部公園緑地課）

■公園緑地課が作成または収受した保存年限が1年の文書管理システムのリスト文書すべて（担当は公園緑地課）

2024年1月4日 特例延期

理由：請求に係る公文書の量が多く、精査に時間を要するため。

2024年2月5日 一部公開決定

・総合文書管理システムの1年保存文書リストのうち、2023年度文書の2023年4月～5月分
理由：町田市町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別され得るため。

・リストのうち、次の表に挙げた件名の一部

文書番号	件名	起案／収受日
23 町都公 第 1247 号 の 3	「鶴間公園使用許可書について【3/27 利用：■■■■■ ■】」の廃案について	2023. 4. 19

23 町都公 第 40 号	公園使用許可申請書【鶴間公園：■■■■】	2023. 4. 10
23 町都公 第 41 号	公園使用許可申請書【鶴間公園：■■■■】	2023. 4. 10
23 町都公 第 41 号	公園使用許可申請書【鶴間公園：■■■■】	2023. 4. 10
23 町都公 第 41 号 の 2	鶴間公園使用許可書について【4/24, 27 利用：■■■■】	2023. 4. 14
23 町都公 第 93 号	鶴間公園使用許可申請について【6/6：■■■■】	2023. 4. 19
23 町都公 第 93 号	鶴間公園使用許可申請について【6/6：■■■■】	2023. 4. 19
23 町都公 第 93 号 の 2	鶴間公園使用許可書について【6/6 利用：■■■■】	2023. 5. 8
23 町都公 第 115 号	公園使用許可申請書【鶴間公園：■■■■】	2023. 4. 27
23 町都公 第 115 号	公園使用許可申請書【鶴間公園：■■■■】	2023. 4. 27
23 町都公 第 115 号 の 2	鶴間公園使用許可書について【5/15 利用：■■■■】	2023. 5. 8
23 町都公 第 116 号	公園使用許可申請書【小野路公園：■■■■】	2023. 4. 25
23 町都公 第 116 号	公園使用許可申請書【小野路公園：■■■■】	2023. 4. 25
23 町都公 第 116 号 の 2	小野路公園使用許可書について【5/6, 5/7 利用：■■■■】	2023. 5. 1
23 町都公 第 167 号	公園使用許可申請書【鶴間公園：■■■■】	2023. 5. 1
23 町都公 第 167 号	公園使用許可申請書【鶴間公園：■■■■】	2023. 5. 1
23 町都公 第 167 号 の 2	鶴間公園使用許可書について【5/30 利用：■■■■】	2023. 5. 15
23 町都公 第 168 号	公園使用許可申請書【芹ヶ谷公園：■■■■】(收受)	2023. 5. 9
23 町都公 第 168 号 の 2	公園使用許可申請書【芹ヶ谷公園：■■■■】	2023. 5. 10
23 町都公 第 251 号 の 2	公園使用許可申請書【芹ヶ谷公園：family photo LIVING ■■■■】	2023. 5. 31
	公園使用届【三輪緑地：■■■■】(收受及び許可)	2023. 5. 23
	所有権移転登記に伴う登記嘱託書の提出について【小川一丁目ツツジ公園 ■■■■】	2023. 5. 16
	住民票及び戸籍謄本等の公用交付について(依頼)【野津田公園・■■■■】	2023. 4. 17
	公園使用届【成瀬台公園：■■■■】(收受及び承認)	2023. 5. 29

2023-271 2023 年 12 月 21 日 …………… (総務部総務課)

■総合文書管理システム内の公園緑地課が作成または收受した保存年限が永年の文書リストと鑑文書すべて(担当は総務課)

2024 年 1 月 4 日 **不存在決定**

理由：請求者様は、総合文書管理システム内の公園緑地課が作成または收受した文書のうち、総務課が保有している文書リストと鑑文書を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取り扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、公園緑地課が作成または收受した文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-272 2023 年 12 月 21 日 …………… (総務部総務課)

■総合文書管理システム内の公園緑地課が作成または收受した保存年限が 10 年の文書リストと鑑文書すべて(担当は総務課)

2024 年 1 月 4 日 **不存在決定**

理由：請求者様は、総合文書管理システム内の公園緑地課が作成または收受した文書のうち、総

務課が保有している文書リストと鑑文書を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取り扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、公園緑地課が作成または収受した文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-273 2023年12月21日 …………… (総務部総務課)

■総合文書管理システム内の公園緑地課が作成または収受した保存年限が5年の文書リストと鑑文書すべて (担当は総務課)

2024年1月4日 **不存在決定**

理由：請求者様は、総合文書管理システム内の公園緑地課が作成または収受した文書のうち、総務課が保有している文書リストと鑑文書を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取り扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、公園緑地課が作成または収受した文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-274 2023年12月21日 …………… (総務部総務課)

■総合文書管理システム内の公園緑地課が作成または収受した保存年限が3年の文書リストすべて (担当は総務課)

2024年1月4日 **不存在決定**

理由：請求者様は、総合文書管理システム内の公園緑地課が作成または収受した文書のうち、総務課が保有している文書リストの公開を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取り扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、公園緑地課が作成または収受した文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-275 2023年12月21日 …………… (総務部総務課)

■総合文書管理システム内の公園緑地課が作成または収受した保存年限が1年の文書リストすべて (担当は総務課)

2024年1月4日 **不存在決定**

理由：請求者様は、総合文書管理システム内の公園緑地課が作成または収受した文書のうち、総務課が保有している文書のリストの公開を求めているものと思われませんが、総合文書管理システムに保存された電子文書は主管課長が保存し、主管課長が、その利用、提供、廃棄等の取り扱いについての決定を行うものです。そのため、総務課においては、公園緑地課が作成または収受した文書を保有しておりません。以上のとおり、総務課は、請求いただいた公文書を保有しておりませんので、公開することができません。

2023-276 2023年12月25日 …………… (学校教育部指導課)

■町田市立鶴川中学校で12月に開催された学校運営協議会の議事録ならびに、この会議で使われた資料一式。

2024年1月9日 **公開決定**

・「2023年度 臨時学校運営協議会」

2024年1月9日 **不存在決定**

理由：町田市立鶴川中学校で2023年12月に開催された学校運営協議会の議事録は、未だ作成されておらず、存在しません。

2023-277 2023年12月22日 …………… (市民部市民協働推進課)

■〇〇〇〇自治会を含む文書の総合文書管理システムの検索画面すべての画面ハードコピーと検

索結果すべての画面ハードコピー（担当課は市民協働推進課）

2024年1月5日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年2月5日 **不存在決定**

理由：請求時点で該当する文書を保有していないため。

2023-278 2023年12月22日（都市づくり部都市政策課）

■〇〇〇〇自治会を含む文書の総合文書管理システムの検索画面すべての画面ハードコピーと検索結果すべての画面ハードコピー（担当課は都市政策課）

2024年1月5日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年2月5日 **不存在決定**

理由：請求時点で該当する文書を保有していないため。

2023-279 2023年12月22日（都市づくり部公園緑地課）

■〇〇〇〇自治会を含む文書の総合文書管理システムの検索画面すべての画面ハードコピーと検索結果すべての画面ハードコピー（担当課は公園緑地課）

2024年1月5日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年2月5日 **不存在決定**

理由：請求時点で該当する文書を保有していないため。

2023-280 2023年12月22日（政策経営部企画政策課）

■〇〇〇〇自治会を含む文書の総合文書管理システムの検索画面すべての画面ハードコピーと検索結果すべての画面ハードコピー（担当課は企画政策課）

2024年1月4日 **決定延期**

理由：年末年始の休業期間と重なり、事務を行う期間が確保できないため。

2024年2月1日 **不存在決定**

理由：請求時点で該当する文書を保有していないため。

2023-281 2023年12月22日（政策経営部秘書課）

■〇〇〇〇自治会を含む文書の総合文書管理システムの検索画面すべての画面ハードコピーと検索結果すべての画面ハードコピー（担当課は秘書課）

2024年1月5日 **決定延期**

理由：年末年始の休業期間と重なり、事務を行う期間が確保できないため。

2024年1月31日 **不存在決定**

理由：該当する文書を保有していないため。

2023-282 2023年12月22日（総務部総務課）

■総務課が作成または收受した文書のうち、〇〇〇〇自治会を含む文書の総合文書管理システムの検索画面すべての画面ハードコピーと検索結果すべての画面ハードコピー（担当課は総務課）

2024年1月5日 **決定延期**

理由：年末年始の休業期間と重なり、事務を行う期間が確保できないため。

2024年1月26日 **不存在決定**

理由：請求時点で該当する文書を保有していないため。

2023-283 2023年12月22日（財務部市有財産活用課）

■60号車、62号車、250号車の運転日誌等の管理台帳（運転日誌等の保管を管理するための書類）

2024年1月5日 **不存在決定**

理由：運転日誌等に関する管理台帳は作成していないため

2023-284 2023年12月22日 ……………（市民部市民協働推進課）

■市民協働推進課が作成または收受し、総合文書管理システムに保存した文書のうち、すべての文書に対して、〇〇〇〇自治会保が含まれる文書を検索した結果の文書件数を含む文書リストすべてと、その文書件数を含む文書リストが、市民協働推進課が作成または收受し、総合文書管理システムに保存した文書のうちのすべての文書に対して検索された結果であることを証する情報

2024年1月5日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年2月5日 **不存在決定**

理由：総合文書管理システムで出力する文書リストには文書件数が表示されないため、該当する文書は存在しません。

2023-285 2023年12月22日 ……………（都市づくり部都市政策課）

■都市政策課が作成または收受し、総合文書管理システムに保存した文書のうち、すべての文書に対して、〇〇〇〇自治会保が含まれる文書を検索した結果の文書件数を含む文書リストすべてと、その文書件数を含む文書リストが、都市政策課が作成または收受し、総合文書管理システムに保存した文書のうちのすべての文書に対して検索された結果であることを証する情報

2024年1月5日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年2月1日 **不存在決定**

理由：総合文書管理システムで出力する文書リストには文書件数が表示されないため、該当する文書は存在しません。

2023-286 2023年12月22日 ……………（都市づくり部公園緑地課）

■公園緑地課が作成または收受し、総合文書管理システムに保存した文書のうち、すべての文書に対して、〇〇〇〇自治会保が含まれる文書を検索した結果の文書件数を含む文書リストすべてと、その文書件数を含む文書リストが、公園緑地課が作成または收受し、総合文書管理システムに保存した文書のうちのすべての文書に対して検索された結果であることを証する情報

2024年1月5日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年2月5日 **不存在決定**

理由：総合文書管理システムで出力する文書リストには文書件数が表示されないため、該当する文書は存在しません。

2023-287 2023年12月22日 ……………（政策経営部企画政策課）

■企画政策課が作成または收受し、総合文書管理システムに保存した文書のうち、すべての文書に対して、〇〇〇〇自治会保が含まれる文書を検索した結果の文書件数を含む文書リストすべてと、その文書件数を含む文書リストが、企画政策課が作成または收受し、総合文書管理システムに保存した文書のうちのすべての文書に対して検索された結果であることを証する情報

2024年1月5日 **決定延期**

理由：年末年始の休業期間と重なり、事務を行う期間が確保できないため。

2024年2月5日 **不存在決定**

理由：総合文書管理システムで出力する文書リストには文書件数が表示されないため、該当する文書は存在しません。

2023-288 2023年12月22日 ……………（総務部総務課）

■総務課が作成または收受し、総合文書管理システムに保存した文書のうち、すべての文書に対

して、〇〇〇〇自治会保が含まれる文書を検索した結果の文書件数を含む文書リストすべてと、その文書件数を含む文書リストが、総務課が作成または收受し、総合文書管理システムに保存した文書のうちのすべての文書に対して検索された結果であることを証する情報

2024年1月5日 決定延期

理由：年末年始の休業期間と重なり、事務を行う期間が確保できないため。

2024年1月26日 不存在決定

理由：総合文書管理システムで出力する文書リストには文書件数が表示されないため、該当する文書は存在しません。

2023-289 2023年12月22日 …………… (政策経営部秘書課)

■秘書課が作成または收受し、総合文書管理システムに保存した文書のうち、すべての文書に対して、〇〇〇〇自治会保が含まれる文書を検索した結果の文書件数を含む文書リストすべてと、その文書件数を含む文書リストが、秘書課が作成または收受し、総合文書管理システムに保存した文書のうちのすべての文書に対して検索された結果であることを証する情報

2024年1月5日 決定延期

理由：年末年始の休業期間と重なり、事務を行う期間が確保できないため。

2024年1月31日 不存在決定

理由：文書件数が記載された公文書は存在しないため。

2023-290 2023年12月22日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■11町都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)の保存年限が1年であることがわかる情報

2024年1月5日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年1月26日 不存在決定

理由：11町都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)について、現在情報を保有していないため。

2023-291 2023年12月22日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■総合文書管理システム内の11町都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)の保存年限情報

2024年1月5日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年1月26日 不存在決定

理由：11町都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)について、現在情報を保有していないため。

2023-292 2023年12月28日 …………… (子ども生活部児童青少年課)

■21町子児第1174号 2022年2月7日 町田市長 石阪丈一 学童保育クラブに関する要望について(回答)

2024年1月11日 公開決定

・2022年2月7日付け21町子児第1174号「学童保育クラブに関する要望について(回答)」

23-293 2023年12月28日 …………… (政策経営部デジタル戦略室)

■市の情報セキュリティポリシー(基本方針と対策基準)が「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の第5条第1項に基づく「地方公共団体情報システム標準化基本方針」の「地方公共団体が利用する標準準拠システム等の整備及び運用に当たっては、総務省が作成する地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを参考にしながら、セキュリティ対策を行うものとする」に準拠していることを示す文書すべてと市の情報セキュリティポリシーすべて

2024年1月10日 **公開決定**

- ・町田市情報セキュリティ基本方針

2024年1月10日 **非公開決定**

- ・町田市情報セキュリティ対策基準

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○情報セキュリティポリシー策定の考え方及び町田市情報セキュリティ対策基準を公開することで、情報資産の有無や具体的なセキュリティ対策等、秘匿すべき情報が明らかになることにより、重要情報の流出や外部からの攻撃につながり、市の情報セキュリティ確保に悪影響を及ぼし、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

2023-294 2023年12月28日 …………… (政策経営部デジタル戦略室)

■2023年12月に判明した総合文書管理システムのシステム障害(破棄され、存在しないはずの文書について、システム検索の結果、文書番号や件名などの情報が残っていた事例)に関する報告等の文書すべて(担当はデジタル戦略室)

2024年1月11日 **一部公開決定**

- ・問合せ連絡票(受付日:2023年11月14日、管理番号:町田文書保守-全体-市間-001-01)

理由：町田市町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○業務連絡に使用するメールアドレスであって、公開することにより、メールアドレスの使い分けの目的を失うため。

- ・問合わせ元のE-mail

:町田市町田市情報公開条例 第5条第1項第1号に該当

○個人情報に関する情報であって、特定の個人を識別出来るため。

- ・回答元の氏名

2023-295 2023年12月28日 …………… (学校教育部教育総務課)

■①2023年4月1日から2023年12月28日までの全期間

②文書/図面/電磁的記録(フロッピーディスク/録音テープ/磁気ディスク等)に記録された電子情報及び記録(外部とのやりとり等すべて)

③その他開示できる資料全て

④学校教育法施行規則第28条に関する、市教、学校が記載しなければならないもの全て

①~④は、下記の内容について開示

- ・〇〇〇〇年〇月の事件について性犯罪
- ・〇〇〇〇年〇月〇日以降の〇〇〇〇不登校

外部との対象文書下記については、開示されたらすぐに個別でも早期に

1) 東京都教育庁サービス課、2) 都教委指導部、3) 弁護士(相談機関) 4) 町田・都広聴係とのやりとり、5) 警察、6) 子育て支援センター、7) 中学・小・幼、8) 児相、9) 〇〇〇〇市教、10) 〇〇〇〇市議、11) PTA、12) 新宿警察署、13) 文春マスコミとの電話対応、14) メール等

2024年1月11日 **決定延期**

理由：年末年始の休業期間と重なり、事務を行う期間が確保できないため。

2024年2月9日 **不存在決定**

理由：請求に係る情報を取り扱う部署ではないため、該当の公文書は存在いたしません。

2023-296 2023年12月28日 …………… (学校教育部新たな学校づくり推進課)

■①2023年4月1日から2023年12月28日までの全期間

②文書/図面/電磁的記録(フロッピーディスク/録音テープ/磁気ディスク等)に記録された電子情報及び記録(外部とのやりとり等すべて)

③その他開示できる資料全て

④学校教育法施行規則第28条に関する、市教、学校が記載しなければならないもの全て

①~④は、下記の内容について開示

- ・ ○○○○年○月の事件について性犯罪
- ・ ○○○○年○月○日以降の○○○○不登校

外部との対象文書下記については、開示されたらすぐに個別でも早期に

- 1) 東京都教育庁サービス課、2) 都教委指導部、3) 弁護士（相談機関）4) 町田・都広聴係とのやりとり、5) 警察、6) 子育て支援センター、7) 中学・小・幼、8) 児相、9) ○○○○市教、10) ○○○○市議、11) P T A、12) 新宿警察署、13) 文春マスコミとの電話対応、14) メール等

2024年1月11日 **決定延期**

理由：年末年始の休業期間と重なり、事務を行う期間が確保できないため。

2024年2月9日 **不存在決定**

理由：請求に係る情報を取り扱う部署ではないため、該当の公文書は存在いたしません。

2023-297 2023年12月28日 ……………（学校教育部施設課）

■①2023年4月1日から2023年12月28日までの全期間

②文書／図面／電磁的記録（フロッピーディスク／録音テープ／磁気ディスク等）に記録された電子情報及び記録（外部とのやりとり等すべて）

③その他開示できる資料全て

④学校教育法施行規則第28条に関する、市教、学校が記載しなければならないもの全て

①～④は、下記の内容について開示

- ・ ○○○○年○月の事件について性犯罪
- ・ ○○○○年○月○日以降の○○○○不登校

外部との対象文書下記については、開示されたらすぐに個別でも早期に

- 1) 東京都教育庁サービス課、2) 都教委指導部、3) 弁護士（相談機関）4) 町田・都広聴係とのやりとり、5) 警察、6) 子育て支援センター、7) 中学・小・幼、8) 児相、9) ○○○○市教、10) ○○○○市議、11) P T A、12) 新宿警察署、13) 文春マスコミとの電話対応、14) メール等

2024年1月11日 **決定延期**

理由：年末年始の休業期間と重なり、事務を行う期間が確保できないため。

2024年2月9日 **不存在決定**

理由：請求に係る情報を取り扱う部署ではないため、該当の公文書は存在いたしません。

2023-298 2023年12月28日 ……………（学校教育部学務課）

■①2023年4月1日から2023年12月28日までの全期間

②文書／図面／電磁的記録（フロッピーディスク／録音テープ／磁気ディスク等）に記録された電子情報及び記録（外部とのやりとり等すべて）

③その他開示できる資料全て

④学校教育法施行規則第28条に関する、市教、学校が記載しなければならないもの全て

①～④は、下記の内容について開示

- ・ ○○○○年○月の事件について性犯罪
- ・ ○○○○年○月○日以降の○○○○不登校

外部との対象文書下記については、開示されたらすぐに個別でも早期に

- 1) 東京都教育庁サービス課、2) 都教委指導部、3) 弁護士（相談機関）4) 町田・都広聴係とのやりとり、5) 警察、6) 子育て支援センター、7) 中学・小・幼、8) 児相、9) ○○○○市教、10) ○○○○市議、11) P T A、12) 新宿警察署、13) 文春マスコミとの電話対応、14) メール等

2024年1月11日 **決定延期**

理由：年末年始の休業期間と重なり、事務を行う期間が確保できないため。

2024年2月9日 **非公開決定**

理由：請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人を識別されるおそれがあると認められるため。

2023-299 2023年12月28日 (学校教育部保健給食課)

■①2023年4月1日から2023年12月28日までの全期間

②文書／図面／電磁的記録（フロッピーディスク／録音テープ／磁気ディスク等）に記録された電子情報及び記録（外部とのやりとり等すべて）

③その他開示できる資料全て

④学校教育法施行規則第28条に関する、市教、学校が記載しなければならないもの全て

①～④は、下記の内容について開示

- ・ ○○○○年○月の事件について性犯罪
- ・ ○○○○年○月○日以降の○○○○不登校

外部との対象文書下記については、開示されたらすぐに個別でも早期に

1) 東京都教育庁サービス課、2) 都教委指導部、3) 弁護士（相談機関）4) 町田・都広聴係とのやりとり、5) 警察、6) 子育て支援センター、7) 中学・小・幼、8) 児相、9) ○○○○市教、10) ○○○○市議、11) PTA、12) 新宿警察署、13) 文春マスコミとの電話対応、14) メール等

2024年1月11日 決定延期

理由：年末年始の休業期間と重なり、事務を行う期間が確保できないため。

2024年2月9日 不存在決定

理由：請求に係る情報を取り扱う部署ではないため、該当の公文書は存在いたしません。

2023-300 2023年12月28日 (学校教育部指導課)

■①2023年4月1日から2023年12月28日までの全期間

②文書／図面／電磁的記録（フロッピーディスク／録音テープ／磁気ディスク等）に記録された電子情報及び記録（外部とのやりとり等すべて）

③その他開示できる資料全て

④学校教育法施行規則第28条に関する、市教、学校が記載しなければならないもの全て

①～④は、下記の内容について開示

- ・ ○○○○年○月の事件について性犯罪
- ・ ○○○○年○月○日以降の○○○○不登校

外部との対象文書下記については、開示されたらすぐに個別でも早期に

1) 東京都教育庁サービス課、2) 都教委指導部、3) 弁護士（相談機関）4) 町田・都広聴係とのやりとり、5) 警察、6) 子育て支援センター、7) 中学・小・幼、8) 児相、9) ○○○○市教、10) ○○○○市議、11) PTA、12) 新宿警察署、13) 文春マスコミとの電話対応、14) メール等

2024年1月11日 決定延期

理由：年末年始の休業期間と重なり、事務を行う期間が確保できないため。

2024年2月9日 非公開決定

理由：請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人を識別されるおそれがあると認められるため。

2023-301 2023年12月28日 (学校教育部教育センター)

■①2023年4月1日から2023年12月28日までの全期間

②文書／図面／電磁的記録（フロッピーディスク／録音テープ／磁気ディスク等）に記録された電子情報及び記録（外部とのやりとり等すべて）

③その他開示できる資料全て

④学校教育法施行規則第28条に関する、市教、学校が記載しなければならないもの全て

①～④は、下記の内容について開示

- ・ ○○○○年○月の事件について性犯罪
- ・ ○○○○年○月○日以降の○○○○不登校

外部との対象文書下記については、開示されたらすぐに個別でも早期に

1) 東京都教育庁サービス課、2) 都教委指導部、3) 弁護士(相談機関) 4) 町田・都広聴係とのやりとり、5) 警察、6) 子育て支援センター、7) 中学・小・幼、8) 児相、9) ○○○○市教、10) ○○○○市議、11) P T A、12) 新宿警察署、13) 文春マスコミとの電話対応、14) メール等

2024年1月11日 **決定延期**

理由：年年末年始の休業期間と重なり、事務を行う期間が確保できないため。

2024年2月9日 **存否応答拒否決定**

理由：請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人を識別されるおそれがあると認められるため。

2023-302 2024年1月4日 …………… (防災安全部防災課)

■土砂災害ハザードマップ 小山、小山ヶ丘地区 2015年11月発行

2024年1月5日 **公開決定**

・小山、小山ヶ丘地区 土砂災害ハザードマップ (2015年11月発行)

2023-303 2024年1月4日 …………… (市民部市民協働推進課)

■車両管理規定第7条の2020年3月20日の220号車の使用予約の承認について、その承認を受けた市民協働推進課の同規定第9条(第7条第1項又は第2項の承認(同条第3項の規定により承認があったものとみなされる場合も含む。))を受けた課長等は、当該承認に係る共用車両の使用を必要としなくなったとき、又は、当該承認に係る共用車両の使用内容を変更したいときは、速やかに別に定める手続きを行わなければならない。)の手続きに係るすべて

2024年1月16日 **不存在決定**

理由：市民協働推進課は業務都合上通年で1台車両を確保しており、第9条の手続きを行っていないため、対象となる公文書は存在しない。

2023-304 2024年1月4日 …………… (財務部市有財産活用課)

■220号車の仕業点検表・1カ月点検表・運転日誌(2022年3月分すべて)と220号車の仕業点検表・1カ月点検表・運転日誌の管理台帳

2024年1月18日 **公開決定**

・220号車の仕業点検表・1カ月点検表・運転日誌(2022年3月分すべて)

2024年1月18日 **不存在決定**

理由：220号車の仕業点検表・1カ月点検表・運転日誌の管理台帳

・仕業点検表・1カ月点検表・運転日誌の管理台帳は作成していないため。

2023-305 2024年1月9日 …………… (総務部職員課)

■2011年5月2日の都市計画課職員の出勤簿

2024年1月22日 **不存在決定**

理由：保存期間経過後に廃棄したため、請求内容の出勤簿は存在しません。

2023-306 2024年1月9日 …………… (総務部職員課)

■2011年度の職員名簿(都市計画課職員分すべて)

2024年1月22日 **一部公開決定**

理由：町田市情報公開条例第5条第1条第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であり、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

・職員番号、生年月日、住所、電話番号、採用年月日

2023-307 2024年1月11日 …………… (都市づくり部公園緑地課)

■町田中央公園外4施設の指定管理者選定結果における町田にぎわいづくりパートナーズ共同事業体の

・事業提案書

・収支計画書

2024年1月24日 一部公開決定

- ・町田中央公園外4施設 指定管理者応募書類 町田にぎわいづくりパートナーズ 事業計画書・収支予算書(様式8)

理由: 町田市情報公開条例第5条第1条第1号に該当

- 個人に関する情報であって、特定個人が識別され、または識別されうるものであるため。
 - ・(様式8-1)のメールアドレス及び氏名
 - ・P2、P4~7、P9、P18、P19、P22、P23、P29、P34、P35の写真

2023-308 2024年1月11日 (地域福祉部指導監査課)

■介護保険、サービス事業者等指導監査、事務取扱 要領のうち、第3指導監査実施方針のうち1及び2について請求します。1. 令和5年度の指導監査実施方針及び指導基準等 2. 実施指導の実施時期等を定めた実施計画

2024年1月25日 公開決定

- ・2023年度介護サービス事業者等に対する指導監査実施方針
- ・町田市指導監査基準

2024年1月25日 一部公開決定

- ・2023年度介護サービス事業者等実施指導実施計画

理由: 町田市情報公開条例第5条第1条第1号に該当

- 個人情報に該当し、特定の個人を識別することができるため。
 - ・「財団担当の部分」
 - : 町田市情報公開条例第5条第1条第4号に該当
- 実地指導の対象事業所名等の計画を事前に公開することにより、事実が隠ぺいされるなど正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。
 - ・「法人同日」、「サービス種別」、「事業者名」、「郵便番号」、「事業所所在地」、「肩書」、「連絡先」、「指定番号」、「法人名」の部分

2023-309 2024年1月12日 (財務部市有財産活用課)

■60号車、62号車の運転日誌等の管理台帳(運転日誌等の保管を管理するための書類)がない(24町財活314号の2の非公開の理由欄記載の「運転日誌等に関する管理台帳は作成していない」)のに、運転日誌の保存年限がわかるのは何故なのか?がわかる保管を管理するための情報(保管棚や保管箱に貼ったラベル(その写しでもいい)や書庫カードの類など保管を管理するための情報で保存年限がわかる情報)と60号車、62号車の運転日誌の保存年限

2024年1月23日 公開決定

- ・2021年度 引継予定表

2023-310 2024年1月12日 (保健所生活衛生課)

■250号車の運転日誌等の管理台帳(運転日誌等の保管を管理するための書類)がない(24町財活314号の2の非公開の理由欄記載の「運転日誌等に関する管理台帳は作成していない」)のに、運転日誌の保存年限がかかるのは何故なのか?がわかる保管を管理するための情報(保管棚や保管箱に貼ったラベル(その写しでもいい)や書庫カードの類など保管を管理するための情報で保存年限がわかる情報)と250号車の運転日誌の保存年限

2024年1月22日 公開決定

- ・簿冊管理簿(2023年度、分類記号004-008-001(生活衛生課管理事務・業務運営管理・業務運営))のうち、以下の簿冊のみ
 - ・庁用車運転日誌。点検表・予定表・アルコール検査記録簿(10月~3月)
 - ・庁用車運転日誌。点検表・予定表・アルコール検査記録簿(4月~9月)

2023-311 2024年1月12日 (政策経営部広聴課)

■2023年10月20日 町田市長 石阪丈一 23 町政聴要第 482 号の 2 「町田市教育委員会に聞きたい14のこと」について

2024年1月24日 一部公開決定

・2023年10月20日 町田市長 石阪丈一 23 町政聴要第 482 号の 2 「町田市教育委員会に聞きたい14のこと」について

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であり、特定の個人が識別されうるため。

・3行目から5行目

2023-312 2024年1月9日 …………… (市民部市民協働推進課)

■市民協働推進課職員〇〇〇〇が起案したすべての文書（添付文書を含む）の管理情報リスト（文書番号（昇順で）・件名・起案／收受日・作業者・文書区分・文書状態・保管場所（紙の場合）・保存年限・破棄日）（担当は市民協働推進課）

2024年1月22日 不存在決定

理由：請求書に列記された項目を満たす文書は存在しないため。

2023-313 2024年1月9日 …………… (市民部市民協働推進課)

■市民協働推進課職員〇〇〇〇が收受したすべての文書（添付文書を含む）の管理情報リスト（文書番号（昇順で）・件名・起案／收受日・作業者・文書区分・文書状態・保管場所（紙の場合）・保存年限・破棄日）（担当は市民協働推進課）

2024年1月22日 不存在決定

理由：請求書に列記された項目を満たす文書は存在しないため。

2023-314 欠番

2023-315 2024年1月9日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■都市政策課職員〇〇〇〇が起案したすべての文書（添付文書を含む）の管理情報リスト（文書番号（昇順で）・件名・起案／收受日・作業者・文書区分・文書状態・保管場所（紙の場合）・保存年限・破棄日）（担当は都市政策課）

2024年1月23日 不存在決定

理由：請求書に列記された項目を満たす文書は存在しないため。

2023-316 2024年1月9日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■都市政策課職員〇〇〇〇が收受したすべての文書（添付文書を含む）の管理情報リスト（文書番号（昇順で）・件名・起案／收受日・作業者・文書区分・文書状態・保管場所（紙の場合）・保存年限・破棄日）（担当は都市政策課）

2024年1月23日 不存在決定

理由：請求書に列記された項目を満たす文書は存在しないため。

2023-317 2024年1月10日 …………… (政策経営部企画政策課)

■企画政策課が起案し市民協働推進課に配信したすべての文書（添付文書を含む）の管理情報リスト（起案／收受日（昇順で）・文書番号・件名・作業者・文書区分・文書状態・保管場所（紙の場合）・保存年限・破棄日）（担当は企画政策課）

2024年1月24日 不存在決定

理由：請求書に列記された項目を満たす文書は存在しないため。

2023-318 2024年1月10日 …………… (政策経営部企画政策課)

■企画政策課が市民協働推進課から收受したすべての文書（添付文書を含む）の管理情報リスト（起案／收受日（昇順で）・文書番号・件名・作業者・文書区分・文書状態・保管場所（紙の場合）・保存年限・破棄日）（担当は企画政策課）

2024年1月24日 **不存在決定**

理由：請求書に列記された項目を満たす文書は存在しないため。

2023-319 2024年1月10日 (都市づくり部都市政策課)

■都市政策課が起案し市民協働推進課に配信したすべての文書（(添付文書を含む)の管理情報リスト（起案／收受日（昇順で）・文書番号・件名・作業員・文書区分・文書状態・保管場所（紙の場合）・保存年限・破棄日）・保存年限・破棄日）（担当は都市政策課）

2024年1月24日 **不存在決定**

理由：請求書に列記された項目を満たす文書は存在しないため。

2023-320 2024年1月10日 (都市づくり部都市政策課)

■都市政策課が市民協働推進課から收受したすべての文書（(添付文書を含む)の管理情報リスト（起案／收受日（昇順で）・文書番号・件名・作業員・文書区分・文書状態・保管場所（紙の場合）・保存年限・破棄日）（担当は都市政策課）

2024年1月24日 **不存在決定**

理由：請求書に列記された項目を満たす文書は存在しないため。

2023-321 2024年1月10日 (都市づくり部公園緑地課)

■公園緑地課が起案し市民協働推進課に配信したすべての文書（(添付文書を含む)の管理情報リスト（起案／收受日（昇順で）・文書番号・件名・作業員・文書区分・文書状態・保管場所（紙の場合）・保存年限・破棄日）（担当は公園緑地課）

2024年1月24日 **不存在決定**

理由：請求書に列記された項目を満たす文書は存在しないため。

2023-322 2024年1月10日 (都市づくり部公園緑地課)

■公園緑地課が市民協働推進課から收受したすべての文書（(添付文書を含む)の管理情報リスト（起案／收受日（昇順で）・文書番号・件名・作業員・文書区分・文書状態・保管場所（紙の場合）・保存年限・破棄日）（担当は公園緑地課）

2024年1月24日 **不存在決定**

理由：請求書に列記された項目を満たす文書は存在しないため。

2023-323 2024年1月10日 (道路部道路政策課)

■道路政策課が起案し市民協働推進課に配信したすべての文書（(添付文書を含む)の管理情報リスト（起案／收受日（昇順で）・文書番号・件名・作業員・文書区分・文書状態・保管場所（紙の場合）・保存年限・破棄日）（担当は道路政策課）

2024年1月18日 **不存在決定**

理由：請求書に列記された項目を満たす文書は存在しないため。

2023-324 2024年1月10日 (道路部道路政策課)

■道路政策課が市民協働推進課から收受したすべての文書（(添付文書を含む)の管理情報リスト（起案／收受日（昇順で）・文書番号・件名・作業員・文書区分・文書状態・保管場所（紙の場合）・保存年限・破棄日）（担当は道路政策課）

2024年1月18日 **不存在決定**

理由：請求書に列記された項目を満たす文書は存在しないため。

2023-325 2024年1月10日 (.....)

■損害賠償請求又は損害賠償等請求事件又は特分移転登記等請求事件を含む文書（(添付文書を含む)リスト 総合文書管理システムの文書検索の結果として得られる csv データ（総合文書管理システム内の情報に限る）

2024年2月22日 **取り下げ**

2023-326 2024年1月16日 …………… (学校教育部施設課)

■2022～2023年度 つくし野小学校と南つくし野小学校の「公立学校施設等の総括表」等（施設台帳）の書類一式

2024年1月19日 公開決定

・2022年度～2023年度 公立学校施設台帳（つくし野小学校・南つくし野小学校）

2023-327 欠番

2023-328 2024年1月16日 …………… (財務部市有財産活用課)

■60号車、62号車の仕業点検表・1カ月点検表・運転日誌等の保管を管理するための書類または情報

2024年1月24日 公開決定

・2021年度 引継予定表

2023-329 2024年1月16日 …………… (保健所生活衛生課)

■250号車の仕業点検表・1カ月点検表・運転日誌等の保管を管理するための書類または情報

2024年1月22日 公開決定

・簿冊管理簿（2023年度、分類記号004-008-001（生活衛生課管理事務・業務運営管理・業務運営）のうち、以下の簿冊のみ

・庁用車運転日誌・点検表・予定表・アルコール検査記録簿（10月～3月）

・庁用車運転日誌・点検表・予定表・アルコール検査記録簿（4月～9月）

2023-330 2023年12月22日 …………… (市民部市民協働推進課)

■永年保存文書の文書目録すべて（担当は市民協働推進課）

2024年1月30日 公開決定

・ファイル基準表（市民協働推進課）

2023-331 2024年1月19日 …………… (学校教育部新たな学校づくり推進課)

■2023年11月27日 23町教学新第61号の3 本町田地区小学校の存続を求める会 ○○○○様 町田市教育委員会学校教育部 新たな学校づくり推進課長 ○○○○

2024年2月2日 公開決定

・2023年11月27日 23町教学新第61号の3

本町田地区小学校の存続を求める会

○○○○様

町田市教育委員会学校教育部

新たな学校づくり推進課長 ○○○○

2023-332 2023年12月22日 …………… (都市づくり部公園緑地課)

■永年保存文書の文書目録すべて（担当は公園緑地課）

2024年2月5日 公開決定

・ファイル基準表（1998～2004年度）

・引継予定表（2005～2021年度）のうち保存期間永年分

2023-333 2023年12月22日 …………… (政策経営部企画政策課)

■永年保存文書の文書目録すべて（担当は企画政策課）

2024年1月30日 公開決定

・ファイル基準表（文書引継書）

2023-334 2023年12月22日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■都市政策課職員〇〇〇〇が作成または收受した文書のすべての文書管理台帳内の保存年限記録

2024年2月19日 不存在決定

理由：引継予定表には保存年限の記載はありますが、作成または收受した職員の情報に記載されていないため、請求対象の文書は存在しません。

2023-335 2023年12月22日 …………… (都市づくり部公園緑地課)

■2009年度から2013年度の公園緑地課の文書管理台帳すべて

2024年2月5日 一部公開決定

・引継予定表(2009～2013年度)

理由：町田市町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
○個人に関する情報であり、特定の個人が識別されるため。

・2010年度引継予定表 No. 178 副題

・2011年度引継予定表 No. 180 副題

2023-336 2023年12月22日 …………… (市民部市民協働推進課)

■2009年度から2013年度の市民協働推進課の文書管理台帳すべて

2024年1月30日 公開決定

・ファイル基準表(市民協働推進課)

2023-337 2023年12月22日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■2009年度から2013年度の都市政策課の文書管理台帳すべて

2024年1月31日 公開決定

・引継予定表

2023-338 2023年12月22日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■11町都都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)の文書管理目録

2024年2月19日 不存在決定

理由：11町都都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)について、現在情報を保有していないため

2023-339 2023年12月22日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■11町都都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)の文書管理情報すべて

2024年1月31日 不存在決定

理由：11町都都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)について、現在情報を保有していないため

2023-340 2023年12月25日 …………… (市民部市民協働推進課)

■市民協働推進課の文書及び添付文書の管理情報(文書番号(昇順で)・件名・起案/收受日・作業
業者・文書区分・文書状態・保管場所(紙の場合)・保存年限・破棄日)リストすべて(2009
年度・2010年度・2011年度・2012年度・2013年度・2014年度・2015年度・2016年度・2019
年度・2020年度・2021年度・2022年度・2023年度分すべて)

2024年2月6日 不存在決定

理由：請求書に列記された項目を満たす文書は存在しないため。

2023-341 2023年12月25日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■都市政策課の文書及び添付文書の管理情報(文書番号(昇順で)・件名・起案/收受日・作業
業者・文書区分・文書状態・保管場所(紙の場合)・保存年限・破棄日)リストすべて(2009年
度・2010年度・2011年度・2012年度・2013年度・2014年度・2015年度・2016年度・2019年
度・2020年度・2021年度・2022年度・2023年度分すべて)

2024年1月29日 不存在決定

理由：請求書に列記された項目を満たす文書は存在しないため。

2023-342 2023年12月25日 …………… (財務部市有財産活用課)

■市有財産活用課の文書及び添付文書の管理情報(文書番号(昇順で)・件名・起案/收受日・作者・文書区分・文書状態・保管場所(紙の場合)・保存年限・破棄日)リストすべて(2021年度・2022年度・2023年度分すべて)

2024年1月29日 不存在決定

理由：請求書に列記された項目を満たす文書は存在しないため。

2023-343 2023年12月25日 …………… (都市づくり部公園緑地課)

■公園緑地課の文書及び添付文書の管理情報(文書番号(昇順で)・件名・起案/收受日・作者・文書区分・文書状態・保管場所(紙の場合)・保存年限・破棄日)リストすべて(2009年度・2010年度・2011年度・2012年度・2013年度・2014年度・2015年度・2016年度・2019年度・2020年度・2021年度・2022年度・2023年度分すべて)

2024年1月30日 不存在決定

理由：請求書に列記された項目を満たす文書は存在しないため。

2023-344 2023年12月25日 …………… (政策経営部秘書課)

■秘書課の文書及び添付文書の管理情報(文書番号(昇順で)・件名・起案/收受日・作者・文書区分・文書状態・保管場所(紙の場合)・保存年限・破棄日)リストすべて(2021年度・2022年度・2023年度分すべて)

2024年1月31日 不存在決定

理由：請求書に列記された項目を満たす文書は存在しないため。

2023-345 2023年12月25日 …………… (総務部総務課)

■総務課の文書及び添付文書の管理情報(文書番号(昇順で)・件名・起案/收受日・作者・文書区分・文書状態・保管場所(紙の場合)・保存年限・破棄日)リストすべて(2021年度・2022年度・2023年度分すべて)

2024年1月26日 不存在決定

理由：請求書に列記された項目を満たす文書は存在しないため。

2023-346 2023年12月25日 …………… (総務部市政情報課)

■市政情報課の文書及び添付文書の管理情報(文書番号(昇順で)・件名・起案/收受日・作者・文書区分・文書状態・保管場所(紙の場合)・保存年限・破棄日)リストすべて(2019年度・2020年度・2021年度・2022年度・2023年度分すべて)

2024年2月2日 不存在決定

理由：請求書に列記された項目を満たす文書は存在しないため。

2023-347 2024年1月9日 …………… (市民部市民協働推進課)

■市民協働推進課職員〇〇〇〇が起案したすべての文書のリスト(担当は市民協働推進課)

2024年3月21日 公開決定

・市民協働推進課職員〇〇〇〇が起案した文書リスト

2023-348 2024年1月9日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■都市政策課職員〇〇〇〇が起案したすべての文書のリスト(担当は都市政策課)

2024年3月11日 公開決定

・都市政策課職員〇〇〇〇が起案したすべての文書のリスト

2023-349 2024年1月9日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■都市政策課職員〇〇〇〇が收受したすべての文書のリスト(担当は都市政策課)

2024年3月11日 **公開決定**

・都市政策課職員〇〇〇〇が収受したすべての文書のリスト

2023-350 2024年1月9日 …………… (市民部市民協働推進課)

■市民協働推進課職員〇〇〇〇が収受したすべての文書のリスト (担当は市民協働推進課)

2024年3月21日 **公開決定**

・市民協働推進課職員〇〇〇〇が収受した文書リスト

2023-351 2024年1月15日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■(1) 都市政策課が作成または収受した保存年限が1年の文書件数 (2) 都市政策課が作成または収受した保存年限が3年の文書件数 (3) 都市政策課が作成または収受した保存年限が5年の文書件数 (4) 都市政策課が作成または収受した保存年限が10年の文書件数 (5) 都市政策課が作成または収受した保存年限が永年の文書件数

2024年1月29日 **不存在決定**

理由：請求内容に合致する文書の件数が記載された公文書は存在しないため。

2023-352 2024年1月15日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■(6) 都市づくり部長と都市政策課課長がともに署名した保存年限が5年の文書件数 (7) 都市づくり部長と都市政策課課長がともに署名した保存年限が10年の文書件数 (8) 都市づくり部長と都市政策課課長がともに署名した保存年限が永年の文書件数

2024年1月29日 **不存在決定**

理由：請求内容に合致する文書の件数が記載された公文書は存在しないため。

2023-353 **欠番**

2023-354 2024年1月18日 …………… (保健所生活衛生課)

■250号車の運転日誌2022年3月分が破棄されたことがわかる情報または記録

2024年1月31日 **不存在決定**

理由：当課では運転日誌の保存年限を1年と定めていて、当該文書については保存年限が終了した2023年4月に破棄しましたが、記録を残していないため存在いたしません。

2023-355 2023年1月18日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■11町都都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)破棄されたことがわかる情報または記録

2024年2月1日 **不存在決定**

理由：保存年限を経過した紙文書は、文書の所管課で廃棄処理を行いますが、廃棄する際に記録はつけていないため。

2023-356 2024年1月15日 …………… (市民部市民協働推進課)

■総合文書管理システム内の市民協働推進課の文書と添付文書のそれぞれの件数(2009年度・2010年度・2011年度・2012年度・2013年度・2014年度・2015年度・2016年度・2019年度・2020年度・2021年度・2022年度・2023年度分)

2024年1月29日 **不存在決定**

理由：総合文書管理システム内の市民協働推進課の文書と添付文書のそれぞれの件数(2009年度・2010年度・2011年度・2012年度・2013年度・2014年度・2015年度・2016年度・2019年度・2020年度・2021年度・2022年度・2023年度分)が記載された公文書は存在しないため。

2023-357 2024年1月15日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■総合文書管理システム内の都市政策課の文書と添付文書のそれぞれの件数(2009年度・2010年

度・2011年度・2012年度・2013年度・2014年度・2015年度・2016年度・2019年度・2020年度・2021年度・2022年度・2023年度分)

2024年1月29日 不存在決定

理由：請求内容に合致する文書の件数が記載された公文書は存在しないため。

2023-358 2024年1月15日 …………… (都市づくり部公園緑地課)

■総合文書管理システム内の公園緑地課の文書と添付文書のそれぞれの件数 (2009年度・2010年度・2011年度・2012年度・2013年度・2014年度・2015年度・2016年度・2019年度・2020年度・2021年度・2022年度・2023年度分)

2024年1月30日 不存在決定

理由：請求内容に合致する文書の件数が記載された公文書は存在しないため。

2023-359 2024年1月15日 …………… (政策経営部秘書課)

■総合文書管理システム内の秘書課の文書と添付文書のそれぞれの件数 (2021年度・2022年度・2023年度分)

2024年1月29日 不存在決定

理由：文書の件数が記載された公文書は存在しないため。

2023-360 2024年1月15日 …………… (総務部総務課)

■総合文書管理システム内の総務課の文書と添付文書のそれぞれの件数 (2021年度・2022年度・2023年度分)

2024年1月26日 不存在決定

理由：請求内容に合致する文書の件数が記載された公文書は存在しないため。

2023-361 2024年1月15日 …………… (財務部市有財産活用課)

■総合文書管理システム内の市有財産活用課の文書と添付文書のそれぞれの件数 (2021年度・2022年度・2023年度分)

2024年1月29日 不存在決定

理由：請求内容に合致する文書の件数が記載された公文書は存在しないため。

2023-362 2024年1月15日 …………… (総務部市政情報課)

■総合文書管理システム内の市政情報課の文書と添付文書のそれぞれの件数 (2019年度・2022年度・2021年度・2022年度・2023年度分)

2024年1月29日 不存在決定

理由：請求内容に合致する文書の件数が記載された公文書は存在しないため。

2023-363 2024年1月15日 …………… (市民部市民協働推進課)

■永年保存文書の2008年度以降の年度毎の文書件数 (担当課は市民協働推進課)

2024年1月29日 不存在決定

理由：永年保存文書の2008年度以降の年度毎の文書件数 (担当課は市民協働推進課) が記載された公文書は存在しないため。

2023-364 2024年1月15日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■永年保存文書の2008年度以降の年度毎の文書件数 (担当課は都市政策課)

2024年1月29日 不存在決定

理由：請求内容に合致する文書の件数が記載された公文書は存在しないため。

2023-365 2024年1月15日 …………… (都市づくり部公園緑地課)

■永年保存文書の2008年度以降の年度毎の文書件数 (担当課は公園緑地課)

2024年1月30日 不存在決定

理由：請求内容に合致する文書の件数が記載された公文書は存在しないため。

2023-366 2024年1月15日 ……………（政策経営部企画政策課）

■永年保存文書の2008年度以降の年度毎の文書件数（担当課は企画政策課）

2024年1月29日 不存在決定

理由：請求内容に合致する文書の件数が記載された公文書は存在しないため。

2023-367 2024年1月15日 ……………（都市づくり部都市政策課）

■都市政策課職員〇〇〇〇が作成または收受した文書のそれぞれの件数（年度毎で）

2024年1月29日 不存在決定

理由：請求内容に合致する文書の件数が記載された公文書は存在しないため。

2023-368 2024年1月15日 ……………（市民部市民協働推進課）

■市民協働推進課職員〇〇〇〇が作成または收受した文書のそれぞれの件数（年度毎で）

2024年1月29日 不存在決定

理由：市民協働推進課職員〇〇〇〇が作成または收受した文書のそれぞれの件数（年度毎で）が記載された公文書は存在しないため。

2023-369 2024年1月15日 ……………（政策経営部企画政策課）

■企画政策課が起案し市民協働推進課に配信した文書と添付文書のそれぞれの件数（2008年度以降の年度毎で）（担当は企画政策課）

2024年1月29日 不存在決定

理由：請求内容に合致する文書の件数が記載された公文書は存在しないため。

2023-370 2024年1月15日 ……………（政策経営部企画政策課）

■企画政策課が市民協働推進課から收受した文書と添付文書のそれぞれの件数（2008年度以降の年度毎で）（担当は企画政策課）

2024年1月29日 不存在決定

理由：請求内容に合致する文書の件数が記載された公文書は存在しないため。

2023-371 2024年1月15日 ……………（都市づくり部都市政策課）

■都市政策課が起案し市民協働推進課に配信した文書と添付文書のそれぞれの件数（2008年度以降の年度毎で）（担当は都市政策課）

2024年1月29日 不存在決定

理由：請求内容に合致する文書の件数が記載された公文書は存在しないため。

2023-372 2024年1月15日 ……………（都市づくり部都市政策課）

■都市政策課が市民協働推進課から收受した文書と添付文書のそれぞれの件数（2008年度以降の年度毎で）（担当は都市政策課）

2024年1月29日 不存在決定

理由：請求内容に合致する文書の件数が記載された公文書は存在しないため。

2023-373 2024年1月15日 ……………（都市づくり部公園緑地課）

■公園緑地課が起案し市民協働推進課に配信した文書と添付文書のそれぞれの件数（2008年度以降の年度毎で）（担当は公園緑地課）

2024年1月30日 不存在決定

理由：請求内容に合致する文書の件数が記載された公文書は存在しないため。

2023-374 2024年1月15日 ……………（都市づくり部公園緑地課）

■公園緑地課が市民協働推進課から收受した文書と添付文書のそれぞれの件数（2008年度以降の

年度毎で) (担当は公園緑地課)

2024年1月30日 不存在決定

理由: 請求内容に合致する文書の件数が記載された公文書は存在しないため。

2023-375 2024年1月15日 (道路部道路政策課)

■道路政策課が起案し市民協働推進課に配信した文書と添付文書のそれぞれの件数 (2008年度以降の年度毎で) (担当は道路政策課)

2024年1月26日 不存在決定

理由: 請求内容に合致する文書の件数が記載された公文書は存在しないため。

2023-376 2024年1月15日 (道路部道路政策課)

■道路政策課が市民協働推進課から收受した文書と添付文書のそれぞれの件数 (2008年度以降の年度毎で) (担当は道路政策課)

2024年1月26日 不存在決定

理由: 請求内容に合致する文書の件数が記載された公文書は存在しないため。

2023-377 2024年1月15日 (.....)

■損害賠償請求又は損害賠償等請求事件又は特分移転登記等請求事件のそれぞれを含む文書と添付文書の文書リスト 総合文書管理システムの文書検索の結果として得られる csv データ

2024年2月22日 取下げ

2023-378 2024年1月15日 (.....)

■損害賠償等請求事件を含む文書と添付文書の文書リスト 総合文書管理システムの文書検索の結果として得られる csv データ

2024年2月22日 取下げ

2023-379 2024年1月19日 (地域福祉部指導監査課)

■指導監査にかかる

1 令和4年度の決算説明資料

2 令和5年度の予算説明資料

概要版ではなく、担当課で作成したもの

2024年2月5日 取下げ

2023-380 2024年1月22日 (市民部市民協働推進課)

■市民協働推進課職員〇〇〇〇が起案したすべての文書の件数

2024年2月1日 不存在決定

理由: 市民協働推進課職員〇〇〇〇が起案したすべての文書の件数が記載された公文書は存在しないため。

2023-381 2024年1月22日 (市民部市民協働推進課)

■市民協働推進課職員〇〇〇〇が收受したすべての文書の件数

2024年2月1日 不存在決定

理由: 市民協働推進課職員〇〇〇〇が收受したすべての文書の件数が記載された公文書は存在しないため。

2023-382 2024年1月22日 (都市づくり部都市政策課)

■都市政策課職員〇〇〇〇が起案したすべての文書の件数

2024年2月5日 不存在決定

理由: 請求内容に合致する文書の件数が記載された公文書は存在しないため。

2023-383 2024年1月22日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■都市政策課職員〇〇〇〇が收受したすべての文書の件数

2024年2月5日 不存在決定

理由：請求内容に合致する文書の件数が記載された公文書は存在しないため。

2023-384 2023年12月22日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■永年保存文書の文書目録のすべて (担当課は都市政策課)

2024年1月31日 公開決定

・引継予定表

2023-385 2024年1月24日 …………… (総務部総務課)

■2024年1月11日付け23町政デ第326号の2の開示文書の「問合せ連絡票」に記載の論理削除の処理について、町田市が過去に作成した文書の作成年度や作成課、件名、起案/收受、文書の状態、保存年限などの文書管理情報51万件ほどのデータが、(1)町田市情報セキュリティポリシー(情報セキュリティ管理者の許可等)に従って完全に破棄されたことがわかる情報、(2)データベースには残っている処理なのかがわかる情報

2024年2月7日 一部公開決定

・問合わせ連絡票(受付日：2023年11月14日、管理番号：町田文書保守-全体-市問-001-01)

理由：町田市情報公開条例第5第1項第4号に該当

○業務連絡に使用するメールアドレスであって、公開することにより、メールアドレスの使い分けの目的を失うため。

・問合せ元のE-mail

：町田市情報公開条例第5第1項第1号該当

○個人に関する情報であって、特定の個人を識別出来るため。

・回答元の氏名

2024年2月7日 不存在決定

・2024年1月11日付け23町政デ第326号の2の開示文書の「問合せ連絡票」に記載の論理削除の処理について、町田市が過去に作成した文書の作成年度や作成課、件名、起案/收受、文書の状態、保存年限などの文書管理情報51万件ほどのデータが、(1)町田市情報セキュリティポリシー(情報セキュリティ管理者の許可等)に従って完全に破棄されたことがわかる情報

理由：該当する文書を保有していないため。

2023-386 2024年1月16日 …………… (政策経営部企画政策課)

■企画政策課が作成または收受した永年保存文書を管理するための市が保有する書類

2024年1月30日 公開決定

・ファイル基準表(文書引継書)

2023-387 2024年1月16日 …………… (市民部市民協働推進課)

■市民協働推進課が作成または收受した永年保存文書を管理するための市が保有する書類

2024年1月30日 公開決定

・ファイル基準表(市民協働推進課)

2023-388 2024年1月16日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■都市政策課が作成または收受した永年保存文書を管理するための市が保有する書類

2024年1月30日 公開決定

・引継予定表

2023-389 2024年1月16日 …………… (都市づくり部公園緑地課)

■公園緑地課が作成または收受した永年保存文書を管理するための市が保有する書類

2024年1月30日 公開決定

- ・ファイル基準表（1998～2004年度）
- ・引継予定表（2005～2021年度）のうち保存期間永年分

- 2023-390 2024年1月16日 ……………（政策経営部企画政策課）
■企画政策課が作成または收受した永年保存文書を管理するための総合文書管理システム内の情報
 2024年1月30日 公開決定
 ・ファイル基準表（文書引継書）
- 2023-391 2024年1月16日 ……………（市民部市民協働推進課）
■市民協働推進課が作成または收受した永年保存文書を管理するための総合文書管理システム内の情報
 2024年1月30日 公開決定
 ・ファイル基準表（市民協働推進課）
- 2023-392 2024年1月16日 ……………（都市づくり部都市政策課）
■都市政策課が作成または收受した永年保存文書を管理するための総合文書管理システム内の情報
 2024年1月30日 公開決定
 ・引継予定表
- 2023-393 2024年1月16日 ……………（都市づくり部公園緑地課）
■公園緑地課が作成または收受した永年保存文書を管理するための総合文書管理システム内の情報
 2024年1月30日 公開決定
 ・引継予定表（2005～2021年度）のうち保存期間永年分
- 2023-394 2024年1月23日 ……………（道路部道路政策課）
■道路政策課が起案し、市民協働推進課に配信したすべての文書（添付文書も含む）件数と各文書の情報のうち、（起案／收受日（昇順で）・文書番号・件名・作業者・文書区分・文書状態・保存年限）と各文書の保管場所（紙の場合）と各文書の破棄日、及び、前記件数が、道路政策課が起案し市民協働推進課に配信したすべての文書（添付文書も含む）の件数であることを証する情報（担当は道路政策課）
 2024年2月2日 不存在決定
 理由：請求内容に該当する文書は存在しないため。
- 2023-395 2024年1月23日 ……………（政策経営部企画政策課）
■企画政策課が起案し、市民協働推進課に配信したすべての文書（添付文書も含む）件数と各文書の情報のうち、（起案／收受日（昇順で）・文書番号・件名・作業者・文書区分・文書状態・保存年限）と各文書の保管場所（紙の場合）と各文書の破棄日、及び、前記件数が、企画政策課が起案し市民協働推進課に配信したすべての文書（添付文書も含む）の件数であることを証する情報（担当は企画政策課）
 2024年2月5日 不存在決定
 理由：請求内容に該当する文書は存在しないため。
- 2023-396 2024年1月23日 ……………（都市づくり部公園緑地課）
■公園緑地課が起案し、市民協働推進課に配信したすべての文書（添付文書も含む）件数と各文書の情報のうち、（起案／收受日（昇順で）・文書番号・件名・作業者・文書区分・文書状態・保存年限）と各文書の保管場所（紙の場合）と各文書の破棄日、及び、前記件数が、公園緑地課が起案し市民協働推進課に配信したすべての文書（添付文書も含む）の件数であることを証する情報（担当は公園緑地課）
 2024年2月6日 不存在決定
 理由：請求内容に該当する文書は存在しないため。

2023-397 2024年1月23日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■都市政策課が起案し、市民協働推進課に配信したすべての文書(添付文書も含む)件数と各文書の情報のうち、(起案/收受日(昇順で)・文書番号・件名・作業員・文書区分・文書状態・保存年限)と各文書の保管場所(紙の場合)と各文書の破棄日、及び、前記件数が、都市政策課が起案し市民協働推進課に配信したすべての文書(添付文書も含む)の件数であることを証する情報(担当は都市政策課)

2024年2月6日 不存在決定

理由:請求内容に該当する文書は存在しないため。

2023-398 2024年1月23日 …………… (道路部道路政策課)

■道路政策課が起案し、市民協働推進課に収受したすべての文書(添付文書も含む)件数と各文書の情報のうち、(起案/收受日(昇順で)・文書番号・件名・作業員・文書区分・文書状態・保存年限)と各文書の保管場所(紙の場合)と各文書の破棄日、及び、前記件数が、道路政策課が市民協働推進課から収受したすべての文書(添付文書も含む)の件数であることを証する情報(担当は道路政策課)

2024年2月2日 不存在決定

理由:請求内容に該当する文書は存在しないため。

2023-399 2024年1月23日 …………… (政策経営部企画政策課)

■企画政策課が起案し、市民協働推進課に収受したすべての文書(添付文書も含む)件数と各文書の情報のうち、(起案/收受日(昇順で)・文書番号・件名・作業員・文書区分・文書状態・保存年限)と各文書の保管場所(紙の場合)と各文書の破棄日、及び、前記件数が、企画政策課が市民協働推進課から収受したすべての文書(添付文書も含む)の件数であることを証する情報(担当は企画政策課)

2024年2月5日 不存在決定

理由:請求内容に該当する文書は存在しないため。

2023-400 2024年1月23日 …………… (都市づくり部公園緑地課)

■公園緑地課が起案し、市民協働推進課に収受したすべての文書(添付文書も含む)件数と各文書の情報のうち、(起案/收受日(昇順で)・文書番号・件名・作業員・文書区分・文書状態・保存年限)と各文書の保管場所(紙の場合)と各文書の破棄日、及び、前記件数が、公園緑地課が市民協働推進課から収受したすべての文書(添付文書も含む)の件数であることを証する情報(担当は公園緑地課)

2024年2月6日 不存在決定

理由:請求内容に該当する文書は存在しないため。

2023-401 2024年1月23日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■都市政策課が市民協働推進課から収受したすべての文書(添付文書も含む)件数と各文書の情報のうち、(起案/收受日(昇順で)・文書番号・件名・作業員・文書区分・文書状態・保存年限)と各文書の保管場所(紙の場合)と各文書の破棄日、及び、前記件数が都市政策課が市民協働推進課から収受したすべての文書(添付文書も含む)の件数であることを証する情報(担当は都市政策課)

2024年2月6日 不存在決定

理由:請求内容に該当する公文書は存在しないため。

2023-402 2024年1月23日 …………… (財務部市有財産活用課)

■220号車の仕業点検表・1か月点検表・運転日誌を管理するためのすべての書類

2024年2月6日 公開決定

・2021年度 引継予定表

2023-403 2024年1月23日 …………… (保健所生活衛生課)

■250号車の作業点検表・1か月点検表・運転日誌を管理するためのすべての書類

2024年2月5日 公開決定

・簿冊管理簿(2023年度、分類記号004-008-001(生活衛生課管理事務・業務運営管理・業務運営))のうち、以下の簿冊のみ

- ・庁用者運転日誌・点検表・予定表・アルコール検査記録簿(10月～3月)
- ・庁用者運転日誌・点検表・予定表・アルコール検査記録簿(4月～9月)

2023-404 2024年1月23日 …………… (総務部市政情報課)

■22町総市第542号の文書すべて

2024年2月6日 一部公開決定

・東京地方検察庁への情報提供について【町田市情報公開・個人情報保護審査会条例】

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○国の機関及び市の機関が関係機関と円滑に連絡を取り合うために使用するメールアドレス及び内線番号であって、公にすることにより、市民等から直接連絡が入り、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

- ・メールアドレス、内線番号

2023-405 2024年1月23日 …………… (市民部市民協働推進課)

■23町市協第390号の2の非公開決定通知の非公開の理由欄に記載された、「市民協働推進課は業務都合上通年で1台車両を確保している」ことを証する情報(2022年の分)

2024年2月6日 不存在決定

理由：保存年限経過により該当の公文書は破棄済みであり、現在市民協働推進課では保有していないため。

2023-406 2024年2月2日 …………… (総務部市政情報課)

■2024年1月17日付け23町総市協第604号の公文書公開請求書の補正について(依頼)について、補正の対象となる事項に記載の「公開する公文書について、対象が特定できません。特定に必要な事項を記載してください。具体的な記載が難しい場合は、文書すべてではなく、例えば「文書のリスト」に変更することもご検討ください。」のうち、「文書のリスト」とは何かかわかる情報

2024年2月7日 不存在決定

理由：請求内容に該当する公文書は存在しないため。

2023-407 2024年2月2日 …………… (市民部市民協働推進課)

■市民協働推進課職員としての〇〇〇〇が作成した文書の総合文書管理システムのデータベース内の文書管理データ(文書の履歴管理情報も含む)(文書を管理するための情報のこと、市が文書に紐づけて管理に利用している情報・データの類)

2024年2月14日 公開決定

- ・ファイル基準表(市民協働推進課2012～2015年度)

2023-408 2024年2月1日 …………… (財務部市有財産活用課)

■2022年3月分の220号車の運転日誌の保存年限が1年であることを証する適法な情報

2024年2月13日 不存在決定

理由：220号車の運転日誌は、3年保存のため不存在

2023-409 2024年2月1日 …………… (政策経営部デジタル戦略室)

■管理番号「町田文書保守一全体」で管理される情報を検索するシステムの名前

2024年2月15日 不存在決定

理由：管理番号「町田文書保守－全体」は、文書管理システムの運用において、システム提供者に問合せをする際に使用する「問合せ連絡票」に付番する番号の一部です。問合せ連絡票の記載情報を検索するシステムはないことから、請求された公文書は存在しません。

2023-410 2024年2月1日 ……………（総務部総務課）

■管理番号「町田文書保守－全体」で管理される情報のうち、〇〇〇〇自治会を含む情報の件数とその各情報に紐づけられたすべての情報

2024年2月15日 一部公開決定

・問い合わせ連絡票（受付日：2023年11月14日、管理番号：町田文書保守-全体-市問-001-01）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○業務連絡に使用するメールアドレスであって、公開することにより、メールアドレスの使い分けの目的を失うため。

・問合せ元のE-mail

：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人を識別出来るため。

・回答元の氏名

2023-411 2024年2月1日 ……………（都市づくり部都市政策課）

■都市政策課が市民協働推進課から収受した総合文書管理システム内の保存年限が永年の文書のすべての件数と各文書の総合文書管理システム内の情報 文書一覧等 町田市情報公開条例第16条に基づく公文書の検索に必要な資料（できれば複写した光ディスクの交付もしてください）

2024年4月18日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年5月7日分 公開決定

・市民協働推進課から収受した総合文書管理システム内の保存年限が永年の文書について

・文書リスト

・該当文書の各簿冊の文書目録

簿冊名「基本方針関連」

「目的外利用」（2010年度）

「目的外利用」（2012年度）

「個人情報 目的外利用」

2024年5月7日 一部公開決定

・市民協働推進課から収受した総合文書管理システム内の保存年限が永年の文書について

・該当文書の各簿冊の文書目録

簿冊名「0908 買い取り申し出」

「0909 買い取り申し出」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

・買い取り申し出者の氏名

2023-412 2024年2月1日 ……………（市民部市民協働推進課）

■都市政策課が市民協働推進課に配信した総合文書管理システム内の保存年限が永年の文書のすべての件数と各文書の総合文書管理システム内の情報 文書一覧等の町田市情報公開条例第16条に基づく公文書の検索に必要な資料（できれば複写した光ディスクの交付もして下さい）

2024年4月17日 不存在決定

理由：請求対象に該当する文書は存在しないため。

2023-413 2024年2月5日 ……………（政策経営部デジタル戦略室）

■町田文書保を含む管理番号で管理されるすべてのデータベースの情報のうち、〇〇〇〇自治会を含む情報とその情報と紐づけられたすべての情報（保存年限の情報や保存年限を過ぎた文書の

管理情報を含む) (2021 年度分)

2024 年 2 月 15 日 **不存在決定**

理由:「町田文書を含む管理番号」は、文書管理システムの運用において、システム提供事業者
に問合せをする際に使用する「問合せ連絡票」に付番する番号です。問合せ連絡票を管理
するデータベースはないことから、請求された公文書は存在しません。

2023-414 2024 年 2 月 5 日 (市民部市民協働推進課)

**■総合文書管理システム内のすべてのデータベースの情報のうち、〇〇〇〇自治会を含む情報とそ
の情報と紐づけられたすべての情報 (保存年限の情報や保存年限を過ぎた文書の管理情報を含
む) (2009 年度分から 2013 年度分)**

2024 年 2 月 19 日 **公開決定**

- ・総合文書管理システムで検索した〇〇〇〇自治会を含む文書リスト (2009 年度、2012 年度、
2013 年度)
- ・ファイル基準表
(市民協働推進課 2009 年度、2012 年度、2013 年度)

2023-415 2024 年 2 月 6 日 (市民部市民協働推進課)

**■総合文書管理システム内の 2009 年度・2010 年度・2011 年度・2012 年度・2013 年度・2014 年度・
2015 年度・2016 年度・2019 年度・2020 年度・2021 年度・2022 年度・2023 年度分の文書リスト
または添付文書リストの csv 出力された最後の頁とその前の頁 (できれば年度毎にページ番号
を付記) (市民協働推進課)**

2024 年 2 月 22 日 **決定延期**

理由: 公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024 年 3 月 21 日 **一部公開決定**

- ・市民協働推進課の CSV 出力された文書リストの最後の頁とその前の頁
 - ・2009 年度・2010 年度・2011 年度・2012 年度・2013 年度・2014 年度・2015 年度・2016 年度
 - ・2019 年度・2020 年度・2021 年度・2022 年度・2023 年度分

理由: 町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 2 号に該当

○公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそ
れがあるため

- ・消費者相談に係る事業者名

2023-416 2024 年 2 月 6 日 (都市づくり部都市政策課)

**■総合文書管理システム内の 2009 年度・2010 年度・2011 年度・2012 年度・2013 年度・2014 年度・
2015 年度の都市政策課職員〇〇〇〇が作成または收受した文書リストの csv 出力された最後の
頁とその前の頁と添付文書リストの csv 出力された最後の頁とその前の頁 (できれば年度毎に
ページ番号を付記) (都市政策課)**

2024 年 2 月 21 日 **公開決定**

- ・総合文書管理システム内の 2011 年度に都市政策課職員〇〇〇〇が作成及び收受した文書リス
トの最後の頁とその前の頁

2024 年 2 月 21 日 **不存在決定**

- ・総合文書管理システム内の 2009 年度・2010 年度・2012 年度・2013 年度・2014 年度・2015 年
度の都市政策課職員〇〇〇〇が作成または收受した文書リストの csv 出力された最後の頁とそ
の前の頁と添付リストの csv 出力された最後の頁とその前の頁 (できれば年度毎にページ番号
を付記) (都市政策課)

理由: 当該職員が都市政策課に在籍していた期間は、2011 年度のみのため、その他の年度の文書
リストは存在しません。

2023-417 2024 年 2 月 6 日 (市民部市民協働推進課)

■総合文書管理システム内の 2009 年度・2010 年度・2011 年度・2012 年度・2013 年度・2014 年度・

2015年度の市民協働推進課職員〇〇〇〇が作成または收受した文書リストの csv 出力された最後の頁とその前の頁と添付文書リストの csv 出力された最後の頁とその前の頁（できれば年度毎にページ番号を付記）（市民協働推進課）

2024年2月22日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年3月21日 公開決定

- ・市民協働推進課職員〇〇〇〇が作成または收受した文書リスト（CSV出力）
 - ・2012年度
 - ・2013年度
 - ・2014年度

2024年3月21日 不存在決定

- ・市民協働推進課職員〇〇〇〇が作成または收受した文書リスト（CSV出力）
 - ・2009年度
 - ・2010年度
 - ・2011年度
 - ・2015年度

理由：請求対象に該当する文書は存在しないため。

2023-418 2024年2月6日 ……………（政策経営部企画政策課）

■総合文書管理システム内の2008年度以降の市民協働推進課に配信または市民協働推進課から收受した文書または添付文書の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力された最後の頁とその前の頁（できれば年度毎にページ番号を付記）（企画政策課）

2024年2月22日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書の精査に時間を要するため。

2024年3月19日 公開決定

- ・2008年度以降に市民協働推進課から收受した文書の文書リスト（最後の頁とその前の頁）

2023-419 2024年2月6日 ……………（市民部市民協働推進課）

■2008年度以降の総合文書管理システム内の損害賠償請求又は損害賠償等請求事件又は特分移転登記等請求事件を含む文書リストまたは添付文書リストの csv 出力したすべての頁（できれば年度毎にページ番号を付記）（市民協働推進課）

2024年2月29日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-420 2024年2月6日 ……………（市民部市民協働推進課）

■総合文書管理システム内の特分移転登記等請求事件を含む文書リストまたは添付文書の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力したすべての頁（2021年度と2022年度分）（できれば年度毎にページ番号を付記）（市民協働推進課）

2024年2月29日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-421 2024年2月6日 ……………（市民部市民協働推進課）

■総合文書管理システム内の特分移転登記等請求事件を含む文書または添付文書の各簿冊の簿冊管理簿リストの csv 出力したすべての頁（2021年度と2022年度分）（できれば年度毎にページ番号を付記）（市民協働推進課）

2024年2月29日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-422 2024年2月6日 ……………（市民部市民協働推進課）

■総合文書管理システム内の損害賠償等請求事件を含む文書または添付文書の文書リストまたは

添付文書リストの csv 出力したすべての頁（平成 5 年度と平成 9 年度分）（できれば年度毎にページ番号を付記）（市民協働推進課）

2024 年 2 月 29 日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は 2005 年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-423 2024 年 2 月 6 日 ……………（市民部市民協働推進課）

■総合文書管理システム内の損害賠償等請求事件を含む文書または添付文書の各簿冊の簿冊管理簿リストの csv 出力したすべての頁（平成 5 年度と平成 9 年度分）（できれば年度毎にページ番号を付記）（市民協働推進課）

2024 年 2 月 29 日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は 2005 年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-424 2024 年 2 月 6 日 ……………（市民部市民協働推進課）

■総合文書管理システム内の 11 町都第 125 号（〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶）の簿冊について、簿冊管理簿リストの csv 出力したすべての頁（できればページ番号を付記）（市民協働推進課）

2024 年 2 月 20 日 不存在決定

理由：当該文書を保有していないため、簿冊も存在しません。

2023-425 2024 年 2 月 6 日 ……………（市民部市民協働推進課）

■総合文書管理システム内の 11 町都第 125 号（〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶）を含む文書または添付文書の各簿冊の簿冊管理簿リストの csv 出力したすべての頁（できれば年度毎にページ番号を付記）（市民協働推進課）

2024 年 2 月 20 日 不存在決定

理由：当該文書を保有していないため、簿冊も存在しません。

2023-426 2024 年 2 月 6 日 ……………（市民部市民協働推進課）

■総合文書管理システム内の 11 町都第 125 号（〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶）の簿冊について、簿冊内の文書一覧の csv 出力したすべての頁（できればページ番号を付記）（市民協働推進課）

2024 年 2 月 20 日 不存在決定

理由：当該文書を保有していないため、簿冊も存在しません。

2023-427 2024 年 2 月 6 日 ……………（市民部市民協働推進課）

■総合文書管理システム内の 11 町都第 125 号（〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶）を含む文書または添付文書の各簿冊について、各簿冊内の文書一覧の csv 出力したすべての頁（できればページ番号を付記）（市民協働推進課）

2024 年 2 月 20 日 不存在決定

理由：当該文書を保有していないため、簿冊も存在しません。

2023-428 2024 年 2 月 6 日 ……………（市民部市民協働推進課）

■総合文書管理システム内の 09 町市協第 1577 号の簿冊について、簿冊管理簿リストの csv 出力したすべての頁（できれば印刷時ページ番号/総ページ数を付記）（市民協働推進課）

2024 年 2 月 22 日 公開決定

・ 該当簿冊の簿冊管理簿リスト

2023-429 2024 年 2 月 6 日 ……………（市民部市民協働推進課）

■総合文書管理システム内の 09 町市協第 1577 号の簿冊について、簿冊内の文書一覧の csv 出力

したすべての頁（できれば印刷時ページ番号/総ページ数を付記）（市民協働推進課）

2024年2月22日 公開決定

- ・該当簿冊の文書一覧

2023-430 2024年2月6日 ……………（市民部市民協働推進課）

■総合文書管理システム内の13町市協第484号の簿冊について、簿冊管理簿リストの csv 出力したすべての頁（できれば印刷時ページ番号/総ページ数を付記）（市民協働推進課）

2024年2月22日 公開決定

- ・該当簿冊の簿冊管理簿リスト

2023-431 2024年2月6日 ……………（市民部市民協働推進課）

■総合文書管理システム内の13町市協第484号の簿冊について、簿冊内の文書一覧の csv 出力したすべての頁（できれば印刷時ページ番号/総ページ数を付記）（市民協働推進課）

2024年2月22日 公開決定

- ・該当簿冊の文書一覧

2023-432 2024年2月6日 ……………（財務部市有財産活用課）

■2022年3月の運行記録の簿冊について、簿冊内の文書一覧の csv 出力したすべての頁（できれば印刷時ページ番号/総ページ数を付記）（市有財産活用課）

2024年2月22日 公開決定

- ・運行管理簿（文書一覧）

2023-433 2024年2月6日 ……………（都市づくり部公園緑地課）

■「野津田公園スケートパーク基本設計（素案）の説明会について」の資料全て

（1月25日に開催すると通知があったが、一転、直前の1月23日に「開催中止」の通知があった。「開催」から「中止」に至るまでの経緯がわかる資料の全て）

2024年2月20日 不存在決定

理由：説明会を中止にした経緯について文書を作成していないため。

2023-434 2024年2月7日 ……………（学校教育部施設課）

■2023年度 本町田小学校と本町田東小学校の「公立学校施設等の総括表」等（施設台帳）の書類一式

2024年2月14日 公開決定

- ・2023年度 本町田小学校と本町田東小学校の「公立学校施設等の総括表」等（施設台帳）の書類一式

2023-435 2024年2月8日 ……………（政策経営部デジタル戦略室）

■2024年1月11日付け23町政第326号の2の開示文書の「問い合わせ連絡票」に記載の論理削除の処理について、町田市が過去に作成した文書の作成年度や作成課、件名、起案/收受、文書の状態、保存年限などの文書管理情報51万件ほどのデータが（1）完全に破棄されたことがわかる町田市情報セキュリティポリシーの情報セキュリティ管理者の許可（担当はデジタル戦略室）

2024年2月15日 不存在決定

理由：デジタル戦略室は、デジタル戦略室が保有する情報資源ではない文書の廃棄を許可する業務を所掌していません。よって、請求された公文書は存在しません。

2023-436 2024年2月8日 ……………（総務部総務課）

■総合文書管理システムのヘルプの情報、簡易マニュアル等の類を含む

2024年2月22日 一部公開決定

- ・総合文書管理システム FAQ

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

- ・項番1 ユーザID, パスワード
- ・項番4 対応方法2行目から4行目
- ・項番10 問い合わせ内容、対応方法
- ・項番25 問い合わせ内容、対応方法
- ・項番44 対象機能、問い合わせ内容、対応方法

2023-437 2024年2月8日 (総務部総務課)

■2024年1月11日付け23町政デ第326号の2の開示文書の「問い合わせ連絡票」に記載の論理削除の処理について、町田市が過去に作成した文書の作成年度や作成課、件名、起案/收受、文書の状態、保存年限などの文書管理情報51万件ほどのデータが(2)データベースに残っている処理なのかわかる情報 残された上記連絡票の2件

2024年2月22日 一部公開決定

- ・問合せ連絡票(受付日:2023年11月14日、管理番号:町田文書保守-全体-市問-001-01)

理由：町田市町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○業務連絡に使用するメールアドレスであって、公開することにより、メールアドレスの使い分けの目的を失うため。

- ・問い合わせ元のE-mail

：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人を識別出来るため。

- ・回答元の氏名

2023-438 2024年2月2日 (都市づくり部都市政策課)

■都市政策課職員として〇〇〇〇が作成した文書の総合文書管理システムのデータベース内の文書管理データ(文書の履歴管理情報も含む)文書を管理するための情報のこと 市が文書に紐づけて管理に利用しているデータの類

2024年2月14日 公開決定

- ・2011年度の引継予定表

2023-439 2024年2月13日 (財務部市有財産活用課)

■60号車、62号車の各運転日誌の2021年度分の簿冊の(1)簿冊管理簿(2)簿冊一覧

2024年2月21日 公開決定

- ・(1)簿冊管理簿(運行管理簿のみ)
- ・(2)文書件名簿出力(文書目録)
簿冊名「運行管理簿」(車両管理係)

2023-440 2024年2月13日 (保健所生活衛生課)

■250号車の運転日誌の2021年度分の簿冊の(1)簿冊管理簿と(2)簿冊一覧

2024年2月26日 不存在決定

理由：文書の保存年限が終了し廃棄済みであるため、存在いたしません。

2024年5月16日 審査請求

2023-441 2024年2月13日 (保健所生活衛生課)

■250号車の2022年3月分の運転日誌とその運転日誌の簿冊の簿冊管理簿とその簿冊の簿冊一覧

2024年2月26日 不存在決定

理由：運転日誌は生活衛生課長が町田市文書管理規定第33条に基づき、保存年限を1年と定めております。そのため、2022年3月分の運転日誌については、保存年限が終了し、同規定第39条に基づき廃棄済みであるため、存在しません。

簿冊管理簿や簿冊一覧も同様の理由で、存在しません。

2024年5月16日 **審査請求**

2023-442 2024年2月13日 …………… (市民部市民協働推進課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、2022年3月の收受文書の文書リストを csv 出力したすべての頁 (できれば印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記したもの) (担当は市民協働推進課)

2024年2月27日 **決定延期**

理由: 公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年3月28日 **一部公開決定**

・2022年3月の收受文書の文書リスト

理由: 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

・消費者相談に係る事業者名

2023-443 2024年2月13日 …………… (市民部市民協働推進課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、2022年3月の收受文書のデータを格納する各簿冊の簿冊管理簿を csv 出力したすべての頁 (できれば印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記したもの) (担当は市民協働推進課)

2024年2月27日 **決定延期**

理由: 公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年3月28日 **公開決定**

・簿冊管理簿 (2021年度)

ただし次の簿冊分のみ

- ・101-012-001 予算関係文書 (翌年度) (市民協働推進課)
- ・101-013 市政要望 (市民協働推進課)
- ・201-010 調査・回答 (東京都) (男女平等推進)
- ・201-011 部屋及び図書等貸出し関係 (男女平等推進)
- ・101-011-001 部長の仕事目標
- ・105-002 地域予算① (南区)
- ・105-002 地域予算③ (町田第一地区)
- ・105-002 地域予算④ (町田第二地区)
- ・107-001 町内会・自治会 回覧
- ・107-001 町内会・自治会 補助金交付申請
- ・107-001 町内会・自治会 補助金清算
- ・107-001-003 町内会・自治会 要望・相談
- ・107-002 連合会 地区補助金申請・交付
- ・107-002 連合会 地区長会
- ・108-002 財産管理 その他契約締結関連
- ・108-002 財産管理 建物修繕
- ・119-002 中間支援組織 契約関連
- ・119-002 中間支援組織 定例会
- ・201-004-004 人権補助金 (男女平等推進)
- ・202-005-001 運営委員募集 (男女平等推進センター)
- ・301-001-003 市長への手紙 (回答あり) (消費生活センター)
- ・302-001 消費生活センター運営協議会補助金
- ・201-009-002 男女平等推進計画

2023-444 2024年2月13日 …………… (市民部市民協働推進課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、2022年3月の收受文書のデータを格納

する各簿冊の文書一覧を csv 出力したすべての頁（できれば印刷時にページ番号/総ページ数を
頁の余白に付記したもの）（担当は市民協働推進課）

2024年2月27日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年3月28日 **一部公開決定**

・文書件名簿出力（文書目録）

ただし2021年度の次の簿冊分

- ・101-012-001 予算関係文書（翌年度）（市民協働推進課）
- ・101-013 市政要望（市民協働推進課）
- ・201-010 調査・回答（東京都）（男女平等推進）
- ・201-011 部屋及び図書等貸出し関係（男女平等推進）
- ・101-011-001 部長の仕事目標
- ・105-002 地域予算①（南区）
- ・105-002 地域予算③（町田第一地区）
- ・105-002 地域予算④（町田第二地区）
- ・107-001 町内会・自治会 回覧
- ・107-001 町内会・自治会 補助金交付申請
- ・107-001 町内会・自治会 補助金清算
- ・107-001-003 町内会・自治会 要望・相談
- ・107-002 連合会 地区補助金申請・交付
- ・107-002 連合会 地区長会
- ・108-002 財産管理 その他契約締結関連
- ・108-002 財産管理 建物修繕
- ・119-002 中間支援組織 契約関連
- ・119-002 中間支援組織 定例会
- ・201-004-004 人権補助金（男女平等推進）
- ・202-005-001 運営委員募集（男女平等推進センター）
- ・301-001-003 市長への手紙（回答あり）（消費生活センター）
- ・302-001 消費生活センター運営協議会補助金
- ・201-009-002 男女平等推進計画

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

・消費者相談に係る事業者名

2023-445 欠番

2023-446 2024年2月13日 ……………（都市づくり部都市政策課）

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、2022年3月の収受文書の文書リストを
csv 出力したすべての頁（できれば印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記したも
の）（担当は都市政策課）

2024年2月27日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、対象文書の精査に時間を要するため。

2024年3月25日 **公開決定**

・2022年3月の収受文書の文書リスト

2023-447 2024年2月13日 ……………（都市づくり部公園緑地課）

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、2022年3月の収受文書の文書リストを
csv 出力したすべての頁（できれば印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記したも
の）（担当は公園緑地課）

2024年2月27日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、対象文書の精査に時間を要するため。

2024年3月27日 **一部公開決定**

・2021年度2022年3月の収受文書リスト

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別され得るため。

・1枚目14行目の一部

・1枚目39行目の一部

・2枚目22行目の一部

・2枚目23行目の一部

：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○捜査に支障を及ぼす恐れがあるため。

・2枚目20行目の一部

2023-448 2024年2月13日 …………… (道路部道路政策課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、2022年3月の収受文書の文書リストを csv 出力したすべての頁（できれば印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記したも の）（担当は道路政策課）

2024年2月27日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、対象文書の精査に時間を要するため

2024年3月14日 **公開決定**

・2022年3月の収受文書の文書リスト

2023-449 2024年2月13日 …………… (総務部総務課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、2022年3月の収受文書の文書リストを csv 出力したすべての頁（できれば印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記したも の）（担当は総務課）

2024年2月27日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書の精査に時間を要するため

2024年3月28日 **公開決定**

・2022年3月の収受文書の文書リスト

2023-450 2024年2月13日 …………… (財務部市有財産活用課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、2022年3月の収受文書の文書リストを csv 出力したすべての頁（できれば印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記したも の）（担当は市有財産活用課）

2024年2月27日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、対象文書の精査に時間を要するため。

2024年3月21日 **公開決定**

・2022年3月の収受文書の文書リスト

2023-451 2024年2月13日 …………… (政策経営部秘書課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、2022年3月の収受文書の文書リストを csv 出力したすべての頁（できれば印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記したも の）（担当は秘書課）

2024年2月27日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書の精査に時間を要するため。

2024年3月28日 **公開決定**

・2022年3月の収受文書の文書リスト

2023-452 2024年2月13日 …………… (総務部市政情報課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、2022年3月の收受文書の文書リストを csv 出力したすべての頁 (できれば印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記したもの) (担当は市政情報課)

2024年2月27日 決定延期

理由: 公文書公開請求が重なり、対象文書の精査に時間を要するため。

2024年3月27日 公開決定

・2022年3月の收受文書の文書リスト

2023-453 2024年2月13日 …………… (政策経営部企画政策課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、2022年3月の收受文書のデータを格納する各簿冊の簿冊管理簿を csv 出力したすべての頁 (できれば印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記したもの) (担当は企画政策課)

2024年2月26日 決定延期

理由: 公文書公開請求が重なり、対象文書の精査に時間を要するため。

2024年3月27日 公開決定

・簿冊管理簿 (2021年度)

(次の簿冊分のみ「基地関係 その他」「町田・相模原業務核都市」「首都圏業務核都市首長会議」「企画研究会 東京都予算要望」「企画研究会 第2ブロック会議」「東京都議会予算要望 照会回答」「学術・文化・産業ネットワーク多摩」「大学連携」「他団体 照会・回答」「東京都 照会・回答」「平和首長会議」「課庶務 照会・回答」「部総務 一般照会・回答」「部総務 震災」「部総務 予算 照会・回答」「部総務 議会 照会・回答」「その他特命事項」「厚木基地騒音対策協議会」「基地関係 国(防衛)・その他の機関」「国の臨時交付金(地域活性化等)」「東京都の交付金(多摩の魅力発信等)」「東京都市町村総合交付金特選事業枠」「いじめ問題調査委員会通知等」「首都圏南西部国際都市群の創出プロジェクト」「八市連携(横浜市)」「絹の道都市間連携研究会」「5か年計画策定・進捗管理」「情報公開 請求・回答」「部総務 決算 照会・回答」「部総務 契約事務適正化委員会 通知」「部総務 市長への手紙」「政策研究 実施」「公共施設等マネジメント実施」

2023-454 2024年2月13日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、2022年3月の收受文書データを格納する各簿冊の簿冊管理簿を csv 出力したすべての頁 (できれば印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記したもの) (担当は都市政策課)

2024年2月27日 決定延期

理由: 公文書公開請求が重なり、対象文書の精査に時間を要するため。

2024年3月25日 公開決定

・2022年3月の收受文書を格納する簿冊の簿冊管理簿

2023-455 2024年2月13日 …………… (都市づくり部公園緑地課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、2022年3月の收受文書のデータを格納する各簿冊の簿冊管理簿を csv 出力したすべての頁 (できれば印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記したもの) (担当は公園緑地課)

2024年2月27日 決定延期

理由: 公文書公開請求が重なり、対象文書の精査に時間を要するため。

2024年3月27日 公開決定

・2021年度簿冊管理簿

(次の簿冊分のみ: 「国・東京都からの通知文」「国・都からの照会・回答」「予算に関わる一般文書・照会」「公園緑地用地境界証明綴り」「保全地域植生管理契約」「個人情報・情報公開に関する文書」「市長への手紙(メールフォーム・電子メール他)」「広聴課市政要望」「監査」「補正予算」「繰越明許費に関する文書」「【S】会計年度任用職員関係」「都市づくり部労働安

全衛生委員会」「占用関係資料」「ぼたんしゃくやくまつり」「(仮称) 成瀬鞍掛スポーツ施設整備工事 書類」「野津田公園拡張区域整備工事 書類」「野津田公園芝生広場等復旧工事書類」「減免許可申請」「忠生公園駐車場収支実績報告書」「芹ヶ谷公園駐車場収支実績報告書」「香山緑地清掃業務委託」「香山緑地整備工事(その1) 監理業務委託 書類」「都市公園占用申請」「木曾山崎公園管理施設整備工事 設計書」「みどり空間活用」「指定管理者通知等」「【野津田公園】年度協定書」「【相原中央公園G】自主事業」「【野津田公園】自主事業」「【鶴間公園】自主事業」「【西園】自主事業」「指定管理公園分」「ウェルカムゲートバスベイ整備工事 設計書」「【S】個人情報登録票【常用】」「【S】捜査関係事項照会」「公園国有地借上簿」「行政財産目的外使用申請綴り(芹ヶ谷公園・旧高ヶ坂広場)」「道路・河川占用関係(申請書・許可書)」

・2022年度簿冊管理簿

(次の簿冊分のみ:「【西園】業務実施条件等」「【西園】自主事業」「【野津田公園】自主事業」「【鶴間公園】自主事業」

2023-456 2024年2月13日 (道路部道路政策課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、2022年3月の收受文書のデータを格納する各簿冊の簿冊管理簿を csv 出力したすべての頁(できれば印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記したもの)(担当は道路政策課)

2024年2月27日 **決定延期**

理由:公文書公開請求が重なり、対象文書の精査に時間を要するため。

2024年3月14日 **公開決定**

・簿冊管理簿(2021年度)

(次の簿冊分のみ:

- ・計画に関する調査・照会・回答
- ・予算に関する調査・照会・回答
- ・会計に関する調査・照会・回答
- ・生産緑地
- ・公拡法の買取り希望照会・回答
- ・財産管理に関する文書その他
- ・議会に関する調査・照会・回答
- ・執行体制・座席表
- ・人事に関する調査・照会・回答
- ・研修に関する調査・照会・回答
- ・情報に関する調査・照会・回答
- ・防災・災害に関する文書・調査・照会・回答
- ・環境に関する調査・照会・回答
- ・国・都・自治体:調査・照会・回答
- ・全国・東京都街路事業促進協議会
- ・協議会関連文書その他
- ・東京都・区市町村建設副産物対策連絡協議会
- ・道路整備促進期成同盟会・東京都協議会
- ・関東国道協会
- ・庁舎管理に関する調査・照会・回答
- ・選挙関連文書
- ・その他の文書(調査・照会・回答)
- ・事業認可関連照会・回答
- ・補正予算
- ・通学路点検
- ・安全施設・バリアフリー
- ・無電柱化

- ・道路橋梁整備事務に関する通知・照会等（国）
- ・請求・完了実績・繰越・その他（道路事業都費補助金）
- ・道路事業都費補助金交付決定書（当初・変更）
- ・その他都道関連の設計協議・施行通知
- ・国道関連の通知・照会・協議
- ・道路橋梁管理事務に関する通知・照会・協議（下水道部）
- ・市長への手紙・要望
- ・要望（自治会・町内会）
- ・自転車レーン設置計画・NW計画
- ・鶴見川関連（宮川橋上流～図師大橋上流）（常）
- ・協定書・承諾書（常）

2023-457 2024年2月13日 ……………（総務部総務課）

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、2022年3月の收受文書のデータを格納する各簿冊の簿冊管理簿を csv 出力したすべての頁（できれば印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記したもの）（担当は総務課）

2024年2月27日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書の精査に時間を要するため

2024年3月28日 公開決定

- ・簿冊管理簿（2021年度）

（次の簿冊分のみ「担当部長の出席要請書」「議会関係に係る、その他通知・資料・調査・回答等」「全員協議会」「出席要求報告書（代理出席含む）」「委員会出席要求通知」「庁内一般文書」「調査関係書類」「部長の仕事目標・課の仕事目標」「契約事務適正化委員会」「服務」「＜国・都＞ ※『市総務』や特定の件は別の分類・簿冊へ」「他課からの文書」「郵送料金受取人払申請・承認」「他課からの文書（公印台帳写）」「定数庶務」「通知（総務課発・定数管理）」「定員関係照会・回答」「調査・通知関係（庁内調査・通知）（指定管理者制度）」「調査・通知関係（庁外調査・通知）（指定管理者制度）」「各種通知（事務引継ぎ）」「調査関係（外郭団体総合調整事務）」「『市章』関係＜庁外＞」「採択・請願の処理」「議決通知書（予算・条例）」「附帯決議の送付」「定期監査、例月出納検査」「市政要望」「監査事務局通知等」「会計年度任用職員関係」「本庁舎重要書庫」「歴史的公文書」「電子印使用承認申請・通史」「定数配分決定」「各部提出分（事務と執行体制の確認シート）」「朝鮮学校助成関係（通知・調査）」「職業実践専門課程」「許可・届出」「審査請求書の受理・審理員の指名（行政不服審査法）」「庁外文書（L G W A N 関連）」「新調・改刻・廃印届」

- ・簿冊管理簿（2022年度）

（次の簿冊分のみ「権限移譲 関連資料・通知（組織改正）」「照会・回答」「組合からの要求・申し入れ書（写）（定数管理）」

2023-458 2024年2月13日 ……………（財務部市有財産活用課）

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、2022年3月の收受文書のデータを格納する各簿冊の簿冊管理簿を csv 出力したすべての頁（できれば印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記したもの）（担当は市有財産活用課）

2024年2月27日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、対象文書の精査に時間を要するため。

2024年3月21日 公開決定

- ・簿冊管理簿（2021年度）

（次の簿冊分のみ「広報掲載・ホームページ更新・まちビジョン」「仕事目標」「本年度予算に関する文書（補正予算等）」「議会対応」「市政要望・市長への手紙」「会計年度任用職員」「不動産鑑定委託」「災害共済解約申込」「行政財産使用許可」「定数管理」「財務部労働安全衛生委員会」「ロッカー申請」「【常】宿日直業務委託（長期継続契約）2019.10.1～2022.9.30）」「貸付契約（解約期間5年以下）」「取得に関する綴り・土地」「所管換・用途決定等に関する綴り」

「貸付契約（契約期間 20 年 1 日以上、定期借地権等）」

2023-459 2024 年 2 月 13 日 ……………（政策経営部秘書課）

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、2022 年 3 月の收受文書のデータを格納する各簿冊の簿冊管理簿を csv 出力したすべての頁（できれば印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記したもの）（担当は秘書課）

2024 年 2 月 27 日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書の精査に時間を要するため。

2024 年 3 月 28 日 公開決定

・簿冊管理簿（2021 年度）

（次の簿冊分のみ「マニュアル等」「案内通知」「秘書課ホームページ」「提案理由説明書」「仕事目標」「予算執行資料」「市政要望関連」「調査・回答」「会議資料」「週報・庶務・送付物」「東京都への要望事項」「庶務・送付物」「各種会議資料」「多摩テレビ」「多摩ニュータウン環境組合」「東京たま広域資源循環組合」「東京市町村自治調査会」「東京都 11 市競輪事業組合」「東京都市町村協議会」「東京都市町村職員共済組合」「東京都後期高齢者医療広域連合」「各種会議資料（東京都市長会会長充て職）」「システム運用・保守等関連資料」「死亡・高齢者」「総務省関係」「原稿」「新型コロナウイルス感染症対策関連」「全国の震災関連（人的支援）」

2023-460 2024 年 2 月 13 日 ……………（総務部市政情報課）

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、2022 年 3 月の收受文書のデータを格納する各簿冊の簿冊管理簿を csv 出力したすべての頁（できれば印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記したもの）（担当は市政情報課）

2024 年 2 月 27 日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、対象文書の精査に時間を要するため。

2024 年 3 月 27 日 公開決定

・簿冊管理簿（2021 年度）

（次の簿冊分のみ「審議会諮問書」「013060_データ」「002020_部長の仕事目標」「002030_5か年計画」「006020_補正予算」「情報公開ハンドブックの改定について」「009010_経セン活動 国・都文書、実査資料」「2020 年度第 2 号事件」「個人情報保護対策」「公文書目録」）

2023-461 2024 年 2 月 13 日 ……………（政策経営部企画政策課）

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、2022 年 3 月の收受文書のデータを格納する各簿冊の文書一覧を csv 出力したすべての頁（できれば印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記したもの）（担当は企画政策課）

2024 年 2 月 26 日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、対象文書の精査に時間を要するため。

2024 年 3 月 27 日 公開決定

・文書件名簿出力（文書目録）

（2021 年度の次の簿冊分「基地関係 国（防衛省）・その他の機関」「厚木基地騒音対策協議会」「基地関係 その他」「首都圏業務核都市首長会議」「町田・相模原業務核都市」「国の臨時交付金（地域活性化等）」「東京都の交付金（多摩の魅力発信等）」「東京都市町村総合交付金特選事業枠」「企画研究会 第 2 ブロック会議」「企画研究会 東京都予算要望」「東京都議会予算要望 照会回答」「首都圏南西部国際部市群の創出プロジェクト」「八市連携（横浜市）」「学術・文化・産業ネットワーク多摩」「絹の道都市間連携研究会」「大学連携」「他団体 照会・回答」「東京都 照会・回答」「平和首長会議」「5 か年計画 策定・進捗管理」「課庶務 照会・回答」「情報公開 照会・回答」「部総務 一般照会・回答」「部総務 震災」「部総務 予算照会・回答」「部総務 決算 照会・回答」「部総務 契約事務適正化委員会 通知」「部総務 市長への手紙」「部総務 議会 照会・回答」「その他特命事項」「政策研究 実施」「公共施設等マネジメント 実施」

2024年3月27日 一部公開決定

・文書件名簿出力（文書目録）

（2021年度の次の簿冊分「いじめ問題調査委員会 通知等」）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○市が行う事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

・No.2～4、7、8、27、28、36、37、42～44、46、47、52～54、58、59、67、68、88、105の件名または件名の一部

2023-462 2024年2月13日 ……………（都市づくり部都市政策課）

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、2022年3月の收受文書のデータを格納する各簿冊の文書一覧を csv 出力したすべての頁（できれば印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記したもの）（担当は都市政策課）

2024年2月27日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、対象文書の精査に時間を要するため。

2024年3月26日 一部公開決定

・2022年3月の收受文書を格納する各簿冊の文書目録

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当するため。

○法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

・「(部) 市政要望」簿冊 No. 46 件名中の法人名称

2023-463 2024年2月13日 ……………（都市づくり部公園緑地課）

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、2022年3月の收受文書のデータを格納する各簿冊の文書一覧を csv 出力したすべての頁（できれば印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記したもの）（担当は公園緑地課）

2024年2月27日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、対象文書の精査に時間を要するため。

2024年3月26日 一部公開決定

・2021年度簿冊の文書件名簿出力（文書目録）

（次の簿冊分のみ：「国・東京都からの通知文」「国・都からの照会・回答」「予算に関わる一般文書・照会」「公園緑地用地境界証明綴り」「保全地域植生管理契約」「個人情報・情報公開に関する文書」「市長への手紙（メールフォーム・電子メール他）」「広聴課市政要望」「監査」「補正予算」「繰越明許費に関する文書」「【S】会計年度任用職員関係」「都市づくり部労働安全衛生委員会」「占用関係資料」「ぼたんしゃくやくまつり」「(仮称) 成瀬鞍掛スポーツ施設整備工事 書類」「野津田公園拡張区域整備工事 書類」「野津田公園芝生広場等復旧工事 書類」「減免許可申請」「忠生公園駐車場収支実績報告書」「芹ヶ谷公園駐車場収支実績報告書」「香山緑地清掃業務委託」「香山緑地整備工事（その1）監理業務委託 書類」「都市公園占用申請」「木曾山崎公園管理施設整備工事 設計書」「みどり空間活用」「指定管理者通知」「【野津田公園】年度協定書」「【相原中央公園G】自主事業」「【野津田公園】自主事業」「【鶴間公園】自主事業」「【西園】自主事業」「指定管理公園分」「ウェルカムゲートバスベイ整備工事 設計書」「【S】個人情報登録票【常用】」「【S】捜査関係事項照会」「公園国有地借上簿」「行政財産目的外使用申請綴り（芹が谷公園・旧高ヶ坂広場）」「道路・河川占用関係（申請書・許可書）」

・2022年度簿冊の文書件名簿出力（文書目録）

（次の簿冊分のみ：「【西園】業務実施条件等」「【西園】自主事業」「【野津田公園】自主事業」「【鶴間公園】自主事業」）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○捜査に支障を及ぼすおそれがあるため。

・2021年度簿冊「【S】捜査関係事項照会」のうち、No. 1及び2の一部

：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別され得るため

- ・2021年度簿冊「指定管理公園分」のうち、No.4、5、14、15、17～23、29、30、32～35、40、41、43～49、51～55、67～69、72、73、78、79、82、85、88、91～93、及び106の一部

2023-464 2024年2月13日 …………… (道路部道路政策課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、2022年3月の收受文書のデータを格納する各簿冊の文書一覧をcsv出力したすべての頁（できれば印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記したもの）(担当は道路政策課)

2024年2月27日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、対象文書の精査に時間を要するため。

2024年3月14日 **公開決定**

- ・文書件名簿出力（文書目録）

(2021年度の次の簿冊)

- ・計画に関する調査・照会・回答
- ・予算に関する調査・照会・回答
- ・会計に関する調査・照会・回答
- ・生産緑地
- ・公拡法の買取り希望照会・回答
- ・財産管理に関する文書その他
- ・議会に関する調査・照会・回答
- ・執行体制・座席表
- ・人事に関する調査・照会・回答
- ・研修に関する調査・照会・回答
- ・情報に関する調査・照会・回答
- ・防災・災害に関する文書・調査・照会・回答
- ・環境に関する調査・照会・回答
- ・国・都・自治体：調査・照会・回答
- ・全国・東京都街路事業促進協議会
- ・協議会関連文書その他
- ・東京都・区市町村建設副産物対策連絡協議会
- ・道路整備促進期成同盟会・東京都協議会
- ・関東国道協会
- ・庁舎管理に関する調査・照会・回答
- ・選挙関連文書
- ・その他の文書（調査・照会・回答）
- ・事業認可関連照会・回答
- ・補正予算
- ・通学路点検
- ・安全施設・バリアフリー
- ・無電柱化
- ・道路橋梁整備事務に関する通知・照会等（国）
- ・請求・完了実績・繰越・その他（道路事業都費補助金）
- ・道路事業都費補助金交付決定書（当初・変更）
- ・その他都道関連の設計協議・施行通知
- ・国道関連の通知・照会・協議
- ・道路橋梁管理事務に関する通知・照会・協議（下水道部）
- ・市長への手紙・要望
- ・要望（自治会・町内会）
- ・自転車レーン設置計画・NW計画
- ・鶴見川関連（宮川橋上流～凶師大橋上流）（常）

・ 協定書・承諾書（常）

2023-465 2024年2月13日 ……………（総務部総務課）

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、2022年3月の收受文書のデータを格納する各簿冊の文書一覧を csv 出力したすべての頁（できれば印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記したもの）（担当は総務課）

2024年2月27日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書の精査に時間を要するため

2024年3月28日 公開決定

・ 文書件名簿出力（文書目録）

（2021年度の次の簿冊分「担当部長の出席要請書」「議会関係に係る、その他通知・資料・調査・回答等」「全員協議会」「出席要求報告書（代理出席含む）」「委員会出席要求通知」「庁内一般文書」「調査関係書類」「部長の仕事目標・課の仕事目標」「契約事務適正化委員会」「服務」「＜国・都＞ ※『市総務』や特定の件は別の分類・簿冊へ」「他課からの文書」「郵送料金受取人払申請・承認」「他課からの文書（公印台帳写）」「定数庶務」「通知（総務課発・定数管理）」「定員関係照会・回答」「調査・通知関係（庁内調査・通知）（指定管理者制度）」「調査・通知関係（庁外調査・通知）（指定管理者制度）」「各種通知（事務引継ぎ）」「調査関係（外郭団体総合調整事務）」「『市章』関係＜庁外＞」「採択・請願の処理」「議決通知書（予算・条例）」「附帯決議の送付」「定期監査、例月出納検査」「市政要望」「監査事務局通知等」「会計年度任用職員関係」「本庁舎重要書庫」「歴史的公文書」「電子印使用承認申請・通知」「定数配分決定」「各部提出分（事務と執行体制の確認シート）」「朝鮮学校助成関係（通知・調査）」「職業実践専門課程」「許可・届出」「審査請求書の受理・審理員の指名（行政不服審査法）」「庁外文書（L G W A N 関連）」「新調・改刻・廃印届」

・（2022年度の次の簿冊分のみ「権限移譲 関連資料・通知（組織改正）」「照会・回答」「組合からの要求・申し入れ書（写）（定数管理）」

2023-466 2024年2月13日 ……………（財務部市有財産活用課）

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、2022年3月の收受文書のデータを格納する各簿冊の文書一覧を csv 出力したすべての頁（できれば印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記したもの）（担当は市有財産活用課）

2024年2月27日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、対象文書の精査に時間を要するため。

2024年3月21日 公開決定

・ 文書件名簿出力（文書目録）

（2021年度の次の簿冊分のみ「広報掲載・ホームページ更新・まちビジョン」「仕事目標」「本年度予算に関する文書（補正予算等）」「議会対応」「市政要望・市長への手紙」「会計年度任用職員」「不動産鑑定委託」「災害共済解約申込」「行政財産使用許可」「定数管理」「財務部労働安全衛生委員会」「ロッカー申請」「【常】宿日直業務委託（長期継続契約）2019.10.1～2022.9.30」「貸付契約（解約期間5年以下）」「取得に関する綴り・土地」「所管換・用途決定等に関する綴り」「貸付契約（契約期間20年1日以上、定期借地権等）」

2023-467 2024年2月13日 ……………（政策経営部秘書課）

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、2022年3月の收受文書のデータを格納する各簿冊の文書一覧を csv 出力したすべての頁（できれば印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記したもの）（担当は秘書課）

2024年2月27日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書の精査に時間を要するため。

2024年3月28日 公開決定

・ 文書件名簿出力（文書目録）

（2021年度の次の簿冊分のみ「マニュアル等」「案内通知」「秘書課ホームページ」「提案理由説

明書」「仕事目標」「予算執行資料」「市政要望関連」「調査・回答」「会議資料」「週報・庶務・送付物」「東京都への要望事項」「庶務・送付物」「各種会議資料」「多摩テレビ」「多摩ニュータウン環境組合」「東京たま広域資源循環組合」「東京市町村自治調査会」「東京都 11 市競輪事業組合」「東京都市町村協議会」「東京都市町村職員共済組合」「東京都後期高齢者医療広域連合」「各種会議資料（東京都市長会会長充て職）」「システム運用・保守等関連資料」「死亡・高齢者」「総務省関係」「原稿」「新型コロナウイルス感染症対策関連」「全国の震災関連（人的支援）」

2023-468 2024年2月13日 ……………（総務部市政情報課）

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、2022年3月の収受文書のデータを格納する各簿冊の文書一覧を csv 出力したすべての頁（できれば印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記したもの）（担当は市政情報課）

2024年2月27日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、対象文書の精査に時間を要するため。

2024年3月27日 公開決定

・文書件名簿出力（文書目録）

（2021年度の次の簿冊分「審議会諮問書」「013060_データ」「002020_部長の仕事目標」「002030_五か年計画」「006020_補正予算」「情報公開ハンドブックの改定について」「009010_経セン活動国・都文書、実査資料」「2020年度第2号事件」「個人情報保護対策」「公文書目録」）

2023-469 2024年2月13日 ……………（政策経営部企画政策課）

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、2022年3月の収受文書の文書リストを csv 出力したすべての頁（できれば印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記したもの）（担当は企画政策課）

2024年2月26日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、対象文書の精査に時間を要するため。

2024年3月27日 公開決定

・2022年3月の収受文書の文書リスト

2023-470 欠番

2023-471 2024年2月19日 ……………（都市づくり部都市政策課）

■11町都第125号（〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶）を保管していた簿冊の簿冊管理簿の情報を総合文書管理システムのデータベース内の情報から抽出した結果

2024年3月4日 不存在決定

理由：11町都第125号（〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶）について現在情報を保有していないため

2023-472 2024年2月19日 ……………（都市づくり部都市政策課）

■11町都第125号（〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶）を保管していた簿冊の文書一覧の情報を総合文書管理システムのデータベース内の情報から抽出した結果

2024年3月4日 不存在決定

理由：11町都第125号（〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶）について現在情報を保有していないため

2023-473 2024年2月19日 ……………（学校教育部施設課）

■（1）2022年3月20日の〇〇〇〇の時間外勤務命令簿のような時間外勤務命令簿の作業内容欄に「保健予防課応援業務」の類が記載された業務に対し、手当科目の款項目「教育費・小中学校費・学校施設費」が充てられたすべての時間外勤務命令簿と（2）時間外勤務命令簿の作業内容欄に「保健予防課対応業務」の類が記載された業務に対し、手当科目の款項目「衛生

費・保健衛生費・保健予防費」が充てられたすべての時間外勤務命令簿（2021年度分、担当は施設課）

2024年3月4日 **一部公開決定**

- ・令和3年7月20日分「時間外勤務命令簿」
- ・令和3年7月22日分「時間外勤務命令簿」
- ・令和4年2月28日分「時間外勤務命令簿」
- ・令和4年3月8日分「時間外勤務命令簿」
- ・令和4年3月9日分「時間外勤務命令簿」
- ・令和4年3月13日分「時間外勤務命令簿」
- ・令和4年3月20日分「時間外勤務命令簿」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

- ・職員番号、振替日

2023-474 2024年2月19日 ……………（都市づくり部地区街づくり課）

■（1）2022年3月20日の〇〇〇〇の時間外勤務命令簿のような時間外勤務命令簿の作業内容欄に「保健所応援」の類が記載された業務に対し、手当科目の款項目「土木費・都市計画費・まちづくり推進費」が充てられたすべての時間外勤務命令簿と（2）時間外勤務命令簿の作業内容欄に「保健所応援」の類が記載された業務に対し、手当科目の款項目「衛生費・保健衛生費・保健予防費」が充てられたすべての時間外勤務命令簿（2021年度分、担当は地区街づくり課）

2024年2月29日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、対象に時間を要するため。

2024年3月19日 **一部公開決定**

- ・時間外勤務命令簿 2022年3月20日 〇〇分
- 2022年2月8日 〇〇分
- 2022年2月9日 〇〇分
- 2022年2月11日 〇〇分

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

- ・職員番号、振替日、代休日

2023-475 2024年2月19日 ……………（財務部営繕課）

■（1）2022年3月20日の〇〇〇〇の時間外勤務命令簿のような時間外勤務命令簿の作業内容欄に「保健所応援業務」の類が記載された業務に対し、手当科目の款項目「総務費・総務管理費・営繕管理費」が充てられたすべての時間外勤務命令簿（2021年度分）と（2）時間外勤務命令簿の作業内容欄に「保健所応援業務」の類が記載された業務に対し、手当科目の款項目「衛生費・保健衛生費・保健予防費」が充てられたすべての時間外勤務命令簿（2021年度分）（担当は営繕課）

2024年3月4日 **一部公開決定**

- ・時間外命令簿（2021年6月24日）
- ・時間外命令簿（2021年7月6日）
- ・時間外命令簿（2022年1月28日）
- ・時間外命令簿（2022年2月2日）
- ・時間外命令簿（2022年2月5日）
- ・時間外命令簿（2022年2月6日）
- ・時間外命令簿（2022年2月7日）
- ・時間外命令簿（2022年2月8日）
- ・時間外命令簿（2022年2月9日）
- ・時間外命令簿（2022年2月11日）

- ・時間外命令簿 (2022年2月12日)
- ・時間外命令簿 (2022年2月13日)
- ・時間外命令簿 (2022年3月12日)
- ・時間外命令簿 (2022年3月16日)
- ・時間外命令簿 (2022年3月20日)

理由：町田市町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- 職員に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。
- ・職員番号、振替日、代休日

2023-476 2024年2月19日 …………… (都市づくり部地区街づくり課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報から「2008年度以降の各年度の永年保存の文書」を抽出した文書リストの情報と「2008年度以降の各年度の永年保存の添付文書」を抽出した添付文書の添付文書リストの情報（できれば印刷時に用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記、担当は地区街づくり課）

2024年2月29日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、対象に時間を要するため。

2024年3月19日 **一部公開決定**

- ・総合文書管理システム内のデータベースの情報から「2008年度以降の各年度の永年保存の文書」を抽出した文書リスト

理由：町田市町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって特定の個人を識別できるため。

- ・2013年5月17日付け 12町都地74号の5 「審査請求人■■■■外3名に関する審査請求資料の提供について」に記載の個人の氏名
- ・2013年6月5日付け 12町都地74号の7 「審査請求人■■■■外3名に関する審査請求資料の提供について」に記載の個人の氏名
- ・2013年4月9日付け 13町都地23号 「保留地購入者「■■■■氏が購入した保留地所有権移転手続き」について」に記載の個人の氏名
- ・2017年9月26日付け 13町都地441号 「再審査請求（■■■■氏）について」に記載の個人の氏名
- ・2017年9月6日付け 17町都地148号 「繰上納付申出書（No.463 ■■■■）」に記載の個人の氏名
- ・2017年9月6日付け 17町都地148号 「繰上納付申出書（No.463 ■■■■）」に記載の個人の氏名
- ・2018年2月8日付け 17町都地339号 「繰上納付申出書（No.1059 ■■■■）」に記載の個人の氏名
- ・2018年2月8日付け 17町都地339号 「繰上納付申出書（No.1059 ■■■■）」に記載の個人の氏名
- ・2018年8月29日付け 18町都地214号 「繰上納付申出書（No.1014 ■■■■）」に記載の個人の氏名
- ・2018年8月29日付け 18町都地215号 「繰上納付申出書（No.1014 ■■■■）」について」に記載の個人の氏名
- ・2018年8月29日付け 18町都地215号 「繰上納付申出書（No.1013 ■■■■）」について」に記載の個人の氏名
- ・2018年8月29日付け 18町都地215号 「繰上納付申出書（No.1013 ■■■■）」について」に記載の個人の氏名
- ・2019年7月9日付け 19町都地149号 「繰上納付申出書（■■■■氏）」に記載の個人の氏名
- ・2019年7月9日付け 19町都地149号 「繰上納付申出書（■■■■氏）」に記載の個人の氏名
- ・2022年1月4日付け 21町都地397号 「要望書について（収受）（■■■■氏）」に記載

- 載の個人の氏名
- ・2022年1月11日付け 21 町都地 401 号 「要望書について（収受）（■■■■氏）」に記載の個人の氏名
- ・2022年1月13日付け 21 町都地 405 号 「要望書について（収受）（■■■■氏）」に記載の個人の氏名
- ・2022年1月13日付け 21 町都地 406 号 「要望書について（収受）（■■■■氏）」に記載の個人の氏名
- ・2022年1月13日付け 21 町都地 407 号 「要望書について（収受）（■■■■氏）」に記載の個人の氏名
- ・2022年1月17日付け 21 町都地 409 号 「要望書について（収受）（■■■■氏）」に記載の個人の氏名
- ・2022年1月17日付け 21 町都地 410 号 「要望書について（収受）（■■■■氏）」に記載の個人の氏名
- ・2022年1月20日付け 21 町都地 418 号 「要望書について（収受）（■■■■氏）」に記載の個人の氏名
- ・2022年3月16日付け 21 町都地 516 号 「要望書について（収受）（■■■■氏）」に記載の個人の氏名
- ・2023年1月6日付け 「要望書について（収受）（■■■■氏）」に記載の個人の氏名
- ・2023年1月19日付け 「鶴川駅南土地区画整理事業地内権利者 換地設計協議（2023年1月11日）（■■■■氏打合せ）」に記載の個人の氏名
- ・2023年1月19日付け 「鶴川駅南土地区画整理事業地内権利者 換地設計協議（2023年1月11日）（■■■■氏打合せ）」に記載の個人の氏名
- ・2022年9月6日付け 「鶴川駅南土地区画整理事業地内権利者 換地設計協議（2022年9月6日）（■■■■氏打合せ）」に記載の個人の氏名
- ・2022年9月16日付け 「鶴川駅南土地区画整理事業地内権利者 換地設計協議（2022年9月8日）（■■■■氏打合せ）」に記載の個人の氏名
- ・2022年7月22日付け 「鶴川駅南土地区画整理事業地内権利者 換地設計協議（2022年7月21日）（■■■■氏打合せ）」に記載の個人の氏名
- ・2022年7月22日付け 「鶴川駅南土地区画整理事業地内権利者 換地設計協議（2022年7月19日）（■■■■氏打合せ）」に記載の個人の氏名
- ・2023年11月24日付け 23 町都地 385 号の3 「町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業に伴う建築物等移転補償料の決定及び提示について（■■■■氏 先行分）」に記載の個人の氏名
- ・2024年1月17日付け 23 町都地 385 号の3 「町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業に伴う建築物等移転補償料の決定及び提示について（締結）（■■■■先行分）」に記載の個人の氏名
- ・2024年1月24日付け 23 町都地 385 号の4 「2023年度鶴川駅南土地区画整理事業補償金支払依頼について（■■■■氏 先行分）」に記載の個人の氏名
- ・2024年1月25日付け 23 町都地 385 号の5 「公共事業用資産の買取り等の申出証明について（■■■■氏 先行分）（町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業）」に記載の個人の氏名
- ・2023年6月7日付け 「鶴川駅南土地区画整理事業地内権利者 換地設計協議（2023年6月7日）（■■■■氏 打合せ）」に記載の個人の氏名
- ・2023年4月14日付け 「鶴川駅南土地区画整理事業地内権利者 換地設計協議（2023年4月10日）（■■■■氏 打合せ）」に記載の個人の氏名
- ・2023年10月25日付け 「鶴川駅南土地区画整理事業地内権利者 換地設計協議（2023年10月16日）（■■■■氏打合せ）」に記載の個人の氏名

2023-477 2024年2月19日 (都市づくり部地区街づくり課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報から「2008年度以降の各年度の市民協働推進課

に配信した文書」を抽出した文書リストの情報と「2008年度以降の各年度の市民協働推進課に配信した添付文書」を抽出した添付文書リストの情報（A3用紙で印刷したすべての頁分、できれば印刷時に用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記、担当は地区街づくり課）

2024年2月29日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、対象に時間を要するため。

2024年3月19日 **不存在決定**

理由：総合文書管理システムには、請求内容に該当する文書を抽出する機能がないため。

2023-478 2024年2月19日（都市づくり部地区街づくり課）

■総合文書管理システム内のデータベースの情報から「2008年度以降の各年度の市民協働推進課から収受した文書」を抽出した文書リストの情報と「2008年度以降の各年度の市民協働推進課から収受した添付文書」を抽出した添付文書リストの情報（A3用紙で印刷したすべての頁分、できれば印刷時に用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記、担当は地区街づくり課）

2024年2月29日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、対象に時間を要するため。

2024年3月19日 **公開決定**

・総合文書管理システム内のデータベースの情報から「2008年度以降の各年度の市民協働推進課から収受した文書」を抽出した文書リスト

2023-479 2024年2月19日（都市づくり部地区街づくり課）

■総合文書管理システム内のデータベースの情報から「2022年3月の収受文書」を抽出した文書リストと「2022年3月の収受添付文書」を抽出した添付文書リストの情報（A3用紙で印刷したすべての頁分、できれば印刷時に用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記、担当は地区街づくり課）

2024年2月29日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、対象に時間を要するため。

2024年3月19日 **公開決定**

・総合文書管理システム内のデータベースの情報から「2022年3月の収受文書」を抽出した文書リスト

2023-480 2024年2月19日（都市づくり部地区街づくり課）

■総合文書管理システム内のデータベースの情報から「2022年3月の収受文書に紐づけたデータを格納した簿冊」を抽出した各簿冊の簿冊管理簿の情報（A4用紙で印刷したすべての頁分、できれば印刷時に用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記、担当は地区街づくり課）

2024年2月29日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、対象に時間を要するため。

2024年3月19日 **公開決定**

・簿冊管理簿（2021年度）
（次の簿冊分のみ「庁内文書」「解散認可申請書」「JR東日本協議」「都市づくり公社」「02 小山田桜台まちづくり協議会（アドバイザー派遣）」「13 小山田中部街づくり協議会（事務）」「街づくり関連文書（庁外）」「景観関連文書（庁内）」「景観関連文書（庁外）」「景観アドバイザー協議（Cフロー）」「景観事前相談申請書」「小田急電鉄 詳細設計」「国費・都費・補助金関連」「小田急電鉄 協定」「東京都都市づくり公社 協定」「鶴川駅南土地地区画整理事業」）

2023-481 2024年2月19日（都市づくり部地区街づくり課）

■総合文書管理システム内のデータベースの情報から「2022年3月の収受文書に紐づけたデータを格納した簿冊」を抽出した各簿冊の文書一覧の情報（A3用紙で印刷したすべての頁分、できれば印刷時に用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記、担当は地区街づくり課）

2024年2月29日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、対象に時間を要するため。

2024年3月19日 **一部公開決定**

・文書件名簿出力（文書目録）

（2021年度の次の簿冊分「庁内文書」「解散認可申請書」「JR 東日本協議」「都市づくり公社」「02 小山田桜台まちづくり協議会（アドバイザー派遣）」「13 小山田中部街づくり協議会（事務）」「街づくり関連文書（庁外）」「景観関連文書（庁内）」「景観関連文書（庁外）」「景観アドバイザー協議（Cフロー）」「景観事前相談申請書」「小田急電鉄 詳細設計」「国費・都費・補助金関連」「小田急電鉄 協定」「東京都都市づくり公社 協定」「鶴川駅南土地地区画整理事業」）

理由：町田市町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

・個人に関する情報であって特定の個人を識別できるため。

- ・「鶴川駅南土地地区画整理事業」 21 町都地 397 号 「要望書について（収受）（■■■■氏）」に記載の個人の氏名
- ・「鶴川駅南土地地区画整理事業」 21 町都地 401 号 「要望書について（収受）（■■■■氏）」に記載の個人の氏名
- ・「鶴川駅南土地地区画整理事業」 21 町都地 405 号 「要望書について（収受）（■■■■氏）」に記載の個人の氏名
- ・「鶴川駅南土地地区画整理事業」 21 町都地 406 号 「要望書について（収受）（■■■■氏）」に記載の個人の氏名
- ・「鶴川駅南土地地区画整理事業」 21 町都地 407 号 「要望書について（収受）（■■■■氏）」に記載の個人の氏名
- ・「鶴川駅南土地地区画整理事業」 21 町都地 409 号 「要望書について（収受）（■■■■氏）」に記載の個人の氏名
- ・「鶴川駅南土地地区画整理事業」 21 町都地 410 号 「要望書について（収受）（■■■■氏）」に記載の個人の氏名
- ・「鶴川駅南土地地区画整理事業」 21 町都地 418 号 「要望書について（収受）（■■■■氏）」に記載の個人の氏名
- ・「鶴川駅南土地地区画整理事業」 21 町都地 516 号 「要望書について（収受）（■■■■氏）」に記載の個人の氏名
- ・「鶴川駅南土地地区画整理事業」 「要望書について（収受）（■■■■■■氏）」に記載の個人の氏名

2023-482 2024年2月19日 ……………（都市づくり部地区街づくり課）
■地区街づくり課〇〇〇〇の2022年3月20日の保健所応援作業の記録と市街地整備係業務の記録

2024年2月29日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、対象に時間を要するため。

2024年3月19日 **不存在決定**

理由：該当の公文書が存在しないため。

2023-483 2024年2月19日 ……………（財務部営繕課）
■営繕課〇〇〇〇の2022年3月20日の保健所応援作業の記録と学校施設係業務の記録

2024年2月29日 **不存在決定**

理由：保健所応援作業及び学校施設係業務の記録を作成しておらず、存在しないため。

023-484 2024年2月6日 ……………（政策経営部企画政策課）
■総合文書管理システム内の11町都第125号（〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶）の簿冊について、簿冊管理簿リストのcsv出力したすべての頁（できればページ番号を付記）（企画政策課）

2024年2月22日 **不存在決定**

理由：該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。

- 2023-485 2024年2月6日 (都市づくり部都市政策課)
■総合文書管理システム内の11町都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)の簿冊について、簿冊管理簿リストのcsv出力したすべての頁(できればページ番号を付記)(都市政策課)
2024年2月22日 不存在決定
理由: 11町都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)について、現在情報を保有していないため。
- 2023-486 2024年2月6日 (都市づくり部公園緑地課)
■総合文書管理システム内の11町都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)の簿冊について、簿冊管理簿リストのcsv出力したすべての頁(できればページ番号を付記)(公園緑地課)
2024年2月22日 不存在決定
理由: 該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。
- 2023-487 2024年2月6日 (道路部道路政策課)
■総合文書管理システム内の11町都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)の簿冊について、簿冊管理簿リストのcsv出力したすべての頁(できればページ番号を付記)(道路政策課)
2024年2月22日 不存在決定
理由: 該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。
- 2023-488 2024年2月6日 (総務部総務課)
■総合文書管理システム内の11町都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)の簿冊について、簿冊管理簿リストのcsv出力したすべての頁(できればページ番号を付記)(総務課)
2024年2月22日 不存在決定
理由: 該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。
- 2023-489 2024年2月6日 (政策経営部秘書課)
■総合文書管理システム内の11町都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)の簿冊について、簿冊管理簿リストのcsv出力したすべての頁(できればページ番号を付記)(秘書課)
2024年2月22日 不存在決定
理由: 該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。
- 2023-490 2024年2月6日 (総務部市政情報課)
■総合文書管理システム内の11町都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)の簿冊について、簿冊管理簿リストのcsv出力したすべての頁(できればページ番号を付記)(市政情報課)
2024年2月22日 不存在決定
理由: 該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。
- 2023-491 2024年2月6日 (政策経営部デジタル戦略室)
■総合文書管理システム内の11町都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)の簿冊について、簿冊管理簿リストのcsv出力したすべての頁(できればページ番号を付記)(デジタル戦略室)
2024年2月22日 不存在決定
理由: 該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。
- 2023-492 2024年2月6日 (政策経営部企画政策課)
■総合文書管理システム内の11町都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)の簿冊に

ついて、簿冊内の文書一覧の csv 出力したすべての頁（できればページ番号を付記）（企画政策課）

2024年2月22日 不存在決定

理由：該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。

2023-493 2024年2月6日（都市づくり部都市政策課）

■総合文書管理システム内の11町都都第125号（〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶）の簿冊について、簿冊内の文書一覧の csv 出力したすべての頁（できればページ番号を付記）（都市政策課）

2024年2月21日 不存在決定

理由：11町都都第125号（〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶）について、現在情報を保有していないため。

2023-494 2024年2月6日（都市づくり部公園緑地課）

■総合文書管理システム内の11町都都第125号（〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶）の簿冊について、簿冊内の文書一覧の csv 出力したすべての頁（できればページ番号を付記）（公園緑地課）

2024年2月22日 不存在決定

理由：該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。

2023-495 2024年2月6日（道路部道路政策課）

■総合文書管理システム内の11町都都第125号（〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶）の簿冊について、簿冊内の文書一覧の csv 出力したすべての頁（できればページ番号を付記）（道路政策課）

2024年2月22日 不存在決定

理由：該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。

2023-496 2024年2月6日（総務部総務課）

■総合文書管理システム内の11町都都第125号（〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶）の簿冊について、簿冊内の文書一覧の csv 出力したすべての頁（できればページ番号を付記）（総務課）

2024年2月22日 不存在決定

理由：該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。

2023-497 2024年2月6日（政策経営部秘書課）

■総合文書管理システム内の11町都都第125号（〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶）の簿冊について、簿冊内の文書一覧の csv 出力したすべての頁（できればページ番号を付記）（秘書課）

2024年2月22日 不存在決定

理由：該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。

2023-498 2024年2月6日（総務部市政情報課）

■総合文書管理システム内の11町都都第125号（〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶）の簿冊について、簿冊内の文書一覧の csv 出力したすべての頁（できればページ番号を付記）（市政情報課）

2024年2月22日 不存在決定

理由：該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。

2023-499 2024年2月6日（政策経営部デジタル戦略室）

■総合文書管理システム内の11町都都第125号（〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶）の簿冊について、簿冊内の文書一覧の csv 出力したすべての頁（できればページ番号を付記）（デジタル戦略室）

2024年2月22日 不存在決定

理由：該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。

2023-500 2024年2月6日 (政策経営部企画政策課)

■総合文書管理システム内の11町都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)の簿冊について、簿冊内の文書一覧のcsv出力したすべての頁(できればページ番号を付記)(企画政策課)

2024年2月22日 不存在決定

理由：該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。

2023-501 2024年2月6日 (都市づくり部都市政策課)

■総合文書管理システム内の11町都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)を含む文書または添付文書の各簿冊について、各簿冊内の文書一覧のcsv出力したすべての頁(できればページ番号を付記)(都市政策課)

2024年2月21日 不存在決定

理由：11町都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)について、現在情報を保有していないため。

2023-502 2024年2月6日 (都市づくり部公園緑地課)

■総合文書管理システム内の11町都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)を含む文書または添付文書の各簿冊について、各簿冊内の文書一覧のcsv出力したすべての頁(できればページ番号を付記)(公園緑地課)

2024年2月22日 不存在決定

理由：該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。

2023-503 2024年2月6日 (道路部道路政策課)

■総合文書管理システム内の11町都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)を含む文書または添付文書の各簿冊について、各簿冊内の文書一覧のcsv出力したすべての頁(できればページ番号を付記)(道路政策課)

2024年2月22日 不存在決定

理由：該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。

2023-504 2024年2月6日 (総務部総務課)

■総合文書管理システム内の11町都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)を含む文書または添付文書の各簿冊について、各簿冊内の文書一覧のcsv出力したすべての頁(できればページ番号を付記)(総務課)

2024年2月22日 不存在決定

理由：該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。

2023-505 2024年2月6日 (政策経営部秘書課)

■総合文書管理システム内の11町都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)を含む文書または添付文書の各簿冊について、各簿冊内の文書一覧のcsv出力したすべての頁(できればページ番号を付記)(秘書課)

2024年2月22日 不存在決定

理由：該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。

2023-506 2024年2月6日 (総務部市政情報課)

■総合文書管理システム内の11町都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)を含む文書または添付文書の各簿冊について、各簿冊内の文書一覧のcsv出力したすべての頁(できればページ番号を付記)(市政情報課)

2024年2月22日 **不存在決定**

理由：該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。

2023-507 2024年2月6日 (政策経営部デジタル戦略室)

■総合文書管理システム内の11町都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)を含む文書
または添付文書の各簿冊について、各簿冊内の文書一覧の csv 出力したすべての頁(できればページ番号を付記)(デジタル戦略室)

2024年2月22日 **不存在決定**

理由：該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。

2023-508 2024年2月6日 (政策経営部企画政策課)

■総合文書管理システム内の2009年度・2010年度・2011年度・2012年度・2013年度・2014年度・2015年度・2016年度・2019年度・2020年度・2021年度・2022年度・2023年度分の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力された最後の頁とその前の頁(できれば年度毎にページ番号を付記)(企画政策課)

2024年2月22日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書の精査に時間を要するため

2024年3月21日 **公開決定**

- ・2009年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・2010年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・2012年度の文書リスト
- ・2013年度の文書リスト
- ・2014年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・2015年度の文書リスト
- ・2016年度の文書リスト
- ・2019年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・2020年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・2021年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・2022年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・2023年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)

2024年3月21日 **一部公開決定**

- ・2011年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)

理由：町田市情報公開条例第5条1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

- ・2011年度文書リスト(最後の頁とその前の頁)のうち①1枚目1行目の一部

2023-509 2024年2月6日 (都市づくり部都市政策課)

■総合文書管理システム内の2009年度・2010年度・2011年度・2012年度・2013年度・2014年度・2015年度・2016年度・2019年度・2020年度・2021年度・2022年度・2023年度分の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力された最後の頁とその前の頁(できれば年度毎にページ番号を付記)(都市政策課)

2024年2月21日 **公開決定**

- ・総合文書管理システムから csv 出力された、2009年度・2010年度・2011年度・2012年度・2013年度・2014年度・2015年度・2016年度・2019年度・2020年度・2021年度・2022年度・2023年度分の文書リストの最後の頁とその前の頁

2023-510 2024年2月6日 (都市づくり部公園緑地課)

■総合文書管理システム内の2009年度・2010年度・2011年度・2012年度・2013年度・2014年度・2015年度・2016年度・2019年度・2020年度・2021年度・2022年度・2023年度分の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力された最後の頁とその前の頁(できれば年度毎にページ番号を付記)

ジ番号を付記) (公園緑地課)

2024年2月22日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書の精査に時間を要するため

2024年3月21日 **公開決定**

- ・2009年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・2010年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・2011年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・2012年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・2019年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・2020年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・2021年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・2022年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・2023年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)

2024年3月21日 **一部公開決定**

- ・2013年度文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・2014年度文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・2015年度文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・2016年度文書リスト(最後の頁とその前の頁)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

- ・2013年度文書リスト(最後の頁とその前の頁)のうち

① 1枚目43行目の一部

- ・2014年度文書リスト(最後の頁とその前の頁)のうち

① 1枚目2行目、3行目、4行目、5行目、6行目、7行目、8行目、13行目、14行目、20行目、24行目、38行目、44行目、45行目、46行目の一部

② 2枚目1行目、2行目、3行目の一部

- ・2015年度文書リスト(最後の頁とその前の頁)のうち

① 1枚目12行目、13行目、14行目、22行目の一部

② 2枚目17行目の一部

- ・2016年度文書リスト(最後の頁とその前の頁)のうち

① 1枚目1行目、18行目の一部

② 2枚目3行目、32行目、34行目の一部

2023-511 2024年2月6日 (道路部道路策課)

■総合文書管理システム内の2009年度・2010年度・2011年度・2012年度・2013年度・2014年度・2015年度・2016年度・2019年度・2020年度・2021年度・2022年度・2023年度分の文書リストまたは添付文書リストのcsv出力された最後の頁とその前の頁(できれば年度毎にページ番号を付記) (道路政策課)

2024年2月22日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書の精査に時間を要するため

2024年3月21日 **公開決定**

- ・2009年度の文書リスト
- ・2010年度の文書リスト
- ・2011年度の文書リスト
- ・2012年度の文書リスト
- ・2013年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・2014年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・2015年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・2016年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・2019年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)

- ・ 2020 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・ 2021 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・ 2022 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・ 2023 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)

2023-512 2024 年 2 月 6 日 (総務部総務課)

■総合文書管理システム内の 2009 年度・2010 年度・2011 年度・2012 年度・2013 年度・2014 年度・2015 年度・2016 年度・2019 年度・2020 年度・2021 年度・2022 年度・2023 年度分の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力された最後の頁とその前の頁（できれば年度毎にページ番号を付記）(総務課)

2024 年 2 月 22 日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書の精査に時間を要するため

2024 年 3 月 21 日 **公開決定**

- ・ 2009 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・ 2010 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・ 2011 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・ 2012 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・ 2013 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・ 2014 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・ 2015 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・ 2016 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・ 2019 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・ 2020 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・ 2021 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・ 2022 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・ 2023 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)

2023-513 2024 年 2 月 6 日 (財務部市有財産活用課)

■総合文書管理システム内の 2009 年度・2010 年度・2011 年度・2012 年度・2013 年度・2014 年度・2015 年度・2016 年度・2019 年度・2020 年度・2021 年度・2022 年度・2023 年度分の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力された最後の頁とその前の頁（できれば年度毎にページ番号を付記）(市有財産活用課)

2024 年 2 月 22 日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書の精査に時間を要するため

2024 年 3 月 29 日 **公開決定**

- ・ 2009 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・ 2010 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・ 2011 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・ 2012 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・ 2014 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・ 2015 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・ 2016 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・ 2019 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・ 2020 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・ 2021 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・ 2022 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)
- ・ 2023 年度の文書リスト(最後の頁とその前の頁)

2024 年 3 月 29 日 **一部公開決定**

- ・ 2013 年度の文書リスト (最後の頁とその前の頁)

理由：町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当

- 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
- ・2013年度文書リスト（最後の頁とその前の頁）のうち1枚目31行目の一部

2023-514 2024年2月6日（政策経営部秘書課）

■総合文書管理システム内の2009年度・2010年度・2011年度・2012年度・2013年度・2014年度・2015年度・2016年度・2019年度・2020年度・2021年度・2022年度・2023年度分の文書リストまたは添付文書リストのcsv出力された最後の頁とその前の頁（できれば年度毎にページ番号を付記）（秘書課）

2024年2月22日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書の精査に時間を要するため

2024年3月21日 **公開決定**

- ・2009年度の文書リスト（最後の頁とその前の頁）
- ・2010年度の文書リスト（最後の頁とその前の頁）
- ・2011年度の文書リスト（最後の頁とその前の頁）
- ・2012年度の文書リスト（最後の頁とその前の頁）
- ・2013年度の文書リスト（最後の頁とその前の頁）
- ・2014年度の文書リスト（最後の頁とその前の頁）
- ・2015年度の文書リスト（最後の頁とその前の頁）
- ・2016年度の文書リスト（最後の頁とその前の頁）
- ・2020年度の文書リスト（最後の頁とその前の頁）
- ・2021年度の文書リスト（最後の頁とその前の頁）
- ・2022年度の文書リスト（最後の頁とその前の頁）
- ・2023年度の文書リスト（最後の頁とその前の頁）

2024年3月21日 **一部公開決定**

- ・2019年度の文書リスト（最後の頁とその前の頁）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

- ・2019年度文書リスト（最後の頁とその前の頁）のうち1枚目26行目の一部

2023-515 2024年2月6日（総務部市政情報課）

■総合文書管理システム内の2009年度・2010年度・2011年度・2012年度・2013年度・2014年度・2015年度・2016年度・2019年度・2020年度・2021年度・2022年度・2023年度分の文書リストまたは添付文書リストのcsv出力された最後の頁とその前の頁（できれば年度毎にページ番号を付記）（市政情報課）

2024年2月22日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書の精査に時間を要するため

2024年3月19日 **公開決定**

- ・2009年度の文書リスト（最後の頁とその前の頁）
- ・2010年度の文書リスト（最後の頁とその前の頁）
- ・2011年度の文書リスト（最後の頁とその前の頁）
- ・2012年度の文書リスト（最後の頁とその前の頁）
- ・2013年度の文書リスト（最後の頁とその前の頁）
- ・2014年度の文書リスト（最後の頁とその前の頁）
- ・2015年度の文書リスト（最後の頁とその前の頁）
- ・2016年度の文書リスト（最後の頁とその前の頁）
- ・2019年度の文書リスト（最後の頁とその前の頁）
- ・2022年度の文書リスト（最後の頁とその前の頁）
- ・2023年度の文書リスト（最後の頁とその前の頁）

2024年3月19日 **一部公開決定**

- ・2020年度の文書リスト（最後の頁とその前の頁）

- ・2021年度の文書リスト（最後の頁とその前の頁）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

- ・2020年度文書リスト（最後の頁とその前の頁）のうち
 - ・2枚目4行目の一部
 - ・2枚目6行目の一部
 - ・2枚目26行目の一部
 - ・2枚目42行目の一部
- ・2021年度文書リスト（最後の頁とその前の頁）のうち
 - ・1枚目36行目の一部

2023-516 2024年2月6日 ……………（都市づくり部都市政策課）

■総合文書管理システム内の2008年度以降の市民協働推進課に配信または市民協働推進課から收受した文書または添付文書の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力された最後の頁とその前の頁（できれば年度毎にページ番号を付記）（都市政策課）

2024年2月21日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年3月21日 公開決定

- ・総合文書管理システムから csv 出力された、市民協働推進課から收受した2008年度以降の文書の文書リストの最後の頁とその前の頁

2023-517 2024年2月6日 ……………（都市づくり部公園緑地課）

■総合文書管理システム内の2008年度以降の市民協働推進課に配信または市民協働推進課から收受した文書または添付文書の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力された最後の頁とその前の頁（できれば年度毎にページ番号を付記）（公園緑地課）

2024年2月22日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書の精査に時間を要するため

2024年3月21日 公開決定

- ・2008年度以降に市民協働推進課から收受した文書の文書リスト（最後の頁とその前の頁）

2023-518 2024年2月6日 ……………（道路部道路政策課）

■総合文書管理システム内の2008年度以降の市民協働推進課に配信または市民協働推進課から收受した文書または添付文書の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力された最後の頁とその前の頁（できれば年度毎にページ番号を付記）（道路政策課）

2024年2月22日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書の精査に時間を要するため

2024年3月21日 公開決定

- ・2008年度以降に市民協働推進課から收受した文書の文書リスト（最後の頁とその前の頁）

2023-519 2024年2月6日 ……………（総務部総務課）

■総合文書管理システム内の2008年度以降の市民協働推進課に配信または市民協働推進課から收受した文書または添付文書の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力された最後の頁とその前の頁（できれば年度毎にページ番号を付記）（総務課）

2024年2月22日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書の精査に時間を要するため

2024年3月21日 公開決定

- ・2008年度以降に市民協働推進課から收受した文書の文書リスト（最後の頁とその前の頁）

2023-520 2024年2月6日 ……………（財務部市有財産活用課）

■総合文書管理システム内の2008年度以降の市民協働推進課に配信または市民協働推進課から収

受した文書または添付文書の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力された最後の頁とその前の頁（できれば年度毎にページ番号を付記）（市有財産活用課）

2024年2月22日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書の精査に時間を要するため

2024年3月29日 公開決定

・2008年度以降に市民協働推進課から収受した文書の文書リスト（最後の頁とその前の頁）

2023-521 2024年2月6日 ……………（政策経営部秘書課）

■総合文書管理システム内の2008年度以降の市民協働推進課に配信または市民協働推進課から収受した文書または添付文書の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力された最後の頁とその前の頁（できれば年度毎にページ番号を付記）（秘書課）

2024年2月22日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書の精査に時間を要するため

2024年3月21日 公開決定

・2008年度以降に市民協働推進課から収受した文書の文書リスト（最後の頁とその前の頁）

2023-522 2024年2月6日 ……………（総務部市政情報課）

■総合文書管理システム内の2008年度以降の市民協働推進課に配信または市民協働推進課から収受した文書または添付文書の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力された最後の頁とその前の頁（できれば年度毎にページ番号を付記）（市政情報課）

2024年2月22日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書の精査に時間を要するため

2024年3月18日 公開決定

・2008年度以降に市民協働推進課から収受した文書の文書リスト（最後の頁とその前の頁）

2023-523 2024年2月6日 ……………（政策経営部企画政策課）

■総合文書管理システム内の11町都都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)を含む文書または添付文書の各簿冊の簿冊管理簿リストの csv 出力したすべての頁(できれば年度毎にページ番号を付記) (企画政策課)

2024年2月22日 不存在決定

理由：該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。

2023-524 2024年2月6日 ……………（都市づくり部都市政策課）

■総合文書管理システム内の11町都都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)を含む文書または添付文書の各簿冊の簿冊管理簿リストの csv 出力したすべての頁(できれば年度毎にページ番号を付記) (都市政策課)

2024年2月21日 不存在決定

理由：11町都都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)について、現在情報を保有していないため。

2023-525 2024年2月6日 ……………（都市づくり部公園緑地課）

■総合文書管理システム内の11町都都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)を含む文書または添付文書の各簿冊の簿冊管理簿リストの csv 出力したすべての頁(できれば年度毎にページ番号を付記) (公園緑地課)

2024年2月22日 不存在決定

理由：該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。

2023-526 2024年2月6日 ……………（道路部道路政策課）

■総合文書管理システム内の11町都都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)を含む文書または添付文書の各簿冊の簿冊管理簿リストの csv 出力したすべての頁(できれば年度毎にページ番号を付記)

ジ番号を付記) (道路政策課)

2024年2月22日 **不存在決定**

理由：該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。

2023-527 2024年2月6日 (総務部総務課)

■総合文書管理システム内の11町都都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)を含む文書
または添付文書の各簿冊の簿冊管理簿リストのcsv出力したすべての頁(できれば年度毎にページ番号を付記) (総務課)

2024年2月22日 **不存在決定**

理由：該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。

2023-528 2024年2月6日 (財務部市有財産活用課)

■総合文書管理システム内の11町都都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)を含む文書
または添付文書の各簿冊の簿冊管理簿リストのcsv出力したすべての頁(できれば年度毎にページ番号を付記) (市有財産活用課)

2024年2月22日 **不存在決定**

理由：該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。

2023-529 2024年2月6日 (政策経営部秘書課)

■総合文書管理システム内の11町都都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)を含む文書
または添付文書の各簿冊の簿冊管理簿リストのcsv出力したすべての頁(できれば年度毎にページ番号を付記) (秘書課)

2024年2月22日 **不存在決定**

理由：該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。

2023-530 2024年2月6日 (総務部市政情報課)

■総合文書管理システム内の11町都都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)を含む文書
または添付文書の各簿冊の簿冊管理簿リストのcsv出力したすべての頁(できれば年度毎にページ番号を付記) (市政情報課)

2024年2月22日 **不存在決定**

理由：該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。

2023-531 2024年2月6日 (政策経営部デジタル戦略室)

■総合文書管理システム内の11町都都第125号(〇〇〇〇自治会・会長交代のご挨拶)を含む文書
または添付文書の各簿冊の簿冊管理簿リストのcsv出力したすべての頁(できれば年度毎にページ番号を付記) (デジタル戦略室)

2024年2月22日 **不存在決定**

理由：該当文書を保有していないため、簿冊も存在しません。

2023-532 2024年2月16日 (総務部市政情報課)

■情報公開条例の公開対象が、(1) 文書検索システムの検索結果の「データ」であることを示す情報、(2) 文書検索システムの結果のデータを端末の印刷機能を用いて印刷した「印刷物」であることを示す情報、(3) 23総市663号の補正依頼記載の「公文書」に関して、上記「データ」なのか「印刷物」なのか違いが分かる情報

2024年2月29日 **公開決定**

・町田市情報公開条例

2023-533 2024年2月14日 (市民部市民協働推進課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993年2月と3月の收受文書の文書リストをcsv出力したすべての頁(印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください)

い) (担当は、市民協働推進課)

2024年2月28日 **不存在決定**

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-534 2024年2月14日 (政策経営部企画政策課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993年2月と3月の收受文書の文書リストをcsv出力したすべての頁(印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください)(担当は、企画政策課)

2024年2月27日 **不存在決定**

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-535 2024年2月14日 (都市づくり部都市政策課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993年2月と3月の收受文書の文書リストをcsv出力したすべての頁(印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください)(担当は、都市政策課)

2024年2月27日 **不存在決定**

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-536 2024年2月14日 (都市づくり部公園緑地課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993年2月と3月の收受文書の文書リストをcsv出力したすべての頁(印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください)(担当は、公園緑地課)

2024年2月28日 **不存在決定**

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-537 2024年2月14日 (道路部道路政策課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993年2月と3月の收受文書の文書リストをcsv出力したすべての頁(印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください)(担当は、道路政策課)

2024年2月27日 **不存在決定**

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-538 2024年2月14日 (総務部総務課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993年2月と3月の收受文書の文書リストをcsv出力したすべての頁(印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください)(担当は、総務課)

2024年2月28日 **不存在決定**

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-539 2024年2月14日 (政策経営部秘書課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993年2月と3月の收受文書の文書リストをcsv出力したすべての頁(印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください)(担当は、秘書課)

2024年2月28日 **不存在決定**

理由：総合文書管理システムの導入は 2005 年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-540 2024 年 2 月 14 日 …………… (総務部市政情報課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993 年 2 月と 3 月の收受文書の文書リストを csv 出力したすべての頁 (印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください) (担当は、市政情報課)

2024 年 2 月 27 日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は 2005 年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-541 2024 年 2 月 14 日 …………… (市民部市民協働推進課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993 年 2 月から 3 月分と 1993 年 12 月から 1994 年 1 月分と 1997 年 3 月から 4 月分の收受文書のデータを格納する各簿冊の文書一覧を csv 出力したすべての頁 (年月毎の印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください) (担当は、市民協働推進課)

2024 年 2 月 28 日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は 2005 年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-542 2024 年 2 月 14 日 …………… (政策経営部企画政策課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993 年 2 月から 3 月分と 1993 年 12 月から 1994 年 1 月分と 1997 年 3 月から 4 月分の收受文書のデータを格納する各簿冊の文書一覧を csv 出力したすべての頁 (年月毎の印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください) (担当は、企画政策課)

2024 年 2 月 27 日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は 2005 年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-543 2024 年 2 月 14 日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993 年 2 月から 3 月分と 1993 年 12 月から 1994 年 1 月分と 1997 年 3 月から 4 月分の收受文書のデータを格納する各簿冊の文書一覧を csv 出力したすべての頁 (年月毎の印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください) (担当は、都市政策課)

2024 年 2 月 28 日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は 2005 年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-544 2024 年 2 月 14 日 …………… (都市づくり部公園緑地課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993 年 2 月から 3 月分と 1993 年 12 月から 1994 年 1 月分と 1997 年 3 月から 4 月分の收受文書のデータを格納する各簿冊の文書一覧を csv 出力したすべての頁 (年月毎の印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください) (担当は、公園緑地課)

2024 年 2 月 28 日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は 2005 年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-545 2024 年 2 月 14 日 …………… (道路部道路政策課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993 年 2 月から 3 月分と 1993 年 12 月から 1994 年 1 月分と 1997 年 3 月から 4 月分の收受文書のデータを格納する各簿冊の文書一覧

を csv 出力したすべての頁（年月毎の印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください）（担当は、道路政策課）

2024年2月27日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-546 2024年2月14日（総務部総務課）

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993年2月から3月分と1993年12月から1994年1月分と1997年3月から4月分の收受文書のデータを格納する各簿冊の文書一覧を csv 出力したすべての頁（年月毎の印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください）（担当は、総務課）

2024年2月28日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-547 2024年2月14日（政策経営部秘書課）

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993年2月から3月分と1993年12月から1994年1月分と1997年3月から4月分の收受文書のデータを格納する各簿冊の文書一覧を csv 出力したすべての頁（年月毎の印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください）（担当は、秘書課）

2024年2月28日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-548 2024年2月14日（総務部市政情報課）

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993年2月から3月分と1993年12月から1994年1月分と1997年3月から4月分の收受文書のデータを格納する各簿冊の文書一覧を csv 出力したすべての頁（年月毎の印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください）（担当は、市政情報課）

2024年2月27日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-549 2024年2月14日（市民部市民協働推進課）

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993年2月から3月分と1993年12月から1994年1月分と1997年3月から4月分の收受文書のデータを格納する各簿冊の簿冊管理簿を csv 出力したすべての頁（年月毎の印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください）（担当は、市民協働推進課）

2024年2月28日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-550 2024年2月14日（政策経営部企画政策課）

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993年2月から3月分と1993年12月から1994年1月分と1997年3月から4月分の收受文書のデータを格納する各簿冊の簿冊管理簿を csv 出力したすべての頁（年月毎の印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください）（担当は、企画政策課）

2024年2月27日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

- 2023-551 2024年2月14日 …………… (都市づくり部都市政策課)
■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993年2月から3月分と1993年12月から1994年1月分と1997年3月から4月分の收受文書のデータを格納する各簿冊の簿冊管理簿をcsv出力したすべての頁(年月毎の印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください)(担当は、都市政策課)
2024年2月28日 不存在決定
理由: 総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。
- 2023-552 2024年2月14日 …………… (都市づくり部公園緑地課)
■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993年2月から3月分と1993年12月から1994年1月分と1997年3月から4月分の收受文書のデータを格納する各簿冊の簿冊管理簿をcsv出力したすべての頁(年月毎の印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください)(担当は、公園緑地課)
2024年2月28日 不存在決定
理由: 総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。
- 2023-553 2024年2月14日 …………… (道路部道路政策課)
■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993年2月から3月分と1993年12月から1994年1月分と1997年3月から4月分の收受文書のデータを格納する各簿冊の簿冊管理簿をcsv出力したすべての頁(年月毎の印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください)(担当は、道路政策課)
2024年2月27日 不存在決定
理由: 総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。
- 2023-554 2024年2月14日 …………… (総務部総務課)
■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993年2月から3月分と1993年12月から1994年1月分と1997年3月から4月分の收受文書のデータを格納する各簿冊の簿冊管理簿をcsv出力したすべての頁(年月毎の印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください)(担当は、総務課)
2024年2月28日 不存在決定
理由: 総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。
- 2023-555 2024年2月14日 …………… (政策経営部秘書課)
■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993年2月から3月分と1993年12月から1994年1月分と1997年3月から4月分の收受文書のデータを格納する各簿冊の簿冊管理簿をcsv出力したすべての頁(年月毎の印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください)(担当は、秘書課)
2024年2月28日 不存在決定
理由: 総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。
- 2023-556 2024年2月14日 …………… (総務部市政情報課)
■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993年2月から3月分と1993年12月から1994年1月分と1997年3月から4月分の收受文書のデータを格納する各簿冊の簿冊管理簿をcsv出力したすべての頁(年月毎の印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記して

ください) (担当は、市政情報課)

2024年2月27日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-557 2024年2月14日 (市民部市民協働推進課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993年2月から3月分と1993年12月から1994年1月分と1997年3月から4月分の收受文書の文書リストをcsv出力したすべての頁(年月毎の印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください) (担当は、市民協働推進課)

2024年2月28日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-558 2024年2月14日 (政策経営部企画政策課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993年2月から3月分と1993年12月から1994年1月分と1997年3月から4月分の收受文書の文書リストをcsv出力したすべての頁(年月毎の印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください) (担当は、企画政策課)

2024年2月27日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-559 2024年2月14日 (都市づくり部都市政策課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993年2月から3月分と1993年12月から1994年1月分と1997年3月から4月分の收受文書の文書リストをcsv出力したすべての頁(年月毎の印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください) (担当は、都市政策課)

2024年2月28日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-560 2024年2月14日 (都市づくり部公園緑地課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993年2月から3月分と1993年12月から1994年1月分と1997年3月から4月分の收受文書の文書リストをcsv出力したすべての頁(年月毎の印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください) (担当は、公園緑地課)

2024年2月28日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-561 2024年2月14日 (道路部道路政策課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993年2月から3月分と1993年12月から1994年1月分と1997年3月から4月分の收受文書の文書リストをcsv出力したすべての頁(年月毎の印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください) (担当は、道路政策課)

2024年2月27日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-562 2024年2月14日 …………… (総務部総務課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993年2月から3月分と1993年12月から1994年1月分と1997年3月から4月分の收受文書の文書リストをcsv出力したすべての頁(年月毎の印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください)(担当は、総務課)

2024年2月28日 **不存在決定**

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-563 2024年2月14日 …………… (政策経営部秘書課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993年2月から3月分と1993年12月から1994年1月分と1997年3月から4月分の收受文書の文書リストをcsv出力したすべての頁(年月毎の印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください)(担当は、秘書課)

2024年2月28日 **不存在決定**

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-564 2024年2月14日 …………… (総務部市政情報課)

■総合文書管理システム内のデータベースの情報のうち、1993年2月から3月分と1993年12月から1994年1月分と1997年3月から4月分の收受文書の文書リストをcsv出力したすべての頁(年月毎の印刷時にページ番号/総ページ数を頁の余白に付記してください)(担当は、市政情報課)

2024年2月27日 **不存在決定**

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-565 2023年12月8日 …………… (政策経営部企画政策課)

■これまでのすべての市民協働推進課の課長が署名または発信した文書管理システムの文書のうち、企画政策課に発信した文書リスト

2024年2月26日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書の精査に時間を要するため

2024年3月14日 **公開決定**

・これまでのすべての市民協働推進課の課長が署名または受信した文書管理システムの文書のうち、企画政策課に発信した文書リスト

2023-566 2023年12月14日 …………… (政策経営部企画政策課)

■これまでのすべての市民協働推進課の課長が署名または発信した文書管理システムの文書のうち、企画政策課に発信した文書リスト

2024年2月26日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、公開請求に係る公文書の精査に時間を要するため

2024年3月14日 **公開決定**

・これまでのすべての市民協働推進課の課長が署名または受信した文書管理システムの文書のうち、企画政策課に発信した文書リスト

2023-567 2024年2月21日 …………… (市民部市民協働推進課)

■(1)平成22(2010)年3月18日付け〇〇〇〇自治会の地縁による団認可申請書を格納している簿冊の文書一覧

(2)平成25(2013)年4月19日付け〇〇〇〇自治会の規約変更認可申請書を格納している簿冊の文書一覧

(3)平成28(2016)年4月14日付け〇〇〇〇自治会の規約変更認可申請書を格納している簿冊

の文書一覧

2024年3月19日 **公開決定**

- ・市民協働推進課の簿冊文書件名簿
 - 1) 「認可地縁団体 申請・認可関連」(2009年度)
 - 2) 「認可地縁団体 申請・認可関連」(2013年度)
 - 3) 「認可申請」(2016年度)

2023-568 2024年2月21日 (政策経営部企画政策課)

■①町田市いじめ問題調査委員会 2021年11月22日付諮問への報告書 (本体)

②上記①死亡児童の自筆メモ (遺書とされるもの)

2024年3月1日 **決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2024年4月5日 **一部公開決定**

- ・①「町田市いじめ問題調査委員会再調査報告書」
- ・②「町田市いじめ問題調査委員会再調査報告書(別紙)」
- ・③「遺書の写し」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。

：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

別紙1「町田市いじめ問題調査委員会再調査報告書」

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	17	2-11	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
2	18	3	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
3	18	13-18	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
4	18	26-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
5	19	13-19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
6	19	23-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
7	20	1-4	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
8	20	11-23	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
9	20	25-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
10	21	1-25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
11	21	28-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
12	22	1-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
13	23	2-10	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
14	23	17-20	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
15	24	2-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

16	25	1-16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
17	25	20-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
18	26	1-7	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
19	26	9-26	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
20	26	29-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
21	27	1-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
22	27	19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
23	27	22	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
24	27	24-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
25	28	1-12	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
26	28	25-28	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
27	29	12-16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
28	29	22-28	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
29	29	29	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
30	29	30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
31	30	1-2	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
32	30	10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
33	30	23-29	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
34	31	20-21	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
35	31	26-28	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
36	32	2-16	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
37	32	28-29	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
38	33	6-7	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
39	33	8-17	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
40	33	22-25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
41	33	27-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
42	34	19-21	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
43	35	7-13	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
44	35	18-19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
45	35	20	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

46	36	3-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
47	36	25-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
48	37	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
49	37	7	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
50	37	14-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
51	38	1-7	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
52	38	17-28	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
53	39	5-20	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
54	39	29	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
55	39	30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
56	40	13-15	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
57	40	28-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
58	41	2-8	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
59	41	9	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
60	41	10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
61	41	12-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
62	42	1-18	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
63	42	25-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
64	43	1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
65	43	13-17	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
66	44	28-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
67	45	1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
68	46	1-3	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
69	46	14	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
70	46	19-20	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
71	46	26-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
72	47	1-8	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
73	47	9	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
74	47	10-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
75	48	1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

76	51	5-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
77	52	1-17	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
78	52	20-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
79	53	1-10	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
80	53	13-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
81	54	1-6	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
82	57	9-10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
83	58	8-10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
84	58	29-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
85	59	1-2	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
86	59	3-4	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
87	59	5-6	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
88	59	6-7	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
89	59	8-9	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
90	59	9-10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
91	59	10-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
92	59	13-15	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
93	59	15-16	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
94	59	17-19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
95	59	21-22	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
96	59	25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
97	59	30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
98	60	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
99	60	2-3	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
100	60	7-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
101	60	13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
102	60	16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
103	60	18-19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
104	60	21	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
105	60	24-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

106	61	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
107	61	1-2	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
108	61	3-4	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
109	61	5	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
110	62	24	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
111	62	30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
112	63	1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
113	63	2	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
114	63	6-7	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
115	63	13	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
116	63	14	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
117	63	23	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
118	70	1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
119	71	24-27	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
120	71	28	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
121	71	28-29	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
122	71	30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
123	72	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
124	72	3-4	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
125	72	8-9	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
126	72	13-16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
127	72	24-25	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
128	73	1-3	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
129	73	6-8	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
130	73	12-13	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
131	73	14-20	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
132	73	23	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
133	74	1-5	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
134	74	17-18	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
135	74	21	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

136	75	5-8	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
137	76	9	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
138	76	18-19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
139	76	19-21	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
140	77	5-22	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
141	77-78	27-8	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
142	78	12-14	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
143	78	17-23	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
144	78	24-25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
145	78	26-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
146	79	10-26	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
147	79-80	27-1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
148	80	2-8	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
149	80	9-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
150	81	8-9	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
151	81	10-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
152	81	25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
153	82	7-9	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
154	82-83	17-14	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
155	83	17-18	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
156	83-84	22-16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
157	84	18-20	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
158	84	23-25	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
159	84	26-28	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
160	85	9-12	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
161	85	16-18	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
162	85	21-22	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
163	85	23-26	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
164	85	28-29	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
165	85	30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

166	87-89	9-1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
167	89	5	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
168	89	6	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
169	89-90	16-2	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
170	90	4-11	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
171	90-91	17-1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
172	91	2-4	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
173	91	8-22	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
174	92	22	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
175	92	26-27	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
176	93	5	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
177	95	15-17	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
178	96	14-17	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
179	96	20	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
180	97	5	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
181	97	27	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
182	98	16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
183	98	26-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
184	99	14-17	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
185	101	5	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
186	107	17-25	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
187	107-108	30-3	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

別紙2 「町田市いじめ問題調査委員会再調査報告書(別紙)」

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	2	19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
2	5-6	16-10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

別紙3 「遺書の写し」

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	1	5	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

2	1	7~8	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
3	1	8	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
4	1	16	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
5	1	17	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
6	1	19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
7	1	20	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
8	1	20	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
9	1	21	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
10	1	21	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
11	1	21	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
12	1	23	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
13	1	24	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
14	1	25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
15	1	27	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
16	2	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
17	2	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
18	2	3	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
19	2	3	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
20	2	4	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
20	2	5	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
21	2	7	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
22	2	8	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
23	2	8	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
24	2	9	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
25	2	9	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
26	2	10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
27	2	11	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
28	2	11	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
29	2	23	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
30	2	25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

31	2	25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
32	2	25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
33	2	25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
34	3	5	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
34	3	7	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
35	3	9	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
36	3	9	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
37	3	10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
38	3	11	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
39	3	14	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
39	3	20	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

2023-569 2024年2月21日 (学校教育部指導課)

- ①町田市立〇〇〇〇小学校いじめ対応チーム作成の調査報告書
- ②市教育委いじめ問題対策委員会作成の重大事態調査経過報告書
- ③①もしくは②の自死児童の自筆メモ(遺書とされるもの)

2024年3月1日 決定延期

理由: 対象文書の精査に時間を要するため。

2024年4月5日 一部公開決定

- ・①町田市立小学校いじめ対応チーム作成の「調査報告書」
- ・②町田市教育委員会いじめ問題対策委員会作成の「重大事態調査経過報告書」
- ・③「遺書の写し」

理由: 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。

- ・①町田市立小学校いじめ対応チーム作成の「調査報告書」のうち非公開とした部分

No.	ページ数	行数
1	表紙	3
2	2	2
3	2	3
4	2	9~11
5	2	15
6	2	25~26
7	2	30
8	3	1
9	3	2
10	3	4
11	3	6
12	3	6
13	3	7

14	3	14
15	3	18
16	3	18~19
17	3	20
18	3	20
19	3	21
20	3	22
21	3	24
22	3	24
23	3	25
24	3	27
25	3	28
26	3	29
27	3	29
28	3	31
29	4	5
30	4	6
31	4	7
32	4	9
33	4	11
34	4	13
35	4	16
36	4	19
37	4	24
38	4	25
39	4	25
40	4	25
41	4	27
42	4	29
43	4	32
44	4	33
45	5	3
46	5	3
47	5	4
48	5	5
49	5	5
50	5	6
51	5	7
52	5	8
53	5	11

54	5	12
55	5	13
56	5	17
57	5	18
58	5	19
59	5	19
60	5	19
61	5	20
62	5	21
63	5	22~23
64	5	24
65	5	26
66	5	26
67	5	30
68	5	31
69	5	32
70	6	1
71	6	5
72	6	6
73	6	8
74	6	9
75	6	10
76	6	12
77	6	13
78	6	14
79	6	15
80	6	16
81	6	17
82	6	19
83	6	19
84	6	21
85	6	26
86	6	26
87	6	27
88	6	28
89	6	28
90	6	28
91	6	29
92	6	31
93	6	31

94	6~7	31~1
95	7	1
96	7	2
97	7	2
98	7	3
99	7	5
100	7	5
101	7	5~6
102	7	8
103	7	8
104	7	9
105	7	11
106	7	14
107	7	14
108	7	15
109	7	17
110	7	26~27
111	8	29

・②町田市教育委員会いじめ問題対策委員会作成の「重大事態調査経過報告書」のうち非公開とした部分

No.	ページ数	行数
1	2	2
2	2	3
3	2	9~11
4	2	15
5	2	25~26
6	2	30
7	2	30
8	2	30
9	3	1
10	3	2
11	3	4
12	3	6
13	3	6
14	3	7
15	3	14
16	3	18
17	3	18~19
18	3	20
19	3	20
20	3	21

21	3	22
22	3	24
23	3	24
24	3	25
25	3	27
26	3	28
27	3	29
28	3	29
29	3	31
30	4	5
31	4	6
32	4	7
33	4	9
34	4	11
35	4	13
36	4	16
37	4	19
38	4	24
39	4	25
40	4	25
41	4	25
42	4	27
43	4	29
44	4	32
45	4	33
46	5	3
47	5	3
48	5	4
49	5	5
50	5	5
51	5	6
52	5	7
53	5	8
54	5	11
55	5	12
56	5	13
57	5	17
58	5	18
59	5	19
60	5	19

61	5	19
62	5	20
63	5	21
64	5	22~23
65	5	24
66	5	26
67	5	26
68	5	30
69	5	31
70	5	32
71	6	1
72	6	5
73	6	6
74	6	8
75	6	9
76	6	10
77	6	12
78	6	13
79	6	14
80	6	15
81	6	16
82	6	17
83	6	19
84	6	19
85	6	21
86	6	26
87	6	26
88	6	27
89	6	29
90	6	29
91	6	29
92	6	30
93	6	32
94	6	32
95	6~7	32~1
96	7	1
97	7	2
98	7	2
99	7	3
100	7	5

101	7	5
102	7	5～6
103	7	8
104	7	8
105	7	9
106	7	11
107	7	14
108	7	14
109	7	15
110	7	17
111	7	26～27
112	8	29

・③「遺書の写し」のうち 非公開とした部分

No.	ページ数	行数
1	1	5
2	1	7～8
3	1	8
4	1	16
5	1	17
6	1	19
7	1	20
8	1	20
9	1	21
10	1	21
11	1	21
12	1	23
13	1	24
14	1	25
15	1	27
16	2	1
17	2	1
18	2	3
19	2	3
20	2	4
21	2	5
22	2	7
23	2	8
24	2	8
25	2	9
26	2	9

27	2	10
28	2	11
29	2	11
30	2	23
31	2	25
32	2	25
33	2	25
34	2	25
35	3	5
36	3	7
37	3	9
38	3	9
39	3	10
40	3	11
41	3	14
42	3	20

2023-570 2024年2月20日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■総合文書管理システムの情報から「[(市民協働推進課に配信した文書と添付文書)のうち、(永年保存の文書)]に紐づけた情報」を抽出して出力した情報(情報の印刷時には、A4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記してください。抽出した情報が多い場合は、B4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。担当課は、都市政策課)

2024年3月5日 不存在決定

理由：総合文書管理システムには、請求内容に該当する文書を抽出する機能がないため。

2023-571 2024年2月20日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■総合文書管理システムの情報から「[(市民協働推進課から收受した文書と添付文書)のうち、(永年保存の文書)]に紐づけた情報」を抽出して出力した情報(情報の印刷時には、A4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記し、抽出した情報が多い場合は、B4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。担当課は、都市政策課)

2024年3月5日 公開決定

・総合文書管理システムで、市民協働推進課から收受した永年保存の文書を抽出した文書リスト

2023-572 2024年2月20日 …………… (都市づくり部地区街づくり課)

■総合文書管理システムの情報から「[(2008年度以降の文書と添付文書)のうち、(件名等の文書にひもづけた情報に損害賠償請求又は損害賠償等請求事件又は持分移転登記等請求事件を含む文書)]に紐づけられた情報」を抽出して出力した電子情報(情報の印刷時には、A4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記してください。抽出した情報が多い場合は、B4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。担当課は、地区街づくり課)

2024年2月29日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、精査に時間を要するため。

2024年3月19日 公開決定

- ・総合文書管理システムから抽出した件名に損害賠償請求を含む文書（2019年～2023年度分）の文書リスト

2023-573 2024年2月20日 ……………（都市づくり部地区街づくり課）

■総合文書管理システムの情報から「〔(平成5年度と平成9年度の文書と添付文書)のうち、(件名等の文書にひもづけた情報に損害賠償等請求事件を含む文書)〕に紐づけられた情報」を抽出して出力した電子情報（情報の印刷時には、A4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記してください。抽出した情報が多い場合は、B4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。担当課は、地区街づくり課）

2024年2月29日 **決定延長**

理由：公文書公開請求が重なり、対応に時間を要するため。

2024年3月19日 **不存在決定**

理由：請求対象に該当する公文書が存在しないため。

2023-574 2024年2月20日 ……………（都市づくり部地区街づくり課）

■総合文書管理システムの情報から「〔(2021年度と2022年度の文書と添付文書)のうち、(件名等の文書にひもづけた情報に持分移転登記等請求事件を含む文書)〕に紐づけられた情報」を抽出して出力した電子情報（情報の印刷時には、A4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記してください。抽出した情報が多い場合は、B5「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。担当課は、地区街づくり課）

2024年2月29日 **決定延長**

理由：公文書公開請求が重なり、対応に時間を要するため。

2024年3月19日 **不存在決定**

理由：請求対象に該当する公文書が存在しないため。

2023-575 2024年2月22日 ……………（市民部市民協働推進課）

■市民協働推進課の2023年度の簿冊の文書一覧 1) 101-011-001「その他雑件（政策関連）（市民協働推進課）」 2) 101-011-002「エコオフィス」 3) 101-015「課内庶務 その他雑件」 4) 101-016-001「秘書課」 5) 101-016-001「企画政策課」 6) 101-016-004「市民協働推進課」 7) 107-001「町内会・自治会 その他雑件」 8) 107-001-003「町内会・自治会 相談」

2024年3月19日 **一部公開決定**

・市民協働推進課の2023年度の簿冊の文書件名簿

- 1) 「課内庶務 その他雑件」
- 2) 「秘書課」
- 3) 「企画政策課」
- 4) 「市民協働推進課」
- 5) 「町内会・自治会 その他雑件」
- 6) 「町内会・自治会 要望・相談」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

・ボランティア保険申請者氏名

2024年3月19日 **不存在決定**

・市民協働推進課の2023年度の簿冊の文書一覧

- 1) 101-011-001「その他雑件（政策関連）（市民協働推進課）」
- 2) 101-011-002「エコオフィス」

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-576 2024年2月22日 ……………（市民部市民協働推進課）

■市民協働推進課の2022年度の簿冊の文書一覧 1) 101-011-001「その他雑件（政策関連）（市民協働推進課）」 2) 101-011-002「エコオフィス」 3) 101-015「課内庶務 その他雑件」 4) 101-016-001「秘書課」 5) 101-016-001「企画政策課」 6) 101-016-004「市民協働推進課」 7) 107-001「町内会・自治会 その他雑件」 8) 107-001-003「町内会・自治会 相談」

2024年3月19日 **公開決定**

・市民協働推進課の2022年度の簿冊の文書件名簿

- 1) 「課内庶務 その他雑件」
- 2) 「秘書課」
- 3) 「企画政策課」
- 4) 「市民協働推進課」
- 5) 「町内会・自治会 その他雑件」
- 6) 「町内会・自治会 要望・相談」

2024年3月19日 **不存在決定**

・市民協働推進課の2022年度の簿冊の文書一覧

- 1) 101-011-001「その他雑件（政策関連）（市民協働推進課）」
- 2) 101-011-002「エコオフィス」

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-577 2024年2月22日 ……………（市民部市民協働推進課）

■市民協働推進課の簿冊の文書一覧 1) 2017年度・分類記号107-001-005・簿冊名「区域図」 2) 2018年度・分類記号107-001-005・簿冊名「町内会・自治会 区域図」 3) 2019年度・分類記号107-001-003・簿冊名「町内会・自治会 相談」 4) 2019年度・分類記号107-001-005・簿冊名「町内会・自治会 区域図」

2024年3月19日 **公開決定**

・市民協働推進課の2018年度・2019年度の簿冊の文書件名簿

- 1) 「町内会・自治会 区域図」（2018年度）
- 2) 「町内会・自治会 区域図」（2019年度）
- 3) 「町内会・自治会 要望・相談」（2019年度）

2024年3月19日 **不存在決定**

・市民協働推進課の2017年度の簿冊の文書一覧

- 1) 2017年度・分類記号107-001-005・簿冊名「区域図」

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-578 2024年2月22日 ……………（市民部市民協働推進課）

■市民協働推進課の簿冊の文書一覧 （1）2013年度・13町市協第485号規約変更認可書を格納した簿冊 （2）2016年度・16町市協第333号規約変更認可書を格納した簿冊

2024年3月28日 **公開決定**

・市民協働推進課の2016年度の簿冊の文書件名簿

- 1) 「認可申請」（2016年度）

2024年3月28日 **不存在決定**

・市民協働推進課の簿冊の文書一覧

- （1）2013年度・13町市協第485号規約変更認可書を格納した簿冊

理由：保存年限の満了により、請求対象に該当する簿冊は存在しないため。

2024年4月5日 **審査請求**

2023-579 2024年2月22日 ……………（政策経営部企画政策課）

■2020年11月30日に自死した小学6年生の女子児童に関する全ての文書。対象期間は、2020年11月30日から12月2日までの3日間。

2024年3月1日 **決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2024年4月5日 **公開決定**

- ・「重大事態調査経過報告書」のうち6ページ目 該当箇所

2023-580 2024年2月22日 (学校教育部指導課)

■2020年11月30日に自死した小学6年生の女子児童に関する全ての文書。対象期間は、2020年11月30日から12月2日までの3日間。

2024年3月1日 **決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため。

2024年4月8日 **一部公開決定**

- ・①「重大事態調査経過報告書」のうち6ページ目該当部分
- ・②「事案についての対応記録」
- ・③「小学校の在籍する6年女子児童に関する報告について」 (理事者報告資料)
- ・④「小学校に在籍する6年女子児童に関する報告について」
- ・⑤当該小学校の作成した経過記録

理由：(1) 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。

：(2) 町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

：(3) 町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○公開することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため

- ・非公開とした部分と非公開にした理由

文書等名称	No.	ページ数	列数	行数	理由
②	1	1	表題部		(1)
②	2	1	1	1	(1)
②	3	1	2	2	(1)
②	4	1	2	3~6	(1)
②	5	3	2	2	(1)
②	6	3	4	2~4	(2)
②	7	4	2	1	(1)
②	8	4	2	1~4	(1)
②	9	5	2	1	(1)
②	10	5	2	2~7	(1)

文書等名称	No.	ページ数	行数	理由
③	1	1	4	(1)
③	2	1	5	(1)
③	3	1	5	(1)
③	4	1	6	(1)
③	5	1	6	(1)
③	6	1	7	(1)
③	7	1	8	(1)
③	8	1	9	(1)
③	9	1	10	(1)
③	10	1	12	(1)

③	11	1	12	(1)
③	12	1	13	(1)
③	13	1	13	(1)
③	14	1	15	(3)
③	15	1	16	(1)
③	16	1	16	(1)
③	17	1	18	(1)
③	18	1	18	(1)
③	19	1	19	(1)
③	20	1	19	(1)
③	21	1	21	(3)
③	22	1	22	(1)
③	23	1	22	(1)
③	24	1	26	(1)
③	25	1	30	(1)
③	26	1	30	(1)
③	27	1	33	(1)
③	28	1	34	(1)
③	29	1	36	(1)
③	30	1	37	(1)
③	31	1	38	(3)
③	32	1	38	(3)

文書等名称	No.	ページ数	行数	理由
④	1	1	4	(1)
④	2	1	5	(1)
④	3	1	5	(1)
④	4	1	6	(1)
④	5	1	6	(1)
④	6	1	7	(1)
④	7	1	8	(1)
④	8	1	9	(1)
④	9	1	9	(1)
④	10	1	11	(1)
④	11	1	12	(1)
④	12	1	12	(1)
④	13	1	14	(3)
④	14	1	15	(1)
④	15	1	15	(1)
④	16	1	17	(1)
④	17	1	17	(1)

④	18	1	18	(1)
④	19	1	18	(1)
④	20	1	20	(3)
④	21	1	21	(1)
④	22	1	21	(1)
④	23	1	25	(1)
④	24	1	29	(1)
④	25	1	29	(1)
④	26	1	32	(1)
④	27	1	34	(1)
④	28	1	35	(1)
④	29	1	36	(1)
④	30	1	36	(1)
④	31	2	9	(1)
④	32	2	11	(1)
④	33	2	12	(1)
④	34	2	13	(1)
④	35	2	15	(1)
④	36	2	16	(1)
④	37	2	16	(1)
④	38	2	17	(1)
④	39	2	17	(1)
④	40	2	18	(1)
④	41	2	18	(1)
④	42	2	23	(3)
④	43	3	10	(3)
④	44	3	10	(3)
④	45	3	13	(1)
④	46	3	15~16	(2)
④	47	3	19	(1)
④	48	3	23	(1)
④	49	3	34	(1)
④	50	4	17	(2)
④	51	4	18	(2)
④	52	4	19	(2)
④	53	5	2	(1)
④	54	5	2	(1)
④	55	5	3	(1)
④	56	5	5	(1)
④	57	5	6~8	(1)

④	58	5	9~10	(1)
④	59	5	10	(1)
④	60	5	13	(1)
④	61	5	21	(1)
④	62	5	24	(1)
④	63	5	26	(1)
④	64	5	28	(1)
④	65	5	33	(1)
④	66	5	33	(1)
④	67	5	36	(1)
④	68	5	37	(1)
④	69	5	38	(1)
④	70	5	39	(1)
④	71	5	41	(2)
④	72	5	42	(2)
④	73	6	5	(1)
④	74	6	6	(1)
④	75	6	7	(1)
④	76	6	9	(2)
④	77	6	11	(2)
④	78	6	14	(1)
④	79	6	18	(1)
④	80	6	20	(1)
④	81	6	23	(1)
④	82	6	25	(1)
④	83	6	25	(1)
④	84	6	27	(2)
④	85	6	28	(1)
④	86	6	30	(1)
④	87	6	30	(1)
④	88	6	34	(1)
④	89	6	35	(1)
④	90	6	36	(1)
④	91	6	36	(1)

文書等名称	No.	ページ数	行数	理由
⑤	1	1	1	(1)
⑤	2	1	1	(1)
⑤	3	1	2	(1)
⑤	4	1	6	(1)
⑤	5	1	7~9	(1)

⑤	6	1	10	(1)
⑤	7	1	11	(1)
⑤	8	1	15	(1)
⑤	9	1	27	(1)
⑤	10	1	27	(1)
⑤	11	2	5～6	(2)
⑤	12	2	11	(1)
⑤	13	2	14	(1)
⑤	14	2	15～16	(1)
⑤	15	2	18	(1)
⑤	16	2	24	(1)
⑤	17	2	25	(1)
⑤	18	2	25	(1)
⑤	19	2	27	(1)

【凡例】	
文書等名称	公開請求に係る公文書の名称等
	②「事案についての対応記録」
	③「小学校に在籍する6年女子児童に関する報告について」 (理事者報告資料)
	④「小学校に在籍する6年女子児童に関する報告について」
	⑤当該小学校の作成した経過記録
理由	非公開にした理由
	(1)町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
	(2)町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当(事務事業支障)
	(3)町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当(公共の安全)

2023-581 2024年2月22日 (政策経営部企画政策課)

■町田市いじめ問題調査委員会の調査報告書(2021年11月22日付諮問への「報告書」「いじめ防止対策推進法第30条に基づく実施について」)

2024年3月6日 決定延期

理由:対象文書の精査に時間を要するため

2024年4月8日 一部公開決定

- ・①「町田市いじめ問題調査委員会再調査報告書」
- ・②「町田市いじめ問題調査委員会再調査報告書(別紙)」

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。

:町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

別紙1

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	17	2-11	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

2	18	3	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
3	18	13-18	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
4	18	26-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
5	19	13-19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
6	19	23-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
7	20	1-4	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
8	20	11-23	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
9	20	25-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
10	21	1-25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
11	21	28-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
12	22	1-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
13	23	2-10	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
14	23	17-20	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
15	24	2-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
16	25	1-16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
17	25	20-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
18	26	1-7	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
19	26	9-26	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
20	26	29-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
21	27	1-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
22	27	19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
23	27	22	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
24	27	24-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
25	28	1-12	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
26	28	25-28	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
27	29	12-16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
28	29	22-28	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
29	29	29	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
30	29	30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
31	30	1-2	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

32	30	10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
33	30	23-29	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
34	31	20-21	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
35	31	26-28	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
36	32	2-16	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
37	32	28-29	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
38	33	6-7	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
39	33	8-17	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
40	33	22-25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
41	33	27-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
42	34	19-21	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
43	35	7-13	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
44	35	18-19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
45	35	20	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
46	36	3-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
47	36	25-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
48	37	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
49	37	7	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
50	37	14-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
51	38	1-7	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
52	38	17-28	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
53	39	5-20	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
54	39	29	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
55	39	30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
56	40	13-15	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
57	40	28-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
58	41	2-8	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
59	41	9	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
60	41	10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
61	41	12-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

62	42	1-18	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
63	42	25-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
64	43	1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
65	43	13-17	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
66	44	28-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
67	45	1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
68	46	1-3	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
69	46	14	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
70	46	19-20	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
71	46	26-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
72	47	1-8	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
73	47	9	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
74	47	10-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
75	48	1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
76	51	5-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
77	52	1-17	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
78	52	20-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
79	53	1-10	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
80	53	13-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
81	54	1-6	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
82	57	9-10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
83	58	8-10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
84	58	29-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
85	59	1-2	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
86	59	3-4	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
87	59	5-6	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
88	59	6-7	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
89	59	8-9	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
90	59	9-10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
91	59	10-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

92	59	13-15	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
93	59	15-16	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
94	59	17-19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
95	59	21-22	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
96	59	25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
97	59	30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
98	60	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
99	60	2-3	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
100	60	7-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
101	60	13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
102	60	16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
103	60	18-19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
104	60	21	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
105	60	24-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
106	61	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
107	61	1-2	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
108	61	3-4	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
109	61	5	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
110	62	24	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
111	62	30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
112	63	1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
113	63	2	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
114	63	6-7	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
115	63	13	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
116	63	14	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
117	63	23	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
118	70	1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
119	71	24-27	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
120	71	28	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
121	71	28-29	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

122	71	30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
123	72	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
124	72	3-4	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
125	72	8-9	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
126	72	13-16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
127	72	24-25	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
128	73	1-3	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
129	73	6-8	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
130	73	12-13	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
131	73	14-20	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
132	73	23	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
133	74	1-5	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
134	74	17-18	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
135	74	21	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
136	75	5-8	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
137	76	9	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
138	76	18-19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
139	76	19-21	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
140	77	5-22	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
141	77-78	27-8	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
142	78	12-14	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
143	78	17-23	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
144	78	24-25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
145	78	26-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
146	79	10-26	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
147	79-80	27-1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
148	80	2-8	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
149	80	9-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
150	81	8-9	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
151	81	10-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

152	81	25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
153	82	7-9	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
154	82-83	17-14	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
155	83	17-18	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
156	83-84	22-16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
157	84	18-20	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
158	84	23-25	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
159	84	26-28	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
160	85	9-12	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
161	85	16-18	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
162	85	21-22	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
163	85	23-26	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
164	85	28-29	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
165	85	30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
166	87-89	9-1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
167	89	5	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
168	89	6	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
169	89-90	16-2	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
170	90	4-11	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
171	90-91	17-1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
172	91	2-4	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
173	91	8-22	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
174	92	22	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
175	92	26-27	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
176	93	5	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
177	95	15-17	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
178	96	14-17	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
179	96	20	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
180	97	5	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
181	97	27	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

182	98	16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
183	98	26-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
184	99	14-17	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
185	101	5	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
186	107	17-25	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
187	107-108	30-3	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

別紙2

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	2	19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
2	5-6	16-10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

2023-582 2024年2月6日 (都市づくり部都市政策課)

■2008年度以降の総合文書管理システム内の損害賠償請求又は損害賠償等請求事件又は持分移転登記等請求事件を含む文書リストまたは添付文書リストの csv 出力したすべての頁（できれば年度毎にページ番号を付記）(都市政策課)

2024年2月29日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-583 2024年2月6日 (政策経営部企画政策課)

■2008年度以降の総合文書管理システム内の損害賠償請求又は損害賠償等請求事件又は持分移転登記等請求事件を含む文書リストまたは添付文書リストの csv 出力したすべての頁（できれば年度毎にページ番号を付記）(企画政策課)

2024年2月28日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-584 2024年2月6日 (都市づくり部公園緑地課)

■2008年度以降の総合文書管理システム内の損害賠償請求又は損害賠償等請求事件又は持分移転登記等請求事件を含む文書リストまたは添付文書リストの csv 出力したすべての頁（できれば年度毎にページ番号を付記）(公園緑地課)

2024年2月29日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-585 2024年2月6日 (道路部道路政策課)

■2008年度以降の総合文書管理システム内の損害賠償請求又は損害賠償等請求事件又は持分移転登記等請求事件を含む文書リストまたは添付文書リストの csv 出力したすべての頁（できれば年度毎にページ番号を付記）(道路政策課)

2024年2月29日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-586 2024年2月6日 (総務部総務課)

■2008 年度以降の総合文書管理システム内の損害賠償請求又は損害賠償等請求事件又は持分移転登記等請求事件を含む文書リストまたは添付文書リストの csv 出力したすべての頁（できれば年度毎にページ番号を付記）（総務課）

2024 年 2 月 29 日 公開決定

・総合文書管理システムの件名または添付文書名に「損害賠償請求」が含まれる文書リスト

2023-587 2024 年 2 月 6 日 ……………（財務部市有財産活用課）

■2008 年度以降の総合文書管理システム内の損害賠償請求又は損害賠償等請求事件又は持分移転登記等請求事件を含む文書リストまたは添付文書リストの csv 出力したすべての頁（できれば年度毎にページ番号を付記）（市有財産活用課）

2024 年 2 月 29 日 公開決定

・総合文書管理システムの件名または添付文書名に「損害賠償請求」を含む文書リスト

2023-588 2024 年 2 月 6 日 ……………（政策経営部秘書課）

■2008 年度以降の総合文書管理システム内の損害賠償請求又は損害賠償等請求事件又は持分移転登記等請求事件を含む文書リストまたは添付文書リストの csv 出力したすべての頁（できれば年度毎にページ番号を付記）（秘書課）

2024 年 2 月 29 日 公開決定

・2008 年度以降の総合文書管理システム内の「損害賠償等請求事件」を含む文書リスト

2023-589 2024 年 2 月 6 日 ……………（総務部市市政情報課）

■2008 年度以降の総合文書管理システム内の損害賠償請求又は損害賠償等請求事件又は持分移転登記等請求事件を含む文書リストまたは添付文書リストの csv 出力したすべての頁（できれば年度毎にページ番号を付記）（市政情報課）

2024 年 2 月 29 日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-590 2024 年 2 月 6 日 ……………（政策経営部企画政策課）

■総合文書管理システム内の持分移転登記等請求事件を含む文書または添付文書の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力したすべての頁(2021 年度と 2022 年度分)（できれば年度毎にページ番号を付記）（企画政策課）

2024 年 2 月 28 日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-591 2024 年 2 月 6 日 ……………（都市づくり部都市政策課）

■総合文書管理システム内の持分移転登記等請求事件を含む文書または添付文書の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力したすべての頁(2021 年度と 2022 年度分)（できれば年度毎にページ番号を付記）（都市政策課）

2024 年 2 月 29 日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-592 2024 年 2 月 6 日 ……………（都市づくり部公園緑地課）

■総合文書管理システム内の持分移転登記等請求事件を含む文書または添付文書の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力したすべての頁(2021 年度と 2022 年度分)（できれば年度毎にページ番号を付記）（公園緑地課）

2024 年 2 月 29 日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-593 2024 年 2 月 6 日 ……………（道路部道路政策課）

■総合文書管理システム内の持分移転登記等請求事件を含む文書または添付文書の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力したすべての頁(2021年度と2022年度分)(できれば年度毎にページ番号を付記)(道路政策課)

2024年2月29日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-594 2024年2月6日 ……………(総務部総務課)

■総合文書管理システム内の持分移転登記等請求事件を含む文書または添付文書の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力したすべての頁(2021年度と2022年度分)(できれば年度毎にページ番号を付記)(総務課)

2024年2月29日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-595 2024年2月6日 ……………(財務部市有財産活用課)

■総合文書管理システム内の持分移転登記等請求事件を含む文書または添付文書の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力したすべての頁(2021年度と2022年度分)(できれば年度毎にページ番号を付記)(市有財産活用課)

2024年3月29日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-596 2024年2月6日 ……………(政策経営部秘書課)

■総合文書管理システム内の持分移転登記等請求事件を含む文書または添付文書の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力したすべての頁(2021年度と2022年度分)(できれば年度毎にページ番号を付記)(秘書課)

2024年2月29日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-597 2024年2月6日 ……………(総務部市政情報課)

■総合文書管理システム内の持分移転登記等請求事件を含む文書または添付文書の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力したすべての頁(2021年度と2022年度分)(できれば年度毎にページ番号を付記)(市政情報課)

2024年2月29日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-598 2024年2月6日 ……………(政策経営部企画政策課)

■総合文書管理システム内の持分移転登記等請求事件を含む文書または添付文書の各簿冊の簿冊管理簿リストの csv 出力したすべての頁(2021年度と2022年度分)(できれば年度毎にページ番号を付記)(企画政策課)

2024年2月28日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-599 2024年2月6日 ……………(都市づくり部都市政策課)

■総合文書管理システム内の持分移転登記等請求事件を含む文書または添付文書の各簿冊の簿冊管理簿リストの csv 出力したすべての頁(2021年度と2022年度分)(できれば年度毎にページ番号を付記)(都市政策課)

2024年2月29日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-600 2024年2月6日 ……………(都市づくり部公園緑地課)

■総合文書管理システム内の持分移転登記等請求事件を含む文書または添付文書の各簿冊の簿冊管理簿リストの csv 出力したすべての頁(2021 年度と 2022 年度分) (できれば年度毎にページ番号を付記) (公園緑地課)

2024 年 2 月 29 日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-601 2024 年 2 月 6 日 (道路部道路政策課)

■総合文書管理システム内の持分移転登記等請求事件を含む文書または添付文書の各簿冊の簿冊管理簿リストの csv 出力したすべての頁(2021 年度と 2022 年度分) (できれば年度毎にページ番号を付記) (道路政策課)

2024 年 2 月 29 日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-602 2024 年 2 月 6 日 (総務部総務課)

■総合文書管理システム内の持分移転登記等請求事件を含む文書または添付文書の各簿冊の簿冊管理簿リストの csv 出力したすべての頁(2021 年度と 2022 年度分) (できれば年度毎にページ番号を付記) (総務課)

2024 年 2 月 29 日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-603 2024 年 2 月 6 日 (財務部市有財産活用課)

■総合文書管理システム内の持分移転登記等請求事件を含む文書または添付文書の各簿冊の簿冊管理簿リストの csv 出力したすべての頁(2021 年度と 2022 年度分) (できれば年度毎にページ番号を付記) (市有財産活用課)

2024 年 3 月 29 日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-604 2024 年 2 月 6 日 (政策経営部秘書課)

■総合文書管理システム内の持分移転登記等請求事件を含む文書または添付文書の各簿冊の簿冊管理簿リストの csv 出力したすべての頁(2021 年度と 2022 年度分) (できれば年度毎にページ番号を付記) (秘書課)

2024 年 2 月 29 日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-605 2024 年 2 月 6 日 (総務部市政情報課)

■総合文書管理システム内の持分移転登記等請求事件を含む文書または添付文書の各簿冊の簿冊管理簿リストの csv 出力したすべての頁(2021 年度と 2022 年度分) (できれば年度毎にページ番号を付記) (市政情報課)

2024 年 2 月 29 日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-606 2024 年 2 月 6 日 (政策経営部企画政策課)

■総合文書管理システム内の損害賠償等請求事件を含む文書または添付文書の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力したすべての頁(平成 5 年度と平成 9 年度分) (できれば年度毎にページ番号を付記) (企画政策課)

2024 年 2 月 28 日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は 2005 年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-607 2024 年 2 月 6 日 (都市づくり部都市政策課)

■総合文書管理システム内の損害賠償等請求事件を含む文書または添付文書の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力したすべての頁(平成5年度と平成9年度分)(できれば年度毎にページ番号を付記)(都市政策課)
2024年2月29日 不存在決定
理由: 総合文書管理システムの導入は 2005 年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-608 2024年2月6日 (都市づくり部公園緑地課)
■総合文書管理システム内の損害賠償等請求事件を含む文書または添付文書の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力したすべての頁(平成5年度と平成9年度分)(できれば年度毎にページ番号を付記)(公園緑地課)
2024年2月29日 不存在決定
理由: 総合文書管理システムの導入は 2005 年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-609 2024年2月6日 (道路部道路政策課)
■総合文書管理システム内の損害賠償等請求事件を含む文書または添付文書の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力したすべての頁(平成5年度と平成9年度分)(できれば年度毎にページ番号を付記)(道路政策課)
2024年2月29日 不存在決定
理由: 総合文書管理システムの導入は 2005 年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-610 2024年2月6日 (総務部総務課)
■総合文書管理システム内の損害賠償等請求事件を含む文書または添付文書の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力したすべての頁(平成5年度と平成9年度分)(できれば年度毎にページ番号を付記)(総務課)
2024年2月29日 不存在決定
理由: 総合文書管理システムの導入は 2005 年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-611 2024年2月6日 (財務部市有財産活用課)
■総合文書管理システム内の損害賠償等請求事件を含む文書または添付文書の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力したすべての頁(平成5年度と平成9年度分)(できれば年度毎にページ番号を付記)(市有財産活用課)
2024年3月29日 不存在決定
理由: 総合文書管理システムの導入は 2005 年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-612 2024年2月6日 (政策経営部秘書課)
■総合文書管理システム内の損害賠償等請求事件を含む文書または添付文書の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力したすべての頁(平成5年度と平成9年度分)(できれば年度毎にページ番号を付記)(秘書課)
2024年2月29日 不存在決定
理由: 総合文書管理システムの導入は 2005 年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-613 2024年2月6日 (総務部市政情報課)

■総合文書管理システム内の損害賠償等請求事件を含む文書または添付文書の文書リストまたは添付文書リストの csv 出力したすべての頁(平成5年度と平成9年度分)(できれば年度毎にページ番号を付記)(市政情報課)

2024年2月29日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-614 2024年2月6日 …………… (政策経営部企画政策課)

■総合文書管理システム内の損害賠償等請求事件を含む文書または添付文書の各簿冊の簿冊管理簿リストの csv 出力したすべての頁(平成5年度と平成9年度分)(できれば年度毎にページ番号を付記)(企画政策課)

2024年2月28日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-615 2024年2月6日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■総合文書管理システム内の損害賠償等請求事件を含む文書または添付文書の各簿冊の簿冊管理簿リストの csv 出力したすべての頁(平成5年度と平成9年度分)(できれば年度毎にページ番号を付記)(都市政策課)

2024年2月29日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-616 2024年2月6日 …………… (都市づくり部公園緑地課)

■総合文書管理システム内の損害賠償等請求事件を含む文書または添付文書の各簿冊の簿冊管理簿リストの csv 出力したすべての頁(平成5年度と平成9年度分)(できれば年度毎にページ番号を付記)(公園緑地課)

2024年2月29日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-617 2024年2月6日 …………… (道路部道路政策課)

■総合文書管理システム内の損害賠償等請求事件を含む文書または添付文書の各簿冊の簿冊管理簿リストの csv 出力したすべての頁(平成5年度と平成9年度分)(できれば年度毎にページ番号を付記)(道路政策課)

2024年2月29日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-618 2024年2月6日 …………… (総務部総務課)

■総合文書管理システム内の損害賠償等請求事件を含む文書または添付文書の各簿冊の簿冊管理簿リストの csv 出力したすべての頁(平成5年度と平成9年度分)(できれば年度毎にページ番号を付記)(総務課)

2024年2月29日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-619 2024年2月6日 …………… (財務部市有財産活用課)

■総合文書管理システム内の損害賠償等請求事件を含む文書または添付文書の各簿冊の簿冊管理簿リストの csv 出力したすべての頁(平成5年度と平成9年度分)(できれば年度毎にページ番号を付記)(市有財産活用課)

2024年3月29日 不存在決定

理由: 総合文書管理システムの導入は 2005 年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-620 2024年2月6日 (政策経営部秘書課)

■総合文書管理システム内の損害賠償等請求事件を含む文書または添付文書の各簿冊の簿冊管理簿リストの csv 出力したすべての頁(平成5年度と平成9年度分)(できれば年度毎にページ番号を付記)(秘書課)

2024年2月29日 不存在決定

理由: 総合文書管理システムの導入は 2005 年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-621 2024年2月6日 (総務部市政情報課)

■総合文書管理システム内の損害賠償等請求事件を含む文書または添付文書の各簿冊の簿冊管理簿リストの csv 出力したすべての頁(平成5年度と平成9年度分)(できれば年度毎にページ番号を付記)(市政情報課)

2024年2月29日 不存在決定

理由: 総合文書管理システムの導入は 2005 年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-622 2024年2月16日 (総務部総務課)

■23 町政デ第 326 号の開示文書の「問い合わせ連絡票」に記載の論理削除で 51 万件ほどのデータが情報セキュリティ管理者の許可等に従って完全に破棄されたことがわかる情報の開示請求に対して、23 町総総第 815 号の「該当する文書を保有していないため」の非公開決定は、前記データが残っていることを意味し、検索対象に過去の文書に紐づけたデータを含めた市が保有するデータに対する拡張機能を用いた「〇〇〇〇自治会」を含む文書管理システムの検索結果

2024年3月1日 不存在決定

理由: 総合文書管理システムに保存された総務課が保有する電子文書のうち、件名または添付文書名に「〇〇〇〇自治会」を含む電子文書はありません。なお、論理削除を行ったデータについては、総合文書管理システムで検索することはできません。

2023-623 2024年2月16日 (総務部総務課)

■23 町政デ第 326 号の開示文書の「問い合わせ連絡票」に記載の論理削除で 51 万件ほどのデータが情報セキュリティ管理者の許可等に従って完全に破棄されたことがわかる情報の開示請求に対して、23 町総総第 815 号の「該当する文書を保有していないため」の非公開決定は、前記データが残っていることを意味し、検索対象に過去の文書に紐づけたデータを含めた市が保有するデータに対する拡張機能を用いた「〇〇〇〇・収受・都市」を含む文書管理システムの検索結果

2024年3月1日 不存在決定

理由: 総合文書管理システムに保存された総務課が保有する電子文書のうち、件名または添付文書名に「〇〇〇〇・収受・都市」を含む電子文書はありません。なお、論理削除を行ったデータについては、総合文書管理システムで検索することはできません。

2023-624 2024年2月16日 (総務部総務課)

■23 町政デ第 326 号の開示文書の「問い合わせ連絡票」に記載の論理削除で 51 万件ほどのデータが情報セキュリティ管理者の許可等に従って完全に破棄されたことがわかる情報の開示請求に対して、23 町総総第 815 号の「該当する文書を保有していないため」の非公開決定は、前記データが残っていることを意味し、検索対象に過去の文書に紐づけたデータを含めた市が保有

するデータに対する拡張機能を用いた「〇〇〇〇・収受・市民協働」を含む文書管理システムの検索結果

2024年3月1日 **不存在決定**

理由：総合文書管理システムに保存された総務課が保有する電子文書のうち、件名または添付文書名に「〇〇〇〇・収受・市民協働」を含む電子文書はありません。なお、論理削除を行ったデータについては、総合文書管理システムで検索することはできません。

2023-625 2024年2月20日 ……………（都市づくり部地区街づくり課）

■総合文書管理システムの情報から「〔(市民協働推進課に配信した文書と添付文書)のうち、(永年保存の文書)〕に紐づけた情報」を抽出して出力した情報（情報の印刷時には、A4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記してください。抽出した情報が多い場合は、B4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。担当課は、地区街づくり課）

2024年2月29日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、対応に時間を要するため。

2024年3月19日 **不存在決定**

理由：総合文書管理システムには、請求内容に該当する文書を抽出する機能がないため。

2023-626 2024年2月20日 ……………（都市づくり部地区街づくり課）

■総合文書管理システムの情報から「〔(市民協働推進課から収受した文書と添付文書)のうち、(永年保存の文書)〕に紐づけた情報」を抽出して出力した情報（情報の印刷時には、A4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記し、抽出した情報が多い場合は、B4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。担当課は、地区街づくり課）

2024年2月29日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、対応に時間を要するため。

2024年3月19日 **不存在決定**

理由：請求対象に該当する公文書が存在しないため。

2023-627 2024年2月20日 ……………（都市づくり部都市政策課）

■1・総合文書管理システムの情報から「〔(2008年度以降の文書と添付文書)のうち、(件名等の文書にひもづけた情報に損害賠償請求又は損害賠償等請求事件又は持分移転登記等請求事件を含む文書)〕に紐づけられた情報」を抽出して出力した電子情報（情報の印刷時には、A4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記してください。抽出した情報が多い場合は、B4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。担当課は、都市政策課）

2024年3月5日 **不存在決定**

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-628 2024年2月20日 ……………（市民部市民協働推進課）

■1・総合文書管理システムの情報から「〔(2008年度以降の文書と添付文書)のうち、(件名等の文書にひもづけた情報に損害賠償請求又は損害賠償等請求事件又は持分移転登記等請求事件を含む文書)〕に紐づけられた情報」を抽出して出力した電子情報（情報の印刷時には、A4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記してください。抽出した情報が多い場合は、B4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。担当課は、市民協働推進課）

2024年3月5日 **不存在決定**

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-629 2024年2月20日 ……………（政策経営部企画政策課）

- 1・総合文書管理システムの情報から [「(2008 年度以降の文書と添付文書)のうち、(件名等の文書にひもづけた情報に損害賠償請求又は損害賠償等請求事件又は持分移転登記等請求事件を含む文書)」に紐づけられた情報]を抽出して出力した電子情報(情報の印刷時には、A 4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記してください。抽出した情報が多い場合は、B 4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。担当課は、企画政策課)

2024 年 3 月 1 日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-630 2024 年 2 月 20 日 (都市づくり部公園緑地課)

- 1・総合文書管理システムの情報から [「(2008 年度以降の文書と添付文書)のうち、(件名等の文書にひもづけた情報に損害賠償請求又は損害賠償等請求事件又は持分移転登記等請求事件を含む文書)」に紐づけられた情報]を抽出して出力した電子情報(情報の印刷時には、A 4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記してください。抽出した情報が多い場合は、B 4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。担当課は、公園緑地課)

2024 年 3 月 1 日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-631 2024 年 2 月 20 日 (道路部道路政策課)

- 1・総合文書管理システムの情報から [「(2008 年度以降の文書と添付文書)のうち、(件名等の文書にひもづけた情報に損害賠償請求又は損害賠償等請求事件又は持分移転登記等請求事件を含む文書)」に紐づけられた情報]を抽出して出力した電子情報(情報の印刷時には、A 4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記してください。抽出した情報が多い場合は、B 4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。担当課は、道路政策課)

2024 年 3 月 4 日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-632 2024 年 2 月 20 日 (総務部総務課)

- 1・総合文書管理システムの情報から [「(2008 年度以降の文書と添付文書)のうち、(件名等の文書にひもづけた情報に損害賠償請求又は損害賠償等請求事件又は持分移転登記等請求事件を含む文書)」に紐づけられた情報]を抽出して出力した電子情報(情報の印刷時には、A 4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記してください。抽出した情報が多い場合は、B 4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。担当課は、総務課)

2024 年 3 月 5 日 公開決定

- ・総合文書管理システムの件名に「損害賠償請求又は損害賠償等請求事件又は持分移転登記等請求事件」が含まれる文書リスト
- ・総合文書管理システムの添付文書名に「損害賠償請求又は損害賠償等請求事件又持分移転登記等請求事件」が含まれる文書リスト

2023-633 2024 年 2 月 20 日 (政策経営部秘書課)

- 1・総合文書管理システムの情報から [「(2008 年度以降の文書と添付文書)のうち、(件名等の文書にひもづけた情報に損害賠償請求又は損害賠償等請求事件又は持分移転登記等請求事件を含む文書)」に紐づけられた情報]を抽出して出力した電子情報(情報の印刷時には、A 4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記してください。抽出した情報が多い場合は、B 4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。担当課は、秘書課)

2024 年 3 月 5 日 公開決定

・2008年度以降の総合文書管理システム内の「損害賠償等請求事件」を含む文書リスト

2023-634 2024年2月20日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■2・総合文書管理システムの情報から「(平成5年度と平成9年度の文書と添付文書)のうち、(件名等の文書にひもづけた情報に損害賠償等請求事件を含む文書)」に紐づけられた情報を抽出して出力した電子情報(情報の印刷時には、A4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記してください。抽出した情報が多い場合は、B4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。担当課は、都市政策課)

2024年3月5日 不存在決定

理由:総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-635 2024年2月20日 …………… (市民部市民協働推進課)

■2・総合文書管理システムの情報から「(平成5年度と平成9年度の文書と添付文書)のうち、(件名等の文書にひもづけた情報に損害賠償等請求事件を含む文書)」に紐づけられた情報を抽出して出力した電子情報(情報の印刷時には、A4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記してください。抽出した情報が多い場合は、B4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。担当課は、市民協働推進課)

2024年3月5日 不存在決定

理由:総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-636 2024年2月20日 …………… (政策経営部企画政策課)

■2・総合文書管理システムの情報から「(平成5年度と平成9年度の文書と添付文書)のうち、(件名等の文書にひもづけた情報に損害賠償等請求事件を含む文書)」に紐づけられた情報を抽出して出力した電子情報(情報の印刷時には、A4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記してください。抽出した情報が多い場合は、B4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。担当課は、企画政策課)

2024年3月1日 不存在決定

理由:総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-637 2024年2月20日 …………… (都市づくり部公園緑地課)

■2・総合文書管理システムの情報から「(平成5年度と平成9年度の文書と添付文書)のうち、(件名等の文書にひもづけた情報に損害賠償等請求事件を含む文書)」に紐づけられた情報を抽出して出力した電子情報(情報の印刷時には、A4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記してください。抽出した情報が多い場合は、B4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。担当課は、公園緑地課)

2024年3月1日 不存在決定

理由:総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-638 2024年2月20日 …………… (道路部道路政策課)

■2・総合文書管理システムの情報から「(平成5年度と平成9年度の文書と添付文書)のうち、(件名等の文書にひもづけた情報に損害賠償等請求事件を含む文書)」に紐づけられた情報を抽出して出力した電子情報(情報の印刷時には、A4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」

で印刷し、印字された情報の用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記してください。抽出した情報が多い場合は、B4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。担当課は、道路政策課)

2024年3月4日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-639 2024年2月20日 …………… (総務部総務課)

■2・総合文書管理システムの情報から [「(平成5年度と平成9年度の文書と添付文書)のうち、(件名等の文書にひもづけた情報に損害賠償等請求事件を含む文書)」に紐づけられた情報]を抽出して出力した電子情報(情報の印刷時には、A4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記してください。抽出した情報が多い場合は、B4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。担当課は、総務課)

2024年3月5日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-640 2024年2月20日 …………… (政策経営部秘書課)

■2・総合文書管理システムの情報から [「(平成5年度と平成9年度の文書と添付文書)のうち、(件名等の文書にひもづけた情報に損害賠償等請求事件を含む文書)」に紐づけられた情報]を抽出して出力した電子情報(情報の印刷時には、A4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記してください。抽出した情報が多い場合は、B4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。担当課は、秘書課)

2024年3月5日 不存在決定

理由：総合文書管理システムの導入は2005年度であり、請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-641 2024年2月20日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■3・総合文書管理システムの情報から [「(2021年度と2022年度の文書と添付文書)のうち、(件名等の文書にひもづけた情報に持分移転登記等請求事件を含む文書)」に紐づけられた情報]を抽出して出力した電子情報(情報の印刷時には、A4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記してください。抽出した情報が多い場合は、B4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。担当課は、都市政策課)

2024年3月5日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-642 2024年2月20日 …………… (市民部市民協働推進課)

■3・総合文書管理システムの情報から [「(2021年度と2022年度の文書と添付文書)のうち、(件名等の文書にひもづけた情報に持分移転登記等請求事件を含む文書)」に紐づけられた情報]を抽出して出力した電子情報(情報の印刷時には、A4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記してください。抽出した情報が多い場合は、B4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。担当課は、市民協働推進課)

2024年3月5日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-643 2024年2月20日 …………… (政策経営部企画政策課)

- 3・総合文書管理システムの情報から [「(2021 年度と 2022 年度の文書と添付文書)のうち、(件名等の文書にひもづけた情報に持分移転登記等請求事件を含む文書)」に紐づけられた情報] を抽出して出力した電子情報 (情報の印刷時には、A 4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記してください。抽出した情報が多い場合は、B 4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。担当課は、企画政策課)

2024 年 3 月 1 日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-644 2024 年 2 月 20 日 (都市づくり部公園緑地課)

- 3・総合文書管理システムの情報から [「(2021 年度と 2022 年度の文書と添付文書)のうち、(件名等の文書にひもづけた情報に持分移転登記等請求事件を含む文書)」に紐づけられた情報] を抽出して出力した電子情報 (情報の印刷時には、A 4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記してください。抽出した情報が多い場合は、B 4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。担当課は、公園緑地課)

2024 年 3 月 1 日 不存在決定

理由：請求内容に該当する公文書は存在しないため。

2023-645 2024 年 2 月 20 日 (道路部道路政策課)

- 3・総合文書管理システムの情報から [「(2021 年度と 2022 年度の文書と添付文書)のうち、(件名等の文書にひもづけた情報に持分移転登記等請求事件を含む文書)」に紐づけられた情報] を抽出して出力した電子情報 (情報の印刷時には、A 4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記してください。抽出した情報が多い場合は、B 4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。担当課は、道路政策課)

2024 年 3 月 4 日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-646 2024 年 2 月 20 日 (総務部総務課)

- 3・総合文書管理システムの情報から [「(2021 年度と 2022 年度の文書と添付文書)のうち、(件名等の文書にひもづけた情報に持分移転登記等請求事件を含む文書)」に紐づけられた情報] を抽出して出力した電子情報 (情報の印刷時には、A 4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記してください。抽出した情報が多い場合は、B 4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。担当課は、総務課)

2024 年 3 月 5 日 不存在決定

理由：総合文書管理システム保存された総務課が保有する 2021 年度と 2022 年度の文書等のうち、件名または添付文書名に「持分移転登記等請求事件」を含む文書等はありません。

2023-647 2024 年 2 月 20 日 (政策経営部秘書課)

- 3・総合文書管理システムの情報から [「(2021 年度と 2022 年度の文書と添付文書)のうち、(件名等の文書にひもづけた情報に持分移転登記等請求事件を含む文書)」に紐づけられた情報] を抽出して出力した電子情報 (情報の印刷時には、A 4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記してください。抽出した情報が多い場合は、B 4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。担当課は、秘書課)

2024 年 3 月 5 日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

■町田市いじめ問題調査委員会報告書(本文、2月21日公表)

2024年3月6日 **決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2024年4月9日 **一部公開決定**

- ・①「町田市いじめ問題調査委員会再調査報告書」
- ・②「町田市いじめ問題調査委員会再調査報告書(別紙)」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。

：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

別紙1

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	17	2-11	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
2	18	3	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
3	18	13-18	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
4	18	26-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
5	19	13-19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
6	19	23-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
7	20	1-4	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
8	20	11-23	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
9	20	25-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
10	21	1-25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
11	21	28-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
12	22	1-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
13	23	2-10	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
14	23	17-20	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
15	24	2-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
16	25	1-16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
17	25	20-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
18	26	1-7	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
19	26	9-26	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
20	26	29-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
21	27	1-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

22	27	19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
23	27	22	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
24	27	24-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
25	28	1-12	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
26	28	25-28	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
27	29	12-16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
28	29	22-28	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
29	29	29	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
30	29	30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
31	30	1-2	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
32	30	10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
33	30	23-29	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
34	31	20-21	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
35	31	26-28	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
36	32	2-16	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
37	32	28-29	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
38	33	6-7	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
39	33	8-17	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
40	33	22-25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
41	33	27-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
42	34	19-21	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
43	35	7-13	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
44	35	18-19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
45	35	20	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
46	36	3-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
47	36	25-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
48	37	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
49	37	7	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
50	37	14-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
51	38	1-7	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

52	38	17-28	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
53	39	5-20	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
54	39	29	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
55	39	30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
56	40	13-15	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
57	40	28-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
58	41	2-8	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
59	41	9	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
60	41	10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
61	41	12-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
62	42	1-18	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
63	42	25-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
64	43	1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
65	43	13-17	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
66	44	28-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
67	45	1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
68	46	1-3	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
69	46	14	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
70	46	19-20	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
71	46	26-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
72	47	1-8	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
73	47	9	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
74	47	10-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
75	48	1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
76	51	5-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
77	52	1-17	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
78	52	20-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
79	53	1-10	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
80	53	13-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
81	54	1-6	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

82	57	9-10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
83	58	8-10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
84	58	29-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
85	59	1-2	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
86	59	3-4	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
87	59	5-6	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
88	59	6-7	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
89	59	8-9	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
90	59	9-10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
91	59	10-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
92	59	13-15	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
93	59	15-16	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
94	59	17-19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
95	59	21-22	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
96	59	25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
97	59	30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
98	60	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
99	60	2-3	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
100	60	7-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
101	60	13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
102	60	16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
103	60	18-19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
104	60	21	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
105	60	24-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
106	61	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
107	61	1-2	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
108	61	3-4	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
109	61	5	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
110	62	24	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
111	62	30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

112	63	1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
113	63	2	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
114	63	6-7	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
115	63	13	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
116	63	14	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
117	63	23	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
118	70	1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
119	71	24-27	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
120	71	28	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
121	71	28-29	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
122	71	30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
123	72	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
124	72	3-4	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
125	72	8-9	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
126	72	13-16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
127	72	24-25	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
128	73	1-3	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
129	73	6-8	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
130	73	12-13	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
131	73	14-20	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
132	73	23	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
133	74	1-5	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
134	74	17-18	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
135	74	21	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
136	75	5-8	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
137	76	9	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
138	76	18-19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
139	76	19-21	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
140	77	5-22	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
141	77-78	27-8	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

142	78	12-14	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
143	78	17-23	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
144	78	24-25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
145	78	26-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
146	79	10-26	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
147	79-80	27-1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
148	80	2-8	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
149	80	9-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
150	81	8-9	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
151	81	10-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
152	81	25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
153	82	7-9	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
154	82-83	17-14	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
155	83	17-18	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
156	83-84	22-16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
157	84	18-20	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
158	84	23-25	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
159	84	26-28	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
160	85	9-12	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
161	85	16-18	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
162	85	21-22	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
163	85	23-26	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
164	85	28-29	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
165	85	30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
166	87-89	9-1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
167	89	5	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
168	89	6	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
169	89-90	16-2	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
170	90	4-11	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
171	90-91	17-1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

172	91	2-4	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
173	91	8-22	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
174	92	22	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
175	92	26-27	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
176	93	5	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
177	95	15-17	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
178	96	14-17	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
179	96	20	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
180	97	5	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
181	97	27	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
182	98	16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
183	98	26-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
184	99	14-17	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
185	101	5	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
186	107	17-25	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
187	107-108	30-3	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

別紙2

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	2	19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
2	5-6	16-10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

2023-649 2024年2月26日 (市民部市民協働推進課)

■2023年度の「町内会・自治会の区域図を格納している簿冊」の情報一覧

2024年3月11日 公開決定

・該当簿冊の簿冊管理簿一覧・文書一覧

2023-650 2024年2月26日 (市民部市民協働推進課)

■2023年度の「町内会・自治会の区域図を格納している簿冊」内の〇〇〇〇自治会分の情報

2024年3月11日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

2023-651 2024年2月26日 (市民部市民協働推進課)

■市民協働推進課の2019年度の5年保存の簿冊：分類記号107-001-005：「町内会・自治会・区域図」内の〇〇〇〇自治会分の情報

2024年3月11日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。

■町田市いじめ問題調査委員会の報告書本編(2021年11月22日諮問、2024年2月21日答申分)

2024年3月6日 **決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2024年4月9日 **一部公開決定**

- ・①「町田市いじめ問題調査委員会再調査報告書」
- ・②「町田市いじめ問題調査委員会再調査報告書(別紙)」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。

：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

別紙1

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	17	2-11	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
2	18	3	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
3	18	13-18	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
4	18	26-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
5	19	13-19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
6	19	23-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
7	20	1-4	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
8	20	11-23	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
9	20	25-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
10	21	1-25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
11	21	28-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
12	22	1-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
13	23	2-10	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
14	23	17-20	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
15	24	2-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
16	25	1-16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
17	25	20-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
18	26	1-7	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
19	26	9-26	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
20	26	29-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
21	27	1-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
22	27	19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
23	27	22	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
24	27	24-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
25	28	1-12	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
26	28	25-28	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
27	29	12-16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
28	29	22-28	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
29	29	29	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
30	29	30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
31	30	1-2	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
32	30	10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
33	30	23-29	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
34	31	20-21	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
35	31	26-28	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
36	32	2-16	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
37	32	28-29	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
38	33	6-7	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
39	33	8-17	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
40	33	22-25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
41	33	27-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
42	34	19-21	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
43	35	7-13	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
44	35	18-19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
45	35	20	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
46	36	3-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
47	36	25-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
48	37	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
49	37	7	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
50	37	14-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
51	38	1-7	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
52	38	17-28	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
53	39	5-20	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
54	39	29	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
55	39	30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
56	40	13-15	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
57	40	28-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
58	41	2-8	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
59	41	9	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
60	41	10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
61	41	12-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
62	42	1-8	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
63	42	25-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
64	43	1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
65	43	13-17	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
66	44	28-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
67	45	1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
68	46	1-3	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
69	46	14	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
70	46	19-20	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
71	46	26-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
72	47	1-8	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
73	47	9	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
74	47	10-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
75	48	1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
76	51	5-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
77	52	1-17	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
78	52	20-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
79	53	1-10	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
80	53	13-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
81	54	1-6	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
82	57	9-10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
83	58	8-10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
84	58	29-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
85	59	1-2	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
86	59	3-4	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
87	59	5-6	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
88	59	6-7	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
89	59	8-9	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
90	59	9-10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
91	59	10-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
92	59	13-15	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
93	59	15-16	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
94	59	17-19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
95	59	21-22	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
96	59	25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
97	59	30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
98	60	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
99	60	2-3	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
100	60	7-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
101	60	13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
102	60	16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
103	60	18-19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
104	60	21	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
105	60	24-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
106	61	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
107	61	1-2	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
108	61	3-4	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
109	61	5	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
110	62	24	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
111	62	30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
112	63	1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
113	63	2	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
114	63	6-7	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
115	63	13	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
116	63	14	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
117	63	23	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
118	70	1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
119	71	24-27	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
120	71	28	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
121	71	28-29	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
122	71	30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
123	72	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
124	72	3-4	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
125	72	8-9	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
126	72	13-16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
127	72	24-25	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
128	73	1-3	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
129	73	6-8	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
130	73	12-13	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
131	73	14-20	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
132	73	23	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
133	74	1-5	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
134	74	17-18	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
135	74	21	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
136	75	5-8	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
137	76	9	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
138	76	18-19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
139	76	19-21	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
140	77	5-22	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
141	77-78	27-8	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
142	78	12-14	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
143	78	17-23	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
144	78	24-25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
145	78	26-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
146	79	10-26	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
147	79-80	27-1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
148	80	2-8	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
149	80	9-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
150	81	8-9	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
151	81	10-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
152	81	25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
153	82	7-9	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
154	82-83	17-14	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
155	83	17-18	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
156	83-84	22-16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
157	84	18-20	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
158	84	23-25	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
159	84	26-28	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
160	85	9-12	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
161	85	16-18	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
162	85	21-22	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
163	85	23-26	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
164	85	28-29	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
165	85	30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
166	87-89	9-1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
167	89	5	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
168	89	6	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
169	89-90	16-2	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
170	90	4-11	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
171	90-91	17-1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
172	91	2-4	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
173	91	8-22	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
174	92	22	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
175	92	26-27	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
176	93	5	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
177	95	15-17	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
178	96	14-17	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
179	96	20	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
180	97	5	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
181	97	27	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
182	98	16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
183	98	26-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
184	99	14-17	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
185	101	5	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
186	107	17-25	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
187	107-108	30-3	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

別紙2

No.	公開しない部分	公文書を公開しない理由
-----	---------	-------------

	ページ	行	
1	2	19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
2	5-6	16-10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

2023-653 2024年2月27日 (政策経営部広聴課)

■2023年10月20日 町田市長 石阪丈一 23町政聴要第482号の2「町田市教育委員会に聞きたいこと」について

2024年3月4日 一部公開決定

- ・2023年10月20日 町田市長 石阪丈一 23町政聴要第482号の2「町田市教育委員会に聞きたい14のこと」について

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- 個人に関する情報であり、特定の個人が識別されうるため。
- ・3行目から5行目

2023-654 2024年2月27日 (政策経営部企画政策課)

■町田市いじめ問題調査委員会の調査報告書

1. 全文書 (2024年2月21日付け)

2. 1の起案

3. 1の諮問に対する関連資料

2024年3月6日 決定延期

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2024年4月11日 一部公開決定

- ・①「町田市いじめ問題調査委員会再調査報告書」
- ・②「町田市いじめ問題調査委員会再調査報告書(別紙)」
- ・③起案書
- ・④起案概要
- ・⑤「町田市いじめ問題調査委員会再調査報告書(概要)」
- ・⑥「町田市いじめ問題調査委員会再調査報告書」
- ・⑦「町田市いじめ問題調査委員会再調査報告書(別紙)」
- ・⑧諮問書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。

：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

- 事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

別紙1 ①⑥「町田市いじめ問題調査委員会再調査報告書」

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	17	2-11	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
2	18	3	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
3	18	13-18	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
4	18	26-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
5	19	13-19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
6	19	23-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
7	20	1-4	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
8	20	11-23	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
9	20	25-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
10	21	1-25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
11	21	28-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
12	22	1-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
13	23	2-10	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
14	23	17-20	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
15	24	2-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
16	25	1-16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
17	25	20-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
18	26	1-7	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
19	26	9-26	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
20	26	29-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
21	27	1-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
22	27	19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
23	27	22	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
24	27	24-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
25	28	1-12	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
26	28	25-28	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
27	29	12-16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
28	29	22-28	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
29	29	29	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
30	29	30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
31	30	1-2	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
32	30	10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
33	30	23-29	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
34	31	20-21	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
35	31	26-28	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
36	32	2-16	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
37	32	28-29	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
38	33	6-7	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
39	33	8-17	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
40	33	22-25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
41	33	27-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
42	34	19-21	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
43	35	7-13	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
44	35	18-19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
45	35	20	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
46	36	3-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
47	36	25-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
48	37	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
49	37	7	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
50	37	14-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
51	38	1-7	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
52	38	17-28	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
53	39	5-20	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
54	39	29	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
55	39	30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
56	40	13-15	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
57	40	28-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
58	41	2-8	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
59	41	9	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
60	41	10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
61	41	12-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
62	42	1-8	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
63	42	25-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
64	43	1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
65	43	13-17	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
66	44	28-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
67	45	1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
68	46	1-3	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
69	46	14	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
70	46	19-20	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
71	46	26-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
72	47	1-8	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
73	47	9	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
74	47	10-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
75	48	1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
76	51	5-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
77	52	1-17	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
78	52	20-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
79	53	1-10	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
80	53	13-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
81	54	1-6	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
82	57	9-10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
83	58	8-10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
84	58	29-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
85	59	1-2	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
86	59	3-4	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
87	59	5-6	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
88	59	6-7	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
89	59	8-9	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
90	59	9-10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
91	59	10-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
92	59	13-15	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
93	59	15-16	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
94	59	17-19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
95	59	21-22	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
96	59	25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
97	59	30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
98	60	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
99	60	2-3	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
100	60	7-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
101	60	13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
102	60	16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
103	60	18-19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
104	60	21	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
105	60	24-30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
106	61	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
107	61	1-2	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
108	61	3-4	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
109	61	5	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
110	62	24	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
111	62	30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
112	63	1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
113	63	2	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
114	63	6-7	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
115	63	13	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
116	63	14	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
117	63	23	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
118	70	1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
119	71	24-27	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
120	71	28	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
121	71	28-29	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
122	71	30	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
123	72	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
124	72	3-4	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
125	72	8-9	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
126	72	13-16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
127	72	24-25	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
128	73	1-3	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
129	73	6-8	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
130	73	12-13	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
131	73	14-20	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
132	73	23	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
133	74	1-5	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
134	74	17-18	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
135	74	21	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
136	75	5-8	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
137	76	9	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
138	76	18-19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
139	76	19-21	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
140	77	5-22	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
141	77-78	27-8	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
142	78	12-14	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
143	78	17-23	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
144	78	24-25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
145	78	26-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
146	79	10-26	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
147	79-80	27-1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
148	80	2-8	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
149	80	9-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
150	81	8-9	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
151	81	10-13	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
152	81	25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
153	82	7-9	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
154	82-83	17-14	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
155	83	17-18	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
156	83-84	22-16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
157	84	18-20	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
158	84	23-25	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
159	84	26-28	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
160	85	9-12	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
161	85	16-18	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
162	85	21-22	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
163	85	23-26	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
164	85	28-29	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
165	85	30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
166	87-89	9-1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
167	89	5	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
168	89	6	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
169	89-90	16-2	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
170	90	4-11	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
171	90-91	17-1	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
172	91	2-4	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
173	91	8-22	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
174	92	22	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
175	92	26-27	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
176	93	5	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
177	95	15-17	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
178	96	14-17	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
179	96	20	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
180	97	5	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
181	97	27	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
182	98	16	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
183	98	26-30	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
184	99	14-17	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
185	101	5	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
186	107	17-25	町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
187	107-108	30-3	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

別紙2②⑦「町田市いじめ問題調査委員会再調査報告書（別紙）」

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	2	19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
2	5-6	16-10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

2023-655 2024年3月1日 ……………（政策経営部秘書課）

- （1）2022年3月22日、秘書課職員〇〇〇〇が收受した情報「市政要望1102-4号の回答文書送付について（情報共有）」
- （2）2022年3月22日、秘書課職員〇〇〇〇が收受した情報「市政要望1102-4号の回答文書送付について（情報共有）」を格納している簿冊の文書一覧
- （3）2022年3月22日、秘書課職員〇〇〇〇が收受した情報「市政要望1102-4号の回答文書送付について（情報共有）」を格納している簿冊の簿冊管理簿

2024年3月15日 **公開決定**

- ・2021年度「市政要望関連」の文書一覧（文書目録）
- ・2021年度「市政要望関連」の簿冊管理簿

2024年3月15日 **一部公開決定**

- ・市政要望1102-4号の回答文書送付について（情報共有）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○市の機関が関係機関と円滑に連絡を取り合うために使用するメールアドレスが記載されており、公にすることにより、市民等から直接連絡が入り、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

- ・1枚目のうち、2行目～5行目の一部

：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○氏名や要望内容の個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるため

・2枚目のうち、3行目及び8行目～24行目

2023-656 2024年3月1日 …………… (総務部総務課)

■ (1) 2022年3月22日、総務課職員〇〇〇〇が收受したメール情報「市政要望1102-4号の回答文書送付について(情報共有)」

(2) 2022年3月22日、総務課職員〇〇〇〇が收受したメール情報「市政要望1102-4号の回答文書送付について(情報共有)」を格納している簿冊の文書一覧

(3) 2022年3月22日、総務課職員〇〇〇〇が收受したメール情報「市政要望1102-4号の回答文書送付について(情報共有)」を格納している簿冊の簿冊管理簿

2024年3月15日 公開決定

- ・文書件名簿出力(文書目録)(2021年度 簿冊名「市政要望」)
- ・2021年度簿冊管理簿(簿冊名「市政要望」のみ)

2024年3月15日 一部公開決定

- ・2022年3月25日付收受起案 件名「市政要望1102-4号の回答文書送付について(情報共有)」において收受した添付文書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○公にすることにより、特定の個人を識別することができるため。

・宛名、8行目以降

2023-657 2024年2月22日 …………… (総務部総務課)

■・総合文書管理システムのデータベース内の文書に紐づけられたデータについて、

(1) 文書に紐づけられたデータを総務課が保有していることがわかる情報

(2) 文書を作成した課が保有していることがわかる情報

(3) 2024年1月11日付け23町政デ第326号の2の開示文書の「問合せ連絡票」に記載の「收受文書に紐づけられた51万件ほどのデータ」を総務課が保有している又は保有していたことがわかる情報

(4) 前記收受文書を作成した課が保有している又は保有していたことがわかる情報

(5) 総合文書管理システムのデータベース内の文書に紐づけられたデータから〔「(文書と添付文書)のうち、(件名等の文書に紐づけた情報に損害賠償請求又は損害賠償等請求事件又は持分移転登記等請求事件を含む文書)」に紐づけられた情報〕を抽出して出力した電子情報(担当課は、総合文書管理システムのデータベース内の文書に紐づけられたデータについて、総務課が保有していることがわかる場合(前記(1)と(3)の場合)は総務課。文書を作成した課がわかる場合(前記(2)と(4)の場合)は、取り下げますのでご連絡してください。情報の印刷時には、A4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記してください。抽出した情報が多い場合は、B4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。)

2024年3月7日 公開決定

- ・町田市文書管理規程
- ・総合文書管理システムの件名に「損害賠償請求又は損害賠償等請求事件又は持分移転登記等請求事件」が含まれる文書リスト
- ・総合文書管理システムの添付文書名に「損害賠償請求又は損害賠償等請求事件又は持分移転登記等請求事件」が含まれる文書リスト

2024年3月7日 不存在決定

- ・総合文書管理システムのデータベース内の文書に紐づけられたデータについて、(3) 2024年1月11日付け23町政デ第326号の2の開示文書の「問合せ連絡票」に記載の「收受文書に紐づけられた51万件ほどのデータ」を総務課が保有している又は保有していたことがわ

かる情報（４）前記收受文書を作成した課が保有している又は保有していたことがわかる情報（担当課は総合文書管理システムのデータベース内の文書に紐づけられたデータについて、総務課が保有していることがわかる場合（前記（１）と（３）の場合）は総務課。文書を作成した課がわかる場合（前記（２）と（４）の場合）は、取り下げますのでご連絡してください。情報の印刷時には、A4「横」用紙に収まる「フォントの大きさ」で印刷し、印字された情報の用紙の余白にページ番号/総ページ数を付記してください。抽出した情報が多い場合は、B4「縦」用紙で印刷し、印字された情報の用紙の余白に頁番号/総頁数を付記してください。）

理由：「問合せ連絡票」に記載の「收受文書に紐づけられた51万件ほどのデータ」は、保存年限を終了した電子文書であり、收受文書を作成した各主管課が保有していたものです。当該文書については、論理削除による廃棄処理を行ったことにより、文書管理システムで検索することはできません。そのため、当該文書を作成した各主管課は保有しておらず、保有していたことがわかる情報もありません。

2023-658 2024年3月4日（保健所生活衛生課）

■保健所生活衛生課の2021年度の行政文書ファイル管理簿

2024年3月18日 公開決定

・保健所生活衛生課の2021年度の行政文書ファイル管理簿

2023-659 2024年3月5日（総務部職員課）

■令和元年度から令和5年度において実施した職員採用試験（事務職）における職員採用試験案内、採用試験問題及び解答一式

2024年3月13日 公開決定

・令和元年から令和5年度において実施した職員採用試験（事務職・大卒程度）における、令和元年度職員採用試験案内、令和元年度採用試験問題（エントリーシート）、令和2年度から令和5年度採用試験問題（作文）

2024年3月13日 非公開決定

・令和元年から令和5年度において実施した職員採用試験（事務職・大卒程度）における採用試験問題（SPI・GAB）及び解答一式

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○契約業者との取り決めにより複製・第三者への提供が禁止されており、採用試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

2023-660 2024年3月5日（学校教育部教育総務課）

■2024年2月13日 23町教学教第1529号 学校教育部長〇〇〇〇

2024年3月19日 一部公開決定

・市政要望730号_回答

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。

・要望者の団体名・氏名

2023-661 2024年3月8日（保健所生活衛生課）

■生活衛生課の2021年度の簿冊004-008-001（庁用車運転日誌・点検表・予定表（10-3月））内の文書（3月分）

2024年3月18日 不存在決定

理由：文書の保存年限が終了し廃棄済みであるため、存在いたしません。

2024年3月28日 審査請求

2023-662 2024年3月8日（都市づくり部都市政策課）

■都市政策課の2010年度の2010年8月27日付け起案文書（金森地区住所整理事業に係る計画案の作成について）

2024年3月22日 **公開決定**

- ・金森地区住所整理事業に係る計画案の作成について

2023-663 2024年3月8日 (都市づくり部都市政策課)

■都市政策課の2011年度の2011年11月29日付け收受文書(個人情報の目的外利用について(依頼))

2024年3月22日 **公開決定**

- ・個人情報の目的外利用について(依頼)

2023-664 2024年3月8日 (総務部総務課)

■(1)総務課の2021年度の2022年3月16日付け收受文書(市民部印刷依頼について)

(2)総務課の2022年度の2022年4月06日付け收受文書(市民部印刷依頼について)

(3)総務課の2022年度の2022年4月13日付け收受文書(市民部印刷依頼について)

2024年3月22日 **公開決定**

- ・收受日 2022年4月6日 件名「市民部印刷依頼について」の收受文書
- ・收受日 2022年4月13日 件名「市民部印刷依頼について」の收受文書

2024年3月22日 **不存在決定**

- ・(1)総務課の2021年度の2022年3月16日付け收受文書(市民部印刷依頼について)

理由:当該文書等を保存している簿冊の保存年限は1年であり、保存年限を終了し、廃棄しているため。

2023-665 2024年3月8日 (地域福祉部障がい福祉課)

■障がいに関する個人情報に関連する市政情報(おもに東京都事務)

2024年3月22日 **決定延期**

理由:文書の特定に時間を要するため。

2024年4月22日 **不存在決定**

理由:該当する公文書が存在しないため。

2023-666 2024年3月8日 (政策経営部広聴課)

■広聴に関する個人情報(代表電話を含む)に関連した市政情報、関与した職員規定など

2024年3月22日 **公開決定**

- ・【広聴課】個人情報ファイル簿(代表電話)

2023-667 2024年3月8日 (市民部市民総務課)

■市民フォーラムの職員と職員への指導、相談記録(委託事業者を含む)

2024年3月22日 **不存在決定**

- ・①市民フォーラムの職員と職員への指導(委託業者を含む)
- ・②相談記録

理由:①対象となる文書は存在しないため

:②相談業務を行っていないため

2023-668 2024年3月8日 (市民部市民協働推進課)

■市民フォーラムの職員と職員への指導、相談記録(委託事業者を含む)

2024年3月22日 **不存在決定**

- ・市民フォーラムの職員と職員への指導(委託業者を含む)

理由:対象となる文書が存在しないため

2024年3月22日 **非公開決定**

- ・相談記録簿

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。

2023-669 2024年3月8日 …………… (いきいき生活部保険年金課)

■成人歯科、成人健康診査、新型コロナワクチン予防接種に関する市政情報

2024年3月15日 取下げ

2023-670 2024年3月8日 …………… (保健所健康推進課)

■成人歯科、成人健康診査、新型コロナワクチン予防接種に関する市政情報

2024年3月15日 公開決定

- ・成人健康診査(健康増進健康診査)業務委託の情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書

2023-671 2024年3月8日 …………… (保健所保健予防課)

■成人歯科、成人健康診査、新型コロナワクチン予防接種に関する市政情報

2024年3月19日 公開決定

- ・2023年度新型コロナワクチン問い合わせ対応コールセンター設置運營業務委託契約の情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書

2024年3月21日 公開決定

- ・歯科口腔健康診査業務委託契約及び高齢者歯科口腔機能健診業務委託の情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書

2023-672 2024年3月8日 …………… (地域福祉部福祉総務課)

■福祉事務所の長、社会福祉主事(現業員、査察指導員)、庶務のリストと任命

2024年3月19日 公開決定

- ・町田市福祉事務所処務規程

2024年3月19日 一部公開決定

- ・町田市福祉事務所生活保護関係職員名簿

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員のパライバシーを侵害するおそれがあるため

- ・社会福祉士資格及び備考の一部

2024年3月19日 不存在決定

- ・任命について

理由：公文書が存在しないため

2023-673 2024年3月8日 …………… (総務部職員課)

■福祉事務所の長、社会福祉主事(現業員、査察指導員)、庶務のリストと任命

2024年3月21日 不存在決定

理由：請求対象の任命を行っていないので、文書は存在しません。

2023-674 2024年3月8日 …………… (地域福祉部障がい福祉課)

■障害福祉サービスの報酬計算(食事提供(体制)加算、補足給付費を含む)

2024年3月22日 決定延期

理由：文書の特定に時間を要するため。

2024年4月22日 不存在決定

理由：該当する公文書が存在しないため。

2023-675 2024年3月8日 …………… (子ども生活部子ども発達支援課)

■障害福祉サービスの報酬計算(食事提供(体制)加算、補足給付費を含む)

2024年3月22日 決定延期

理由：請求に係る対象文書の検索に時間を要するため。

2024年4月22日 不存在決定

理由：請求内容に合致する公文書は保有しておらず、過去における作成又は取得の有無を確認する記録も存在しないため。

2023-676 2024年3月8日 …………… (保健所保健予防課)

■障害福祉サービスの報酬計算（食事提供（体制）加算、補足給付費を含む）

2024年3月14日 不存在決定

理由：保健予防課は、「食事提供体制加算」の計算に関する文書を扱っておらず、公開できるものはありません。

2023-677 2024年3月8日 …………… (地域福祉部指導監査課)

■障害福祉サービスの報酬計算（食事提供（体制）加算、補足給付費を含む）

2024年3月14日 不存在決定

理由：該当文書が存在しないため。

2023-678 2024年3月8日 …………… (いきいき生活部いきいき総務課)

■スポーツ、健康づくりに関するエビデンス（市民健康寿命、タバタトレーニング、タニタ、明治安田生命、ベジチェック、ザリッツ）

2024年3月22日 不存在決定

理由：請求内容について、いきいき総務課で取り扱っている項目がないため、対象となる公文書は存在しません。

2023-679 2024年3月8日 …………… (保健所健康推進課)

■スポーツ、健康づくりに関するエビデンス（市民健康寿命、タバタトレーニング、タニタ、明治安田生命、ベジチェック、ザリッツ）

2024年3月18日 不存在決定

理由：請求内容のうち健康推進課では明治安田生命と健康づくりに向けた包括的連携に関する協定を締結していますが、明治安田生命が関わっている健康に関するエビデンスが分かる資料は保有していないので、対象となる公文書は存在しません。

2023-680 2024年3月8日 …………… (保健所保健予防課)

■スポーツ、健康づくりに関するエビデンス（市民健康寿命、タバタトレーニング、タニタ、明治安田生命、ベジチェック、ザリッツ）

2024年3月14日 不存在決定

理由：請求のあった内容のうち保健予防課では、血管年齢、ベジチェックの測定を行っています。本測定は「健康づくりに向けた包括的連携に関する協定」に基づいて、明治安田生命保険相互会社が実施します。保健予防課では、測定根拠を示す文書を扱っておらず、公開できるものはありません。

2023-681 2024年3月8日 …………… (いきいき生活部高齢者支援課)

■スポーツ、健康づくりに関するエビデンス（市民健康寿命、タバタトレーニング、タニタ、明治安田生命、ベジチェック、ザリッツ）

2024年3月18日 不存在決定

理由：請求内容のうち高齢者支援課で取り扱っているのはタニタ、明治安田生命、ザリッツですが、機器に関するエビデンスを示す資料を保有していないため、対象となる公文書は存在しません。

2023-682 2024年3月8日 …………… (文化スポーツ振興部スポーツ振興課)

■スポーツ、健康づくりに関するエビデンス（市民健康寿命、タバタトレーニング、タニタ、明治安田生命、ベジチェック、ザリッツ）

2024年3月13日 不存在決定

理由：公開請求に係る公文書を保有していないため。

- 2023-683 2024年3月8日 …………… (学校教育部指導課)
■スポーツ、健康づくりに関するエビデンス (市民健康寿命、タバタトレーニング、タニタ、明治安田生命、ベジチェック、ザリッツ)
 2024年3月15日 **不存在決定**
 理由: スポーツ、健康づくりに関するエビデンス (タバタトレーニング) の文書は存在しません。
- 2023-684 2024年3月11日 …………… (市民部市民協働推進課)
■市民協働推進課の2022年3月16日から3月23日の間の〇〇〇〇が起案または收受した文書
 2024年3月14日 **不存在決定**
 理由: 請求対象に該当する公文書は存在しないため。
- 2023-685 2024年3月11日 …………… (総務部総務課)
■総務課2022年3月28日付け起案文書 (市政要望1213号の回答文書送付について情報共有)
 2024年3月25日 **一部公開決定**
 ・起案日2022年3月28日 件名「市政要望1213号の回答文書送付について(情報共有)」の起案文書
 理由: 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
 ○公にすることにより、特定の個人を識別することができるため。
 ・2022町田地区春闘共闘会議 議長の氏名
- 2023-686 2024年3月12日 …………… (学校教育部教育総務課)
■2024年1月12日 町田市教育委員会会議への請願書 南成瀬地区小学校の統廃合計画を一旦止めて地方自治の本来の姿として、地域に丁寧な説明をし、当事者の声を大切にし、一緒に進めることを求めます (請願)
 2024年3月26日 **一部公開決定**
 ・2024年1月12日 町田市教育委員会会議への請願書 南成瀬地区小学校の統廃合計画を一旦止めて地方自治の本来の姿として、地域に丁寧な説明をし、当事者の声を大切にし、地域の了解をえながら、一緒に進めることを求めます (請願)
 理由: 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
 ○個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。
 ・請願者の氏名・住所・電話・FAX番号
- 2023-687 2024年3月14日 …………… (市民部市民協働推進課)
■2013年度簿冊107-003認可地縁団体申請認可関連内の2013年6月6日起案文書「地縁団体の区域内世帯数算出について (回答)」
 2024年3月22日 **決定延期**
 理由: 公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。
 2024年4月19日 **一部公開決定**
 ・2013年度簿冊107-003認可地縁団体申請認可関連内の2013年6月6日起案文書「地縁団体の区域内世帯数算出について (回答)」
 理由: 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
 ○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。
 ・認可地縁団体代表者住所
- 2023-688 2024年3月15日 …………… (都市づくり部公園緑地課)
■公園緑地課の2012年度の簿冊024-001-004「懇談会」内の文書 (文書件数が多ければ、文書一覧)
 2024年3月29日 **不存在決定**
 理由: 保存年限を経過し、請求時点で該当文書を保有していないため。

2023-689 2024年3月15日 …………… (都市づくり部公園緑地課)

■公園緑地課の2013年度の簿冊028「市民意見」内の文書(文書件数が多ければ、文書一覧)

2024年3月29日 公開決定

- ・2013年度簿冊「市民意見」の文書件名簿出力(文書目録)

2023-690 2024年3月15日 …………… (都市づくり部公園緑地課)

■公園緑地課の2017年度の簿冊「情報提供依頼書」内の文書(文書件数が多ければ、文書一覧)

2024年3月29日 一部公開決定

- ・情報提供依頼文書～2017年10月

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であつて、特定個人が識別され得るため

- ・①起案書(起案日2017年10月6日)のあて先の一部
- ・②2017年10月5日情報提供依頼書の連絡先の一部、確認欄
- ・③起案書(起案日2017年9月26日)のあて先の一部
- ・④起案書(起案日2017年9月27日)のあて先の一部
- ・⑤2017年9月27日情報提供依頼書の氏名の一部、連絡先、確認欄
- ・⑥起案書(起案日2017年9月22日)のあて先の一部
- ・⑦2017年9月20日情報提供依頼書の連絡先の一部、確認欄
- ・⑧起案書(起案日2018年1月19日)のあて先の一部
- ・⑨2018年1月18日情報提供依頼書の氏名の一部、確認欄
- ・⑩2017年10月23日情報提供依頼書の確認欄
- ・⑪起案書(起案日2017年9月4日)のあて先の一部
- ・⑫2017年8月31日情報提供依頼書の連絡先の一部、確認欄
- ・⑬起案書(起案日2017年8月29日)のあて先の一部
- ・⑭2017年8月22日情報提供依頼書の連絡先の一部、確認欄
- ・⑮起案書(起案日2017年8月29日)のあて先の一部
- ・⑯2017年8月22日情報提供依頼書の氏名の一部、確認欄
- ・⑰起案書(起案日2017年7月26日)のあて先の一部
- ・⑱2017年7月24日情報提供依頼書(写)の連絡先
- ・⑲2017年7月24日情報提供依頼書の連絡先、確認欄
- ・⑳起案書(起案日2017年7月26日)のあて先の一部
- ・㉑2017年7月26日情報提供依頼書の確認欄
- ・㉒2017年4月24日情報提供依頼書の氏名の一部、連絡先の一部、確認欄
- ・㉓起案書(起案日2017年5月2日)のあて先の一部
- ・㉔起案書(起案日2017年4月26日)のあて先の一部

2023-691 2024年3月15日 …………… (市民部市民協働推進課)

■市民協働推進課の常用の簿冊を含むファイル基準表2008年度分から2023年度分まで

町田市の町内会・自治会業務を所掌していた部署(市民協働推進課の前身部署)の1985年度～2008年度のファイル基準表できればc s v光ディスクで(電子データは必須)

2024年3月22日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年4月30日 公開決定

- ・ファイル基準表(1985～1995年度)総務課分抜粋
- ・ファイル基準表(1996～2004年度)
- ・行政文書ファイル管理簿(2005～2023年度)

2023-692 2024年3月15日 …………… (下水道部下水道経営総務課)

■東京都内の全自治体と神奈川の隣接自治体の上下水道料金と経費（町田市の上水道料金が近隣と同じもしくは割安であることを示すことを求める。）

2024年3月29日 公開決定

- ・下水道月額使用料金および使用量決算額表

2023-693 2024年3月21日 ……………（市民部市民協働推進課）

■市民協働推進課の常用の簿冊を管理する情報

2024年3月28日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年4月30日 公開決定

- ・簿冊背表紙リスト（CSV）2005～2023年度分

2023-694 2024年3月21日 ……………（市民病院事務部医事課）

■市民病院に対する個人情報開示請求に関する公文書（内科に関する栄養指導のエビデンスなど）

2024年4月4日 不存在決定

理由：当該公文書が存在しないため

2023-695 2024年3月22日 ……………（都市づくり部地区街づくり課）

■地区まちづくり課の常用の簿冊を管理するための情報

2024年4月2日 公開決定

- ・常用簿冊の一覧（2005年～2023年度、簿冊背表紙）

2023-696 2024年3月25日 ……………（総務部市政情報課）

■2022年3月 町田市総務部情報公開ハンドブック

2024年4月4日 公開決定

- ・情報公開ハンドブック（2022年3月発行版）

2023-697 2024年3月28日 ……………（保健所生活衛生課）

■生活衛生課の2021年度の保存年限1年の簿冊を廃棄した記録

2024年5月31日 不存在決定

理由：当課では、簿冊の廃棄にあたって記録を残していないため、存在いたしません。

2023-698 2024年3月28日 ……………（市民部市民協働推進課）

■市民協働推進課の2019年度の5年保存の簿冊：分類記号107-001-005：「町内会・自治会 区域図」の情報一覧

2024年3月28日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年5月9日 公開決定

- ・該当簿冊の簿冊管理簿一覧・文書一覧

2023-699 2024年3月28日 ……………（市民部市民協働推進課）

■市民協働推進課の2020年度の5年保存の簿冊：分類記号107-001-005：「町内会・自治会 区域図」の情報一覧

2024年3月28日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年5月9日 公開決定

- ・該当簿冊の簿冊管理簿一覧・文書一覧

2023-700 2024年3月28日 ……………（市民部市民協働推進課）

■市民協働推進課の2021年度の5年保存の簿冊：分類記号107-001-005：「町内会・自治会 区域図」の情報一覧

2024年3月28日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年5月10日 公開決定

- ・該当簿冊の簿冊管理簿一覧

2023-701 2024年3月28日 ……………（都市づくり部地区街づくり課）

■地区街づくり課の1985年から2023年までの常用の簿冊を含むファイル基準表（前任の課から引き継いだ簿冊も含めて下さい）

2024年4月9日 決定延期

理由：請求に係る公文書の量が多く、精査に時間を要するため。

2024年4月19日 一部公開決定

- ・区画整理課の文書引継予定表（1986年度～1988年度、1994年度～2010年度）
- ・鶴川駅前区画整理事務所の文書引継予定表（1997年度～2006年度）
- ・まちづくり推進課の文書引継予定表（2007年度～2011年度）
- ・地区街づくり課の文書引継予定表（2011年度～2023年度）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるため。

- ・2007年度まちづくり推進課の文書引継予定表のうち、簿冊名「農協■■■■委員異動に伴う事務手続き」に記載の個人の氏名
- ・2008年度まちづくり推進課の文書引継予定表のうち、簿冊名「農協■■■■委員異動に伴う事務手続き」に記載の個人の氏名
- ・2009年度まちづくり推進課の文書引継予定表のうち、簿冊名「農協■■■■委員異動に伴う事務手続き」に記載の個人の氏名

2023-702 2024年3月28日 ……………（保健所生活衛生課）

■生活衛生課の2021年度の1年保存の簿冊に保管していた文書を破棄処理した会計伝票とマニフェスト

2024年4月8日 不存在決定

理由：当課では1年保存の紙文書について、保存年限を終了し次第、個人情報等を含む文書は溶解処理、それ以外は資源物回収により廃棄を行っています。溶解処理については総務部総務課がとりまとめを行っているため、また、資源物回収については無償契約であるため、会計伝票を保有していません。また、マニフェストは作成していません。

2023-703 2024年3月29日 ……………（市民部市民協働推進課）

■市民協働推進課で企画政策課からの文書リスト（2012年度分と2013年度分）

2024年4月1日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年5月9日 不存在決定

理由：請求対象に該当する公文書は存在しないため。（収受なし、または保存年限満了のため）

2023-704 2024年3月29日 ……………（都市づくり部都市政策課）

■2021年度都市政策課の収受文書 3/29付【報告】市政要望への対応について（依頼）No.1324（No.105）

2024年4月12日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年5月13日 公開決定

- ・2021年度都市政策課の収受文書 3/29付【報告】市政要望への対応について（依頼）No.1324（No.105）

①送付先について_1324号

②都市政策課 メモ

③依頼書及び報告書_1324号(都市づくり部)_記入例

2024年5月13日 **一部公開決定**

・2021年度都市政策課の收受文書 3/29付【報告】市政要望への対応について(依頼)No.1324(No.105)

①依頼書及び報告書_1324号(都市づくり部)_依頼書

②依頼書及び報告書_1324号(都市づくり部)_報告書

③要望書_1324

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

・①のうち、要望者氏名、住所、電話番号、メールアドレス

・②のうち、要望者氏名、住所、電話番号、メールアドレス

・③のうち、要望者氏名、住所、電話番号、メールアドレス、年齢

:町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

・③のうち、要望文中の法人名及び電話番号

2023-705 2024年3月29日(都市づくり部都市政策課)

■2021年度都市政策課の收受文書 3/29付 市政要望への対応について(依頼)No.1353【桜の公園について】

2024年4月12日 **決定延期**

理由:公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年5月13日 **公開決定**

・2021年度都市政策課の收受文書 3/29付 市政要望への対応について(依頼)No.1353【桜の公園について】

①送付先について_1353号

②依頼書及び報告書_1353号(都市づくり部)_記入例

2024年5月13日 **一部公開決定**

・2021年度都市政策課の收受文書 3/29付 市政要望への対応について(依頼)No.1353【桜の公園について】

①依頼書及び報告書_1353号(都市づくり部)_依頼書

②依頼書及び報告書_1353号(都市づくり部)_報告書

③要望書_1353

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

・①のうち、要望者氏名、住所、電話番号、メールアドレス

・②のうち、要望者氏名、住所、電話番号、メールアドレス

・③のうち、要望者氏名、住所、電話番号、メールアドレス、年齢

2023-706 2024年3月29日(都市づくり部都市政策課)

■2011年11月28日付 都市計画課の個人情報の目的外利用について(依頼)の別紙に記載された業務の名称:市道用地の取得の申出がされた土地の地番

2024年4月12日 **決定延期**

理由:公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年6月12日 **不存在決定**

理由:当該目的外利用登録に基づく申出を受けた記録が存在しないため。

2023-707 2024年3月29日(学校教育部保健給食課)

■（仮称）町田市中学校給食センター整備・運営事業（町田忠生小山エリア・南エリア）に係る選定事業者（SPC）と各委託先との契約書一切

2024年5月7日 一部公開決定

・（仮称）町田市中学校給食センター整備・運営事業に係る注文書及び発注指示書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。

・個人の印影及び電話番号

2023-708 2024年3月29日 ……………（保健所生活衛生課）

■生活衛生課の2021年度の簿冊 004-008-001 内の文書を含む1年保存の簿冊内の文書の廃棄処理の発注伝票等の書類と請求書と領収書

2024年4月8日 不存在決定

理由：当課では1年保存の紙文書について、保存年限を終了し次第、個人情報等を含む文書は溶解処理、それ以外は資源物回収により廃棄を行っています。溶解処理については総務部総務課がとりまとめを行っているため、また、資源物回収については無償契約であるため、公開請求にかかる文書は存在いたしません。

2023-709 2024年3月29日 ……………（総務部総務課）

■総務課の2021年度の1年保存の簿冊内の文書の廃棄処理の発注伝票等の書類と請求書と領収書とマニフェスト

2024年4月12日 一部公開決定

・契約件名「廃棄対象個人情報等機密文書搬出等業務委託」2023年度 契約書

・契約件名「廃棄対象個人情報等機密文書搬出等業務委託」2023年5月分 請求書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○「印影」部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

・受託者の印影

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

・請求書のお振込先、口座番号、口座名義

：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○公にすることにより、特定の個人を識別することができるため。

・請求書の担当名

：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

・仕様書の履行場所、別図

2024年4月12日 不存在決定

・総務課の2021年度の1年保存の簿冊内の文書の廃棄処理の領収書とマニフェスト

理由：・廃棄対象個人情報等機密文書搬出等業務委託料の支払いは口座振込により行い、領収書の発行を請求していないため。

・廃棄対象個人情報等機密文書はマニフェストの交付の対象となる産業廃棄物ではなく、マニフェストを交付していないため。

2023-710 2024年3月29日 ……………（総務部総務課）

■総務課が生活衛生課等の簿冊内の文書を廃棄処理するために発注した伝票等の書類と請求書と領収書とマニフェスト（2021年度発注分と2022年度発注分と2023年度発注分）

2024年4月12日 一部公開決定

- ・契約件名「廃棄対象個人情報等機密文書搬出等業務委託」2021年度～2023年度 契約書
- ・契約件名「廃棄対象個人情報等機密文書搬出等業務委託」2021年度～2023年度 請求書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○「印影」部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・受託者の印影

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その正当な利益を害するおそれがあるため。

- ・請求書のお振込先、口座番号、口座名義

：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○公にすることにより、特定の個人を識別することができるため。

- ・請求書の担当名

：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

- ・仕様書の履行場所、別図

2024年4月12日 **不存在決定**

- ・生活衛生課等の簿冊内の文書の廃棄処理の領収書とマニフェスト（2021年度発注分と2022年度発注分）

理由：・廃棄対象個人情報等機密文書搬出等業務委託料の支払いは口座振込により行い、領収書の発行を請求していないため。

- ・廃棄対象個人情報等機密文書はマニフェストの交付の対象となる産業廃棄物ではなく、マニフェストを交付していないため。

2023-711 2024年3月29日 ……………（市民部市民協働推進課）

■2013年度市民協働推進課の2013年11月26日付收受文書、個人情報の目的外利用について（依頼）

2024年4月1日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年5月9日 **公開決定**

- ・2013年度市民協働推進課の2013年11月26日付收受文書個人情報の目的外利用について（依頼）

2023-712 2024年3月29日 ……………（市民部市民協働推進課）

■2013年度市民協働推進課の收受文書2013年6月6日付、地縁団体の区域内世帯数算出について（回答）

2024年4月1日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年5月9日 **一部公開決定**

- ・2013年度市民協働推進課の收受文書2013年6月6日付、地縁団体の区域内世帯数算出について（回答）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

- ・代表者の住所

2023-713 2024年3月29日 ……………（都市づくり部都市政策課）

■2023年度都市政策課の2023年11月2日の收受文書 町内会・自治会等からの要望について（依頼）〈要第42号〉【都市づくり部】【市民部】【いきいき生活部】

2024年4月12日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年5月13日 **公開決定**

- ・2023年度都市政策課の2023年11月2日の收受文書 町内会・自治会等からの要望について（依頼）〈要第42号〉【都市づくり部】【市民部】【いきいき生活部】
- ・2023年度町田市町内会・自治会連合会市政懇談会（個別要望）

2024年5月13日 **一部公開決定**

- ・2023年度都市政策課の2023年11月2日の收受文書 町内会・自治会等からの要望について（依頼）〈要第42号〉【都市づくり部】【市民部】【いきいき生活部】
- ・町内会・自治会からの要望等について（依頼）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- 「個人に関する情報」に該当するため。
 - ・依頼文中の氏名、住所、電話番号

2023-714 2024年3月29日 ……………（市民部市民協働推進課）

■市民協働推進課の13町市協第143号 規約変更認可申請書

2024年4月1日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年5月9日 **一部公開決定**

- ・市民協働推進課の13町市協第143号 規約変更認可申請書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。
 - ・認可地縁団体代表者の住所、会員の氏名
- ：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
- 「印影」部分を公開することにより、偽造又はなりすまし等による不正使用の恐れがあり、個人の財産の保護に支障が生じると認められるため。
 - ・印影

2023-715 2024年3月29日 ……………（都市づくり部公園緑地課）

■2020年度公園緑地課の收受文書 市政要望への対応について（依頼）

No.157（4/21付）、No.234（4/30付）、No.377（5/27付）、No.41（4/3付）

2024年4月12日 **一部公開決定**

- ・①「市政要望への対応について（依頼）No.41」の收受文書
- ・②「市政要望への対応について（依頼）No.157」の收受文書
- ・③「市政要望への対応について（依頼）No.234」の收受文書
- ・④「市政要望への対応について（依頼）No.377」の收受文書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- 個人に関する情報であって、特定個人が識別され得るため
 - ・上記①～④の「市政要望への対応について（依頼）」のうち、要望者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス
 - ・上記①～④の「市政要望への対応について（報告）」のうち、要望者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス
 - ・上記①及び②の要望書（メールフォーム）のうち、送信者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、年齢、職業
 - ・上記③及び④の要望書（メールフォーム）のうち、送信者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、年齢

2023-716 2024年3月29日 ……………（市民部市民協働推進課）

■2020年度市民協働推進課の2020年8月7日付收受文書 メールフォームについて（収受）

2024年4月1日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年5月9日 **一部公開決定**

・2020年度市民協働推進課の2020年8月7日收受文書 メールフォームについて(收受)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

・相談者の氏名、住所、電話番号、eメールアドレス

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人の事業に関する情報であって、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

・相談内容に含まれる事業者名

2023-717 2024年3月29日 ……………(市民部市民協働推進課)

■2020年度の市民協働推進課の2020年12月10日付收受文書 メールフォームについて(收受)

2024年4月1日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年5月9日 **一部公開決定**

・2020年度市民協働推進課の2020年12月10日收受文書 メールフォームについて(收受)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

・相談者の氏名、住所、電話番号、eメールアドレス

2023-718 2024年3月29日 ……………(市民部市民協働推進課)

■2020年度市民協働推進課の2020年12月14日收受文書 メールフォームについて(收受)
(20201211200616_1分)

2024年4月1日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年5月9日 **一部公開決定**

・2020年度市民協働推進課の2020年12月14日收受文書 メールフォームについて(收受)
(20201211200616_1分)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

・相談者の氏名、住所、電話番号、eメールアドレス

2023-719 2024年3月29日 ……………(市民部市民協働推進課)

■2020年度市民協働推進課の2021年3月18日付收受文書 メールフォームについて(收受)
(20210314190403_1)

2024年4月1日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年5月9日 **一部公開決定**

・2020年度市民協働推進課の2021年3月18日付收受文書 メールフォームについて(收受)
(20210314190403_1)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

・相談者の氏名、住所、電話番号、eメールアドレス

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人の事業に関する情報であって、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

・相談内容に含まれる事業者名

2023-720 2024年3月29日 …………… (市民部市民協働推進課)

■2020年度市民協働推進課の2020年4月8日付收受文書 市政要望の送付について(通知)No.62

2024年4月1日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年5月9日 一部公開決定

・2020年度市民協働推進課の2020年4月8日付收受文書 市政要望の送付について(通知)No.62

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

・要望者の氏名、住所、eメールアドレス

2023-721 2024年3月29日 …………… (市民部市民協働推進課)

■2020年度市民協働推進課の2020年4月28日付收受文書 メールフォームからの問い合わせ(20200427125413_1)

2024年4月1日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年5月9日 一部公開決定

・2020年度市民協働推進課の2020年4月28日付收受文書 メールフォームからの問い合わせ(20200427125413_1)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

・相談者の氏名、住所、電話番号、eメールアドレス

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人の事業に関する情報であって、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

・相談内容に含まれる事業者名

2023-722 2024年3月29日 …………… (市民部市民協働推進課)

■2020年度市民協働推進課の2020年5月21日付收受文書 市政要望への対応について(依頼)No.350

2024年4月1日 決定延期

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年5月9日 一部公開決定

・2020年度市民協働推進課の2020年5月21日付收受文書 市政要望への対応について(依頼)No.350

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

・要望者の氏名、住所、電話番号、eメールアドレス

：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○「印影」部分を公開することにより、偽造又はなりすまし等による不正使用の恐れがあり、個人の財産の保護に支障が生じると認められるため。

・印影

2023-723 2024年3月29日 …………… (市民部市民協働推進課)

■2020年度市民協働推進課の2020年4月24日付收受文書 市政要望の送付について(通知)

No.187

2024年4月1日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年5月9日 **一部公開決定**

- ・2020年度 市民協働推進課の2020年4月24日付收受文書 市政要望の送付について（通知）No.187

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。
- ・要望者の氏名、住所

2023-724 2024年3月29日 ……………（市民部市民協働推進課）

■2020年度 市民協働推進課の2020年4月24日付收受文書 市政要望への対応について（依頼）No.192

2024年4月1日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年5月9日 **一部公開決定**

- ・2020年度 市民協働推進課の2020年4月24日付收受文書 市政要望への対応について（依頼）No.192

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。
- ・要望者の氏名、相談内容に記載の氏名、施設名
：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当
- 法人の事業に関する情報であって、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
- ・相談内容に記載の事業者名

2023-725 2024年3月29日 ……………（市民部市民協働推進課）

■2020年度市民協働推進課の2020年7月30日付收受文書 市政要望の対応について（依頼）No.584

2024年4月1日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年5月9日 **一部公開決定**

- ・2020年度市民協働推進課の2020年7月30日付收受文書 市政要望の対応について（依頼）No.584

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。
- ・要望者の氏名、住所、eメールアドレス、相談内容に記載の氏名
：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当
- 法人の事業に関する情報であって、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
- ・相談内容に記載の事業者名

2023-726 2024年3月29日 ……………（市民部市民協働推進課）

■2022年度市民協働推進課の簿冊101-016-004内の文書 市政報告資料の修正について（回答）No.1, 6 市政報告資料の修正について（依頼）No.12, 22

2024年4月1日 **決定延期**

理由：公文書公開請求が重なり、決定に時間を要するため。

2024年5月10日 **公開決定**

- ・2022年度市民協働推進課の簿冊 101-016-004 内の文書
市政報告資料の修正について（回答）No. 1、6
市政報告資料の修正について（依頼）No. 12、22

2023-727 2024年3月29日（財務部市有財産活用課）

■本庁舎2階もと食堂の利用法（請求者は福祉、教育、スポーツに利用することを提案した。）

2024年4月12日 **不存在決定**

理由：該当する文書が存在しないため。

2023-728 2024年3月5日（総務部市政情報課）

■1997年3月分と4月分の收受文書（担当は、市民協働推進課、企画政策課、都市政策課、地区街づくり課、公園緑地課、道路政策課、総務課）

2024年9月19日 **取下げ**

2023-729 2024年3月5日（総務部市政情報課）

■1993年12月分と1994年1月分の收受文書（担当は、市民協働推進課、企画政策課、都市政策課、地区街づくり課、公園緑地課、道路政策課、総務課）

2024年9月19日 **取下げ**

2023-730 2024年3月5日（総務部市政情報課）

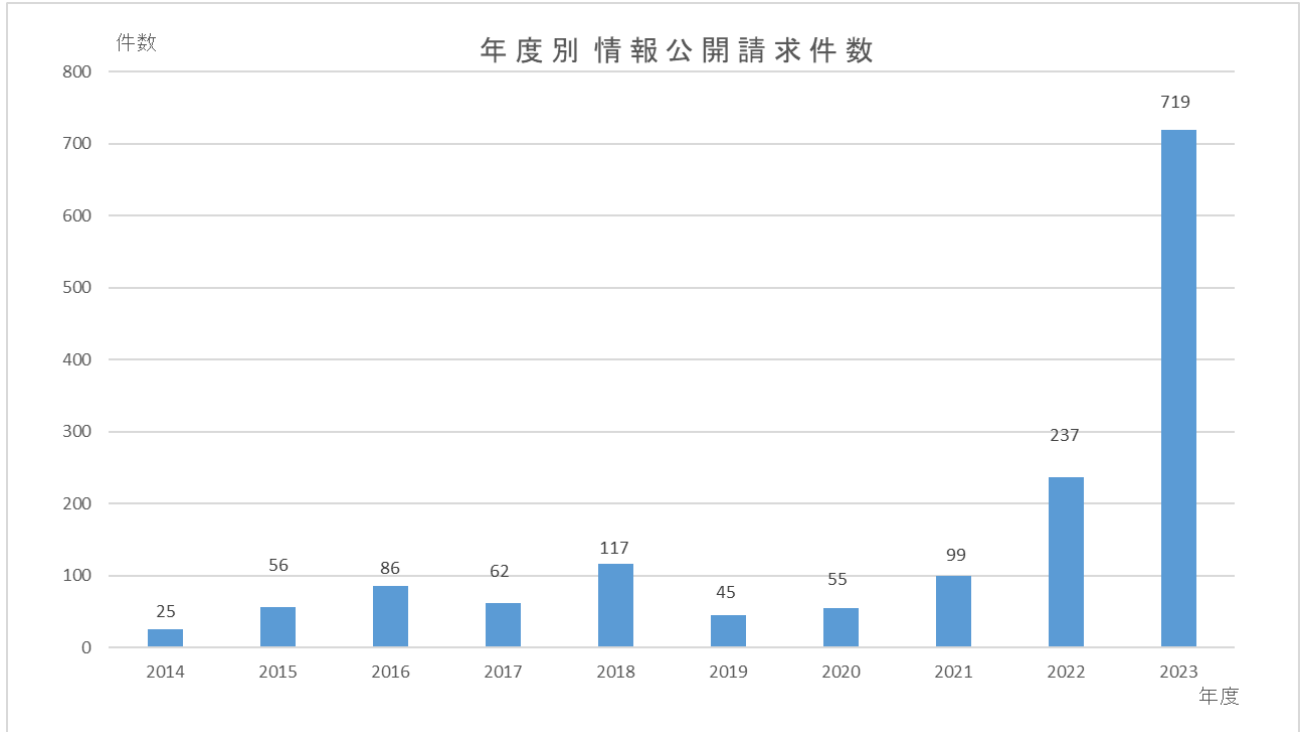
■1993年2月分と3月分の收受文書（担当は、市民協働推進課、企画政策課、都市政策課、地区街づくり課、公園緑地課、道路政策課、総務課）

2024年9月19日 **取下げ**

3 年度・実施機関別情報公開請求の件数

※括弧内は取下げ件数

実施機関	年度 種別	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	計
		市長	請求	18(2)	44(2)	63	54(4)	110(8)	40(4)	32(3)	82(2)	216(9)
	不服申立て	1		5	4(1)	3		1	4	6	15	39(1)
教育委員会	請求	6(1)	4	6	5	6(2)	2	22(6)	14	12(1)	45(1)	122(11)
	不服申立て										1	1
選挙管理委員会	請求			1			1			4	1	7
	不服申立て											0
監査委員	請求		1	2						0	2	5
	不服申立て											0
農業委員会	請求									0	0	0
	不服申立て											0
固定資産評価 審査委員会	請求									0		0
	不服申立て											0
病院事業 管理者	請求	1		2	3				1	0	1	8
	不服申立て			1								1
議会	請求		7	12		1	2	1	2	5	3	33
	不服申立て		1	3				1				5
計	請求	25(3)	56(2)	86	62(4)	117(10)	45(4)	55(9)	99(2)	237(10)	719(16)	1501(60)
	不服申立て	1	1	9	4(1)	3	0	2	4	6	16	46(1)



第2章 個人情報開示等請求の状況

個人情報の保護に関する法律では、自分自身の個人情報が正確であるか、適正な取り扱いを受けているか等を確認及び確保する方法として開示請求、訂正請求及び利用停止請求が設けられており、市は各請求に応じることとされています。

1 2023年度の経過

1年間の請求件数は81件（うち、取り下げ2件）でした。

その内訳及び決定の状況は以下のとおりです。

(1) 2023年度実施機関別個人情報開示等請求件数

実施機関	主管部課	件数	小計	
市長	政策経営部	広聴課	3	71 (うち、取り下げ2件)
	総務部	職員課	2	
	財務部	市民税課	6	
		資産税課	2	
	市民部	市民協働推進課	1	
		市民課	29 (うち、取り下げ1件)	
	文化スポーツ振興部	スポーツ振興課	1	
	地域福祉部	生活援護課	7	
		障がい福祉課	3	
	いきいき生活部	保険年金課	1 (取り下げ1件)	
		介護保険課	1	
	保健所	健康推進課	1	
		保健予防課	2	
	子ども生活部	子ども家庭支援課	9	
環境資源部	環境共生課	2		
下水道部	下水道経営総務課	1		
教育委員会	学校教育部	教育総務課	2	9
		新たな学校づくり推進課	1	
		施設課	1	
		学務課	1	
		保健給食課	1	
		指導課	2	
		教育センター	1	
選挙管理委員会		0	0	
監査委員		0	0	
農業委員会		0	0	
固定資産評価審査委員会		0	0	
病院事業管理者	医事課	1	1	
議会		0	0	
合	計	81 (うち、取り下げ2件)	81 (うち、取り下げ2件)	

※「開示等」とは、開示、訂正、利用停止をいいます。

(2) 請求者区分別請求件数

請求者区分	市内に住所を有する個人	市外に住所を有する個人	合計
請求者数	30人	12人	42人
請求件数	67件	14件	81件

※1人当たりの請求件数約1.92件、1人最大請求件数16件

(3) 請求に対する決定区分別件数

決定区分					合計
開示決定		開示をしない旨の決定			
全部開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	
36件	22件	1件	33件	0件	92件

※1件の請求に対して複数の決定があるため、請求件数の合計と決定件数の合計は一致しません。

(4) 不開示（一部開示を含む）情報の事項別内訳

不開示事項					合計
法78条第1項					
1号 開示請求者に関する情報	2号 開示請求者以外の個人に関する情報	3号 法人等に関する情報	6号 審議・検討等に関する情報	7号 事務又は事業に関する情報	
2件	14件	3件	0件	17件	36件

不開示情報

個人情報保護制度では、実施機関の保有している自己に関する個人情報は原則としてすべて本人開示します。ただし、例外として、開示しないことができる個人情報の範囲を定めています。

個人情報の保護に関する法律第78条第1項

- | | | |
|---------------------|---|-----------------------------|
| 1号 開示請求者に関する情報 | → | 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 |
| 2号 開示請求者以外の個人に関する情報 | → | 第三者に関する個人情報 |
| 3号 法人等に関する情報 | → | 企業等の法人に関する情報 |
| 6号 審議・検討等に関する情報 | → | 行政上の意思が最終決定されていない情報 |
| 7号 事務又は事業に関する情報 | → | 行政の事務・事業の運営に関する情報 |

2 個人情報開示等請求・決定の内容

表 記 内 容 の 説 明

整理番号 請求年月日 請求種別 (主管部課名)

■請求内容

決定年月日 決定内容

・対象個人情報記録の件名

理由：(部分開示等、非開示等、不存在、存否応答拒否、決定延期の理由)

※備考

2023-1 2023年4月3日 開示請求 (市民部市民課)

■2月27日市民課で私が住民票交付請求した請求書

2023年4月12日 取下げ

2023-2 2023年4月10日 開示請求 (市民部市民課)

■私の住民票、戸籍を発行した履歴のわかる文書(附票を含む)私が請求したものを除く

2023年4月18日 不存在決定

理由：本人請求分以外の住民票・戸籍(附票を含む)の請求書が存在しないため。

2023-3 2023年4月13日 開示請求 (財務部資産税課)

■再建築費評点数算出表 町田市〇〇町〇〇〇〇番地 家屋番号〇〇〇〇

住居表示 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

2023年4月22日 開示決定

・家屋評価計算書

2023-4 2023年4月20日 開示請求 (市民部市民課)

■私の戸籍(改製原を含む)を発行した履歴のわかる文書 私が請求したものを除く

2023年5月2日 不存在決定

・住所 〇〇市〇〇町〇〇〇〇番地 氏名〇〇〇〇の戸籍(改正原を含む)を発行した履歴のわかる文書(本人請求分を除く)

理由：本人請求分以外の戸籍(改製原を含む)の請求書が存在しないため。

2023-5 2023年4月21日 開示請求 (子ども生活部子ども家庭支援センター)

■私の相談内容について

2023年5月8日 部分開示決定

・経過記録表 〇〇〇〇(妻)

理由：個人情報保護法第78条第1項第7号に該当

〇市の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

番号	開示しない部分	
1	経過記録表 令和3年7月5日 14:15	調査相談内容欄 1行目から6行目
2	経過記録表 令和3年7月6日 13:44	調査相談内容欄 7行目から9行目
3	経過記録表 令和3年9月13日 10:00	調査相談内容欄 29行目から31行目
4	経過記録表 令和3年9月27日 10:20	調査相談内容欄 1行目前半

■私(〇〇〇〇)の相談内容について

2023年5月8日 部分開示決定

・〇〇〇〇の経過記録表

理由：(1) 個人情報保護法第78条第1項第2号に該当

○開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人識別することができるもの若しくは個人情報符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。

(2) 個人情報保護法第78条第1項第7号に該当

○市の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

番号	開示しない部分		理由
1	経過記録表 令和3年7月7日 15:33	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
2	経過記録表 令和3年7月12日 10:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
3	経過記録表 令和3年7月15日 12:35	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
4	経過記録表 令和3年7月26日 11:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
5	経過記録表 令和3年7月30日 10:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
6	経過記録表 令和3年8月11日 15:42	調査・相談内容欄 15行目	(2)
7	経過記録表 令和3年9月13日 10:00	調査・相談内容欄 32行目から 34行目	(2)
8	経過記録表 令和3年9月13日 15:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
9	経過記録表 令和3年9月17日 09:13	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
10	経過記録表 令和3年9月22日 19:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
11	経過記録表 令和3年9月24日 11:24	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
12	経過記録表 令和3年9月24日 11:53	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
13	経過記録表 令和3年9月24日 13:10	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(1)

14	経過記録表 令和3年9月24日13:40	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
15	経過記録表 令和3年9月24日16:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(1)
16	経過記録表 令和3年9月24日16:16	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
17	経過記録表 令和3年9月27日08:26	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(1)
18	経過記録表 令和3年9月29日17:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
19	経過記録表 令和3年9月30日11:52	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
20	経過記録表 令和3年9月30日12:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(1)
21	経過記録表 令和3年9月30日12:08	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
22	経過記録表 令和3年9月30日13:24	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
23	経過記録表 令和3年9月30日15:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
24	経過記録表 令和3年9月30日16:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
25	経過記録表 令和3年9月30日17:01	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
26	経過記録表 令和3年9月30日17:50	調査・相談内容欄7行目	(2)
27	経過記録表 令和3年10月1日08:40	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
28	経過記録表 令和3年10月1日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
29	経過記録表 令和3年10月1日17:19	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)

2023-7 2023年4月24日 開示請求 (市民部市民課)

■①支援措置の申請～今までの私のきろく

②他機関への連絡記録

③〇〇〇〇さんが上司へ報告・相だんしたきろく

2023年5月8日 開示決定

1. 2022年3月7日付住民基本台帳事務における支援措置申出について (No. 2282 新規・受理・関連自治体あり)

2. 2022年4月13日付住民基本台帳事務における支援措置申出書の情報提供について
3. 2022年5月11日付住民基本台帳事務における支援措置申出について (No. 2282 変更・受理・関連自治体あり)
4. 2023年3月2日付住民基本台帳事務における支援措置申出について (No. 2282 継続・受理・関連自治体あり)
5. 申出書
6. 支援措置台帳
7. 補足事項

2023年5月8日 **不存在決定**

- ・〇〇〇〇が上司へ報告・相談したきろく

理由：支援対象者の日常的な相談対応に関する上司への報告は口頭で行っており、公文書として残していないため。

2023-8 2023年4月24日 開示請求 …………… (財務部市民税課)

■**全ての私の対応きろく**

2023年5月8日 **部分開示決定**

- ・対応記録

理由：個人情報保護に関する法律第78条第1項第2号に該当

○開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示をすることにより当該開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるため。

- ・2022年11月16日の記録 1文目 ○〇〇〇

2023-9 2023年4月24日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■**①支援措置の申請から今までの〇〇〇〇のきろく+相談メモ (〇〇〇〇さんから上司へ)**

②他機関への連絡記録

2023年5月8日 **開示決定**

- ・1. 2022年5月11日付住民基本台帳事務における支援措置申出について (No. 2282 変更・受理・関連自治体あり)
- 2. 2023年3月2日付住民基本台帳事務における支援措置申出について (No. 2282 継続・受理・関連自治体あり)
- 3. 支援措置台帳
- 4. 補足事項

2023年5月8日 **不存在決定**

- ・相談メモ (〇〇〇〇から上司へ)

理由：支援対象者の日常的な相談対応に関する上司への報告は口頭で行っており、公文書として残していないため。

2023-10 2023年4月24日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■**①支援措置の申請～今までの私のきろく+相談メモ (〇〇〇〇さんから上司へ)**

②他機関への連絡記録

2023年5月8日 **開示決定**

- ・1. 2022年5月11日付住民基本台帳事務における支援措置申出について (No. 2282 変更・受理・関連自治体あり)
- 2. 2023年3月2日付住民基本台帳事務における支援措置申出について (No. 2282 継続・受理・関連自治体あり)
- 3. 支援措置台帳
- 4. 補足事項

2023年5月8日 **不存在決定**

- ・相談メモ (〇〇〇〇から上司へ)

理由：支援対象者の日常的な相談対応に関する上司への報告は口頭で行っており、公文書として残していないため。

2023-11 2023年4月24日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■①支援措置の申請～今までの私のきろく+相だんメモ(〇〇〇〇さんから上司へ)

②他機関への連絡記録

2023年5月8日 開示決定

- ・1. 2023年5月11日付住民基本台帳事務における支援措置申出について (No. 2282 変更・受理・関連自治体あり)
- ・2. 2023年3月2日付住民基本台帳事務における支援措置申出について (No. 2282 継続・受理・関連自治体あり)
- ・3. 支援措置台帳
- ・4. 補足事項

2023年5月8日 不存在決定

- ・相だんメモ(〇〇〇〇から上司へ)

理由：支援対象者の日常的な相談対応に関する上司への報告は口頭で行っており、公文書として残していないため。

2023-12 2023年5月2日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■私の住民票、印鑑登録証明書を発行した履歴のわかる文書 私が請求したものを除く

令和5年1月23日～令和5年5月2日

2023年5月12日 不存在決定

理由：住民票・印鑑証明書を申請した請求書が存在しないため。(本人請求・本人以外請求分含む)

2023-13 2023年5月9日 開示請求…………… (市民部市民課)

■私の住民票を発行した履歴のわかる文書 私・〇〇〇〇が請求したものを除く 2022年4月22日以降分

2023年5月15日 不存在決定

理由：住民票を申請した請求書が存在しないため。(本人請求・本人以外請求分含む)

2023-14 2023年5月9日 開示請求…………… (財務部資産税課)

■町田市〇〇町〇〇〇〇番地 名寄帳閲覧. 交付記録 私〇〇〇〇が請求したものを除く

2022年5月2日以降分

2023年5月15日 不存在決定

理由：該当資産に対して課税台帳及び名寄帳の閲覧又は交付された履歴は本人からの請求以外にないため

2023-15 2023年5月18日 開示請求…………… (政策経営部広聴課)

■請求者の個人情報 令和5年5月4日の記録

2023年5月31日 開示決定

- ・2023年5月4日の請求者の緊急連絡対応記録

2023-16 2023年5月26日 開示請求…………… (子ども生活部子ども家庭支援センター)

■私の経過記録表全て

2023年6月9日 部分開示決定

- ・経過記録表 〇〇〇〇(妻)

理由：個人情報保護法第78条第1項第7号に該当

○市の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

番号	開示しない部分	
1	経過記録表 令和3年3月4日11:00	調査・相談内容欄 26行目後半から28行目
2	経過記録表 令和4年11月8日13:00	調査・相談内容欄 52行目後半から53行目
3	経過記録表 令和4年12月5日10:00	調査・相談内容欄 39行目後半から40行目前半
4	経過記録表 令和4年12月14日10:00	調査・相談内容欄 19行目から20行目
5	経過記録表 令和4年12月28日09:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て
6	経過記録表 令和4年12月28日11:50	区分欄および調査・相談内容欄の全て

2023-17 2023年5月26日 開示請求 …………… (子ども生活部子ども家庭支援センター)

■〇〇〇〇の経過記録表全て

2023年6月9日 部分開示決定

・〇〇〇〇の経過記録表

理由:(1) 個人情報保護法第78条第1項第1号に該当

○開示することにより、本人の権利利益を害するおそれがあるため。

(2) 個人情報保護法第78条第1項第7号に該当

○市の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

番号	開示しない部分		理由
1	経過記録表 平成28年1月28日15:00	調査・相談内容欄の全て	(2)
2	経過記録表 平成28年9月30日15:20	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
3	経過記録表 令和3年2月18日15:40	調査・相談内容欄の全て	(2)
4	経過記録表 令和3年2月19日11:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
5	経過記録表 令和3年3月8日09:13	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
6	経過記録表 令和3年3月9日08:53	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
7	経過記録表 令和3年3月16日14:23	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
8	経過記録表 令和3年4月16日14:11	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)

9	経過記録表 令和3年4月21日16:03	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
10	経過記録表 令和3年4月28日16:10	調査・相談内容欄2行目から7行目	(2)
11	経過記録表 令和3年5月7日16:47	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
12	経過記録表 令和3年6月14日14:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
13	経過記録表 令和3年7月2日16:50	調査・相談内容欄2行目から22行目	(1)
14	経過記録表 令和3年9月1日09:50	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
15	経過記録表 令和3年9月24日14:05	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
16	経過記録表 令和3年10月6日14:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
17	経過記録表 令和3年10月11日10:20	区分欄および調査・相談内容欄1行目から5行目および14行目から38行目	(1)
18	経過記録表 令和3年10月18日15:54	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
19	経過記録表 令和4年11月10日09:40	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
20	経過記録表 令和4年11月10日13:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
21	経過記録表 令和4年11月30日15:33	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
22	経過記録表 令和4年12月1日13:20	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
23	経過記録表 令和4年12月5日10:30	調査・相談内容欄16行目	(2)
24	経過記録表 令和4年12月5日16:27	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
25	経過記録表 令和4年12月27日16:40	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
26	経過記録表 令和5年1月10日09:34	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)

2023-18 2023年6月6日 開示請求 …………… (子ども生活部子ども家庭支援センター)
■2021年8月12日に私が相談した記録

2023年6月20日 **開示決定**

・2021年8月12日に〇〇〇〇氏が相談した経過記録表

2023-19 2023年6月9日 開示請求 …………… (地域福祉部障がい福祉課)

■日向台病院に関する記録

2023年6月23日 **開示決定**

・自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書

2023-20 2023年6月9日 開示請求 …………… (地域福祉部生活援護課)

■日向台病院に関する記録

2023年6月23日 **開示決定**

・日向台病院に関する診療報酬明細書、医療券 ケース記録票

2023-21 2023年6月15日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■印鑑登録証明書コンビニ含む戸籍証明書、住民票

2023. 3. 10~本日まで

2023年6月27日 **不存在決定**

理由：2023年3月10日から6月15日までの期間に、印鑑登録証明書、戸籍証明書等、住民票の写しを申請した請求書(コンビニエンスストア含む)が存在しないため。(本人請求・本人以外請求分含む)

2023-22 2023年6月22日 開示請求 …………… (地域福祉部生活援護課)

■2023年3月14日から今日(6月22日(木))までのケース記録票

2023年7月4日 **部分開示決定**

・ケース記録票

理由：(1) 個人情報保護法第78条第1項第2に該当

○開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため。

(2) 個人情報保護法第78条第1項第2に該当

○開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため

(3) 個人情報保護法第78条第1項第2に該当

○市の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

番号	開示しない部分		理由
1	ケース記録票 令和5年3月17日	内容欄1行目の一部	(3)
2	ケース記録票 令和5年3月24日	内容欄1行目の一部	(1)及び(2)
3	ケース記録票 令和5年3月27日	内容欄1行目の一部	(2)
4	ケース記録票 令和5年5月1日	内容欄1行目の一部	(2)
5	ケース記録票 令和5年5月1日	内容欄8行目から9行目の一部	(3)
6	ケース記録票 令和5年6月12日	内容欄2行目の一部	(1)
7	ケース記録票	内容欄3行目全て及び6行目の一部	(3)

	令和5年6月12日		
8	ケース記録票 令和5年6月16日	内容欄1行目の一部及び6行目の一部	(1)

2023-23 2023年6月27日 開示請求 …………… (政策経営部広聴課)

■23 町政聴 第26号に関する個人情報

2023年7月11日 開示決定

- ・ 市政要望 No. 207 (代表電話及び広聴課職員への対応について) の回答について

2023-24 2023年6月28日 開示請求 …………… (総務部職員課)

■町田市ハラスメント防止対策委員会に2023年4月17日付で付議のあった自分に関する案件の議事録と委員会に配布された資料一式

2023年7月11日 開示決定

- ・ 2023年4月17日付で町田市ハラスメント防止対策委員会に付議された〇〇〇〇に関する資料
 - ① 2023年度第1回町田市ハラスメント防止対策委員会 次第
 - ② ハラスメント相談受付管理簿 (2022年度)
 - ③ ハラスメントに係る苦情・相談申出への対応について (付議) 案件管理番号「22-生-1」

・ 2023年7月11日 **不存在決定**

理由：請求日時時点で、確定した議事要旨が存在しないため

2023-25 2023年6月28日 開示請求 …………… (文化スポーツ振興部スポーツ振興課)

■請求者の個人情報

2023年7月12日 開示決定

- ・ 公開請求書 (2023年4月17日受付 23町文ス第41号)
- ・ 公開決定通知書 (市HPに掲載している運動動画) について (2023年4月27日付 23町文ス第41号の2)

2023-26 2023年6月28日 開示請求 …………… (学校教育部教育総務課)

■請求者の個人情報

2023年7月11日 **不存在決定**

- ・ 請求者に関する個人情報 (対応記録を含む) については、作成・取得のいずれも行っておらず、存在しないため。

2023-27 2022年6月28日 開示請求 …………… (学校教育部指導課)

■請求者の個人情報

2023年7月11日 開示決定

- ・ 公開請求書 (情報公開条例に基づく公文書公開請求)
- ・ 情報公開条例に基づく公文書公開請求に係る公開決定等期限の延長について
- ・ 情報公開条例に基づく公文書公開請求に対する公開決定及び公開決定通知書の送付について

2023-28 2023年7月18日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■私の住民票・戸籍、印鑑証明 (附票・除票・改製原を含む) を発行した履歴のわかる文書 2015年3月～現在まで

2023年7月31日 **不存在決定**

- ・ 住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地
氏名 〇〇〇〇の住民票、戸籍、印鑑証明 (附票・除票・改製原を含む) を発行した履歴のわかる文書

理由：住民票、戸籍、印鑑証明 (附票・除票・改製原を含む) を申請した請求書が存在しないため。(本人請求・本人以外請求分含む) 2022年4月1日以前の住民票は保存期間経過に

より、請求書が存在しないため。2020年1月1日以前の戸籍は保存期間経過により、請求書が存在しないため。2021年1月1日以前の印鑑証明書は保存期間経過により、請求書が存在しないため。

2023-29 2023年7月19日 開示請求 …………… (総務部職員課)

■町田市ハラスメント防止対策委員会に2023年4月17日付で付議のあった自分に関する案件の議事録

2023年7月31日 **部分開示決定**

・2023年度第1回ハラスメント防止対策委員会議事要旨

理由：個人情報保護法第78条第1項第7号に該当

○開示することにより、ハラスメント防止対策委員会の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

- ・①出席者【委員】のうち職員が担う学識経験名
- ・②出席者【委員】のうち職員名、所属、役職名
- ・③付議案件の協議のうち発言者名、発言内容

2023-30 2022年7月21日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■印鑑登録証明書コンビニ含む 戸籍証明書 住民票 2023, 6, 16～本日まで

2023年8月1日 **不存在決定**

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇の「住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書／印鑑登録証明書」(コンビニエンスストア含む) 2023年6月16日から7月21日までの分

理由：2023年6月16日から7月21日までの期間に、印鑑登録証明書、戸籍証明書等、住民票の写しを申請した請求書(コンビニエンスストア含む)が存在しないため。(本人請求・本人以外請求分含む)

2023-31 2023年7月31日 開示請求 …………… (地域福祉部生活援護)

■①7/31のケース記録

②強制執行された記録

③3/14以降のケース記録(〇〇〇〇さんが書いたキロク)

2023年8月14日 **開示決定**

- ・2023年7月31日のケース記録票
- ・2018年6月11日及び同年8月20日のケース記録票

2023年8月14日 **部分開示決定**

- ・2023年3月17日～同年6月22日のケース記録票

理由：(1) 個人情報保護法第78条第1項第2号に該当

○開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため

理由：(2) 個人情報保護法第78条第1項第2号に該当

○開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため。

理由：(3) 個人情報保護法第78条第1項第7号に該当

○市の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある

番号	開示しない部分	理由
1	ケース記録票 令和5年3月17日	内容欄1行目の一部 (3)
2	ケース記録票	内容欄1行目の一部 (1)及び(2)

	令和5年3月24日		
3	ケース記録票 令和5年3月27日	内容欄1行目の一部	(2)
4	ケース記録票 令和5年5月1日	内容欄1行目の一部	(2)
5	ケース記録票 令和5年5月1日	内容欄8行目から9行目の一部	(3)
6	ケース記録票 令和5年6月16日	内容欄1行目の一部及び6行目の一部	(1)

2023-32 2023年8月16日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■私の戸籍を発行した履歴のわかる文書 私が請求したものを除く

本籍 町田市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇

2023年8月25日 **不存在決定**

・本籍 町田市〇〇町〇〇〇〇番地 氏名〇〇〇〇の戸籍(改製原を含む)を発行した履歴のわかる文書(本人請求分を除く)

理由: 戸籍(改製原を含む)を申請した請求書が存在しないため。(本人請求分を除く)

2023-33 2023年8月16日 開示請求 …………… (子ども生活部子ども家庭支援センター)

■私の相談記録

2023年8月30日 **開示決定**

- ・経過記録表〇〇〇〇(母)
- ・経過記録表〇〇〇〇(主)

2023-34 2023年9月21日 開示請求 …………… (子ども生活部子ども家庭支援センター)

■令和3年9月～令和5年4月の経過記録表

2023年10月5日 **部分開示決定**

- ・〇〇〇〇の経過記録表(令和3年9月～令和5年4月)

理由: (1) 個人情報の保護に関する法律第78条第1項第1号に該当

○開示請求者(代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるため。

: (2) 個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号に該当

○開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。

: (3) 個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号に該当

○市が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

番号	開示しない部分		理由
1	経過記録表 令和3年12月24日 08:56	区分欄 調査・相談内容欄1行目から2行目	(3)
2	経過記録表 令和3年12月24日 08:56	調査・相談内容欄3行目から9行目	(1)

3	経過記録表 令和3年12月24日 08:56	調査・相談内容欄 10 行目	(3)
4	経過記録表 令和3年12月24日 10:30	区分欄 調査・相談内容欄 1 行目	(3)
5	経過記録表 令和3年12月24日 10:30	調査・相談内容欄 2 行目から 39 行目	(1)
6	経過記録表 令和3年12月24日 10:30	調査・相談内容欄 40 行目から 42 行目	(3)
7	経過記録表 令和3年12月24日 10:30	調査・相談内容欄 43 行目以降全て	(1)
8	経過記録表 令和3年12月24日 11:50	調査・相談内容欄 2 行目以降全て	(3)
9	経過記録表 令和3年12月24日 12:12	区分欄 調査・相談内容欄の全て	(3)
10	経過記録表 令和3年12月24日 12:30	区分欄 調査・相談内容欄 1 行目から 2 行目	(3)
11	経過記録表 令和3年12月24日 12:30	調査・相談内容欄 3 行目以降全て	(2)
12	経過記録表 令和3年12月24日 13:34	区分欄 調査・相談内容欄の全て	(3)
13	経過記録表 令和3年12月24日 17:00	区分欄 調査・相談内容欄 1 行目から 2 行目	(3)
14	経過記録表 令和3年12月24日 17:00	調査・相談内容欄 3 行目以降全て	(2)
15	経過記録表 令和4年1月11日 09:03	区分欄 調査・相談内容欄 1 行目から 2 行目	(3)
16	経過記録表 令和4年1月11日 09:03	調査・相談内容欄 3 行目以降全て	(1)
17	経過記録表 令和4年1月11日 09:48	区分欄 調査・相談内容欄の全て	(3)
18	経過記録表 令和4年1月18日 09:00	区分欄 調査・相談内容欄 1 行目から 3 行目	(3)
19	経過記録表 令和4年1月18日 09:00	調査・相談内容欄 4 行目から 5 行目	(2)
20	経過記録表 令和4年1月18日 09:00	調査・相談内容欄 6 行 1 文字目から 19 文字目	(1)
21	経過記録表 令和4年1月18日 09:00	調査・相談内容欄 6 行 20 文字目から 31 文字目	(2)

22	経過記録表 令和4年1月18日09:00	調査・相談内容欄6行32文字目から 7行目	(1)
23	経過記録表 令和4年1月18日09:00	調査・相談内容欄8行1文字目から 13文字目	(3)
24	経過記録表 令和4年1月18日09:00	調査・相談内容欄8行14文字目から 27文字目	(1)
25	経過記録表 令和4年1月18日09:00	調査・相談内容欄8行28文字目から 9行11文字目	(2)
26	経過記録表 令和4年1月18日09:00	調査・相談内容欄9行12文字目から 12行39文字目	(1)
27	経過記録表 令和4年1月18日09:00	調査・相談内容欄12行40文字目か ら16行目	(2)
28	経過記録表 令和4年1月18日09:00	調査・相談内容欄17行目から19行 29文字目	(1)
29	経過記録表 令和4年1月18日09:00	調査・相談内容欄19行30文字目か ら20行目	(3)
30	経過記録表 令和4年1月18日09:00	調査・相談内容欄21行1文字目から 10文字目	(2)
31	経過記録表 令和4年1月18日09:00	調査・相談内容欄21行11文字目か ら23行目	(1)
32	経過記録表 令和4年1月18日09:00	調査・相談内容欄24行目以降全て	(3)
33	経過記録表 令和4年1月25日10:47	区分欄 調査・相談内容欄の全て	(3)
34	経過記録表 令和4年1月27日14:13	区分欄 調査・相談内容1行目から8行目	(3)
35	経過記録表 令和4年1月27日14:13	調査・相談内容9行目から14行目	(1)
36	経過記録表令 和4年1月27日14:13	調査・相談内容15行目以降全て	(3)
37	経過記録表 令和4年2月17日17:30	区分欄 調査・相談内容欄1行目から2行13 文字目	(3)
38	経過記録表 令和4年2月17日17:30	調査・相談内容欄2行14文字目から 21文字目	(2)
39	経過記録表 令和4年2月17日17:30	調査・相談内容欄2行22文字目から 6行15文字目	(1)
40	経過記録表 令和4年2月17日17:30	調査・相談内容欄6行16文字目から 9行19文字目	(2)

41	経過記録表 令和4年2月17日 17:30	調査・相談内容欄 9行 20文字目から 11行 27文字目	(1)
42	経過記録表 令和4年2月17日 17:30	調査・相談内容欄 11行 28文字目か ら 11行 38文字目	(2)
43	経過記録表 令和4年2月17日 17:30	調査・相談内容欄 11行 39文字目か ら 12行 3文字目	(3)
44	経過記録表 令和4年2月17日 17:30	調査・相談内容欄 12行 4文字目から 23文字目	(1)
45	経過記録表 令和4年2月17日 17:30	調査・相談内容欄 12行 24文字目か ら 13行目	(2)
46	経過記録表 令和4年2月17日 17:30	調査・相談内容欄 14行目以降全て	(1)
47	経過記録表 令和4年4月5日 15:45	区分欄 調査・相談内容欄の全て	(3)
48	経過記録表 令和4年4月12日 12:00	区分欄 調査・相談内容欄 1行目から 2行目	(3)
49	経過記録表 令和4年4月12日 12:00	調査・相談内容欄 3行目から 15行目	(2)
50	経過記録表 令和4年4月12日 12:00	調査・相談内容欄 16行目以降全て	(1)
51	経過記録表 令和4年4月14日 09:42	区分欄 調査・相談内容欄の全て	(3)
52	経過記録表 令和4年4月14日 12:37	区分欄 調査・相談内容欄の全て	(3)
53	経過記録表 令和4年4月18日 09:59	区分欄 調査・相談内容欄の全て	(3)
54	経過記録表 令和4年5月13日 15:40	区分欄 調査・相談内容欄 1行目から 4行目	(3)
55	経過記録表 令和4年5月13日 15:40	調査・相談内容欄 5行目	(2)
56	経過記録表 令和4年5月13日 15:40	調査・相談内容欄 6行目から 11行 25 文字目	(1)
57	経過記録表 令和4年5月13日 15:40	調査・相談内容欄 11行 26文字目か ら 12行目	(2)
58	経過記録表 令和4年5月13日 15:40	調査・相談内容欄 13行目から 17行 目	(1)
59	経過記録表 令和4年5月13日 15:40	調査・相談内容欄 18行目から 19行 目	(3)

60	経過記録表 令和4年5月13日15:40	調査・相談内容欄20行目から21行 36文字目	(1)
61	経過記録表 令和4年5月13日15:40	調査・相談内容欄21行37文字目か ら22行10文字目	(2)
62	経過記録表 令和4年5月13日15:40	調査・相談内容欄22行11文字目以 降全て	(3)
63	経過記録表 令和4年5月26日09:50	区分欄 調査・相談内容欄1行目から6行目	(2)
64	経過記録表 令和4年5月26日09:50	調査・相談内容欄7行目	(3)
65	経過記録表 令和4年5月30日13:30	区分欄 調査・相談内容欄1行目から5行目	(2)
66	経過記録表 令和4年5月30日13:30	調査・相談内容欄6行目	(3)
67	経過記録表 令和4年5月30日13:30	調査・相談内容欄7行目	(2)
68	経過記録表 令和4年5月30日15:52	区分欄 調査・相談内容欄の全て	(3)

2023-35 2023年9月21日 開示請求 (市民部市民課)

■印鑑登録証明書 コンビニ含む 戸籍証明書 住民票

2023.7.21～本日まで

2023年10月3日 不存在決定

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名〇〇〇〇の「住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書／印鑑登録証明書交付申請書」(コンビニエンスストア含む)2023年7月21日から9月21日までの分

理由:2023年7月21日から9月21日までの期間に、印鑑登録証明書、戸籍証明書等、住民票の写しを申請した請求書(コンビニエンスストア含む)が存在しないため。(本人請求・本人以外請求分含む)

2023-36 2023年9月21日 開示請求 (市民部市民課)

■印鑑登録証明書 コンビニ含む 戸籍証明書 住民票

2022.12.13～本日まで

2023年10月3日 不存在決定

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇の「住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書／印鑑登録証明書交付申請書」(コンビニエンスストア含む)2022年12月13日から2023年9月21日までの分

理由:2022年12月13日から2023年9月21日までの期間に、印鑑登録証明書、戸籍証明書等、住民票の写しを申請した請求書(コンビニエンスストア含む)が存在しないため。(本人請求・本人以外請求分含む)

2023-37 2023年9月29日 開示請求 (地域福祉部生活援護)

■令和元年6月25日以降のケース記録

2023年10月13日 開示決定

・令和元年6月25日以降のケース記録

2023-38 2023年10月2日 開示請求 …………… (財務部市民税課)

■令和3年度の自分の給料支払報告書

2023年10月6日 開示決定

・令和3年度給与支払報告書(令和2年分)

2023-39 2023年10月10日 開示請求 …………… (いきいき生活部介護保険課)

■介護福祉施設での私の転倒事故に関する事故報告書の開示請求

発生日; 2023年9月26日(火)

2023年10月23日 開示決定

・事故報告書

2023-40 2023年10月13日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■印鑑登録証明書 コンビニ含む 戸籍証明書 住民票 2023.9.21~本日まで

2023年10月23日 不存在決定

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名〇〇〇〇の「住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書/印鑑登録証明書交付申請書」(コンビニエンスストア含む) 2023年9月21日から10月13日までの分

理由: 2023年9月21日から10月13日までの期間に、印鑑登録証明書、戸籍証明書等、住民票の写しを申請した請求書(コンビニエンスストア含む)が存在しないため。(本人請求・本人以外請求分含む)

2023-41 2023年10月13日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■印鑑登録証明書コンビニ含む 戸籍証明書、住民票 2023,9,21~本日まで

2023年10月23日 不存在決定

・住所町田市〇〇町〇〇〇〇番地 氏名〇〇〇〇の「住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書/印鑑登録証明書交付申請書」(コンビニエンスストア含む) 2023年9月21日から10月13日までの分

理由: 2023年9月21日から10月13日までの期間に、印鑑登録証明書、戸籍証明書等、住民票の写しを申請した請求書(コンビニエンスストア含む)が存在しないため。(本人請求・本人以外請求分含む)

2023-42 2023年10月30日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■私の住民票を発行したことのわかる文書及び発行申請履歴

2023年11月13日 開示決定

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地 氏名〇〇〇〇の住民票を請求した

1. 2023年4月9日付住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書/印鑑登録証明書交付請求書

2. 2023年6月16日付住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書/印鑑登録証明書交付申請書

3. 2023年10月27日付住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書/印鑑登録証明書交付申請書

2023年11月13日 部分開示決定

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地 氏名〇〇〇〇の住民票を請求した

2023年7月31日付住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書/印鑑登録証明書交付申請書

理由: 個人情報保護に関する法律第78条第1項第2号に該当

○第三者に関する情報であって、開示をすることにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

・「窓口に来た方(申請者)」欄の住所・氏名・電話番号・生年月日・請求者との関係

「①住民票の写し等」欄の必要な方の住所・必要な方の氏名・使う方(請求者)欄の住所・氏名・請求者の資格・使いみち、本人確認欄

2023-43 2023年10月30日 開示請求 …………… (財務部市民税課)

■私の税証明を発行したことのわかる文書及び発行申請履歴

2023年11月7日 不存在決定

理由：税証明を発行したことのわかる文書及び発行履歴が存在しないため。

2023-44 2022年11月6日 開示請求 …………… (子ども生活部子ども家庭支援センター)

■子ども家庭支援センターにて〇〇〇〇本人の相談内容 2019年1月～2023年8月

2023年11月13日 開示決定

・経過記録表(婦人相談分)

2023年11月13日 部分開示決定

・経過記録表(児童相談分)

理由：個人情報保護に関する法律第78条第1項第2号に該当

○開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。

番号	開示しない部分		理由
1	経過記録表 令和4年3月29日(火) 19:10	調査・相談内容欄3行目 から5行目	(1)
2	経過記録表 令和4年6月10日(金) 19:05	調査・相談内容欄13行目 から14行目	(1)

2023-45 2023年11月21日 開示請求 …………… (地域福祉部生活援護)

■私の記録全て

2023年11月28日 決定延期

理由：請求に係る保有個人情報の量が多く、文書の精査に時間を要するため

2023年12月27日 部分開示決定

- ・○生活相談シート(写し) ○相談記録(写し) ○面談記録表(写) ○保護申請書類一式(写)
- 生活保護法第29条に基づく調査回答一式(写) ○生活保護法による保護決定に伴う扶養の可否について(照会)(令和5年12月20日出力) ○世帯台帳(令和5年12月2日出力) 保護受理チェック票(写) ○委任状(写) ○水道料金・下水道料金免除申請書(写)
- 放送受信料免除申請書(写) ○説明を受けました(写) ○援助方針(令和5年12月2日出力) ○ケース記録票(令和5年12月25日出力) ○保護開始以降の提出物・要否意見書・29条調査・返還金控え(写) ○保護決定調書(令和5年12月21日出力) ○保護決定通知(町地生援3第046489・046490・096453号は令和5年12月17日出力、これ以外は写) ○保護決定調書(一時扶助分・令和5年12月2日出力) ○一時扶助決定通知書(令和5年12月2日出力)
- 診療報酬明細書(写) ○起案書(22町地生援第580791号および580790号)(写) ○起案書(非課税世帯等臨時特別給付金支給決定及び支払いについて(第14回) ○臨時特別給付金確認書 ○起案書(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給決定及び支払いについて(第3回) ○緊急支援給付金確認書 ○起案書(町田市電力・ガス・食料品等重点支援給付金支給のお知らせの発送について ○起案書(電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給決定及び支払いについて(第1回)

理由：個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号に該当

○開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもしくは個人識別符号が含まれるものであるため

- ・起案書の氏名、開示請求者以外の者の提出物

：個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号に該当

○開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害する

- おそれがあるため
- ・同居人の個人番号（申請書）、開示請求者以外の者の調査結果・記録
- ：個人情報保護に関する法律第78条第1項第7号に該当
- 印影であって、開示することにより偽造のおそれがあるため
 - ・印影

2023-46 2023年11月30日 開示請求 ……………（地域福祉部生活援護）

■2023年4月1日～11月15日の生活保護交通費申請書

2023年4月1日～11月15日の生活保護交通費申請書に対する一時扶助決定通知書

2023年12月13日 開示決定

- ・生活保護交通費申請書（2023年4月1日～2023年11月15日）
- ・生活保護交通費申請書（2023年4月1日～2023年11月15日）にかかる2023年12月2日出力の一時扶助決定通知書

2023-47 2023年11月30日 開示請求 ……………（市民部市民課）

■印鑑登録証明書コンビニ含む 戸籍証明書、住民票

2023.10.13～本日まで

2023年12月11日 不存在決定

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地 氏名 〇〇〇〇の「住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書／印鑑登録証明書」（コンビニエンスストア含む）2023年10月13日から11月30日までの分

理由：2023年10月13日から11月30日までの期間に、印鑑登録証明書、戸籍証明書等、住民票の写しを申請した請求書（コンビニエンスストア含む）が存在しないため（本人請求・本人以外請求分含む）

2023-48 2023年11月30日 開示請求 ……………（市民部市民課）

■印鑑登録証明書 コンビニ含む 戸籍証明書等、住民票

2023.10.13～本日まで

2023年12月11日 不存在決定

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地 氏名 〇〇〇〇の「住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書／印鑑登録証明書交付申請書」（コンビニエンスストア含む）2023年10月13日から11月30日までの分

理由：2023年10月13日から11月30日までの期間に、印鑑登録証明書、戸籍証明書等、住民票の写しを申請した請求書（コンビニエンスストア含む）が存在しないため。（本人請求・本人以外請求分含む）

2023-49 2023年11月30日 開示請求 ……………（市民部市民課）

■私の住民票、印鑑登録証明書を発行した履歴のわかる文書。私の請求したものを除く。遡れるもの全て。

2023年12月11日 不存在決定

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地 氏名 〇〇〇〇の住民票・印鑑証明書を発行した履歴のわかる文書（本人請求分を除く）

理由：住民票・印鑑証明書を申請した本人請求分以外の請求書が存在しないため。

2023-50 2023年12月28日 開示請求 ……………（市民部市民課）

■印鑑登録証明書 コンビニ含む 戸籍証明書、住民票 2023.11.30～本日まで

2024年1月11日 不存在決定

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地 氏名〇〇〇〇の「住民票の写し・戸籍証明書等交付申請書／印鑑登録証明書」（コンビニエンスストア含む）

2023年11月30日から12月28日までの分

理由：2023年11月30～12月28日までの期間に、印鑑登録証明書、戸籍証明書、住民票の写しを申請した請求書（コンビニエンスストア含む）が存在しないため。（本人請求・本人以外請求分含む）

2023-51 2023年12月28日 開示請求 ……………（市民部市民課）

■印鑑登録証明書 コンビニ含む 戸籍証明書 住民票 2023.11.30～本日まで

2024年1月11日 不存在決定

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地 氏名〇〇〇〇の「住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書／印鑑登録証明書交付申請書」（コンビニエンスストア含む）2023年11月30から12月28までの分

理由：2023年11月30日から12月28日までの期間に、印鑑登録証明書、戸籍証明書等、住民票の写しを申請した請求書（コンビニエンスストア含む）が存在しないため。（本人請求・本人以外請求分含む）

2023-52 2023年12月28日 開示請求 ……………（学校教育部教育総務課）

■①2023/4/1～2023/12/28 全期間 ②開示できる全ての文書／図画／電磁的記録 PC データ Backups／録音／外部とのやりとり等すべてのデータ③メモなど開示対象外も開示できるものは全て

2024年1月11日 決定延期

理由：年末年始の休業期間と重なり、事務を行う期間を確保できないため。

2024年2月9日 部分開示決定

・〇〇〇〇さん対応 20230914～20231228

理由：個人情報に関する法律第78条第1項第7号に該当

〇市が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

・P9の30行目～31行目

・P10の27行目～28行目

2023-53 2023年12月28日 開示請求……………（学校教育部新たな学校づくり推進課）

■①2023/4/1～2023/12/28全期間 ②開示できる全ての文書／図画／電磁的記録PCデータ BackUp／録音／外部とのやりとり等すべてのデータ③メモなど開示対象外も開示できるものは全て

2024年1月11日 決定延期

理由：年末年始の休業期間と重なり、事務を行う期間を確保できないため。

2024年2月9日 不存在決定

理由：請求に係る情報を取り扱う部署ではないため、該当の保有個人情報は存在いたしません。

2023-54 2023年12月28日 開示請求 ……………（学校教育部施設課）

■①2023/4/1～2023/12/28 全期間 ②開示できる全ての文書／図画／電磁的記録 PC データ BackUp／録音／外部とのやりとり等すべてのデータ ③メモなど開示対象外も開示できるものは全て

2024年1月11日 決定延期

理由：年末年始の休業期間と重なり、事務を行う期間を確保できないため。

2024年2月9日 不存在決定

理由：請求に係る情報を取り扱う部署ではないため、該当の保有個人情報は存在いたしません。

2023-55 2023年12月28日 開示請求 ……………（学校教育部学務課）

■①2023/4/1～2023/12/28 全期間 ②開示できる全ての文書／図画／電磁的記録 PC データ BackUp／録音／外部とのやりとり等すべてのデータ ③メモなど開示対象外も開示できるものは全て

2024年1月11日 決定延期

理由：年末年始の休業期間と重なり、事務を行う期間を確保できないため。

2024年2月9日 **不存在決定**

理由：請求に該当する個人情報が存在しないため。

2023-56 2023年12月28日 開示請求 …………… (学校教育部保健給食課)

■①2023/4/1～2023/12/28 全期間 ②開示できる全ての文書／図画／電磁的記録 PC データ BackUp／録音／外部とのやりとり等すべてのデータ ③メモなど開示対象外も開示できるものは全て

2024年1月11日 **決定延期**

理由：年末年始の休業期間と重なり、事務を行う期間を確保できないため。

2024年2月9日 **開示決定**

- ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に基づく医療費支払い請求手続きに関する提出書類について

2023-57 2023年12月28日 開示請求 …………… (学校教育部指導課)

■①2023/4/1～2023/12/28 全期間 ②開示できる全ての文書／図画／電磁的記録 PC データ BackUp／録音／外部とのやりとり等すべてのデータ ③メモなど開示対象外も開示できるものは全て

2024年1月11日 **決定延期**

理由：年末年始の休業期間と重なり、事務を行う期間を確保できないため。

2024年2月9日 **部分開示決定**

- ・ 1. 相談対応記録
- 2. 7月18日東京都教育委員会との記録
- 3. 10月26日東京都教育委員会との記録
- 4. 11月1日東京都教育委員会との記録
- 5. 11月7日東京都教育委員会との記録
- 6. ○○○○さん(保護者)との対応記録(○○小学校)
- 7. ○○中学校の記録

理由：(1) 個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号に該当

○市が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

：(2) 個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号に該当

○都が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

	不開示とした部分	不開示とした理由
1	相談対応記録 2 ページ 31 行目～3 ページ 21 行目	(1)
2	相談対応記録 3 ページ 38 行目～3 ページ 最後まで	(1)
3	相談対応記録 4 ページ 3 行目～4 ページ 10 行目まで	(1)
4	相談対応記録 4 ページ 12 行目～4 ページ 13 行目まで	(1)
5	相談対応記録 4 ページ 31 行目～4 ページ 32 行目まで	(1)
6	相談対応記録 4 ページ 39 行目～4 ページ 最後まで	(1)
7	相談対応記録 5 ページ 39 行目	(1)
8	相談対応記録 5 ページ 43 行目	(1)
9	相談対応記録 5 ページ 45 行目～6 ページ 5 行目まで	(1)
10	相談対応記録 6 ページ 7 行目	(1)
11	相談対応記録 6 ページ 24 行目～6 ページ 31 行目まで	(1)
12	相談対応記録 7 ページ 15 行目～7 ページ 22 行目まで	(1)
13	相談対応記録 7 ページ 24 行目	(1)

14	相談対応記録 7 ページ 32 行目～8 ページ 28 行目まで	(1)
15	相談対応記録 9 ページ 1 行目～9 ページ 6 行目まで	(1)
16	相談対応記録 9 ページ 11 行目～9 ページ 21 行目まで	(1)
17	相談対応記録 9 ページ 23 行目～3 ページ 27 行目まで	(1)
18	相談対応記録 9 ページ 35 行目	(1)
19	相談対応記録 10 ページ 3 行目～10 ページ 7 行目まで	(1)
20	相談対応記録 11 ページ 10 行目～11 ページ 17 行目まで	(1)
21	相談対応記録 11 ページ 19 行目～11 ページ 27 行目まで	(1)
22	相談対応記録 11 ページ 29 行目～11 ページ 34 行目まで	(1)
23	相談対応記録 11 ページ 36 行目～12 ページ 10 行目まで	(1)
24	相談対応記録 12 ページ 12 行目～12 ページ 21 行目まで	(1)
25	相談対応記録 12 ページ 23 行目～12 ページ 28 行目まで	(1)
26	相談対応記録 12 ページ 30 行目～13 ページ 1 行目	(1)
27	相談対応記録 13 ページ 3 行目～13 ページ 38 行目まで	(1)
28	相談対応記録 13 ページ 40 行目～14 ページ 24 行目まで	(1)
29	相談対応記録 14 ページ 26 行目～14 ページ 39 行目まで	(1)
30	相談対応記録 14 ページ 41 行目～15 ページ 11 行目まで	(1)
31	相談対応記録 15 ページ 13 行目～15 ページ 22 行目まで	(1)
32	相談対応記録 15 ページ 25 行目～16 ページ 2 行目まで	(1)
33	相談対応記録 16 ページ 4 行目～16 ページ 11 行目まで	(1)
34	相談対応記録 16 ページ 13 行目～16 ページ 42 行目まで	(1)
35	相談対応記録 16 ページ 44 行目～17 ページ 15 行目まで	(1)
36	相談対応記録 17 ページ 17 行目～18 ページ 24 行目まで	(1)
37	相談対応記録 18 ページ 26 行目～18 ページ 35 行目まで	(1)
38	相談対応記録 18 ページ 37 行目～19 ページ 12 行目まで	(1)
39	相談対応記録 19 ページ 14 行目～19 ページ 19 行目まで	(1)
40	相談対応記録 19 ページ 21 行目～19 ページ 26 行目まで	(1)
41	相談対応記録 19 ページ 29 行目～21 ページ 23 行目まで	(1)
42	7 月 18 日東京都教育委員会との記録 1 ページ 1 行目～1 ページ 2 行目まで	(2)
43	7 月 18 日東京都教育委員会との記録 1 ページ 3 行目～1 ページ 6 行目まで	(2)
44	7 月 18 日東京都教育委員会との記録 1 ページ 9 行目～1 ページ 最後まで	(2)
45	10 月 26 日東京都教育委員会との記録 1 ページ 2 行目～2 ページ 3 行目まで	(2)
46	10 月 26 日東京都教育委員会との記録 2 ページ 6 行目	(2)
47	10 月 26 日東京都教育委員会との記録 3 ページ 1 行目～4 ページ 最後まで	(2)
48	11 月 1 日東京都教育委員会との記録 1 ページ 2 行目～1 ページ 14 行目まで	(2)
49	11 月 1 日東京都教育委員会との記録 1 ページ 17 行目	(2)
50	11 月 7 日東京都教育委員会との記録 1 ページ 2 行目～1 ページ 14 行目まで	(2)
51	11 月 7 日東京都教育委員会との記録 1 ページ 17 行目	(2)

52	〇〇〇〇さんとの対応記録（〇〇〇〇小学校） 1 ページ 14 行目～1 ページ 15 行目	(1)
53	〇〇〇〇中学校の記録 1 ページ 11 行目	(1)
54	〇〇〇〇中学校の記録 1 ページ 13 行目	(1)
55	〇〇〇〇中学校の記録 2 ページ 1 行目～2 ページ 20 行目まで	(1)
56	〇〇〇〇中学校の記録 2 ページ 22 行目～2 ページ最後まで	(1)
57	〇〇〇〇中学校の記録 3 ページ 9 行目～3 ページ 10 行目まで	(1)
58	〇〇〇〇中学校の記録 4 ページ 7 行目～4 ページ 9 行目まで	(1)

2023-58 2023 年 12 月 28 日 開示請求 ……………（学校教育部教育センター）

■①2023/4/1～2023/12/28 全期間 ②開示できる全ての文書／図画／電磁的記録 PC データ BackUp/録音／外部とのやりとり等すべてのデータ ③メモなど開示対象外も開示できるものは全て

2024 年 1 月 11 日 **決定延期**

理由：年末年始の休業期間と重なり、事務を行う期間を確保できないため

2024 年 2 月 9 日 **開示決定**

・対応記録

2024 年 2 月 9 日 **部分開示決定**

・対応記録

理由：個人情報保護に関する法律第 78 条第 1 項第 7 号に該当

○市が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

不開示とした部分	
1	対応記録 1 ページ 10 行目～11 行目
2	対応記録 1 ページ 13 行目～14 行目
3	対応記録 1 ページ 18 行目
4	対応記録 1 ページ 20 行目
5	対応記録 1 ページ 34 行目～35 行目
6	対応記録 2 ページ 4 行目
7	対応記録 2 ページ 6 行目～10 行目
8	対応記録 2 ページ 13 行目～16 行目
9	対応記録 2 ページ 18 行目～最後まで
10	対応記録 3 ページ 22 行目～23 行目
11	対応記録 3 ページ 25 行目～29 行目
12	対応記録 3 ページ 32 行目～最後まで

2023-59 2024 年 1 月 15 日 開示請求 ……………（市民部市民課）

■ **住民票、住民票記載事項証明書、戸籍、戸籍の附票、印鑑証明についての発行りれき**

2024 年 1 月 1 日から 1 月 15 日まで コンビニ交付も含む 自分が取ったものをのぞく。

2024 年 1 月 26 日 **不存在決定**

・住所 東京都町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇の住民票・住民票記載事項証明書・戸籍・戸籍の附票・印鑑証明書を発行した履歴のわかる文書（コンビニエンスストア含む）

2024 年 1 月 1 日から 1 月 15 日までの分（本人請求分を除く）

理由：2024 年 1 月 10 日に住民票 1 通をコンビニで発行した履歴がありますがコンビニではマイナンバーカードと暗証番号で本人確認を行い証明書を発行します。交付にあたり申請書の提出は求めないため、住民票を発行した履歴のわかる文書は存在しません。

2023-60 2024 年 1 月 18 日 開示請求 ……………（子ども生活部子ども家庭支援センター）

■ 私が相談した記録

2024年2月1日 開示決定

- ・相談記録（婦人相談分）

2024年2月1日 開示決定

- ・経過記録表（児童相談分）

2023-61 2024年1月18日 開示請求 ……………（保健所保健予防課）

■ 私が相談した記録

2024年2月1日 部分開示決定

- ・①〇月〇日 しっかりサポート面接 妊婦さんアンケート
- ②〇月〇日 町田市多胎児家庭支援事業（移動経費補助）面接申込書（0歳）・アンケート
- ③〇月〇日 町田市多胎児家庭支援事業（移動経費補助）面接申込書（1歳）・アンケート
- ④8月1日 母子・精神・成人相談記録
- ⑤12月25日 母子・精神・成人相談記録
- ⑥12月26日 母子・精神・成人相談記録

理由：個人情報保護に関する法律第78条第1項第7号に該当

○市の事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

- ・②のうち、アンケートの面接内容
- ③のうち、アンケートの面接内容、欄外
- ④のうち、アセスメント、今後の計画存在しないため。
- ⑤のうち、アセスメント、今後の計画
- ⑥のうち、アセスメント、今後の計画

2023-62 2024年1月22日 開示請求 ……………（市民部市民課）

■ 私の住民票、戸籍、印鑑証明書（附票、除票・改製原を含む）を発行した履歴のわかる文書

私が請求したものを除く 期間：2023年8月1日～2024年1月22日まで

2024年1月30日 不存在決定

理由：住民票・戸籍・印鑑証明書を申請した請求書が存在しないため。

（本人請求分・本人以外請求分共）

2023-63 2024年2月28日 開示請求 ……………（市民部市民課）

■ 私の戸籍を発行したりれきのわかる文書 私がせいきゅうした物はのぞく

町田市〇〇町〇〇〇〇番地

2024年3月11日 決定延期

- ・事務の繁忙期と重なり、請求に対する文書の探索に時間を要するため

2024年3月25日 開示決定

- ・本籍 町田市〇〇町〇〇〇〇番地 氏名〇〇〇〇の戸籍を請求した

1. 2021年6月21日付請求書
2. 2021年6月28日付請求書
3. 2021年7月8日付請求書
4. 2022年12月14日付請求書
5. 2023年1月25日付請求書
6. 2023年8月2日付請求書
7. 2023年12月13日付請求書
8. 2023年12月20日付請求書
9. 2024年1月18日付請求書
10. 2024年2月8日付請求書

2024年3月25日 不開示決定

- ・本籍 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名〇〇〇〇の戸籍を請求した 2024年2月1日付請求書
理由：個人情報保護に関する法律第78条第1項第7号に該当

○地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

2023-64 2024年2月29日 開示請求 …………… (財務部市民税課)

■令和5年度住民税にかかる私の給与支払報告書

2024年3月8日 開示決定

・令和5年度給与支払報告書(令和4年分)

2023-65 2024年3月4日 開示請求 …………… (環境資源部環境共生課)

■〇〇工場から発生する騒音に関して相談した内容について。

2024年3月18日 決定延期

理由：請求に係る保有個人情報の量が多く、文書の精査に時間を要するため

2024年4月16日 部分開示決定

・〇〇工場から発生する騒音に関して相談した内容についての経過記録表

理由：(1) 個人情報保護法第78条第1項第2号に該当

○開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。

(2) 個人情報保護法第78条第1項第7号に該当

○市の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(3) 個人情報保護法第78条第1項第3号に該当

○法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるため。

番号	開示しない部分	理由
1	公害苦情受付票 2017年6月1日 被害の発生態様欄 下段全て	(2)(3)
2	経過記録 2017年6月1日 11:00 2行目	(1)
3	経過記録 2017年6月2日 11:00 3行目 左側	(2)
4	経過記録 2017年6月2日 11:00 3行目 右側	(1)
5	経過記録 2017年6月2日 11:00 4行目	(2)
6	経過記録 2017年6月2日 11:00 5行目～6行目	(3)
7	経過記録 2017年6月2日 11:00 7行目～8行目	(2)
8	経過記録 2017年6月2日 11:00 9行目～11行目	(3)

9	経過記録 2017年6月2日 11:00	13行目～14行目	(3)
10	経過記録 2017年6月2日 11:00	15行目	(2)
11	経過記録 2017年6月2日 11:00	19行目	(3)
12	経過記録 2017年6月2日 11:00	20行目～23行目	(2)(3)
13	経過記録 2017年6月2日 11:00	23行目～25行目	(3)
14	経過記録 2017年6月2日 11:00	25行目～28行目	(2)
15	経過記録 2017年6月2日 11:00	32行目～41行目	(2)
16	経過記録 2017年6月2日 16:20	17行目～24行目	(2)
17	経過記録 2017年6月2日 11:00	1行目	(1)
18	経過記録 2017年6月9日 9:30	3行目 左側	(2)
19	経過記録 2017年6月9日 9:30	3行目 右側2つ	(1)
20	経過記録 2017年6月9日 9:30	11行目～12行目	(3)
21	経過記録 2017年6月9日 9:30	13行目～15行目	(3)
22	経過記録 2017年6月9日 9:30	15行目～16行目	(2)
23	経過記録 2017年6月9日 9:30	19行目～21行目	(2)
24	経過記録 2017年6月9日 9:30	27行目～28行目	(2)
25	経過記録 2017年6月14日 13:20	1行目	(2)
26	経過記録 2017年6月14日 13:20	2行目～10行目	(2)
27	経過記録 2017年6月14日 13:45	2行目 14文字目～17文字目のみ	(1)

28	経過記録 2017年6月14日 13:45	2行目～14行目（番号27を除く）	(2)(3)
29	経過記録 2017年6月14日 13:45	16行目～18行目	(2)(3)
30	経過記録 2017年6月14日 13:45	20行目～21行目	(2)(3)
31	経過記録 2017年6月14日 13:45	23行目	(2)
32	経過記録 2017年6月14日 13:45	25行目～27行目	(2)(3)
33	経過記録 2017年6月14日 13:45	34行目～37行目	(2)(3)
34	経過記録 2017年6月14日 13:45	41行目～47行目	(2)(3)
35	経過記録 2017年6月14日 16:20	2行目	(1)
36	経過記録 2017年6月14日 16:20	3行目 左側	(2)
37	経過記録 2017年6月14日 16:20	3行目 右側	(1)
38	経過記録 2017年6月14日 16:20	4行目～5行目	(2)(3)
39	経過記録 2017年6月15日 8:30	2行目	(2)
40	経過記録 2017年6月15日 8:50	2行目	(2)
41	経過記録 2017年6月15日 8:50	5行目～6行目	(2)(3)
42	経過記録 2017年6月15日 8:50	10行目	(2)
43	経過記録 2017年6月15日 8:50	11行目～15行目	(2)(3)
44	経過記録 2017年6月15日 8:50	16行目	(2)
45	経過記録 2017年6月15日 14:30	6行目～8行目	(2)
46	経過記録 2017年6月15日 14:30	8行目～12行目	(2)(3)

47	経過記録 2017年6月15日 14:30	13行目～14行目（番号48を除く）	(2)(3)
48	経過記録 2017年6月15日 14:30	14行目 9文字目～12文字目のみ	(1)
49	経過記録 2017年6月15日 14:30	14行目～27行目	(2)(3)
50	公害苦情受付票 2022年5月11日	処理情報欄～騒音欄の間	(2)(3)
51	公害苦情受付票 2022年5月11日	悪臭欄～騒振欄の間	(2)(3)
52	公害苦情受付票 2022年5月11日	騒振欄 下段左側	(2)(3)
53	経過記録 2022年5月12日 9:15	2行目	(1)
54	経過記録 2022年5月12日 9:15	5行目～14行目	(2)(3)
55	経過記録 2022年5月12日 9:15	26行目～40行目	(2)(3)
56	経過記録 2022年5月26日 9:00	10行目～13行目	(2)(3)
57	公害苦情受付票 2022年11月1日	処理情報欄～騒音欄の間	(2)(3)
58	公害苦情受付票 2022年11月1日	悪臭欄～騒振欄の間	(2)(3)
59	公害苦情受付票 2022年11月1日	騒振欄 下段左側	(2)(3)
60	経過記録 2022年11月1日 14:00	2行目	(1)
61	経過記録 2022年11月11日 9:00	8行目～13行目	(2)(3)
62	経過記録 2023年3月31日 12:30	33行目～41行目	(2)(3)
63	経過記録 2023年10月10日 15:00～ 16:10	27行目～44行目	(2)(3)
64	経過記録 2023年10月13日 14:00	2行目～10行目	(2)(3)
65	経過記録 2023年12月5日	1行目～7行目	(2)(3)

■〇〇工場から発生する騒音に関して相談した内容に関する情報

2024年3月18日 **決定延期**

理由：請求に係る保有個人情報の量が多く、文書の精査に時間を要するため

2024年4月16日 **部分開示決定**

- 〇〇工場から発生する騒音に関して相談した内容に関する情報の経過記録表

理由：(1) 個人情報保護法第78条第1項第2号に該当

○開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの若しくは個人情報符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。

- (2) 個人情報保護法第78条第1項第7号に該当

○市の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

- (3) 個人情報保護法第78条第1項第3号に該当

○法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

番号	開示しない部分		理由
1	公害苦情受付票 2017年6月1日	被害の発生態様欄 下段全て	(2)(3)
2	経過記録 2017年6月1日 11:00	2行目	(1)
3	経過記録 2017年6月2日 11:00	3行目 左側	(2)
4	経過記録 2017年6月2日 11:00	3行目 右側	(1)
5	経過記録 2017年6月2日 11:00	4行目	(2)
6	経過記録 2017年6月2日 11:00	5行目～6行目	(3)
7	経過記録 2017年6月2日 11:00	7行目～8行目	(2)
8	経過記録 2017年6月2日 11:00	9行目～11行目	(3)
9	経過記録 2017年6月2日 11:00	13行目～14行目	(3)
10	経過記録 2017年6月2日 11:00	15行目	(2)
11	経過記録 2017年6月2日 11:00	19行目	(3)

12	経過記録 2017年6月2日 11:00	20行目～23行目	(2)(3)
13	経過記録 2017年6月2日 11:00	23行目～25行目	(3)
14	経過記録 2017年6月2日 11:00	25行目～28行目	(2)
15	経過記録 2017年6月2日 11:00	32行目～41行目	(2)
16	経過記録 2017年6月2日 16:20	17行目～24行目	(2)
17	経過記録 2017年6月2日 11:00	1行目	(1)
18	経過記録 2017年6月9日 9:30	3行目 左側	(2)
19	経過記録 2017年6月9日 9:30	3行目 右側2つ	(1)
20	経過記録 2017年6月9日 9:30	11行目～12行目	(3)
21	経過記録 2017年6月9日 9:30	13行目～15行目	(3)
22	経過記録 2017年6月9日 9:30	15行目～16行目	(2)
23	経過記録 2017年6月9日 9:30	19行目～21行目	(2)
24	経過記録 2017年6月9日 9:30	27行目～28行目	(2)
25	経過記録 2017年6月14日 13:20	1行目	(2)
26	経過記録 2017年6月14日 13:20	2行目～10行目	(2)
27	経過記録 2017年6月14日 13:45	2行目 14文字目～17文字目のみ	(1)
28	経過記録 2017年6月14日 13:45	2行目～14行目 (番号27を除く)	(2)(3)
29	経過記録 2017年6月14日 13:45	16行目～18行目	(2)(3)
30	経過記録 2017年6月14日 13:45	20行目～21行目	(2)(3)

31	経過記録 2017年6月14日 13:45	23行目	(2)
32	経過記録 2017年6月14日 13:45	25行目～27行目	(2)(3)
33	経過記録 2017年6月14日 13:45	34行目～37行目	(2)(3)
34	経過記録 2017年6月14日 13:45	41行目～47行目	(2)(3)
35	経過記録 2017年6月14日 16:20	2行目	(1)
36	経過記録 2017年6月14日 16:20	3行目 左側	(2)
37	経過記録 2017年6月14日 16:20	3行目 右側	(1)
38	経過記録 2017年6月14日 16:20	4行目～5行目	(2)(3)
39	経過記録 2017年6月15日 8:30	2行目	(2)
40	経過記録 2017年6月15日 8:50	2行目	(2)
41	経過記録 2017年6月15日 8:50	5行目～6行目	(2)(3)
42	経過記録 2017年6月15日 8:50	10行目	(2)
43	経過記録 2017年6月15日 8:50	11行目～15行目	(2)(3)
44	経過記録 2017年6月15日 8:50	16行目	(2)
45	経過記録 2017年6月15日 14:30	6行目～8行目	(2)
46	経過記録 2017年6月15日 14:30	8行目～12行目	(2)(3)
47	経過記録 2017年6月15日 14:30	13行目～14行目 (番号48を除く)	(2)(3)
48	経過記録 2017年6月15日 14:30	14行目 9文字目～12文字目のみ	(1)
49	経過記録 2017年6月15日 14:30	14行目～27行目	(2)(3)

50	公害苦情受付票 2022年5月11日	処理情報欄～騒音欄の間	(2)(3)
51	公害苦情受付票 2022年5月11日	悪臭欄～騒振欄の間	(2)(3)
52	公害苦情受付票 2022年5月11日	騒振欄 下段左側	(2)(3)
53	経過記録 2022年5月12日 9:15	2行目	(1)
54	経過記録 2022年5月12日 9:15	5行目～14行目	(2)(3)
55	経過記録 2022年5月12日 9:15	26行目～40行目	(2)(3)
56	経過記録 2022年5月26日 9:00	10行目～13行目	(2)(3)
57	公害苦情受付票 2022年11月1日	処理情報欄～騒音欄の間	(2)(3)
58	公害苦情受付票 2022年11月1日	悪臭欄～騒振欄の間	(2)(3)
59	公害苦情受付票 2022年11月1日	騒振欄 下段左側	(2)(3)
60	経過記録 2022年11月1日 14:00	2行目	(1)
61	経過記録 2022年11月11日 9:00	8行目～13行目	(2)(3)
62	経過記録 2023年3月31日 12:30	33行目～41行目	(2)(3)
63	経過記録 2023年10月10日 15:00～ 16:10	27行目～44行目	(2)(3)
64	経過記録 2023年10月13日 14:00	2行目～10行目	(2)(3)
65	経過記録 2023年12月5日	1行目～7行目	(2)(3)

2023-67 2024年3月4日 開示請求 (地域福祉部生活援護課)

■2023年12月1日～2024年1月31日の生活保護交通費申請書

2023年12月1日～2024年1月31日の生活保護交通費申請書

に対する 一時扶助決定通知書

2024年3月8日 開示決定

- ・生活保護交通費申請書 (2024年12月1日～2024年1月31日)
- ・生活保護交通費申請書 (2024年12月1日～2024年1月31日) にかかる2024年3月5日付

出力の一時扶助決定通知書

2023-68 2024年3月5日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■保有個人情報の本人〇〇〇〇 (東京都町田市〇〇町〇〇〇〇番地 筆頭者〇〇〇〇) の
戸籍事項証明書、戸籍の附票を発行したことのわかる文書
2019年2月12日から2024年2月11日まで

2024年3月19日 開示決定

- ・本籍 町田市〇〇町〇〇〇〇番地 氏名〇〇〇〇の戸籍証明書・戸籍の附票の写しを請求した
2021年8月13日付住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書/印鑑登録証明書交付申請書

2024年3月19日 部分開示決定

- ・本籍 町田市〇〇町〇〇〇〇番地 氏名〇〇〇〇の戸籍全部事項証明書・戸籍の附票を請求し
た2021年9月21日付請求書

理由：個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号に該当

- 開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため。
- ・「戸籍法第10条の2第1項等、住民基本台帳法第12条の3第1項等による業務を遂行するために必要な場合(5)」欄のうち業務の種類・依頼者の氏名又は名称・依頼者について該当する事由・上記に該当する具体的事由、「提出先又は提出先がない場合の処理(6)」欄、「登録番号及び電話番号」欄のうち電話番号、依頼者 本人確認書類、請求書の行政書士票のうち生年月日、請求者 本人確認書類

2023-69 2024年3月6日 開示請求 …………… (財務部市民税課)

■令和5年度(令和4年分)給与支払い報告書

2024年3月12日 開示決定

- ・令和5年度給与支払報告書(令和4年分)

2023-70 2024年3月8日 開示請求 …………… (地域福祉部障がい福祉課)

■障がいに関する個人情報 (〇〇地域障がい者支援センターを含む)

2024年3月22日 決定延期

- ・文書の特定に時間を要するため。

2024年4月22日 開示決定

- ・ケース記録、精神者手帳申請書・自立支援医療(精神通院)支給認定申請書等関連書類

2023-71 2024年3月8日 開示請求 …………… (政策経営部広聴課)

■広聴に関する個人情報(代表電話を含む)

2024年3月22日 開示決定

- ・2023年5月4日の請求者の緊急連絡対応記録
- ・2024年2月25日の請求者の意見要望

2023-72 2024年3月8日 開示請求 …………… (市民部市民協働推進課)

■市民フォーラムに関する個人情報(委託事業者を含む)

2024年3月22日 部分開示決定

- ・消費生活相談記録

理由：個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号に該当

- 開示することにより、不正アクセス等、当該システムのセキュリティに支障が生じるおそれがあるため
- ・相談記録のうち、「相談受付者」及び「処理担当者」に係る全国消費生活情報ネットワークシステムのID番号

2023-73 2024年3月8日 開示請求 …………… (いきいき生活部保険年金課)

■成人歯科、新型コロナワクチン、成人健康診査、予防接種に関する個人情報

〇〇〇〇など委託事業者を含む

2024年3月15日 取下げ

2023-74 2024年3月8日 開示請求 …………… (保健所健康推進課)

■成人、成人歯科、新型コロナワクチン、健康診査、予防接種に関する個人情報

〇〇〇〇など委託事業者を含む

2024年3月15日 不存在決定

・成人健康診査に関する個人情報

理由：開示請求があった保有個人情報が存在しないため。

2023-75 2024年3月8日 開示請求 …………… (保健所保健予防課)

■成人、成人歯科、新型コロナワクチン、健康診査、予防接種に関する個人情報

〇〇〇〇など委託事業者を含む

2024年3月19日 開示決定

・予防接種（新型コロナワクチン）に関する個人記録

2024年3月21日 不存在決定

・成人歯科健康診査に関する個人情報

理由：成人歯科健康診査の受診結果が不存在のため

2023-76 2024年3月8日 開示請求 …………… (地域福祉部障がい福祉課)

■障害福祉サービスの報酬計算

2024年3月22日 決定延期

理由：文書の特定に時間を要するため。

2024年4月22日 不存在決定

理由：該当する公文書が存在しないため。

2023-77 2024年3月11日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■私の住民票を発行した履歴のわかる文書 私が請求したものを除く

可能な限り過去にさかのぼってお願いします

2024年3月25日 部分開示決定

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地 氏名〇〇〇〇の住民票を発行した履歴のわかる文書
(本人請求分を除く)

理由：個人情報の保護に関する法律第78条第1項第3号に該当

○職印の印影であり開示することにより偽造等の不正使用のおそれがあることから、事業を営む個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

・請求者の印影

2023-78 2024年3月15日 開示請求 …………… (下水道部下水道経営総務課)

■上下水道に関する個人情報 委託事業者を含む

2024年3月29日 開示決定

・「公文書公開請求書」に係る起案

・「公文書公開決定通知書（下水道使用料徴収事務委託）」に係る起案

・「下水道使用料に関する要望について（報告）」に係る起案

・「下水道使用料に関する要望について（回答）」に係る起案

・「個人情報開示等請求書」に係る起案

・「個人情報開示等決定通知書（請求者の個人情報、起案決裁文書）」に係る起案

2023-79 2024年3月21日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■私の印鑑証明を発行した履歴のわかる文書

2024年3月29日 **開示決定**

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地（新住所）
町田市〇〇町〇〇〇〇番地（旧住所）

氏名〇〇〇〇の印鑑登録証明書を請求した2024年3月18日付住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書／印鑑登録証明書交付申請書

2023-80 2024年3月21日 開示請求 ……………（市民病院事務部医事課）

■町田市民病院に関する請求者の個人情報

2024年4月4日 **開示決定**

- ・町田市民病院に関する請求者の個人情報

2023-81 2024年3月21日 開示請求 ……………（財務部市民税課）

■納税証明書の発行りれき

2024年3月28日 **部分開示決定**

- ・1. 2024年2月20日受付の納税証明書交付申請書
- ・2. 2024年2月29日受付の課税・非課税、納税証明書交付申請書

理由：個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号に該当

○開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示をすることにより当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。

- ・2のうち、氏名、電話番号、あなたとの関係、使いみち

3 年度・実施機関別個人情報開示等請求の件数

※括弧内は取下げ件数

実施機関	年度 種別	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	計
		市長	請求	61(1)	43(1)	52	46(1)	100	64(3)	40	65	60(1)
	不服申立て	1(1)	4	3	2	16	2				2	30(1)
教育委員会	請求	16(2)	6	5	7	2	3	3	4		9	55(2)
	不服申立て		1									1
選挙管理委員会	請求											0
	不服申立て											0
監査委員	請求											0
	不服申立て											0
農業委員会	請求											0
	不服申立て											0
固定資産評価 審査委員会	請求											0
	不服申立て											0
病院事業 管理者	請求										1	1
	不服申立て											0
議会	請求											0
	不服申立て											0
計	請求	77(3)	49(1)	57	53(1)	102	67(3)	43	69	60(1)	81(2)	658(11)
	不服申立て	1(1)	5	3	2	16	2	0	0	0	2	31(1)



第3章 情報公開・個人情報保護審査会の状況

1 情報公開・個人情報保護審査会

これまで、市が行った行政処分全般における審査請求は、実施機関からの諮問に応じて、行政不服審査会で審査し、答申していました。

2023年4月1日の行政不服審査会条例の全部改正に伴い、情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律に基づき行われた行政処分における審査請求は、実施機関からの諮問に応じて、情報公開・個人情報保護審査会で審査し、答申することになりました。

審査会の委員は任期2年の5名で構成され、2023年度は、下記のメンバーで運営しました。

町田市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(2024年3月31日現在)

	氏名	職業	着任(※)
会長	野村 武司	東京経済大学現代法学部教授	1998年10月～
職務代理	田村 達久	早稲田大学法学学術院教授	2009年4月～
委員	橘高 真佐美	弁護士	2011年10月～
委員	三木 由希子	特定非営利活動法人 情報公開クリアリングハウス理事長	2016年7月～
委員	堀江 信夫	株式会社 横浜国際平和会議場 常勤監査役	2019年10月～

2 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

2023年度は、12回開催しました。なお、審査会の事件番号は、実施機関から諮問された順に年度ごとに付番しています。

回	開催日	内容
第1回	2023年4月24日	2021年度第8号事件 処分担当課に対する事情聴取 2021年度第9号事件 処分担当課に対する事情聴取 2019年度第2号事件 内部討議 2021年度第3号事件 内部討議 2021年度第4号事件 内部討議
第2回	2023年6月16日	2021年度第8号事件 審査請求人による口頭意見陳述 2021年度第9号事件 審査請求人による口頭意見陳述 2019年度第2号事件 内部討議 2021年度第1号事件 内部討議
第3回	2023年6月26日	2021年度第2号事件 内部討議 2021年度第9号事件 内部討議 2021年度第10号事件 内部討議
第4回	2023年7月31日	2021年度第10号事件 処分担当課に対する事情聴取 2021年度第2号事件 内部討議 2021年度第8号事件 内部討議 2021年度第9号事件 内部討議
第5回	2023年9月25日	2021年度第3号事件 内部討議 2021年度第4号事件 内部討議 2021年度第8号事件 内部討議 2021年度第10号事件 内部討議
第6回	2023年10月23日	2021年度第2号事件 内部討議 2021年度第8号事件 内部討議 2021年度第10号事件 内部討議

第7回	2023年11月20日	2021年度第8号事件 内部討議 2022年度第1号事件 内部討議 2022年度第2号事件 内部討議 2022年度第3号事件 内部討議 2022年度第4号事件 内部討議 2023年度第7号事件 内部討議
第8回	2023年12月25日	2023年度第7号事件 処分担当課に対する事情聴取 2021年度第3号事件 内部討議 2021年度第4号事件 内部討議 2022年度第5号事件 内部討議 2022年度第6号事件 内部討議 2023年度第1号事件 内部討議 2023年度第2号事件 内部討議 2023年度第3号事件 内部討議 2023年度第4号事件 内部討議 2023年度第5号事件 内部討議 2023年度第6号事件 内部討議 2023年度第8号事件 内部討議 2023年度第9号事件 内部討議 2023年度第10号事件 内部討議 2023年度第11号事件 内部討議
第9回	2024年1月30日	2022年度第5号事件 処分担当課に対する事情聴取 2022年度第6号事件 処分担当課に対する事情聴取 2023年度第7号事件 内部討議 2022年度第1号事件 内部討議 2022年度第2号事件 内部討議 2022年度第3号事件 内部討議 2022年度第4号事件 内部討議 2023年度第1号事件 内部討議 2023年度第2号事件 内部討議 2023年度第3号事件 内部討議 2023年度第4号事件 内部討議 2023年度第5号事件 内部討議 2023年度第6号事件 内部討議 2023年度第8号事件 内部討議 2023年度第9号事件 内部討議 2023年度第10号事件 内部討議 2023年度第11号事件 内部討議

第10回	2024年2月14日	2022年度第1号事件 2022年度第2号事件 2022年度第3号事件 2022年度第4号事件 2023年度第1号事件 2023年度第2号事件 2023年度第3号事件 2023年度第4号事件 2023年度第5号事件 2023年度第6号事件 2023年度第8号事件 2023年度第9号事件 2023年度第10号事件 2023年度第11号事件	審査請求人による口頭意見陳述 審査請求人による口頭意見陳述 審査請求人による口頭意見陳述 審査請求人による口頭意見陳述 処分担当課に対する事情聴取 処分担当課に対する事情聴取 処分担当課に対する事情聴取 処分担当課に対する事情聴取 処分担当課に対する事情聴取 処分担当課に対する事情聴取 処分担当課に対する事情聴取 処分担当課に対する事情聴取 処分担当課に対する事情聴取 処分担当課に対する事情聴取
第11回	2024年3月7日	2022年度第5号事件 2022年度第6号事件 2023年度第1号事件 2023年度第2号事件 2023年度第3号事件 2023年度第4号事件 2023年度第5号事件 2023年度第6号事件 2023年度第8号事件 2023年度第9号事件 2023年度第10号事件 2023年度第11号事件	審査請求人による口頭意見陳述 審査請求人による口頭意見陳述 審査請求人による口頭意見陳述 審査請求人による口頭意見陳述 審査請求人による口頭意見陳述 審査請求人による口頭意見陳述 審査請求人による口頭意見陳述 審査請求人による口頭意見陳述 審査請求人による口頭意見陳述 審査請求人による口頭意見陳述 審査請求人による口頭意見陳述 審査請求人による口頭意見陳述
第12回	2024年3月19日	2021年度第3号事件 2021年度第4号事件 2022年度第1号事件 2022年度第2号事件 2022年度第3号事件 2022年度第4号事件 2023年度第7号事件 2022年度第5号事件 2022年度第6号事件	内部討議 内部討議 内部討議 内部討議 内部討議 内部討議 内部討議 内部討議 内部討議

3 不服申立て（審査請求）の状況

2023年度は、次のとおり17件の審査請求がありました。

種別	件数
公文書公開請求	16件
個人情報開示等請求	1件
合計	17件

4 答申の状況

2023年度は、11件について答申されました。

答申は331ページから427ページに掲載しています。

答申区分	件数

認容	0件
一部認容	2件
原処分維持	9件
合計	11件

5 審査会事件一覧

2019年度第2号事件（個人情報開示請求）

公開／開示等請求年月日	2019年6月17日
件名	私のケース記録一式
実施機関（処分担当課）	地域福祉部生活援護課
決定年月日	2019年8月16日
決定内容	部分開示
審査請求年月日	2019年10月8日
諮問年月日	2020年2月3日
答申年月日	2023年9月21日
答申内容	一部認容

2021年度第1号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	2021年3月1日
件名	1. 町田市立図書館のコロナ禍（COVID-19）に伴う全館休館に関して（図書館以外）2020年3月2日からの休館を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切。同年8月11日及び12月7日に上記の請求をしたところ、公開されたのは、「生涯学習部所管施設の体止等について」という起案書1件だけであった。これは生涯学習部生涯学習総務課が指示した「生涯学習部所管施設の体止等について」に従って行った収受起案に過ぎず、意思決定文書ではない。「生涯学習部所管施設の体止等について」という起案書の根拠となる「全館休館に関して3月2日からの休館を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切」を再々度請求する。なお、万が一請求に該当する文書が不存在の場合は、その旨の回答をお願いします。
実施機関（処分担当課）	生涯学習部生涯学習総務課
決定年月日	2021年3月10日
決定内容	不存在
審査請求年月日	2021年6月14日
諮問年月日	2021年8月18日
答申年月日	2023年11月29日
答申内容	原処分維持

2021年度第2号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	2021年3月1日
件名	2. 町田市立図書館ホームページの閉鎖及び再開に関して(図書館)①2020年4月8日からのホームページ閉鎖を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切②同年4月21日からのホームページの再開を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切。2020年8月11日、12月7日に上記①及び②の請求をしたところ、①については、「町田市立図書館Twitter掲載記事の更新について(4月8日更新分)」、「町田市ホームページの修正について」という起案書が2件開示された。2件の起案書には、図書館ホームページを閉鎖する理由が一切触れられていないので、既に開示された文書以外に、「4月8日からのホームページ閉鎖決定に至る意思決定のプロセスが分かる会議録、起案書などの文書一切」を再々度請求する。なお、万が一請求に該当する文書が存在しない場合は、その旨の回答をお願いする。②については、「新型コロナウイルス感染症にかかる図書館ホームページ及びTwitterの更新について(4月21日更新分)」、「新型コロナウイルス感染症にかかる市ホームページ及びTwitterの更新について」の起案書が2件開示された。2件の起案書とも、なぜホームページを再開するのかということには触れられていないので、既に開示された文書以外に、「4月21日からのホームページ再開決定に至る意思決定のプロセスが分かる会議録、起案書などの文書一切」を再々度請求する。なお、万が一請求に該当する文書が存在しない場合は、その旨の回答をお願いする。
実施機関(処分担当課)	生涯学習部図書館
決定年月日	2021年3月12日
決定内容	不存在
審査請求年月日	2021年6月14日
諮問年月日	2021年8月18日
答申年月日	2023年11月29日
答申内容	原処分維持

2021年度第3号事件(公文書公開請求)

公開／開示等請求年月日	2021年3月1日
件名	3. 「今後の町田市立図書館のあり方について」の諮問に関して①(生涯学習総務課)2018年10月22日付「18町教生総第293号」により、「今後の町田市立図書館のあり方見直し方針」を町田市立図書館協議会ではなく、町田市生涯学習審議会に諮問することと決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切を2020年8月11日及び12月7日に請求をしたところ、生涯学習総務課からは、18町教生総第293号第4期町田市生涯学習審議会への諮問について、2018年度町田市教育委員会第7回定例会会議録についての2件が公開された。この2件については、単なる手続き上の文書

	や会議録に過ぎず、「決定した経緯が分かる会議録、起案書など」、「策定された経緯が分かる会議録、起案書など」とは程遠い。図書館の運営のあり方等は、過去一貫して図書館協議会への諮問事項であり、生涯学習審議会への諮問が極めて異例なのである。そのことを意思決定した文書は存在するはずなので、既に開示された文書以外に、「町田市立図書館協議会ではなく、町田市生涯学習審議会に諮問することを決定した経緯が分かる」会議録及び起案書を再々度請求する。なお、万が一請求に該当する文書が存在しない場合は、その旨の回答をお願いします。
実施機関（処分担当課）	生涯学習部生涯学習総務課
決定年月日	2021年3月10日
決定内容	不存在
審査請求年月日	2021年6月14日
諮問年月日	2021年8月18日
答申年月日	2024年3月26日
答申内容	原処分維持

2021年度第4号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	2021年3月1日
件名	3. 「今後の町田市立図書館のあり方について」の諮問に関して②(生涯学習総務課)2018年10月22日の生涯学習審議会に「資料4-①」として出された「(案)町田市立図書館のあり方見直しについて」が策定された経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切を8月11日及び12月7日に請求をしたところ、「第5回町田市生涯学習審議会会議の開催について(依頼)」が開示された。これについても、単なる手続き上の文書(開催通知)に過ぎず、肝心の「(案)町田市立図書館のあり方見直しについて」が策定された経緯が分かる会議録、起案書は一切開示されていない。「資料4-①(案)町田市立図書館のあり方見直しについて」は、「生涯学習審議会事務局である生涯学習総務課が諮問内容を補強するために作成した資料で、図書館では作成していないため」ということであれば、作成した生涯学習総務課には存在するはずである。既に開示された文書以外に、それが「策定された経緯が分かる」会議録及び起案書を再々度請求する。なお、万が一請求に該当する文書が存在しない場合は、その旨の回答をお願いします。
実施機関（処分担当課）	生涯学習部生涯学習総務課
決定年月日	2021年3月10日
決定内容	不存在
審査請求年月日	2021年6月14日
諮問年月日	2021年8月18日
答申年月日	2024年3月26日

答申内容	原処分維持
------	-------

2021年度第5号事件（個人情報開示請求）

公開／開示等請求年月日	2021年8月12日
件名	〇〇〇〇についての相談記録（2015年5月～現在まで）
実施機関（処分担当課）	子ども生活部子ども家庭支援センター
決定年月日	2021年8月25日
決定内容	部分開示
審査請求年月日	2021年8月31日
諮問年月日	2021年11月8日
答申年月日	2023年4月25日
答申内容	原処分維持

2021年度第6号事件（個人情報開示請求）

公開／開示等請求年月日	2021年8月12日
件名	〇〇〇〇について どの学校に通っているか また学校へ通えているのか 何かあったときに父親への連絡してもらえるようになるのか 子の住所
実施機関（処分担当課）	学校教育部学務課
決定年月日	2021年8月26日
決定内容	部分開示 存否応答拒否 不存在
審査請求年月日	2021年8月31日
諮問年月日	2021年11月30日
答申年月日	2023年4月25日
答申内容	原処分維持

2021年度第7号事件（個人情報開示請求）

公開／開示等請求年月日	2021年8月31日
件名	〇〇〇〇について、町田市教育委員会及び学校が持っている相談記録（2015年5月～現在まで）本人、親、学校職員、第三者との
実施機関（処分担当課）	学校教育部学務課
決定年月日	2021年9月14日
決定内容	部分開示 不存在
審査請求年月日	2021年10月14日
諮問年月日	2021年12月22日

答申年月日	2023年4月25日
答申内容	原処分維持

2021年度第8号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	2021年7月15日
件名	1. 2021年3月19日の電話のもととなる「宅地の安全対策について（通知）」
実施機関（処分担当課）	都市づくり部建築開発審査課
決定年月日	2021年7月29日
決定内容	部分公開
審査請求年月日	2021年10月1日
諮問年月日	2022年1月6日
答申年月日	2023年11月29日
答申内容	一部認容

2021年度第9号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	2021年9月9日
件名	4. ○○町○○○○-○及び○○町○○○○-○の「宅地の安全対策（通知）」と起案書の表紙
実施機関（処分担当課）	都市づくり部建築開発審査課
決定年月日	2021年9月22日
決定内容	存否応答拒否
審査請求年月日	2021年10月1日
諮問年月日	2022年1月6日
答申年月日	2023年11月29日
答申内容	原処分維持

2021年度第10号事件（個人情報開示請求）

公開／開示等請求年月日	2021年10月20日
件名	○○○○のマイナンバー（もしくはそれがわかるもの）
実施機関（処分担当課）	市民部市民課
決定年月日	2021年10月29日
決定内容	存否応答拒否
審査請求年月日	2021年11月15日
諮問年月日	2022年3月16日
答申年月日	2023年11月22日
答申内容	原処分維持

2022年度第1号事件（個人情報消去等請求）

公開／開示等請求年月日	2022年2月8日
件名	〇〇〇〇が作成した遺書（以下、省略）
実施機関（処分担当課）	政策経営部企画政策課
決定年月日	2022年2月28日
決定内容	非消去等
審査請求年月日	2022年5月27日
諮問年月日	2022年8月18日
答申年月日	2024年10月1日
答申内容	全部認容

2022年度第2号事件（個人情報利用等の中止請求）

公開／開示等請求年月日	2022年2月8日
件名	〇〇〇〇が作成した遺書（以下、省略）
実施機関（処分担当課）	政策経営部企画政策課
決定年月日	2022年2月28日
決定内容	利用等の非中止
審査請求年月日	2022年5月27日
諮問年月日	2022年8月18日
答申年月日	2024年10月1日
答申内容	全部認容

2022年度第3号事件（個人情報消去等請求）

公開／開示等請求年月日	2022年2月8日
件名	〇〇〇〇が作成した遺書（以下、省略）
実施機関（処分担当課）	学校教育部指導課
決定年月日	2022年2月28日
決定内容	非消去等
審査請求年月日	2022年5月27日
諮問年月日	2022年8月25日
答申年月日	2024年10月1日
答申内容	全部認容

2022年度第4号事件（個人情報利用等の中止請求）

公開／開示等請求年月日	2022年2月8日
-------------	-----------

件名	〇〇〇〇が作成した遺書（以下、省略）
実施機関（処分担当課）	学校教育部指導課
決定年月日	2022年2月28日
決定内容	利用等の非中止
審査請求年月日	2022年5月27日
諮問年月日	2022年8月25日
答申年月日	2024年10月1日
答申内容	全部認容

2022年度第5号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	2022年4月25日
件名	認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請書（過去分含めてすべて）（町内会・自治会のための認可地縁団体ハンドブック（第2版）P46－48、別添書類を含む）
実施機関（処分担当課）	市民部市民協働推進課
決定年月日	2022年5月9日
決定内容	部分公開
審査請求年月日	2022年7月28日
諮問年月日	2023年1月19日
答申年月日	2024年7月4日
答申内容	原処分維持

2022年度第6号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	2022年5月23日
件名	認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の2013年5月29日受付分の規約変更認可申請書の添付書類のうち、規約変更の内容及び理由を記載した書類（町内会・自治会のための認可地縁団体ハンドブック（第2版）P47－48の文書のこと。2016年4月17日受付分の規約変更認可申請書では、第6号様式と定められた文書のこと）
実施機関（処分担当課）	市民部市民協働推進課
決定年月日	2022年6月2日
決定内容	不存在
審査請求年月日	2022年7月28日
諮問年月日	2023年1月19日
答申年月日	2024年7月4日
答申内容	原処分維持

2023年度第1号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	2023年2月9日
件名	森野市庁舎の地下駐車場と市庁舎内部の間の職員カード（ICカード）を使って開ける扉の開閉記録すべて（2022年3月20日分）（システムのログ記録でも構いません）
実施機関（処分担当課）	財務部市有財産活用課
決定年月日	2023年2月20日
決定内容	非公開
審査請求年月日	2023年3月2日
諮問年月日	2023年5月22日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2023年度第2号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	2023年3月1日
件名	森野市庁舎の地下駐車場と市庁舎内部の間の職員カード（ICカード）を使って開ける扉の開閉記録すべて（2022年3月20日分）（システムのログ記録でも構いませんが、（システムのログ記録すべてではなく、請求内容は、「出入りの記録」の部分です））
実施機関（処分担当課）	財務部市有財産活用課
決定年月日	2023年3月15日
決定内容	非公開
審査請求年月日	2023年3月29日
諮問年月日	2023年6月15日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2023年度第3号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	2023年3月23日
件名	森野市庁舎の地下駐車場と市庁舎内部の間の職員カード（ICカード）を使って開ける扉の警備職員以外の出入りの記録（2022年3月20日分）（警備体制記録でない部分の記録であって、市庁舎の外部側と内部側からの電気錠の開錠日時、職員の所属、氏名の情報の部分です）
実施機関（処分担当課）	財務部市有財産活用課
決定年月日	2023年4月6日
決定内容	非公開
審査請求年月日	2023年4月20日

諮問年月日	2023年6月15日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2023年度第4号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	2023年4月14日
件名	森野市庁舎の地下駐車場と市庁舎内部の間の職員カード（ICカード）を使って開ける扉の警備職員以外の出入りの記録（2022年3月20日分の午前8時半から午後5時までの分）
実施機関（処分担当課）	財務部市有財産活用課
決定年月日	2023年4月28日
決定内容	非公開
審査請求年月日	2023年5月11日
諮問年月日	2023年7月5日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2023年度第5号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	2023年4月28日
件名	森野市庁舎の地下駐車場と市庁舎内部の間の職員カードを使って開ける扉の市と委託の警備職員以外の市職員の出入りの記録（2022年3月20日分の午前8時半から午後5時までの分）
実施機関（処分担当課）	財務部市有財産活用課
決定年月日	2023年5月12日
決定内容	非公開
審査請求年月日	2023年5月18日
諮問年月日	2023年7月5日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2023年度第6号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	2023年5月2日
件名	森野市庁舎の地下駐車場と市庁舎内部の間の職員カードを使って開ける扉の警備職員以外の市職員の時刻を除く出入りの記録（2022年3月20日分の午前8時半から午後5時までの分）
実施機関（処分担当課）	財務部市有財産活用課

決定年月日	2023年5月15日
決定内容	非公開
審査請求年月日	2023年5月25日
諮問年月日	2023年7月5日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2023年度第7号事件（個人情報開示請求）

公開／開示等請求年月日	2022年2月9日
件名	町田市保険年金課高齢者医療係に対して〇〇〇〇が行った高額医還付金の申請に関わる書類一式 〇〇〇〇の後期高齢者医療高額療養費支給申請書の開示を求めます。
実施機関（処分担当課）	いきいき生活部保険年金課
決定年月日	2022年2月22日
決定内容	部分開示
審査請求年月日	2022年3月4日
諮問年月日	2023年7月14日
答申年月日	2024年5月13日
答申内容	一部認容

2023年度第8号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	2023年5月29日
件名	2022年3月20日の森野市庁舎と地下駐車場との間の職員カードで開く扉の出入りの記録（市民課マイナンバー係職員（62号車運転者〇〇〇〇、〇〇〇〇、60号車運転者〇〇〇〇分））
実施機関（処分担当課）	財務部市有財産活用課
決定年月日	2023年6月6日
決定内容	非公開
審査請求年月日	2023年6月15日
諮問年月日	2023年7月31日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2023年度第9号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	2023年8月17日
件名	2022年3月20日の市庁舎と地下駐車場の間の職員カードを使って開ける扉の①出の記録②入の記録（職員分、通常の

	決った業務の決った時間の記録以外の記録)
実施機関 (処分担当課)	財務部市有財産活用課
決定年月日	2023年8月31日
決定内容	非公開
審査請求年月日	2023年9月7日
諮問年月日	2023年11月1日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2023年度第10号事件 (公文書公開請求)

公開／開示等請求年月日	2023年7月27日
件名	市庁舎と地下駐車場の間の職員カードを使って開ける扉の出入りの記録 (通常の決まった業務の決った時間の出入り以外の出入りの記録 (2022年3月20日分))
実施機関 (処分担当課)	財務部市有財産活用課
決定年月日	2023年8月8日
決定内容	非公開
審査請求年月日	2023年8月24日
諮問年月日	2023年11月1日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2023年度第11号事件 (公文書公開請求)

公開／開示等請求年月日	2023年9月5日
件名	2022年3月20日の市庁舎と地下駐車場の間の職員カードを使って開ける扉の出入りの記録 (職員分、通常の決まった業務の決まった時間の記録以外の人気のある時間帯の記録)
実施機関 (処分担当課)	財務部市有財産活用課
決定年月日	2023年9月19日
決定内容	非公開
審査請求年月日	2023年10月12日
諮問年月日	2023年12月1日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2023年度第12号事件 (公文書公開請求)

公開／開示等請求年月日	2023年1月4日
件名	2022年10月31日から12月31日までに認可地縁団

	体「〇〇〇〇自治会」から市民協働推進課が受理した書類すべて
実施機関（処分担当課）	市民部市民協働推進課
決定年月日	2023年3月2日
決定内容	不存在
審査請求年月日	2023年3月16日
諮問年月日	2023年12月11日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2023年度第13号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	2023年10月19日
件名	2023年3月に市民協働推進課に所属していた〇〇の2022年1月～2023年10月19日までの送受信した電子メールのすべて
実施機関（処分担当課）	政策経営部企画政策課
決定年月日	2023年11月1日
決定内容	一部公開
審査請求年月日	2023年11月16日
諮問年月日	2024年1月18日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2023年度第14号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	2023年10月26日
件名	公用車250号車の運転日誌（2022年3月分すべて）
実施機関（処分担当課）	保健所生活衛生課
決定年月日	2023年11月6日
決定内容	不存在
審査請求年月日	2023年11月16日
諮問年月日	2024年1月26日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2023年度第15号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	2023年8月17日
件名	（1）市政情報課〇〇〇〇がコンピュータシステムにログインした端末のログ記録（2022年3月20日のログイン中

	の記録) (2) 指導課〇〇〇〇がコンピュータシステムにログインした端末のログ記録 (2022年3月20日のログイン中の記録)
実施機関 (処分担当課)	政策経営部デジタル戦略室
決定年月日	2023年8月31日
決定内容	不存在
審査請求年月日	2023年11月30日
諮問年月日	2024年3月26日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2023年度第16号事件 (公文書公開請求)

公開/開示等請求年月日	2023年8月17日
件名	①コンピュータシステム(行政)のログ記録が市が持っている記録であることを確認できる情報 ②①の市が持っている記録に対して、市の求めに応じ、システム提供事業者から提供されることを確認できる情報
実施機関 (処分担当課)	政策経営部デジタル戦略室
決定年月日	2023年8月31日
決定内容	不存在
審査請求年月日	2023年11月30日
諮問年月日	2024年3月26日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2023年度第17号事件 (公文書公開請求)

公開/開示等請求年月日	2023年8月17日
件名	指導課〇〇〇〇がコンピュータシステムにログインした端末のログ記録 (2022年3月20日のログイン中の記録)
実施機関 (処分担当課)	学校教育部指導課
決定年月日	2023年8月31日
決定内容	不存在
審査請求年月日	2023年11月30日
諮問年月日	2024年3月22日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2023年9月21日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 野 村 武 司

2020年2月3日付け19町総法第66号(2019年度第2号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という)が2019年6月17日付けで処分庁町田市長(以下「処分庁」という)に対して行った個人情報開示請求に対して、処分庁が2019年8月16日付け19町地生第350007号をもって行った個人情報部分開示決定処分のうち、第5、3 結論において開示すべきであるとした部分は開示すべきである。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2019年8月16日付け19町地生第350007号をもって行った個人情報部分開示決定処分(以下「本件処分」という)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例(以下「本件条例」という。)第20条第2項の規定により、2019年6月17日に「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し、「私のケース記録一式」(以下「本件対象文書」という。)を対象とする個人情報開示請求を行った。
- 2 処分庁は、審査請求人に対して、2019年8月16日付け19町地生第350007号「個人情報部分開示等決定通知書」により、本件条例第21条第1項第2号、同項第3号及び同項第6号に該当する(表1)として、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市長(以下「審査庁」という)に対して、本件処分を不服として2019年10月8日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、2019年11月28日付け19町地生第282号「弁明書」により弁明した。
- 5 審査請求人は、2020年1月2日に「反論書」により反論した。
- 6 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2020年2月3日付け19町総法第66号「審査請求について(諮問)」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2022年1月7日 審議

2022年2月4日 処分庁への事情聴取
 2022年4月8日 審議
 2022年6月3日 審議
 2022年8月26日 審議
 2022年9月16日 審議
 2022年11月11日 審議
 2022年12月23日 審査請求人による口頭意見陳述
 2023年2月28日 審議
 2023年3月29日 審議
 2023年4月24日 審議
 2023年6月16日 審議

表1

No.	非開示の部分		請求の一部について応じない理由
	件名	内容	
1	ケース記録票 (1998.4.10) のうち非開示 部分	5行目～7行目	本件条例第21条第1項第2号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開示を することにより客観的にみて本人の不利 益になる恐れがあるため。
2	ケース記録票 (1998.4.13) のうち非開示 部分	2行目～3行目	本件条例第21条第1項第2号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開示を することにより客観的にみて本人の不利 益になる恐れがあるため。
3	ケース記録票 (1998.4.27) のうち非開示 部分	5行目～6行目	本件条例第21条第1項第2号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開示を することにより客観的にみて本人の不利 益になる恐れがあるため。
4	ケース記録票 (1998.5.6)の うち非開示部 分	3行目～5行目	本件条例第21条第1項第2号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開示を することにより客観的にみて本人の不利 益になる恐れがあるため。
5	ケース記録票 (98.7.17)の うち非開示部 分	要約、 1行目～5行目	本件条例第21条第1項第6号に該当 市の事務に関する情報であって、開示す ることにより、公正かつ適正な実施を著しく 困難にすると認められるため。
6	ケース記録票 (99.6.22)の うち非開示部 分	6行目	本件条例第21条第1項第2号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開示を することにより客観的にみて本人の不利 益になる恐れがあるため。
7	ケース記録票 (99.8.4)のう ち非開示部分	6行目～8行目	本件条例第21条第1項第2号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開示を することにより客観的にみて本人の不利 益になる恐れがあるため。

8	ケース記録票 (2001.4.27) のうち非開示 部分	4行目	本件条例第21条第1項第2号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開示を することにより客観的にみて本人の不利 益になる恐れがあるため。
9	ケース記録票 (07.5.)のう ち非開示部分	要約、 1行目～7行目	本件条例第21条第1項第6号に該当 市の事務に関する情報であって、開示す ることにより、公正かつ適正な実施を著しく 困難にすると認められるため。
10	ケース記録票 (H24.3.5)の うち非開示部 分	11行目～12行目	本件条例第21条第1項第6号に該当 市の事務に関する情報であって、開示す ることにより、公正かつ適正な実施を著しく 困難にすると認められるため。
11	ケース記録票 (H24.10.3)の うち非開示部 分	7行目～8行目、 12行目	本件条例第21条第1項第6号に該当 市の事務に関する情報であって、開示す ることにより、公正かつ適正な実施を著しく 困難にすると認められるため。
12	ケース記録票 (H24.10.9の 3つめ)のうち 非開示部分	6行目	本件条例第21条第1項第6号に該当 市の事務に関する情報であって、開示す ることにより、公正かつ適正な実施を著しく 困難にすると認められるため。
13	ケース記録票 (H24.10.15) のうち非開示 部分	4行目～5行目	本件条例第21条第1項第3号に該当 第三者に関する情報であって、開示す ることにより当該第三者のプライバシーを侵 害する恐れがあるため。
14	ケース記録票 (H25.7.12)の うち非開示部 分	5行目～6行目	本件条例第21条第1項第6号に該当 市の事務に関する情報であって、開示す ることにより、公正かつ適正な実施を著しく 困難にすると認められるため。
15	ケース記録票 (H26.8.21)の うち非開示部 分	3行目～4行目、 9行目～10行目	本件条例第21条第1項第6号に該当 市の事務に関する情報であって、開示す ることにより、公正かつ適正な実施を著しく 困難にすると認められるため。
16	ケース記録票 (H27.1.28の 1つめ)のうち 非開示部分	1行目～2行目、 (面接の要旨)、 (面接内容)の内容全 て	本件条例第21条第1項第6号に該当 市の事務に関する情報であって、開示す ることにより、公正かつ適正な実施を著しく 困難にすると認められるため。
17	ケース記録票 (H27.1.28の 2つめ)のうち 非開示部分	1行目～6行目、 (面接の要旨)、 (面接内容)の内容全 て	本件条例第21条第1項第6号に該当 市の事務に関する情報であって、開示す ることにより、公正かつ適正な実施を著しく 困難にすると認められるため。

18	ケース記録票 (H27.1.28 の 3つめ)のうち 非開示部分	9行目	本件条例第21条第1項第2号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開示を することにより客観的にみて本人の不利益 になる恐れがあるため。 本件条例第21条第1項第6号に該当 市の事務に関する情報であって、開示する ことにより、公正かつ適正な実施を著しく 困難にすると認められるため。
19	ケース記録票 (H27.1.29 の 1つめ)のうち 非開示部分	1行目～2行目、 4行目、 6行目	本件条例第21条第1項第6号に該当 市の事務に関する情報であって、開示する ことにより、公正かつ適正な実施を著しく 困難にすると認められるため。
20	ケース記録票 (H27.5.19) の うち非開示部 分	1行目	本件条例第21条第1項第6号に該当 市の事務に関する情報であって、開示する ことにより、公正かつ適正な実施を著しく 困難にすると認められるため。
21	ケース記録票 (H28.11.29) のうち非開示 部分	3行目～4行目	本件条例第21条第1項第6号に該当 市の事務に関する情報であって、開示する ことにより、公正かつ適正な実施を著しく 困難にすると認められるため。
22	ケース記録票 (H30.1.18) のうち非開示 部分	2行目～3行目	本件条例第21条第1項第6号に該当 市の事務に関する情報であって、開示する ことにより、公正かつ適正な実施を著しく 困難にすると認められるため。
23	ケース記録票 (H30.3.1) の うち非開示部 分	7行目～9行目	本件条例第21条第1項第6号に該当 市の事務に関する情報であって、開示する ことにより、公正かつ適正な実施を著しく 困難にすると認められるため。
24	ケース記録票 (H30.7.27) の うち非開示部 分	6行目	本件条例第21条第1項第6号に該当 市の事務に関する情報であって、開示する ことにより、公正かつ適正な実施を著しく 困難にすると認められるため。
25	ケース記録票 (H30.11.7) の うち非開示部 分	12行目～13行目	本件条例第21条第1項第6号に該当 市の事務に関する情報であって、開示する ことにより、公正かつ適正な実施を著しく 困難にすると認められるため。
26	ケース記録票 (H31.1.9) の うち非開示部 分	6行目～8行目	本件条例第21条第1項第6号に該当 市の事務に関する情報であって、開示する ことにより、公正かつ適正な実施を著しく 困難にすると認められるため。

27	ケース記録票 (R1.6.18)の うち非開示部 分	1行目～2行目、 (面接の要旨)、 (面接内容)の内容全 て	本件条例第21条第1項第6号に該当 市の事務に関する情報であって、開示す ることにより、公正かつ適正な実施を著しく 困難にすると認められるため。
28	ケース記録票 (R1.6.24の3 つめ)のうち非 開示部分	1行目～2行目、 (面接の要旨)、 (面接内容)の内容全 て	本件条例第21条第1項第6号に該当 事業の運営に関する情報であって、開示す ることにより、当該事務又は事業の実施の 目的を失わせ又は公正かつ適正な実施を 著しく困難にすると認められるため。
29	ケース記録票 (R1.6.25の1 つめ)のうち非 開示部分	1行目～2行目、 (面接の要旨)、 (主訴)、 (回答内容)の内容全 て	本件条例第21条第1項第6号に該当 事業の運営に関する情報であって、開示す ることにより、当該事務又は事業の実施の 目的を失わせ又は公正かつ適正な実施を 著しく困難にすると認められるため。
30	ケース記録票 (R1.6.25の2 つめ)のうち非 開示部分	2行目～12行目	本件条例第21条第1項第6号に該当 事業の運営に関する情報であって、開示す ることにより、当該事務又は事業の実施の 目的を失わせ又は公正かつ適正な実施を 著しく困難にすると認められるため。
31	ケース記録票 (R1.6.25の3 つめ)のうち非 開示部分	2行目～4行目	本件条例第21条第1項第6号に該当 事業の運営に関する情報であって、開示す ることにより、当該事務又は事業の実施の 目的を失わせ又は公正かつ適正な実施を 著しく困難にすると認められるため。

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、主に次のとおり主張した。

個人情報ケース記録の非開示の箇所が多いため、個人情報開示の意味を成していない。請求人は町田市福祉事務所を公務員職権濫用罪及び虚偽公文書作成罪で付審判請求しているが、マスキングを行ったのは事件の証拠隠滅の為である。従って個人情報ケース記録の全面開示を求める。

2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書において、次のとおり主張した。

- (1) 1998年4月10日、1998年4月13日、1998年4月27日、1998年5月6日、1999年6月22日、1999年8月4日、2001年4月27日の「ケース記録」(No.1～4、6～8)を部分開示とした理由

「ケース記録」は、次の目的のために作成される。

- ①生活保護決定の根拠や保護適用の過程を客観的に明示すること
- ②被保護者の生活実態を把握し、担当員の支援の適否を検証すること

被保護者のありのままの生活実態を正確に記録するために、「ケース記録」は担当員の専門性に基づき、被保護者の態度や言動も含めた所見を忌憚なく記載することが求められている。これを被保護者に開示することを前提に作成されたとすると、被保護者との関係の悪化を避けるために、担当員が被保護者の状況やその分析についての率直な記載

を控えることになり、生活保護行政に支障が生じる可能性がある。

当該非開示部分には請求人の態度や言動等を含む担当員の所見が率直に記されており、これを開示してしまうと処分庁に対する不信感や嫌悪感を抱いてしまう懸念がある。その結果、本人と処分庁の信頼関係に軋轢が生じてしまい、今後の請求人に対する自立支援の実施が困難になるため本件条例第21条第1項第2号に基づき非開示とした。

(2) 1998年7月17日、2007年5月、平成24年10月9日、平成26年8月21日、平成27年1月28日の1つめと2つめ、平成27年1月29日、平成27年5月19日、平成31年1月9日、令和1年6月18日、令和1年6月24日、令和1年6月25日の「ケース記録」(No.5、9、12、15~17、19、20、26~31)を部分開示とした理由

当該非開示部分には生活保護法第29条に基づき他機関から得た請求人の情報が記載されている。これを開示することにより、請求人と他機関の信頼関係並びに処分庁と他機関の信頼関係が損なわれることが懸念され、今後の他機関からの情報収集が著しく困難になるため、本件条例第21条第1項第6号に基づき非開示とした。

(3) 平成24年3月5日、平成24年10月3日、平成25年7月12日、平成28年11月29日、平成30年1月18日、平成30年3月1日、平成30年7月27日、平成30年11月7日の「ケース記録」(No.10、11、14、21~25)を部分開示とした理由

当該非開示部分には、処分庁内で請求人に係る情報を整理した経過・結果が記載されている。福祉事務所では、関係職員による協議内容や確認事項、協議で導き出した支援方策について「ケース記録」を残し、被保護者に対し福祉事務所として継続支援を行えるようにしている。当該記録には、被保護者が心外に感じる内容や被保護者の意に沿えない内容等が含まれることとなる。こうした内容を開示することにより、請求人と処分庁の信頼関係に軋轢が生じてしまうことが懸念され、今後の請求人に対する自立支援活動の実施が困難となると考えられるため、本件条例第21条第1項第6号に基づき非開示とした。

(4) 平成24年10月15日の「ケース記録」(No.13)を部分開示とした理由

当該非開示部分には第三者の個人情報に記載されている。これを開示することにより第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため、本件条例第21条第1項第3号に基づき非開示とした。

(5) 平成27年1月28日の3つめの「ケース記録」(No.18)を部分開示とした理由

当該非開示部分には、情報整理を経た請求人に対するケースワーカーの所見が率直に記されている。これを開示することにより請求人と処分庁の信頼関係に軋轢が生じてしまうことが懸念され、今後の請求人に対する自立支援活動の実施が困難となると考えられる。そのため、本件条例第21条第1項第2号並びに第6号に基づき非開示とした。

3 審査請求人の反論

審査請求人は、反論書において、主に次のとおり主張した。

弁明書は審査請求書に対しての弁明の態を成しておらず身勝手に一方的な都合の良い詭弁に終始している。請求人は具体的に不法、不当箇所を指摘しているのに弁明書では抽象論に終始している。

弁明書には町田市福祉事務所に対して刑事告訴した事実に対して一切触れていない。都合の悪い事柄は伏せる隠蔽体質である。

弁明書ではケース記録を開示する事で請求人と他機関、処分庁と他機関の信頼関係が損なわれるのを懸念され、今後の他機関からの情報収集が著しく困難になることを非開

示の理由としている。ところが、すでに福祉事務所と請求人との信頼関係は棄損されているので、刑事告訴に至り、棄損を証明する為に個人情報ケース記録の開示を求めたのである。ゆえに個人情報ケース記録の全面開示を求める。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件開示請求においては「私のケース記録一式」という請求人の記述に対して、実施機関は、被保護者ごとに作成され、審査請求人に関する事実を記載した「ケース記録票」のことであると特定した。

ここでいう「ケース記録票」とは、生活保護の実施機関が、その事務の実施のために、被保護者ごとに作成して、保護決定、自立支援及び生活指導に関する情報を記録した文書であり、生活保護事務の実施に必要な不可欠なものである。その記載内容としては、実施機関と被保護者とのやり取りのほか、実施機関による調査の過程や結果、他の機関から得た被保護者に関する情報など様々なものがある。

こうした記録を作成することによって、生活保護事務を適切に実施するために必要な情報が実施機関に蓄積していくこととなり、被保護者の現状や問題点が担当者間で正しく共有され、上長等も書面から判断でき、ひいては適切な生活保護が実施され、被保護者にしかるべき支援が円滑に行われることにつながるとともに、後日の検証にも資するものである。

その中には、被保護者の意に沿わない情報も含めて、担当者の所見など、個人の評価や判定、指導等に関する情報も含まれる一方で、客観的な事実、公知の事実、被保護者も知悉している事実等も含まれている。また、被保護者の発言をそのまま記載したものや、被保護者から聞き取った事実の記載も含まれている

本件対象文書である「ケース記録票」のうち、実施機関が非開示とした個所は、表1のとおり31件であり、内容も非開示理由も様々である。そこで、開示請求の適否の判断に当たっては、被保護者の開示請求権の保護と、開示されることにより生活保護事務の実施の目的や公正かつ適切な実施、あるいは記載が第三者に及んでいる場合には、当該第三者の利益を侵害しないか、という両面から、本件条例第21条第1項各号に該当するかどうかを、表2に示す類型ごとに、それぞれの記載内容に応じて検討すべきである。

表2：非開示部分の類型による一覧

本件条例第21条該当号	表1のNo.	第52部分開示決定の妥当性における類型
第2号該当	No.1～4、6～8、18	(1)
第3号該当	No.13	(2)
第6号該当	No.5、9、12、15～17、19、20、26～31	(3)ア
	No.10、11、14、18、21～25	(3)イ

2 部分開示決定の妥当性

(1) 条例第21条第1項第2号該当性

実施機関は、審査請求人の態度や言動等を含むケースワーカーの所見が率直に記されている部分について、個人情報部分開示等決定通知書(2019年8月16日)において、No.1～4、6～8、18について、「個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考

等に関するものであって、本人等に開示をしないことが明らかに正当であると認められるもの」を非開示とする本件条例第21条第1項第2号に該当する（うちNo.18は第6号にも該当）として、それぞれの一部を非開示とした。

なお、No.18のみは、請求人に対するケースワーカーの所見が記載されており、同号とともに同条同項第6号にも該当するとしている。

この第2号で非開示が正当とされるのは、開示されることにより客観的に本人の不利益になる場合のほか、信頼関係を前提とした業務の遂行において、例えば、業務上必要な記載ではあるが、意に沿わない評価等を記載する場合など、当該記載が本人に開示されると第三者と本人の信頼関係が損なわれ爾後第三者による協力を得られなくなったりするなど、評価等を伴う実施機関の業務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じる場合がある。

これを本件各非開示部分について検討すると、実施機関は、請求人の態度や言動等を含むケースワーカーの所見が率直に記載されている部分を非開示としていることが認められる。ケースによっては長い期間関わることが想定される生活保護事務においては、ケースワーカーによる被保護者の情報は、担当者の評価に関する情報も含め、実施機関の複数の担当者間、または仮に担当が替わった場合でも、その後任者にも正しく共有されることが必要である。このことにより適切な生活保護が実施され、被保護者にしかるべき支援が円滑に行われることにつながるとともに、後日の検証にも資するものである。

評価に当たる記述がすべて同号に該当するものではないが、仮に、これら8件が開示されると、審査請求人と実施機関との関係が損なわれることをおそれて率直な記述が差し控えられるといった弊害が生じ、自立支援及び生活指導の実施に必要な正当な評価に支障が、ひいては生活保護事務の公正な遂行を困難にすることから、本人等に開示をしないことが明らかに正当であると認められるので、非開示が妥当である。

したがって、本件各非開示部分を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 条例第21条第1項第3号該当性

実施機関は、個人情報部分開示等決定通知書（2019年8月16日）において、No.13について、本件条例第21条第1項第3号に該当するとして、その一部を非開示とした。

同号によると「第三者に関する情報であって、開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの」が含まれているときは、開示の請求に応じないことができる。

これを本件非開示部分について検討すると、その内容の性質上、審査請求人は当該部分の内容を知悉しているのではないかと思われるが、実施機関によると、審査請求人が作成した別の文書には、これとは違う情報が記載されていたりした。

したがって、審査請求人が当該情報を知悉していたかどうかは確実とは言えないと実施機関が判断したことには合理性があり、本件非開示部分を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 条例第21条第1項第6号該当性

ア 非開示部分No.5、9、12、15～17、19、20、26～31について

これらには、生活保護法第29条に基づき他機関から得た審査請求人に関する情報が記載されている。実施機関は、個人情報部分開示等決定通知書（2019年8月16日）において、No.5、9、12、15～17、19、20、26～31について、「市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるもの」

を非開示とする本件条例第21条第1項第6号に該当するとして、それぞれの一部を非開示とした。

生活保護は「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」(生活保護法第4条第1項)。このため、生活保護を受給しようとする者は、申請に当たって、資産及び収入の状況を申請書に記載しなければならない(同法第24条第1項)。この「能力」には、被保護者の資産のほか、健康状態、家族関係等が含まれ、実施機関は被保護者に対してこれらの状況について報告を求めることができ(同法第28条第1項)、実施機関は必要があると認めるときは、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる(同法第29条第1項第1号)。

かかるしくみを前提とすると、それを本人が認識しているか否かは別にして、実施機関による他機関に対する調査は当然行われるものであり、これらを開示することにより実施機関が調査を行っていることを被保護者が知ったとしても、事務を著しく困難にするものとはいえず、一律に実施機関調査のすべてを非開示とするべきではない。

しかし、同法別表第一に掲げる官公署等は、速やかに当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ又は資料の提供を行う(同法第29条第2項)こととされる一方、別表第一に記載のない民間の金融機関、医療機関等については、資料提供等の求めに対しては、実施機関に資料提供等を行うかどうか自らの判断において行うことになるため、別表第一に記載のない民間機関が、被保護者の同意のない情報提供を行った場合、情報提供が適法であったとしても、情報提供が行われたことやその内容が開示されると、情報を提供した他機関と被保護者との間の関係に影響を及ぼしやすい構造となっている。

したがって、被保護者の同意がない情報提供を行ったことが開示され、他機関と被保護者との間の関係が損なわれると、他機関の本来業務の実施にも影響し、今後、他機関から実施機関に対する情報提供が行われなくなるおそれが生じ、生活保護事務の執行が著しく妨げられ、ひいては被保護者に対する円滑な支援事務にも支障が生じる結果となるため、慎重に扱うべきである。

これを本件非開示部分について検討すると、他機関が保有する被保護者に関する例えば資産などの客観的な情報に限らず、他機関と被保護者とのやり取りや、実施機関と他機関との交渉の詳細などが、担当者の所見も含め率直に記載されている。また、これらの実施機関と他機関とのやり取りについては、請求人が把握していないと思われる。

したがって、こうした具体的なやり取りの内容が開示されると、実施機関と他機関や審査請求人との信頼関係が損なわれ、生活保護事務の執行が著しく妨げられるものであると認められる。

これらのうち、一部が開示されているNo.15(H26.8.21)の本文3行目から4行目にかけての非開示部分については、担当者が被保護者の主張のいわば裏を取る目的で第三者に対して調査を行ったもので、そうした確認行為は社会生活では通常行われるものであって、開示されたとしても審査請求人と実施機関との信頼関係を損なうおそれは小さく、事務の執行を著しく困難にするとの事情は見当たらない。ただし、同4行目に含まれる第三者の情報については本件条例第21条第1項第3号に該当し、非開示が適切である。

以上のことから、本件非開示部分のうち、No.15の本文3行目から4行目にかけて(第三者の情報を除く)は開示すべきであるが、その他の部分については、開示すると実施機関と他機関や審査請求人との信頼関係を損ね、生活保護事務に著しい支障を生じる

ものであり、これらを本件条例第 21 条第 1 項第 6 号に該当するとした判断は妥当である。

イ 非開示部分No.10、11、14、18、21～25 について

これらは、実施機関内で請求人に係る情報を整理した経過・結果が記載されている。No.18 のみは、情報整理を経た請求人に対するケースワーカーの所見が記載されており、同号とともに同条同項第 2 号にも該当するとしている。

前述のように、ケース記録票は、実施機関が生活保護事務の実施のために被保護者に関して起こった事実を記録しているものである。これらを開示することが前提になると、担当者が率直に被保護者の現状、問題点や援助方針等を話し合い、またその結果を正しく記載することを控えるなどの影響が生じることが考えられ、ひいては生活保護事務を著しく困難にするおそれがある。

一般に、援助の方針については、被保護者も理解すべきものであると考えられるものの、実施機関が援助の方針に基づいて具体的にどのように被保護者に対応していくかについてはケースワーク上の問題であり、担当と被保護者の直接のやりとりの中で伝えられるべきものである。その対応を誤ると保護の実施に支障が出る可能性は十分に考えられる。また、本件非開示部分には審査請求人の意に沿えない内容が含まれており、開示することによって生じる事務への影響は大きいものと考えられる。

ただし、これらのうちNo.10 本文 1 1 行目から 1 2 行目は、援助の方針の内容に及ぶものではなく、単なる事実関係の記載であり、かつ審査請求人に開示されても事務を著しく困難にする事情は明らかではない。

また、No.14 (H25.7.12) については、福祉だよりを民生委員ではなくケースワーカー直送する旨の記述のうち一部が非開示となっている。

しかし当該部分は、すでに審査請求人に開示されている前後の記述から当然に帰結される内容であり、一部のみ非開示とする合理的な理由を見出せず、開示すると事務に著しい支障が生じるとの根拠がない。したがってNo.14 の非開示部分は開示が相当である。

以上のことから、No.10 の上記か所及びNo.14 については開示すべきであるが、そのほかの部分については、開示すると事務を著しく困難にするものと認められるので、本件条例第 21 条第 1 項第 6 号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

以上のとおり、「ケース記録票」の非開示部分 31 件のうち、以下に示す 3 か所については開示すべきであるが、その他の部分については非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(開示すべき部分)

No.	日付	開示すべき部分
10	H24.3.5	11 行目から 12 行目の非開示部分すべて
14	H25.7.12	5 行目から 6 行目の非開示部分すべて
15	H26.8.21	3 行目から 4 行目のうち第三者情報以外のすべて

町田市情報公開・個人情報保護審査会
2021年度第1号事件
(審査請求人 ○○ ○○)

2023年11月29日

答 申

町田市教育委員会教育長
坂本 修一 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 野 村 武 司

2021年8月18日付け21町教生総第300号(2021年度第1号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という)が2021年3月1日に処分庁町田市教育委員会(以下「処分庁」という)に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が2021年3月10日付け20町教生総第546号の2で行った公文書不存在決定処分は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が20町教生総第546号の2をもって行った公文書不存在決定処分を取り消すとの裁決を求めた。併せて、図書館の重要な政策を決定する手続きが恣意的であり、意思決定した文書が不在のまま図書館行政がすすめられている実態の是正を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市情報公開条例(平成元年3月31日条例第4号。町田市情報公開条例の一部を改正する条例(令和4年12月28日条例第45号)による改正前のもの。以下「旧条例」という)第6条の規定により、2020年8月11日に、処分庁に対し「町田市立図書館のコロナ禍(COVID-19)に伴う全館休館に関して3月2日からの休館を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切」を対象とする公文書公開請求を行った。
- 2 処分庁は、「【生涯学習部】生涯学習部所管施設の休止等について」を対象文書として、2020年8月25日付け20町教生図第121号の2で公文書公開決定処分を行った。
- 3 審査請求人は、2020年12月7日に、処分庁に対し「町田市立図書館のコロナ禍(COVID-19)に伴う全館休館に関して3月2日からの休館を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切」を対象とする公文書公開請求を行った。
- 4 処分庁は、「【生涯学習部】生涯学習部所管施設の休止等について2020年2月28日」を対象文書として、2020年12月18日付け20町教生図第279号の2で公文書公開決定処分を行った。

- 5 審査請求人は、2021年3月1日に、処分庁に対し「町田市立図書館のコロナ禍（COVID-19）に伴う全館休館に関して（図書館以外）2020年3月2日からの休館を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切」を対象文書とする公文書公開請求を行った。なお、審査請求人は「【生涯学習部】生涯学習部所管施設の休止等について2020年2月28日」は、收受起案に過ぎず、意思決定文書ではないとして、「万が一請求に該当する文書が不存在の場合は、その旨の回答をお願いします。」旨も付け加えた。
- 6 処分庁は、2021年3月10日付け20町教生総第546号の2で公文書不存在決定処分を行った。
- 7 審査請求人は、審査庁町田市教育委員会（以下「審査庁」という。）に対して、上記処分を不服として2021年6月14日に「審査請求書」により審査請求を行った。
- 8 処分庁は、2021年7月12日付け21町教生総第245号「弁明書」により弁明した。
- 9 審査請求人は、2021年8月9日に「弁明書に対する反論書①」により反論した。
- 10 審査庁は、旧条例第10条第2項の規定に基づき、2021年8月18日付け21町教生総第300号「公文書不存在決定処分に係る審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 11 審査会は、次のとおり調査審議を行った。
 - 2022年5月6日 審議
 - 2022年6月3日 処分庁への事情聴取
 - 2022年7月15日 審査請求人による口頭意見陳述
 - 2023年1月13日 審議
 - 2023年2月28日 審議
 - 2023年3月29日 審議
 - 2023年6月16日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、次のとおり主張した。

- (1) 町田市立図書館運営規則第3条第2項で「館長は、特別の事情があるときは、教育長の承認を得て前項に規定する開館時間及び休館日を変更し、または臨時に休館日を定めることができる。」と規定している。「教育長の承認」が前提であるとしても、休館については図書館長の権限である。しかし、そのような手続きを踏んだ起案書はなく、図書館を含む生涯学習部の施設の休館を決定した文書も存在しない。図書館の休館がどこで決定されたのかもわからない。
- (2) 2020年3月2日からの休館決定は、上意下達によるもので、教育機関の長としての図書館長の判断ではない。收受起案だけによる休館決定は、決定手続きに重大な瑕疵があると考えます。

2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書において、次のとおり主張した。

- (1) 2020年2月28日、町田市全体の危機事態対策本部会議が開催され、「不特定多数の方が利用する生涯学習施設や子ども関連施設は3月2日から3月25日まで休館し、その他の施設は、3月15日まで休館する方向」との方針が示された。

- (2) (1) を受け、同日に生涯学習部内管理職が集まり、生涯学習部所管施設の休館、施設貸出の休止、イベントの中止・延期等について検討を行い、その検討結果を教育長に報告し、町田市立図書館ほか、生涯学習部所管の各施設の休止等を行うことを決定した。
- (3) (2) を受け、生涯学習部生涯学習総務課の職員が、その内容を整理するとともに、関係課に周知するために、「生涯学習部所管施設の休止等について」を作成し、町田市立図書館ほか、生涯学習部各施設、子ども生活部及び文化スポーツ振興部の総務担当課等に電子メールで送付した。
- (4) 町田市立図書館では、送付されたメールを収受した。この文書は対象文書として既に公開している。
- (5) 生涯学習部総務課では、電子メールで送付した文書を文書の保存容量に限りがあることから定期的に削除しており、当該文書については1回目の公文書公開請求がなされた2020年8月11日時点では、既に削除済みであった。
- (1) から (5) の経緯から、既に公開した対象文書以外の文書は存在せず、不存在決定処分としたことは妥当である。

なお、生涯学習施設の休館及びサービスの休止について、新型コロナウイルス感染症感染拡大初期の2020年2月から6月までは部内管理職が集まって検討し、教育長に報告し、決定していたが、施設の休館等の意思決定の過程を明確にするため、緊急事態宣言が再び発出された2021年1月からは、部内で検討した結果を踏まえて、文書による起案をし、決定する運用に改めている。

3 審査請求人の反論

審査請求人は、反論書において、次のとおり主張した。

- (1) 「【生涯学習部】生涯学習部所管施設の休止等について2020年2月28日」は、生涯学習部生涯学習総務課が指示した「生涯学習部所管施設等の休止等について」に従って行った収受起案に過ぎない。「決定した経緯が分かる会議録、起案書」には当たらない。
- (2) 町田市立図書館運営規則第3条第2項が規定しているように、「教育長の承認」が前提であるとしても、休館については図書館長の権限である。しかし、そのような手続きを踏んだ起案書はなく、図書館を含む生涯学習部の施設の休館を決定した文書も存在しない。
- (3) 弁明書の末尾に、「2021年1月からは、部内で検討した結果を踏まえて、文書による起案をし、決定する運用に改めている。」とあるが、これは明らかに2020年3月2日の休館決定は、「意思決定の過程が不明確」であったということを認めていることになる。実施機関は、当時の杜撰な意思決定が多くの市民に不利益を与えたことを真摯に謝罪し、今後このようなことを二度と繰り返さないと市民に向けて宣言すべきである。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求の対象文書について

本件請求は、町田市立図書館のコロナ禍に伴う2020年3月2日からの全館休館を決定した経緯がわかる会議録、起案書などの文書一切の公開を求めたものである。

なお、審査請求人は、本件審査請求に際して、2020年12月7日付けで、同様の請求を行い、処分庁は、件名を「【生涯学習部】生涯学習部所管施設の休止等について／2020年2月28日」とする起案書を特定し開示している。

これに対して、審査請求人は、請求対象文書に当たらないとして、改めて、202

1年3月1日に、当該起案書を除く本件開示請求を行い、処分庁が、公文書不存在決定を行ったことから、本件審査請求に及んだものである。

2 コロナ禍に伴う町田市立図書館の休館について

2020年2月27日の内閣総理大臣による要請に従い、翌28日に、3月2日から春季休業の開始日までの小中高及び特別支援学校の臨時休業等を内容とする文部科学事務次官名の「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」が都道府県を通じて区市町村に通知された。

町田市は、これを受けて、2月28日に、「町田市危機事態対策本部会議」（2020年2月18日に「町田市危機管理指針」に基づき設置。なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、3月16日、これに代わって「町田市新型インフルエンザ等対策本部」が設置され、4月7日の緊急事態宣言の発出に伴い、「町田市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」に名称を変更している。）が開催され、町田市立小・中学校について、修了式は実施するとした上で、3月2日から25日まで臨時休校とすること等の確認がなされた（その他、卒業式は、卒業生の児童・生徒及びその保護者を出席者として実施、部活動は中止としている。）。また、市の主催行事については、原則として中止する方向で確認がなされ、不特定多数の者が利用する図書館、生涯学習センター、文学館の生涯学習施設、子どもセンター、子どもクラブ等の子ども関連施設もまた休館する方向で確認がなされた。

図書館については、教育委員会生涯学習部が、図書館長など部内管理職で対応を口頭で検討し、市の方向性に従い、同日、図書館など生涯学習部所管施設の休館を決定し、教育長にこれを報告し、承認を受けて、決定内容を各施設へ電子メールにて連絡をした。

3 町田市立図書館と（臨時）休館等の決定のしくみ

町田市立図書館は、図書館法に基づく図書館であり、設置に関する事項は、町田市立図書館設置条例（昭和33年10月町田市条例第49号。町田市図書館条例（令和3年3月31日条例第15号）による改正前のものをいう。以下「図書館条例」という。）に定めている。（図書館法第10条）。図書館条例では、図書館の運営その他必要な事項について、町田市教育委員会で定めるとし（図書館条例第4条）、図書館の休館については、町田市立図書館運営規則（教育委員会規則）第3条第1項に基づく別表に定める通常の休館日の他、「長は、特別の事情があるときは、教育長の承認を得て前項に規定する開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。」（同条第2項）としている。

本件臨時休館が、異例の休館として、「特別の事情がある」休館であると認められるところ、上記のとおり、図書館長は、教育長の承認を受けて、休館したものと認めることができる。

4 本件休館と公文書の作成

ところで、行政実務の通例として、起案書を作成し、決裁権者の決裁を得て、行政機関の意思決定がなされるものである。特に、それが異例かつ重要な決定である場合、仮に公文書管理に関する「法」がなかったとしても、将来に教訓を残すとともに、その決定について検証できるよう文書としてそれを残すことは、公務員の本義であり本分である。

ところが、本件に即して言えば、臨時休館をする場合、図書館長は、これを起案し、教育長の承認の決裁を得て、これを決定するというのが通例であるところ、本件決定は、教育委員会生涯学習部において図書館長など部内管理職が決定したものを教

育長が承認したとのことであるが、全て口頭の打合せで行っており、その記録も作成していないというのである。

こうした口頭での打ち合わせがあったこと自体は、確認できることから、適法に決定がなされたと認めることができるが、他方で、決定に伴って文書作成がなされたとする事実は認めることができなかった。

5 結論

以上のとおりであり、処分庁は、請求に係る公文書を作成していないことから、実施機関の行った不存在決定は妥当である。

第6 付言

公文書管理法第4条は、「行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」としている。町田市には、これに応じた公文書管理条例は制定されていないが、同法第34条において、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」との規定を踏まえると、公文書管理法第4条の規定は、町田市においても最大限踏まえらるべきものである。

2020年に始まった新型コロナウイルス禍は、公立学校、公民館、図書館を含む社会教育施設、保育所・学童保育などの児童福祉施設など、自治体が所管する施設及び施設で行われていた諸事業に影響を与え、市民に多大な影響を与えたことはいままでもない。新型コロナウイルス禍の余波は現在でも続いており、この教訓は、後世にまで伝えられるべきものであり、これを「合理的に跡付け、又は検証することができるよう」文書を作成することは、町田市をはじめ全国の自治体の重要かつ重大な責務である。

ところが、本件で明らかになったことは、この重大事態に対して、社会教育施設として最も重要な施設の一つである図書館の異例かつ重要な休館という決定が、口頭でのやりとりのみを中心で、重要な決定の過程を記録せず、上記の意味での文書作成を怠ってきたということである。過去の記録は、歴史的な意味だけではなく、将来同種のことから起こった場合、対応の教訓となるものである。初めての事態として、対応に試行錯誤を繰り返さざるを得ない混乱した事態であればなおさらである。当審査会は、町田市立図書館の休館措置の当否を判断する役割を有していないが、少なくとも公文書管理という点で、文書作成において重大な不備があったことは疑う余地がない。

町田市としては、公文書の作成を徹底するとともに、公文書の作成を含む公文書管理の適正を図るために、早期に、公文書管理条例を定め、その責務を法的なしくみとして確立されたい。

町田市情報公開・個人情報保護審査会
2021年度第2号事件
(審査請求人 ○○ ○○)

2023年11月29日

答 申

町田市教育委員会
教育長 坂本 修一 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 野 村 武 司

2021年8月18日付け21町教生図第181号(2021年度第2号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という)が2021年3月1日付けで処分庁町田市教育委員会教育長(以下「処分庁」という)に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が2021年3月12日付け20町教生図第402号の2をもって行った公文書不存在決定処分は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が20町教生図第402号の2をもって行った公文書不存在決定処分を取り消すとの裁決を求めた。併せて図書館の重要な政策を決定する手続きが恣意的であり、意思決定した文書が不在のまま図書館行政がすすめられている実態の是正を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市情報公開条例(平成元年3月31日条例第4号。町田市情報公開条例の一部を改正する条例(令和4年12月28日条例第45号)による改正前のもの。以下「旧条例」という)第6条の規定により、2020年8月11日に、処分庁に対し、「町田市立図書館ホームページの閉鎖及び再開に関して①4月8日からのホームページ閉鎖を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切、②4月21日からのホームページの再開を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切」を対象とする公文書公開請求を行った。
- 2 処分庁は、①については「町田市立図書館 Twitter 掲載記事の更新について(4月8日更新分)2020年4月8日」及び「町田市ホームページの修正について2020年4月8日」(以下、「対象文書①」という)、②については「新型コロナウイルス感染症にかかる図書館ホームページ及び Twitter の更新について(4月21日更新分)2020年4月17日」及び「新型コロナウイルス感染症にかかる市のホームページ及び Twitter の更新について2020年4月17日」(以下「対象文書②」という)を対象文書として、2020年8月25日付け20町教生図第122号の2「公文書公開決定処分通知書」による処分を行った。
- 3 審査請求人は、2020年12月7日に、処分庁に対し、「町田市立図書館ホームペ

- ページの閉鎖及び再開に関して①4月8日からのホームページ閉鎖を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切、②4月21日からのホームページの再開を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切」を対象とする公文書公開請求を行った。
- 4 処分庁は、①については対象文書①、②については対象文書②を対象文書として、2020年12月18日付け20町教生図第280号の2で公文書公開決定処分を行った。
 - 5 審査請求人は、2021年3月1日に、処分庁に対し、「町田市立図書館ホームページの閉鎖及び再開に関して①2020年4月8日からのホームページ閉鎖を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切、②同年4月21日からのホームページの再開を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切」を対象文書とする公文書公開請求を行った。なお、審査請求人は既に公開されている対象文書①及び対象文書②については、それぞれホームページを閉鎖する理由及びホームページを再開する理由が一切触れられていないとして、「万が一請求に該当する文書が存在しない場合は、その旨の回答をお願いします。」旨も付け加えた。
 - 6 処分庁は、2021年3月12日付け20町教生図第402号の2で公文書不存在決定処分を行った。
 - 7 審査請求人は、審査庁町田市教育委員会（以下「審査庁」という。）に対して、上記処分を不服として2021年6月14日に「審査請求書」により審査請求を行った。
 - 8 処分庁は、2021年7月12日付け21町教生図第138号「弁明書」により弁明した。
 - 9 審査請求人は、2021年8月9日に「弁明書に対する反論書②」により反論した。
 - 10 審査庁は、旧条例第10条第2項の規定に基づき、2021年8月18日付け21町教生図第181号「公文書不存在決定処分に係る審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
 - 11 審査会は、次のとおり調査審議を行った。
 - 2022年5月6日 審議
 - 2022年6月3日 処分庁への事情聴取
 - 2022年7月15日 審査請求人による口頭意見陳述
 - 2023年6月26日 審議
 - 2023年7月31日 審議
 - 2023年10月23日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、次のとおり主張した。

- (1) 対象文書①には、図書館ホームページを閉鎖する理由が一切触れられていない。
- (2) 対象文書②には、ホームページを再開する理由が一切触れられていない。
- (3) (1) 及び (2) のことから、実施機関はホームページの閉鎖及び再開について、何の理由も示すことなく一方的に行い、意思決定の文書を作成せず、ホームページなどでも説明責任を全く果たしていない。

2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書において、次のとおり主張している。

- (1) ホームページにおける休館案内表示と主要機能の休止の決定について
町田市立図書館は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2020年3月2日か

ら市内図書館を「休館」としつつ、館内での予約受付、予約した資料の受取および町田市立図書館ホームページ機能（資料検索、資料予約、その他案内表示などの機能）に限定してサービスの提供を継続していた。

しかし、2020年4月7日に政府が発出した緊急事態宣言を踏まえ、2020年4月8日からは、すべてのサービスを休止し、町田市立図書館を全面的に休館することとした。この準備を行うため、2020年4月7日夕刻に、図書館長及び各館の代表職員による会議を開催し協議した。

この会議の中で、市民に対し急きょ全面的に休館となったことを広く周知し、市民に誤って来館してしまうことを防止するため、町田市立図書館ホームページのトップページだけでなく、どのページにアクセスしても全面的な休館に関する注意案内が表示されるように変更することを決定した。一方、この変更を行うと資料検索や資料予約などの機能が利用できなくなることが判明したが、緊急事態宣言の趣旨である市民の外出機会を最小限とし安全を確保する方策を最優先とした。この会議は決定事項を即時に実行することを目的として開催したものであり、会議録は作成していない。

当該変更は図書館が委託しているシステム管理事業者でなければ行うことができないため、事業者に対し4月8日朝の反映に向けて緊急作業の依頼をするよう、会議の場で図書館長が担当職員に直接指示した。担当者はそれを受け、電話と電子メールで事業者に依頼した。町田市立図書館では、電子メールで送付した文書は、文書の保存容量に限りがあることから定期的に削除しており、当該メールについては、2020年8月11日時点では、既に削除済みであった。

町田市立図書館 Twitter 及び町田市ホームページにおいても周知できるように変更することとし、4月8日に起案の上実施した。この意思決定文書は、対象文書①として既に公開している。

(2) 町田市立図書館ホームページの主要機能の再開の決定について

市民からの問い合わせ等が徐々に減少し、休館に関する周知が進んだと判断できたため、4月16日の図書館内の会議にて、ホームページにおける休館案内表示と主要機能の休止を4月21日に終了し、平常時のホームページ機能の提供を再開する準備にとりかかるとを決定した。この会議も決定事項を即時に実行することが目的であり、会議録は作成していない。

この会議の決定に伴い、4月16日に担当者はシステム管理事業者に電話委し、口頭で変更作業を依頼した。

町田市立図書館 Twitter 及び町田市ホームページにおいても周知できるように変更することとし、4月17日に起案の上実施した。この意思決定文書は、対象文書②として既に公開している。

(3) (1) 及び (2) の経緯から、既に公開した対象文書以外の文書は存在せず、本件請求に対し不存在とした決定は妥当である。

3 審査請求人の反論

審査請求人は、反論書において、主に次のとおり主張している。

- (1) 対象文書①及び対象文書②は「決定した経緯が分かる会議録、起案書」には当たらない。つまり、「決定した経緯が分かる会議録、起案書」が一切作成・保存されていない。
- (2) 図書館は利用者、市民に資料・情報を提供することを基本的な任務としている機関である。そのホームページを何の説明もなしに突然閉鎖するという暴挙を行ったことへの何の反省もない。全国の図書館でホームページの閉鎖を行ったのは、3館しかない。
- (3) 会議内容の緊急性と会議自体の記録とは全く別のものであり、むしろ緊急の判断を要するような事態であればあるほど、後々の検証のためにより詳細な記録を残しておく

べきものである。

(4) 電子メールも公文書であることを「保存容量」を理由に事実上無視し、「文書は存在しない」ことの言い訳に使っている。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求の対象文書について

本件請求は、町田市立図書館の「4月8日からのホームページ閉鎖決定にいたる意思決定のプロセスがわかる会議録、起案書などの文書一切」及び「4月21日からのホームページ再開決定に至る意思決定のプロセスがわかる会議録、起案書などの文書一切」について、既に公開された分を除いて公開を求めるものである（以下、本件請求に係る文書を「本件請求文書」という。）。

なお、審査請求人は、前者については、「町田市立図書館 Twitter 掲載記事の更新について（4月8日更新分）」、「町田市ホームページの修正について」と題する2件の起案文書、後者については、「新型コロナウイルス感染症にかかる図書館ホームページ及び Twitter の更新について（4月21日更新分）」、「新型コロナウイルス感染症にかかる図書館ホームページの更新について（4月21日更新分）」とする2件の起案書、合計4件の起案文書の公開を受けている。

これに対して、審査請求人は、前者については閉鎖の理由、後者については再開の理由の記載がないとして、改めて、2021年3月1日に、これら4件の起案書を除く本件公開請求を行い、処分庁が、公文書不存決定を行ったことから、本件審査請求に及んだものである。

2 コロナ禍に伴う町田市立図書館ホームページの閉鎖について

本件請求文書の背景にあるのは、2020年に発生した新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴ってなされた町田市立図書館のホームページの閉鎖である。ホームページの閉鎖及び再開に至る経緯は次のとおりである。

(1) 図書館の閉鎖について

2020年2月27日の内閣総理大臣による要請に従い、翌28日に、3月2日から春季休業の開始日までの小中高及び特別支援学校の臨時休業等を内容とする文部科学事務次官名の「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」が都道府県を通じて区市町村に通知された。

町田市では、これを受けて、2月28日に、「町田市危機事態対策本部会議」（2020年2月18日に「町田市危機管理指針」に基づき設置。）が開催され、町田市立小・中学校について、修了式は実施するとした上で、3月2日から25日まで臨時休校とすること等の確認がなされた（その他、卒業式は、卒業生の児童・生徒及びその保護者を出席者として実施、部活動は中止としている。）。また、市の主催行事については、原則として中止する方向で確認がなされ、不特定多数の者が利用する図書館、生涯学習センター、文学館の生涯学習施設、子どもセンター、子どもクラブ等の子ども関連施設もまた休館する方向で確認がなされた。

図書館では、教育委員会生涯学習部が、図書館長など部内管理職で対応を口頭で検討し、市の方向性に従い、同日、図書館など生涯学習部所管施設の休館を決定し、教育長にこれを報告し、承認を受けて、決定内容を各施設へ電子メールにて連絡をし、3月2日より臨時休館となった。

(2) 図書館機能の全面休止（ホームページの閉鎖）

さらに、2020年4月7日、新型コロナウイルス症の蔓延に伴って改正された新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、政府から緊急事態宣言が発出された。町田市では、

同日、「町田市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」（新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、3月16日、「町田市危機事態対策本部会議」から名称変更。）から、休館の継続等の方針が示された。

図書館は、これを受けて、同日夕刻に、図書館長及び各館の代表職員による会議を開催し、臨時休館以降も継続していた館内での資料予約の受付や予約した資料の受け取りなど来館によるサービスを全て休止し、返却ポストの利用を除いて、図書館を全面的に休館とすることを決定した。また、急ぎの全面休館を周知する必要があったことから、図書館のトップページだけではなく、資料検索のページ他どのページにアクセスしても全面的な休館に関する注意内容が表示されるよう表示を変更することを決定した。その結果、ホームページを利用しての資料検索や資料予約などの機能が利用できなくなることが判明したが、緊急事態宣言の主旨を最優先したとしている。

そして、ホームページの仕様上、図書館職員が行う通常のホームページ編集とは異なり、図書館が委託しているシステム管理事業者でなければ行うことができないことから、図書館長は、この会議において、担当職員に対して、4月8日朝の反映に向けて緊急作業を行うことを事業者へ依頼するよう指示した。

また、図書館の全面的な休館に関して、周知するために、町田市立図書館専用のホームページ及びTwitterでこれを周知することとし、4月8日付けで担当職員を起案者とする起案が作成されている。

（3）ホームページの再開

その後、図書館の休館に関する周知が進んだと判断されたことから、4月16日の図書館内の会議で、4月21日付けで、ホームページを再開し、平常時のホームページ機能の提供の準備に取り組むことを決定した。

この決定に従い、担当者は、システム管理事業者へ電話をし、口頭で変更作業を依頼するとともに、図書館の全面休館は5月6日までであること、ホームページサービスは4月21日9時より再開することを、町田市立図書館Twitterに4月21日9時に投稿（更新）する依頼の起案が4月17日付けでなされている（その後、Twitterの投稿（更新）は4月17日12時に改められた。）。

なお、この間の意思決定はもっぱら口頭で行われ、Twitterの投稿以外の起案書以外は、記録として残されていない。

3 町田市立図書館と（臨時）休館等の決定のしくみ

町田市立図書館は、図書館法に基づく図書館であり、設置に関する事項は、町田市立図書館設置条例（昭和33年10月町田市条例第49号。町田市図書館条例（令和3年3月31日条例第15号）による改正前のものをいう。以下「図書館条例」という。）に定めている（図書館法第10条）。図書館条例では、図書館の運営その他必要な事項について、町田市教育委員会と定めるとし（図書館条例第4条）、図書館の休館については、町田市立図書館運営規則（教育委員会規則、以下、「規則」という。）第3条第1項に基づく別表に定める通常の休館日の他、「長は、特別の事情があるときは、教育長の承認を得て前項に規定する開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。」（同条第2項）としている。

3月2日に行われた図書館の臨時休館は、「特別の事情がある」休館として、上記のとおり、教育長の承認を受けて、図書館長が休館を決定したと認めることができる一方、4月8日のサービスの停止、ホームページの表示変更によるホームページ上でのサービスの停止及び4月21日のホームページサービスの再開においては、教育長の承認を得た形跡はない。

こうしたサービスの停止等について教育長の承認が必要かであるかどうかについては、

実施機関が「休館」の用語を使っていること、図書館を含む公の施設が単なる建物を指すのではなく、住民の利用権を保証するサービスを含むものであることを踏まえると、3月2日以降のサービスの停止が規則第3条第1項に定める休館日の変更にあたることの指摘もできるところであるが、いずれにせよ、その当否はともかくとして、通例の取り扱いとは異なる「特別の」対応であったことに疑いはなく、もっぱら図書館長と職員の間で決められたことが認められる。

4 本件休館と公文書の作成

ところで、行政実務の通例として、起案書を作成し、決裁権者の決裁を得て、行政機関の意思決定がなされるものである。特に、それが異例かつ重要な決定である場合、仮に公文書管理に関する「法」がなかったとしても、将来に教訓を残すとともに、その決定について検証できるよう文書としてそれを残すことは、公務員の本義であり本分である。

ところが、本件に即して言えば、4月8日以降のサービス停止とホームページの閉鎖及び4月21日のホームページサービスの再開については、もっぱら図書館長と職員の間での会議で決められ、ホームページの変更作業やTwitter投稿（更新）といった依頼のための起案を除いては、会議の次第も会議録も作成していないというのである。

こうした口頭での打ち合わせがあったこと自体は、確認できるが、他方で、決定に伴って文書作成がなされたという事実は認めることができなかった。

5 結論

以上のとおりであり、処分庁は、請求に係る公文書を作成していないことから、実施機関の行った不存在決定は妥当である。

第6 付言

公文書管理法第4条は、「行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」としている。町田市には、これに応じた公文書管理条例は制定されていないが、同法第34条において、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」との規定を踏まえると、公文書管理法第4条の規定は、町田市においても最大限踏まえらるべきものである。

2020年に始まった新型コロナウイルス禍は、公立学校、公民館、図書館を含む社会教育施設、保育所・学童保育などの児童福祉施設など、自治体が所管する施設及び施設で行われていた諸事業に影響を与え、市民に多大な影響を与えたことはいままでもない。新型コロナウイルス禍の余波は現在でも続いており、この教訓は、後世にまで伝えられるべきものであり、これを「合理的に跡付け、又は検証することができるよう」文書を作成することは、町田市をはじめ全国の自治体の重要かつ重大な責務である。

ところが、本件で明らかになったことは、この重大事態に対して、市民にとっては公の施設でもある図書館の利用権に関わる重要な内容が、異例の形で決められているにもかかわらず、口頭でのやりとりのみを中心で、重要な決定の過程を記録せず、上記の意味での文書作成を怠ってきたということである。過去の記録は、歴史的な意味だけではなく、将来同種のことがらが起こった場合、対応の教訓となるものである。初めての事態として、対応に試行錯誤を繰り返さざるを得ない混乱した事態であればなおさらである。当審査会は、町田市立図書館の休館措置の当否を判断する役割を有していないが、少なくとも公文書管理という点で、文書作成という意味で重大な瑕疵があったことは疑う余地がない。

町田市としては、公文書の作成を徹底するとともに、公文書の作成を含む公文書管理の適正を図るために、早期に、公文書管理条例を定め、その責務を法的なしくみとして確立されたい。

町田市情報公開・個人情報保護審査会
2021年度第3号事件
(審査請求人 ○○ ○○)
2024年3月26日

答 申

町田市教育委員会
教育長 坂本 修一 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 野 村 武 司

2021年8月18日付け21町教生総第300号(2021年度第3号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という)が2021年3月1日付けで処分庁町田市教育委員会教育長(以下「処分庁」という)に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が2021年3月10日付け20町教生総第547号の2をもって行った公文書不存在決定処分は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が20町教生総第547号の2をもって行った公文書不存在決定処分を取り消すとの裁決を求めた。併せて、図書館の重要な政策を決定する手続きが恣意的であり、意思決定した文書が不在のまま図書館行政がすすめられている実態の是正を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市情報公開条例(平成元年3月31日条例第4号。町田市情報公開条例の一部を改正する条例(令和4年12月28日条例第45号)による改正前のもの。以下「旧条例」という)第6条の規定により、2020年8月11日に、処分庁に対し、「今後の町田市立図書館のあり方について」の諮問に関して①2018年10月22日付18町教生総第293号により、「今後の町田市立図書館のあり方見直し方針」を町田市立図書館協議会ではなく、町田市生涯学習審議会に諮問することと決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切、②2018年10月22日の生涯学習審議会に「資料4―①」として出された「町田市立図書館のあり方見直しについて(案)」が策定された経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切、③2011年6月以降の町田市生涯学習審議会に諮問された事項が分かる起案書などの文書一切」を対象とする公文書公開請求を行った。
- 2 処分庁は、①については「18町教生総第293号 第4期町田市生涯学習審議会への諮問について」及び「2018年度町田市教育委員会第7回定例会会議録について」、②については「第5回町田市生涯学習審議会会議の開催について(依頼)」、③については「16町教生総第240号 第3期生涯学習審議会への諮問について」、「18町教生総第152号 第4期町田市生涯学習審議会への諮問について」、「18町教生総第293号 第4期町田市生涯学習審議会への諮問について」、「19町

教生総第119号 第4期町田市生涯学習審議会への諮問について」及び「20町教生総第134号 第5期町田市生涯学習審議会への諮問について」を対象文書として、2020年8月25日付け20町教生総第226号の2「公文書公開決定通知書」による処分を行った。なお、③のうち2011年6月から2015年3月31日の間の文書については、保存年限が終了し、廃棄済みであるとして、2020年8月25日付け20町教生総第226号の2にて公文書不存在決定処分を行っている。

3 審査請求人は、2020年12月7日に、処分庁に対し、「今後の町田市立図書館のあり方について」の諮問に関して①町田市立図書館協議会ではなく、町田市生涯学習審議会に諮問することを決定した経緯が分かる会議録及び起案書」を対象とする公文書公開請求を再度行った。

4 処分庁は、「18町教生総第293号 第4期町田市生涯学習審議会への諮問について」及び「2018年度町田市教育委員会第7回定例会会議録について」を対象文書として、2020年12月21日付け20町教生総第389号の2で公文書公開決定処分を行った。

5 審査請求人は、2021年3月1日に、処分庁に対し、「今後の町田市立図書館のあり方について」の諮問に関して①「今後の町田市立図書館のあり方見直し方針」を町田市立図書館協議会ではなく、町田市生涯学習審議会に諮問することを決定した経緯が分かる会議録及び起案書」を対象文書とする公文書公開請求を行った。なお、審査請求人は既に公開された文書は単なる手続き上の文書や会議録に過ぎず、「決定した経緯が分かる会議録、起案書」にはあたらないとして、「万が一請求に該当する文書が存在しない場合は、その旨の回答をお願いします。」旨も付け加えた。

6 処分庁は、2021年3月10日付け20町教生総第547号の2で公文書不存在決定処分を行った。

7 審査請求人は、審査庁町田市教育委員会（以下「審査庁」という。）に対して、上記処分を不服として2021年6月14日に「審査請求書」により審査請求を行った。

8 処分庁は、2021年7月12日付け21町教生総第246号「弁明書」により弁明した。

9 審査請求人は、2021年8月9日に「弁明書に対する反論書③」により反論した。

10 審査庁は、旧条例第10条第2項の規定に基づき、2021年8月18日付け21町教生総第300号「公文書不存在決定処分に係る審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

11 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2022年5月6日 審議

2022年6月3日 処分庁への事情聴取

2022年7月15日 審査請求人による口頭意見陳述

2023年1月13日 審議

2023年4月24日 審議

2023年7月31日 審議

2023年9月25日 審議

2023年12月25日 審議

2024年3月19日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、次のとおり主張した。

(1) 図書館の運営に関しては、図書館協議会に諮問することが図書館法に依って定められている。

(2) 「18町教生総第293号 第4期町田市生涯学習審議会への諮問について」及び「2018年度町田市教育委員会第7回定例会会議録について」は、単なる手続き上の文書や会議録に過ぎず、「決定した経緯が分かる会議録、起案書など」とは程遠い。

(3) 図書館の運営に関することは、本来、町田市立図書館協議会に諮問すべきところを、敢えてそうせずに町田市生涯学習審議会に諮問したにもかかわらず、そのことを意思決定した文書が存在しないというのは、余りにも杜撰であり、納得できない。

2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書において、次のとおり主張している。

(1) 町田市生涯学習審議会は2012年4月に設置した、教育員会の諮問に応じて、生涯学習や社会教育に関する基本方針や施策・事業の評価に関して調査、審議する附属機関である。

(2) 町田市立図書館協議会は、町田市立図書館協議会条例に基づく、図書館長の諮問に応じて図書館の運営に関することを審議するとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる附属機関である。

(3) 町田市生涯学習審議会では、教育委員会の諮問に応じて審議し、答申してきた。2018年10月5日に「第4期町田市生涯学習審議会への諮問について」をもって、2018年度町田市教育委員会第7回定例会へ協議したうえで、「今後の町田市立図書館のあり方について」を町田市生涯学習審議会に諮問することを決定した。これについては、対象文書としてすでに公開している。

(4) 2018年度町田市教育委員会第7回定例会において、本件諮問について協議がなされており、この議事録も既に公開している。

(5) その後、2018年10月22日に町田市生涯学習審議会に「今後の町田市立図書館協議会のあり方について」を諮問し、2019年1月9日には「今後の町田市立図書館のあり方について（答申）」を受けた。教育委員会では、この答申を踏まえ、2019年2月1日、2018年度町田市教育委員会第11回定例会において、「町田市立図書館のあり方見直し方針」を決定している。

(6) (3)～(5)の経緯から、既に公開した対象文書以外の文書は存在せず、本件請求に対し不存在とした決定は妥当である。

3 審査請求人の反論

審査請求人は、反論書において、主に次のとおり主張している。

(1) 「18町教生総第293号 第4期町田市生涯学習審議会への諮問について」及び「2018年度町田市教育委員会第7回定例会会議録について」は、単なる手続き上の文書や会議録に過ぎず、「決定した経緯が分かる会議録、起案書」や「策定された経緯が分かる会議録、起案書など」とは程遠い。

(2) 町田市立図書館協議会条例第1条（設置）で「図書館法（昭和25年法律第118号）第14条の規定に基づき、町田市立図書館に町田市立図書館協議会を置く。」と規定している。すなわち、条例によって設置していることは間違いないが、その根拠は図書館法にある。

(3) 図書館の運営に関しては、図書館協議会に諮問することが図書館法によって定められている。しかも、町田市立図書館協議会には、町田市教育委員会が委嘱した「学

識経験を有する者」、すなわち図書館の専門家が存在するのであり、それを差し置いて町田市生涯学習審議会に諮問することは、図書館法の理念に反し、許されるものではない。

(4) 図書館の運営に関することは、本来、町田市立図書館協議会に諮問すべきところを、敢えてそうせずに町田市生涯学習審議会に諮問したにもかかわらず、そのことを意思決定した文書が存在しないのは、余りにも杜撰であり、納得できない。

(5) 実施機関は、あたかも町田市生涯学習審議会が町田市立図書館協議会より上位にあると主張しているようにも思えるが、それは全く誤った認識である。

(6) 「町田市立図書館のあり方見直し方針」は「図書館の再編などを含んだ生涯学習・社会教育に関する基本方針」であり、図書館法第14条第2項の「図書館の運営」にはあたらないとしているが、これは明らかに詭弁である。図書館法の主旨の理解を全く欠いているか、意図的に解釈を都合よく捻じ曲げている。

第5 審査会の判断

1 本審査請求に至る経緯（概略）等

審査請求人が、「今後の町田市立図書館のあり方について」の事項を、町田市立図書館協議会ではなく、町田市生涯学習審議会に諮問することを決定した経緯が分かる会議録、起案書などの一切の文書（以下「本件請求対象文書」という。）の公開を求めていたところ、実施機関は、2021年3月10日付20町教生総第547号の2により、2020年8月25日付20町教生総第226号の2、2020年12月21日付20町教生総第389号の2で公開した「18町教生総第293号第4期町田市生涯学習審議会への諮問について」及び「2018年度町田市教育委員会第7回定例会会議録について」以外の文書は存在しないためとして、その余の本件請求対象文書の不存在決定（以下「本件不存在決定」という。）を行った。

これに対して、審査請求人は、要旨、図書館の運営のあり方等は、過去一貫して町田市立図書館協議会への諮問事項であり、町田市生涯学習審議会への諮問が極めて異例であり、それ故、図書館の運営に関しては、本来、町田市立図書館協議会にすべきであるにもかかわらず、あえてそうせずに町田市生涯学習審議会に諮問したのだから、そのことの意味決定をした文書は存在すると主張して、本件不存在決定は違法又は不当であるとしてその取消しを求めている。

そこで、はじめに、町田市立図書館協議会及び町田市生涯学習審議会の各権限等について確認することとする。

2 町田市立図書館協議会の権限等

町田市立図書館協議会は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき町田市立図書館協議会条例（昭和60年6月20日条例第20号。以下「協議会条例」という。）によって設置されている機関である。本審査請求で問題とされている町田市生涯学習審議会への諮問時点である2018年10月22日時点における協議会条例にも、町田市立図書館協議会の権限についての定めは置かれていない。また、法には、「図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。」（法第14条）と定められている。ただし、館長の行う諮問に関しては、いかなる事項を諮問するかにつき、それを具体的に定める明文の規定は法又は協議会条例には存在しない。

これらの法及び協議会条例の規定のあり方に鑑みると、町田市立図書館協議会への諮問は、その権限は館長に認められているところから、町田市立図書館の設置を前提

として、かつ、その設置されている限りにおいて、館長がその時々において必要と判断した図書館の運営に関する事項を諮問するものとみることにもできる。もっとも、館長がいかなる事項を諮問するかについては、それが図書館の運営に関することであれば、特段の制約はないことはたしかである。

このことに関係して、審査請求人は、図書館の運営のあり方等は、過去一貫して町田市立図書館協議会への諮問事項であると主張している。そのいうところの「等」には、町田市立図書館の配置のあり方が含まれる趣旨とみられる。この主張の当否は別にして、この主張のとおり町田市立図書館の配置について諮問がなされる可能性があることを踏まえ、当審査会において調査したところ、1991年9月に「町田市の今後の図書館システム等について」と題しての図書館の配置に関する諮問が町田市立図書館協議会に行われた一例を確認できたにとどまる。なお、町田市教育委員会文書管理規程(平成17年7月7日教育委員会規程第4号)は、「文書等の保存年限は、永年、10年、5年、3年及び1年とし、総務部長が別に定めるもののほか、主管課長が定める。」(第32条第1項本文)と規定するところ、町田市立図書館協議会への諮問に係る文書の保存年限については、当該規定に基づき、文書の内容等を勘案して図書館長が定めて運用しているとのことであるが、2021年1月22日付けの総務部総務課からの通知において「標準保存年限基準表」が示されており、この基準表において「附属機関等に関する諮問に関するもの」については5年とされていることから、当該文書保存期年限内においては、町田市立図書館全体の配置のあり方について諮問した実績は確認されなかった。

3 町田市生涯学習審議会の権限等

町田市生涯学習審議会は、町田市生涯学習審議会条例(平成23年6月30日条例第29号。以下「審議会条例」という。)に基づき教育委員会の附属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の3第1項)として設置された機関である。

町田市生涯学習審議会の所掌事務は、審議会条例第2条に定められている。本件審査請求で問題とされている町田市生涯学習審議会への諮問が行われた2018年10月22日時点の審議会条例は、その第2条柱書において「審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する」と定め、調査、審議の事項として、「生涯学習の振興及び社会教育(体育及びレクリエーションの活動を含む。以下同じ。)に関する基本方針を立案すること」(同条第1号)、「生涯学習及び社会教育に関する施策及び事業を評価すること」(同条第2号)、そして、「前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項」(同条第3号)と規定していた。

ところで、2018年10月22日付18町教生総第293号により、「今後の町田市立図書館のあり方について」の事項の町田市生涯学習審議会への諮問は、その諮問文に明記されているように、審議会条例第2条第1号に基づき行ったものと説明されている。このことは、以下のことから特段不適正なものと認めることはできない。

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成2年法律第71号)では、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業の実施は、都道府県教育委員会の権限とされ(同法第2条)、市町村は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする(同法第11条)と定められていることに鑑みると、市町村における生涯学習の振興に資するための事業の実施の権限は、別段の法的定めがない場合には、市町村教育委員会にあるものと考えられる。

社会教育法第5条第1項第4号で、所管に属する図書館等の社会教育施設の設置及び管理に関することが市町村の教育委員会の事務であるとしていることに加え、地方

教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）は、職務権限の特例として、「地方公共団体は、…、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。」（第23条第1項柱書）と定めるとともに、「図書館…その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること」（同条同項第1号）を定めている。そして、町田市においては、同法第23条第1項柱書にいう条例として、スポーツ及び文化に係る事務の管理及び執行に関する条例（平成19年12月27日条例第38号）を制定しているが、当該条例では、同法第23条第1項第2号（スポーツ（学校における体育に関することを除く。））に関する事務及び第3号（文化（文化財の保護に関することを除く。））に関する事務を市長が管理し、及び執行することを定めるのみであり、本事件に係る同法第23条第1項第1号に関する事務の管理執行権限を市長に認めるものとなっていない。したがって、町田市においては、同法にいう教育機関（同法第30条）のひとつである図書館の設置の設置、管理及び廃止に関することの権限は、町田市教育委員会がこれを有することになる。

よって、町田市教育委員会が、個々具体の図書館の運営ではなく、生涯学習及び社会教育のための重要な教育機関であり、かつ、その所管する公共施設のひとつである町田市立図書館の今後の全体的な目指すべき姿やその再編を進める上での留意点といった、生涯学習の振興及び社会教育に関する基本方針の立案に関しての諮問を、その諮問を受けて審議する正当な権限を与えられている町田市生涯学習審議会に行くことは、法的に見て不自然なこととみることはできない。

したがって、町田市立図書館の配置について教育委員会が、（町田市立図書館協議会ではなく）町田市生涯学習審議会に諮問を行うことは通常のこととしてあり得ることである。その通常のことを行うために、諮問書だけではなく、あえてそのことの意味決定を特別な文書をもって行わなければならないということまではできない。

4 結論

審査請求人が、社会教育機関である図書館（社会教育法第9条）について、その意義を踏まえ、町田市立図書館の配置のあり方について図書館法に規定する図書館協議会の審議を踏まえるべきとの主張は理解できなくはない。しかしながら、当審査会は、公文書の存否を含む公開等の妥当性を審査する機関であり、とりわけ公文書の存否が争点になっている事案については、公文書作成の根拠に疑義がないかどうかを審査するにとどまる。

よって、以上のとおり、実施機関が、2021年3月10日付20町教生総第548号の2により、本件不存在決定を行ったことには不自然な点はなく、したがって、本件不存在決定は妥当と判断される。

町田市情報公開・個人情報保護審査会
2021年度第4号事件
(審査請求人 ○○ ○○)

2024年3月26日

答 申

町田市教育委員会
教育長 坂本 修一 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 野 村 武 司

2021年8月18日付け21町教生総第300号(2021年度第4号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という)が2021年3月1日付けで処分庁町田市教育委員会教育長(以下「処分庁」という)に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が2021年3月10日付け20町教生総第548号の2をもって行った公文書不存在決定処分は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が20町教生総第548号の2をもって行った公文書不存在決定処分を取り消すとの裁決を求めた。併せて図書館の重要な政策を決定する手続きが恣意的であり、意思決定した文書が不在のまま図書館行政がすすめられている実態の是正を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市情報公開条例(平成元年3月31日条例第4号。町田市情報公開条例の一部を改正する条例(令和4年12月28日条例第45号)による改正前のもの。以下「旧条例」という)第6条の規定により、2020年8月11日に、処分庁に対し、「今後の町田市立図書館のあり方について」の諮問に関して①2018年10月22日付18町教生総第293号により、「今後の町田市立図書館のあり方見直し方針」を町田市立図書館協議会ではなく、町田市生涯学習審議会に諮問することと決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切、②2018年10月22日の生涯学習審議会に「資料4―①」として出された「町田市立図書館のあり方見直しについて(案)」が策定された経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切、③2011年6月以降の町田市生涯学習審議会に諮問された事項が分かる起案書などの文書一切」を対象とする公文書公開請求を行った。
- 2 処分庁は、①については「18町教生総第293号 第4期町田市生涯学習審議会への諮問について」及び「2018年度町田市教育委員会第7回定例会会議録について」、②については「第5回町田市生涯学習審議会会議の開催について(依頼)」、③については「16町教生総第240号 第3期生涯学習審議会への諮問について」、「18町教生総第152号 第4期町田市生涯学習審議会への諮問について」、「1

- 8町教生総第293号 第4期町田市生涯学習審議会への諮問について」及び「20町教生総第134号 第5期町田市生涯学習審議会への諮問について」を対象文書として、2020年8月25日付け20町教生総第226号の2「公文書公開決定通知書」による処分を行った。なお、③のうち2011年6月から2015年3月31日の間の文書については、保存年限が終了し、廃棄済みであるとして、2020年8月25日付け20町教生総第226号の2にて公文書不存決定処分を行っている。
- 3 審査請求人は、2020年12月7日に、処分庁に対し、「今後の町田市立図書館のあり方について」の諮問に関して②2018年10月22日の生涯学習審議会に「資料4―①」として出された「町田市立図書館のあり方見直しについて（案）」が策定された経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切」を対象とする公文書公開請求を再度行った。
- 4 処分庁は、「第5回町田市生涯学習審議会会議の開催について（依頼）」を対象文書として、2020年12月21日付け20町教生総第410号の2で公文書公開決定処分を行った。
- 5 審査請求人は、2021年3月1日に、処分庁に対し、「今後の町田市立図書館のあり方について」の諮問に関して②「2018年10月22日の生涯学習審議会に「資料4―①」として出された「町田市立図書館のあり方見直しについて（案）」が策定された経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切」を対象文書とする公文書公開請求を行った。なお、審査請求人は既に公開された文書は単なる手続き上の文書に過ぎず、「策定した経緯が分かる会議録、起案書」にはあたらないとして、「万が一請求に該当する文書が不存の場合は、その旨の回答をお願いします。」旨も付け加えた。
- 6 処分庁は、2021年3月10日付け20町教生総第548号の2で公文書不存決定処分を行った。
- 7 審査請求人は、審査庁町田市教育委員会（以下「審査庁」という。）に対して、上記処分を不服として2021年6月14日に「審査請求書」により審査請求を行った。
- 8 処分庁は、2021年7月12日付け21町教生総第247号「弁明書」により弁明した。
- 9 審査請求人は、2021年8月9日付け「弁明書に対する反論書④」により反論した。
- 10 審査庁は、旧条例第10条第2項の規定に基づき、2021年8月18日付け21町教生総第300号「公文書不存決定処分に係る審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 11 審査会は、次のとおり調査審議を行った。
- 2022年5月6日 審議
 - 2022年6月3日 処分庁への事情聴取
 - 2022年7月15日 審査請求人による口頭意見陳述
 - 2023年1月13日 審議
 - 2023年4月24日 審議
 - 2023年7月31日 審議
 - 2023年9月25日 審議
 - 2023年12月25日 審議
 - 2024年3月19日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、次のとおり主張した。

(1)「第5回町田市生涯学習審議会会議の開催について(依頼)」は、単なる手続き上の文書(開催通知)に過ぎず、肝心の「町田市立図書館のあり方見直しについて(案)」が策定された経緯が分かる会議録、起案書は一切公開されていない。

(2)「町田市立図書館のあり方見直しについて(案)」は、生涯学習審議会事務局である生涯学習総務課が諮問内容を補強するために作成した資料で、図書館では作成していないということなので、策定された経緯が分かる会議録や起案書は生涯学習総務課には存在するはずである。

(3)「今後の町田市立図書館のあり方について(諮問)」(2018年10月22日付18町教生総第293号)は、諮問事項として「1. 図書館の目指すべき姿について/2. 再編をすすめる上での留意点について」の2点があるだけである。2019年2月に教育委員会が審議・決定した「町田市立図書館のあり方見直し方針」の核心部分である「再編の必要性と方向性」「効率的・効果的なサービスの方向性」は、巧妙に諮問事項から除外されている。

従って、「町田市立図書館のあり方見直し方針」は、町田市立図書館協議会はおろか、生涯学習審議会にも諮問されていないことになる。このように、行政内部だけで決定した「町田市立図書館のあり方見直し方針」を認めることはできない。

2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書において、次のとおり主張している。

教育委員会は、2018年10月22日に町田市生涯学習審議会に、「今後の町田市立図書館のあり方について」を諮問し、同日開催した第5回町田市生涯学習審議会の資料として「町田市立図書館のあり方見直しについて(案)」を提示した。

当該資料は、町田市生涯学習審議会の事務局である生涯学習総務課担当者と審議内容の所管課(本件については図書館)担当者とで検討を重ね、部内で調整をするなどして、作成したものである。この過程を経て、当該資料は、「生涯学習審議会の開催について(依頼)」をもって、会議に使用する資料として決定した。これについては、すでに対象文書として公開している。

なお、担当者による検討は、その都度検討のためのたたき台となる資料を作成し、それを基に議論を行ったが、その過程を記録する議事録は作成していない。また、検討に使用した資料は、電子ファイルとして課のサーバに保管していたが、課のサーバ内の保存容量に限りがあることから定期的に削除しており、検討に使用した資料については、「資料4—①町田市立図書館のあり方見直しについて(案)」として町田市生涯学習審議会に提示後に削除している。

3 審査請求人の反論

審査請求人は、反論書において、主に次のとおり主張している。

(1)既に公開された文書は、単なる手続き上の文書に過ぎず、「町田市立図書館のあり方見直しについて(案)」が策定された経緯が分かる会議録、起案書は一切公開されていない。

(2)「町田市立図書館のあり方見直しについて(案)」は、生涯学習審議会事務局である生涯学習総務課が諮問内容を補強するために作成した資料で、図書館では作成していないということなので、作成した生涯学習総務課には存在するはずである。「町田市立図書館のあり方見直しについて(案)」の作成について図書館が関わっていないのは理解し難いが、事実であるとすれば、作成した生涯学習総務課に存在しないという

ことは、あってはならない。

(3) 担当者による検討は、その都度検討のためのたたき台となる資料を作成し、それを基に議論を行ったが、その過程を記録する議事録は作成していないと述べているが、後々の検証のために議事録を作成し、残しておく必要がある。議事録は作成していないなどという杜撰な対応は、到底受け入れることはできない。

(4) 「今後の町田市立図書館のあり方について(諮問)」(2018年10月22日付18町教生第293号)は諮問事項として「1. 図書館の目指すべき姿について/2. 再編をすすめる上での留意点について」の2点があるだけである。2019年2月に教育委員会が審議・決定した「町田市立図書館のあり方見直し方針」の核心部分である「再編の必要性と方向性」「効率的・効果的なサービスの方向性」は、巧妙に諮問事項から除外されている。

(5) 鶴川図書館やさるびあ図書館の「集約」、図書館運営への「民間活用」、「移動図書館巡回運行の見直し」など、これまでの図書館サービスを大きく後退させる「基本方針」については、図書館協議会はおろか生涯学習審議会にさえ全く諮問せずに、2017年度から発足した生涯学習部長をトップとする行政内部組織「生涯学習施設のあり方検討委員会」を独自に考え、決定したものである。こうした重要な決定が、市民の全くあずかり知らぬところで行われ、自明の方針として既定路線化されたうえで、その周辺部分だけがアリのバイ的に生涯学習審議会に諮問されたということになるのではないか。図書館協議会に諮問されなかったという事実以前の問題である。このように、行政内部だけで決定した「町田市立図書館のあり方見直し方針」を認めることはできない。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求に至る経緯(概略)等

審査請求人は、2020年8月11日、同年12月7日、そして、2011年3月1日と3回にわたって繰り返し、実施機関が2018年10月22日付18町教生総第293号により、「今後の町田市立図書館のあり方について」の諮問を町田市生涯学習審議会に行ったことに関して、当日資料4-①として、実施機関名義の「町田市立図書館のあり方の見直しについて(案)」の文書(以下「本件見直し案文書」という。)が策定された経緯が分かる会議録、起案書などの一切の文書の公開を求めた(以下「本件最終公開請求」という。)。これに対して、実施機関は、2020年8月25日付20町教生総第226号の2、2020年12月21日付け20町教生総第410号の2ですでに公開した「第5回町田市生涯学習審議会会議の開催について(依頼)」以外の文書は存在しないとして、2021年3月10日付20町教生総第548号の2により、公文書不存決定(以下「本件不存決定」という。)を行った。

2 公文書不存の理由についての実施機関の説明

実施機関は、次のとおり、弁明書(2021年7月12日付21町教生総第247号)「第3 処分内容及び理由 2 本件処分の理由」の箇所において、本件見直し案文書の作成の過程とともに、本件最終公開請求の対象とされた公文書の不存の理由を説明する。なお、当該弁明書においては、本件見直し案文書は「当該資料」と表現されている。すなわち、「当該資料は、町田市生涯学習審議会の事務局である生涯学習総務課担当者と審議内容の所管課(本件については図書館)担当で検討を重ね、部内で調整をするなどして、作成したものである。この過程を経て、当該資料は、『生涯学習審議会の開催について(依頼)』をもって、会議に使用する資料として決定した。これについては、すでに対象文書として公開している。なお、担当者による検討は、

その都度検討のためのたたき台となる資料を作成し、それをもとに議論を行ったが、その過程を記録する議事録は作成していない。また、検討した資料は、電子ファイルとして課のサーバに保管していたが、課のサーバ内のデータは保存容量に限りがあることから定期的に削除しており、本資料については、『資料4-① 町田市立図書館のあり方の見直しについて(案)』として町田市生涯学習審議会に提示後に削除している。」と実施機関は説明する。

3 判断

「町田市生涯学習審議会の事務局である生涯学習総務課担当者と審議内容の所管課（本件については図書館）担当で検討を重ね、部内で調整をするなどして、作成された」本件見直し案文書の作成の過程において、「担当者による検討」が行われ、「その都度検討のためのたたき台となる資料」が作成されていたことは、2で確認した実施機関の弁明書における「第3 処分内容及び理由 2 本件処分の理由」の箇所での説明において明らかである。したがって、そこにいう「都度検討のためのたたき台となる資料」（上記2で確認した実施機関の説明においては、これを「検討した資料」、「本件資料」とも表現されているが、すべて同一の文書を意味している。）は、少なくとも本件最終公開請求の時点において、それが課のサーバに保管されていれば、本件最終公開請求の対象文書となることは明らかである。

しかしながら、少なくとも本件最終公開請求の時点では、課のサーバ内から削除されていることはたしかである。また、実施機関の弁明書（2021年7月12日付21町教生総第247号）における説明によれば、上記の「検討した資料」は、最初の公開請求日である2020年8月11日時点において、すでに課のサーバから削除されていたものと考えられる。

ところで、実施機関は、弁明書において、「課のサーバ内のデータは保存容量に限りがあることから定期的に削除して」と説明しているため、当審査会がさらに調査したところ、生涯学習総務課のファイルサーバの容量は40.9GBであり、ファイルサーバ内のファイルについては、年度切り替え時のほか、空き容量が不足した際に整理を行うとのことであった。

また、「過程を記録する議事録」については、検討を行った担当者間においてそれぞれが次の検討のための資料を作成することに向けての備忘録的な手控えとなる文書が残されることは極めて自然であるとはいえるが、それを超えて、公開請求の対象となる実施機関の職員が組織的に用いる文書等であるいわゆる組織共用文書（旧条例第2条第2号）として常に作成され、保存されるとまではいうことができない。ただし、「過程を記録する議事録」が、正式な文書でなかったとしても、担当者間で共用しているのであれば、それは組織共用文書になるが、請求対象文書が現に存在していない以上その実態は不明である。

4 結論

以上のことから、実施機関が、2021年3月10日付20町教生総第548号の2により、審査請求人より公開請求のなされた、「今後の町田市立図書館のあり方について(案)」の事項を、町田市立図書館協議会ではなく、町田市生涯学習審議会に諮問することを決定した経緯が分かる会議録、起案書などの一切の文書について、公開された文書以外には存在しないとして本件不存決定を行ったことには不自然な点はなく、妥当と判断される。

第6 付言

市の情報公開条例は、「この条例は、町田市の保有する情報を公開し、市が市政に関

し市民に説明する責任を全うするとともに市政に関する知る権利を広く保障することにより、市政に対する市民の信頼を高め、あわせて市民による市政への参加と監視を促進し、もって公正で透明な開かれた市政を実現することを目的とする。」(条例第1条)としている。

市が保有する情報は、かかる目的を実現するために不可欠のものであり、市がホームページで、「市で保有する情報は、市民と市との共有財産です。」と謳っているとおり、市民財産性の高いものであり、市の業務遂行上の必要性や、市の機関の組織管理のためだけにあるわけではない。情報は日々生成し、やがて廃棄されるものであることを考えると、市においてこうした情報が適正に管理されることは極めて重要であり、公文書の適正な作成とその十全な保有・保存(適正な廃棄を含む。)なくして、情報公開制度がその目的を果たすことなどできない。

市の情報公開条例が定める公文書は、すでに電子データとして作成され、保存されることは通常のこととなっており、この傾向はさらに強まるものである。また、公文書は、それにふさわしいライフサイクルが与えられることが必要であるところ、実施機関文書管理規程は「文書等」を整理・分類し、保存年限を定めて保存することとされているものの、情報公開条例の規定する「公文書」を保存・管理するよう規定の整備・運用が行われておらず、しかも、所管課(本件では生涯学習総務課)において、公文書のライフサイクルを、適切な保存年限ではなく、ファイルサーバの容量で判断していることが判明している。公文書の管理のあり方としては極めて不適切な状態であり、文書管理規程のかかる不備は早急に解消される必要がある。

また、そもそもこうした公文書管理の意識の低さと不備は、当審査会が再三指摘しているとおり、公文書管理条例が制定されていないことも大きな要因となっている。国の公文書管理法制定以降、公文書管理条例を制定している先進自治体もみられるところであり、情報公開等に先進的に取り組んできた町田市としては、早急に公文書管理を法規として制定し、情報公開の要ともいえる公文書の適正な管理を図られたい。

町田市情報公開・個人情報保護審査会
2021年度第5号事件
(審査請求人 ○○ ○○)

2023年4月25日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 野 村 武 司

2021年11月8日付け21町子子家第2609号(2021年度第5号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という)が2021年8月12日付けで処分庁町田市長(以下「処分庁」という)に対して行った個人情報開示請求に対して、処分庁が2021年8月25日付け21町子子家第1759号をもって行った個人情報部分開示決定処分は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2021年8月25日付け21町子子家第1759号をもって行った個人情報部分開示決定処分(以下「本件処分」という)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例(以下「本件条例」という)第20条第2項の規定により、2021年8月12日に「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し、「○○○○についての相談記録(2015年5月～現在まで)」(以下「本件対象文書」という。)を対象とする個人情報開示請求を行った。
- 2 処分庁は、審査請求人に対して、2021年8月25日付け21町子子家第1759号「個人情報部分開示等決定通知書」により、本件条例第21条第1項第6号及び同項第7号に該当するとして、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市長(以下「審査庁」という)に対して、本件処分を不服として2021年8月31日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、2021年9月28日付け21町子子家第1860号の2「弁明書」により弁明した。
- 5 審査請求人は、2021年10月27日に「反論書」により反論した。
- 6 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2021年11月8日付け21町子子家第2609号「個人情報開示決定処分に係る審査請求について(諮問)」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。
2022年7月15日 審議
2022年8月26日 処分庁への事情聴取

2022年10月14日 審査請求人による口頭意見陳述
2022年11月11日 審議
2022年12月23日 審議
2023年2月28日 審議
2023年3月29日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、次のとおり主張した。

- (1) 私が子供を虐待している可能性があるとのことで、全て黒塗りであったが、私は子供を死に至らすようなことや、虐待に該当するようなことはしておらず、教育上の範囲で接してきた。市から事情調査も受けていない。
- (2) 子供の親権もあり、住民票を取る際に相手側に支援措置がかけられていないことを確認した。また、接近禁止命令も私には出されていない。
- (3) このような黒塗り開示をするのであれば、虐待の調査内容を開示してほしい。

2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書において、次のとおり主張した。

- (1) 本件条例第21条第1項第7号該当性について

本件は、未成年者である開示請求者（以下、「子」という）の法定代理人である父が請求人である。

本件対象文書の非開示部分には、子や請求人が関係する、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に規定する児童虐待（以下、「虐待等」という）の相談やそれに対する実施機関の対応等の記録が記載されている。

したがって、非開示部分を請求人に開示すると、子に係る情報が請求人に知られることとなり、子の利益に反すると認められる。

- (2) 本件条例第21条第1項第6号該当性について

本件対象文書の非開示部分には、実施機関が、関係者とやり取りをした記録及び実施機関が行った具体的な支援方針や内容が記載されている。

当該情報が開示されるとなると、当該関係者からの信頼を損ない、実施機関への情報提供に消極的になるなど、本件対象児童に関する相談支援活動又は今後の同種の相談支援活動において協力が得られなくなることが想定されるほか、実施機関が虐待等に対して行う支援の方法が明らかになり、そのことで支援の効果を失わせる恐れがある。

したがって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められる。

3 審査請求人の反論

審査請求人は、反論書において、主に次のとおり主張した。

- (1) 読めるところの無いくらいの黒塗りであり、過剰な情報保護である。
- (2) 処分の理由として「本人の利益に反すると認められる」とあるが、審査請求人に知られるとなぜ子の利益に反するのか、その理由も含めて開示すべきである。
- (3) 実施機関から聞き取りをされたことはなく、発言の機会も与えられていない。開示できる部分は開示すべきである。

第5 審査会の判断

1 対象文書と原処分

本件請求文書は、子についての相談記録である。実施機関は、対象文書として経過記録表を特定し、当事者氏名及び記録表の項目（「年月日／時間 対応者」「区分」「調査・相談内容」）のみを開示し、その内容部分を非開示とする部分開示決定を行った。以下、非開示とされた経過記録表の内容を「非開示部分」という。

2 部分開示決定

（1）本件条例第21条第1項第7号該当性

未成年者の法定代理人は、本人に代わって実施機関が保有している自己に関する保有個人情報の開示を請求することができるが（本件条例第20条第2項）、法定代理人が保有個人情報の開示の請求をした場合において、当該保有個人情報の開示をすることが本人の利益に反するものと認められる場合には、開示の請求に応じないことができる（本件条例第21条柱書及び第1項第7号）。

請求者は子を本人とし、子の法定代理人親権者として本件請求を行った。しかし、実施機関は、本件対象文書の非開示部分には、子や請求人が関係する虐待等の相談やそれに対する実施機関の対応等の記録が記載されていることから、非開示部分を請求人に開示すると、子に係る情報が請求人に知られることとなり、子の利益に反すると認められることを理由として、部分開示を行った。

これに対して、請求者は、子の親権者であること、DV等に関し、町田市子ども家庭支援センターによる聞き取りなどがなされていないこと、住民基本台帳事務に係るDV等支援措置がなされていないこと、請求者に対して接近禁止命令が出されていないことから、請求者に対して非開示部分を開示することが子の利益に反するとは認められないと述べる。

確かに、親権者であれば、法定代理人として子に代わって開示請求をすることができる。しかし、親権者による請求であっても、親権者であることをもって、常に親権者の利益と子の利益が合致するということとはできず、子の保有個人情報の開示をすることが子の利益に反すると認められるものについては、開示をしないことができると定められているのは前述のとおりである。また、経過記録表には、虐待等にかかる相談を受けた経緯や行った対応などが記載されており、本件相談が子に対する虐待等の相談として行われたことに鑑みると、実施機関が非開示部分を非開示と決定したことには合理性が認められる。そのことは、実施機関の対応過程において、請求人からの聞き取りがされていないことや、住民基本台帳事務に係るDV等支援措置や接近禁止命令がなされていないことによって左右されるものではない。

したがって、本件条例第21条第1項第7号に該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

（2）本件条例第21条第1項第6号該当性

本件経過記録表には、実施機関が関係者とやり取りをした記録が記載されている。市の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるものについては、非開示とすることが許容されている（本件条例第21条第1項第6号）。実施機関は、非開示部分を開示すれば、当該関係者からの信頼を損ない、実施機関への情報提供に消極的になるなど、子に関する相談支援活動または今後の同種の相談支援活動において協力が得られなくなることが想定されること、また、実施機関が行う支援の方法が明らかになることで支援の効果が失われることから、本件条例第21条第1項第6号に該当するとも主張する。

児童虐待防止法では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者に、市町村等に通告する義務を課し（第6条1項）、この通告を児童福祉法第25条1項に規定され

る要保護児童に関する通告とみなし、同法の規定を適用する（第6条2項）。そして、この通告義務の遵守が秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定によって妨げられると解釈してはならないこと（第6条3項）及び当該通告を受けた市町村等は、当該通告をした者を特定させる事項を漏らしてはならないこと（第7条）が定められている。また、児童福祉法では、要保護児童への適切な支援を図るために、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という）を設置し、関係機関において適切な支援を図るために必要な情報を交換し、協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるとする（第25条の2、第25条の3）。要対協では、実際に、外部機関との連携のために積極的に情報が共有され、対応方針についての意見交換も行われる。そして、それぞれの機関での組織的な対応のために共有された情報や対応方針について詳細な記録を残す必要性も高い。

当審査会において、経過記録表の内容を確認したところ、実施機関が述べるとおり、経過記録表には実施機関の内部及び外部機関とのやり取りの経緯や実施機関が行った具体的な支援方針や支援の内容が記載されている。仮に、実施機関の内部及び外部機関のやり取りに関する情報を含む経過記録表の非開示部分を開示することになれば、児童虐待防止法第7条に反して、通告した者を特定し、また、今後の関係機関との情報の交換や提供を阻害する結果につながりかねない。そして、児童虐待に関する通告を躊躇させ、関係諸機関の連携が困難なものとなるうえ、実施機関による具体的な支援活動の内容が明らかとなることにより、子に対する支援の効果が失われることが懸念される。したがって、今後、同種の相談支援活動の適正な実施を著しく困難にするとして、本件条例第21条第1項第6号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

以上のとおりであるから、本件対象文書について、経過記録の内容について非開示とした部分開示決定は妥当である。

2023年4月25日

答 申

町田市教育委員会
教育長 坂 本 修 一 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 野 村 武 司

2021年11月30日付け21町教学学第366号(2021年度第6号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という)が2021年8月12日付けで処分庁町田市教育委員会教育長(以下「処分庁」という)に対して行った個人情報開示請求に対して、処分庁が2021年8月26日付け21町教学学第198号の2をもって行った個人情報部分開示決定処分、同第198号の3をもって行った個人情報不存在決定処分及び同第198号の4をもって行った個人情報存否応答拒否処分は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2021年8月26日付け21町教学学第198号の2をもって行った個人情報部分開示決定処分、同第198号の3をもって行った個人情報不存在決定処分及び同第198号の4をもって行った個人情報存否応答拒否処分(以下「本件処分」という)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例(以下「本件条例」という)第20条第2項の規定により、2021年8月12日に「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し、「どこの学校に通っているか、学校へ通えているのか、何かあったときに父親への連絡をしてもらえるようになるのか、及び子の住所」を対象とする個人情報開示請求を行った。
- 2 処分庁は、審査請求人に対して、次の処分を行った。
 - (1)「学校へ通えているのか」という請求に対し、本件条例第21条第1項第7号に該当するとして、個人情報部分開示決定処分を行った。
 - (2)「何かあったときに父親への連絡をしてもらえるようになるのか」という請求に対し、このことに関する情報を記録した文書が存在しないことを理由として、個人情報不存在決定処分を行った。
 - (3)「どこの学校に通っているか、子の住所」という請求に対し、本件条例第24条の2第1項に該当するとして、個人情報存否応答拒否処分を行った。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市教育委員会教育長(以下「審査庁」という)に対し

て、本件処分を不服として2021年8月31日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。

- 4 処分庁は、2021年9月28日付け21町教学学第230号の3「弁明書」により弁明した。
- 5 審査請求人は、2021年10月27日に「反論書」により反論した。
- 6 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2021年11月30日付け21町教学学第366号「個人情報開示決定処分に係る審査請求について(諮問)」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。
 - 2022年7月15日 審議
 - 2022年8月26日 処分庁への事情聴取
 - 2022年10月14日 審査請求人による口頭意見陳述
 - 2023年2月28日 審議
 - 2023年3月29日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、次のとおり主張した。

- (1) 転入学の日付、学校名等も虐待の可能性と言われたが事実関係も確認内容も書かれていないので、納得もできず、理由も説明(記入)しない場合は開示すべきである。
- (2) 町田市では、子供を連れ去っていった片親が、子供を虐待していた場合はどうするのか。けがをしたり、病院へ通院、入院したときに、まだ親権のある親への連絡がないのはおかしい話である。
- (3) 私は何の支援措置もかけられていないことを、住民票をとるときにも確認した。さらには、子供を死にいたらすことなどもしていない。教育上の範囲で子供と接してきた。親権もあり、接近禁止命令も出されていない。
- (4) もし、子供を連れ去った方の親が虐待、もしくは、その親の関係者が子供を虐待した場合どうなるのか。今まで虐待で命を落とした子供は、元の親が良かったと、ほとんどが言っている。SOSにつながる連絡があれば、助けられる。

2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書において、次のとおり主張した。

(1) 個人情報部分開示決定処分について

本件は、未成年者である開示請求者(以下、「子」という。)の法定代理人である父が請求人である。しかし、子は請求人に、現在の居所や通学している学校を知らせておらず、市では子や請求人が関係する児童虐待として相談を受けた経過がある。

「学校へ通えているのか」という請求に対し、対象文書として特定した「学齢簿」は、子の学籍の異動に関する記録を記載しており、子が在籍する学校及びその期間等がわかるものである。非開示とした部分は、最新の異動に関する記録であり、これらの情報を開示すると、子の利益に反すると認められるため、本件条例第21条第1項第7号を理由として非開示としたことは妥当である。

(2) 個人情報不存在決定処分について

実施機関である町田市教育委員会では、何かあった時に父親と連絡をとるかどうかについて、これまで直接子等から相談を受けたり話し合ったりした事実はなく、したがってそのことを記録した文書もない。したがって「何かあったときに父親への連絡

をしてもらえるようになるのか」という請求に対し、不存在決定処分としたことは妥当である。

(3) 個人情報存否応答拒否処分について

本件は、未成年である子の法定代理人である父が請求人である。しかし、子は請求人に、現在の居所や通学している学校を知らせておらず、市では子や請求人が関係する児童虐待として相談を受けた経過がある。「どこの学校に通っているか、子の住所」という請求に対し、どのような文書が存在するかを答えるだけで、子の居所や現在通っている学校を推測できる可能性があり、結果として子の生命、身体又は名誉が侵害される恐れがあることから、本件条例第24条の2第1項に基づき個人情報存否応答拒否処分をしたことは妥当である。

3 審査請求人の反論

審査請求人は、反論書において、主に次のとおり主張した。

(1) 個人情報部分開示決定処分について

学齢簿に関するものについて、処分理由は、「本人の利益に反すると認められたため」とあるが、転学や転入の時期までも黒塗である。これは子供の権利として適正な修学に対する期間確認を意味するため親権のある保護者として知り得る権利だと考えており、過剰な情報保護である。

(2) 個人情報不存在決定処分について

何かあった時に父親との連絡を取るかどうかについては、担当者と複数回お話をした。

(3) 個人情報存否応答拒否処分について

「どのような文章が存在するかを答えるだけで、本人の居所や現在通っている学校を推測できる可能性…」とのことであるが、そもそも片方からの聴取のみで調べることなく虐待としての相談とする時点で問題がある。審査請求人は、親権もあり、接近禁止命令も出ておらず、支援措置もかけられていないことを確認している。

もし、子どもを連れ去った側の親が虐待、もしくはその親の関係者が子どもを虐待した場合はどうなるのか。世間でもそう言ったケースで命を落とす子どもが多い。その子供たちは、元の親が良かったと言っていたという事実がある。SOSにつながる連絡、監視があれば助けられる。

第5 審査会の判断

1 対象文書と原処分

本件請求文書は、子について①「どこの学校に通っているのか」、②「学校に通えているのか」、③「何かあったときに、父親への連絡してもらえるようになるのか」、④「子の住所」に関する記録である。

実施機関は、②に対して学齢簿を特定し、学齢簿のうち、在籍学校名、学校名欄5行目、入学・転退学欄4行目、就学状況欄2行目を開示しないとする部分開示決定、③については不存在決定、①及び④については存否応答拒否決定を行った。

2 学齢簿の部分開示決定

(1) 本件条例第21条第1項第7号該当性

未成年者の法定代理人は、本人に代わって実施機関が保有している自己に関する保有個人情報の開示を請求することができる（本件条例第20条第2項）、法定代理人が保有個人情報の開示の請求をした場合において、当該保有個人情報の開示をすることが本人の利益に反するものと認められる場合には、開示の請求に応じないことができる（本件条例第21条柱書及び第1項7号）。

請求者は子を本人とし、子の法定代理人親権者として上記②の文書の請求を行った。

しかし、実施機関は、本人は請求人に、現在の居所や通学している学校を知らせておらず、本人や請求人が関係する児童虐待として相談を受けた経過がある。もし非開示部分を請求人に開示すると、子が知らせていない情報を請求人に対して知らせることとなり、子の利益に反すると認められることからを理由として、部分開示を行った。

これに対して、請求者は、子の親権者であること、住民基本台帳事務に係るDV等支援措置がなされていないこと、請求者に対して接近禁止命令が出されていないこと、町田市教育委員会が請求者に対して調査を行っていないことから、請求者に対して非開示部分を開示することが子の利益に反するとは認められないと述べる。

確かに、親権者であれば、法定代理人として子に代わって開示請求をすることができる。しかし、親権者による請求であっても、親権者であることをもって、常に親権者の利益と子の利益が合致するということとはできず、子の保有個人情報の開示をすることが子の利益に反すると認められるものについては、開示をしないことができると定められているのは前述のとおりである。

実施機関の対応過程において、請求人に対する調査が行われていないことや、住民基本台帳事務に係るDV等支援措置や接近禁止命令がなされていないことによって左右されるものではない。

なお、請求者は、転学や転入の時期が黒塗されていたことについて、親権のある保護者として知りうる権利があるとも述べるが、転学や転入の時期を開示することによって、間接的に転入先の学校の特定につながることもありうることから、実施機関が入学・転入学欄及び卒業・転退学欄を部分開示としたことには合理性が認められる。

したがって、本件条例第21条第1項第7号に該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 不存在決定

請求人は、請求する文書を「何かあったときに、父親への連絡してもらえるようになるのか」と特定した趣旨について、反論書において「今回の件について、学校教育部の〇〇係長殿と複数回お話をした、その回答をいただきたい旨を意味する。回答について再検討を願いたい。」と述べており、文書の存在を前提として文書の開示を請求しているわけではなく、文書の作成を求めている。また、実施機関が文書を作成したことを伺わせる事情もなく、実施機関の処分は妥当である。

4 存否応答拒否決定

(1) 子の学校及び住所について

請求者が求める「どこの学校に通っているのか」及び「子の住所」は、保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という）に当たる。

(2) 本件存否応答拒否の妥当性について

実施機関が虐待等の相談を受け、本人に対する支援を行っており、実施機関が本件対象保有個人情報を請求人に開示することが本人の利益に反するとしたことには合理性が認められることは、前記のとおりである。

また、実施機関における本件対象保有個人情報に関する文書の存否を回答した場合、子の学校及び住所が町田市内外のいずれにあるかを推測させるものとなり、子に対する虐待等の相談が行われていた経緯を踏まえれば、子の保護利益が侵害されると認められることから、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる（本件条例第24の2条第1項）。

したがって、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を不開示とした実施機関の処分は妥当である。

5 結論

以上のとおりであるから、実施機関がした学齢簿に対し学校名等を非開示とする部分開示決定及び父への連絡に関する情報に対する不存在決定、子の学校及び住所に関する情報に対する存否応答拒否決定はいずれも妥当である。

町田市情報公開・個人情報保護審査会
2021年度第7号事件
(審査請求人 ○○ ○○)

2023年4月25日

答 申

町田市教育委員会
教育長 坂 本 修 一 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 野 村 武 司

2021年12月22日付け21町教学学第408号(2021年度第7号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という)が2021年8月31日付けで処分庁町田市教育委員会教育長(以下「処分庁」という)に対して行った個人情報開示請求に対して、処分庁が2021年9月14日付け21町教学学第231号の2をもって行った個人情報部分開示決定処分及び同日付け21町教学学第231号の3をもって行った個人情報不存在決定処分は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2021年9月14日付け21町教学学第231号の2をもって行った個人情報部分開示決定処分及び同日付け21町教学学第231号の3をもって行った個人情報不存在決定処分(以下「本件処分」という)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例(以下「本件条例」という)第20条第2項の規定により、2021年8月31日に「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し、「○○○○について、町田市教育委員会及び学校がもっている相談記録(2015年5月～現在まで)本人、親、学校、職員、第三者との」(以下「本件対象文書」という)を対象とする個人情報開示請求を行った。
- 2 処分庁は、審査請求人に対して、次の処分を行った。
 - (1)「町田市教育委員会がもっている相談記録」の請求に対し、本件条例第21条第1項第7号に該当するとして、個人情報部分開示決定処分を行った。
 - (2)「学校がもっている相談記録」の請求に対し、このことに関する情報を記録した文書が存在しないことを理由として、個人情報不存在決定処分を行った。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市教育委員会教育長(以下「審査庁」という)に対して、本件処分を不服として2021年10月14日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、個人情報部分開示決定処分については2021年11月10日付け21町教学学第299号の3、個人情報不存在決定処分については同第300号の3

「弁明書」により弁明した。

- 5 審査請求人は、2021年12月8日に「反論書」により反論した。
- 6 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2021年12月22日付け21町教学学第408号「個人情報開示決定処分に係る審査請求について(諮問)」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。
 - 2022年7月15日 審議
 - 2022年8月26日 処分庁への事情聴取
 - 2022年10月14日 審査請求人による口頭意見陳述
 - 2023年3月29日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、次のとおり主張した。

(1) 個人情報部分開示決定処分について

どのような内容で開示してもらえないのか詳細を聞きたい。子供が転校した経緯について調べている最中であり、メモについても全ての情報を黒塗りにするのではなく、開示できるところはしっかりと審査をして出してもらいたい。子供は連れさらわれて環境も変えられ不利益が発生していると考えられる。

(2) 個人情報不存在決定処分について

学校側に情報があることは知っている。それを文書化していないということか。そうならただちに文字を起こすなど検討してもらいたい。

2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書において、次のとおり主張した。

(1) 個人情報部分開示決定処分について

本件は、未成年である開示請求者（以下、「子」という）の法定代理人である父が請求人である。しかし、子は請求人に、現在の居所や通学している学校を知らせておらず、市では子や請求人が関係する児童虐待として相談を受けた経過がある。

本件請求に対し、対象文書として特定した「〇〇〇〇さんに関するメモ」は、子の学籍の異動に関する記録を記載しており、子が在籍する学校及びその期間、子の学籍の異動に伴う対応内容等がわかるものである。非開示とした部分の情報を開示すると、子の現在の居所や通学している学校が特定される恐れがあり、子の利益に反すると認められるため、本件条例第21条第1項第7号を理由として非開示としたことは妥当である。

(2) 個人情報不存在決定処分について

実施機関である町田市立〇〇小学校・〇〇中学校（以下「小学校及び中学校」という）では、「〇〇〇〇について相談記録」について作成しておらず、本件条例第2条第2項に規定する公文書は存在しない。したがって本件請求に対し、不存在決定処分としたことは妥当である。

3 審査請求人の反論

審査請求人は、反論書において、主に次のとおり主張した。

(1) 〇〇〇〇さんのメモを対象文書に特定とあるが、この他に有るのか 回答に至っておらず、厳正なる対応を求める。

(2) 「〇〇〇〇についての相談記録」に関するものについて、処分理由は「子の現在の居場所や通学している学校が特定される恐れがあり、子の利益に反すると認めら

れたため」とあるが、これは子供の権利として適正な修学に対するものを意味するため親権のある保護者として知り得る権利だと考えている。またこれらとは全く関係のないものまで黒塗りであり、過剰な情報保護である。

(3) 中学校にあった〇〇〇〇の荷物を町田市教育委員会学校教育部（学務課）に、引き渡したことが確認は取れている。2021年10月14日において、この件について学校教育部と話をしたが対応してもらえなかった。子どもの荷物とは、金品と同じことを意味するので詳細について回答いただきたい。

(4) そもそも真偽もわからない一方の事情聴取のみであり、調べることなく相談があったことのみで児童虐待と判断する時点で問題がある。審査請求人は、親権もあり、接近禁止命令も出ておらず、支援措置がかけられていないことを市民課で確認している。もし、子どもを連れ去った側が子どもを虐待した場合はどうなるのか。世間でもそう言ったケースで命を落とす子どもが多い。その子供たちは、元の親が良かったと言っていたという事実がある。SOSにつながる連絡、監視があれば助けられる。

第5 審査会の判断

1 対象文書と原処分

本件請求文書は、子について町田市教育委員会及び学校が保有している2015年5月から請求時点までの本人、親、学校、職員、第三者との相談記録である。

実施機関は、町田市教育委員会の保有するメモを特定し、表題を開示し、その余の部分を開示とする部分開示決定、小学校及び中学校については不存決定を行った。

2 町田市教育委員会の相談記録の部分開示決定

(1) 本件条例第21条第1項第7号該当性

未成年者の法定代理人は、本人に代わって実施機関が保有している自己に関する保有個人情報の開示を請求することができるが（本件条例第20条第2項）、法定代理人が保有個人情報の開示の請求をした場合において、当該保有個人情報の開示をすることが本人の利益に反するものと認められる場合には、開示の請求に応じることができない（本件条例第21条柱書及び第1項7号）。

請求者は子を本人とし、子の法定代理人親権者として本件請求を行った。しかし、実施機関は、本人が請求人に対して、本人の居所や通学している学校を教えていないところ、本件対象文書の非開示部分には、本人の学籍の異動に関する記録や子や請求人が関係する、児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という）が規定する児童虐待（以下「虐待等」という）の相談やそれに対する実施機関の対応等の記録が記載されていることから、非開示部分を請求人に開示すると、子に係る情報が請求人に知られることとなり、子の利益に反すると認められることを理由として、部分開示を行った。

これに対して、請求者は、子の親権者であること、住民基本台帳事務に係るDV等支援措置がなされていないこと、請求者に対して接近禁止命令が出されていないこと、町田市教育委員会が請求者に対して調査を行っていないことから、請求者に対して非開示部分を開示することが子の利益に反するとは認められないと述べる。

確かに、親権者であれば、法定代理人として子に代わって開示請求をすることができる。しかし、親権者による請求であっても、親権者であることをもって、常に親権者の利益と子の利益が合致するということとはできず、子の保有個人情報の開示をすることが子の利益に反すると認められるものについては、開示をしないことができると定められているのは前述のとおりである。また、相談記録には、虐待等にかかる相談

を受けた経緯や行った対応などが記載されており、本件相談が子に対する虐待等の相談として行われたことに鑑みると、実施機関が非開示部分を非開示と決定したことには合理性が認められる。そのことは、実施機関の対応過程において、請求人からの聞き取りがされていないことや、住民基本台帳事務に係るDV等支援措置や接近禁止命令がなされていないことによって左右されるものではない。

したがって、本件条例第21条第1項第7号に該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 学校の相談記録の不存在決定

審査会において、実施機関の事情聴取を行った上、小学校及び中学校が保有する本人に関する情報を記録した文書を確認したが、請求対象に含まれる文書の存在は認められず、また相談記録が存在すると推測させるような事情も認められなかった。

したがって、実施機関がした処分は妥当である。

4 結論

以上のおりであるから、町田市教育委員会が保有するメモに対し、表題のみを開示とする部分開示決定及び学校の相談記録についての不存在決定はいずれも妥当である。

町田市情報公開・個人情報保護審査会
2021年度第8号事件
(審査請求人 ○○ ○○)

2023年11月29日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 野 村 武 司

2022年1月6日付け21町都開第275号(2021年度第8号事件)でなされた
諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という)が2021年7月15日に処分庁町
田市長(以下「処分庁」という)に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が2
021年7月29日付け21町都開第116号で行った公文書部分公開決定において、
非公開とした部分のうち、「安全対策」については公開すべきであるが、その他の実施機
関の判断は妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2021年7月29日付け21町都開第116号をもって行
った公文書部分公開決定処分(以下「本件処分」という)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市情報公開条例(平成元年3月31日条例第4号。町田市情報
公開条例の一部を改正する条例(令和4年12月28日条例第45号)による改正前
のもの。以下「旧条例」という)第6条の規定により、2021年7月15日に「公
文書公開請求書」で、処分庁に対し、「2021年3月19日の電話のもととなる「宅
地の安全対策について(通知)」を対象とする公文書公開請求を行った。
- 2 処分庁は、「19町都開第196号2020年2月28日「宅地の安全対策について
(通知)」を対象文書として、2021年7月29日付け21町都開第116号「公
文書部分公開決定通知書」で審査請求人に対して、公文書部分公開決定処分を行った。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市長に対して、本件処分を不服として2021年10月
1日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、2021年11月12日付け21町都開第250号「弁明書」により弁
明した。
- 5 審査庁は、旧条例第10条第2項の規定に基づき、2022年1月6日付け21町
都開第275号「公文書部分公開決定処分等に係る審査請求について(諮問)」により、
本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 6 審査会は、次のとおり調査審議を行った。
2023年3月29日 審議
2023年4月24日 事情聴取

2023年6月16日 口頭意見陳述
2023年7月31日 審議
2023年9月25日 審議
2023年10月23日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人は、審査請求書において主に次の主張をした。

部分公開の理由として、特定の個人が識別され又は識別されうるものであるため、及び、公開することにより事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるためとされているが、住所については、当事者間では既知の事実であり、公開できない理由が理解できない。

2 処分庁は、弁明書において、主に次の主張をした。

非公開とした部分のうち、「住所、氏名、1 宅地等の所在地、2 安全対策」については、通知先の氏名、住所、特定の地番及び個別案件の内容が記載されており、公開することで特定の個人が識別され、その結果、当該個人の権利利益を侵害する恐れがあることから、旧条例第5条第1項第1号に該当するものとして、非公開とした。

また、「2 安全対策」については、市が行政指導として宅地を常時安全な状態に維持する手段を通知したものである。本件については請求人が「2021年3月19日の電話のもととなる」との記載にみられるとおり、特定の対象者を念頭において請求を行ったと思われるため、内容を公開することで当該対象者にとって不利益となる恐れがある。結果、対象者から市への信頼を損なうおそれがあり、事業の公平かつ適正な実施を著しく困難にするものであるから、旧条例第5条第1項第4号に該当するものとして、非公開とした。

3 審査請求人は、反論書において主に次の主張をした。

2021年3月19日の電話のもととなる「宅地の安全対策について（通知）」の請求に対し、なぜ、本件対象文書が公開されたのかということこそに疑義がある。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求の対象となる文書は、審査請求人の行った2021年7月15日付の公文書公開請求のうち、「2021年3月19日の電話のもととなる「宅地の安全対策について（通知）」に関するものである。これに対し、実施機関は「19町都開第196号2020年2月28日「宅地の安全対策について（通知）」を特定し、2021年7月29日付で旧条例第5条第1項第1号及び第4号に該当する部分を非公開とする部分公開決定を行った。

審査請求人は、本件処分を不服として非公開部分の公開を求める審査請求を行った。

2 本件非公開情報について

本文書は、特定地点に対する「宅地の安全対策について（通知）」であり、当該擁壁等の所有者ないし管理者の氏名、住所、擁壁等の所在する宅地の住所、求める安全対策などの記載項目で構成されている。「安全対策」は、「擁壁の補強、改善」、「擁壁の設置」、「排水施設の整備」、「法面保護」、「その他」から実施の検討を求めた項目を選択し、「その他」を選択した場合はその内容を記載するものとなっている。これらのうち、擁壁等の所有者ないし管理者の住所、氏名及び当該宅地の住所については旧条例第5条第1項第1号に該当し、「安全対策」については同第1号及び第4号に該当するとして実施機関は非公開と決定しているため、それぞれ以下検討する。

3 擁壁等の所有者ないし管理者の住所、氏名及び当該宅地の住所について

(1) 旧条例第5条第1項第1号について

本号は、個人に関する情報であって、特定個人が識別され、または識別されうるものを非公開とする旨規定している。これは、個人に関する情報が一度公開されると当該個人に対して回復しがたい損害を与えることを踏まえ、特定個人の識別性を要件としているものである。個人の識別性とは、特定の個人が判別できる、または判別できる可能性があるもののほか、当該情報から直接特定個人は判別できないが、他の情報と結びつけることで判別できるものも含まれると解されている。

ただし、法令の規定で一般に公表等されている場合（但し書きア）、当該個人が公開に同意していると明らかに認められる場合（同イ）、当該個人の公的地位または立場に関する情報で公開することが公益上必要と認められる場合（同ウ）、法令の規定に基づく許可、免許、届出その他のこれらに類する行為に際して作成・取得されたもので、公開することが公益上認められる場合（同エ）については、非公開とする個人情報の範囲から除外し公開するものとしている。

(2) 非公開情報該当性について

本件非公開部分は、擁壁等の所有者ないし管理者の住所、氏名及び当該宅地の住所で、いずれも特定個人が識別される情報である。したがって、旧条例第5条第1項第1号に該当するので、各但し書きに該当するかを検討する。

擁壁等の所有者ないし管理者は、当該宅地の所有者である場合とそうではない場合がある。土地の所有者であれば不動産登記簿により、法令の規定により一般に明らかな情報と言えるが、各擁壁等の所有者ないし管理者が土地の所有者と一致しているか否かは、「宅地の安全対策について（通知）」では確認することができない。「通知」があくまでも所有者ないし管理者に宛てて出されていることを踏まえると、但し書きアの定める法令の規定により明らかな情報とは言うことはできない。

また、「通知」について、擁壁等の所有者ないし管理者が公開に同意していると明らかに認められる事実関係はなく、法令の規定に基づく許可等に関して実施機関が作成・取得したものと認められないため、但し書きウ及びエにも該当しない。

したがって、当該非公開部分について旧条例第5条第1項第1号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

4 「安全対策」について

(1) 旧条例第5条第1項第4号について

本号は「市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、公開することにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるもの」を非公開と定めており、公開することによる支障が一般的なおそれではなく、「事務事業の実施の目的を失わせる」程度のものであるか、「著しく困難と認められる」程度のもものと認められるものであることを要件としている。

本件非公開部分に照らせば、擁壁等の安全管理に関する実施機関の事務事業に一定の影響を与えるにとどまらず、事業の実施目的を失わせる程度のものであるか、適正・公正な事務事業の実施が著しく困難になる程度のものであるかといった支障の程度を検討する必要がある。

なお、当該部分は旧条例第5条第1項第4号に加えて同第1号が適用されているが、これについての解釈等は前掲のとおりである。

(2) 「宅地の安全対策（通知）」に係る業務について

宅地造成等規制法第16条第1項は、宅地造成工事規制区域内の宅地所有者、管理者等の安全管理に関する努力義務を定め、同条第2項で宅地造成等に伴う災害の防止のた

めに必要があると認める場合は、都道府県知事等が災害防止のために宅地所有者、管理者等に対し勧告、あるいは同法第17条第1項に基づき改善命令を行うことができると定めている。勧告等の対象となるか否かについては、国土交通省による「宅地擁壁老朽化判定マニュアル」を参考に点数化して判断され、勧告及び改善命令の対象とはならないが、安全管理上留意すべき点がある場合に「宅地の安全対策（通知）」（以下「通知」）が送付されている。

同法は、都道府県知事等が改善命令を行う際に、立入検査させることができると定めているが、改善命令に該当しない場合の擁壁等に対する調査権限は定めていない。そのため、通知の対象となる地点に対して実施されている点検等は、所有者ないし管理者の任意の協力により実施されているものということができる。

（3）旧条例第5条第1項第1号該当性について

実施機関は、「安全対策」について、それだけでは特定個人を識別できないが、他の情報と照合することで識別性が生じると主張している。

「安全対策」は、個別の地点について、具体的な状況や改善事項を個別に記載するのではなく、あらかじめ用意された項目から選択するものとなっている。選択項目は、「擁壁の補強、改善」、「擁壁の設置」、「排水施設の整備」、「法面保護」、「その他」となっており、擁壁等に関して一般的に安全管理上確認を要するものにとどまる。いずれを選択したのかが明らかになっても、擁壁等が市内に多数存在することを考慮すれば、それだけをもって具体的な地点を特定することは困難である。また、他の情報と照合したとしても、一般人が入手できる情報をもって、具体的な地点が特定されるということとはできない。ただし、「その他」の任意記載欄に擁壁等の固有の状況が記載されている場合は、その内容を踏まえて個別に判断する必要がある。

本件公開請求に関してみると、特定日の電話のやり取りになった「通知」の公開を求めており、請求人は特定の地点を念頭に置いたものということもできる。しかしながら、請求に対して本文書を特定し部分公開決定を行っていることから、請求対象文書を特定したことをもって、個人情報をも明らかにするとの判断は認められない。このような実施機関の判断を踏まえると、擁壁等の所在地、所有者ないし管理者の氏名・住所という個人情報を非公開とすれば、その他については個人の識別性は認められず、旧条例第5条第1項第1号に該当するとした実施機関の判断は妥当ではない。

（4）旧条例第5条第1項第4号該当性について

本件通知に係る事務事業は、擁壁等の所有者ないし管理者の任意の協力の下で行っていることから、実施機関は点検結果が公になると、対象者が点検結果自体を懐疑的にとらえてしまう事態や、市に対して不信感を抱く事態が目的達成の妨げになると主張している。また、第三者から対象者への不当な責任追及、誤解、トラブル、信用棄損の発生等が生じ、事務事業の遂行に著しい支障が生ずると主張している。

確かに「通知」に係る業務は任意の検査であるため、強制的に行う権限を実施機関は有しておらず、対象者の協力のもとに実施する事務事業と言えるものである。しかしながら、実施機関の主張する対象者が点検結果自体を懐疑的にとらえてしまう事態や、市に対して不信感を抱く事態、第三者からの対象者への不当な責任追及等が生じるとの主張は、地点が特定されたことにより生じる得るものである。また、実施機関の主張する第三者から対象者への不当な責任追及、誤解、トラブル、信用棄損の発生等についても、地点の特定をもって生じるものである。

既に判断したとおり、「安全対策」は旧条例第5条第1項第1号に該当するとは認められず、本文書について言えば、開示されても地点や所有者あるいは管理者が明らかでない擁壁等について、どのような安全対策が通知されたかがわかるにとどまる。した

がって、地点を特定する所有者ないし管理者に関する情報、および地点に関する情報を非公開とすることで、実施機関が主張する事態が生じ、事務事業の遂行に著しい支障が生じると言うことはできず、旧条例第5条第1項第4号に該当するとした実施機関の判断は妥当でない。

5 結論

以上のとおり、処分庁が行った本件請求対象文書を旧条例第5条第1項第1号及び第4号に該当するとして非公開とした部分のうち、「安全対策」については公開すべきであるが、その他の実施機関の判断は妥当である。

町田市情報公開・個人情報保護審査会
2021年度第9号事件
(審査請求人 ○○ ○○)

2023年11月29日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 野 村 武 司

2022年1月6日付け21町都開第275号(2021年度第9号事件)でなされた
諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という)が2021年9月9日に処分庁町田市長(以下「処分庁」という)に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が2021年9月22日付け21町都開第187号で行った公文書存否応答拒否処分は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2021年9月22日付け21町都開第187号をもって行った公文書存否応答拒否処分(以下「本件処分」という)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市情報公開条例(平成元年3月31日条例第4号。町田市情報公開条例の一部を改正する条例(令和4年12月28日条例第45号)による改正前のもの。以下「旧条例」という)第6条の規定により、2021年9月9日に「公文書公開請求書」で、処分庁に対し、「○○町○○○○-○及び○○町○○○○-○の「宅地の安全対策(通知)」と起案書の表紙」を対象とする公文書公開請求を行った。
- 2 処分庁は、2021年9月22日付け21町都開第187号「公文書存否応答拒否通知書」により、対象土地にかかる情報の存否について明らかにすることにより、対象者に不利益が生ずると認められることを理由として、審査請求人に対して、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市長に対して、本件処分を不服として2021年10月1日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、2021年11月12日付け21町都開第250号「弁明書」により弁明した。
- 5 審査庁は、本件条例第10条第2項の規定に基づき、2022年1月6日付け21町都開第275号「公文書部分公開決定処分等に係る審査請求について(諮問)」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 6 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2023年3月29日 審議

2023年4月24日 事情聴取

2023年6月16日 口頭意見陳述

2023年6月26日 審議

2023年7月31日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人は、審査請求書において主に次の主張をした。

処分の理由として、対象の土地にかかる情報の存否について明らかにすることにより、対象者に不利益が生ずると認められるためとしているが、具体的にどのような不利益であるのかを問いたい。

2 処分庁は、弁明書において、主に次の主張をした。

本件請求は、「〇〇町〇〇〇〇-〇及び〇〇町〇〇〇〇-〇の「宅地の安全対策について（通知）」と起案書の表紙」という、特定の地番を指定して行われており、対象文書は、存在しているか否かを答えるだけで、特定の土地の所有者に対して町田市が安全対策の実施検討を依頼しているか否かが判明してしまい、その結果、特定の個人の名誉が侵害される恐れがあると認められることから、旧条例第5条の2第1項の規定に基づき、本件請求を拒否することとした。

3 審査請求人は、反論書において主に次の主張をした。

本件以外の公文書公開請求に対する取り扱いを考え合わせれば、非公開情報をマスキングした上で部分開示することが可能であると考えられる。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求対象となる文書は、審査請求人の行った2021年9月9日付の公文書公開請求のうち、特定地番にかかる「宅地の安全対策（通知）」とその起案文書（以下、本件請求文書）である。

宅地造成等規制法第16条第1項は、宅地造成工事規制区域内の宅地所有者、管理者等の安全管理に関する努力義務を定め、同条第2項で宅地造成等に伴う災害の防止のために必要があると認める場合は、都道府県知事等が災害防止のために宅地所有者、管理者等に対し勧告、あるいは同法第17条第1項に基づき改善命令を行うことができると定めている。勧告等の対象となるか否かについては、国土交通省による「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル」を参考に点数化して判断され、勧告及び改善命令の対象とはならないが、安全管理上留意すべき点がある場合に「宅地の安全対策（通知）」（以下「通知」）が送付されている。

本件請求は、特定地番に対する「通知」等を特定して行われ、実施機関は旧条例第5条の2第1項の定める存否応答拒否処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件実施機関職員と特定地番の安全対策について再三やり取りを行っていること、審査請求人が別に行った公文書公開請求では部分公開された文書があることなどから、本件処分を不服として本件審査請求を行った。

2 旧条例第5条の2第1項について

旧条例第5条の2第1項は、「実施機関は、公文書の公開請求に対し、当該請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる」と定めている。本条文は、公開請求に対し実施機関は、請求対象となる文書の存否、存在する場合は公開・非公開の判断することを原則としているところ、公開請求に文書の存否を明らかにすることで、非公開とすべき情報が明らかになる場合で

一定条件に該当するときに例外的に適用し、公開請求に係る文書の存否自体を回答せずに公開請求を拒否するものである。例えば特定個人を探索する目的で公開請求が行われるなど、特定の個人名など個人を識別する情報を具体的に特定した公開請求に対し、当該個人の生命、身体又は名誉といった保護利益が侵害されると判断した場合に適用される。

したがって、本条文の適用に当たっては、個人を識別する情報で請求対象を特定した請求であることだけでなく、当該請求対象文書に係る情報が、個人の生命、身体又は名誉を侵害するものであるかを検討する必要がある。

3 旧条例第5条の2第1項の該当性について

本件請求は、「通知」とそれを発出するに際しての起案文書について地番を特定して行われたものである。旧条例第5条第1項第1号は、個人に関する情報で、特定個人が識別され又は識別され得るものを個人情報として非公開とする旨定め、特定の個人が識別できる直接的な要素として氏名や住所を解釈においてあげている。条例の運用においては、旧条例第5条1項1号の但し書きアないしエに該当する場合を除き、特定個人に関する情報を保有しているか否か自体が非公開情報に該当し、個人を識別する情報を非公開にすることでその他の部分を公開しても個人が識別あるいは識別され得ない場合は、部分公開することになる。地番を特定した本件請求は、請求内容そのものに特定個人が直接識別できる情報を含み、その存否を明らかにすることは、特定個人に関する情報を実施機関が保有しているか否かを明らかにすることとなる。ここで旧条例第5条の2第1項は、旧条例第5条第1項第1号に該当する情報を明らかにするか否かだけでなく、個人の生命、身体又は名誉を侵害すると認められるかを要件としており、本件請求文書の存否を明らかにすることが、かかる要件に該当するかが問題になる。

実施機関の主張によると、「通知」は安全対策の実施検討を対象者に求めている事実を記載するものであるが、送付した対象者に何らかの義務を課す文書ではなく、特定の対象者に「通知」が送付されているか否かが判明すると、通知対象者の管理が行き届いていないと連想させ、杜撰な人物であるかのような誤解を与える恐れがあり、特定個人の名誉を侵害するものとしている。確かに「通知」は、宅地造成等規制法の定める勧告又は改善命令の対象とはならないが、安全管理上留意すべき点のある場合に送付されるものであり、宅地の所有者、管理者等は法の定める安全管理の努力義務を踏まえ、自主的に対応をすることが求められるに留まるものである。そのため、通知の対象となっているということは、いかなる事情があるかは別にして、一般的に宅地の安全管理に努めていないという誤解を与えることは否定しがたく、特定地番が通知の対象となっているか否かを明らかにすることによって、当該地番の所有者、管理者などの名誉が侵害されると言わざるを得ない。

したがって、実施機関が本件請求に対して旧条例第5条の2第1項により存否応答拒否処分を行ったことは妥当である。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件実施機関職員と特定地番の安全対策について再三やり取りを行っていること、審査請求人が別に行った公文書公開請求では部分公開された文書があることなどを主張しているので、この点についても言及しておく。

旧条例は何人にも実施機関の保有する公文書の公開請求する権利を保障しており、公文書公開請求について、請求者がいかなるものであるかを問わず、すべての者に対して等しく同じ情報を公開することを原則としているものである。そのため、本件請求で言えば、特定地番についての文書の存否について審査請求人に対して明らかにすることは、別の者が同じ文書の公文書公開請求を行えば、同様に特定地番の文書の存否を明らかに

することになる。また、利害関係者には把握している事情があったとしても、旧条例に基づく公開請求では利害関係者が知り得ているか否かは考慮せず、何人に対しても明らかにできるか否かで判断しなければならないところである。したがって、審査請求人の主張の意図するところは理解するものの、採用することはできない。

また、審査請求人は本件請求以外にも関連する文書の公開請求を行い、本件請求に対する処分と矛盾する処分が行われている旨を主張している。審査請求人が当審査会に提出した資料及び当審査会として実施機関に確認したところによると、2つの類型で本件請求の判断に関連するものがあると言える。

1つ目の類型としては、本件請求以外に行った請求では、特定地番を明示した請求対象文書の特定ではなく、発出されている文書番号を特定したものや、その文書の発出にあたり行われた起案に係る文書が確認されたところである。これらの公文書公開請求は、特定地番という個人情報を含まないものであり、本件請求と判断を異にした実施機関の判断に矛盾はないと考えられる。また、審査請求人は別件請求で公開された起案文書に、勧告および通知件数が記載されているとの主張をしているが、これは当該起案文書により複数の宅地に対する勧告および通知を一括で決裁したことによると思料され、本件請求に関する判断を覆すものではない。

2つ目の類型としては、本件以外の開示請求で特定地番を明示して請求対象文書を特定したものが、不存在と処分されたものが確認できる。審査会として実施機関に確認したところ、該当する不存在処分は、特定地番に係る文書の存否を明らかにしたものではなく、当該事務を行っていない、あるいは特定地番に係る文書に関わらず、すでに該当する文書の保存期間が満了して存在していないため、不存在決定を行ったとのことで、特定地番の文書の存否を回答したものではないとのことであった。かかる説明にも不自然、不合理な点はなく、実施機関の処分を覆すものではない。

以上のことから、審査請求人の主張はいずれも採用することができない。

5 結論

以上のとおり、処分庁が行った本件請求対象文書を旧条例第5条の2第1項に該当するとして存否応答拒否処分としたことは妥当である。

町田市情報公開・個人情報保護審査会
2021年度第10号事件
(審査請求人 ○○ ○○)

2023年11月22日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 野 村 武 司

2022年3月16日付け21町市市第1771号(2021年度第10号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という)が2021年10月20日付けで処分庁町田市長(以下「処分庁」という)に対して行った個人情報開示請求に対して、処分庁が2021年10月29日付け21町市市第1113号の2をもって行った個人情報存否応答拒否処分は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2021年10月29日付け21町市市第1113号の2をもって行った個人情報存否応答拒否処分(以下「本件処分」という)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例(以下「本件条例」という。)第20条第2項の規定により、未成年の子の法定代理人として、2021年10月20日に「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し、「○○○○のマイナンバー(もしくはそれがわかるもの)」(以下「本件対象文書」という。)を対象とする個人情報開示請求を行った。
- 2 処分庁は、審査請求人に対して、2021年10月29日付け21町市市第1113号の2「個人情報存否応答拒否通知書」により、本件条例第24条の2第1項に該当するとして、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市長(以下「審査庁」という。)に対して、本件処分を不服として2021年11月15日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、2021年12月10日付け21町市市第1363号「弁明書」により弁明した。
- 5 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2022年3月16日付け21町市市第1771号「個人情報開示等請求決定処分に係る審査請求について(諮問)」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 6 処分庁は、2021年12月10日付け21町市市第1363号「弁明書」に記載誤りがあるとして、2023年6月22日付け23町市市第422号「弁明書」によ

り改めて弁明した。

7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

- 2023年6月26日 審議
- 2023年7月31日 処分庁への事情聴取
- 2023年9月25日 審議
- 2023年10月23日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれら～に規定する支援措置が実施されているという理由になっているが、そもそも支援措置が実施されるような事実がなく明らかな制度の不正使用と考えられる」と主張した。

2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書において、次のとおり主張した。

- (1) 本件対象者は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置（昭和42年10月4日付け法務省民事甲第2671号民事局長等通知・第5の10）に規定する支援措置が実施されており、住所につながる証明書等の交付が制限されている。
- (2) マイナンバーについては、住民票と紐づけて管理しており、本件開示請求に基づき情報の存否について明らかにすることにより、町田市に住民票が存在するか否かが明らかになり、本件対象者に不利益が生ずると認められる。

第5 審査会の判断

1 本件開示請求について

本件対象文書は、請求者の未成年の子のいわゆるマイナンバーまたは個人番号が分かる文書であるが、実施機関は子に不利益が生じると認められる（本件条例第24条の2第1項）として、本件処分を行った。

2 本件処分について

(1) マイナンバーについて

マイナンバーは、法律上は「個人番号」とされており、日本国内に住民票を持っている全住民に通知される12桁の番号である。個人番号は住民票の記載事項（住民基本台帳法第5条、第7条第8号の2）とされており、市町村は、その住民につき個人番号を住民基本台帳に記録している。

そして、当該住民の転出等により住民票を消除したときには、消除した住民票を住民基本台帳から除いて別につづり、除票簿として保存することとなり、除票には当該除票に係る住民票に記載をしていた事項（住民基本台帳法第15条の2）が記載される。

すなわち、個人番号は、町田市において現に住民登録がされている者については住民票に記載され、既に町田市から転出した者については、住民票の除票に記載されることとなる。

(2) 本件条例第24条の2第1項該当性について

本件対象者については、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置（昭和42年10月4日付け法務省民事甲第2671号民事局長等通知・第5の10）に規定する支援措置が実施されている。

上記のとおり、個人番号を記載した子の住民票があるかないか、あるいは当該住民票の除票があるかないかを回答した場合、子の住所が町田市内外のいずれにあるかを推測させるものとなる。子に対する支援措置が実施されていることを踏まえれば、いずれかの文書についてのその存否を回答した場合には、子が町田市にどうかどうかについて見当がつくことになり、子の生命又は身体が侵害されると認められる。

したがって、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否した実施機関の処分は妥当である。

なお、請求人は支援措置が実施されるような事実がないから、明らかな制度の不正使用と考えられると述べるが、当審査会は、支援措置が実施されていることを前提として、本件条例に定める存否応答拒否処分の妥当性を審査するものであり、支援措置の実施に係る妥当性について判断することはできない。

3 結論

以上のとおりであるから、実施機関がした子のマイナンバーが分かる書類に対する存否応答拒否処分は妥当である。

第4章 情報公開・個人情報保護運営審議会の状況

1 情報公開・個人情報保護運営審議会

町田市情報公開・個人情報保護運営審議会は、「情報公開制度」と「個人情報保護制度」の適正な運用を図るために実施機関の諮問に応じて審議し、答申する機関です。

2023年4月1日に町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例を改正し、委員を15名から9名に変更しました。委員の内訳は学識経験者5名、公募の市民4名です。

町田市情報公開・個人情報保護運営審議会委員名簿

(2024年3月31日現在)

	選出区分	所属・推薦団体名	氏名
会長	学識経験者	玉川大学名誉教授	川野 秀之
職務代理	学識経験者	東海大学教授	服部 篤美
委員	学識経験者	弁護士	鶴田 信紀
委員	学識経験者	神奈川大学教授	嘉藤 亮
委員	学識経験者	明治大学教授	湯浅 壘道
委員	公募		大羽 健司
委員	公募		渋谷 喜一
委員	公募		早野 喜久江
委員	公募		向井 保

2 情報公開・個人情報保護運営審議会の開催状況

2023年度は3回開催（通算では392回）しました。情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況についての報告を受けました。諮問事項はありませんでした。

第1回 2023年 5月15日 開催

- 1 委嘱辞令交付
- 2 委員自己紹介
- 3 会長の選任（互選）
- 4 職務代理者の選任
- 5 個人情報保護法改正への対応について（報告）〈事務局〉
 - (1) 個人情報ファイル簿の作成と公表について
 - (2) 法律に基づく新たな制度の運用について
- 6 情報セキュリティ事故の報告〈子ども生活部保育・幼稚園課〉

第2回 2023年 9月19日 開催

- 1 情報セキュリティ事故の報告〈障がい福祉課〉
- 2 情報セキュリティ事故の報告〈保険年金課〉

第3回 2023年11月13日 開催

- 1 情報セキュリティ事故の報告について〈介護保険課〉
- 2 NTT西日本子会社による情報流出事件について〈保険年金課〉
- 3 情報セキュリティ事故の報告について〈住宅課〉

4 2022年度情報公開制度、個人情報保護制度及び会議公開制度の運用状況報告
について

- (1) 年報やまびこについて
- (2) 防犯カメラの運用状況について

第5章 審議会等の会議公開の状況

1 2023年度の経過

審議会等の会議の公開制度は、市政に対する市民の参画を促進し、さらなる開かれた市政を実現するため、2000年4月に施行した「町田市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づく制度です。市民、学識経験者を構成員として、市長その他の執行機関に設置された審議会、審査会等を対象としています。

これらの会議については、非公開の会議も含め、総務部市政情報課及び町田市ホームページにおいて開催予定を事前公表しています。

2023年度は、97の会議体で延べ893回の会議が開催されました。

公開している会議で使用された資料及び議事録は、総務部市政情報課で、閲覧や写しをとることができます。

2023年度の会議の公開状況は以下のとおりです。

区分	公開	一部公開	非公開	合計
開催回数	198回	7回	688回	893回
傍聴者数	703人	3人	—	706人

2 審議会等の会議の開催状況

所管部	所管課	会議の名称	開催数計	公開	一部公開	非公開	傍聴者数	中止
政策経営部	経営改革室	町田市行政経営監理委員会	2	2	-	-	215	-
	企画政策課	町田市いじめ問題調査委員会	19	-	-	19	0	-
	デジタル戦略室	町田市デジタル化推進委員会	2	2	0	0	335	0
総務部	総務課	町田市指定管理者管理運営状況評価委員会	1	1	-	-	0	-
		町田市指定管理者候補者選考委員会	7	-	-	7	0	-
		町田市外郭団体監理委員会	1	1	-	-	0	-
		町田市教育委員会指定管理者管理運営状況評価委員会	1	1	0	0	5	0
	法制課	町田市行政不服審査会	2	0	0	2	0	0
	市政情報課	町田市情報公開・個人情報保護審査会	12	-	-	12	0	-
町田市情報公開・個人情報保護運営審議会		3	3	-	-	0	-	
防災安全部	防災課	町田市防災会議	2	2	-	-	0	-
	市民生活安全課	町田市交通安全推進協議会定例会	2	2	-	-	0	-
		町田市交通安全行動計画策定及び推進委員会	1	1	-	-	0	-
市民部	市民総務課	町田市市民センター等の未来ビジョン推進委員会	1	1	-	-	0	-
	市民協働推進課	町田市男女平等参画協議会	2	2	-	-	0	-
		町田市男女平等推進センター運営委員会	12	12	-	-	0	-
文化スポーツ振興部	文化振興課	博物館運営委員会	2	2	-	-	-	-
		町田市文化芸術のまちづくり計画策定懇談会	3	3	0	0	4	0
	スポーツ振興課	町田市スポーツ推進審議会	3	3	-	-	0	-
	国際版画美術館	町田市立国際版画美術館運営協議会	2	2	-	-	1	-
		町田市立国際版画美術館美術資料収集委員会	2	-	-	2	0	-
地域福祉部	福祉総務課	町田市福祉有償運送運営協議会	1	1	0	0	0	0
		町田市民生委員推薦会	4	0	0	4	0	0
		町田市福祉のまちづくり推進協議会	3	3	0	0	0	0
	障がい福祉課	町田市障がい者施策推進協議会	4	4	0	0	10	0
		町田市地域精神保健福祉連絡協議会専門部会	1	1	0	0	3	0
		町田市障がい者施策推進協議会（仮称）障がい者差別解消条例検討部会	5	5	0	0	13	0
		町田市障がい者施策推進協議会（就労・生活支援部会）	3	3	0	0	0	0
		町田市障がい者施策推進協議会（相談支援部会）	3	3	0	0	0	0
		町田市障害支援区分認定審査会	38	0	0	38	0	0
		町田市障がい者施策推進協議会（障がい者計画部会）	7	7	0	0	0	0

いきいき生活部	いきいき総務課	町田市地域密着型サービス運営委員会	3	3	0	0	3	0
		町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会	6	6	0	0	18	0
		町田市介護保険施設等整備運営事業者の候補者評価委員会	1	0	0	1	0	0
	保険年金課	町田市国民健康保険運営協議会	4	4	0	0	4	0
	高齢者支援課	町田市地域包括支援センター運営協議会	3	3	0	0	0	0
		町田市認知症施策推進協議会	2	2	0	0	2	0
		町田市老人ホーム入所判定委員会	2	0	0	2	0	0
	介護保険課	町田市介護認定審査会	588	0	0	533	0	55
		町田市介護保険苦情相談調整会議	1	1	0	0	0	0
保健所	保健総務課	町田市医療安全推進協議会	1	0	0	1	0	0
		町田市保健所運営協議会	2	2	0	0	0	0
		町田市健康危機管理委員会	1	1	0	0	0	0
	健康推進課	町田市自殺対策推進協議会	2	2	0	0	0	0
	保健予防課	町田市感染症の診査に関する協議会	24	0	0	24	0	0
		町田市食育推進計画策定及び推進委員会	2	2	0	0	0	0
		町田市大気汚染障がい者認定審査会	12	0	0	12	0	0
		町田市予防接種健康被害調査委員会	4	0	0	4	0	0
		町田市母子保健連絡協議会	1	1	0	0	0	0
		町田市難病対策地域協議会	1	0	0	1	0	0
	町田市地域精神保健福祉連絡協議会専門部会	1	0	0	1	0	0	
子ども生活部	子ども総務課	町田市子ども・子育て会議	5	5	0	0	4	0
		(仮称) 子どもにやさしいまち条例検討部会	5	5	0	0	4	0
	児童青少年課	町田市子どもセンターただON運営委員会	3	3	0	0	0	0
		町田市子どもセンターつるっこ運営委員会	3	3	0	0	0	0
		町田市子どもセンターばあん運営委員会	3	3	0	0	6	0
		町田市子どもセンターばお運営委員会	3	3	0	0	0	0
		町田市子どもセンターまあち運営委員会	3	3	0	0	0	0
子ども生活部	子ども発達支援課	町田市医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会	4	0	0	4	0	0
		(仮称) 子ども発達支援計画行動計画2024～2026 検討部会	3	3	0	0	0	0
経済観光部	産業政策課	町田市産業振興計画推進委員会	6	6	0	0	0	0
		町田市トライアル発注認定制度選考懇談会	1	0	0	1	0	0
		町田市新商品・新サービス開発事業補助金選考懇談会	1	0	0	1	0	0
	観光まちづくり課	町田市観光まちづくり推進委員会	1	1	0	0	0	0
		町田薬師池公園四季彩の杜魅力向上計画改定検討委員会	1	1	0	0	0	0

	農業振興課	第4次町田市農業振興計画推進委員会	1	1	0	0	0	0
		町田市里山環境活用保全計画推進委員会	1	1	0	0	0	0
		町田市認定農業者認定検討会・認定就農者認定検討会	2	0	0	2	0	0
環境資源部	環境政策課	町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会	2	2	0	0	0	0
		町田市環境審議会	2	2	0	0	2	0
		町田市廃棄物減量等推進審議会	4	4	0	0	0	0
都市づくり部	都市政策課	町田市建築審査会	11	0	5	6	3	0
		町田市都市計画審議会	4	4	0	0	1	0
		「立地適正化計画」の策定に向けたあり方検討委員会	3	3	0	0	0	0
	交通事業推進課	町田市地域公共交通会議	1	1	0	0	0	0
		町田市福祉のまちづくり推進協議会バリアフリー部会	3	3	0	0	0	0
	地区街づくり課	町田市景観審議会	1	1	0	0	0	0
		町田市景観審議会専門部会	2	2	0	0	0	0
		町田市都市計画事業鶴川駅南土地地区画整理審議会	1	0	1	0	0	0
	住宅課	町田市特定空家等対策審議会	4	0	0	4	0	0
		町田市管理不全空家等及び特定空家等対策審議会	1	0	0	1	0	0
下水道部	下水道経営総務課	町田市下水道事業計画評価委員会	2	2	0	0	0	0
会計課		町田市会計基準委員会	1	1	0	0	0	0
学校教育部	保健給食課	町田市学校給食問題協議会	5	5	0	0	10	0
		町田市教育委員会いじめ問題対策委員会	4	0	1	3	0	0
	指導課	町田市立小学校教科用図書調査協議会	3	0	0	3	0	0
		町田市不登校施策検討委員会	3	3	0	0	8	0
教育センター	町田市特別支援教育推進計画検討委員会	4	4	0	0	1	0	
生涯学習部	生涯学習総務課	町田市生涯学習審議会	3	3	0	0	2	0
		町田市文化財保護審議会	4	4	0	0	0	0
		町田市国史跡高ヶ坂石器時代遺跡整備検討委員会 第15回会議	1	1	0	0	0	0
	生涯学習センター	町田市生涯学習センター運営協議会	6	6	0	0	37	0
	図書館	町田市子ども読書活動推進計画推進会議	2	2	0	0	0	0
		町田市立図書館協議会	5	5	0	0	15	0
		町田市民文学館運営協議会	2	2	0	0	0	0
市民病院事務部	経営企画室	町田市病院事業運営評価委員会	2	2	0	0	0	0
	医事課	町田市民病院地域医療に関する委員会	4	4	0	0	0	0
合計			948	198	7	688	706	55

第6章 市長の資産等公開の状況

1 2023年度の経過

「政治倫理の確立のための町田市長の資産等の公開に関する条例」は、1995年10月1日に施行されました。

これは、国会議員が行う資産等の公開に準じた措置として、次の3点を公開するものです。

- ①市長が所有する土地、建物、有価証券等の資産を資産の区分に応じ記載した資産等報告書及び資産等補充報告書
- ②市長の前年中の総所得金額等及び贈与により取得した財産にかかる課税価格を記載した所得等報告書
- ③市長が報酬を得て会社等の役員等に就いている場合の当該会社名等を記載した関連会社等報告書

これらの報告書は、総務部市政情報課に備えてあり、情報公開制度と同様、誰でも閲覧を請求することができます。

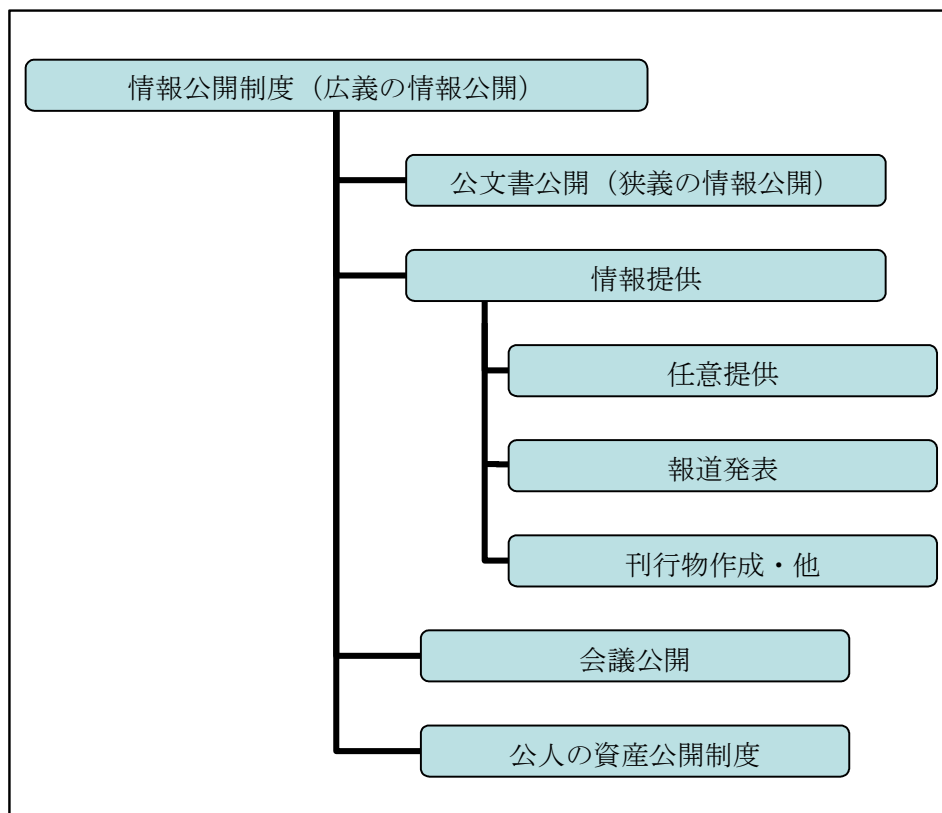
2023年度は、請求がありませんでした。

第7章 情報提供の状況

1 情報公開と情報提供

「情報提供」では、法令で定められた手続きが不要であること、提供のための新たな文書の作成も可能であること等、「(狭義の)情報公開」に比べ、簡単かつより需要に見合った柔軟・迅速な対応が可能です。

町田市では市民から情報の公開を求められた場合には、一義的に「公文書公開請求」として受け付けるよりも、できる限り「情報提供」を行うことで、積極的な情報の公開と提供に努めています。開かれた市政の実現のため、「情報提供」は市役所各課においても積極的に行っています。



2 刊行物の販売

2023年度の販売実績は、以下のとおりです。

(1) 一般会計

課名	刊行物の名称	単価 (円)	冊数	金額 (円)
企画政策課	戦争時代の体験記 平和ブック 1	100	1	100
	戦争時代の体験記 平和ブック 2	200	6	1,200
	戦争時代の体験記 平和ブック 6	200	5	1,000
	昭和 39 年米軍機墜落事故災害誌 (復刻版)	100	5	500
	まちだニューパラダイム 2030 年に向けた町田の転換	1,100	6	6,600
	みんなで描こう より良いかたち 町田市公共施設再編計画	1,600	1	1,600
	町田市データブック (2021 年度)	1,200	3	3,600
	まちだ未来づくりビジョン 2040	800	14	11,200
	町田市 5 ヶ年計画 22-26	300	8	2,400
広報課	ひっそり生きる町田の自然	1,200	1	1,200
市政情報課	統計書 第 56 号	700	9	6,300
財政課	令和 3 (2021) 年度決算 町田市の財政	200	2	400
	令和 4 (2022) 年度決算 町田市の財政	200	1	200
	令和 5 年度 (2023 年度) 予算書	800	1	800
	令和 5 年度 (2023 年度) 予算概要説明書	1,200	6	7,200
	令和 5 年度 (2023 年度) 補正予算書 (3 月補正)	300	1	300
	令和 6 年度 (2024 年度) 予算書	800	3	2,400
	令和 6 年度 (2024 年度) 予算概要説明書	1,200	8	9,600
福祉総務課	町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準マニュアルー建築物・共同住宅等ー	2,300	2	4,600
	町田市福祉のまちづくり推進計画	1,400	1	1,400
	町田市地域ホッとプラン	500	2	1,000
	町田市地域ホッとプラン	500	1	500
いきいき総務課	町田市いきいき長寿プラン 21-23 (町田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 ー第 8 期ー)	1,000	1	1,000
保健総務課	第 5 次町田市保健医療計画	400	1	400
農業振興課	町田市北部丘陵活性化計画	1,800	1	1,800
	町田市里山環境活用保全計画	200	10	2,000
	第 4 次町田市農業振興課計画 改訂版 2022 年 3 月	800	2	1,600
環境政策課	3R かるた	1,000	34	34,000
	土木工事標準構造図集 (2019.10)	1,400	1	1,400
都市政策課	町田市まちづくり 50 年史	1,200	2	2,400
	町田市都市づくりのマスタープラン	1,300	22	28,600
土地利用調整課	地形図 全図 (2 万分の 1)	200	8	1,600
	地形図 北部 (1 万分の 1)	200	3	600
	地形図 南部 (1 万分の 1)	200	3	600
	地形図 西部 (1 万分の 1)	200	3	600
	住宅団地分布図 (2 万分の 1)	1,000	2	2,000

	町田市都市計画図（参考図）	700	16	11,200
地区街づくり課	町田市景観計画	1,300	2	2,600
	町田市景観色彩ガイドライン	500	2	1,000
	町田市景観みちしるべ 景観づくりガイドライン	900	1	900
	町田市公共事業景観形成指針（景観指南書）	900	1	900
	町田市屋外広告物ガイドライン（景観編）	300	2	600
教育総務課	「町田市新たな学校づくり推進計画」の策定について（答申）	400	1	400
	町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について（答申）	200	1	200
	町田の教育 2022	400	2	800
新たな学校づくり推進課	町田市南第一小学校地区 新たな学校づくり基本計画	300	1	300
	町田市本町田地区小学校 新たな学校づくり基本計画	300	2	600
	町田市鶴川東地区小学校 新たな学校づくり基本計画	300	1	300
	町田市南成瀬地区小学校 新たな学校づくり基本計画	300	1	300
	町田市鶴川西地区小学校 新たな学校づくり基本計画	300	1	300
生涯学習総務課	町田の民話と伝承 第1集	500	7	3,500
	町田の民話と伝承 第2集	500	8	4,000
	町田の伝承 こどもの遊び	300	1	300
	町田の伝承 町田の方言と俗信・俗謡	500	2	1,000
	町田の伝承 年中行事	300	1	300
	発掘された町田の遺跡	700	7	4,900
	町田市史料集 2-1 佐藤甚右衛門「晴雨日記」	500	2	1,000
	図説自由民権	1,000	1	1,000
	町田の歴史をたどる	500	13	6,500
	自由民権 33	500	1	500
	自由民権 34	500	1	500
	自由民権 35	500	1	500
	自由民権 36	500	4	2,000
	民権ボックス 33 町田の近代と青年	500	1	500
	民権ボックス 34	500	1	500
	原町田村 武藤（日向武藤）家文書目録	800	1	800
	町田市史料集 小嶋隆蔵「御進発御供日記」二	800	1	800
	町田市史料集 小嶋隆蔵「御進発御供日記」三	900	1	900
	武相近代資料集 1-1 村野日記 1	700	1	700
	武相近代資料集 1-2 村野日誌 2	700	2	1,400
図書館（文学館）	翻刻 筑井紀行	300	3	900
	合計		274	195,600

(2) 下水道事業会計

課名	刊行物の名称	単価 (円)	冊数	金額 (円)
下水道経営総務課	未来につなぐ下水道事業プラン 町田市下水道事業経営戦略（本編）	2,800	1	2,800
下水道経営総務課	令和5年度（2023年度）町田市下水道事業会計予算書	100	2	200
	合計		3	3,000

市の刊行物の郵送購入を希望される方へ

市の刊行物は、郵送でもお求めになることができます。

書籍代に相当する現金またはゆうちょ銀行発行の普通為替（定額小為替を推奨しています）と送料分の切手をご用意いただき、下記住所までお送りください（詳細は町田市ホームページに掲載しております。複数お求めになる場合の送料は冊数等により変わってくるため、こちらでお調べいたします。そのほか、ご不明な点がございましたらお気軽にご連絡ください）。

なお、お名前・ご住所・お電話番号・希望される書籍名を記載したメモを同封してください。

〒194-8520 町田市森野2-2-22 市政情報課 電話：042-724-8407

3 町田市ホームページでの情報提供

町田市ホームページに「情報公開制度」「個人情報保護制度」「情報公開・個人情報保護の行政処分に対する審査請求」「情報公開・個人情報保護審査会答申一覧」「町田市情報公開・個人情報保護運営審議会」「特定個人情報保護制度（マイナンバー制度）」「年報やまびこ」のページを設け、情報提供を行っています。

また「刊行物ライブラリー」には、市が発行している刊行物の一覧の他に、PDFデータの公開が可能な刊行物を掲載しています。このデータには、町田市のオープンデータカタログサイトからもアクセスできます。

第8章 個人情報の漏えい事故ゼロを目指して

1 個人情報漏えい事故の概要と再発防止策の実施状況

1

事故の概要	市外の幼稚園6園に補助金等に係るデータを電子メールで送信する際に、誤って他園に在籍する児童の情報を含むデータを添付し、送信してしまった。
事故の原因	各園の在籍児童に限ったデータを送付すべきところ、他園の在籍児童の情報を含むデータまで誤って添付してしまった。あわせて、メール送信前に、決裁者が、送信内容の確認を怠ったため。
再発防止策	データの管理を徹底するとともに、データにパスワードを設定することを徹底する。また、メール作成時及びメール送付時の決裁者の確認時に、適切なデータが添付されているかを改めて確認するよう、周知徹底する。
再発防止策の実施状況	再発防止策をマニュアルにまとめ、マニュアルについて会議等で職員に周知を行った。個人情報を含むデータを複数のあて先にメール送付（ファイル転送）する際は、作業者と承認者の双方で、作業の手順及びリスクについて事前に共有の上で作業を実施し、再発防止に努めている。

2

事故の概要	愛の手帳の再交付にあたり、氏名が類似した別人の成年後見人に送付してしまった。
事故の原因	封入者が同一人物だと誤認してしまった。あわせて、発送前に封入物の確認を行った者も、ルールどおりの確認を怠ったため。
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の業務で作成した文書の混入による誤送付を避けるために、市民等への送付物について、業務ごとに封筒を区分して発送するよう見直す。 ・郵送物送付時における封入者と確認者のダブルチェックのルールを再徹底する。 ・手帳関連の送付文書の封筒について、発出元を記載する箇所に発送者と確認者が押印して発送するよう見直す。 ・人事異動等で配属される職員に対する転入者向け研修において、郵送物確認ルールの研修を行う。
再発防止策の実施状況	上記の対策を講じたところ、特にダブルチェックは、これまでも実施していたが、口伝で伝承されていたものを具体的に明文化して共有したことで、どの水準でダブルチェックをするのか認識を合わせることができた。また、明文化したことで新たに配属される職員向けの研修を実施しやすくなった。

3

事故の概要	事業対象者リストの作成を誤り、医療機関に事業対象者リストを郵送する際に、当該医療機関の患者ではない方の情報を含む情報を送ってしまった。
事故の原因	エクセルで事業対象者リストを作成する際に、作業手順を誤ったため。
再発防止策	・リスト作成時の作業手順にミスがあったことから、業務マニ

	<p>マニュアルの遵守を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスト作成後の確認作業が不十分であったことから、確認体制を強化する。
再発防止策の実施状況	<p>①業務マニュアルを確認しながら、リスト作成を行った。</p> <p>②リスト作成後、作成者とは別の担当者がリストの内容を確認した。</p> <p>保健事業の中でも、特定個人情報を取り扱う作業では、必ず複数人で間違いがないことを確認し、その旨を上司に報告してから決裁を行っている。そのため、職員の危機意識が向上し、再発防止につながっている。</p>

4

事故の概要	<p>居宅介護支援事業所に要介護・要支援認定情報を提供する際に、2事業所間で書類を取り違えて送付してしまった。(委託先で起こった事故)</p>
事故の原因	<p>毎日、数十件程度の要介護・要支援認定情報の提供事務をまとめて処理しているが、2事業所の名称が似ていたため、提供する情報と返信用封筒を組み合わせる際、返信用封筒に封入して糊付けする際、の2度の確認において、2事業者の取り違えに気がつかなかったため。</p>
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所の依頼1件ごとにコピーの作成、資料の出力、返信用封筒への封入等の作業を続けて行うことで、1件分の処理をしている間には、書類の突合が発生しないようにする。 ・介護保険課では、受付の時点で、情報提供依頼書に記入した受付番号を返信用封筒の隅にも記載することで、返信用封筒とその封筒へ封入する情報提供依頼書のコピーが正しいものであるか、を確認しやすくする。
再発防止策の実施状況	<p>再発防止対応として、委託先に対する指導を行い、その結果として作業マニュアルの変更と社員への指導・研修が速やかに実施された。</p> <p>これにより、作業工程が簡潔に改められ、変更した手順での処理実施を確認した。また、委託元(原課)では変更が既に実施されており、これらの対応以降、類似の案件の発生は確認されていない。作業工程の改善については評価しており、委託先との定期的な打ち合わせを続け、再発防止に向けた連携を強化していく予定である。</p>

5

事故の概要	<p>木造住宅耐震診断士のリストをホームページに掲載する際に、承諾を得ていない個人情報も掲載してしまった。</p>
事故の原因	<p>ホームページ公開前に、掲載データの詳細な確認を怠ったため。</p>
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取り扱いについて再度教育を行う。 ・ホームページ掲載時は、複数の職員による内容の確認を徹底する。
再発防止策の実施状況	<p>①個人情報の取扱いに関する部内研修を実施した(2024/1/5)。また、個人情報の取扱いに関する専用チャットを開設し、継続的に情報セキュリティに関する注意喚起・意識</p>

	<p>啓発を行っている。</p> <p>②ホームページ掲載のための課内決裁時に、公開しようとするファイルを必ずすべて添付するように改め、内容の確認を徹底している。</p>
--	---

6

事故の概要	納税通知書の送付にあたり、封緘しないまま発送してしまった。
事故の原因	発送前に行う封緘確認が不十分であったため。
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書送付の作業工程の見直しを行い、全ての通知書の封緘を確認する工程を追加する。 ・作業工程を管理するために使用するチェックリストに、封緘確認の工程を追加する。 ・確認体制を強化するため、複数の担当者が確認したことがわかるようにすることで再発防止を徹底する。
再発防止策の実施状況	<p>2024年4月16日発付分から以下について実施</p> <p>①納税通知書送付の作業工程の見直しを行い、枚数確認と切り分けて封緘を確認する工程を追加した。</p> <p>②納品から発送までの全体の作業工程を管理するチェックリストに、封緘確認の工程を追加した。</p> <p>③納品から発送までの全体の作業工程を管理するチェックリストについて、複数の担当者が確認したことがわかるようにした。</p>

2 研修・説明会等の開催

(1) 集合形式

日付	名称・対象等	内容	受講者数
2023年4月4日	新規採用職員研修(行政職)	情報公開制度と個人情報保護制度について	61
2023年6月30日	新任民生委員・児童委員個人情報保護研修	個人情報保護制度について	2
2023年10月3日	新規採用職員研修(行政職)	情報公開制度と個人情報保護制度について	6
2023年9月28日	新任民生委員・児童委員個人情報保護研修	個人情報保護制度について	3
2023年12月25日	新任民生委員・児童委員個人情報保護研修	個人情報保護制度について	1
2023年8月9日	インターンシップガイダンス	個人情報保護制度について	13
2023年10月18日	ころころ児童館に勤務する学童保育指導員研修	個人情報保護制度について	15
2024年1月5日	都市づくり部職員研修	個人情報保護制度について	53
2024年1月15日	管理職準備研修	情報公開制度、個人情報保護制度	10
2024年3月29日	新任民生委員・児童委員個人情報保護研修	個人情報保護制度について	2

会計年度任用職員等及び市民税課の委託・派遣職員を対象とする個人情報保護研修については、研修用の動画を製作し、当該動画を所属で視聴する運用に切り替えました。

(2) e-ラーニング

2024年3月に、個人情報保護及び情報セキュリティに関する職場研修（e-ラーニング）を実施しました。各課の会計年度任用職員を含む全職員計3,762名が受講しました。市立小・中学校の教職員については、PC環境が異なるため、紙資料で研修を実施しました。

3 P I ニュースの発行

情報公開制度・個人情報保護制度・会議公開制度や、情報提供に関連する話題を掲載した職員向けの啓発紙「P I ニュース」を発行しています。

2023年度は、個人情報の保護に関する法律や事故防止に関する話題を中心に10回発行しました。

第9章 その他
1 予算執行状況

単位：千円

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
歳入	537	432	378	598	424
歳出	4,625	5,185	4,853	4,584	2,626

<2023年度歳入内訳>

単位：千円

区分	用途	執行額(前年度)	
物品売払収入	有償刊行物頒布代	195	(357)
雑入	複写機等使用料	167	(241)
手数料	個人情報開示・情報公開手数料	62	—

<2023年度歳出内訳>

単位：千円

区分	用途	執行額(前年度)	
報酬	審議会・審査会委員報酬	1653	(3,490)
旅費	事務打合せ、研修	1	(0)
消耗品費	図書、事務用品	386	(292)
印刷製本費	製本等	44	(35)
筆耕翻訳料	審議会速記	97	(319)
保険料	個人情報賠償責任保険料	405	(400)
使用料	コピー機借上	21	(25)
負担金	職員研修	19	(23)

2 出資等団体の情報公開制度化の取り組み状況

町田市情報公開条例に基づき、出資等団体に対し、情報公開を行うための措置を講ずるよう指導を行ってきました。

なお、2023年度から、個人情報保護制度については個人情報の保護に関する法律に則って運用されています。

町田市の出資等団体の情報公開制度施行状況

(2024年3月31日現在)

名称 (設立年)	各団体の情報公開制度(施行年月日)
社会福祉法人町田市社会福祉協議会 (1958年)	社会福祉法人町田市社会福祉協議会情報公開規程(2000年6月1日)
町田市土地開発公社 (1974年)	町田市土地開発公社情報公開規程(2000年4月1日)
一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター (1993年)	一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター情報公開規程(1999年12月1日)
株式会社町田まちづくり公社 (1999年)	株式会社町田まちづくり公社情報公開規程(2004年5月28日)
社会福祉法人町田市福祉サービス協会 (2002年)	社会福祉法人町田市福祉サービス協会情報公開規程(2002年4月1日)
一般財団法人町田市文化・国際交流財団 (2004年)	一般財団法人町田市文化・国際交流財団情報公開規程(2004年4月1日)
一般社団法人町田市観光コンベンション協会 (2010年)	一般社団法人町田市観光コンベンション協会情報公開規程(2010年8月1日)
一般財団法人まちだエコライフ推進公社 (2012年)	一般財団法人まちだエコライフ推進公社情報公開規程(2012年4月2日)
株式会社町田新産業創造センター (2013年)	株式会社町田新産業創造センター情報公開規程(2013年1月30日)
一般財団法人町田市地域活動サポートオフィス (2019年)	一般社団法人町田市地域活動サポートオフィス情報公開規程(2019年4月18日)

3 他の自治体等からの視察

2023年度は、他の自治体等からの視察はありませんでした。

年報 やまびこ 35

—— 2023年度情報公開・個人情報保護・会議公開制度運用実績報告書 ——
2025年3月発行

刊行物番号 24-48

編集・発行 町田市総務部市政情報課

〒194-8520 町田市森野2-2-22

電話 042-724-8407 (直通)

印刷 市内印刷